

市政の概要

令和 7 年版

姫路市議会事務局

目次

市勢沿革

1 沿革	6
2 位置・地勢	16
3 市域の変遷	16
4 人口・世帯数の推移	17

議会

1 歴代正副議長	20
2 議会の構成	24
3 議会の活動状況	27
4 議会関係経理	29
5 議会事務局	30

政策

1 歴代三役	33
2 表彰	35
3 姉妹都市交流	38
4 庁議	41
5 広報	42
6 総合企画	45
7 広域行政	49
8 高等教育の推進及び私学振興	51
9 総合教育会議	53
10 奨学学術振興事業	54
11 危機管理業務	55
12 交通安全業務	56
13 防犯業務	57
14 防災業務	59
15 国民保護業務	66

総務

1 職制・給与	69
2 職員研修	73
3 行財政改革	74

財政

1 令和7年度予算	76
2 令和6年度決算	79
3 市税	81
4 市有財産	85

5 市庁舎	86
6 契約	88
7 工事技術検査室	89

市民

1 市民活動の推進	91
2 市民参画・協働	94
3 男女共同参画行政	99
4 市政情報の公開等	103
5 市民相談	106
6 消費者行政	112
7 戸籍・住民	114
8 霊苑・斎場	117
9 生涯学習大学校・好古園大学校	122
10 市民会館	126
11 地区市民センター	127
12 人権教育・啓発	132

農林水産環境

1 ごみ処理	135
2 まち美化	144
3 し尿処理	147
4 産業廃棄物対策	149
5 環境保全対策	151
6 農業	161
7 林業	166
8 水産業	168
9 農業振興センター	171
10 中央卸売市場	173

健康福祉・こども未来

1 生活保護	176
2 児童福祉	180
3 ひとり親の福祉	194
4 生涯現役社会の実現	198
5 高齢者福祉	201
6 介護保険制度	205
7 障害者福祉	214
8 医療費助成制度	224
9 その他福祉	227

10	福祉施設一覧	237
11	福祉計画・施設整備等	249
12	災害時要援護者対策	251
13	保健衛生	254
14	医療	275
15	国民年金	283
16	国民健康保険	286
17	後期高齢者医療制度	291

観光経済

1	観光行政	295
2	文化コンベンションセンター (アクリエひめじ)	300
3	市民文化の振興	305
4	国際交流	319
5	姫路公園の整備	321
6	動物園	322
7	好古園	323
8	姫路城	325
9	姫路城の保存修理	327
10	商工業行政	328
11	港湾の振興	340
12	勤労者福祉	343
13	「(仮称) 道の駅姫路」の整備	346
14	スポーツ振興	348
15	社会体育施設	350
16	手柄山中央公園の再整備	369
17	緑の相談所	371
18	手柄山温室植物園	373
19	手柄山交流ステーション	375
20	姫路市平和資料館	376
21	水族館	377

都市

1	都市計画	380
2	都市景観・住環境等	386
3	市街地再開発・区画整理審査	391
4	宅地規制・土地取引等	393
5	建築指導	396
6	住宅施策	401
7	市営住宅の管理・整備	406

8	営繕事業	412
9	区画整理事業等	414
10	総合交通体系	417
11	播磨臨海地域道路網構想の 計画推進	420
12	鉄道高架と都市拠点整備	422
13	鉄道駅周辺整備	427

建設

1	道路	415
2	公園	419
3	緩衝緑地造成事業	422
4	都市緑化	424
5	桜山公園	426
6	都市治水対策	427

会計

1	会計	445

デジタル

1	調査統計	447
2	情報管理	448

上下水道

1	上水道	456
2	下水道	464

消防

1	概要	474
2	施設および人員	475
3	消防活動体制	478
4	予防業務	480
5	指令業務	484
6	消防団	486
7	自主防災組織・民間防火組織	488
8	消防防災活動における 消防相互応援体制	490
9	ひめじ防災プラザ	492

教育

1	概要	496
2	学校施設	497
3	学校教育	505
4	総合教育センター	509
5	道德教育・人権教育	513
6	生涯学習	515
7	文化財	516
8	青少年教育	519
9	城郭の研究	520
10	生涯学習関連施設	521

委員会及び委員等

1	選挙	536
2	監査	538
3	公平委員会	540
4	農業委員会	541
5	附属機関	543
6	特別地方公共団体	548

法人

1	一般財団法人 姫路市まちづくり振興機構	550
2	公益財団法人 姫路市文化国際交流財団	558
3	社会福祉法人 姫路市社会福祉事業団	575
4	社会福祉法人 姫路市社会福祉協議会	576
5	公益財団法人 姫路市救急医療協会	580
6	公益財団法人 姫路市中小企業共済センター	581
7	公益社団法人 姫路市シルバー人材センター	583
8	公益社団法人 姫路観光コンベンションビューロー	585

市 勢 沿 革

1	沿革	6
2	位置・地勢	16
3	市域の変遷	16
4	人口・世帯数の推移	17

1 沿 革

年 月		
明治		
22.	4	姫路市制を敷く。町数 101 町、戸数 4,815 戸、人口 24,958 人、面積 3.03 km ²
	6	第 1 回市議会議員選挙（定数 30 名）
	7	有留清氏が初代市長となる
	8	下白銀町の民家を市役所として開庁
26.	2	日ノ本女学校開校
27.	7	播但鉄道 姫路～寺前間開通
28.	4	姫路消防組を組織
	4	播但鉄道 姫路～飾磨間開通
29.	5	陸軍第 10 師団創設
30.	11	市役所を北条口に移転
31.	6	姫路電燈株式会社創業（現関西電力）
34.	8	姫路師範学校開校
	12	市章制定
36.	11	姫路電話所創設
39.	12	山陽鉄道が国有となる
43.	4	県立姫路高等女学校開校（現県立姫路東高）
44.	4	市立姫路商業学校開校（現県立姫路商業高）
大正		
2.	4	市立実科女学校開校（現市立琴丘高）
4.	3	市役所新庁舎北条口に落成（昭和 20 年戦災で焼失）
10.	4	私立共愛裁縫女学校開校（現姫路女学院）
11.	7	姫路商業会議所開設（昭和 29 年 4 月 1 日「姫路商工会議所」に改称）
12.	8	神戸姫路電気鉄道 姫路～明石間開通
13.	4	官立姫路高等学校開校
15.	4	全国産業博覧会を城南練兵場で開催
昭和		
3.	9	姫路城の土地 104,892 坪が史跡地として指定され、市に管理を委任される
4.	2	上水道給水開始
6.	1	姫路城が国宝に指定
10.	5	町立飾磨商業高校開校（現県立飾磨工業高）
11.	2	姫路工業学校開校（現県立姫路工業高）
	4	姫新線 津山駅まで開通
14.	4	市立鷺城中学校開校（現市立姫路高）
16.	7	山陽電鉄 網干線開通
17.	2	市立飾磨高等女学校開校（現市立飾磨高）
19.	4	県立姫路工業専門学校開校（現兵庫県立大学）
20.	6	姫路市太平洋戦争第 1 次被爆（川西航空機姫路製作所、山陽皮革などを中心に城東地区被爆）
	7	太平洋戦争第 2 次被爆（爆撃のため市内中心部を焼失）
21.	3	新しい姫路市誕生（姫路市、飾磨市、白浜町、広畑町、網干町、大津村、勝原村及び余部村を廃止し、その区域をもって新しい姫路市を置く。総面積 106.69 km ² ）
	5	市立飾磨中学校開校（現市立飾磨高）
	7	新生姫路市初代市長に石見元秀氏就任
	12	市営バス創業
22.	4	教育制度改革により新制小学校 37 校を開校

昭和

22.	5	教育制度改革により新制中学校 14 校を開校
	5	市庁舎を公会堂から本町へ移転
	7	市立図書館開館
23.	1	姫路測候所業務開始
	3	市警察発足（29.7 廃止）
	3	自治体消防発足 市消防本部及び消防署設置
	4	教育制度改革により新制高等学校創立 県立 4 校（姫路西、姫路東、姫路工業、飾磨工業）、市立 4 校（姫路、琴丘、桜門、飾磨女子）、私立 2 校（日ノ本学園、兵庫県播磨（現姫路女学院））
	7	市保健所発足（県から移管）
24.	5	新制姫路工業大学開校（元県立姫路工業専門学校 現兵庫県立大学）
	5	新制神戸大学姫路分校開校（元姫路高等学校）
	8	市歌制定
25.	10	姫路工業大学短期大学部開校
26.	3	警察予備隊（現自衛隊）駐屯
	4	賢明女子学院高等学校開校
	9	姫路南高等学校（旧桜門高校）県営移管
	12	市立動物園開園
27.	10	教育委員会発足
29.	4	名古山霊苑開苑
30.	2	大手前通り「50m道路」完成
31.	5	書写山円教寺大講堂改築落慶
	10	太平洋戦全国戦災都市空爆死没者慰霊塔竣工
32.	3	市営中央卸売市場竣工（閉場）
	4	淳心学院高等部開校
	4	賢明女子学院短大開校
	5	県立姫路短大開校
33.	3	書写ロープウェイ完成
	4	国鉄山陽本線 姫路～西明石間電化
34.	3	姫路球場完成
	9	国鉄山陽本線 姫路～上郡間電化
	11	姫路民衆駅及び駅前地下街竣工
35.	3	名古山霊苑仏舎利塔竣工
36.	4	県立姫路商業高等学校開校
38.	4	東洋大学附属姫路高等学校開校
39.	6	姫路城天守閣解体復元工事完成
40.	3	姫路・東京間即時通話開始
	7	ベルギー・シャルルロア市と姉妹都市提携
41.	4	姫路大博覧会開催
	5	市営モノレール開通（54.1 廃止）
	6	市立水族館開館
	8	「さぎ草」を市花に制定
	11	松本市と姉妹都市提携
42.	4	吉田豊信氏市長就任
	6	姫路港が特定重要港湾に指定
44.	5	市旗制定
45.	3	姫路市基本構想の策定
	8	老人大学校好古学園開校

昭和

47.	3	山陽新幹線 新大阪～岡山間開通
	3	鳥取市と姉妹都市提携
	10	文化センター開館（R3.12 閉館）
	10	「カシの木」を市木に制定
48.	10	播但連絡自動車道一部開通
49.	6	市民プール完成
50.	12	国道2号姫路バイパス全線開通
51.	3	市民会館開館
	4	県立姫路別所高等学校開校
	11	アメリカ・フェニックス市と姉妹都市提携
	11	姫路LNG基地建設工事に着手
54.	2	夜間急病センター開設（現休日・夜間急病センター）
	4	教育研究所・視聴覚センター開設
	4	障害福祉センター開設
	4	県立網干高等学校開校
55.	4	国鉄播但線高架事業に着工
	4	花の北市民広場完成
	5	新市庁舎業務開始
	5	手柄山温室植物園開園
	7	妻鹿漁港整備事業着工
	11	駅南バスターミナル開設
	11	勤労市民会館開館
56.	4	生涯学習大学校開校
	5	市立総合スポーツ会館開館
	6	姫路西消防署竣工
	7	県立姫路循環器病センター開院
	9	自治福祉会館開館
57.	4	オーストラリア・アデレード市と姉妹都市提携
	5	球技スポーツセンター完成
	7	楽寿園開園
	7	漢字オンラインシステム完成
	8	姫路駅東立体駐輪場完成
58.	4	市立美術館、県立博物館開館
	4	じばさんビル完成
	4	戸谷松司氏市長就任
	7	西播磨市町長会結成
	10	大学設置推進同盟会発足
59.	4	南部美化センター完成（H22.3 廃止）
	5	ブラジル・クリチバ市と姉妹都市提携
	6	OECD都市レビュー開催
	10	国鉄播但線高架開通
	12	妻鹿漁港整備事業公有水面埋め立て竣工
60.	4	「ふれあいの郷」養護老人ホーム完成
	4	県立飾西高等学校開校
	7	福祉の店「花北」開設
	10	テレトピア構想モデル都市に指定
	12	播但連絡道（姫路中インター～姫路バイパス）開通

昭和

- 60. 12 姫路バイパス（中地ランプ～姫路西ランプ）開通
- 61. 4 梯野外活動センター完成（R5.3 廃止）
- 62. 2 連続立体交差・土地区画整理・新都市拠点整備事業の3点都市計画決定告示
- 4 姫路獨協大学開学
- 4 自然観察の森完成
- 5 中国・太原市と友好都市提携
- 11 自治制度公布100年記念、自治大臣表彰を受ける
- 63. 5 都市景観形成モデル都市に指定
- 7 和辻哲郎文化賞創設
- 7 中央体育館完成
- 8 姫路駅中央自転車駐車場「地下駐輪場」完成
- 10 (株)姫路メディアネットワーク設立

平成

- 元. 3 JR姫路駅周辺高架化事業の建設省事業認可
- 3 姫路百祭シロトピア開催（3月18日～6月4日）
- 4 「しらさぎ」を市鳥に、「ジャコウアゲハ（お菊虫）」を市蝶に制定
- 5 姫路城・シャンティイ城が姉妹城提携
- 10 音楽専用ホール「バルナソスホール」完成
- 2. 4 日本城郭研究センター完成
- 4 総合福祉通園センター「ルネス花北」開設
- 7 引原野外活動センター完工（H28.3 廃止）
- 7 駅南再開発ビル「バラシオ」完成
- 7 山陽自動車道（龍野西～姫路西間）開通
- 10 姫路シーサイドゴルフコース完成
- 3. 2 JR姫路駅周辺高架化事業の工事着手
- 3 山陽自動車道（姫路西～姫路東間）開通
- 4 姫路文学館開館
- 9 駅西再開発ビル「キャスパ」完成
- 11 大型放射光施設「SPring-8」起工
- 11 第6次空港整備5カ年計画に播磨空港が欄外記載される
- 4. 3 姫路市高齢者保健福祉10カ年計画「ゴールドプラン」策定
- 3 新市川美化センター竣工
- 4 姫路CATV「WINK」開局
- 4 姫路城西御屋敷跡歴史庭園「好古園」開園
- 5 宿泊型児童館「星の子館」開館
- 9 姫路城が「世界遺産」に推薦される
- 10 新書写山ロープウェイ運行開始
- 10 西保健福祉サービスセンター開設
- 12 保健医療カードシステム実験開始
- 5. 4 姫路科学館「アトムの館」開館
- 4 大手前地下駐車場完成
- 5 姫路市をはじめとする3市8町地方拠点都市地域に指定
- 5 姫路地域職業訓練センター開設
- 8 男山配水池公園完成
- 12 国宝姫路城が「世界文化遺産」に登録される
- 12 キャスティバル'94開催（12月10日～翌年12月10日）
- 6. 1 高規格救急車の運用開始

平成

- 6. 4 仁色ふるさと農園完成
- 7 書写の里・美術工芸館開館
- 7. 1 新中央保健所（中央保健福祉サービスセンター・中央デｲサービスセンター・環境衛生研究所）完成
- 4 網干保健福祉サービスセンター完成
- 4 市川ふれあい緑地完成
- 4 堀川和洋氏市長就任
- 6 消防緊急情報システムの運用開始
- 10 蒲田デイサービスセンター、蒲田住宅シルバーハウジングの完成
- 12 姫路市行政改革大綱策定
- 8. 1 「はばたけ姫路・秀吉天下一まつり」開催（1月1日～11月5日）
- 4 中核市に移行
- 4 姫路市水道資料館「水の館」開館
- 4 姫路市平和資料館開館
- 5 姫路文学館南館開館
- 12 高齢者バス優待乗車助成事業開始
- 12 播磨空港が第7次空港整備五箇年計画において、条件が整えば順次着手される空港に位置付けられる
- 12 姫路西バイパス（太子龍野バイパス上太田IC～姫路西バイパス相野ランプ）開通
- 9. 3 災害対策用備蓄倉庫（津田公園内）完成
- 4 図書館東分館・東保健福祉サービスセンター開設
- 4 JR山陽本線東部高架区間開通
- 6 障害者自動車燃料費助成事業開始
- 6 姫路市地域防災計画の全面改訂
- 7 姫路市住宅マスタープラン策定
- 8 播磨科学公園都市まちびらきフェスティバル'97開催（～10月）
- 8 放射光装置技術国際会議（SRI'97）開催
- 9 「創ing 姫路～21世紀を拓く男女100人フォーラム」開催
- 10 「姫路市総合交通体系検討懇話会」提言
- 10 姫路市行政手続条例施行
- 11 西播磨地域広域防災訓練の実施（山崎町）
- 12 姫路市医師会館、姫路市休日・夜間急病センターオープン
- 12 第1回「ひめじ21世紀会議」開催（～11年3月）
- 12 山陽自動車道（姫路東～三木小野間）全線開通
- 10. 1 姫路市消防50周年記念式典開催
- 2 JR山陽本線東部高架区間都市計画道路の一部開通（阿保線、大日線）
- 3 JR姫路駅南口のエスカレーター（車椅子対応型）完成
- 3 小型バス運行開始（市営バス）
- 3 JR播但線電化・高速化の実現（姫路駅～寺前駅）
- 3 キャスティ21イベントゾーン有効利用施設オープン
- 3 姫路港中島地区コンテナヤードの完成
- 4 ペットボトル等の分別回収を先行開始（5モデル地区）（12年4月から本格実施）
- 4 「播磨臨海地域道路網協議会」設立
- 5 「市政ふれあいメール」開設
- 7 「中心市街地活性化懇話会」設置
- 8 姫路市新総合計画づくりのための1万人市民アンケートを実施
- 9 お城本町地区市街地再開発ビル着工
- 10 高齢者や障害者に配慮したノンステップバス運行開始（市営バス）
- 10 姫路城周辺観光ループバス運行開始

平成

- 1 0. 1 0 21 世紀イベント「ひめじウェルカム 21」が「きらめく未来へ」をテーマに開幕
- 1 1 中学生の体験学習「トライやるウィーク」実施
- 1 1 「姫路城・世界文化遺産登録 5 周年記念フォーラム」開催
- 1 2 高規格救急車を全配備
- 1 2 「21 世紀姫路づくり中学生フォーラム」開催
- 1 1. 2 「水道通水 70 周年記念式典」開催
- 4 「市制施行 110 周年記念式典」開催
- 4 灘保健福祉サービスセンター・児童センター開設
- 6 災害協力協定（17 企業・2 団体）締結
- 7 市川左岸線「高木橋」開通
- 7 「姫路港開港 40 周年」記念行事開催
- 8 緑化推進で内閣総理大臣表彰（自然観察の森）
- 9 播磨空港基本計画（素案）見直し結果公表
- 1 0 「市民トーク」開始
- 1 0 姫路赤十字病院移転新築整備着工
- 1 1 「地方分権フォーラム」開催
- 1 2. 1 「全国世界遺産都市会議」姫路市で開催
- 1 姫路市こども議会開催
- 3 姫路市総合計画基本構想（中間案）まとまる
- 4 大韓民国・馬山市（現昌原市）と姉妹都市提携
- 5 姫路みなとドーム開設
- 7 姫路港に初の「国際コンテナ定期航路」開設
- 8 姫路市行財政構造改革取り組み方針（案）を作成
- 9 清流の復活で建設大臣賞「甦る水 100 選」を受賞
- 1 0 「中核市サミット 2000 in 姫路」を開催
- 1 2 「21 世紀カウントダウン」開催
- 1 3. 3 神谷ダム完成
- 4 「姫路 21 世紀プラン」スタート
- 4 国際消防救助隊発隊式
- 5 「国宝四城サミット」姫路市で開催
- 6 「世界地方都市十字路会議」姫路市で開催
- 7 イーグレひめじ完成
- 8 コミュニティ FM 放送局「FM GENKI」開局
- 9 姫路フィルムコミッション設立
- 9 姫路市行財政構造改革推進方策策定
- 1 1 姫路赤十字病院移転
- 1 4. 4 すこやかセンター開設
- 4 名古屋山霊苑新管理事務所開設
- 4 姫路市女性議会開催
- 5 県立武道館開館
- 5 播磨空港、県が第 8 次空整に整備要望見送りを表明
- 7 ファミリーサポートセンター開設
- 1 0 ハリウッド映画「ラスト・サムライ」の撮影（書写山円教寺）
- 1 5. 2 姫路地域任意合併協議会開催
- 3 国際フィルムコミッショナーズ協会へ加盟
- 3 姫路港広畑地区 5 万 t 級公共岸壁 1 バース供用開始
- 4 駅前市役所（愛称 すまいるステーション）開設

平成

- 15. 4 石見利勝氏市長就任
- 9 市役所本庁舎が「ISO14001」を取得
- 10 新幹線「のぞみ」がJR姫路駅に停車
- 12 青少年センター開設
- 16. 4 市政出前講座の開始
- 4 伊勢自然の里・環境学習センター開設
- 5 市民総合窓口設置
- 5 西保健センター開設
- 5 姫路観光ナビポート開設
- 5 「ザ 祭り屋台 in 姫路」開催
- 7 初の民間人助役の就任
- 10 中学校給食の試行を開始
- 10 水道局の営業関連業務を民間に包括委託
- 17. 2 姫路市・家島町・夢前町・香寺町・安富町による合併協定を締結
- 3 JR山陽本線「ひめじ別所駅」開業
- 3 「姫路市地域福祉計画」「姫路市子育て支援計画」「姫路市障害者福祉計画」を策定
- 6 対話型広聴活動「夢トーク」の開始
- 7 赤レンガ館（姫路市立美術館）100周年記念事業開催
- 9 わかものジョブセンター開設（現姫路しごと支援センター）
- 11 姫路市埋蔵文化財センター（愛称 まい姫）開設
- 12 戸籍システムの始動（戸籍原本を電子ファイル化）
- 18. 3 姫路市石倉最終処分場（愛称 エコ・フォレスト石倉）開設
- 3 「第13回優秀観光地づくり賞」を受賞
- 3 JR高架事業の山陽本線高架切り替え
- 3 人口53万人の新姫路市誕生（家島町・夢前町・香寺町・安富町と合併）
- 3 姫路市都心部まちづくり構想策定
- 3 姫路市行政システム改革プラン策定
- 4 社団法人姫路観光コンベンションビューローの発足
- 6 キャスティ21整備プログラム策定
- 9 市職員行動規範「ひ・め・じ」を策定
- 9 「のじぎく兵庫国体」開催
- 10 姫路公園が「日本の歴史公園100選」
- 11 石倉峯相の里開設
- 19. 2 姫路・岡山・鳥取城下町物語推進協議会（愛称 HOTトライアングル）設置
- 2 姫路城「桜門橋」開通
- 4 姫路市防災センター開設
- 4 はやしだ交流センター「ゆたりん」開設
- 4 近大姫路大学開学（現姫路大学）
- 5 公共施設にAED（自動体外式除細動器）設置
- 9 「姫路市幼稚園教育振興計画実施計画」を策定
- 20. 3 JR山陽本線「はりま勝原駅」開業
- 4 夢前福祉センター「ぱるむ」開設
- 4 第25回全国菓子大博覧会・兵庫（姫路菓子博2008）開催
- 4 大手前通りと姫路城周辺での路上喫煙を禁止
- 10 「EAROPH姫路・兵庫世界大会2008」開催
- 12 姫路駅周辺の高架化が完了
- 21. 3 姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン2020」策定

平成

- 2 1. 4 「市制施行 120 周年記念式典」開催
- 4 小中一貫教育推進モデル校「白鷺小学校・白鷺中学校」開校
- 8 姫路科学館をリニューアルオープン
- 8 姫路城大天守保存修理事業に着手
- 2 2. 3 姫路市交通事業を全面廃止
- 3 姫路市行財政改革プラン策定
- 4 総合教育センター開設
- 4 エコパークあぼし開設
- 1 0 発達医療センター花北診療所開設
- 1 0 飾磨支所・南保健センターを新築移転
- 1 2 人権啓発センターを開設
- 2 3. 3 姫路城大天守修理見学施設「天空の白鷺」開設
- 4 手柄山交流ステーション開設
- 5 近畿・中国・四国 B-1 グランプリ in 姫路開催
- 7 姫路市立水族館をリニューアルオープン
- 1 0 「姫路市議会基本条例」を制定
- 1 1 B-1 グランプリ in 姫路開催
- 1 1 男女共同参画全国都市会議 in ひめじ開催
- 2 4. 4 姫路市立美術館をリニューアルオープン
- 5 播磨広域連携協議会設立
- 6 「姫路市議会議員政治倫理条例」を制定
- 1 0 平成 26 年 NHK 大河ドラマに「軍師官兵衛」決定
- 2 5. 2 ひめじ官兵衛プロジェクト推進協議会を設立
- 3 製鉄記念広畑病院 姫路救命救急センター開設
- 4 姫路駅北側にサンクンガーデン（愛称：キャッスルガーデン）開設
- 6 姫路駅北側に眺望デッキ（愛称：キャッスルビュー）開設
- 1 1 姫路市子ども議会開催
- 1 2 「姫路市まちづくりと自治の条例」を制定
- 2 6. 1 ひめじの黒田官兵衛 大河ドラマ館開館
- 3 姫路球場をリニューアルオープン
- 7 播磨圏域経済成長戦略会議設置（現播磨圏域成長戦略会議）
- 2 7. 2 連携中枢都市宣言
- 2 世界遺産姫路城マラソン開催（姫路初のフルマラソン大会）
- 3 「姫路市行財政改革プラン 2019」策定
- 3 姫路城グランドオープン
- 3 ドイツ・ノイシュバンシュタイン城との観光友好交流協定締結
- 3 新姫路駅北駅前広場が完成
- 4 播磨圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約締結（姫路市と 6 市 8 町）
- 5 秋篠宮殿下（現皇嗣殿下）が 31 年ぶりに姫路を御訪問
- 9 夢前スマートインターチェンジが開通
- 1 1 図書館の相互利用開始（播磨圏域連携中枢都市圏 7 市 8 町）
- 1 1 姫路城グランドオープン記念「祝賀・人間将棋 姫路の陣」開催
- 1 2 リニューアル後の姫路城年間入城者数が 222 万人を突破し、日本一に
- 1 2 赤穂市と播磨圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約締結
- 2 8. 3 「ひめじ創生戦略」策定
- 3 J R 山陽本線「東姫路駅」開業
- 4 新消防指令センター（新高機能消防指令システム）の運用を開始

平成

- 28. 7 みんなの自転車「姫ちゃり」の本格運用開始
- 7 姫路科学館、姫路文学館をリニューアルオープン
- 9 「ひめじ地産地消の日」制定（毎月23日・24日の2日間）
- 29. 2 姫路駅北駅前広場モニュメント時計設置
- 4 和牛マスター食肉センター開設
- 4 「銀の馬車道 鉱石の道」が日本遺産に認定
- 9 障害者支援センター開設
- 10 北部学校給食センター開設
- 11 「全国市議会議長会研究フォーラム in 姫路」開催
- 30. 2 姫路市高校生議会開催（平成29年度～）
- 4 義務教育学校「白鷺小中学校」開校
- 4 坊勢漁港ふれあいプラザ開設
- 6 市公式アプリ「ひめじプラス」リリース
- 11 世界遺産サミット開催
- 31. 3 新姫路駅南駅前広場完成
- 4 「市制施行130周年記念式典」開催
- 4 義務教育学校「四郷学院」開校
- 4 総合福祉会館開設
- 4 清元秀泰氏市長就任

令和

- 元. 10 姫路城・コンウィ城が姉妹城提携
- 2. 3 大手前通り（十二所前線以北）再整備事業完了
- 3 「姫路市行財政改革プラン2024」策定
- 4 姫路市立中寺こども園開園
- 4 義務教育学校「豊富小中学校」開校
- 4 「姫路市教育大綱」策定
- 3. 3 姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン2030」策定
- 4 デジタル防災行政無線の運用開始
- 5 東京2020オリンピック聖火リレーの実施
- 5 SDGs未来都市に選定
- 9 アクリエひめじグランドオープン
- 10 WHO西太平洋地域委員会の開催
- 11 「オールひめじ・アーツ&ライフ・プロジェクト」の開催（～R6年度）
- 11 南部学校給食センター開設
- 12 駅前すくすくひろば開所
- 4. 4 パートナシップ宣誓制度開始
- 5 県立はりま姫路総合医療センター開院
- 12 姫路城世界遺産登録30周年記念事業の実施（～R5年度）
- 5. 3 姫路市中央卸売市場（新市場）開場
- 4 こどもの未来健康支援センター「みらいえ」開設
- 4 蒔野小学校、安富北小学校が小規模特認校に移行
- 4 姫路市立あかつき中学校開校
- 10 LINE公式アカウントの運用開始
- 10 「平和首長会議国内加盟都市会議総会」の開催
- 11 シェアサイクル「姫ちゃり」をリニューアルオープン
- 6. 3 「姫路城世界遺産登録30周年記念式典」の開催
- 6 世界銀行・防災グローバルフォーラム（UR2024）の開催

令和

- 6. 7 こども医療費の完全無償化
- 10 姫路城・ヴァヴェル城が姉妹城提携
- 10 「第86回全国都市問題会議」の開催
- 7. 2 「住み続けたいひめじプロジェクト」ブランドメッセージ&ロゴ決定
- 4 「手柄山中央公園」の名称を「手柄山平和公園」に変更
- 4 県立姫路海稜高等学校開校
- 5 姫路城・シェーンブルン宮殿が姉妹城提携
- 7 姫路城・プラハ城が姉妹城提携

2 位 置 ・ 地 勢

本市は、兵庫県の南西部、播磨平野のほぼ中央に位置し、市域は東西約 35.7 km、南北約 55.5 kmに及ぶ。北部から山岳、丘陵、田園、平野、島しょで構成され、市街地、工業地が立地し、市川、夢前川、林田川などの河川により南北方向へのつながりの密接な地域で、瀬戸内海に島しょを擁した地域となっている。

気候は瀬戸内型気候で、四季を通じ温和な日が多く、天災なども極めて少ない所である。

東 西		南 北		最高地点	面積
経 度	距 離	緯 度	距 離		
極東 134° 48'	約 35.7 km	極南 34° 35'	約 55.5 km	977m	534.35 km ²
極西 134° 25'		極北 35° 5'			

3 市 域 の 変 遷

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

年月日	編入または合併地域	編入・合併 面積 (km ²)	総面積 (km ²)
明 22. 4. 1	市制施行		3.03
45. 4. 1	飾磨郡国衙村及び市殿村の一部	1.67	4.70
大 14. 4. 1	飾磨郡城北村	5.09	9.79
昭 8. 4. 1	飾磨郡水上村、神崎郡砥堀村	13.61	23.40
10.10. 1	飾磨郡城南村、同高岡村	9.36	32.76
11. 4. 1	飾磨郡安室村、同荒川村、同手柄村	15.73	48.49
21. 3. 1	飾磨市、飾磨郡白浜町、同広畑町、揖保郡網干町、同大津村、同勝原村、同余部村	58.20	106.69
29. 7. 1	飾磨郡曾左村、同余部村、同糸引村、同八木村、揖保郡太市村	42.89	149.58
32.10. 1	飾磨郡四郷村、同花田村、同御国野村、印南郡別所村	23.59	173.17
33. 1. 1	飾磨郡飾東村、神崎郡神南町、印南郡的形村	62.59	235.76
34. 5. 1	印南郡大塩町	3.30	239.06
42. 3. 5	揖保郡林田町	28.19	267.25
61.10. 1	建設省国土地理院公表に基づく修正の結果		272.97
63. 1.12	公有水面埋立	0.08	273.05
63.10.18	公有水面埋立	0.04	273.09
平 2. 2. 9	公有水面埋立	0.04	273.13
2.10.30	公有水面埋立	0.01	273.14
3. 1.28	公有水面埋立	0.03	273.17
3. 3. 8	公有水面埋立	0.30	273.47
4.10.23	公有水面埋立	0.49	273.96
5.12. 1	加古川市と行政区域界確認による	-0.04	273.92
6. 4.19	公有水面埋立	0.06	273.98
8. 4.19	公有水面埋立	0.04	274.02
8. 7.16	公有水面埋立	0.04	274.06
9. 1.17	公有水面埋立	0.16	274.22
9. 5. 9	公有水面埋立	0.04	274.26
11. 5.18	公有水面埋立	0.05	274.31
12.12.26	公有水面埋立	0.06	274.37
13. 7.24	公有水面埋立	0.18	274.55
14. 4. 9	公有水面埋立	0.02	274.57
18. 3.27	飾磨郡家島町、同夢前町、神崎郡香寺町、宍粟郡安富町	259.70	534.27
19.10.23	公有水面埋立	0.15	534.42
20.12. 2	公有水面埋立	0.01	534.43
26.10. 1	国土交通省国土地理院公表に基づく修正の結果		534.33
27. 7. 3	公有水面埋立	0.01	534.34
28.10.13	公有水面埋立	0.01	534.35

4 人口・世帯数の推移

1 年次別人口・世帯数の推移

年次	人口			世帯数	人口密度 (1 km ² 当り)	備考
	総数	男	女			
大 9	45,750	23,306	22,444	9,535	6,462	第1回国勢調査
14	46,429	22,165	24,264	10,285	4,744	城北村合併 (4.1)
〃	55,713	27,415	28,298	11,582	5,691	第2回国勢調査
昭 5	62,171	31,172	30,999	12,552	4,834	第3回国勢調査
8	71,472	35,272	36,200	14,289	3,054	水上・砥堀村合併 (4.1)
10	91,375	44,125	47,250	18,210	2,550	第4回国勢調査、城南・高岡村合併 (10.1)
11	101,786	49,369	52,417	20,295	2,099	安室・荒川・手柄村合併 (4.1)
15	104,259	49,548	54,711	22,188	2,022	第5回国勢調査
21	175,446	83,786	91,660	40,194	1,644	飾磨市、白浜・広畑・網干町、大津・勝原・余部村合併 (3.1)
22	197,299	96,402	100,897	44,687	1,844	第6回国勢調査
25	212,100	102,385	109,715	46,255	1,983	第7回国勢調査
29	251,669	123,815	127,854	53,899	1,683	曾左・余部・糸引・八木・太市村合併 (7.1)
30	252,315	124,092	128,223	54,586	1,681	第8回国勢調査
32	281,818	138,568	143,250	60,951	1,627	四郷・花田・御国野・別所村合併 (10.1)
33	306,349	150,816	155,533	65,571	1,299	神南町、飾東・的形村合併 (1.1)
34	320,893	158,405	162,488	68,597	1,342	大塩町合併 (5.1)
35	328,689	162,152	166,537	74,188	1,373	第9回国勢調査
40	367,807	180,343	187,464	90,098	1,539	第10回国勢調査
42	381,971	186,973	194,998	95,601	1,429	林田町合併 (3.5)
45	408,353	200,072	208,281	107,302	1,523	第11回国勢調査
50	436,086	213,641	222,445	120,619	1,625	第12回国勢調査
55	446,256	217,174	229,082	130,445	1,645	第13回国勢調査
60	452,917	219,540	233,377	135,618	1,667	第14回国勢調査
平 2	454,360	219,270	235,090	143,522	1,664	第15回国勢調査
7	470,986	227,240	243,746	158,818	1,719	第16回国勢調査
12	478,309	230,649	247,660	169,765	1,735	第17回国勢調査
17	482,304	232,553	249,751	178,987	1,747.5	第18回国勢調査
18	535,160	258,061	277,099	196,903	1,001.7	家島・夢前・香寺・安富町合併 (3.27)
22	536,270	259,320	276,950	205,587	1,003.4	第19回国勢調査
27	535,664	258,724	276,940	212,801	1,002.2	第20回国勢調査
令 2	530,495	256,616	273,879	224,106	992.4	第21回国勢調査
7	516,989	249,888	267,101	231,750	967.5	推計人口 (4.1 現在)

2 人口動態

(人)

区分	自然動態			社会動態			全増減数
	出生	死亡	増減数	転入等	転出等	増減数	
令和 2 年	3,948	5,786	△ 1,838	14,954	14,971	17	△ 1,855
〃 3 年	3,924	5,918	△ 1,994	13,720	14,976	△ 1,256	△ 3,250
〃 4 年	3,645	6,322	△ 2,677	15,807	15,548	△ 259	△ 2,418
〃 5 年	3,573	6,316	△ 2,743	15,469	15,301	168	△ 2,575
〃 6 年	3,360	6,528	△ 3,168	16,100	15,635	465	△ 2,703

3 産業別人口

区分	平成 27 年 国勢調査		令和 2 年 国勢調査	
	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)
第 1 次産業	2,473	1.0	2,413	1.0
第 2 次産業	76,327	31.1	76,075	30.9
第 3 次産業	157,202	64.0	160,442	65.1
総 数	245,558	100.0	246,396	100.0

(注) 総数には、「分類不能の産業」を含む。

4 労働力人口

(人)

区分	平成 27 年 国勢調査			令和 2 年 国勢調査		
	総数	男	女	総数	男	女
15 歳以上人口	458,765	219,073	239,692	452,691	216,152	236,539
労働力人口	257,133	147,250	109,883	256,595	142,767	113,828
就 業 者	245,558	139,902	105,656	246,396	136,581	109,815
完全失業者	11,575	7,348	4,227	10,199	6,186	4,013
非労働力人口	183,099	61,566	121,533	172,721	60,367	112,354

(注) 15 歳以上人口には、労働力状態「不詳」を含む。

議

会

1 歴代正副議長	20
2 議会の構成	24
3 議会の活動状況	27
4 議会関係経理	29
5 議会事務局	30

1 歴代正副議長

1 市制施行から新市誕生まで

議長				副議長			
歴順	氏名	就任年月	退任年月	歴順	氏名	就任年月	退任年月
初	永田 伴正	明 22. 6	明 24.	初	吉田庄次郎	明 23.	明 25.
2	三宅 純一	24.	26.	2	三宅 純一	26. 1	
3	馬場幸次郎	26. 1	29. 1	3	上村次朗八	26. 1	27. 5
4	三宅 純一	29. 1	29. 7	4	橋本 瀧二	27. 5	
5	馬場幸次郎	29. 7	30. 1	5	岡部 勘六	28. 1	
6	橋本 瀧二	30. 1	32. 5	6	橋本 瀧二	28. 6	
7	上村次朗八	32. 5	35. 1	7	飯田 務	29. 1	29. 6
8	橋本 瀧二	35. 1	36. 12	8	橋本 瀧二	29. 6	
9	上村次朗八	37. 1	39. 7	9	沼 義満	30. 1	32.
10	大森與三次	39. 7	44. 1	10	田村 九一	32. 5	
11	町田 猛郎	44. 1	45. 1	11	沼 義満	32. 10	
12	沼 義満	45. 1	45. 7	12	町田 猛郎	33. 1	35.
13	神村信五郎	45. 7	大 9. 7	13	岸本安次郎	35. 1	35. 2
14	岡 久次	大 9. 7	13. 7	14	神戸 米蔵	35.	
15	日山 浅吉	13. 7	昭 3. 7	15	今井直次郎	36. 1	36. 3
16	井田 俊	昭 3. 7	8. 3	16	矢内 久七	36. 3	36. 3
17	大森 廣治	8. 3	11. 7	17	白國 弾正	36. 7	38.
18	井田 俊	11. 7	14. 7	18	大森與三次	38. 1	39.
19	寺田正治郎	14. 9	15. 10	19	沼 義満	39. 7	44.
20	龍田 三郎	15. 12	21. 2	20	永井宗三郎	44. 3	44.
				21	原 伊太郎	44. 12	
				22	水野苔三郎	45. 7	大 3. 7
				23	大野 房一	大 3. 12	5. 7
				24	原 伊太郎	5. 7	9. 7
				25	井原福三郎	9. 7	
				26	空閑鹿次郎	13. 7	昭 3. 7
				27	石田 龍哉	昭 3. 7	7. 7
				28	永井宗二郎	7. 7	11. 7
				29	瀧川幾次郎	11. 7	14. 7
				30	下間 善郷	14. 9	15. 12
				31	高田甲子郎	15. 12	17. 1
				32	澤田 政治	17. 1	21. 2

2 新市誕生から現在まで

議長				副議長			
歴順	氏名	就任年月日	退任年月日	歴順	氏名	就任年月日	退任年月日
1	細田 作一	昭 21. 5. 15	昭 22. 4. 30	1	壺阪 又吉	昭 21. 5. 15	昭 22. 4. 30
2	岡本佐太郎	22. 5. 20	23. 5. 28	2	望月 秀雄	22. 5. 20	23. 5. 28
3	壺阪 又吉	23. 5. 28	24. 4. 28	3	森下 信	23. 5. 28	24. 4. 28
4	尾上 宇市	24. 4. 28	25. 5. 9	4	溝口 治	24. 4. 28	25. 5. 9
5	望月 秀雄	25. 5. 9	26. 4. 29	5	八木 精	25. 5. 9	26. 4. 29
6	壺阪 又吉	26. 5. 15	27. 6. 9	6	後藤 秀夫	26. 5. 15	27. 6. 9
7	藤本 春一	27. 6. 9	28. 6. 6	7	蟹江宗次郎	27. 6. 9	28. 6. 6
8	米田 専一	28. 6. 6	29. 7. 10	8	河村 常三	28. 6. 6	29. 7. 10
9	田寺 健三	29. 7. 10	30. 4. 30	9	瀬川 武雄	29. 7. 10	30. 4. 30
10	岡本佐太郎	30. 5. 20	31. 7. 3	10	大森 石松	30. 5. 25	31. 7. 3
11	望月 秀雄	31. 7. 3	32. 6. 17	11	吉田利兵衛	31. 7. 3	32. 6. 17
12	岡本佐太郎	32. 6. 17	33. 6. 25	12	桑原 三郎	32. 6. 17	33. 6. 25
13	岡本佐太郎	33. 6. 25	34. 4. 30	13	後藤 秀夫	33. 6. 25	34. 4. 30
14	藤本 春一	34. 5. 18	35. 5. 16	14	塚本吉次郎	34. 5. 18	35. 5. 16
15	吉田利兵衛	35. 5. 16	36. 6. 23	15	八木 精	35. 5. 16	36. 6. 23
16	大森 石松	36. 6. 23	37. 7. 3	16	井上 由信	36. 6. 23	37. 7. 3
17	後藤 秀夫	37. 7. 3	38. 4. 30	17	井上 藤雄	37. 7. 3	38. 4. 30
18	塚本吉次郎	38. 6. 3	39. 6. 11	18	岸本 光二	38. 6. 3	39. 6. 11
19	井上 由信	39. 6. 11	40. 7. 13	19	仙石 俊二	39. 6. 11	40. 7. 13
20	井上 藤雄	40. 7. 13	41. 9. 5	20	中島 忠一	40. 7. 13	41. 9. 5
21	井上 藤雄	41. 9. 5	42. 4. 30	21	中島 忠一	41. 9. 5	42. 4. 30
22	仙石 俊二	42. 5. 25	43. 6. 18	22	永田 利雄	42. 5. 25	43. 6. 18
23	八木 精	43. 6. 18	44. 6. 29	23	福永 源次	43. 6. 18	44. 6. 29
24	蟹江宗次郎	44. 6. 29	44. 12. 6	24	熊谷栄次郎	44. 6. 29	45. 6. 16
25	竹内 静則	44. 12. 6	45. 6. 16				
26	井上 由信	45. 6. 16	46. 4. 30	25	黒岩 清収	45. 6. 16	46. 4. 30
27	井上 由信	46. 5. 11	47. 6. 2	26	中沢 稔	46. 5. 11	47. 6. 2
28	井上 由信	47. 6. 2	48. 6. 6	27	宗行 省三	47. 6. 2	48. 6. 6
29	井上 由信	48. 6. 6	49. 6. 12	28	亀山 芳一	48. 6. 6	49. 6. 12
30	吉田 大治	49. 6. 12	50. 4. 30	29	辨吹 宣	49. 6. 12	50. 4. 30
31	永田 利雄	50. 5. 21	51. 6. 16	30	小林 雲平	50. 5. 21	51. 6. 16
32	宗行 省三	51. 6. 16	52. 6. 13	31	三輪 光三	51. 6. 16	52. 6. 13
33	井上 由信	52. 6. 13	53. 6. 12	32	福田佳乃助	52. 6. 13	53. 6. 12
34	井上 由信	53. 6. 12	54. 4. 30	33	情野 定夫	53. 6. 12	54. 4. 30
35	井上 由信	54. 5. 11	55. 6. 3	34	井上 市郎	54. 5. 11	55. 6. 3
36	井上 由信	55. 6. 3	56. 6. 12	35	谷川 宗一	55. 6. 3	56. 6. 12
37	井上 由信	56. 6. 12	57. 6. 11	36	高橋 克巳	56. 6. 12	57. 6. 11
38	角谷清太郎	57. 6. 11	58. 4. 30	37	中治 信夫	57. 6. 11	58. 4. 30

議長				副議長			
歴順	氏名	就任年月日	退任年月日	歴順	氏名	就任年月日	退任年月日
39	井上 市郎	58. 5. 17	59. 6. 9	38	橘 橘太郎	58. 5. 17	59. 6. 9
40	中治 信夫	59. 6. 9	60. 6. 12	39	伊藤 孝	59. 6. 9	60. 6. 12
41	高橋 克巳	60. 6. 12	61. 6. 10	40	白井 要次	60. 6. 12	61. 6. 10
42	清野 保	61. 6. 10	62. 4. 30	41	宮本 照明	61. 6. 10	62. 4. 30
43	田村 芳春	62. 5. 15	63. 5. 19	42	山田 悦雄	62. 5. 15	63. 5. 19
44	橘 橘太郎	63. 5. 19	平 元. 6. 6	43	岡田 豊	63. 5. 19	平 元. 6. 6
45	松田 貞夫	平 元. 6. 6	2. 6. 6	44	梅沢 英毅	平 元. 6. 6	2. 6. 6
46	山田 悦雄	2. 6. 6	3. 4. 30	45	田中 孝	2. 6. 6	3. 4. 30
47	岡田 豊	3. 5. 15	4. 6. 24	46	吉田憲次郎	3. 5. 15	4. 6. 24
48	中治 信夫	4. 6. 24	5. 6. 11	47	砂田 里樹	4. 6. 24	5. 6. 11
49	梅沢 英毅	5. 6. 11	6. 6. 13	48	増田 敬作	5. 6. 11	6. 6. 13
50	灘 隆彦	6. 6. 13	7. 4. 30	49	山田 敏夫	6. 6. 13	7. 4. 30
51	長沢 芳郎	7. 5. 16	8. 6. 6	50	山下 昌司	7. 5. 16	8. 6. 6
52	砂田 里樹	8. 6. 6	9. 6. 6	51	竹中 隆一	8. 6. 6	9. 6. 6
53	伊藤 孝	9. 6. 6	10. 6. 8	52	西村 智夫	9. 6. 6	10. 6. 8
54	山田 敏夫	10. 6. 8	11. 4. 30	53	赤松 昌弘	10. 6. 8	11. 4. 30
55	竹中 隆一	11. 5. 18	12. 6. 16	54	水野 守弘	11. 5. 18	12. 6. 16
56	山下 昌司	12. 6. 16	13. 6. 5	55	北野 久夫	12. 6. 16	13. 6. 5
57	清水 利昭	13. 6. 5	14. 6. 4	56	藤岡 亮子	13. 6. 5	14. 6. 4
58	灘 隆彦	14. 6. 4	15. 4. 30	57	八木 高明	14. 6. 4	15. 4. 30
59	大倉 俊巳	15. 5. 16	16. 6. 4	58	小椋 庄司	15. 5. 16	16. 6. 4
60	西村 智夫	16. 6. 4	17. 6. 9	59	西田 啓一	16. 6. 4	17. 6. 9
61	福本 正明	17. 6. 9	18. 5. 23	60	谷内 敏	17. 6. 9	18. 5. 23
62	西田 啓一	18. 5. 23	19. 4. 30	61	蔭山 敏明	18. 5. 23	19. 4. 30
63	灘 隆彦	19. 5. 15	20. 6. 3	62	増本 勝彦	19. 5. 15	20. 6. 3
64	谷内 敏	20. 6. 3	21. 6. 9	63	今栄 進一	20. 6. 3	21. 6. 9
65	松田 貞夫	21. 6. 9	22. 6. 8	64	八木隆次郎	21. 6. 9	22. 6. 8
66	山下 昌司	22. 6. 8	23. 4. 30	65	杉本 博昭	22. 6. 8	23. 4. 30
67	大倉 俊巳	23. 5. 18	24. 6. 4	66	松葉 正晴	23. 5. 18	24. 6. 4
68	蔭山 敏明	24. 6. 4	25. 6. 4	67	今里 朱美	24. 6. 4	25. 6. 4
69	杉本 博昭	25. 6. 4	26. 6. 3	68	阿山 正人	25. 6. 4	26. 6. 3
70	八木隆次郎	26. 6. 3	27. 4. 30	69	細野 開廣	26. 6. 3	27. 4. 30
71	松葉 正晴	27. 5. 18	28. 6. 2	70	坂本 学	27. 5. 18	28. 6. 2
72	細野 開廣	28. 6. 2	29. 6. 2	71	萩原 唯典	28. 6. 2	29. 6. 2
73	川西 忠信	29. 6. 2	30. 6. 4	72	木村 達夫	29. 6. 2	30. 6. 4
74	今里 朱美	30. 6. 4	31. 4. 30	73	三輪 敏之	30. 6. 4	31. 4. 30
75	阿山 正人	令 元. 5. 17	令 2. 6. 4	74	梅木 百樹	令 元. 5. 17	令 2. 6. 4
76	八木 高明	2. 6. 4	2. 12. 21	75	石堂 大輔	2. 6. 4	3. 6. 3
77	木村 達夫	3. 2. 22	3. 6. 3				
78	萩原 唯典	3. 6. 3	4. 6. 3	76	山崎 陽介	3. 6. 3	4. 6. 3

議長				副議長			
歴順	氏名	就任年月日	退任年月日	歴順	氏名	就任年月日	退任年月日
79	宮本 吉秀	4. 6. 3	5. 4. 30	77	宮下 和也	4. 6. 3	5. 4. 30
80	三輪 敏之	5. 5. 16	6. 6. 5	78	井川 一善	5. 5. 16	6. 6. 5
81	宮下 和也	6. 6. 5	7. 6. 4	79	東影 昭	6. 6. 5	7. 6. 4
82	石堂 大輔	7. 6. 4		80	駒田かすみ	7. 6. 4	

2 議 会 の 構 成

1 議員数

条例定数 45 人（令和 3 年 10 月 6 日改正、令和 5 年 4 月 23 日適用）

現 員 数 45 人

任 期 令和 5 年 5 月 1 日～9 年 4 月 30 日

2 会派別・党派別議員数

（令和 7 年 8 月 1 日現在）

党派名 会派名	自由民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	参政党	無所属	合計
公 明 党		8 (3)					8 (3)
市 民 ク ラ ブ						8 (1)	8 (1)
自 由 民 主 党	7 (1)						7 (1)
新 生 ひ め じ						5	5
日 本 維 新 の 会				4 (1)			4 (1)
姫路無所属の会						3	3
改革無所属の会						3	3
志 政 会					1 (1)	2	3 (1)
日本共産党議員団			2 (2)				2 (2)
刷 新 の 会						1	1
無 所 属						1 (1)	1 (1)
合 計	7 (1)	8 (3)	2 (2)	4 (1)	1 (1)	23 (2)	45 (10)

※（ ）は女性議員の内数

3 委員会

区 分	名 称	定数(人)	所 管 事 項 等
常任委員会	総 務	9	議会、政策局、総務局、財政局、会計課、デジタル戦略室、消防局、選挙管理委員会、公平委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
	文教・子育て	9	こども未来局及び教育委員会の所管に属する事項
	厚 生	9	市民局及び健康福祉局の所管に属する事項
	経 済 観 光	9	農林水産環境局、観光経済局及び農業委員会の所管に属する事項
	建 設	9	都市局、建設局及び上下水道局の所管に属する事項
	予 算 決 算	45	予算及び決算に関する事項
議会運営委員会		11	交渉団体（3 人以上）の構成人数により比例配分 （平成 5 年 6 月 1 日条例化）

4 議員名簿（令和7年8月1日現在）

令和5年4月23日改選

議席 番号	氏 名	所 属		住 所	年 齢	所属会派
		常 任 委 員 会	特 別 委 員 会 等			
1	仁野 央子	経済観光		香寺町中仁野	44	自由民主党
2	阿野れい子	経済観光		別所町佐土	58	公明党
3	前川 藤枝	厚生(副)		勝原区山戸	60	公明党
4	山口 悟	総務	議会運営	勝原区勝山町	46	市民クラブ
5	常盤 真功	文教・子育て(正)		砥堀	53	市民クラブ
6	井上 太良	建設(正)	議会運営	広畑区西蒲田	63	新生ひめじ
7	下林 崇史	文教・子育て		青山四丁目	46	日本維新の会
8	三浦 充博	厚生		西新在家一丁目	50	日本維新の会
9	塚本 進介	建設(副)		八代本町一丁目	47	改革無所属の会
10	西村しのぶ	厚生		東雲町四丁目	62	志政会
11	嶋谷 秀樹	総務		的形町の形	60	姫路無所属の会
12	高見 千咲	建設		御立中四丁目	30	無所属
13	岡部 敦吏	経済観光		飾磨区玉地一丁目	47	刷新の会
14	神頭 敬介	経済観光		網干区新在家	62	姫路無所属の会
15	金内 義和	総務(副)	議会運営	亀山一丁目	51	志政会
16	牧野 圭輔	文教・子育て	議会運営	上手野	57	改革無所属の会
17	竹中 由佳	総務		東辻井三丁目	43	日本維新の会
18	三和 衛	総務		橋之町	42	新生ひめじ
19	竹尾 浩司	厚生、予算決算(正)		西庄	56	市民クラブ
20	駒田かすみ	建設	副議長	香寺町香呂	54	市民クラブ
21	中西 祥子	厚生	議会運営	砥堀	58	公明党
22	白井 義一	建設		手柄一丁目	60	公明党
23	石見 和之	建設、予算決算(副)		御立中七丁目	44	自由民主党
24	重田 一政	厚生(正)		飾磨区今在家	60	自由民主党

25	井川 一善	経済観光	議会運営	大塩町	55	自由民主党
26	石堂 大輔	総務	議長	柿山伏	48	自由民主党
27	川島 淳良	建設	議会運営	御立西三丁目	66	公明党
28	有馬 剛朗	経済観光(正)		白浜町宇佐崎北三丁目	66	公明党
29	三輪 敏之	経済観光		網干区坂上	72	市民クラブ
30	阿山 正人	文教・子育て	議会運営(副)	広畑区吾妻町三丁目	58	市民クラブ
31	東影 昭	文教・子育て		夢前町新庄	71	新生ひめじ
32	大西 陽介	経済観光(副)	議会運営	三左衛門堀西の町	60	日本維新の会
33	坂本 学	総務		家島町宮	67	改革無所属の会
34	松岡 廣幸	建設		白浜町宇佐崎中三丁目	58	志政会
35	妻鹿 幸二	文教・子育て(副)	議会運営	八代宮前町	62	姫路無所属の会
36	小田 響子	総務		飾磨区清水	43	日本共産党議員団
37	谷川真由美	文教・子育て		白国五丁目	71	日本共産党議員団
38	萩原 唯典	厚生		豊富町豊富	52	新生ひめじ
39	杉本 博昭	経済観光		飾東町豊国	65	新生ひめじ
40	八木隆次郎	厚生		書写	73	市民クラブ
41	蔭山 敏明	建設		飾磨区山崎	76	市民クラブ
42	西本 眞造	総務(正)		東今宿一丁目	65	公明党
43	宮下 和也	文教・子育て		広畑区則直	67	公明党
44	宮本 吉秀	文教・子育て		飾磨区英賀宮町一丁目	68	自由民主党
45	竹中 隆一	厚生	議会運営(正)	四郷町見野	70	自由民主党

※(正)は委員長、(副)は副委員長

平均年齢 57.47 歳

※予算決算委員会は全議員が所属している。

3 議会の活動状況（令和6年中）

1 本会議開催状況

区 分		定 例 会				臨 時 会	計
		第1回	第2回	第3回	第4回		
会 期	自	2月15日	6月5日	9月4日	11月27日	—	
	至	3月19日	6月28日	10月7日	12月23日		
	延日数	34日	24日	34日	27日	—	119日
本会議	延日数	7日	5日	5日	5日	—	22日
	延時間	28時間24分	14時間23分	15時間22分	13時間12分	—	71時間21分
質疑質問者数	代 表	8人	—	—	—	—	8人
	個 人	14人	12人	13人	13人	—	52人
傍聴者数		129人	43人	49人	34人	—	255人

2 委員会開催状況

区 分		延日数	延時間	区 分		延日数	延時間
常任委員会	総 務	10	22時間45分	予算決算委員会分科会	総 務	6	5時間49分
	文教・子育て	8	21時間41分		文教・子育て	4	4時間20分
	厚 生	9	12時間46分		厚 生	3	3時間13分
	経 済 観 光	9	19時間56分		経 済 観 光	6	4時間22分
	建 設	8	13時間48分		建 設	6	5時間27分
	予 算 決 算	14	16時間12分		新市立高等学校設置	1	16分
	合 計	58	107時間8分		合 計	26	23時間27分
議会運営委員会		21	14時間53分	特別委員会	新市立高等学校設置	4	2時間46分
議員総会		—	—		—	—	—
各派代表者会		2	18分		合 計	—	—

3 審議件数

議決等の 態様 付議事件の 種別等		可 決	修 正 可 決	承 認	認 定	同 意	許 可	可 と し て 答 申	選 任	推 薦	否 決	採 択	不 採 択	継 続 審 査	撤 回 承 認	審 議 未 了	合 計
団体意思決定に係るもの	条 例	68		1													69
	予 算	25		1													26
	決 算				11												11
	契 約	5				15											20
	財 産 の 取 得 処 分	4		1													5
	町字区域の設定変更																
	市道路線の認定廃止	2															2
	人 事 事 件	11				10											21
	その他の議決事件	36															36
	小 計	151		3	11	25											190
機関意思決定に係るもの	決 議																
	意 見 書	1															1
	請 願											2	2	1 (2)			5 (2)
	議 会 の 組 織																
	議 会 の 運 営	1															1
	その他の意思決定																
	小 計	2										2	2	1 (2)			7 (2)
選 挙									8								8
合 計		153		3	11	25			8			2	2	1 (2)			205 (2)
合計のうち	市 長 提 出 議 案	151		3	11	25											190
	議 員 提 出 議 案	2															2
	計	153		3	11	25											192

(注) 1 議決更正及び専決処分に係るものは、議案の内容により分類している。

2 括弧書きは外数で、継続審査に付されていたものを表す。

4 議会関係経理

1 議員報酬月額推移

(単位 円)

区 分	平 4. 4. 1 適用	平 8. 4. 1 適用	平 10. 4. 1 適用	平 20. 7. 1 適用	平 23. 4. 1 適用
議 長	770,000	846,000	863,000	846,000	823,000
副議長	694,000	763,000	779,000	769,000	747,000
議 員	630,000	690,000	704,000	704,000	685,000

2 費用弁償（本会議および委員会）（平成 28 年 4 月 1 日適用）

陸路部分については、1 km 当たり 37 円を乗じた額（1 km 未満は切捨て）

水路部分については、姫路市職員等の旅費に関する条例に規定する船賃の額

3 旅費

委員会（常任・議運）行政視察 1 人年額 200,000 円（平成 5 年 4 月 1 日適用）

委員会（特別）行政視察 1 人年額 100,000 円（平成 29 年 4 月 1 日適用）

会派行政視察（1 人会派除く） 1 人年額 200,000 円（平成 13 年 4 月 1 日適用）

旅費基準額（平成 18 年 4 月 1 日改定）

(単位 円)

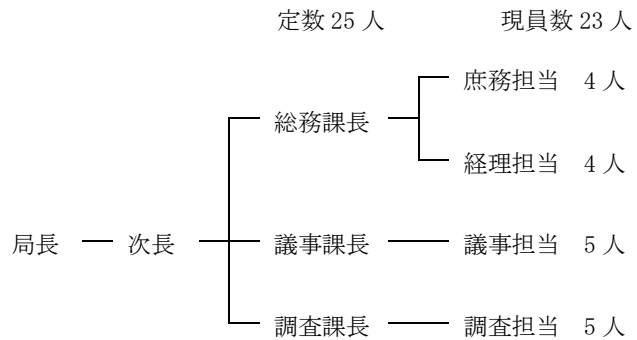
区分	日当	宿泊料
議員、市長、副市長	3,000	14,800
その他の職員	2,600	13,100

4 政務活動費

交 付 額	1 人当たり 月額 85,000 円（平成 4 年 4 月 1 日適用）
交 付 の 対 象	会派
交 付 の 方 法	四半期ごと（基準日は最初の月の 1 日）
支 出 科 目	(款)議会費、(項)議会費、(目)議会費、(節)負担金補助及び交付金
根 拠 規 定	姫路市議会政務活動費交付条例（令和 2 年 4 月 1 日施行）・規則（令和 6 年 4 月 1 日施行）
使 途 基 準	会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費
使用できない経費	交際的な経費、党費その他政党活動に伴う経費、選挙活動に伴う経費

5 議 会 事 務 局

1 機構



- 2 本会議生中継（平成 8 年第 1 回定例会から） 令和 7 年度予算額 6,476,000 円

委 託 先 姫路ケーブルテレビ(株)

放送対象 本会議

- 3 本会議インターネット中継 令和 7 年度予算額 2,341,000 円

インターネット上で、本会議の生中継と録画配信を行う。

平成 21 年第 2 回定例会を試験運用期間とし、第 3 回定例会から本格運用開始。

また、従来のパソコンのみの視聴に加え、スマートフォンやタブレット端末等での視聴を可能とするマルチデバイス対応を開始（平成 28 年第 4 回定例会から試験運用開始。平成 29 年第 1 回定例会から本格運用）。

- 4 本会議傍聴手話通訳（平成 9 年第 1 回定例会から） 令和 7 年度予算額 630,000 円

利用者数 令和 6 年中 0 人

- 5 通告事項の新聞広告掲載（平成 11 年第 4 回定例会から） 令和 7 年度予算額 3,256,000 円

広 告 掲 載 日 本会議第 2 日目（質疑・質問の初日）の前日の朝刊

広 告 掲 載 紙 朝日、毎日、読売、産経、神戸の地方版 半 5 段

広告掲載項目 質問日、質問者名、会派名、予定時間（午前・午後の区分）、主な質問内容（90 文字以内）

6 議会発行の刊行物

区 分	発行回数	発行部数	規 格	配 布 先
議 会 報 ひ め じ	定例会・臨時会ごと	226,000 部	A4 判	全世帯
点 字 議 会 報 ひ め じ	定例会・臨時会ごと	40 部	271 mm×195 mm	視覚障害者
声 の 議 会 報 ひ め じ	定例会・臨時会ごと	20 本	C D	視覚障害者
会 議 録	定例会・臨時会ごと	115 部	A4 判	議員、理事者
議 会 P R ポ ス タ ー	定例会ごと	1,600 部	A3 判	自治会掲示板、学校、公民館等
市 政 の 概 要	年 1 回	電子発行	A4 判	議員、理事者等
機 構 等 便 利 帳	年 1 回	1,500 部	A4 判	議員、理事者等
調 査 資 料	年 5 回	電子発行	A4 判	議員、理事者
議 員 名 簿	年 1 回	100 部	A3 判	議員、理事者等
議 会 要 覧	年 1 回	800 部	A4 判	来姫（視察）者
会議規則・委員会条例運用集	4 年に 1 回	130 部	A5 判	議員
議 会 関 係 例 規 集	4 年に 1 回	電子発行	A4 判	議員
図 書 ・ 資 料 目 録	4 年に 1 回	電子発行	A4 判	議員
意見書・決議・要望書集	4 年に 1 回	電子発行	A4 判	議員
議 事 書 式 集	4 年に 1 回	電子発行	A4 判	議員

7 議会図書室

(1) 蔵書数

令和 7 年 7 月 1 日現在

分類	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	技術工学	産業	芸術美術	言語	文学	白書	計
冊数	123	31	494	2,534	80	198	145	167	116	132	26	4,046

(2) 購読新聞、雑誌

新 聞	日本経済新聞、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、神戸新聞
雑 誌	自治研究、地方議会人、都市問題、地方自治、地方財政、自治実務セミナー、ジュリスト、地方公務員月報、月刊福祉、判例地方自治、人と国土 21、地方財務、法律のひろば、自治体 D－file、日経グローカル、ガバナンス、法令解説資料総覧、プレジデント、プレジデントウーマン
その他	官報、地方行財政調査資料、地方行政、官庁速報、自治日報等

8 月別行政視察来姫者数

令和 6 年度

区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
団体数	3	16	0	25	6	0	22	8	0	13	4	0	97
人 数	28	114	0	218	50	0	188	70	0	114	41	0	823

政 策

1 歴代三役	33
2 表彰	35
3 姉妹都市交流	38
4 庁議	41
5 広報	42
6 総合企画	45
7 広域行政	49
8 高等教育の推進及び私学振興.....	51
9 総合教育会議	53
10 奨学学術振興事業	54
11 危機管理業務	55
12 交通安全業務	56
13 防犯業務	57
14 防災業務	59
15 国民保護業務	66

1 歴 代 三 役

1 市制施行から新市誕生まで

順位	市 長	在職期間	助 役	在職期間	収 入 役	在職期間
初代	有留 清	M22. 7～ 31. 8	西澤 秀藏	M22. 7～ 27. 3	寺尾 成雄	M22. 8～ 32. 3
2	小畑 茂穂	31. 11～ 33. 7	森田 榮	27. 3～ 32. 3	松本 静吾	32. 3～ 34. 6
3	大野 親温	33. 11～ 34. 2	寺尾 成雄	32. 3～ 34. 6	寺尾 成雄	34. 6～ 44. 3
4	大塚 武臣	34. 6～ 42. 4	森田 久忠	34. 6～ 35. 5	寺尾 成雄	44. 3～T 5. 1
5	堀 音吉	42. 6～T 4. 6	齊藤 長胤	35. 12～ 42. 7	村田 完作	T 5. 2～S 6. 4
6	井上 正進	T 4. 11～ 8. 11	杉山 義治	42. 7～T 8. 11	河野三代松	S 6. 4～ 18. 4
7	杉山 義治	9. 4～ 13. 4	片山 藤市	T 9. 5～ 13. 5	江原 照治	18. 9～ 20. 1
8	滋岡 長彦	13. 9～S 5. 2	吉岡誠一郎	13. 5～S 3. 12	藤本幸太郎	20. 1～ 20. 9
9	佐藤 復三	S 5. 8～ 9. 8	鳥羽 巽	S 4. 12～ 9. 7	竹久 叡	20. 9～ 21. 2
10	田寺 俊信	9. 9～ 13. 9	川口南海雄	9. 11～ 13. 4		
11	蔵重 久	14. 5～ 14. 6	池田 繁治	13. 5～ 14. 6		
12	坪井 勸吉	14. 10～ 18. 10	松原 義徳	14. 11～ 18. 11		
13	原 惣兵衛	18. 10～ 21. 2	横山 攝治	18. 12～ 21. 2		

2 新市誕生から現在まで

順位	市 長	在職期間	副市長（助役）	在職期間	収 入 役	在職期間
臨時代理者	原 惣兵衛	S21. 3～ 21. 4	宮垣 幸吉	S21. 3～ 21. 10	齋藤 潤三	S21. 3～ 21. 6
臨時代理者	宮垣 幸吉	21. 4～ 21. 6			竹久 叡	21. 6～ 21. 9
初代	石見 元秀	21. 7～ 42. 4	安井 章一	21. 10～ 29. 10	竹久 叡	21. 9～ 29. 9
2	吉田 豊信	42. 4～ 58. 4	坂井 直重	28. 8～ 30. 11	大塚 三郎	30. 12～ 38. 12
3	戸谷 松司	58. 4～H 7. 4	小野寺 清	29. 10～ 30. 11	星野 正身	38. 12～ 42. 12
4	堀川 和洋	H 7. 4～ 15. 4	高野 忠男	31. 1～ 41. 7	木村 義雄	43. 4～ 51. 3
5	石見 利勝	15. 4～ 31. 4	小野寺 清	37. 8～ 42. 6	川上 進	51. 4～ 55. 3
6	清元 秀泰	31. 4～ 現在	岡 善一	41. 7～ 42. 6	前田 種壽	55. 4～ 58. 6
			西岡 唯雄	42. 6～ 46. 6	永井 進	58. 7～ 62. 6
			土屋 孝	46. 5～ 54. 5	荒井 三良	62. 7～H 3. 6
			中井 猛夏	46. 10～ 57. 11	北 盛夫	H 3. 7～ 7. 6
			山名 友雄	54. 5～ 58. 5	山田 健一	7. 7～ 11. 6
			吉本 亀夫	58. 6～H 3. 6	村中 正典	11. 7～ 15. 4
			田中 達郎	58. 6～H 3. 6	高原 義久	15. 7～ 19. 3
			小西 正司	H 3. 6～ 7. 6		
			青山 昭夫	3. 6～ 7. 6		
			永田 武士	7. 6～ 11. 6		
			前田 一忠	7. 6～ 14. 7		
			森田 雅文	11. 6～ 14. 6		
			雲山 覚雄	11. 6～ 15. 4		
			高 泰久	14. 11～ 16. 6		
			嵯峨 徹	15. 7～ 20. 6		
			米田 洋	16. 7～ 20. 6		
			山名 基夫	20. 7～ 23. 6		
			南都 彰	20. 7～ 23. 6		
			石田 哲也	23. 7～ 27. 6		
			寺前 實	23. 7～ 27. 6		
			飯島 義雄	23. 7～ 27. 6		
			内海 將博	27. 7～R 1. 6		
			黒川 優	27. 7～ 3. 3		
			高馬 豊勝	R 1. 7～ 3. 3		

順位	市 長	在職期間	副市長（助役）	在職期間	収 入 役	在職期間
			和田 達也	R 3. 4～ 6. 3		
			佐野 直人	3. 4～ 6. 3		
			志々田 武幸	4. 4～ 6. 3		
			井上 泰利	6. 4～ 現在		
			岡本 裕	6. 4～ 現在		
			山田 基靖	6. 4～ 現在		

2 表 彰

1 名誉市民

公共の福祉を増進し、又は文化の進展に貢献し、その功績が卓絶で世の敬仰に値すると認められる本市住民又は本市に縁故の深い者に対して名誉市民条例に基づいて名誉市民の称号を贈っている。

(1) 都築 正男（昭和 33 年 9 月 17 日授与）

東大医学部外科教授・名誉教授であり、胸部外科専攻の学者として、日本医学界にその名をうたわれた。肺臓手術の創始者であり、広島・長崎の原爆被ばくに際し、救護と療法の研究に献身努力、以来、原子放射能症の権威者として知られ、ビキニ海域における水爆実験の被災漁夫の診療にも当たり、その障害の科学的実態を学界に発表、世界的に大いに貢献した。

また、ジュネーブにおける原爆禁止国際会議をはじめ数多くの国際会議に科学的活動を発表、国連科学委員会における日本代表や、国際外科学会名誉客員として大活躍した。

国内にあっては、日赤中央病院長をはじめ、東京都病院顧問、東京病院協会理事、日本原子力研究所参与として活躍を続けた。

(2) 石見 元秀（昭和 50 年 12 月 3 日授与）

戦後、姫路市の復興と振興に情熱をもって力を尽くし、戦災復興事業に努力するとともに、姫路港や都市公園の整備拡充、50 メートル道路の建設、船場川や夢前川の河川改修、市街地改造事業、中央卸売市場の開設、さらに「昭和の築城」といわれた大規模な姫路城解体復元工事を実現した。また、終戦直後は戦災市民の足を確保するために市営バス事業を開始、国鉄明石～姫路間電化を目指して期成同盟会を結成し、その実現に貢献した。

(3) 吉田 豊信（昭和 59 年 7 月 16 日授与）

財政再建に努力したのをはじめ、学校施設、生活道路、上下水道、美化センターなど、生活関連施設の整備に傾注。また、市民の文化・教育・コミュニティの振興のための各市民センターの建設や、市民の健康を守るための公害防止事業などを進めた。また、都市整備公社や土地開発公社などを設立し、都市経営を積極的に推し進めるなど、姫路市の生活基盤や都市基盤および都市機能の整備・充実に努めた。

(4) 戸谷 松司（平成 8 年 4 月 1 日授与）

活力ある人間性豊かな都市・姫路の実現にまい進。鉄道高架事業や土地区画整理事業等により都市基盤整備も積極的に努めるとともに、教育・文化の一層の向上を図るために姫路獨協大学の誘致、和辻哲郎文化賞を創設、市民の学習ニーズに応えるための生涯学習大学校、図書館分館に続き、姫路文学館、姫路科学館、書写の里・美術工芸館の建設等を行った。このほか、「姫路百祭シロトピア」や「キャスティバル'94」を開催し、姫路城と国際文化都市・姫路の魅力を内外に発信した。

(5) 桂 米朝（平成 8 年 8 月 2 日授与）

上方落語界の復興に力を注ぐとともに、古典のみならず新作落語にも積極的に取り組み、上方落語界のリーダーとして伝統芸能発展のため後進の指導、育成を行った。さらに、ホール落語会を日本全国に展開、姫路市においても、昭和 48 年から「姫路落語会」を毎年開催し、姫路市の文化振興にも大きく寄与した。その芸術活動は、数次にわたる芸術祭賞の受賞をはじめとする多数の賞の受賞に見られるように、各般で高く評価されており、特に平成 8 年 5 月には、古典落語において、重要無形文化財の保持者（人間国宝）として認定された。

(6) 堀川 和洋（平成 16 年 7 月 1 日授与）

阪神・淡路大震災を教訓に、備蓄倉庫等の整備、自主防災組織への支援、コミュニティFM放送局の開局など総合的な防災対策を推進した。平成 8 年 4 月には全国初の中核市に移行し、市民サービスの充実を図るとともに、姫路市の地位向上に貢献した。また、公共下水道の市街地区域内での整備をおおむね完了させるなど生活環境の向上に努めた。このほか平和資料館、すこやかセンター、お城本町地区市街地再開発ビル、姫路みなとドーム等の開設、姫路フィルムコミッションの設立など、姫路の新たな魅力と活力の創出に寄与した。

(7) 石見 利勝（令和2年4月1日授与）

生きがいと魅力ある姫路のまちづくりを進めたほか、周辺自治体との広域連携についても積極的に取り組んだ。特に「地域夢プラン事業」として、市民自らによる魅力ある地域づくりを支援するための枠組みを構築した。

平成18年3月には、1市4町の合併を実現し、行財政基盤の確立や住民サービスの充実、住民福祉の向上に加え、都市と自然が共存する魅力的なまちづくりに取り組み、さらに、平成27年には、周辺市町とともに「播磨圏域連携中枢都市圏」を形成し、播磨地域の8市8町で新たな広域連携の取組を進めた。

また、姫路城大天守の保存修理工事の見学施設「天空の白鷺」の設置や、大河ドラマ「軍師官兵衛」の放送、「B-1 グランプリ in 姫路」や「世界遺産姫路城マラソン」の開催など、姫路の魅力の向上や国内外に向けての情報発信に尽力した。このほか山陽本線等連続立体交差事業をはじめ、キャストィ21 コアゾーンや大手前通り、JR姫路駅南駅前広場を整備するなど、地域全体の発展のため、住みよいまちづくりに力を注いだ。

(8) 高田 賢三（令和3年7月10日授与）

日本人デザイナーとして初めて現存のパリ・コレクションの原型になったと言われるファッションショーを開き、西洋の伝統的なオートクチュール（高級注文服）に対抗する、形にとらわれない自由な発想のプレタポルテ（既製服）という概念のコレクションを発表した。普段着感覚の素朴で親しみやすい服作りを提案することで、ファッション界に大きな反響を呼び起こし、「木綿の詩人」又は「色の魔術師」と評されて世界的な名声を博した。

国内外で活躍するようになった後も、市制100周年記念行事、世界遺産姫路城記念行事、ひめじウェルカム21で各種ショーや展覧会を開催した。また、姫路キャスパホール及びアクリエひめじの大・中ホール（旧）の緞帳（ドレープ）のデザインや各ショーで使用した衣装等の寄贈のほか、シャンティイ城と姫路城との姉妹城提携に尽力するなど、姫路市の文化芸術振興のみならず国際交流にも大きく貢献した。

2 名誉議員待遇者

姫路市議会議員の職にあった者で、本市に尽くされた功労に報いるため、退職時（満8年以上を議員待遇者、満20年以上を特別議員待遇者）に、感謝状を贈りその功労を顕彰し、終身現職議員に準じた待遇をしているが、特別議員待遇者のうち、特に功績が卓絶で世の敬仰に値する者に対しては、名誉議員待遇者の称号を贈っている。

井上 由信（平成8年10月18日授与）

初当選以来連続10期、40年の永きにわたり市会議員として在職し、この間延べ10年余りにわたり議長を務め、議会の円滑な運営に尽力した。また、議員を辞職したのちも、特別議員待遇者として、豊富な経験と卓絶した見識により市政発展に大きく貢献した。中でも、行政機能の効率的運営、市民サービスの向上を図るため、新庁舎の位置、施設内容を調査研究する庁舎建設特別委員会の設置に尽力し、新庁舎建設を促進した。また、当時の国鉄姫路駅周辺の交通渋滞問題を解決するための国鉄高架対策特別委員会の設置にも力を注ぎ、播但線の立体交差に際しては、関係機関との積極的な調整と多方面にわたる陳情活動の実施により、鉄道高架事業全体を強力に推進した。

3 市民栄誉賞

本市の住民又は本市に縁故の深い個人若しくは団体で、公共の福祉の増進又は産業、経済、スポーツ、文化、学術等の発展について功績が特に顕著で本市の名を高めるとともに、広く市民に敬愛され、社会に明るい希望を与えたものに対して栄誉賞を贈っている。（平成9年1月10日規則を公布施行）

(1) 黒田 賢一（令和7年4月1日授与）

姫路市在住の書家。かな書家の西谷卯木に師事。力強いかな書作品で改組第1回日展に初入選。その後、2度の特選を受賞し、日展審査員に就任。平成4年、かな書道団体の名門「正筆会」の理事長に、平成20年には会長に就任。また、各種団体の要職を歴任し、日本の独自文化の一つである、かな書の魅力発信、普及発展に尽力。

令和元年、日本芸術院会員となり、令和5年には文化功労者として顕彰された。姫路市においては、平成24年に姫路市芸術文化大賞を受賞。令和2年に姫路ふるさと大使に就任し、地域の魅力発信にも貢献している。

(2) 京山 幸枝若（令和7年4月1日授与）

姫路市出身の浪曲師。昭和46年、父の初代京山幸枝若に入門。翌年に京山福太郎を名乗り、平成16年、二代目

京山幸枝若を襲名。声、節、啖呵^{たんか}の三拍子がそろい、力強く伸びやかに響かせる高音、緩急自在の節と啖呵によって作品世界を情感豊かに語る芸は高い評価を受け、中でも「侠客伝」や滑稽味のある「名人物語」などの語りに磨きをかけ、軽快、華やかな独自の芸を創り上げた。

また、後進の指導・育成にも尽力し、さらに、公益社団法人浪曲親友協会の会長職を長く務めて、浪曲語りの継承、関西浪曲界の発展にも寄与している。令和 6 年に浪曲師として初めて重要無形文化財保持者（人間国宝）に認定された。

3 姉妹都市交流

1 国内姉妹都市

令和 7 年度予算額 4,303 千円

姉妹都市中学生オンライン交歓会や市議会親善交歓会、親善スポーツ交歓大会、公民館学習交流等各分野にわたる交流を通じて、相互繁栄と友好関係の増進を図る。

(1) 松本市 昭和 41 年 11 月 17 日提携

兵庫県と長野県とは、観光交流を通じ相互の理解と親交を深めるため、昭和 41 年 7 月 29 日に観光姉妹県を提携した。これを契機として国宝に指定されている姫路城と松本城を有する姫路市と松本市が、観光交流のみならず産業・経済・教育・文化など各分野において積極的に交流し、協力し合うことは市勢の進展に大きく貢献するものとして、同年 11 月 17 日、姉妹都市の協定を結んだ。

人口 23.3 万人、面積 978.47 km²

(2) 鳥取市 昭和 47 年 3 月 8 日提携

国宝姫路城、瀬戸内海国立公園を有する姫路市と、大砂丘、山陰海岸国立公園に代表される鳥取市とは、山陽山陰の交通の要衝として従来の経済界の交流に加え、お城にまつわる歴史的なつながりもある。

そこで両市が、相互の友好関係を樹立して観光・産業・文化・教育など各分野にわたる積極的な友好交流を図ることに重大な意義を認め、昭和 47 年 3 月 8 日、姉妹都市盟約を結んだ。

人口 17.8 万人、面積 765.31 km²

2 海外姉妹都市・姉妹城

令和 7 年度予算額 80,830 千円

六つの海外姉妹・友好都市、五つの姉妹城をはじめとする世界との交流を図り、市民の交流機会の拡充、国際理解の促進を図る。

(1) シャルルロア市（ベルギー） 昭和 40 年（1965 年）7 月 13 日提携

ベルギーは、戦後いち早く姫路市にカトリック宗派淳心会本部を設け、淳心会経営の学校、教会などを通じ市民に親しまれてきた。昭和 34 年にはウエテレン市から「愛の家」の建設資金が贈られ、姫路市からは姫山桜 200 本を贈るなど親交を重ねてきた。

39 年 1 月 27 日、ボードワン国王・王妃両陛下が本市を訪問された際、姉妹都市提携の話し合いが行われ、同年 6 月 12 日にはシャルルロア市議会で姉妹都市提携が議決された。姫路市においては 40 年 7 月 13 日の市議会で議決され、姉妹都市提携が成立した。

人口 20 万人、面積 103 km²。首都ブリュッセル市の南 60 km のベルギー中南部にあり、古い城下町であるとともに金属細工・ガラス・宇宙航空・ハイテクなどの産業が発達している。

(2) フェニックス市（アメリカ） 昭和 51 年（1976 年）11 月 3 日提携

昭和 47 年 8 月、国際親善都市連盟からフェニックス市が日本の適当な都市と姉妹関係を結びたいと希望している旨を告げられて以来、フェニックス（不死鳥）市と不死永生の姫路城を擁する姫路市とが日米友好の増進に寄与すべく話し合いを進めてきた結果、合衆国建国 200 年と日本の文化の日を記念して 51 年 11 月 3 日に正式提携を行いたい旨の意向が伝えられ、同年 9 月 10 日の議員総会で同意を得て、姉妹都市提携親善団を派遣し、調印を行った。

人口 166 万人、面積 1,338 km²。アリゾナ州の州都で州南中央部に位置し、電子工学産業の発達が著しく米国南部における交通・運輸の集積地で、また、太陽の溪谷とも呼ばれる米国随一の観光・保養地でもある。

(3) アデレード市（オーストラリア） 昭和 57 年（1982 年）4 月 19 日提携

昭和 55 年 8 月、駐日オーストラリア大使に姉妹都市のあっせんを依頼して以来、アデレード市長の来姫、アデレ

ード市への姉妹都市提携調査研究使節団の派遣など両市間で姉妹都市について協議を重ね、57年4月、アデレード市長夫妻の来姫により調印を行った。

アデレード市は、南オーストラリア州南東部に位置し、公園の街と呼ばれる美しい都市である。メルボルンの北西 650 km に位置し、南オーストラリア州の州都で人口 134 万人、面積 3,260 km² を擁し、連邦第 5 位の都市である。また、気候は温暖で、古くは穀物、ウール、ワインの集荷地で栄え、近年は自動車工業、化学、繊維工業などで発展している。

(4) クリチバ市（ブラジル） 昭和 59 年（1984 年）5 月 14 日提携

昭和 55 年 4 月、兵庫県知事からクリチバ市との姉妹都市関係樹立の勸奨を受け、同年 10 月、兵庫県南米親善使節団に姫路市も参加し事前調査を行った。その後、パラナ州知事一行の来姫に際し、姉妹都市提携推進への助力を要請し快諾を得るなど姉妹都市提携に向けて、両市間で協議を重ね、59 年 1 月、クリチバ市長夫妻の来姫により姉妹都市提携の覚書に調印し、同年 5 月、市長を団長とする提携訪問団を派遣し提携を行った。

クリチバ市は、ブラジル南部のパラナ州の州都で、市街が清潔なこと、花が多いことで知られている高原都市である。海拔 907m の高地にあり、平均気温 17 度と温暖で、人口 190 万人、面積 432 km² を擁し、連邦パラナ総合大学をはじめ、教育機関や文化施設も多く、ブラジル有数の教育・文化都市とされている。産業はコーヒー、大豆を中心とした農業や石油化学工業が発達し、日系人も多く居住し、各界で活躍している。

(5) 太原市（中国） 昭和 62 年（1987 年）5 月 20 日提携

昭和 59 年 9 月、太原市（山西省）人民政府から姫路市及び姫路市議会あてに視察団派遣の招へいを受けるとともに、同年 10 月には、太原市長の友好発展を希望する旨の親書を携えた太原市友好都市考察団が来姫され、友好都市提携についての申入れと視察団派遣の招へいを受けた。

以後、姫路市から 60 年 9 月に視察団を派遣、61 年 7 月に友好都市提携の申し入れを行い、62 年 1 月に、太原市から国内手続きが完了した旨の親書を受けた。

62 年 4 月には、友好都市提携打合班を派遣、協議の結果、同年 5 月に太原市長を団長とする友好代表団の来姫により、友好都市提携の調印を行った。

太原市は、首都北京の西南 500 km に位置し、山西省の省都で、人口 430 万人、面積 6,988 km² を擁し、省の政治、経済、文化の中心地で、石炭、機械、金属、化学、繊維を柱に調和のとれた産業システムが形成された中国の重化学工業都市である。

また、有名な史跡が数多くあり、2,500 年の歴史をしのばせている。

(6) 昌原市（旧馬山市、2010 年 7 月 1 日に馬山市が周辺 2 市と合併）（韓国）

平成 12 年（2000 年）4 月 18 日提携

姫路市在住の外国人の 9 割がアジア出身である上、平成 8 年に行った市民アンケートの結果を見ても、アジア地域との更なる交流を望む声が高まっていた。

姫路市の外国人登録者数は 1.1 万人余りであるが、うち韓国・朝鮮籍が 7,700 人を超え（平成 12 年 7 月現在）、馬山市出身の人も多数在住されている。また、馬山市と姫路市には人口、面積、産業等に似通った点が多いことから、姉妹都市提携に至った。

平成 12 年 4 月に馬山市長をはじめ訪問団が来姫、調印を行い、続いて同月姫路市からも市長を団長とする市民訪問団を派遣、交流の足掛かりを固め、以後交流を続けている。

昌原市は、人口 101 万人、面積 748 km²。大韓民国の南東部に位置する、慶尚南道第 1 の都市。春には、36 万本もの桜が咲き誇る鎮海軍港祭が開催され、毎年 300 万人以上の観光客が訪れている。

(7) シャンティイ城（フランス） 平成元年（1989 年）5 月 11 日提携

姫路市制施行 100 周年記念行事の一環として、姫路城の魅力を世界に広めようと、姉妹城を求めているところ、姫路出身でパリで活躍中のデザイナー高田賢三氏と、ケンゾー・パリ社長アルマニ氏の仲介により、協議を重ねた結果、昭和 63 年 4 月 2 日シャンティイ市長ほか関係者が来姫、正式に了承の意志表示が行われ、提携の運びとなった。同年 10 月には姫路市長を団長とする訪問団をシャンティイ市に派遣、第 1 回調印を、平成元年 5 月にはシャンティイ市訪問団が来姫、第 2 回調印を行った。

シャンティイ市には14世紀の初頭から要塞が存在していたが、現在の城は、16世紀にアンヌ・ド・モンモランシーが建てた部分と、19世紀にオマール公が建てた部分からなる。現在は、オマール公の寄贈によりフランス学士院が管理に当たっている。城内コンデ美術館には、歴代城主が収集した多数の美術品が展示されている。敷地面積90ha。

シャンティイ市は、パリの北東部40kmに位置し、人口1万1千人、面積16km²。城の他に、広大な森、競馬場と調教場、18世紀建造の「大厩舎」を利用した馬術博物館などが有名。

(8) コンウィ城（英国・北ウェールズ） 令和元年（2019年）10月29日提携

平成29年7月に、(公財)兵庫県国際交流協会を通じて、英国ウェールズ政府日本代表から、姫路城とコンウィ城との姉妹城提携を念頭に、相互交流を行いたいとの提案がなされ2019年10月29日姫路市制130周年を記念して、世界遺産姫路城とコンウィ城は姉妹城提携の締結に至った。

コンウィ城は、英国・北ウェールズの小さな町コンウィにあり、1287年（13世紀後半）にイングランド王エドワード1世が築いた城で、自然の防護壁となったコンウィ川と背後は山に囲まれ、さらに、旧市街は3キロにも及ぶ城壁と21塔の強固な塔に囲まれている。1986年に「グウィネズのエドワード1世の城群と市壁群」として世界遺産に登録された。

(9) ヴァヴェル城（ポーランド） 令和6年（2024年）10月16日提携

ヴァヴェル城との姉妹城提携は、平成29年10月の駐日ポーランド大使からの提案を受けたことがきっかけで、外務省の協力を得ながら協議を行った。令和3年から姉妹城提携に向けた協議を行っていたが、コロナ禍等により相互訪問ができなかった。令和5年度に、同城や在日ポーランド大使等からの現地情報及びコロナの状況を鑑みて、姉妹城提携に向けての事前協議を行うためヴァヴェル城を11月に訪問し、基本合意書に署名。その後、令和6年10月16日に姉妹城提携の締結に至った。

ヴァヴェル城は、14世紀に建築され、ポーランド王室の居城として使用されていた。その建築様式や美術コレクションは、ポーランドの歴史と文化を象徴するものとして、多くの人々に愛されており、ヴァヴェル城のある「クラクフ歴史地区」は、1978年に世界遺産第一号として登録されている。

(10) シェーンブルン宮殿（オーストリア） 令和7年（2025年）5月24日提携

令和6年4月、オーストリア政府関係者の姫路城訪問の際に、姉妹城提携について意見交換が行われ、同年11月、姫路市長をはじめとする訪問団がシェーンブルン宮殿を訪問し、姉妹城提携について基本合意を交わした。その後、正式提携について協議を進め、令和7年5月24日、オーストリア共和国連邦大統領の立会いの下、姉妹城提携の締結に至った。

シェーンブルン宮殿はオーストリアを含む中欧を長く統治したハプスブルク家の離宮で、17世紀末～18世紀の建築。ナポレオン戦争後の1815年にウィーン会議が開かれるなど歴史の舞台としても知られ1996年に世界遺産に登録された。

(11) プラハ城（チェコ） 令和7年（2025年）7月23日提携

令和6年末頃、在チェコ共和国日本国大使館の仲介により、ヨーロッパ諸国において姉妹城提携を進めていた本市と、姫路城に関心を寄せていたチェコ共和国との双方の思いが一致し、姫路城とプラハ城との姉妹城提携への機運が高まった。令和7年3月の在チェコ共和国日本国大使による市長表敬訪問を機に、姉妹城提携に関する協議が開始され、令和7年7月23日、チェコ共和国大統領の立会いの下、姉妹城提携の締結に至った。

プラハ城は、チェコ共和国の首都プラハにあり、9世紀に建築が始まった可能性が高いとされている。プラハ城を含むプラハ歴史地区中心部は、数多くの教会、宮殿、庭園などとともに1992年に世界遺産に登録された。

3 姫路・岡山・鳥取城下町物語推進協議会

姫路市、岡山市及び鳥取市は、関西・山陽・山陰の各圏域にありながらも、連携・交流を図りやすい位置にあり、江戸時代の池田家の国替え等、歴史的に深い縁で結ばれている。この三市間の連携・交流を一層充実させ、圏域を越えた新たな都市連携の形となる「三都城下町物語」を創りあげるため、平成19年2月に「姫路・岡山・鳥取城下町物語推進協議会」を設立した。観光交流や地元農水産品の販売などを通じ官民にわたる多様な交流を行う。

4 庁 議

複雑多様化する行政需要に対処し、市政の円滑かつ能率的な運営を図るため、次の会議を開催している。開催に当たっては、それぞれの会議機能を明確にして重要施策の審議、重要事項の調整、連絡等を行っている。

会議の名称	主 宰 者	時 期
経 営 会 議	市 長	原則毎月 2 回
調 整 会 議	副 市 長	随時
局 長 会 議	市 長	原則毎月 1 回
局内部課長会議	局長（教育長）	原則毎月 1 回
課 内 会 議	課 長	原則毎月 1 回

5 広 報

1 広報活動

広く市民に市政全般の正しい情報を伝達することによって、市民の理解と協力を得るとともに、世論を反映させて市政推進の円滑化を図るため、種々の広報活動を行っている。

(1) 刊行物（令和7年度予算額 84,394 千円）

名 称	型 式	印刷方法	発行回数	発行部数	内 容
広報ひめじ	10 回 A4 判 28 頁 オールカラー 2 回 A4 判 24 頁 オールカラー	オフセット	月 1 回	226,000	市政の動きと解説、お知らせ、地域の話題などを掲載し、各自治会を通して全戸に配布
点字 広報ひめじ	B5 判 40 頁	点 字	月 1 回	65	「広報ひめじ」の主な内容を選び、視覚障害のある市民へ送付又は貸し出すほか、ひめじ動画チャンネルで公開
声の 広報ひめじ	カセットテープ、 CD(デジタル版・ 音 楽 版)、 YouTube	—	月 1 回	50	

(2) テレビ・ラジオ放送（令和7年度予算額 94,026 千円）

放 送	番 組 名	放送局(7 年度)	放送日及び時間等	内 容
テ レ ビ	「まるごとひめじ」	サンテレビ	・第1 土曜日 午後 5:45～6:00 ・第2 土曜日(再放送) 午後 5:45～6:00 サ ン テ レ ビ の 公 式 YouTube でも配信	市の観光・グルメや市政を放送
	「はりまサタデー 9」		毎週土曜日 午前 9 :00～9 :30 サ ン テ レ ビ の 公 式 YouTube でも配信 (1 年 間)	市の観光・イベント情報や播磨圏 域連携中枢都市圏の取組などを放 送。 播磨圏域 8 市 8 町共同企画番組
ケーブル テ レ ビ	「ウィークリー ひめじ」	姫路ケーブル テレビ(WINK)	毎日(月曜日の午前以降 は再放送) 午前 11:50～12:00 午後 9:50～10:00 市公式 YouTube でも配信	市政の主な事業・行事、まちの話題 などを映像と文字情報で放送
	「まるごとひめじ」 (再放送)		第1 日曜日 午前 9:15～9 :30	サンテレビで放送した「まるごと ひめじ」を再放送
ラ ジ オ	「ヒメトピ558」	ラジオ関西	毎週金曜日 午後 5:40～5:55 ポッドキャスト・ラジコ でも配信	市の魅力について、市長とゲスト のトークを放送

放送	番組名	放送局(7年度)	放送日及び時間等	内 容
ラ ジ オ	「姫路の全力投球」	姫路シティ FM21 (FM ゲンキ)	(各 14 分) 毎週月～金曜日 午前 8:00～8:14 午後 6:15～6:29 ポッドキャストでも配信	市の主要事業などの市政情報を放送
	「飛び出せ！ まちの元気人」		(各 30 分) 毎週月～金曜日 午前 7:00～7:30 午後 1:15～1:45 午後 6:30～7:00 毎週土曜日 午前 8:00～8:30 午後 1:15～1:45 午後 6:30～7:00 毎週日曜日 午前 8:00～8:30 午後 1:00～1:30 午後 6:30～7:00 ポッドキャストでも配信	地域活動やボランティア活動で活躍する市民の皆さんのお話を聞くとともに、市からのイベント情報などをお知らせする市民参加型番組

(3) その他の広報活動

定例記者会見	市長が記者会見し、当面の重要事項について市政記者へ発表 市長：原則として、毎月 1 回（3・6・9・12 月除く）
記者発表	新聞、テレビなどの媒体を利用して市政のニュースを発表
報道機関等への資料提供	行事・催し・まちの話題などについて、写真・資料を作成し提供
市政 P R 情報の放映	市政の主な施策、催しなどを広く P R するため、下記の大型ビジョンやデジタルサイネージで動画または文字情報を放映 ・大型ビジョン：神戸市内（ミント神戸、神戸空港） ・デジタルサイネージ：市役所、イオンモール（姫路リバーシティー、姫路大津）、ゆめタウン姫路、姫路駅中央コンコース
映画館用広報映画 「とびくす姫路」上映	市政の主な施策、催しなど 3 分間の市政ニュース映画を市内 1 映画館で上映
動画コンテストの開催	デジタル人材の育成や郷土愛の醸成を図り U I J ターンを促進することを目的に動画コンテストを開催。あわせて、入賞作品を外部に公表することで、市民等による姫路の魅力発信の活性化を図る。

インターネットによる市政情報の提供	インターネットを利用して、姫路市の公式ウェブサイトを開設。市政情報や生活関連情報・観光情報を提供しているほか、各課からの情報発信に活用。現在、9か国語の外国語翻訳サービスに対応しているほか、Xやフェイスブックなどのソーシャルメディアや動画コンテンツを積極的に活用するなど、提供情報の質・量の更なる充実を図っている。 URL https://www.city.himeji.lg.jp/ ①公式ウェブサイト 各課が発信する膨大な情報を情報カテゴリー別に分かりやすく分類し、メニュー化して掲載。所管や担当を意識せずに情報にたどり着けるよう工夫している(令和6年9月リニューアル)。 ②お問い合わせ窓口一覧(各課の窓口) 市の所管部署・窓口情報を一覧で掲載している。 ③よくある質問と答え(FAQ)データベース 市役所に日々寄せられる質問や問合せのうち、頻度の高いもの・定型的なもの約900件を、一問一答形式でデータベース化して、検索できるようにしている。 ④「広報ひめじ」のインターネット配信 「広報ひめじ」を、インターネットでも閲覧できるよう、ホームページに掲載している。また、民間サービス「マチイロ」「マイ広報誌」「HYOGO ebooks」も活用している。なお、声の広報ひめじの音声データをYouTubeでも発信している。そのほか、多言語ユニバーサル情報配信ツールでも発信している。 ⑤ソーシャルメディアによる情報発信 フェイスブック、X、YouTube、インスタグラムなどを活用して、市政情報やイベント情報などの話題を発信するほか、市長の活動や施設の情報をブログで発信している。 ⑥記者発表資料 市が報道機関に対して、記者資料提供・発表の形で提供した資料をインターネットで公開している。
「姫路市公式 Instagram my_himeji」ミニフォトブック	姫路市をテーマとしたミニフォトブックを作成(A6判オールカラー) 作成(令和6年度作成) 夜景編:20,000部 増刷(令和5年度作成) 姫路城編:8,000部、市内の風景編:4,000部 計12,000部
広報アンケートの実施	テレビ、ラジオで放送している市政広報番組の視聴状況やSNSの利用状況等を、市民に市公式ウェブサイトで回答してもらう(令和7年6月実施)。
月間行事予定表	市の主な行事や催しなどを一覧表にまとめ、各局部署(所)、報道機関、県などに配布。 毎月1回発行
広報推進員	市主催の各種イベントの司会進行及び市政のバブリシティ活動等を担当
動画制作スタジオ	担当課が自ら動画を撮影できる環境を整備し「わかりやすく、短い時間で多くのことを伝えることができる」動画コンテンツの充実

6 総 合 企 画

1 概要

地方分権への動きが本格化する中、地域自らの創意工夫に基づき、地域の実情に応じた地方自治を行うことにより、活力に満ち、真の豊かさを享受できる市民生活を実現することが求められている。

中核市にふさわしい質の高い都市づくりを進めるため、市民が主役であるという認識のもと、姫路市総合計画に基づき、長期的かつ総合的な計画行政を推進するとともに、施策の企画立案・総合調整等を行う。

2 姫路市総合計画の推進

令和3年度を初年度とする総合計画「ふるさと・ひめじプラン 2030」に基づき、総合的かつ計画的な施策・事業の推進を図っている。

- ・構成 基本構想・実施計画で構成
- ・都市像 「ともに生き ともに輝く にぎわい交流拠点都市 姫路」
- ・期間 基本構想 令和3年度～令和12年度（10年間）
実施計画 3年間とし、毎年度、掲載事業を更新する。

3 地域夢プラン

地域の歴史、文化、自然等の地域資源の価値を改めて見直し、地域資源を活用して地域の魅力を高めるための事業や、地域資源を未来に継承するための事業を実施し、住民参加による活力ある住みよいまちづくりを進める。

4 大塩・的形臨海部開発

(1) 目的

広大な廃止塩田跡を含む約165haについて、市民のニーズや時代の変化に対応した土地利用の検討を行う。

(2) 方針

社会経済情勢の変化を踏まえ、地権者を含めた地域の方々の意向も勘案し、地区の持つ資源や特性を生かすことを基本とする。

5 中核市市長会

令和7年度予算額 1,994千円

(1) 概要

中核市相互の緊密な連携の下に、中核市行財政の円滑な運営及び進展を図り、もって地方分権の推進に資することを目的として設立され、中核市共通・固有の課題や、中核市制度の充実に向けた調査・研究、関係機関への要望活動等に取り組むなど、様々な活動を展開している。

(2) 設立

平成8年5月

(3) 構成

中核市62市 ※令和7年4月現在

6 タウンミーティング

(1) 目的

市民と市長が市政やまちづくりについて語り合い、市民の意見を今後のまちづくりに生かす。

(2) 過去の活動内容

年度	名 称	内 容	回数	対象者	参加者(延)
R6	市長と高校生の意見交換会「市長と語ろう！地域の課題」	地域の課題に関するテーマについて、市長と高校生の意見交換会を開催	1	高校生	14
	第6回ひめじ大会議	ブランドメッセージ3案について意見交換を実施	1	公募市民など	60
R5	令和5年度ひめじ創生SDGｓカフェ	「大阪・関西万博等を見据えた観光地域づくり」をテーマに、意見交換を実施	1	公募市民など	69
	令和5年度ひめじ創生SDGｓカフェ深掘りフォロー会議	ひめじ創生SDGｓカフェで提案された意見を掘り下げ意見交換	1	公募市民など	5
R4	タウンミーティング2022	大学生と市長が「若者が考える魅力あるまちとは」をテーマに意見交換を実施	1	大学生	25
	令和4年度ひめじ創生SDGｓカフェ	「SDGｓ×グリーン（脱炭素社会と経済成長の同時達成）」をテーマに、意見交換を実施	1	公募市民など	53
	令和4年度ひめじ創生SDGｓカフェ深掘りフォロー会議	ひめじ創生SDGｓカフェで提案された意見を掘り下げ意見交換	1	公募市民など	13
R3	タウンミーティング2021	「農業」「少子化・子育て」「観光」「起業」をテーマに意見交換を実施	4	各分野で活躍する人など	31
	令和3年度ひめじ創生SDGｓカフェ深掘りフォロー会議	ひめじ創生SDGｓカフェで提案された意見を掘り下げ意見交換	1	公募市民など	48
	令和3年度ひめじ創生SDGｓカフェ在宅Ver.	ひめじ創生戦略の推進のため、「SDGｓマインドを持って、まちの新たな魅力を創り出そう」をテーマに、意見交換を実施。コロナ禍により書面開催となった。	1	公募市民など	76
R2	タウンミーティング2020	2021年度から始まる新しい総合計画の策定に向け、「姫路市長と語ろう。新しいまちづくり」をテーマに意見交換を実施	1	公募市民など	18
	令和2年度ひめじ創生SDGｓカフェ	ひめじ創生推進のため、「自分でできるSDGsを探してみよう」をテーマに、意見交換を実施	1	公募市民など	73
	令和2年度ひめじ創生SDGｓカフェ深掘りフォロー会議	ひめじ創生SDGｓカフェで提案された意見を掘り下げ意見交換	1	公募市民など	12
R1	令和元年度ひめじ創生カフェ	ひめじ創生戦略の推進のため、「近未来のひめじで実現したい『コト』」をテーマに、意見交換を実施	1	公募市民など	91
	令和元年度ひめじ創生カフェ深掘りフォロー会議	ひめじ創生カフェで提案された意見を掘り下げ意見交換	2	公募市民など	33

7 ふるさと姫路懇話会

令和7年度予算額 3,735千円

姫路にゆかりのある各界（経済界、官界、文化・スポーツ界、学界等）の有識者・著名人から本市のまちづくりの方

向性などについて助言や提言をいただくとともに、広報誌などを送付し、市政の情報発信を行っている。

8 地方創生に向けた取組

令和7年度予算額 499,904 千円

本格的な人口減少・超高齢社会を迎える中で、活力ある「ふるさと・ひめじ」を維持するために、人口の現状と将来の展望を提示し、目標や施策の基本的方向、具体的な事業をまとめて提示する「ひめじ創生戦略」を平成27年度に策定した。令和3年度から総合計画に統合し、人口減少の克服と地域の活性化を目指した取組を推進する。

戦略の推進に当たっては、市民をはじめ、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア等（産官学金労言）の関係者で構成する「ひめじ創生戦略会議」を設置し進捗管理を行う。

9 移住定住の促進

ずっと住み続けたいまちとして市内外の方に選んでいただけるよう、姫路市のブランドメッセージ&ロゴ（住むほかに“好き”が深まる “姫”のまち）を旗印としたふるさとプロモーションを実施し、シビックプライドの醸成や都市イメージの向上を図るとともに、第二新卒や子育て世代をメインターゲットとし、移住に係る補助金事業の実施や、HP等を活用した情報発信、移住相談窓口の運営、東京や大阪で開催される移住フェアへの出展など、移住定住促進事業を実施する。

10 民間との連携

ひめじ創生及び播磨圏域連携中枢都市圏ビジョンの推進に関して、民間企業等との連携事業を安定的に発展させるため、連携協定を締結する。

【協定実績】

- ・イオン株式会社（平成29年5月26日）
- ・株式会社三井住友銀行・株式会社みなと銀行（平成29年6月12日）
- ・東京海上日動火災保険株式会社（平成30年3月23日）
- ・株式会社神戸新聞社（平成30年3月27日）
- ・第一生命グループ（令和2年1月30日）
- ・学校法人摺河学園（令和2年6月29日）
- ・J R西日本アーバン開発株式会社（令和3年3月29日）
- ・明治安田生命保険相互会社（令和3年9月29日）
- ・三井住友海上火災保険株式会社（令和3年12月24日）
- ・株式会社スギ薬局（令和4年3月23日）
- ・株式会社セブン-イレブン・ジャパン（令和4年7月11日）
- ・日本郵便株式会社（令和5年3月22日）
- ・三井住友信託銀行株式会社（令和5年5月8日）
- ・西日本旅客鉄道株式会社（令和7年6月4日）

11 ふるさと納税

姫路市のPR及び返礼品の進呈を通じて、財源確保を図るとともに、関係人口の創出、地場産業の振興を図る。

12 企業版ふるさと納税

国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクト（地域再生計画）に対して企業から寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みであり、この制度を活用し地方創生を推進する。

13 公共施設マネジメントの推進

「姫路市公共施設等総合管理計画」に基づき、ストック量の最適化、継続整備の推進、ライフサイクルコストの縮減、管理運営の最適化に向けた取組について、庁内の指導及び調整を行っている。

14 PPP／PFI手法の導入推進

PPP／PFIに関する職員研修や個別案件に関する指導・助言を行い、PPP／PFI手法の導入を推進している。

15 指定管理者制度に係る総合調整

「姫路市指定管理者制度導入基本方針」に基づき、指定管理者制度の円滑な導入及び効果的な運用を図るため、庁内の指導及び調整を行っている。

7 広 域 行 政

1 西播磨市町長会

(1) 概要

姫路市をはじめとする西播磨 5 市 6 町の首長が集まり、西播磨地域の重要課題について調査・研究及び協議をすることにより、同地域の地方行政の円滑かつ効率的な展開と総合的な発展に資することを目的としたものである。

(2) 事業内容

西播磨の広域的・創造的発展のために、道路等基盤整備の促進に広域的に取り組むとともに、広域防災総合訓練の実施や地震防災に関する職員及び住民啓発など、地域共通の課題解決に積極的に取り組んでいる。

(3) 設立

昭和 58 年 7 月 11 日

(4) 構成市町（5 市 6 町）

姫路市、相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、神河町、市川町、福崎町、太子町、上郡町、佐用町

2 播磨地方拠点都市推進協議会

(1) 概要

播磨地方拠点都市地域の市町が、産業構造の高度化と快適な生活環境の整備を総合的に進め、「職・住・遊・学」機能の備わった活力と魅力のある新しい都市圏を形成することにより、地域の自立的成長と均衡ある発展に資することを目的としたものである。

(2) 事業内容

播磨地方拠点都市地域基本計画に基づく事業の推進

(3) 設立

平成 5 年 1 月 22 日

(4) 構成市町（4 市 4 町）

姫路市、加古川市、高砂市、たつの市、稲美町、播磨町、福崎町、太子町

3 播磨広域連携協議会

(1) 概要

播磨地域の市町が、対等協力の立場で連携・団結し、広域的課題の取組を推進することを通じて、「播磨」の存在感を全国に発信するとともに、播磨地域の総合力を高めることを目的としたものである。

(2) 事業内容

広域的連携施策の調査・研究及び推進に係る調整、国及び県並びに関係機関に対する提案等

(3) 設立

平成 24 年 5 月 29 日

(4) 構成市町（13 市 9 町）

姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、宍粟市、加東市、たつの市、明石市、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町

4 播磨圏域連携中枢都市圏

人口減少社会の危機に直面する中で、播磨圏域の市・町が対等協力の立場で団結し、①播磨圏域の経済の活性化、②圏域の魅力の向上、③住民に安心・快適な圏域づくりに取り組んでいる。

(1) 連携中枢都市の要件

原則、3 大都市圏に属さない政令指定都市、中核市で昼夜間人口比率おおむね 1 以上の都市（兵庫県では姫路市のみが該当）

(2) 連携中枢都市圏の役割

①圏域全体の経済成長のけん引、②高次の都市機能の集積・強化、③圏域全体の生活関連機能サービスの向上

(3) 連携協約締結日

平成 27 年 4 月 5 日（赤穂市以外）

平成 27 年 12 月 21 日（赤穂市）

(4) 構成市町（8 市 8 町）

姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、
神河町、太子町、上郡町、佐用町

8 高等教育の推進及び私学振興

1 概要

本市教育の振興および地域の学術文化の向上を重要課題として、昭和 62 年 4 月に開学された姫路獨協大学をはじめ、兵庫県立大学、姫路大学、姫路日ノ本短期大学、豊岡短期大学の充実について、各大学との連携を図っている。兵庫県立大学については、姫路工業大学と神戸商科大学、兵庫県立看護大学の統合により平成 16 年 4 月に開学された。姫路獨協大学については、平成 28 年 4 月に文系 3 学部が人間社会学群に再編されるとともに、看護学部が設置された。姫路大学については、平成 29 年 4 月に大学院看護学研究科、平成 31 年 4 月に同博士後期課程が設置された。豊岡短期大学については、平成 31 年 4 月に姫路キャンパスが開設された。

また、私立学校等における教育の振興を図るため、各種助成事業を実施している。

2 高等教育機関の概要

(1) 大学・短期大学

(人)

名 称	設 置 者	開学(設置)年月	学部・学科	入学定員	入 学 者	
					令和6年度	令和7年度
兵庫県立大学	兵庫県公立大学法人	平成 16 年 4 月	工学部	352	351	358
			電気電子情報工学科	126	126	127
			機械・材料工学科	126	125	130
			応用化学工学科	100	100	101
			環境人間学部	205	210	209
			環境人間学科	205	210	209
			合 計	557	561	567
姫路獨協大学	獨協学園	平成 28 年 4 月	人間社会学群	80	60	60
		平成 18 年 4 月	医療保健学部	140	40	54
			理学療法学科	40	25	31
			作業療法学科	40	2	5
			言語聴覚療法学科	20	8	14
			臨床工学科	40	5	4
		平成 19 年 4 月	薬学部	-	19	-
			医療薬学科(令和7年度募集停止)	-	19	-
		平成 28 年 4 月	看護学部	80	19	11
			看護学科	80	19	11
			合 計	300	138	125
姫路日ノ本短期大学	日ノ本学園	昭和 49 年 4 月	幼児教育科(令和7年度募集停止)	-	34	-
		平成 29 年 4 月	専攻科	-	-	-
			合 計	-	34	-
姫路大学	弘徳学園	平成 19 年 4 月	看護学部	100	76	84
			看護学科	100	76	84
		平成 20 年 4 月	教育学部	80	41	50
			こども未来学科	80	41	50
			合 計	180	117	134
豊岡短期大学		平成 31 年 4 月	こども学科	40	44(17)	40(18)
			合 計	40	44(17)	40(18)

※豊岡短期大学の入学定員は豊岡キャンパスと姫路キャンパスの合計

豊岡短期大学の入学者数は豊岡キャンパスと姫路キャンパスの合計、() 内は姫路キャンパスの人数

(2) 大学院

(人)

名 称	設 置 者	設置年月	研 究 科	博士前期課程		博士後期課程	
				入学定員	令和7年度入学者	入学定員	令和7年度入学者
兵庫県立大学大学院	兵庫県公立 大学法人	平成 16 年 4 月	工学研究科	150	155	20	4
			電気物性工学専攻	25	23	3	1
			電子情報工学専攻	25	26	4	1
			機械工学専攻	25	29	3	0
			材料・放射光工学専攻	25	26	4	1
			応用化学専攻	25	26	3	1
			化学工学専攻	25	25	3	0
			環境人間学研究科	30	27	6	6
			環境人間学専攻	30	27	6	6
			合 計	180	182	26	10
名 称	設 置 者	設置年月	研 究 科	修士課程			
				入学定員	令和7年度入学者		
姫路獨協大学大学院	(学)獨協学園	平成 3 年 4 月	法学研究科	-	-		
			法律学専攻	-	-		
		平成 5 年 4 月	経済情報研究科	10	1		
			経済情報専攻	10	1		
		合 計		10	1		
名 称	設 置 者	設置年月	研 究 科	博士前期課程		博士後期課程	
				入学定員	令和7年度入学者	入学定員	令和7年度入学者
姫路大学大学院	(学)弘徳学園	平成 29 年 4 月	看護学研究科	6	3	3	0
		平成 31 年 4 月	看護学専攻	6	3	3	0
		(博士後期課程)	合 計	6	3	3	0

3 高等教育機関との連携

市職員による大学講義の受け持ち、大学教員の本市審議会等への委員参画、大学への大学発まちづくり研究助成、オープンカレッジなどを通じて、市と大学間で連携・交流を図りながら、高等教育の推進に努めている。また、平成 19 年 6 月（令和 5 年 5 月協定一部変更）に姫路獨協大学と、平成 25 年 5 月に兵庫県立大学及び立命館大学と、平成 28 年 9 月に姫路日ノ本短期大学と、平成 30 年 7 月に姫路大学と、平成 30 年 12 月に甲南大学と、令和 7 年 3 月には神戸大学とそれぞれ包括的な連携協力に関する協定を締結し、共に地域活性化や学術・文化の向上等に取り組んでいる。

4 私学振興等助成制度（令和 7 年度分）

(千円)

区 分	予 算 額
私立大学振興助成	18,900
私立高等学校教育振興助成	19,050
外国人学校教育振興助成	930
専修学校振興活動助成	270

5 グローバル人材育成事業

令和 7 年度予算額 26,060 千円

外国人留学生を含む市内の若者を中心に様々な学びの機会を提供するなど、これからの地域社会の持続的な発展を支える国際的な人材を育成・確保するとともに、多文化共生社会の実現を図る。教育機関、企業、経済団体、国際交流支援団体及び行政が連携・協働して、「ひめじグローバル人材育成コンソーシアム」を設置し、官民一体となってグローバル人材の育成に取り組んでいる。

9 総 合 教 育 会 議

1 目的

市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、本市の教育の課題やあるべき姿を共有することにより、より一層民意を反映した教育行政を推進する。

2 ねらい

- ・ 市長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、市長が公の場で教育政策について議論することが可能となる。
- ・ 市長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行に当たることが可能となる。

3 概要

- ・ 市長が設置し、招集
- ・ 構成員は市長と教育委員会（必要に応じて意見聴取者の出席も可能）
- ・ 会議は原則公開
（根拠：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4[H27.4.1施行]）

4 協議・調整事項

- ・ 教育行政の大綱の策定
- ・ 教育を行うための諸条件の整備や、教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- ・ 児童・生徒等の生命・身体のプロテクト等緊急の場合に講ずべき措置

5 姫路市教育大綱

- ・ 本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めたもの
- ・ 令和7年3月策定
- ・ 5つの基本方針
 - I 多様な学びを通じて、子どもたちの生きる力を育みます。
 - II 誰ひとり取り残されない教育環境を整えます。
 - III 社会全体で子どもの健やかな成長を支えます。
 - IV 誰もがいつまでも学び、豊かな心身を育む機会を充実します。
 - V 歴史・文化をたいせつにし、ふるさとを愛する心を醸成します。

10 奨学学術振興事業

市内外の篤志家から寄せられた寄附金に市費を加えて、昭和 62 年度から奨学学術振興基金を設け、その運用益で奨学学術振興事業を実施している。

この制度は、市内の大学における高等教育推進の観点から寄附者の趣旨に沿い、交通遺児等又は成績優秀で経済的理由により修学困難な者等に対して返還不要の給付型奨学金を支給する奨学事業と、大学と企業が協同研究を行う場合等に助成する学術振興事業の二つから成っている。

事業	対象		支給額・支給人数 (令和 6 年度実績)	令和 7 年度 予算額(千円)
	対象者	学校		
一般奨学金	市内居住者(所得制限あり) 成績優秀者	市内の私立大学院・ 私立大学・私立短大	月額 2 万円 (15 人)	4,320
連合婦人会 奨学金	中播磨又は西播磨居住者 交通遺児、両親のない子、母子家庭又は 父子家庭に属する子、生活保護世帯から 分離されたもの	市内の大学院・大学・ 短大	月額 2 万円 (9 人)	2,260
播戸奨学金	中播磨又は西播磨居住者(所得制限あり) 成績優秀者	市内の大学院・大学・ 短大	月額 2 万円 (7 人)	1,920
海外留学生 奨学金	海外からの留学生 市内居住者	市内の大学院・大学・ 短大	月額 3 万円 (5 人)	2,520
尾上学術 振興助成	(産学協同研究助成金) 播磨圏域連携中枢都市圏の企業と市内 の大学・短大との協同研究グループ	市内の大学院・大学・ 短大	1 件 200 万円を 限度 (7 件)	20,000
緒方学術 振興助成	(公開講座等助成金) 講座等の主催者	市内の大学院・大学・ 短大	1 回 5 万円を限度 (7 回)	800
一般学術 振興助成	(公開講座等助成金) 講座等の主催者	市内の大学院・大学・ 短大	1 回 5 万円を限度 (6 回)	300
	(オープンカレッジ助成金) 市内の大学・短大のキャンパス	市内の大学・短大	1 講座 20 万円を 限度 (6 キャンパス)	1,200

※「播磨圏域連携中枢都市圏」とは、姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町及び佐用町の地域をいう。

11 危機管理業務

1 概要

危機管理室は、防災・国民保護・危機管理部門と安全安心部門で組織し、地震等の自然災害や武力攻撃事態及び大規模テロ等への対応など有事即応体制を整えるとともに、交通安全対策、防犯対策の啓発など、市民の安全・安心の確保と住みよい地域づくりを推進するため、各種の事業を展開している。

市民の生命・身体・財産を守るという重大な使命を果たすため、平素から庁内各部局との横断的な調整を行い、様々な危機事案の発生時には即応体制が図られるよう努めている。

2 危機管理基本指針

「姫路市地域防災計画」、「姫路市国民保護計画」、「姫路市新型インフルエンザ等対策行動計画」及び「健康被害等の事態」以外の危機（SARS、O157などの感染症やBSE、鳥インフルエンザなどの家畜伝染病等）に対しても、本市が迅速かつ的確にその事態に対処できる体制を確立するため、平成19年度に「姫路市危機管理基本指針」及び「姫路市危機管理個別対応マニュアル」を作成した。

また、適宜「姫路市危機管理基本指針」の改定を行い、危機調整会議や危機対処体制を見直し、庁内の危機管理体制の強化を図っている。

3 危機管理体制

(1) 主管局危機対策会議

主管局レベルの危機警戒本部が設置されるまでの間で、主管局長を議長とし、情報の収集や対処方針の決定、国や関係機関との連絡調整を行う。

《設置基準》

- ① 危機の兆候が認められたとき。
- ② 軽微な人的・物的被害が生じたとき。

(2) 危機警戒本部

危機対策本部が設置されるまでの間で、副市長を本部長とし、情報の収集や対処方針の決定、国や関係機関との連絡調整を行う。

《設置基準》

- ① 緊急な対処が必要であるとき。
- ② 重大な人的・物的被害が生じたとき。

(3) 危機対策本部

市長を本部長とし、情報の収集や対処方針の決定、国や関係機関との連絡調整を行う。

《設置基準》

- ① 特に緊急な対処が必要なとき。
- ② 甚大かつ広範な人的・物的被害が生じたとき。
- ③ 特異な危機事案が発生したとき。

4 防災情報システム・デジタル防災行政無線等の管理・運営

災害対策本部に映像機器を備えた会議室や対策室を整備し、地域公共ネットワークを使用した全庁的な防災情報システムを構築している。

これにより、災害対策本部を中心として関係部局をネットワークで結ぶとともに、防災関係機関と災害情報などを共有し、迅速な状況把握、情報伝達、災害対応を行う。

また、他部局との防災・行政情報の通信連絡手段として、IP無線機を運用している。

市民への広報として、市の公式ウェブサイト、防災メール、防災アプリ等により、避難指示等の防災情報を配信する。令和3年4月からは、旧4町が整備したアナログ防災行政無線をデジタル化するとともに、旧市にも屋外スピーカーを増設し、情報伝達手段の強化を図っている。

12 交通安全業務

1 概要

本市における交通安全対策は、「交通安全対策基本法」に基づき策定した「第11次姫路市交通安全計画(令和3年度を初年度とする5か年計画)」を定め、安全で安心して暮らせる交通事故のない姫路を目指して、総合的かつ計画的に交通安全対策に官民一体となって推進している。

人身事故件数及び交通事故負傷者数は統計を保有している中では最も少なくなり、交通事故死者数も昨年に比べて9件減少している。また、人口の高齢化とともに高齢者が関係する事故の割合が相対的に増加している。

また、尊い人命を交通事故から守るため、警察による各種規制、交通指導取り締まりの実施のほか、交通安全指導員を活用し、小学生や保育園児に対して、正しい交通ルールや交通安全知識の普及・啓発を図っており、令和6年度では277回、延18,567人を対象に交通安全教室を開催した。また、高齢者の交通事故防止のため、高齢者交通安全教室を50回、延2,327人実施した。さらに、高校生による自転車事故が問題視されていることから、平成24年度から、姫路・琴丘・飾磨高校の新1年生を対象に自転車交通安全講習を開催し、平成25年度からは県立高校に順次拡大するとともに、平成26年度からは自転車通学許可を行っている中学校に対して交通安全教室を開催するなど、交通ルールの普及と利用マナーの徹底を図っている。

(1) 交通事故発生状況

区 分	姫路市			兵庫県			全 国		
	人身事故(件)	死者(人)	傷者(人)	人身事故(件)	死者(人)	傷者(人)	人身事故(件)	死者(人)	傷者(人)
令和元年度	3,454	18	4,118	22,896	138	27,501	381,002	3,215	460,715
令和2年	2,477	15	2,993	17,352	110	20,489	309,178	2,839	369,476
令和3年	2,249	15	2,637	16,929	114	20,043	305,196	2,636	362,131
令和4年	2,253	10	2,637	16,372	120	19,425	300,839	2,610	356,601
令和5年	2,216	18	2,539	16,281	103	19,113	307,930	2,678	365,595
令和6年	2,168	9	2,527	15,551	109	18,353	290,895	2,663	344,395

(2) 車種別自動車保有台数

各年度末現在(台)

区 分	総 数	貨物自動車	乗合自動車 (バス)	乗 用 車	特殊自動車	軽 自 動 車	小型二輪車
平成30年度	362,646	26,917	572	175,678	6,390	146,764	6,325
令和元年度	364,743	27,245	564	176,129	6,390	146,764	6,325
令和2年度	367,221	27,690	535	176,675	6,667	148,841	6,813
令和3年度	369,669	28,311	518	176,976	6,866	149,817	7,181
令和4年度	371,562	28,648	514	176,859	6,991	151,091	7,459
令和5年度	372,585	28,619	515	176,745	6,969	152,165	7,572

(3) 軽二輪・原動機付自転車保有台数

各年度末現在(台)

区 分	総 数	原動機付自転車				軽二輪
		総 数	50cc 以下 (ミカを含む)	50cc 超 ～90cc 以下	90cc 超 ～125cc 以下	125cc 超 ～250cc 以下
平成30年度	36,816	31,730	25,365	1,619	4,746	5,086
令和元年度	36,395	31,117	24,445	1,578	5,094	5,278
令和2年度	36,069	30,897	24,344	1,575	4,978	5,172
令和3年度	35,844	30,490	23,544	1,577	5,369	5,354
令和4年度	35,801	30,198	22,827	1,600	5,771	5,603
令和5年度	35,651	29,958	22,233	1,635	6,090	5,693

13 防 犯 業 務

1 概要

兵庫県警察によると、令和 6 年中の市内における刑法犯罪認知件数は、4,031 件と前年に比べ増加し、依然として子どもへの声掛け事案等が発生し子どもを取り巻く環境への不安が続くなど、いまだ治安に対して不安を抱く市民が少なくない。

犯罪などの事件や不安をなくし、誰もが明るく住みよい姫路が体感できるように、各種の事業を実施している。

2 姫路市民等の安全と安心を推進する条例

市民が迷惑を被る新たなタイプの犯罪や不良行為などから市民生活を守るために平成 13 年に制定したが、新たな形態に対応するため、平成 20 年 3 月に一部改正した。また、同年 11 月には、暴走行為助長等重点禁止区域を拡大した。さらに、平成 25 年 4 月末には、新駅ビルやキャッスルガーデン等が供用開始され、おおむね姫路駅周辺整備事業が完了したことに伴い、平成 25 年 6 月 1 日から同区域を拡大した。

内容

- ・市と市民等及び事業者が互いに協力し安全で安心な地域をつくること
- ・姫路市安全安心推進協議会の設置
- ・暴走行為を助長する行為等の禁止
- ・祭礼等に際して、2 人以上共同し刺しゅう入り服を着用し騒いで公衆に不安を覚えさせ、市職員が同行為の中止を求めたのに行為をやめない場合の中止・退去命令
- ・暴走行為助長等重点禁止区域の指定と罰則

3 安全安心パトロールカーの運行

青色回転灯を装備したパトロールカーによる、通学路を中心としたパトロールの実施

警察ＯＢの乗務による対応力の強化と安全安心に関する情報・要望の収集や防犯意識の広報・啓発

4 こども見守り隊事業

学校及び子どもの安全を地域全体で見守る自主防犯活動事業

- ・事業主体：地区連合自治会等
- ・事業内容：防犯パトロール（青色回転灯装備車を含む。）、保護立番、防犯情報の発信及び伝達、用品の購入、防犯意識の啓発、防犯マップ・こども 110 番の家の旗の作成及び更新等を実施する。

5 「こども 110 番のくるま」の運行

市の公用車に「こども 110 番のくるま」のステッカーを貼付し、通常業務を通じて市民への防犯意識の啓発や犯罪の未然防止を図るとともに、犯罪の発生時にはこどもの緊急避難場所として活用し関係機関等への連絡を行う。

6 見守りウォーキング

普段のウォーキングを通じて、地域の安全と安心を見守るボランティア活動

- ・無理なく継続した活動と健康増進、幅広い年齢層の活動、担い手の裾野の拡大
- ・活動内容：ウォーキングしながら、子どもや高齢者の見守り

7 姫路市暴力団排除条例

平成 25 年 4 月 1 日から条例を施行し、暴力団による不当な影響を排除し、安全で安心な市民生活を確保するため、県警等の関係機関と連携を図りながら、市、市民及び事業者が協力して、暴力団排除を行う。

暴力団排除に向けた主な取組

- ・市が行う事務及び事業、公の施設の利用、祭礼・興業等からそれぞれ排除
- ・暴力団の威力を利用することの禁止等

8 姫路市犯罪被害者等支援条例

平成 23 年 4 月 1 日から条例を施行し、姫路市民が突発的な事件に遭遇した場合のセーフティネットとして、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた施策を総合的に推進し、市民が安全に安心して住み続けられ、互いに支え合う地域社会の実現を目指す。

具体的な支援策：相談窓口の設置、各種の情報提供、見舞金の支給

9 姫路魚町・塩町地区安全安心まちづくり協議会

安全で安心な繁華街「魚町・塩町地区」のまちづくりを推進するため、地元自治会、警察、行政、その他関係機関で構成しており、安全安心活動を実施している。

主な活動：防犯パトロール、夜間実態調査、ビルオーナー会議の開催

10 姫路市防犯カメラ設置補助事業

自治会等の地域団体が行う防犯カメラ設置を促進し、地域の見守り力の向上を図るため、地域安全まちづくり活動を防犯設備面から支援する。なお、地域でプライバシー等にかかるトラブルが発生しないよう、自治会の総会などで住民の合意形成した上で設置する。

14 防 災 業 務

1 概要

近年、地震や台風、集中豪雨等の自然災害が全国各地に大きな被害をもたらし、その態様も大規模化、多様化の傾向にある。

また、高齢化社会の進展に伴う災害時要援護者の増加、通信・交通技術の進歩や経済発展による社会の高度化や複雑化、これに伴う社会構造の変化といった複合的な要因への対応など、防災業務を取り巻く状況は大きく変化している。

このような状況の下、本市においても、山崎断層帯で発生する地震や南海トラフ巨大地震による津波、台風などによる風水害などの自然災害や、大規模な事故などの社会災害への対応が求められるとともに、市町合併により従来の都市型災害への対応に加えて、山岳や海域における災害等への対応も大きな割合を占めることとなっている。

このため、市民一人一人の災害等に対する自助・共助意識の醸成や、企業、行政がそれぞれ果たすべき役割を担い連携を強化することにより、本市の防災力の底上げを行っていくことが課題となっている。

2 防災会議

地震、風水害等のあらゆる災害から市民の暮らしを守るため、災害対策基本法に基づき制定された姫路市防災会議条例により、姫路市防災会議を設置し、地域防災計画を定め、これらの計画に基づき防災関係機関・市民等と密接な連絡調整を図り、災害の予防、応急対策及び復旧等の防災活動に即応する体制の確立に努める。

3 地域防災計画の推進

姫路市地域防災計画は、災害対策について基本的な対応策及び方針を定めており、地震災害対策計画編、風水害等対策計画編、資料編で構成され、社会情勢や構造の変化に合わせてとともに広く住民の意見も取り入れるなど見直しを行っている。

(1) 地震対策

備蓄倉庫や耐震性貯水槽等のハードの整備を始め、自主防災組織の結成、姫路市地域防災貢献事業所登録制度の推進等により、地域防災力の向上を図るとともに、関係機関との災害時応援協定の締結や防災訓練を実施することにより、広域連携応援体制を整備している。

また、地震に伴う津波対策として、南海トラフ巨大地震により予想される震度分布や津波による浸水予想を示した津波ハザードマップを作成し、沿岸部の各世帯への全戸配布による周知等により津波被害の軽減に取り組んでいる。

(2) 風水害対策

風水害時における避難行動の基本方針の策定、洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、高潮ハザードマップ、内水ハザードマップの活用、浸水危険箇所の市部局での情報共有などを行う。

4 災害応急体制の整備

(1) 水資源の確保

災害時の飲料水の確保については、浄水場、配水池等からの運搬給水を原則としているが、浄水場、配水池から離れた場所については、市内 9 か所に飲料水兼用耐震性貯水槽（100 トン 7 か所、80 トン 1 か所、60 トン 1 か所）を設置するとともに、市内の小・中学校及び義務教育学校等の 95 カ所の既設の受水槽から容易に取水できるように改修するなど、その対策を講じる。

また、生活用水については、小中学校等のプールの水を活用するほか、災害時に地域住民が利用できる「災害時市民開放井戸登録制度」を積極的に進めており、令和 6 年 3 月 31 日現在で 893 基の井戸が登録されている。

(2) 避難所の指定

災害により住家を失った被災者や、差し迫った危険から避難者を一時的に収容するための避難所や避難場所を指定し、標識やホームページ、マップ等により周知を図っている。

《避難所の状況》（令和 6 年 4 月 1 日現在）

・指定避難所：253 か所

一定期間滞在する場として、一定の生活環境が確保できる公共施設等で市が指定する避難所

- ・指定緊急避難場所：337 か所

災害の危険が切迫した場合に、災害の危険から緊急的に逃れるための場所又は施設で、災害の種別ごとに市が指定する避難場所

- ・一時避難場所：1,237 か所

災害時に危険を一時的に回避するための場所又は集団を形成する場所で、自主防災会等が選定する場所

(3) 災害対策物資の備蓄

備蓄物資の集中管理と災害時の計画的な配給を行うための備蓄拠点として、災害対策用備蓄倉庫（市内5か所：津田公園・大津茂公民館・球技スポーツセンター・安室公園・夢前福祉センターばるむ）及び防災倉庫等（市内8か所：家島町〈2か所〉・安富町〈2か所〉・夢前町〈3か所〉・香寺町〈1か所〉）を設置している。

備蓄品は、山崎断層帯地震の避難所生活者数等を参考にアルファード米や長期保存食など約17万7千食を確保しているほか、毛布、洗面セット、タオル、食器セット、乳児・小児・大人用おむつ、衛生用品、携帯トイレ、トイレトペーパー等の生活必需品を備蓄している。

また、流通業者との協定や行政間相互の応援協定等で物資を確保する。

5 災害活動体制の確立

(1) 連絡員待機

気象庁発表による「震度3」の地震を姫路市域で観測したとき、長周期地震動「階級3」以上の地震を兵庫県南西部で観測したとき、気象警報等が発表され又は発表されるおそれがある場合、情報収集及び発信を行うため、危機管理室長は、危機管理室の必要人員を参集、待機させる。

(2) 災害初動連絡室

災害警戒本部が設置されるまでの間で、情報の収集及び共有等を行うため、危機管理室長は、災害初動連絡室を設置する。

(3) 災害警戒本部

水防本部又は災害対策本部が設置されるまでの間で、災害対応の初動体制を確立するため、防災審議監は、次の場合に警戒指令を発令し、災害警戒本部を設置する。

《設置基準》

- ① 気象庁発表による「震度4」の地震を姫路市で観測したとき。
- ② 気象庁が兵庫県瀬戸内海沿岸の予報区に、津波注意報を発表したとき。
- ③ 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき。
- ④ 暴風、大雨、洪水又は高潮警報が発表され、災害の発生のおそれがあるとき。
- ⑤ 風水害等により小規模の災害が発生したとき。
- ⑥ その他防災審議監が特に必要と認めるとき。

(4) 災害対策本部

災害応急対策を機動的に推進するため、市長は次の場合に市長を本部長、副市長を副本部長とする災害対策本部を設置する。

《設置基準》

- ① 気象庁発表による「震度5弱」以上の地震を姫路市で観測したとき。
- ② 気象庁が兵庫県瀬戸内海沿岸の予報区に、津波警報を発表したとき。
- ③ 気象庁が、姫路市に特別警報を発表したとき。
- ④ 暴風、大雨、洪水又は高潮警報が発表され、かつ、災害対策について特別の措置が必要と認められるとき。
- ⑤ 災害が発生し又は発生するおそれがある場合であって、特に本部の設置が必要と認められるとき。

6 地域防災体制の強化

(1) 自主防災組織

自主防災組織は、水害、地震等の災害から地域を守ろうと住民の隣保協同精神に基づき、自治会が主体となり自主的に結成された組織である。平常時は防火防災知識の習得や訓練を実施し、災害時には地域が一体となって、人命や財産等の被害の軽減に当たる。

- ① 自主防災組織の結成状況

姫路市では、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の教訓を生かすため、平成8年4月から自主防災組織の結成を呼び掛け、令和7年4月1日現在で924の自治会（結成率100%）で結成されている。（連合自治会単位や複数の自治会で、一つの自主防災会を結成しているところがあるため、自主防災会の数は780組織となる。）

② 防災資機材の整備

災害時の市民の自主防災活動を支援するため、救出救助等に使用する防災資機材を収納庫とともにコミュニティ防災活動の拠点である小学校など（計72か所）に設置している。市内全ての地区連合自主防災会には、防災活動を支援するため、59種のメニューから申請により、防災資機材を交付し、また、校区内に新たに自主防災組織が結成された場合は、その増加分について、同種の防災資機材を交付する。

(2) 地域防災貢献事業所

地域防災の貢献に意欲のある事業所（団体を含む）を、『姫路市地域防災貢献事業所』として登録・公表し、平常時から従業員や地域住民の防災意識の啓発を図るとともに、災害が発生した時には事業所の持つ能力を重要な防災力として活用することにより、地域防災力の向上を期待するもので、令和7年3月31日現在で、1,029事業所が登録されている。

(3) ひめじ防災マイスター認定制度

地域防災活動の担い手と、高い防災知識やスキルを持った人材育成を目的として、単なる担い手・人材育成に留まらず、市が継続的・発展的に支援・協働していく仕組みとして、令和6年度から「ひめじ防災マイスター認定制度」を創設した。令和7年4月1日現在で98名をひめじ防災マイスターとして認定している。

(4) 普及啓発及び訓練

自主防災組織や民間防火組織等の防火・防災に対する意識の高揚や知識の習得を図るため、下記のような研修会や訓練等の市民参加型メニューにより自助、共助の機運醸成に努めている。

① 地域防災力向上研修

地域の事情を踏まえた防災対策を推進するため、防災全般についての講義や実技を実施し、自主防災会の活動を担う地域の防災リーダーの育成を行う。

② 防災教育

次世代（市内の中学生）を対象とした防災教育を開催し、防災意識の普及啓発に努めるとともに、若い世代間の連携を図り、防災のつなぎ手・担い手の育成を図る。

③ ハザードマップの周知

洪水・内水氾濫・土砂災害及び高潮、津波時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、国・県が指定した災害想定区域図等を基に、災害ごとのハザードマップを作成し、住民に配布・周知を進めている。

④ 地域防災マップづくり

住民自ら地域におけるハザードやセーフティを掘り起こし、情報を共有しておくことは非常に重要である。「自らの生命、自らのまちは自ら守る」という市民の自衛意識と連帯感を高め、地域防災力の底上げを図ることを目的として、「地域防災マップづくり」を推進する。

⑤ 総合防災訓練

大地震等の大規模災害現場において、行政、自主防災組織、企業、ボランティア団体及び防災関係機関等が広域的に連携し、それぞれの役割に応じた効果的な災害応急対策ができるよう総合防災訓練を実施している。

⑥ 避難所運営訓練

地震等災害時の自主防災活動を主眼に、自主防災組織を中心とした避難所における役割を明確にし、地域住民が一人丸となって自主的に円滑な避難所運営を行うことを目的として訓練を実施し、避難所の円滑な運営と地域防災力の強化を図る。

⑦ 姫路市版携帯・災害避難カード「命のパスポート」の周知

避難意識の向上、円滑な避難行動のために、個人や地域の実情に応じた避難のタイミングや避難経路などについて、住民自らがあらかじめ検討し、災害時に活用していただくことを目的に作成し、様々な機会を捉えて、啓発と利活用を促進を図る。

⑧ 地区防災訓練モデル事業

自主防災組織の活性化を促進するため、地域の実情に応じた実践的訓練を自主的かつ継続的に実施し、各地区で訓練を展開できるよう、モデル的な地区防災訓練を実施する。

7 広域防災体制の確立

災害相互応援協定

大規模な災害が発生し、被災都市のみでは十分な応急措置が実施できない場合に、職員の派遣、緊急物資や資機材の提供など相互に応援協力する協定を締結している。(令和6年3月31日現在)

(1) 他の自治体との連携（災害対策基本法第8条第2項関係）

○ 播磨広域防災連携協定

播磨地域13市9町が平常時における防災活動の連携及び災害時における相互応援を目的に協定を締結している。

○ 西播磨地域災害時等相互応援に関する協定

西播磨地域5市6町が災害発生時に相互協力し、被災市町では十分な応急措置ができない場合、被災市町の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行することを目的としている。

○ 隣接都市災害時相互応援協定

姫路市と隣接する高砂市、加西市、加古川市のいずれかの市域において災害が発生し、被災市では十分な応急措置ができない場合に、被災市の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行することを目的としている。

○ 榎原公ゆかり都市災害時相互応援に関する協定

姫路市と上越市、館林市、豊田市が災害発生時に相互協力し、被災市では十分な応急措置ができない場合、被災市の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行することを目的としている。

○ 中核市災害相互応援協定

中核市各市のいずれかの市域において災害が発生した場合に、被災市の要請に応え、被災市の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行することを目的としている。

○ 姉妹都市災害時応援協定

姫路市と姉妹都市にある鳥取市、松本市が災害発生時に相互協力し、被災市では十分な応急措置ができない場合、被災市の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行することを目的としている。

○ 兵庫県及び市町相互間の災害協定

県内で災害が発生し、被災した市町のみでは十分な対策を講じることができない場合に、県及び県内市町による応援活動を迅速かつ円滑に実施することを目的としている。

(2) その他の協定等

○ 災害時における物資等の輸送に関する協定

地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ円滑な物資等の輸送協力について、協定を締結している。

○ 災害時における物資の供給に関する協定

地震、風水害、大火災等の大規模災害が発生した場合に、被災者に対して、より速やかにかつ円滑に食料品、日用品が供給できるようにすることを目的としている。

○ 災害時における建設業界との応急対策業務に関する協定

地震、風水害その他の災害が発生した場合において、(社)兵庫県建設業協会姫路支部及び(社)全国クレーン建設業協会兵庫支部と、人命救助のための倒壊建物等の除去、道路交通確保のための障害物の除去等、災害時の応急対策業務の応援に関する協定を締結している。

○ 災害時における災害用トイレ等の供給協力に関する協定

地震、風水害などの大規模災害が発生した場合において、上下水道が被災しトイレの使用が困難である場合、若しくは多数の市民が避難所生活を余儀なくされる場合など、災害時における応急トイレ対策として市民生活の保健及び環境衛生を維持し、生活の早期安定を図ることを目的に、仮設トイレの配備、管理等に関する協定を民間業者と結んでいる。

○ 災害時緊急放送等の実施に関する協定

姫路市内で台風、集中豪雨、大規模火災、危険物の爆発、地震その他非常の事態が発生したとき、市民に対して迅速かつ的確にその情報を緊急に放送することについて「姫路シティFM21」及び「姫路ケーブルテレビ」と協定を結んでいる。

○ 災害時における葬祭団体等との協力に関する協定

地震、風水害などの大規模災害が発生した場合において、多数の死者が一時的、集中的に発生した場合における遺体の搬送及び安置並びにこれらに必要な資機材、消耗品及び葬儀式場等の施設の確保と災害応急対策の円滑化を

図る。

- 避難所に関する覚書
市指定避難場所である県立大学・高等学校と避難所の開設・運営に係る協力について覚書を締結している。
- 災害時における福祉避難所に関する協定
災害時要援護者支援を充実させるため、特別養護老人ホーム、ホテル、特別支援学校等と福祉避難所に関する協定を締結するとともに、保健福祉ＳＣなどの公共施設を指定している。
- 災害時等における船舶による輸送等に関する協定
地震・風水害等の災害が発生した場合、あるいは住民が緊急に避難する必要がある場合において、被災者や救援者等の人員、救援物資や応急対策資機材等の貨物の海上輸送が迅速に実施できるよう輸送業者と協定を締結している。
- 災害時における障害物除去等の協力に関する協定
地震等の大規模災害が発生した場合における、人命救助や道路交通確保のための障害物除去等の業務協力に関する協定を、兵庫県自動車整備振興会の姫路市関係６支部と締結している。
- 災害時における生鮮食料品等の供給協力等相互応援に関する協定
京都市、大阪府、大阪市、神戸市、姫路市、尼崎市、奈良県及び和歌山市の各都市のいずれかにおいて災害が発生し、災害を受けた都市の中央卸売市場では生鮮食料品等を被災者等に供給できない場合に、災害を受けていない都市に対して生鮮食料品等の供給等の協力要請及び支援を目的としている。
- 兵庫県水道災害相互応援に関する協定
兵庫県、各市町、各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部、兵庫県簡易水道協会が協力して、地震、異常渇水その他水道災害において相互に応援することを目的としている。
- 災害に係る情報発信等に関する協定
災害発生時等における姫路市の情報発信機能の低下を軽減するため、ヤフー株式会社と協定を締結している。
- ゴルフ場との災害時支援協力に関する協定
災害発生時に、ゴルフ場が保有する施設を住民の一時避難等に利活用することを目的として市内５か所のゴルフ場と協定を締結している。
- 災害時における動物救護活動に関する協定書
兵庫県域において大規模な災害が発生した場合の被災動物救護活動について、社団法人兵庫県獣医師会、公益社団法人神戸市獣医師会、社団法人日本動物福祉協会及び公益社団法人日本愛玩動物協会と協定を締結している。
- 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定
地震等の大規模災害が発生した場合、海の路を介した連携により、相互に救援協力し、応急及び復旧対策を円滑に遂行することを目的に、７６市町村と協定を締結している。
- 災害時等における相互協力に関する協定
災害時等の応急対策及び復旧業務の実施に必要な資機材、資材の提供及び敷地、施設の利用などについて、西日本高速道路㈱関西支社と協定を締結している。
- 大規模災害等における隊友会の協力に関する協定
大規模災害発生時に、兵庫県隊友会姫路支部から避難勧告等の周知徹底、避難者の誘導、避難所の開設運営など人的支援等をうける旨の協定を締結している。
- 災害時におけるＬＰガス等の支援協力に関する協定
大規模災害等が発生した場合、ＬＰガス及び燃焼機器等の機材を避難所等へ供給することについて、一般社団法人兵庫県ＬＰガス協会姫路支部と締結している。
- 災害時における避難所設営用物資の供給に関する協定
災害発生時に、段ボールによるプライバシーの確保等避難所の環境を改善するため、協定を締結している。
- 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書
災害時において災害対策本部等を設置した場合、地図製品等の供給について協定を締結している。
- 災害時における畳の提供等に関する協定
災害発生時に、避難所に畳を配置し、避難生活の改善、良好な生活環境の確保を図るため、協定を締結している。
- ひめじ減災プロジェクトに関する協定
市民相互に災害情報を発信・収集できるウェブサイトの構築に当たり、連携、協力するため、協定を締結してい

る。

- 災害時における船舶による輸送及び応急対策業務に関する協定
災害発生時に、ガット船等を活用し、救援物資や応急対策資機材等の輸送業務、応急対策業務を迅速に実施できるよう協定を締結している。
- 災害時における被災者支援協力に関する協定
災害発生時に、無料相談窓口の設置や行政書士の派遣等により混乱する被災地での被災者支援を迅速に実施できるよう協定を締結している。
- 災害時における緊急測量業務等に関する協定
災害発生時に、復旧工法等の検討に必要な緊急測量作業等に関する協定を締結している。
- 災害時における支援協力に関する協定
災害発生時に、応急・復旧対策、被災者等への支援のため、緊急通行車両への優先的な給油を行うとともに、当該車両の運転者に対して道路、避難場所その他必要な情報を提供いただけるよう協定を締結している。
- 災害時における物資等の輸送、一時保管、仕分け等に関する協定
災害発生時に、救援物資等の集積場所等からの輸送、一時保管及び仕分け等が円滑にできるよう協定を締結している。
- 土砂災害の緊急点検活動に関する協定
土砂災害発生後の警戒避難体制の整備や応急対策により、二次災害を防止し、住民の安全・安心を確保するため協定を締結している。
- 災害時における応急対策用無線機等の優先供給に関する協定
災害発生時に、本市が応急対策業務を実施する場合、無線機を優先提供いただけるよう協定を締結している。
- 災害時における緊急時及び被災建築物の解体撤去の協力等に関する協定
大規模災害発生時の緊急時における被災者の救出及び被災建築物の解体撤去の協力をしていただけるよう協定を締結している。
- 姫路市の避難所等の情報提供に関する協定
スマホ用アプリ「全国避難所ガイド」を活用して災害時には最寄りの避難場所に誘導するほか、災害時における本市からの避難情報をアプリを通じて伝達できるように協定を締結している。
- 災害時における飲料水等の供給に関する協定
災害時において、飲料水を確保し、又ウォーターサーバーの供給により夏場における熱中症対策を目的とした協定を締結している。
- 災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定
災害時において、公共下水道、コミュニティ・プラント及び集落排水処理施設の復旧支援協力について協定を締結している。
- 災害時における復旧支援協力に関する協定
災害時において、被災した下水道施設の復旧支援協力について協定を締結している。
- 災害時における帰宅困難者支援、受入施設の提供並びに物資等の供給及び運搬に関する協定
災害時において、姫路商工会議所の協力を得て、帰宅困難者への受入施設並びに水道水、トイレ及び道路情報等の提供を行うとともに、姫路商工会議所のネットワークを活用し物資の提供を行えるよう協定を締結している。
- 災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定
災害時において、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力について協定を締結している。
- 災害時における物資の供給及び避難所の支援等に関する協定
災害時において、公益社団法人姫路青年会議所のネットワークを活用し物資の提供を行うとともに、マンパワーが不足している避難所等において物資の仕分けなどの支援を行えるよう協定を締結している。
- 災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定
災害時において、災害用トイレの供給協力に加え、応急対策において必要な重機等の建設機材や大型発電機、避難所等で必要とされる冷房器具、暖房器具等のレンタル資機材の提供を受けることができるよう協定を締結している。
- 災害時における応急対策業務に関する協定

災害時において、家島石材採掘協同組合が保有する資機材等を活用して障害物の除去作業等の応急対策業務や被災した岸壁等の応急復旧のために石材等を優先的に提供していただくことを目的とした協定を締結している。

○ 災害時における輸送業務に関する協定

災害時において、応急対策を行うために必要な人員の搬送や災害時要援護者等の輸送、物資の輸送などの支援を受けることができるよう協定を締結している。

○ 災害時における災害救助犬の出動に関する協定

地震災害等が発生した場合に、被災者の捜索活動を円滑に実施するため、災害救助犬の出動に関する協定を締結している。

○ 災害時における車両の貸渡に関する協定

大規模な自然災害が発生した場合に、応急対策、災害復旧及び継続すべき通常業務などの様々な業務を遂行するにあたり、一般社団法人兵庫県レンタカー協会の会員事業所が所有する車両の貸渡について協力いただくことを目的とした協定を締結している。

○ 災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定

地震、風水害その他の大規模災害が発生した場合において、駐車場を一時避難場所として被災者に提供するなど被災者の応急救済に関わる防災活動に関する協力を目的とした協定を締結している。

○ 災害時における連携協力に関する協定

災害時において、一人一人の被災者に対する迅速な生活再建の支援を図り、もって被災地域の円滑な復旧復興を実現するために兵庫県弁護士会と連携協力することを目的とした協定を締結している。

○ 電気自動車を活用した災害連携協定

災害時等によって、大規模停電発生のおそれがある場合に、電力不足が想定される避難所等において、電気自動車から電力供給をすることにより、住民の生命、身体及び財産を守るための基本的事項を定めることを目的とした協定を締結している。

○ 災害時における消防用水、生活用水等の供給の協力に関する協定

地震、風水害、火災等の大規模災害が発生した場合において、消防用水、飲料水以外の生活用水等の供給の協力に関する協定を締結している。

○ 災害時における被災者等の移動手段の確保に関する協定

被災者等の円滑な移動手段の確保に関して、一般社団法人日本カーシェアリング協会と支援体制の構築を図ることを目的とした協定を締結している。

○ 災害時におけるムービングハウスを活用した宿舎等の建設に関する協定

姫路市に派遣される応援職員のための宿舎等を確保することを目的として、一般社団法人日本ムービングハウス協会と協定を締結している。

○ 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定

大規模災害が発生した場合において、被災者に対して支援物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、運送事業者4社と協定を締結している。

※ 消防局における相互応援体制については、消防局に別載

15 国民保護業務

1 国民保護法の設立

平成 13 年に発生した米国同時多発テロ、そして武装不審船事案は国民に大きな不安を与え、新たな危険に備えることの重要性を再認識させることとなり、国家の緊急事態に対処しうる体制の整備が、ますます重要となっている。

このような情勢を踏まえ、平成 15 年 6 月に武力攻撃事態対処関連三法が成立・施行され、平成 16 年 6 月 14 日に国民保護法をはじめとする有事法制関連法が成立した。

2 国民保護協議会

姫路市国民保護協議会は、市が行う避難や救援などの国民保護措置に関し、広く住民の意見を求め、市の国民保護措置に関する施策を総合的に推進するために設置されるもの。

その役割は、市長の諮問に応じて市の国民保護措置に関する重要事項を審議し、市長に意見を述べることとされており、市長は、姫路市国民保護計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ市国民保護協議会に諮問することとされている。

3 国民保護計画

平成 17 年 3 月に国が示した「国民の保護に関する基本指針」や、それに基づき平成 18 年 3 月に作成された「兵庫県国民保護計画」を踏まえて、平成 19 年 3 月に「姫路市国民保護計画」を作成した。

姫路市国民保護計画は、武力攻撃事態等から市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活や市民経済への影響を最小とするために住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的とし、国民保護措置の実施体制、避難や救援に関する事項、平素から備えておくべき事項等について定めている。

4 国民保護措置の実施体制

(1) 国民保護警戒対策会議

国民保護警戒本部が設置されるまでの間で、防災審議監を統括監とし、情報の収集・分析、警戒等を行う。

《設置基準》

- ① 武力攻撃事態等の認定につながる可能性がある事案に関する情報を入手した場合で、情報の収集、警戒等について対応が必要であると認められるとき。
- ② 市外で武力攻撃事態等の認定につながる可能性がある事案が発生した場合で、市警戒対策会議としての対応が必要であると認められるとき。
- ③ 国により市外で発生した事案が武力攻撃事態等に認定されたが、姫路市に対して市対策本部を設置すべき市の指定がない場合で、市警戒対策会議としての対応が必要であると認められるとき。
- ④ 市対策本部を廃止した場合で、引き続き対応が必要であると認められるとき。
- ⑤ その他、防災審議監が必要であると認める場合。

(2) 国民保護警戒本部

国民保護対策本部が設置されるまでの間で、市長を警戒本部長とし避難の指示等警戒区域の設定や救助その他必要な応急措置を実施する。

《警戒本部の設置基準》

- ① 市内及び市周辺で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生し市警戒本部としての対応が必要であると認められるとき。
- ② 国により市外で発生した事案が武力攻撃事態等に認定されたが、姫路市に対して市対策本部を設置すべき市の指定がない場合で、市警戒本部としての対応が必要であると認められるとき。
- ③ その他、市長が必要であると認める場合。

(3) 国民保護対策本部

市長が国民保護法第 25 条第 2 項の規定による内閣総理大臣からの設置指定を受けたときに設置し、市長を本部長とし国民保護法に基づく住民の避難、救援、復旧などの国民保護措置を実施する。

※ 緊急対処事態については、武力攻撃事態等の対処に準じて行う。

総務

1	職制・給与	69
2	職員研修	73
3	行財政改革	74

1 職 制 ・ 給 与

1 職員の定数と現員

令和7年4月1日現在

区	分	定数 (人)	現員数 (人)	現員数のうち	
				企業等からの 派遣職員数(人)	派遣職員数(人)
1 市長の事務部局の職員		2,700	2,597		38
	市長の事務部局		2		
	政策局		97		11
	総務局		58		3
	財政局		189		
	市民局		257		
	農林水産環境局		341		4
	健康福祉局		584		7
	こども未来局		414		
	観光経済局		207		12
	都市局		171		
	建設局		216		1
	会計課		15		
	デジタル戦略本部		46		
2 議会の事務部局の職員	議会事務局	25	23		
3 教育委員会の事務部局 及び教育機関の職員	事務局及び学校以外 の教育機関	660	525		
	学 校				
4 選挙管理委員会の事務部局の 職員	選挙管理委員会 事務局	20	7		
5 監査委員の事務部局の職員	監査事務局	17	13		
6 公平委員会の事務部局の職員	公平委員会 事務局	5	(3)		
7 農業委員会の事務部局の職員	農業委員会 事務局	13	10		
8 上下水道局の職員		280	206		2
9 消防機関の職員	消 防 局	690	599		3
合 計		4,410	3,980		43

2 職種別職員数、平均年齢、平均給料

令和7年4月1日現在

職 種		職員数（人）	平均年齢（歳）	平均給料（百円）
一 般 行 政 職		1,835	43.8	3,398
税 務 職		118	38.4	3,181
研 究 職		13	40.8	3,315
医 師		7	48.3	5,235
薬 剤 師 ・ 医 療 技 術 職		73	41.4	3,230
看 護 ・ 保 健 職		86	38.3	3,121
福 祉 職		301	36.2	2,994
消 防 職		599	38.3	3,194
企 業 職		204	46.0	3,440
技 能 労 務 職		491	51.3	3,451
教 育 職	高 等 学 校	105	45.8	3,637
	幼 稚 園 ・ 指 導 主 事	142	40.4	3,650
計		3,974	42.4	3,487

※合計欄は、特定任期付職員4人と、令和7年4月1日現在において在職期間が12月を超える臨時職員26人分を含む。

3 ラスパイレス指数の推移

各年4月

年 次	R2	R3	R4	R5	R6
指 数	101.3	101.2	101.4	101.0	100.9

4 初任給

令和7年4月1日現在

職 種	学 歴	初任給（円）	職 種	学 歴	初任給（円）
一 般 行 政 職	大学卒	227,800	消 防 職	大学卒	228,700
〃	短大卒	210,600	〃	高校卒	205,100
〃	高校卒	197,800	指 導 主 事 等	大学卒	252,000
獣 医 師	大学6卒	236,400	〃	短大卒	235,100
看 護 師	短大3卒	216,800	高 校 教 育 職	大学卒	253,200
准 看 護 師	准看護師養成所卒	191,300	幼 稚 園 教 育 職	大学卒	223,000
技 能 労 務 職	高校卒（18歳）	192,900	〃	短大卒	210,600
医 療 職	医大卒	354,000			

5 特別職等給与・報酬

職				現行		改正前	
				金額（円）	適用年月日	金額（円）	適用年月日
議	長	月		823,000	平 23. 4. 1	846,000	平 20. 7. 1
副	長	月		747,000	平 23. 4. 1	769,000	平 20. 7. 1
議	員	月		685,000	平 23. 4. 1	704,000	平 10. 4. 1
市	長	月		1,180,000	平 23. 4. 1	1,214,000	平 20. 7. 1
副	長	月		960,000	平 23. 4. 1	987,000	平 20. 7. 1
教 育 委 員 会	教 育 長	月		810,000	平 23. 4. 1	820,000	平 20. 7. 1
	委 員	月		134,000	平 23. 4. 1	138,000	平 10. 4. 1
選挙管理委員会	委 員 長	月		122,000	平 23. 4. 1	126,000	平 10. 4. 1
	委 員	月		82,000	平 23. 4. 1	84,000	平 10. 4. 1
	補 充 員	日		9,800	平 10. 4. 1	9,700	平 8. 4. 1
監 査 委 員	常 勤	月		(行政職給料表 9 級適用)			
	代 表 監 査 委 員	月		167,000	平 23. 4. 1	172,000	平 20. 7. 1
	識見を有する委員	月		156,000	平 23. 4. 1	161,000	平 20. 7. 1
	議 会 選 出 委 員	月		62,000	平 23. 4. 1	65,000	平 20. 7. 1
農 業 委 員 会	会 長	年		667,000	平 10. 4. 1	654,000	平 8. 4. 1
	会 長 職 務 代 理 者	年		566,000	平 10. 4. 1	555,000	平 8. 4. 1
	委 員	年		490,000	平 10. 4. 1	481,000	平 8. 4. 1
公 平 委 員 会	委 員 長	月		124,000	平 23. 4. 1	128,000	平 20. 7. 1
	委 員	月		89,000	平 23. 4. 1	92,000	平 20. 7. 1
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	委 員 長	日		14,300	平 10. 4. 1	13,000	平 4. 4. 1
	委 員	日		12,100	平 10. 4. 1	11,000	平 4. 4. 1
介護認定審査会	合 議 体 委 員 長	日		15,500	平 11. 10. 1	—	—
	委 員	日		12,500	平 11. 10. 1	—	—
障害認定審査会	合 議 体 委 員 長	日		15,500	平 18. 4. 1	—	—
	委 員	日		12,500	平 18. 4. 1	—	—
土 地 区 画 整 理 評 価 員		日		9,800	平 10. 4. 1	9,700	平 8. 4. 1
社 会 教 育 委 員		日		9,800	平 10. 4. 1	9,700	平 8. 4. 1
ス ポ ー ツ 推 進 委 員		年		44,000	平 10. 4. 1	43,200	平 8. 4. 1
選 挙 長		日		10,800	令 1. 6. 1	10,600	平 27. 4. 1
投 票 所 の 投 票 管 理 者		日		12,800	令 1. 6. 1	12,600	平 27. 4. 1
期 日 前 投 票 所 の 投 票 管 理 者		日		11,300	令 1. 6. 1	11,100	平 27. 4. 1
開 票 管 理 者		日		10,800	令 1. 6. 1	10,600	平 27. 4. 1
投 票 所 の 投 票 立 会 人		日		10,900	令 1. 6. 1	10,700	平 27. 4. 1
期 日 前 投 票 所 の 投 票 立 会 人		日		9,600	令 1. 6. 1	9,500	平 27. 4. 1
開 票 立 会 人		日		8,900	令 1. 6. 1	8,800	平 27. 4. 1
選 挙 立 会 人		日		8,900	令 1. 6. 1	8,800	平 27. 4. 1

(注) 本表以外の附属機関の委員等の報酬は、おおむね、委員長等 11,000 円／日、委員等 9,800 円／日となっている。

6 管理職手当

令和7年4月1日現在

区 分	局 長 級	部 長 級	課 長 級	課長補佐級	係 長 級
月 額	128,000 円 103,000 円	94,000 円	77,000 円	42,000 円	38,000 円

(注) 課長補佐級、係長級については、出先機関の長に限る。

7 旅費

区 分		鉄道賃	船 賃	車 賃	日 当 (円)	宿泊料 (円)	食卓料 (円)
1 級	市長、副市長、教育長、 議長、副議長、議員、教育 委員会の委員、選挙管理委 員会の委員、公平委員会の 委員、監査委員、農業委員 会の委員	運賃、急行 料金、座席 指定料金	3 区分の場 合は中級運 賃、2 区分 の場合は下 級運賃、他 に寝台料金	定期的に、 一般旅客営 業を行って いるバス・ 軌道・ケー ブルカー等 の交通機関 の運賃	1 日 3,000	1 夜 14,800	1 夜 3,000
2 級	1 級の項に掲げる者以外の 者				2,600	13,100	2,600

(注) 固定宿泊施設に宿泊しない場合については、宿泊料欄の額を、その額に10分の7を乗じて得た額に読み替えてこの表を適用する。

2 職 員 研 修

別紙のとおり

複雑多様化する社会、市民ニーズに対応できる職員を目指し、各種研修を実施する。

令和6年度実施研修

(1) 内部研修

研修名	コース	受講者
新採用職員研修	2	103
2級職員研修	2	66
3級職員研修	2	66
4級職員研修	3	81
係長研修	2	57
課長補佐研修	2	53
課長研修	1	33
定年延長者等職員研修	2	63
任期付職員研修	1	23
技能労務職研修（新採用職員研修）	1	8
技能労務職研修（2級職員研修）	1	11
技能労務職研修（ジョブ・クラフティング）	1	6
技能労務職研修（3級職員研修）	1	5
技能労務職研修（班長研修）	2	10
技能労務職研修（5級職員研修）	6	12
法務研修（法学入門）	1	33
法務研修（基礎法務）	3	89
法務研修（訴訟法務）	1	31
法務研修（法制執務）	2	62
人事評価研修（評価者編）	3	54
人事評価研修（被評価者編）	6	139
人事評価研修（目標管理編）	1	31
人事評価研修（面談力等強化編）	1	28
財務会計実務研修	1	81
キャリアデザイン研修	2	91
仕事のすすめ方研修	3	115
もう一度学ぶ！接遇&マナー研修	1	21
メンタルヘルス（セルフケア）研修	5	186
メンタルヘルス（ラインケア）研修	3	60
クレーム対応研修	1	36
コミュニケーションスキル・共感力向上研修	1	32
部下が自ら動きたくなる！関わり方のヒント研修	1	35
ベテラン職員マネジメント研修	1	34
「部下力」の磨き方研修	1	39
リーダーシップの基礎研修	1	27
女性活躍推進研修	3	68
レジリエンスUP研修	1	40
仕事力強化研修	1	29
勇気づけワークアウト研修	1	34
ジョブ・クラフティング	1	31
デザイン視点で取り組む共創力強化研修	1	26
ロジカルシンキング研修	1	37
政策課題研修	1	16
事業スクラップ研修	1	34
業務の見える化研修	1	41
プレゼンテーション研修	1	34
ビジネス文章力向上研修	1	44
書ける！伝わる！広報文カイゼン研修	1	36
土木工事積算基礎研修	1	7
土木技術基礎研修	1	17
管理職講演会	2	155
トークセッション	1	37
人権・文化教養講座	2	146
人権学習地域講座	8	21
人権・同和教育研究大会	1	29
企業人権教育研修会	1	50
交通安全講習会	7	764
社会福祉研修（手話研修）	2	47

109 3,564

研修名	コース	受講者
職場研修助成	16	437
資格取得助成	8	23
通信教育講座	5	30
姫路検定試験受験	3	12
e-Learning研修	3	53
内部研修計	144	4,119

上記のうち、報償費又は委託料の 支出対象となったもの	87	2,634

派遣研修

研修名	コース	受講者
民間企業派遣	4	61
国等への派遣	9	12
自治大学校派遣	3	3
国土交通大学校派遣	8	8
全国建設研修センター派遣	12	12
市町村職員中央研修所派遣	14	15
全国市町村国際文化研修所派遣	13	13
兵庫県自治研修所派遣	23	33
兵庫県市町振興課等派遣	8	19
播磨自治研修協議会派遣	23	115
その他民間研修機関等派遣	132	157
社会福祉研修	20	20
兵庫県自動車学校姫路校派遣	2	81
派遣研修計	271	549

区 分	コース	受講者
研修合計	415	4,668

3 行 財 政 改 革

1 行財政改革の推進

令和 7 年度予算額 545 千円

社会情勢の変化や厳しい行財政状況に対応するため、行財政改革に取り組んでいる。

(1) 「行財政改革プラン 2029 の推進」(令和 7 年度～令和 11 年度) の推進

令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間を計画期間とする「行財政改革プラン 2029」に基づき、行財政改革を推進する。このプランは、「「スマートな自治体、姫路」の実現」をテーマとし、「4 つの基本方針」及び「13 の計画」を立て、これに基づく 20 項目の実行計画に取り組むこととしており、目標達成型の行財政改革に取り組むため、実行計画ごとに目標を設定している。

■ 4 つの基本方針

持続可能な組織づくりと人材育成〔組織・人〕、健全財政の維持と財源確保〔予算〕

業務改善と連携力の向上〔仕組み〕、D X の推進〔D X〕

■ 13 の計画

定員適正化の推進、時間外勤務の削減、メンタルヘルスケアの実施

健全財政の維持、税収等の財源確保の推進、事業点検スキームの推進

業務カイゼンの推進、エビデンスに基づく政策立案の実践、公共施設マネジメントの推進

民間、近隣自治体との連携、市民の利便性向上の推進、業務効率化の推進、庁内デジタル人材の育成・確保

(2) 姫路市行財政改革市民会議

行財政改革に関する重要事項について審議するため、姫路市行財政改革市民会議（学識経験者、公募市民、市政に関する有識者で構成）を設置している。

2 外郭団体等の指導及び調整

外郭団体の経営改善、市の関与の適正化等、外郭団体の改革を進め、団体が健全で効率的な運営となるよう、団体所管課を通じて指導及び調整を行っている。

財

政

1	令和 7 年度予算	76
2	令和 6 年度決算	79
3	市税	81
4	市有財産	85
5	市庁舎	86
6	契約	88
7	工事技術検査室	89

1 令和 7 年度 予 算

1 各会計予算総括表

(単位 千円)

区 分	令和 7 年度		令和 6 年度		比較	
	予算額	構成比 (%)	予算額	構成比 (%)	金額	増減率 (%)
一 般 会 計	258,200,000	60.1	236,100,000	57.8	22,100,000	9.4
特 別 会 計	112,810,212	26.3	113,474,347	27.8	△ 664,135	△ 0.6
卸 売 市 場 事 業	2,070,874	0.5	2,530,962	0.6	△ 460,088	△ 18.2
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	104,577	0.0	142,619	0.0	△ 38,042	△ 26.7
国民健康保険事業	50,333,145	11.7	52,051,726	12.8	△ 1,718,581	△ 3.3
介護保険事業	49,382,857	11.5	48,402,711	11.9	980,146	2.0
後期高齢者医療事業	10,158,173	2.4	9,551,952	2.3	606,221	6.3
奨学学術振興事業	49,726	0.0	38,624	0.0	11,102	28.7
財政健全化調整	710,860	0.2	755,753	0.2	△ 44,893	△ 5.9
企 業 会 計	58,720,523	13.6	59,029,915	14.4	△ 309,392	△ 0.5
水 道 事 業	18,981,938	4.4	20,249,062	4.9	△ 1,267,124	△ 6.3
下 水 道 事 業	39,738,585	9.2	38,780,853	9.5	957,732	2.5
全 会 計 総 額	429,730,735	100.0	408,604,262	100.0	21,126,473	5.2

2 一般会計歳入歳出予算

(1) 財源別歳入

(単位 千円)

区 分	予 算 額	構 成 比 (%)	増 減 率 (%)	特 定 財 源	一 般 財 源 (振替財源)
自 主 財 源	128,197,109	49.6	7.7	17,204,844	110,992,265
市 税	104,100,000	40.3	5.7	—	104,100,000
分 担 金 及 び 負 担 金	891,109	0.3	△ 1.1	891,109	—
使 用 料 及 び 手 数 料	5,362,582	2.1	△ 0.3	4,577,946	784,636
財 産 収 入	529,454	0.2	△ 21.8	136,251	393,203
寄 附 金	683,521	0.3	15.0	83,521	600,000
繰 入 金	7,838,430	3.0	33.5	3,311,441	4,526,989
諸 収 入	8,792,013	3.4	23.4	8,204,576	587,437
依 存 財 源	130,002,891	50.4	11.1	98,516,243	31,486,648
地 方 譲 与 税	1,532,000	0.6	△ 2.7	—	1,532,000
利 子 割 交 付 金	91,000	0.0	127.5	—	91,000
配 当 割 交 付 金	779,000	0.3	11.8	—	779,000
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	923,000	0.5	36.9	—	923,000
法 人 事 業 税 交 付 金	1,550,000	0.6	7.6	—	1,550,000
地 方 消 費 税 交 付 金	13,000,000	5.0	0.8	—	13,000,000
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	45,000	0.0	△ 8.2	—	45,000
環 境 性 能 割 交 付 金	348,000	0.1	△ 0.6	—	348,000
国有提供施設等所在市助成交付金	7,000	0.0	0.0	—	7,000
地 方 特 例 交 付 金	591,000	0.2	△ 80.3	—	591,000
地 方 交 付 税	12,500,000	4.8	△ 8.1	—	12,500,000
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	65,000	0.0	△ 9.7	65,000	—
国 庫 支 出 金	49,394,953	19.2	7.3	49,313,793	81,160
県 支 出 金	16,409,238	6.4	10.6	16,369,750	39,488
市 債	32,767,700	12.7	50.5	32,767,700	—
合 計	258,200,000	100.0	9.4	115,721,087	142,478,913

(2) 目的別歳出

(3) 性質別歳出

(単位 千円)

区 分	予 算 額	構 成 比 (%)	増 減 率 (%)	区 分	予 算 額	構 成 比 (%)	増 減 率 (%)
議 会 費	973,815	0.4	△ 4.0	経 常 的 経 費	207,560,832	80.4	4.5
総 務 費	20,664,216	8.0	11.6	人 件 費	40,659,226	15.7	6.0
民 生 費	104,461,145	40.4	7.6	物 件 費	37,326,430	14.5	4.9
衛 生 費	17,384,372	6.7	0.9	維 持 補 修 費	1,523,378	0.6	7.4
労 働 費	267,555	0.1	17.2	扶 助 費	69,152,684	26.8	10.4
農 林 水 産 業 費	4,294,931	1.7	64.3	補 助 費 等	14,091,971	5.4	0.2
商 工 費	6,778,717	2.6	△ 0.6	貸 付 金	204,200	0.1	△ 21.3
土 木 費	30,991,570	12.0	9.4	積 立 金	408,307	0.1	45.7
消 防 費	11,652,364	4.5	46.9	繰 出 金	23,151,068	9.0	△ 8.1
教 育 費	31,519,919	12.2	23.9	公 債 費	20,843,568	8.1	1.7
公 債 費	20,846,217	8.1	1.7	予 備 費	200,000	0.1	0.0
諸 支 出 金	8,165,179	3.2	△ 19.7	投 資 的 経 費	50,639,168	19.6	34.8
予 備 費	200,000	0.1	0.0	普 通 建 設 事 業 費	50,639,168	19.6	34.8
				補 助	18,322,516	7.1	13.1
				単 独	32,316,652	12.5	51.2
合 計	258,200,000	100.0	9.4	合 計	258,200,000	100.0	9.4

3 一般会計・特別会計歳出財源

(1) 一般会計

(単位 千円)

科目	予算額(A)	特 定 財 源					一 般 財 源 (B) (振替財源)	$\frac{B}{A} \times 100$ (%)
		国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	特定財源合計		
議 会 費	973,815	695	347	—	1,277	2,319	971,496	99.8
総 務 費	20,664,216	1,670,962	1,050,789	1,001,400	1,492,307	5,215,458	15,448,758	74.8
民 生 費	104,461,145	42,079,063	13,626,942	567,400	2,022,085	58,295,490	46,165,655	44.2
衛 生 費	17,384,372	447,570	83,184	437,900	2,388,526	3,357,180	14,027,192	80.7
労 働 費	267,555	—	—	68,100	—	68,100	199,455	74.5
農林水産業費	4,294,931	922,092	1,258,828	508,700	32,464	2,722,084	1,572,847	36.6
商 工 費	6,778,717	379,268	—	560,700	1,308,268	2,248,236	4,530,481	66.8
土 木 費	30,991,570	3,460,792	171,609	13,062,900	4,564,326	21,259,627	9,731,943	31.4
消 防 費	11,652,364	698	200	4,167,200	974,899	5,142,997	6,509,367	55.9
教 育 費	31,519,919	352,653	160,851	9,613,600	3,068,915	13,196,019	18,323,900	58.1
公 債 費	20,846,217	—	—	2,255,200	1,273,122	3,528,322	17,317,895	83.1
諸支出金	8,165,179	—	17,000	524,600	143,655	685,255	7,479,924	91.6
予 備 費	200,000	—	—	—	—	—	200,000	100.0
合 計	258,200,000	49,313,793	16,369,750	32,767,700	17,269,844	115,721,087	142,478,913	55.2

(2) 特別会計

(単位 千円)

会 計 別	予 算 額	特 定 財 源					一般財源 (一般会計 等繰入金)
		国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	特定財源合計	
卸 売 市 場	2,070,874	—	—	774,300	723,066	1,497,366	573,508
母子父子寡婦福祉資金貸付	104,577	—	—	34,000	52,186	86,186	18,391
国民健康保険	50,333,145	—	35,223,104	—	9,364,209	44,587,313	5,745,832
介護保険	49,382,857	11,290,435	6,679,494	—	23,312,880	41,282,809	8,100,048
後期高齢者医療	10,158,173	—	—	—	7,949,200	7,949,200	2,208,973
奨学学術振興	49,726	—	—	—	49,726	49,726	—
財政健全化調整	710,860	—	—	—	299,859	299,859	411,001
合 計	112,810,212	11,290,435	41,902,598	808,300	41,751,126	95,752,459	17,057,753

2 令和 6 年度 決算

1 一般会計及び特別会計決算収支状況

(単位 千円)

会計別	歳入 (A)	歳出 (B)	形式収支 (A) - (B) = (C)	翌年度へ 繰越すべき 財源 (D)	実質収支 (C) - (D) = (E)	前年度 実質収支 (F)	単年度収支 (E) - (F) = (G)
一般会計	254,438,371	245,476,363	8,962,008	3,164,322	5,797,686	5,357,090	440,596
特別会計	112,853,949	110,927,795	1,926,154	31	1,926,123	3,400,491	△1,474,368
卸売市場事業	2,093,626	1,234,566	859,060	31	859,029	1,013,506	△154,477
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	145,824	123,228	22,596	—	22,596	104,143	△81,547
国民健康(事業勘定)	51,739,718	51,089,395	650,323	—	650,323	1,244,022	△593,699
保険事業(直営診療 施設勘定)	148,762	119,197	29,565	—	29,565	43,849	△14,284
介護保険事業	48,470,202	48,405,476	64,726	—	64,726	735,888	△671,162
後期高齢者医療事業	9,724,217	9,424,333	299,884	—	299,884	259,083	40,801
奨学学術振興事業	49,363	49,363	0	—	0	0	0
財政健全化調整	482,237	482,237	0	—	0	0	0
合 計	367,292,320	356,404,158	10,888,162	3,164,353	7,723,809	8,757,581	△1,033,772

2 一般会計歳入財源別構成

財 源 別	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	財 源 別	決 算 額 (千円)	構成比 (%)
自 主 財 源	131,992,712	51.9	依 存 財 源	122,445,659	48.1
市 税	101,745,659	40.0	地 方 譲 与 税	1,523,749	0.6
分担金及び負担金	841,295	0.3	利 子 割 交 付 金	58,382	0.0
使用料及び手数料	4,922,999	1.9	配 当 割 交 付 金	1,040,865	0.4
財 産 収 入	332,277	0.1	株式等譲渡所得割交付金	1,373,044	0.6
寄 附 金	686,890	0.3	法 人 事 業 税 交 付 金	1,483,408	0.6
繰 入 金	1,466,038	0.6	地方消費税交付金	13,550,194	5.3
繰 越 金	9,627,668	3.8	ゴルフ場利用税交付金	48,311	0.0
諸 収 入	12,369,886	4.9	環境性能割交付金	298,898	0.1
			国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	6,911	0.0
			地 方 特 例 交 付 金	3,033,657	1.2
			地 方 交 付 税	17,724,356	7.0
			交通安全対策特別交付金	72,126	0.0
			国 庫 支 出 金	55,930,504	22.0
			県 支 出 金	15,026,554	5.9
			市 債	11,274,700	4.4
歳 入 合 計				254,438,371	100.0

3 一般会計歳出款別構成

款 別	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	款 別	決 算 額 (千円)	構成比 (%)
議 会 費	948,596	0.4	土 木 費	31,095,848	12.7
総 務 費	17,457,023	7.1	消 防 費	7,834,383	3.2
民 生 費	103,662,735	42.2	教 育 費	26,449,480	10.8
衛 生 費	16,642,119	6.8	公 債 費	20,202,224	8.2
労 働 費	218,542	0.1	諸 支 出 金	12,419,628	5.1
農 林 水 産 業 費	2,042,367	0.8			
商 工 費	6,503,418	2.6	歳 出 合 計	245,476,363	100.0

4 財政指標

区 分	指 数 等	区 分	指 数 等
基 準 財 政 需 要 額	101,991,859 千円	積 立 金 現 在 高 (全 会 計)	77,026,538 千円
基 準 財 政 収 入 額	86,575,594 千円	地 方 債 現 在 高 (全 会 計)	285,858,139 千円
標 準 財 政 規 模	128,468,950 千円	実 質 赤 字 比 率	－ (△4.51%)
財 政 力 指 数	0.852	連 結 実 質 赤 字 比 率	－ (△15.80%)
経 常 収 支 比 率	88.1%	実 質 公 債 費 比 率 (3 年 平 均)	3.7%
実 質 収 支 比 率	4.5%	将 来 負 担 比 率	3.3%

3 市 税

1 税率

科 目			税 率			
普 通 税	市 民 税	個 人	均 等 割	3,000 円（平成 26 年度から令和 5 年度までの間は 500 円を加算した額）		
		個 人	所 得 割	6%		
		法 人	均 等 割	地方税法第 312 条第 1 項の表第 1 号の法人	年額	6 万円
				〃 第 2 号 〃	〃	14 万 4 千円
				〃 第 3 号 〃	〃	15 万 6 千円
				〃 第 4 号 〃	〃	18 万円
				〃 第 5 号 〃	〃	19 万 2 千円
				〃 第 6 号 〃	〃	48 万円
				〃 第 7 号 〃	〃	49 万 2 千円
				〃 第 8 号 〃	〃	210 万円
	〃 第 9 号 〃	〃	360 万円			
	法 人 税 割	100 分の 8.4 ただし、資本等の額が 1 億円以下で法人税額年 600 万円以下の法人は 100 分の 6.0				
	固 定 資 産 税		100 分の 1.4			
	軽 自 動 車 税	種 別 割	環境性能割	燃費基準値達成度等に応じて、非課税、100 分の 1、100 分の 2（自家用の場合）		
			原 動 機 付 自 転 車	ア 総排気量 50 cc 以下又は 定格出力 0.6 kW 以下（ウ・オを除く、 特定小型原動機付自転車を含む）	2,000 円	
				イ 二輪で総排気量 50 cc 超 90 cc 以下 （ウを除く）又は 定格出力 0.6 kW 超 0.8 kW 以下	2,000 円	
				ウ 二輪で総排気量 125 cc 以下 かつ最高出力 4.0 kW 以下	2,000 円	
				エ 二輪で総排気量 90 cc 超 125 cc 以下 （ウを除く）又は 定格出力 0.8 kW 超 1.0 kW 以下	2,400 円	
				オ ミニカー （特定小型原動機付自転車を除く）	3,700 円	
軽 自 動 車			二輪	3,600 円		
			三輪	3,900 円		
小型特殊自動車	乗用 営業用	6,900 円	自家用	10,800 円		
	貨物 営業用	3,800 円	自家用	5,000 円		
		農耕作業用のもの	2,400 円			
		その他のもの	5,900 円			
		二輪の小型自動車	6,000 円			
市 た ば こ 税			製造たばこ 1,000 本につき 6,552 円			
特 別 土 地 保 有 税			保有分 100 分の 1.4 取得分 100 分の 3			
目 的 税	入 湯 税		1 人 1 日につき 150 円			
	事 業 所 税		資産割 事業所床面積 1 m ² 600 円 従業者割 支払給与総額の 100 分の 0.25			
	都 市 計 画 税		100 分の 0.3			

※ 特定小型原動機付自転車とは、原動機付自転車のうち、以下に示す要件の全てに該当するものをいう。

- ・原動機の定格出力が 0.6 kW 以下であること。
- ・長さ 1.9m 以下、幅 0.6m 以下であること。
- ・最高速度が 20 km/h 以下であること。

※ 三輪以上の軽自動車について、最初の新規検査（車検）から 13 年を経過したものに経年重課が適用されるほか、平成 27 年 3 月 31 日以前に最初の新規検査（車検）を受けたものに旧税率が適用される。また、一定の環境性能を満たす新車の軽自動車について、取得の翌年度に限りグリーン化特例（軽課）が適用される。

※ 特別土地保有税は、平成 15 年度から当分の間、新たな課税を停止している。

2 納税義務者数

年度	市 民 税				固定資産税（人）
	個 人			法人（社）	
	特別徴収（人）	普通徴収（人）	合計（人）		
R3	213, 205	38, 133	251, 338	13, 137	201, 494
R4	214, 506	38, 843	253, 349	13, 391	202, 628
R5	215, 780	38, 803	254, 583	13, 607	203, 294
R6	218, 529	39, 377	257, 906	13, 753	203, 707
R7	223, 462	38, 908	262, 370	13, 945	203, 799

3 納税組合（平成 14 年 3 月 31 日限り廃止）

4 市税比較表

年度別 税目別		R5		R6		
		決算額（千円）	構成比（％）	決算額（千円）	構成比（％）	増減率（％）
普通税	市 民 税	37,568,581	37.5	38,320,395	37.7	2.0
	固 定 資 産 税	44,975,333	44.9	45,778,709	45.0	1.8
	軽 自 動 車 税	1,478,710	1.5	1,552,667	1.5	5.0
	市 た ば こ 税	3,999,330	4.0	3,963,259	3.9	△0.9
	計	88,021,954	87.9	89,615,030	88.1	1.8
目的税	入 湯 税	51,545	0.0	38,585	0.0	△25.1
	事 業 所 税	4,908,332	4.9	4,861,288	4.8	△1.0
	都 市 計 画 税	7,202,648	7.2	7,230,756	7.1	0.4
	計	11,942,361	12.1	12,130,629	11.9	1.6
合 計		100,184,479	100.0	101,745,659	100.0	1.6

5 市税の市民1人当たり及び1世帯当たりの換算額

年度別 税目別		R5		R6			
		1人当たり (円)	1世帯当たり (円)	1人当たり (円)	増減率 (%)	1世帯当たり (円)	増減率 (%)
普通税	市民税	72,239	163,298	74,122	2.6	165,352	1.3
	固定資産税	86,480	195,493	88,549	2.4	197,535	1.0
	軽自動車税	2,843	6,427	3,003	5.6	6,700	4.2
	市たばこ税	7,690	17,384	7,666	△0.3	17,101	△1.6
	計	169,252	382,603	173,340	2.4	386,688	1.1
0.0目的税	入湯税	99	224	75	△24.2	166	△25.9
	事業所税	9,438	21,335	9,403	△0.4	20,976	△1.7
	都市計画税	13,850	31,308	13,986	1.0	31,201	△0.3
	計	23,387	52,867	23,464	0.3	52,344	△1.0
合 計		192,639	435,469	196,804	2.2	439,032	0.8
推 計 人 口 世 帯 数		(令和6年4月1日現在) 520,064人 230,061世帯		(令和7年4月1日現在) 516,989人 231,750世帯			

6 税目別市税内訳（令和7年度当初予算）

税 目				調定見込額 (千円)	徴収率 (%)	予算額 (千円)	構成比 (%)
市 民 税	個 人	現年課税分	均 等 割	778,980	99.1	771,969	0.8
			所 得 割	31,637,857	99.1	31,353,116	30.1
			計	32,416,837	99.1	32,125,085	30.9
		滞 納 繰 越 分		738,365	27.1	200,096	0.2
	法 人	現年課税分	均 等 割	1,906,944	99.8	1,903,130	1.8
			法人税割	5,469,424	99.8	5,458,485	5.3
			計	7,376,368	99.8	7,361,615	7.1
		滞 納 繰 越 分		47,558	25.6	12,174	0.0
	計			40,579,128	97.8	39,698,970	38.2
固 定 資 産 税	固定資産税	現年課税分	土 地	14,643,428	99.6	14,584,854	14.0
			家 屋	18,061,563	99.6	17,989,317	17.3
			償 却	13,606,418	99.6	13,551,992	13.0
		計		46,311,409	99.6	46,126,163	44.3
	繰 越 分		927,867	21.2	196,707	0.2	
	国有資産等 所在市交付金 及び納付金	交 付 金 及 び 納 付 金		375,619	100.0	375,619	0.4
	計			47,614,895	98.1	46,698,489	44.9
軽自動車税	環境性能割	現 年 課 税 分		87,096	100.0	87,096	0.1
	種 別 割	現 年 課 税 分		1,516,363	98.5	1,493,617	1.4
		滞 納 繰 越 分		48,221	27.3	13,164	0.0
	計			1,651,680	96.5	1,593,877	1.5
市 た ば こ 税		現 年 課 税 分		3,837,795	100.0	3,837,795	3.7
入 湯 税		現 年 課 税 分		38,923	100.0	38,923	0.0
事 業 所 税		現 年 課 税 分		4,929,376	99.9	4,924,446	4.7
		滞 納 繰 越 分		15,061	22.0	3,313	0.0
		計		4,944,437	99.7	4,927,759	4.7
都 市 計 画 税		現 年 課 税 分		7,301,469	99.6	7,272,263	7.0
		滞 納 繰 越 分		150,586	21.2	31,924	0.0
		計		7,452,055	98.0	7,304,187	7.0
合 計				106,118,913	98.1	104,100,000	100.0

4 市 有 財 産

1 総括

区 分	面積 (㎡)			価格 (千円)		
	R6 年度末	R5 年度末	差引増減	R6 年度末	R5 年度末	差引増減
公 有 財 産						
土 地	17,411,450	16,955,312	456,138			
建 物	2,030,420	2,029,406	1,014			
有 価 証 券				380,432	380,432	0
出資による権利				6,106,194	6,206,594	△100,400
債 権				1,688,873	1,719,770	△30,897
基 金				73,522,760	67,669,455	5,853,305

2 土地・建物の内訳

区 分		土地 (㎡)			建物 (㎡)		
		R6 年度末	R5 年度末	差引増減	R6 年度末	R5 年度末	差引増減
公 用 財 産	本 庁 舎	32,567	32,567	0	55,519	55,519	0
	その他 消防施設	53,788	53,676	112	23,461	23,353	108
	の行政 その他の 機 関 施 設	190,952	189,111	1,841	40,371	40,384	△13
公 共 用 財 産	学 校	2,405,688	2,400,767	4,921	859,034	860,680	△1,646
	公 営 住 宅	633,338	634,529	△1,191	418,441	417,442	999
	公 園	3,569,996	3,569,088	908	34,269	34,233	36
	その他の施設	3,137,222	2,690,518	446,704	570,503	568,993	1,510
普 通	山 林	6,034,459	6,034,459	0			
	処 分 可 能 地	21,545	21,490	55	451	451	0
	貸 付 地 等	1,331,895	1,329,106	2,789	28,371	28,351	20
合 計	行 政 財 産	10,023,551	9,570,256	453,295	2,001,598	2,000,604	994
	普 通 財 産	7,387,899	7,385,055	2,844	28,822	28,802	20
	合 計	17,411,450	16,955,311	456,139	2,030,420	2,029,406	1,014

3 普通財産の運用状況 (令和6年度)

区分		件数	貸付面積 (㎡)	貸付料 (千円)
土 地	有 償	101	585,905	51,216
	無 償	103	418,039	
建 物	有 償	0	0	
	無 償	9	3,282	

5 市 庁 舎

1 概 要

- (1) 位置 安田四丁目1番地
- (2) 面積 敷地面積 32,567 m²
- (3) 構造・規模
- | | |
|---------|--|
| 本館 | 鉄骨・鉄筋コンクリート造 |
| | 高層棟 地下1階地上10階建 |
| | 議会棟 地下1階地上4階建 |
| | 建築面積 6,223 m ² 延床面積 35,212 m ² |
| 東館 | 鉄筋コンクリート造 地上3階一部4階建 |
| (含ブリッジ) | 建築面積 2,095 m ² 延床面積 6,049 m ² |
| 南別館 | 鉄骨造 地上2階建 |
| | 建築面積 406 m ² 延床面積 660 m ² |
| 北別館 | 鉄骨・鉄筋コンクリート造 地下1階地上7階建 |
| (アンドーネ) | 建築面積 2,132 m ² 延床面積 8,215 m ² |
- (4) 事業費
- | | |
|-------|--|
| 本館・東館 | 9,507,018 千円 (4 か年継続事業) |
| 財源内訳 | 起債 3,659,800 千円 |
| | その他特定財源 355,000 千円 |
| | 一般財源 5,492,218 千円 (内積立基金 2,488,000 千円) |
| | 設備を中心とした改修工事 3,449,250 千円 (4 か年継続事業) |
| 南別館 | 55,800 千円 |
| | 設備を中心とした改修工事 22,502 千円 |
| 北別館 | 3,069,834 千円 |
| | 設備を中心とした改修工事 1,628,000 千円 (2 か年継続事業) |
- (5) 施設・設備
- 各種設備
- (本館・東館)
- | | | |
|-------|--|----------|
| 空調設備 | 単一ダクトとファンコイルユニット併用方式及びパッケージ方式 | 冷熱源は都市ガス |
| 給水設備 | 受水槽 57 m ³ 高架水槽 22 m ³ | |
| 受変電設備 | 契約電力……………1,100 k W | |
| | 自家発電容量……………1,000 k V A | |
- (北別館)
- | | | |
|-------|------------------------|--------|
| 空調設備 | マルチユニット方式及びパッケージ方式 | 冷熱源は電気 |
| 給水設備 | 受水槽 6.0 m ³ | |
| 受変電設備 | 契約電力……………220 k W | |
| | 自家発電容量……………107 k V A | |
- エレベーター 本館・東館 9 基、北別館 2 基、立体駐車場 1 基
- 駐車場 734 台 (来庁者用 416 台、公用車用 275 台、議員用 43 台)
- 立体駐車場 構造 鉄骨造 3 層 2 階

建築面積 3,706 m² 延床面積 7,209 m²
 事業費 513,555 千円
 竣工 平成 12 年 1 月 24 日

福利厚生施設	売店（本館）	
(6) 工程概要		
本館・東館	基本設計及び実施設計	昭和 52 年 4 月～10 月末日
	竣工式	昭和 55 年 4 月 17 日
	開庁式	昭和 55 年 5 月 1 日
	改修工事	平成 22 年 6 月～平成 26 年 2 月末日
北別館	竣工式	平成 3 年 3 月 25 日
	改修工事	令和 2 年 6 月 29 日～令和 4 年 2 月 28 日

2 維持管理

(1) 概要

庁舎（本館）は、地下 1 階地上 10 階の高層建築で、空調設備、防災設備、エレベーター及び給排水設備などが完備されている。これら諸設備機器の効率的な運用と、一見、相反する省エネルギー対策という二つの重要課題の調和を図りつつ、快適な職場環境の確保を図ることを基本方針として庁舎全体の維持管理に努めている。

(2) 設備管理

庁舎の設備は、設置から長期間が経過し、老朽化が進んでいたため、平成 22 年度から 4 年にわたり設備の更新を中心とした庁舎改修工事を順次行った。なお、設備機器の点検、監視及び庁舎全体の清掃等については、それぞれ専門の業者に委託している。

また、北別館についても、竣工から長期間が経過し、老朽化が顕著にみられる設備等の更新を令和 2 年度から 2 か年にわたり実施した。

(3) 維持管理経費

庁舎維持管理経費 485,091 千円 （令和 7 年度予算）			
消耗品・軽易な修理、備品等	35,245 千円	委託料	242,166 千円
庁舎補修工事 ・庁舎改修工事及び改良工事等	44,000 千円	〔 庁舎設備管理、庁舎清掃業務、 一般廃棄物処理業務、昇降機保 守業務、植木管理業務、古紙収 集業務・来庁者駐車場管理業務 等	
庁舎電話料テレビ受信料他	57,460 千円		
光熱水費 （電気、水道、ガス）	106,220 千円		

(4) 公用自動車（軽四輪自動車）の集中管理

昭和 57 年 6 月 1 日から公用自動車の適正な管理と効率的な運用を図るため、集中管理方式を採用し、当該配車業務を委託している。

令和 7 年 4 月 1 日現在 台数 108 台
 管理経費 19,358 千円

6 契 約

1 令和6年度契約状況

(1) 工事及び工事関連業務委託（工事等）

（単位 件・千円）

区 分	件 数	金 額
契 約 課 契 約	762	26,609,436
主 管 課 契 約	1,396	1,039,256

※金額には、契約変更に伴う増減は含まない。

※上下水道局発注案件を含む。

(2) 制限付一般競争入札実施状況

件数……406 件（土木 109 件、建築 49 件、電気 31 件、管 89 件、機械 12 件、舗装 44 件、その他 25 件、
工事関連業務委託 47 件）

金額……20,634,478 千円

※件数、金額とも(1)の件数、金額に含まれる。

※上下水道局発注案件を含む。

(3) 物品

（単位 件・千円）

区 分	件 数	金 額
契 約 課 契 約	1,370	1,778,084
主 管 課 契 約	63,233	4,925,318

※契約課契約は、上下水道局発注案件を含む。

※主管課契約は、上下水道局分を除く。

7 工 事 技 術 検 査 室

姫路市が締結した工事請負契約に係る工事等につき、完了検査・出来高検査等を実施する。

(1) 市が発注した工事等の検査実績（件数）

区	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
土木関係	完了検査	328	350	323
	中間・出来高検査	39	43	34
	軽易な工事	103	35	35
	小 計	470	428	392
	設計委託	12	13	13
	軽易な設計委託	11	2	0
	合 計	493	443	405
建築関係	完了検査	115	114	123
	中間・出来高検査	73	92	132
	軽易な工事	77	81	78
	小 計	265	287	333
	設計委託	1	0	0
	軽易な設計委託	4	2	1
	合 計	270	289	334
合 計	完了検査	443	464	446
	中間・出来高検査	112	135	166
	軽易な工事	180	116	113
	小 計	735	715	725
	設計委託	13	13	13
	軽易な設計委託	15	4	1
	合 計	763	732	739

補助事業の検査実績

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	4	2	2

※姫路市から補助金の交付決定を受けて実施する補助事業に関する検査

(2) 指定検査員制度による検査事務実績（検査件数）

項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
完了検査、軽工事、軽委託等	1,558	1,611	1,518

※指定検査員制度：工事等に係る検査の一部を工事担当課で可能にすることで事務の効率化を図るもの

(3) 優秀工事表彰の件数

表彰年度	土木部門	建築部門	設備部門
令和4年度	6	2	2
令和5年度	5	1	1
令和6年度	5	1	2

※優秀工事表彰：優秀な成績で完了した工事を表彰し、請負業者の施工意欲を高め技術の向上を図るもの

市 民

1	市民活動の推進	91
2	市民参画・協働	94
3	男女共同参画行政	99
4	市政情報の公開等	103
5	市民相談	106
6	消費者行政	112
7	戸籍・住民	114
8	霊苑・斎場	117
9	生涯学習大学校・好古学園大学校 ...	122
10	市民会館	126
11	地区市民センター	127
12	人権教育・啓発	132

1 市民活動の推進

1 概要

地域自治活動、市民運動、市民奉仕活動その他市民活動を推進するため、関係団体との連絡調整、活動に関する情報提供支援等を行っている。

地域のコミュニティ活動を担う主たる団体である自治会に対しては、活動助成、拠点施設整備補助等を行うほか、市民活動及び社会奉仕活動に参加する市民に対しては市民活動傷害等見舞金事業によりその活動の円滑な実施を支援するなど、市民の積極的な地域活動や行政参加、社会奉仕活動への参加促進を図っている。

2 地域自治組織活動などの振興

(1) 市と連合自治会との連絡調整を図り、地域住民による自主・自発的な住民自治活動の振興を図っている。

＜姫路市連合自治会組織＞

令和7年4月1日現在

姫路市連合自治会	地区連合自治会	単位自治会
本部役員 24 人	72 地区連合自治会 (おおむね小学校区単位)	925 自治会

(2) コミュニティ活動の振興

地域社会での生活をよりよくするために、地域住民の連帯意識に基づく活動がより活性化することを目指し、その活動の助成を行っている。

① 自治会活動の振興

各地域の核となる団体が自治会であることに注目し、自治会活動の振興と、自治会が地域内諸団体との連絡調整を図りながら行うそれぞれの地域にふさわしいコミュニティ活動の活発化を目的として、これに要する経費の一部を補助し、コミュニティ活動の優秀団体表彰や永年勤続自治会長表彰等の事業を進めている。

ア コミュニティ活動事業補助

令和7年度予算額 8,928 千円

コミュニティ活動の育成を図るため連合自治会が、その他の地域団体と共同して、住みよい地域社会の形成を目的として行うコミュニティ活動事業に対して、昭和46年度から補助金を交付している。

イ コミュニティ活動優秀団体表彰

令和7年度予算額 125 千円

年 度	表彰団体	内 容	
		優 秀 賞	最優秀賞
R2	8	7	1
R3	8	7	1
R4	9	8	1
R5	5	4	1
R6	6	5	1

② 拠点施設整備の充実

令和7年度予算額 78,000 千円

自治会活動の拠点的施設の整備については、地域住民の自主的整備、すなわち集会所の設置等に対する事業助成をしている。

集会所の設置助成

校 区 集 会 所 新 設	建設費の 1/2	限度額	3,000 万円
町 集 会 所 新 設	建設費の 1/3	限度額	1,000 万円
校区集会所土地購入	購入費の 1/3	限度額	1,000 万円
町 集 会 所 増 改 修	増改修費の 1/3	限度額	200 万円
校区集会所増改修	増改修費の 1/2	限度額	400 万円

助成実績

年 度	校区集会所新設		町集会所新設		校区集会所増改修		町集会所増改修	
	件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）
R2	—	—	3	29,620,000	—	—	19	17,098,000
R3	—	—	9	78,932,000	—	—	28	19,695,000
R4	—	—	3	20,509,000	—	—	25	18,899,000
R5	—	—	3	8,974,000	—	—	30	21,446,000
R6	—	—	3	22,115,000	1	4,000,000	29	21,841,000

(3) 地域社会活性化事業

令和7年度予算額 142,180 千円

活力あるまちづくりを推進するため、以下の事業などを行っている。

- ・ 町内掲示板設置助成事業
- ・ 町内有線放送施設設置等助成事業
- ・ 防犯灯整備推進事業
- ・ コミュニティ活動助成事業
- ・ 女性コミュニティ活動推進事業
- ・ 防犯カメラ設置補助事業
- ・ 場外車券発売施設周辺地域環境整備助成事業
- ・ 一般コミュニティ助成事業 ※（一財）自治総合センター補助金充当事業

3 市民活動傷害等見舞金給付制度

令和7年度予算額 6,000 千円

市民活動や社会奉仕活動参加者が活動中に傷害等を受けた場合、見舞金の給付を通して、市民の積極的な地域活動や行政参加の円滑な推進及びボランティア活動の活発化を促進するための制度で、昭和61年4月から実施している。

(1) 対象者

市民活動又は、社会奉仕活動に参加又は従事した者。

(2) 対象となる活動

① 市民活動（日帰りのものに限る）

市や公共団体が主催するスポーツ活動、社会教育・文化活動、その他市の事務事業に係わる活動への参加などで、市長が認定したもの

② 社会奉仕活動（日帰りのものに限る）

ア 公共的団体の責任者の管理下において、その団体の構成員が無報酬で労力を提供する道路・河川などの環境整備活動や、防火・防犯などのための活動等

イ 市に登録された者のボランティア活動

（給付内容）

事故後の状況	見 舞 金
死 亡	500 万円
後遺障害	500 万円 (限度額)
入 院	1 日 3,000 円 (180 日限度)
通 院	1 日 2,000 円 (90 日限度)

4 ボランティア等賠償補償制度

（予算額は市民活動傷害等見舞金給付制度に含む）

ボランティア等が活動中の事故について、過失又は監督責任により法律上の損害賠償義務が生じた場合に、賠償金を保険によって補償救済し、ボランティア活動の活発化を促進するための制度で、昭和61年4月から実施している。

対象者

- ① 市民活動および社会奉仕活動の責任者又は指導者等
- ② 市に登録されたボランティア
- ③ 市民活動および社会奉仕活動を主催する団体

（給付内容）

対象となる場合	補償金（限度額）
第三者の身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合	1 名 5,000 万円 1 事故 1 億円
第三者の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合	1 事故 300 万円

※対人事故、対物事故のいずれも自己負担額1万円

5 市民活動・ボランティアサポートセンター（愛称：ひめじおん）

(1) 施設の概要

市民が積極的に社会参加、社会貢献できる仕組みづくりを進め、多様な市民活動団体の活動を支援するため、公益的な市民活動の普及と参加促進、情報の共有化、人材の育成などを行う施設として設置。

- ① 位 置 総社本町 112 番地 姫路市市民会館 3・7 階
- ② 開 館 平成 21 年 5 月 30 日
- ③ 面 積 3 階 事務・交流スペース 92.4 m² 7 階 活動室（2 室合計） 55.4 m²
- ④ 利用時間 午前 9 時から午後 7 時
- ⑤ 休 館 日 月曜日、保守点検日、年末年始

(2) センターの事業

令和 7 年度予算額 5,744 千円

① 運営会議の開催

センターの機能を十分に活用し、有効かつ円滑な事業運営を図るために、センターの運営方針や事業内容を検討する場として、学識経験者、団体推薦者、公募市民など 7 名の委員をもって組織。

② 情報収集・発信

- ・「ひめじ NPO・ボランティア通信」の発行（月 1 回）
施設・団体等からのボランティア募集情報、講座紹介、支援情報などを掲載。
- ・「市民活動ネットひめじ」の運用
登録団体がインターネットを介して情報掲載できるシステムの運用。
- ・センター情報コーナーの設置
- ・Facebook や Instagram、LINE による情報発信
市民活動に関するイベントやボランティア情報などの配信を実施。

③ 人材育成・学習機会の提供

- ・講座・研修会の開催
市民活動体験講座、ボランティア受入れ講座等市民活動全般に関する講座の実施。
市政出前講座の実施。

④ 活動相談

- ・市民活動全般に関する相談の実施。NPO 法人、ボランティア、行政やその他団体との協働等に関する相談。

⑤ 連携・交流

「ひめじ de ボランティア」の開催。交流イベントへの参加、主催。団体のネットワークづくりへの協力。

⑥ 団体活動支援

市内を中心に播磨圏域で活動する市民活動（※）団体を対象に登録制度を実施。印刷室・活動室の利用、「市民活動ネットひめじ」への情報掲載、「ひめじ NPO・ボランティア通信」の送付等。

※ 「市民活動」の定義

- ・不特定かつ多数の利益の増進に寄与する等公益性のある活動であること。
- ・自発的な活動であること。
- ・営利を目的としない活動であること。
- ・市民等のために行う活動であること。
- ・市民等に対して開かれた活動であること。
- ・宗教活動・政治活動を主たる目的とする活動等でないこと。

⑦ 個人ボランティア登録制度

ボランティア活動を希望する市民の個人登録制度。登録者にボランティア情報の提供等を行う。

2 市民参画・協働

1 広聴活動

(1) 「市民の声」の受付

市民の市政に対する意見、提案、要望等を市政に反映させるため、郵便や電話のほか下記の方法で広く受け付け、希望があるものは所管課の回答を送付する。

市民アイデアポスト (アイ・ポスト) (I・POST)	昭和 61 年 5 月から「市民の声箱」を市の施設に設置。平成 15 年 11 月に「市民アイデアポスト」にリニューアルし、26 か所から 80 か所に増設 (令和 6 年 4 月 1 日現在 97 か所)
市政ふれあいファクス	平成 8 年 2 月に専用ファクスを設置 ファクス番号 079-221-2758
市政ふれあいメール	平成 10 年 5 月に市ホームページ内に開設 アドレス https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000005728.html

(2) 市政モニターの運営

昭和 42 年から実施してきた事業内容を見直して、平成 17 年度からは若齢、就労者層の参画を促すためインターネットモニターを設置し、市民意識を迅速に把握し市政運営に反映させるためアンケート等を実施

令和 4 年度から一般の市政モニターに加え、高校生世代を対象とした高校生モニター制度の運用を開始した。

令和 6 年度からは姫路市オンライン手続ポータルサイトを利用してアンケートを実施

令和 7 年度のモニター数 262 人 (市政モニター 212 人・高校生モニター 50 人)

<活動内容>

市政ふれあいメールの提出	市政運営の参考にするため、市政への意見、提案を随時受け付け、所管課に報告。希望があるものは所管課の回答を送付
アンケートへの回答	市民の意識や考え方を聴取する調査ニーズのある案件を庁内で募集し、年 3~4 回程度実施。結果はホームページ等で公表し、所管課で各事業の企画、効果測定、改善等に活用

<受付処理状況>

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
市民アイデアポスト	119	134	145	195	135
市政ふれあいファクス	7	6	0	0	0
市政ふれあいメール	1,209	813	484	511	770
市政モニター通信	5	19	45	122	101
郵便・口頭・電話	5	3	5	4	5
ア プ リ メ ー ル	15	16	2	12	0
計	1,360	991	681	844	1,011

2 市民意見提出手続 (パブリック・コメント手続)

市民意見提出手続 (パブリック・コメント手続) とは、市の施策に関する基本的な計画等を立案する過程で、その計画等の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、これらについて提出された市民等の意見、情報を考慮して意思決定を行うとともに意見等に対する市の考え方を公表する、一連の手続をいう。(平成 15 年 9 月からスタート)

(1) 目的

市民の市政運営への参画の新しい手段として確立し、その適正な運用により、「情報公開」「説明責任」等の観点から、政策形成過程の一層の公正確保と透明性の向上を図る。

(2) 手続の対象となる計画等の範囲

- ・市の施策に関する基本的な計画の策定又は改定

- ・市の施策に関する基本的な条例の制定又は改廃
- ・市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃
- ・広く市民の利用に供される全市の拠点となる施設の整備に当たって、その理念、機能等を定める基本的な計画の策定又は改定

(3) 意見等を提出できる市民等の範囲

- ・市内に住所を有する者
- ・市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ・市内に所在する事務所又は事業所に勤務する者
- ・市内に所在する学校に在学する者
- ・市税の納税義務を有する者
- ・市民意見提出手続に係る事案に利害関係を有する者

(4) 手続の流れ

- ① 計画等の素案を必要な資料とともに公表
- ② 市民等からこれらに対する意見等を募集（原則として1か月以上の期間を設ける。）
- ③ 提出された意見等を考慮した上で最終意思決定
- ④ 決定した計画等と提出された意見等に対する市の考え方を公表

(5) 手続の実施状況

(件)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
実 施 件 数	17	16	15	11	14
意 見 件 数	846	379	315	334	826
修正項目数	56	54	33	23	20

3 市政出前講座

(1) 制度の概要

市政や市民生活上の身近な問題などを題材とした市民向けの講座で、市民からの注文を受け、職員が講師となって市内各地に出向き話をする制度。（平成16年4月1日実施）

(2) 制度の利用条件等

- ・利用対象：市内に在住、在勤、在学の10人以上の団体、グループ
- ・開設時間：平日（祝休日を除く月～金）9:00～21:00の間の1時間程度
- ・講座内容：128種類（令和6年度）のメニューの中から申込者が選択
- ・会場準備：申込者が用意（市内に限る）
- ・講師費用：無料（資料は市で必要部数を用意）、ただし材料費等必要なときは実費徴収
- ・申込方法：講座の開催を希望する日の2週間前までに市民活動推進課へ申込み

(3) 実施状況

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
実施件数（件）	294	353	536	657	614
参加人数（人）	12,977	16,303	22,722	27,773	26,865

- ・希望の多かった講座（令和6年度）

1位	普通救命講習	（各消防署、消防・救急課）	103件
2位	消防教室	（各消防署）	61件
3位	防災出前講座ステップ1 防災を学ぼう！	（危機管理室）	52件
4位	ひめじ楽園塾～楽しい園芸～	（農業振興センター、農政総務課、北部農林事務所）	37件
5位	子どもと楽しむ本の世界～心を育てる豊かな言葉～	（城内図書館）	34件

4 提案型協働事業

令和7年度予算額 6,853 千円

地域の課題などに取り組む市民活動団体から、団体と行政が協働して行う事業を提案してもらい、その公益性や実効性、継続性などについて書類審査、プレゼンテーション審査を行った上、テーマ設定事業、自由テーマ事業、地域資源活用事業は50万円を上限として、新規団体活動支援事業は20万円を上限として助成。

対象団体：姫路市内に活動拠点を持つ、次の①、②のいずれかに該当する団体。

- ① 不特定多数の利益の増進を目的とする公益的活動を行う非営利の団体
- ② ①に該当する団体の共同体

募集期間：令和7年4月11日～令和7年5月15日（ただし、4月28日までに参加表明が必要）

5 更生保護活動助成事業

令和7年度予算額 5,162 千円

犯罪予防のための啓発活動並びに犯罪をした者等の改善更生を助けることを目的として実施する事業を行う団体や、自立更生に必要な保護を行い、その者の更生を図ることにより、地域住民の福祉の向上に寄与することを目的として実施する事業に対して、補助金を交付する。

6 再犯防止対策推進事業

令和7年度予算額 181 千円

姫路市再犯防止推進計画に基づき、再犯の防止等に関する取組を広報し、広く市民の関心と理解が得られるよう啓発を行う。

7 公民館活動の振興

(1) 公民館活動

令和7年度予算額 530,119 千円

市立公民館（68 館）は、地域における社会教育や、地域のコミュニティ活動の拠点として、多様化、高度化する市民の学習意欲に応えるとともに、学習の輪を広げ、地域の生活文化の向上を目指し、学習活動を続けている。その活動については、日常生活や地域活動に結びつく自発的な教養講座、継続的な地域講座と生活技術・文化に関わる文化講座を開催するほか、地域住民の自主的な学習・集会の場を提供している。

(2) 公民館の建設・整備

令和7年度予算額 310,100 千円

令和元年度末には 68 を数え、公民館ネットワークづくりに積極的に取り組んでいる。

(3) 公民館一覧

公民館名	規模	整備事業 年度等	令和6年度 利用者数	公民館名	規模	整備事業 年度等	令和6年度 利用者数
太市	鉄筋造 2 階建 372 m ²	S60 建替	人 7,862	糸引	鉄筋造 2 階建 352 m ²	S59 建替	人 14,467
花田	鉄筋造 2 階建 370 m ²	H8 建替	8,263	余部	鉄筋造 2 階建 374 m ²	S59 建替	10,481
御国野	鉄筋造 2 階建 405 m ² (全延床 493 m ²) 東出張所併設	S61 増築	11,614	網干	鉄筋造 2 階建 368 m ²	H7 建替	13,564
谷外	鉄骨造平屋建 354 m ²	H 元建替	5,182	林田	鉄筋造 2 階建 441 m ² (全延床 509 m ²) 林田出張所併設	H3 建替	6,925
豊富	鉄筋造 2 階建 385 m ²	H 元建替	9,281	伊勢	鉄筋造 2 階建 369 m ²	H23 建替	6,229
山田	鉄筋造 2 階建 388 m ²	S59 建替	7,721	英賀保	鉄筋造 2 階建 386 m ²	S60 新築	14,001
船津	船津公園ふれあいの 館内	H13 移転	12,718	東	鉄筋造 2 階建 359 m ² (全延床 809 m ²) 図書館東光分館併設	S61 新築	6,993
的形	鉄骨造 2 階建 411 m ² (全延床 448 m ²) 的形サービスセンター併設	S60 建替	12,463	旭陽	鉄筋造 2 階建 349 m ²	S61 新築	11,783
大塩	鉄筋造 2 階建 441 m ² (全延床 486 m ²) 大塩サービスセンター併設	S61 建替	18,143	妻鹿	鉄筋造平屋建 474 m ² (全延床 504 m ²) 妻鹿サービスセンター併設	S62 新築	13,817
勝原	鉄筋造 2 階建 419 m ²	H16 新築	19,143	峰相	鉄筋造 2 階建 362 m ²	S62 新築	4,973
高岡	鉄骨造平屋建 370 m ²	H24 新築	13,172	別所	鉄筋造 2 階建 388 m ²	S62 新築	13,300
曾左	鉄筋造 2 階建 351 m ²	S63 建替	14,909	八幡	鉄筋造 2 階建 397 m ²	S62 新築	8,820
四郷	鉄筋造 2 階建 413 m ²	S62 建替	9,451	荒川	鉄筋造 2 階建 347 m ²	S62 新築	10,780
大津	鉄筋造 2 階建 389 m ²	S61 建替	15,547	谷内	鉄筋造平屋建 394 m ²	S63 新築	8,187
八木	鉄筋造 2 階建 358 m ²	S63 建替	7,142	津田	鉄筋造 2 階建 426 m ²	H 元新築	13,007

公民館名	規模	整備事業 年度等	令和6年度 利用者数	公民館名	規模	整備事業 年度等	令和6年度 利用者数
青山	鉄筋造2階建 394 m ² (全延床 922 m ²) 図書館青山分館併設	H2 新築	人 15,210	飾磨	鉄筋造2階建 370 m ²	H11 新築	人 11,009
高浜	鉄筋造2階建 498 m ²	H2 新築	22,279	広畑	鉄筋造2階建 370 m ²	H11 新築	12,088
水上	鉄筋造2階建 花の北市民広場内	H3 設置	10,887	白鳥	鉄筋造2階建 388 m ²	H12 新築	11,541
城乾	鉄筋造2階建 373 m ²	H17 新築	11,194	白浜	鉄筋造2階建 370 m ²	H12 新築	15,799
安室東	鉄筋造3階建 1,996 m ² (全延床 2,152 m ²) 安室サービスセンター併設	S56 新築	33,914	広畑 第二	鉄筋造2階建 370 m ²	H17 新築	10,917
砥堀	鉄筋造2階建 420 m ²	H3 新築	6,291	家島	鉄筋造4階建 227 m ² 家島事務所内	H24 新築	4,710
広峰	鉄筋造2階建 354 m ²	H4 新築	9,032	前之庄	鉄筋造2階建 997 m ²	H 元新築	13,654
城の西	鉄筋造2階建 458 m ²	H4 新築	17,738	菅生	鉄筋造2階建 989 m ²	H5 新築	9,677
城陽	鉄筋造2階建 374 m ²	H4 新築	7,943	置塩	鉄筋造2階建 (一部鉄骨) 1,057 m ²	H5 新築	11,764
手柄	鉄筋造2階建 377 m ² (全延床 966 m ²) 図書館手柄分館併設	H5 新築	9,572	香寺	鉄筋造2階建 2,005 m ²	H17 新築	32,724
高岡西	鉄筋造2階建 389 m ²	H6 新築	13,030	香寺北	鉄筋造2階建 516 m ²	S58 新築	7,167
南大津	鉄筋造2階建 407 m ²	H6 新築	19,657	安富	鉄筋造2階建 497 m ²	H5 新築	7,018
大津茂	鉄筋造2階建 399 m ²	H6 新築	9,229	古知	鉄骨造2階建 469 m ²	S55 新築	4,906
船場	鉄筋造2階建 398 m ²	H7 新築	11,497	城巽	鉄筋造2階建 563 m ²	S54 新築	18,511
網干西	鉄筋造2階建 367 m ²	H7 新築	12,661	増位	鉄筋造2階建 407 m ²	H22 新築	6,891
安室	鉄筋造2階建 395 m ²	H8 新築	14,741	上菅	鉄筋造2階建 1,095 m ² (全延床 1,138 m ²) 菅野サービスセンター併設	S59 新築	11,381
野里	鉄筋造2階建 375 m ²	H10 新築	10,201	勘野	鉄筋造平屋建 359 m ²	H2 新築	8,244
城北	鉄筋造2階建 370 m ²	H10 新築	7,857	飾磨 橋東	鉄筋造平屋建 368 m ²	H30 新築	11,891
城南	鉄筋造2階建 369 m ²	H10 新築	14,029	利用者総数		807,189	
城東	鉄筋造2階建 420 m ²	H11 新築	10,397				

3 男女共同参画行政

1 概要

女性と男性がともに支え合い、創造する社会を実現するためには、男女がそれぞれ自立し、お互いの人権を尊重して、個性と能力を発揮しながら社会のあらゆる分野に共同して参加・参画することが必要である。

本市では、男女共同参画社会の実現を目指すための基本方針として策定している姫路市男女共同参画プランに基づき、関係各課と連携を図りながら、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進しているが、より一層積極的な施策展開を図るため、平成 28 年 4 月 1 日に姫路市男女共同参画推進条例を施行した。

また、男女共同参画社会の形成を促進するための拠点施設として設置した「男女共同参画推進センター（愛称：あいめっせ）」において、学習啓発、情報提供、相談等の事業を実施している。

2 男女共同参画施策の推進

令和 7 年度予算額 2,433 千円

(1) 男女共同参画プランの推進

令和 5 年 3 月に策定した「姫路市男女共同参画プラン 2027」に基づく施策を総合的かつ計画的に推進する。

- ・計画期間 令和 5 年度～令和 9 年度
- ・実施予定事業 65 施策（推進体制の整備にかかる 8 施策を含む。）
- ・男女共同参画審議会の開催

本市における男女共同参画施策の基盤となる男女共同参画プランの策定や実施等について調査審議するため開催する。

- ・構成 学識経験のある者、関係団体が推薦する者、関係行政機関の職員、市民 20 人以内
- ・開催回数 年 2 回（予定）

(2) 男女共同参画プラン推進本部の設置

副市長を本部長とする推進本部を設置し、庁内における男女共同参画施策の取組強化を図っている。

- ・構成 本部長－市民局を担当する副市長
副本部長－上記以外の副市長
本部長－局長会議構成員（市長及び副市長を除く）
幹事会－市民参画部長及び関係課長等
推進員－市民参画部長が指名する各組織の長

3 男女共同参画推進センター（愛称：あいめっせ）

(1) 施設の概要

令和 7 年度予算額 72,951 千円

豊かで活力ある男女共同参画社会の実現に向けて、女性に関する様々な問題解決を図り、男女が対等に社会参加や参画をし、共に役割や責任を分かち合って暮らせるまち・姫路を築いていくための施設として設置されている。

- ① 位置 本町 68 番地 290 イーグレひめじ 3 階
- ② 開館 平成 13 年 9 月 1 日
- ③ 面積 延床面積 3,272.98 m²
- ④ 建設費 総額 3,076,009 千円
(財源内訳)
地方債 2,279,700 千円
一般財源 796,309 千円

⑤ 主要施設

室 名	面 積	収容人員	備 考
あいめっせホール	474 m ²	280 人 (+補助席 40 人)	移動式観覧席を備え、舞台と客席のレイアウトを変更して講演会、音楽会、展示会など多目的に使用可能
創 作 室	71 m ²	25 人	木製工作台を備え、アートフラワー、絵画、手芸など多目的に利用可能
料 理 室	149 m ²	25 人	車椅子の方も使用できる高さ調整が可能な調理実習台を備え、試食コーナーを設置
フィットネスルーム	155 m ²	25 人	健康づくりのための運動器具を備え、団体使用(火・水・木・金・土曜日)と個人使用(日・月曜日)が可能
ロビー、展示コーナー	237 m ²	—	利用者が気軽に交流できるフリースペースとグループのお知らせ、センター事業などを紹介するコーナーを設置
グ ル ー プ 活 動 室	72 m ²	20 人	センターに登録している団体が、ミーティング、作業などに使用できる部屋。専用ロッカーを設置
プ レ イ ル ー ム	42 m ²	20 人	講座・講演会開催時の一時保育の場。洗濯・シャワー室、幼児用トイレ、調乳室を設置

⑥ 基本使用料

区 分		午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 9 時まで
あいめっせホール	平日	8,000 円	13,400 円	12,600 円	34,000 円
	土曜日、日曜日 及び休日	10,000 円	16,700 円	15,700 円	42,400 円
創 作 室		2,200 円	2,900 円	2,200 円	7,300 円
料 理 室		3,900 円	5,100 円	3,900 円	12,900 円
フィットネスルーム (団体使用)		4,100 円	5,400 円	4,100 円	13,600 円
フィットネスルーム (個人使用)		1 人 1 回 (2 時間以内の使用) 300 円			

(2) 利用状況

区分 \ 年度		R2	R3	R4	R5	R6
あいめっせホール	開館日数(日)	281	330	346	347	346
	使用日数(日)	112	161	201	189	208
	利 用 率 (%)	40	49	58	54	60
	利用人数(人)	20,204	27,640	36,853	35,936	41,484
創作室	開館日数(日)	295	330	346	347	346
	使用日数(日)	173	215	236	247	233
	利 用 率 (%)	59	65	68	71	67
	利用人数(人)	2,834	4,129	5,211	5,153	5,067
料理室	開館日数(日)	295	330	346	347	346
	使用日数(日)	35	46	82	109	119
	利 用 率 (%)	12	14	24	31	34
	利用人数(人)	648	866	1,550	2,416	2,429
フィットネスルーム (個人使用日を除く)	開館日数(日)	208	247	259	259	256
	使用日数(日)	112	136	176	168	172
	利 用 率 (%)	54	55	68	65	67
	利用人数(人)	1,666	1,888	2,299	2,588	2,664

(3) 学習啓発等推進事業

令和 7 年度予算額 9,737 千円

① 推進事業

- ・ 男女共同参画推進センター運営会議の開催

男女共同参画推進センターの機能を活用し、有効かつ円滑な事業運営を図るため、学識経験者、団体推薦者、市民代表など 15 人の委員をもって組織する。

開催回数 2 回（予定）

- ・ 交流活動支援事業

男女共同参画リーダー養成を目的に、国等が主催する研修会に派遣する。

- ・ 啓発講演会の開催

男女共同参画週間講演会

- ・ 啓発講座の開催（全 6 講座予定）

男女共同参画啓発セミナー 女性のためのチャレンジ支援セミナー 男性のためのセミナー 映画鑑賞会
あらゆる暴力防止セミナー 理工チャレンジ事業

- ・ 出前講座の開催

- ・ あいめっせ写真展

男女共同参画の視点に立った写真を公募し、男女共同参画週間に合わせて展示する。また、夏休み期間などに市内施設で再展示する。

② あいめっせフェスティバルの開催

男女共同参画推進センター登録団体の活動発表とグループの連帯と交流を促進し、ネットワーク化を図る。

また、各団体の活動を広く市民に紹介し、男女共同参画について啓発するために開催する。

- ・ 登録団体連絡会の開催

男女共同参画推進センター登録団体の意見を聞くとともに、登録団体の相互交流を図る機会を提供するため開催する。

③ 地域啓発委託事業

男女共同参画社会の実現に向けて、地域社会での固定的な性別役割分担意識の払拭を目指し、啓発を強化するため実施する。

④ 情報収集提供事業

- ・ 図書情報コーナーの運営

男女共同参画に関する情報を広く収集し、女性の人権尊重と男女共同参画の視点から情報の提供・発信を行い、情報アドバイザーが情報相談に応じる。

蔵書等：図書 13,340 冊、行政資料 3,728 冊、ビデオ・DVD 345 本

延貸出冊数：4,864 冊

利用登録者数：580 人

（令和 7 年 3 月末現在）

- ・ 「あいめっせ通信」の発行（年 1 回）

講座情報、新着図書情報などを紹介する。

- ・ 男女共同参画情報誌「ウエーブレット」の発行（年 2 回）

男女共同参画社会の形成に向けた意識啓発を行う。公募による委員 4 人で編集を行う。

⑤ 相談事業

・女性のための相談室

女性問題相談員や弁護士が、女性が抱える様々な問題の相談に応じ、問題解決に向けた支援を行う。

・一般相談（電話・面接） ・法律相談（面接）

年 度	面接相談（件）	電話相談（件）	法律相談（件）	文 書 等（件）	合 計（件）
R2	240	737	33	0	1,010
	うちDV 55	うちDV 114			うちDV 55
R3	274	781	24	0	1,079
	うちDV 99	うちDV 112			うちDV 211
R4	160	701	27	0	888
	うちDV 56	うちDV 46			うちDV 102
R5	141	533	21	0	695
	うちDV 54	うちDV 43			うちDV 97
R6	134	563	20	0	717
	うちDV 24	うちDV 37			うちDV 61

※ DV（ドメスティック・バイオレンスの略。配偶者等からの暴力のこと）

・男性のための電話相談

男性の専門相談員が、職場の人間関係、夫婦・家族との関係など男性が抱える様々な悩みや問題に応じる。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
相談件数（件）	11	16	18	21	23

⑥ 女性のチャレンジ支援事業

就職・起業・在宅ワーク・地域活動をはじめとする様々な分野への女性のチャレンジを応援するため、情報提供や社会保険労務士による相談を実施している。

・ひめじ女性チャレンジひろばによる情報提供

・女性のためのチャレンジ相談

年度	R2	R3	R4	R5	R6
相談件数（件）	20	24	21	25	28

4 市政情報の公開等

1 概要

平成元年 7 月に市政情報の総合窓口として、本庁舎 1 階に市政情報センターを開設し、市政情報の提供及び市発行の刊行物、パンフレット等の提供、情報公開制度、個人情報保護制度、総合案内窓口などに関する業務を行っている。

2 市政情報の提供

各課等から提供のあった行政資料の閲覧コーナーを設けるとともに、市民向けパンフレット・チラシ類の提供を行っている。また、市の有償刊行物を一括して販売しているほか、市政広報番組の収録DVDなどの貸出しを行い、市民の利用に供している。

3 情報公開

(1) 経緯

昭和 62 年 4 月に他都市に先駆け、「姫路市公文書公開条例」を施行し、市政の透明化を進めてきた。しかし、条例の施行後 10 年以上が経過し、地方分権の推進、情報化の急激な進展、国の情報公開法の施行など社会情勢が大きく変化する中、条例を全面的に見直し、より一層市民に利用しやすい「姫路市情報公開条例」を新たに制定し、平成 14 年 4 月 1 日から施行している。

また、同時に「姫路市附属機関等の会議の公開に関する指針」を定め、平成 14 年 10 月 1 日から施行している。この指針により、市の施策の計画・立案及び行政運営の過程に重要な役割を果たしている附属機関等の会議における審議等の状況を公開することで、より一層開かれた市政の推進を図ることを目的としている。

(2) 運用状況

① 公開請求の件数及び処理状況

(件数)

区分 年度	公開請求	処 理 状 況 内 訳					任意的公開
		公 開	一部公開	非公開 (うち文書不 存在)	取下げ	処理中	
R2	1,330	625	514	160 (70)	31	0	407
R3	1,278	593	477	140 (90)	68	0	410
R4	892	320	465	60 (44)	47	0	408
R5	1,159	623	295	147 (95)	94	0	450
R6	970	510	232	141 (47)	87	0	306

② 審査請求の件数及び処理状況

(件数)

区分 年度	審査請求	処 理 状 況 内 訳					
		却 下	棄 却	全部認容	一部認容	取 下 げ	審 理 中
R2	0	0	0	0	0	0	0
R3	1	0	1	0	0	0	0
R4	4	0	3	0	1	0	0
R5	2	0	2	0	0	0	0
R6	0	0	0	0	0	0	0

③ 附属機関等の会議公開制度の運用状況

(件数)

年度		R2	R3	R4	R5	R6
区別						
公開 の 状 況	会議を開催した審議会等の数	108	112	109	112	113
	公開（一部公開を含む）での開催	74	75	74	75	73
	非公開での開催	34	37	35	37	40
	会議の開催数（延べ）	968 (633)	1,077 (733)	1,077 (750)	1,118 (773)	1,144 (793)
	全部公開（延べ）	139	143	135	130	135
	一部公開（延べ）	11	14	8	11	10
	非公開（延べ）	818 (633)	920 (733)	934 (750)	977 (773)	999 (793)
傍 聴 の 状 況	傍聴があった審議会等の数	22	22	15	17	13
	傍聴があった会議の数（延べ）	37	37	21	22	21
	傍聴人の数（延べ）	117	181	59	58	70

※（ ）分は、介護認定審査会の会議数

4 個人情報保護

(1) 経緯

平成3年4月より「姫路市個人情報保護条例」を施行し、IT社会の進展や市町合併などへの対応に係る改正を経ながら、市が行う個人情報の収集、保管、利用における規制及び本人の請求による個人情報の開示など、公正で適正な個人情報の取扱業務を行ってきた。令和5年4月1日、個人情報の保護に関する法律の地方公共団体への適用に伴い、同条例を廃止し、新たに「姫路市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定し、施行した。

(2) 運用状況

① 個人情報ファイル簿の件数（3月31日現在）

(件数)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
件 数	1,418	1,447	1,462	309	304

※ R4以前は、個人情報取扱事務の届出件数

② 開示等請求の件数及び処理状況

(件数)

年度		R2	R3	R4	R5	R6
区別						
開 示 請 求		694	736	746	87	132
	開 示	604	646	666	29	53
	一部開示	76	69	63	48	72
	不 開 示	9	19	15	10	7
	取 下 げ	4	2	2	0	0
	却 下	1	0	0	0	0
訂 正 請 求		0	0	0	0	1
	訂 正	0	0	0	0	0
	一部訂正	0	0	0	0	0
	不 訂 正	0	0	0	0	1
利用停止請求		0	0	0	0	0
	利用停止	0	0	0	0	0
	一部利用停止	0	0	0	0	0
	不利用停止	0	0	0	0	0

③ 審査請求の件数及び処理状況

(件数)

区分		審査請求	処 理 状 況 内 訳					
年度			却 下	棄 却	全部認容	一部認容	取 下 げ	審 理 中
R2		0	0	0	0	0	0	0
R3		1	0	1	0	0	0	0
R4		0	0	0	0	0	0	0
R5		1	0	1	0	0	0	0
R6		3	0	2	0	1	0	0

5 特定個人情報保護評価

平成 25 年 5 月に「行政手続による特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」が公布され、平成 27 年 10 月に全国民に個人番号（マイナンバー）が付番、平成 28 年 1 月から番号利用が開始された。

このマイナンバー制度は様々なメリットがある一方で、個人情報の漏えいや悪用、プライバシーの侵害などの懸念があるため、特定個人情報保護ファイル（マイナンバーをその内容に含む個人情報ファイル）を取り扱う前に、業務ごとにその概要やリスク対策などの評価（特定個人情報保護評価）を行うことが義務付けられており、本市においても、特定個人情報保護評価を実施している。

6 総合案内業務

本庁舎 1 階に総合案内所を設け、開庁時間において、常時 2 名体制で来庁者に対する庁舎案内、担当部署への連絡案内などの業務を行っている。

案内の状況

(件数)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
案内件数	66,929	65,363	71,427	55,422	63,735

7 キッズスペースの運営

幼児（満 1 歳から小学校就学前）を連れた来庁者の利便を図るため、市政情報センター隣に、授乳室やおむつ交換台を併設した「キッズスペース」を設け、常時 2 名の保育士を配置し、午前 9 時から午後 5 時までの間、幼児を預かる一時保育事業を実施している。

利用者の状況

(人)

年度	区分	一 時 保 育	授 乳	おむつ替え	利 用 合 計
R2		1,102	218	258	1,578
R3		1,186	168	222	1,576
R4		1,273	198	242	1,713
R5		1,084	146	205	1,435
R6		1,043	249	296	1,588

5 市 民 相 談

相談名	相談内容	相談日	相談場所	相談員	担当課
市民相談	相続、夫婦、親子、金銭貸借、土地、家屋など日常生活の中での悩みごと	月～金曜日 9:00～12:00 13:00～17:00 (受付は16:00まで)	市役所 市民相談センター	市職員(3)	市民相談センター
交通事故相談	示談、賠償、訴訟など交通事故の諸問題	月～金曜日 9:00～12:00 13:00～17:00 (受付は16:00まで)		専門相談員(2)	
法律相談	土地、家屋、夫婦、親子、金銭、相続および交通事故などの法律問題	毎火～金曜日 9:30～11:30 (受付 相談希望日前日9:00から電話予約先着6名)		弁護士(1)	
労働相談	解雇、賃金、就労条件、その他の労働に関すること	第1・3木曜日 9:30～11:30 (受付 当日9:00～11:00 先着順6名)		第1 社会保険 労務士(1) 第3 弁護士(1)	労働政策課
人権相談	いじめ、差別、ハラスメントなどの人権にかかわる問題	第1木曜日 13:00～16:00	イーグレひめじ 人権啓発センター	人権擁護委員(3)	人権啓発課
		第2木曜日 13:00～16:00	市役所 市民相談センター	人権擁護委員(2)	
		第4木曜日 13:00～16:00	駅前市役所	人権擁護委員(2)	
		第3水曜日 13:30～15:30	安富事務所	人権擁護委員(1)	
行政相談 (市政相談)	国に対する苦情、要望及び市政に関する意見	第1水曜日 13:00～15:00	市役所 市民相談センター	行政相談委員(2)	市民相談センター
		第4水曜日 13:00～15:00	駅前市役所	行政相談委員(2)	
		第3水曜日 (8月を除く) 13:00～15:00	家島事務所	行政相談委員(1)	
		第3水曜日 (8月を除く) 9:30～11:30	夢前事務所	行政相談委員(1)	
		第3水曜日 (8月を除く) 9:30～11:30	香寺事務所	行政相談委員(1)	
		第3水曜日 (8月を除く) 13:30～15:30	安富事務所	行政相談委員(1)	
登記相談	不動産の相続や売買の登記、法人登記、土地の境界紛争、分筆、地目変更等	第2水曜日 13:30～16:30 (受付は16:00まで)	市役所 市民相談センター	司法書士(2) 土地家屋調査士(2)	

相談名	相談内容	相談日	相談場所	相談員	担当課
不動産相談	土地、家屋の 売買や賃貸 借に関する 問題	第3水曜日 13:30～16:30 (受付は16:00まで)	市役所 市民相談センター	宅地建物取引士 (2)	市民相談センター
不動産鑑定相談	不動産の価 格・賃貸借料 及び借地権 等	第4水曜日 13:30～16:30 (受付は16:00まで)		不動産鑑定士(2)	
公証相談	遺言・各種契 約(金銭貸 貸)・離婚等 の公正証書 の作成	第3月曜日 13:30～15:30 (受付は15:00まで)		公証人(1)	
税務相談	所得税、法人 税、相続税、 贈与税、消費 税、その他税 に関する問 題	第2月曜日 (3月を除く) 13:30～16:30 (受付は16:00まで)		税理士(2)	
マンション管理 相談	マンション 管理におけ る諸問題	第1月曜日 13:30～16:20 (予約制 定員2組)		兵庫県マンシ ョン管理士会	住宅課
行政書士相談	相続や遺言、 各種契約、土 地や農地の利 用に関する官 公庁への届 出、入管への 帰化申請など	第2・第4金曜日 13:30～16:30 (受付は16:00まで)	市役所 市民相談センター	行政書士(2)	市民相談センター
建築相談	耐震診断、欠 陥住宅等建 築に関する 相談	第4木曜日 13:30～16:30 (受付は16:00まで)		建築士(1)	
成年後見相談	成年後見制 度に関する 相談	第3木曜日 13:30～16:30 (受付は16:00まで)		司法書士(1)	
	成年後見制 度に関する 相談	月～金曜日 9:00～17:00	姫路市総合福祉会館 姫路市成年後見支援 センター	姫路市社会福祉 協議会職員(3)	地域福祉課
成年後見相談 (専門相談)	専門職によ る成年後見 制度に関す る相談	第1・2・3・4火曜日 13:30～16:30 (予約優先)		弁護士 (第1・3火曜日) 司法書士 (第2・4火曜日) 社会福祉士 (第1・2・3・4火曜日)	
犯罪被害者相談	犯罪被害者 等が抱える 諸問題に関 する相談	第3木曜日(予約制) 13:30～16:30 (受付は16:00まで)	市役所 市民相談センター	(公社)ひょうご被 害者支援センター 相談員(1)	危機管理室
インドシナ難民 生活相談	生活全般	月～金曜日(予約制) 10:00～12:00 13:00～16:00	市役所 市民相談センター	(公財)アジア福祉教 育財団難民事業本 部関西支部相談 員(1)	文化国際課

相談名	相談内容	相談日		相談場所	相談員	担当課
外国人生活相談	①生活全般 (英語、日本語) ②生活全般 (ベトナム語) ③生活全般 (ポルトガル語、スペイン語、中国語)	①月～金曜日 9:00～12:00 13:00～17:00 ②月～金曜日 13:00～17:00 ③火曜日 13:00～16:00 (中国語のみ 13:00～17:00)		市役所 市民相談センター内 外国人相談センター	①通訳(2) ②通訳(1) ③通訳(2)	文化国際課
外国人生活相談 (出張窓口)	生活全般(ベトナム語)	①火曜日 ②水曜日 ③木曜日 13:00～17:00		①城東町総合センター ②高木総合センター ③見野総合センター	通訳(1)	
消費生活相談	消費生活上の苦情、相談、情報提供など	月～金曜日 9:00～17:00		市役所 消費生活センター	消費生活相談員(6)	消費生活センター
DV相談	配偶者等からの暴力(DV)被害に対する相談、支援	月～金曜日 9:00～17:00		(非公表)	女性相談支援員(4)	福祉総務課
女性のための相談室	女性が抱えるさまざまな問題の相談、解決への支援	一般相談	電話 火・水・金曜日 10:00～17:00 面接(予約制) 火～土曜日 10:00～17:00	男女共同参画推進センター	女性問題相談員(2)	男女共同参画推進センター
			法律相談		第2火曜日(予約制) 13:30～15:30	
		第3水曜日(予約制) 10:00～12:00			社会保険労務士(1)	
女性のためのチャレンジ相談	就職・起業・地域活動などに関する相談					
男性のための電話相談	家庭や職場等での人間関係、夫婦関係の悩み、DV、働き方、生き方など	原則毎月第2火曜日 17:00～19:00			男性専門相談員(1)	
農事相談	農業経営及び農地に関する諸問題	第1水曜日(予約制) 10:00～12:00		市役所 農業委員会	農業委員(4) 事務局職員(3)	農業委員会事務局
園芸相談	園芸について	水～月曜日 9:00～12:00 13:00～16:30		緑の相談所	(一財)姫路市まちづくり振興機構職員(2)	緑の相談所
人権・生活問題相談	人権問題及び生活問題全般	月～金曜日 8:35～17:20		市役所人権推進部 市内各総合センター(17)	市職員(29) 啓発指導員(5)	人権推進部

相談名	相談内容	相談日	相談場所	相談員	担当課
人権相談	人権問題全般	毎日（12月28日～1月4日と臨時休館日（月1回）除く） 9:00～17:00	イーグレひめじ 人権啓発センター	市職員(4) 啓発指導員(3)	人権推進部
身体障害者相談	身体障害者の更生、指導など	月～金曜日 9:00～17:00	姫路市総合福祉会館	姫路市身体障害者福祉協会(1)	障害福祉課
知的障害者相談	知的障害者の更生、指導など	月～金曜日 10:00～15:00		姫路地区手をつなぐ育成会(1)	
精神障害者相談	精神障害者の更生、指導など	月～金曜日 10:00～15:00		姫路市精神保健福祉連合会(1)	
障害に関する総合相談	障害に関する総合的な相談	月～金曜日 9:00～16:00	姫路市地域相談窓口「ひめりんく」	相談支援専門員など(5)	
福祉相談	どこに相談すればよいか分からない人のための相談窓口	月～金曜日 9:00～17:00	姫路市総合福祉会館 福祉つながる窓口	社会福祉士(3) 保健師(兼務)	地域福祉課 (福祉つながる窓口)
生活困窮者相談	生活困窮に関する相談（生活保護以外）	月～金曜日 9:00～12:00 13:00～17:00	姫路市社会福祉協議会 くらしと仕事の相談窓口	相談員など(8)	生活援護室
保育士の就職相談	潜在保育士の私立保育施設等への就職相談等	月～金曜日(予約制) 9:00～16:30	市役所 保育士・保育所支援センター	市職員(2)	幼保連携政策課
家庭児童相談	家庭での児童養育(虐待含む)に関する悩みごとなど	月～金曜日 8:35～17:20	姫路市総合福祉会館 子育て支援室	家庭児童相談員 保健師 精神保健福祉相談員 社会福祉士 心理士 保育士	子育て支援室
ヤングケアラー相談	ヤングケアラーに関する相談	月～金曜日 9:00～17:00	姫路市総合福祉会館 福祉つながる窓口	市職員	[18歳未満] 子育て支援室 [18歳以上] 地域福祉課 (福祉つながる窓口)
ひとり親家庭等相談	ひとり親家庭等の身上相談など	月～金曜日 9:00～17:00	市役所 こども支援課	母子・父子自立支援員(4)	こども支援課
	ひとり親の就職活動を支援	月～金曜日 9:00～17:00		就労相談員(2)	
養育費等相談	離婚に伴う養育費や親子交流に関する相談(予約制)	原則第3金曜日 13:30～16:30 (8・3月のみ第4金曜日)	市役所 市民相談センター	弁護士(1)	

相談名	相談内容	相談日	相談場所	相談員	担当課	
子育て相談	子育てに関する相談など	月～金曜日 9:00～17:00	すこやかセンター すこやか子育てセンター	利用者支援員(2)	こども支援課	
		月～日曜日 9:30～16:30	ピオレ姫路 駅前すくすくひろば	利用者支援員(2)		
	保育所等の利用に関する相談など	月～金曜日 9:00～17:00	市役所 こども保育課	利用者支援員(3)	こども保育課	
	子どもの成長・発達について、子育てに関する相談など	月～金曜日 9:00～17:00	保健センター・ 保健センター分室	保健師 利用者支援員	保健所健康課	
		月～金曜日 9:00～19:00	こどもの未来健康支援センター	助産師・保健師・ 栄養士・精神保健福祉相談員・心理士・利用者支援員	こどもの未来健康支援センター	
医療安全相談	医療に関する苦情及び相談	月～金曜日 9:00～17:00	保健所	市職員(4)	保健所総務課	
こころの健康相談	精神保健福祉に関する相談(予約制)	奇数月第2金曜日 第4木曜日 13:30～15:00		医師 精神保健福祉相談員 保健師	保健所健康課	
		奇数月第2月曜日 13:30～15:00				南保健センター
		偶数月第2月曜日 13:30～15:00				西保健センター
		偶数月第3木曜日 15:00～16:30				中央保健センター北分室
アルコール問題相談	アルコール依存症等の相談(予約制)	第4木曜日 13:30～15:00	保健所	断酒会会員 精神保健福祉相談員 保健師		
		奇数月第2月曜日 13:30～15:00	南保健センター			
		偶数月第2月曜日 13:30～15:00	西保健センター			

相談名	相談内容	相談日	相談場所	相談員	担当課
生活習慣病相談	生活習慣病に関する個別相談(予約制)	毎週火曜日 10:00～11:30	保健所 (相談者と調整)	保健師 管理栄養士	保健所健康課
フレイル予防相談	加齢にともなう虚弱に関する個別相談(予約制)	原則 第3火曜日 10:00～11:30	保健センター・ 保健センター分室	保健師 管理栄養士 歯科衛生士 理学療法士	
難病相談	難病に関する個別相談	月～金曜日 9:00～17:00	保健所	保健師	保健所予防課
	ピアカウンセリング(予約制)	原則第1火曜日 10:00～11:30			
エイズ検査・相談	エイズに関する検査・相談	検査(予約制) 原則第1水曜日 9:45～11:00 相談 月～金曜日 9:00～17:00	保健所	医師 保健師 看護師	
教育相談	不登校、問題行動など、複雑化する子供の教育や発達に関するすべての相談	面接相談(要予約) 月～金曜日 第1・第3土曜日 10:00～17:00 電話相談(受付) 月～金曜日 第1・第3土曜日 9:00～16:00 フリーダイヤル電話相談(受付) 月～金曜日 第1・第3土曜日 9:00～16:00 第2・第4金曜日 9:00～20:00	総合教育センター	指導主事(10) 相談員(28)	総合教育センター 育成支援課
雇用相談	就職に関する相談	月～金曜日 10:00～18:00	姫路しごと支援センター	相談員(2)	労働政策課
	国、県、市の施策紹介や雇用に関する相談	月～木曜日 9:00～12:00 13:00～17:00	市役所 労働政策課	相談員(1)	
金融相談	中小企業に対する資金繰り等のアドバイス	月・火・木・金曜日 9:00～12:00 13:00～17:00	市役所 産業振興課	相談員(1)	産業振興課

6 消費者行政

1 概要

昭和 49 年 10 月に「姫路市消費者保護条例」を制定し、昭和 50 年 4 月に「姫路市消費生活センター」を開設、消費生活をはじめ生活全般にわたり幅広い事業を行ってきた。平成 19 年 3 月 28 日に、消費者の権利の尊重と消費者の自立支援を定めた「姫路市消費生活条例」を新たに制定し、消費生活センターでは社会環境や生活環境の変化に対応できる自立した賢い消費者の育成、市民の消費生活の安定、向上に努めている。また、令和 3 年 3 月には「第 2 次姫路市消費者教育推進計画」を策定し、関係機関と連携を図りながら、総合的、一体的に消費者教育の推進に取り組んでいる。

2 消費者啓発

国際化、情報化、多様化する社会の中で、真に豊かな生活を築いていくための学習の場を提供し、消費者の学習意欲を高め、自立する消費者の育成を図る。

(1) 生活学級	令和 7 年度予算額	1,023 千円
日常生活の中で常に問題意識をもち、積極的に社会の動きにも目を向け、主体的にそれらの問題を解決する姿勢を身に付ける学習の場とする。		
開設期間	4 月～翌 3 月	開催回数 5 回以上
実施学級	7 学級	
(2) 夏休み子ども消費生活学習会	令和 7 年度予算額	70 千円
小学生高学年親子で金銭教育・契約・環境・食などの消費生活に関することを学ぶ学習の場とする。		
開催月	8 月	開催回数 1 回
募集定員	80 組	
(3) 高齢者消費者被害防止講座	令和 7 年度予算額	51 千円
高齢者や障害者を消費者被害から守るため、高齢者に多い詐欺や消費者トラブルとその対策、身近で見守る人を対象とした見守りのポイントなどを学ぶ学習の場とする。		
開催月	9 月	開催回数 1 回
募集定員	50 人	
(4) 消費生活セミナー	令和 7 年度予算額	17 千円
市民一人ひとりが賢い消費者として自立し、真に豊かで潤いのある生活を築いていくため、衣食住にわたる学習の場を提供する。		
開催月	11 月	開催回数 1 回
募集定員	70 人	
(5) 学校指導者向け研修	令和 7 年度予算額	41 千円
市立及び私立保育所・こども園の所長・園長を含む学校指導者を対象に「消費者教育」についての研修会を実施する。		
開催月	9 月・12 月	開催回数 2 回
参加者	(9 月) 幼稚園の園長 29 人 (12 月) 市立保育所・こども園の所長・園長 33 人	

3 消費生活センター

消費者被害の救済、消費者の教育・啓発や、消費者情報の収集・提供の拠点施設として、国民生活センターをはじめ全国各消費生活センター等との協力連携の下に、消費者被害の未然防止と自立する賢い消費者の育成に努めている。

(1) 消費生活相談

消費生活に関する多種多様な相談及び苦情を、迅速な処理によって救済を図る一方、広報ひめじ・情報紙への掲載等により被害を未然に防ぐことに努める。

相談員 6 名 令和 6 年度受付総数 6,281 件（内新規相談件数 4,438 件）

相談時間 9:00～17:00

(2) 消費者情報の収集・提供

氾濫する情報を整理し、分かりやすい情報を身近な内容で提供する。

- ① 情報紙「消費生活センターだより」の発行 年2回 各4,000部
- ② 幼児から高齢者まで各世代ごとに啓発用冊子の作成・配布
- ③ 悪質商法等の被害防止の出前講座及び啓発用ビデオ貸し出し
- ④ FM GENKI等メディアを利用した消費生活センターの広報啓発
- ⑤ 高校生等を対象とした出前講座

4 計量管理事務

- (1) 計量取り締まり（数字は令和6年度実績） 令和7年度予算額 9,091千円
昭和40年計量法に規定する計量特定市の指定を受けて以来、適正計量の確保のため、取引・証明に使用する計量器の定期検査、商品量目等の立入検査を実施している。

① 計量器定期検査

計量法に基づき、2年に1回、取引・証明に使用するはかりなどの計量器を検査し、不良計量器を追放することにより、計量の安全を確保している。

定期検査戸数 594戸（はかり 1,443個 分銅、おもり 417個）

② 立入検査

・商品量目の立入検査

・消費者が日常消費する商品の量目が適正に計量されているかどうかを、店舗・工場に立ち入り、検査を実施している。

立入検査戸数 4戸（検査件数 138個）

・有効期間付き計量器の立入検査

市民の消費生活に関連の深い水道・ガス・電気の各メーター、タクシーメーター、ガソリン（燃料油）メーターの使用現場に立入検査し、有効期間切れ等不良計量器を追放することにより、計量の適正化を図っている。

燃料油メーター 立入検査戸数 1戸（検査件数 20個）

質量計 立入検査戸数 4戸（検査件数 12個）

- (2) 計量思想の普及・啓発 令和7年度予算額 60千円
一般市民の計量についての関心を高めるため、11月1日の計量記念日にあわせ、ポケットティッシュを作成、配布し、普及・啓発に努めている。

7 戸 籍 ・ 住 民

1 各種事務登録数推移

各年3月31日現在

区 分		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
戸 籍	本 籍 数	218,483	218,491	218,318	218,071	217,705
	本籍人口	536,440	534,774	532,751	530,291	527,224
住民登録 (日本人)	男	252,780	251,498	249,682	247,763	245,530
	人口 女	268,320	266,848	265,148	263,453	261,480
	計	521,100	518,346	514,830	511,216	507,010
	世 帯 数	236,484	237,908	239,239	240,519	241,280
住民登録 (外国人) ※	男	5,654	5,396	6,033	6,474	7,186
	人口 女	5,883	5,708	6,225	6,459	6,878
	計	11,537	11,104	12,258	12,933	14,064
	世 帯 数	8,061	7,654	8,757	9,367	10,309
印鑑登録数		348,178	347,249	346,242	345,141	343,936

※ 世帯数については、日本人と外国人からなる複数国籍世帯は日本人世帯、外国人世帯それぞれに計上している。

2 各種事務届出件数

区 分		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	区 分		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
戸 籍	出 生	5,209	4,914	4,607	4,527	住民登録	転 入	10,418	11,172	11,165	11,365
	死 亡	7,189	7,537	7,497	8,163		転 出	11,650	12,719	13,317	12,796
	婚 姻	5,052	4,876	4,650	5,184		転 居	12,248	12,713	11,975	12,005
	離 婚	1,319	1,250	1,272	1,243		出 生	3,706	3,620	3,428	3,301
	認 知	111	78	77	108		死 亡	5,649	6,395	6,259	6,803
	入 籍	1,083	866	883	1,028		そ の 他	9,017	11,217	10,492	12,359
	転 籍	1,892	1,875	1,773	1,572		計	52,688	57,836	56,636	58,629
	養子縁組	419	331	332	371						
	養子離縁	148	158	124	124						
	そ の 他	1,309 (1)	1,368 (1)	1,420 (3)	1,444 (2)						
	計	23,731 (1)	23,253 (1)	22,635 (3)	23,764 (2)						
印鑑登録	新 規	16,826	16,176	15,181	15,878						
	廃 止	1,292	1,224	1,072	1,104						
	そ の 他	5,573	5,365	4,635	4,303						
	計	23,691	22,765	20,888	21,285						

() 内は取消し事件の内数

区 分		R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
特別永住者事務	更 新 申 請	278	461	748	551	482	516
	再 交 付 申 請	22	35	29	37	21	27
	住居地以外の変更	13	1	14	19	12	7
	特別永住許可	15	8	9	5	6	6
	計	328	505	800	612	521	556
届出事務 住居地	特別永住者の住居地届出	198	194	200	174	165	146
	中長期在留者の住居地届出	2,762	2,289	1,657	4,136	3,555	4,273
	計	2,960	2,483	1,857	4,310	3,720	4,419

3 謄抄本証明事務取扱件数

区 分	R3 年度			R4 年度			R5 年度			R6 年度		
	有料	無料	計	有料	無料	計	有料	無料	計	有料	無料	計
戸籍関係	110,856	43,345	154,201	113,870	39,112	152,982	132,923	58,669	191,592	135,119	59,177	194,296
住民票関係	221,709	48,048	269,757	207,317	47,512	254,829	162,007	22,359	184,366	150,840	24,049	174,889
印鑑証明	122,958	568	123,526	108,542	313	108,855	93,897	373	94,270	89,639	242	89,881
諸 証 明	8,037	1,092	9,129	7,200	834	8,034	6,944	915	7,859	6,732	863	7,595
合 計	463,560	93,053	556,613	436,929	87,771	524,700	395,771	82,316	478,087	382,330	84,331	466,661

4 コンビニ交付発行件数

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
住民票の写し	16,810	31,799	47,532	65,667	72,748
印鑑証明	16,853	26,390	37,435	55,134	63,654
戸籍証明	3,459	6,493	10,588	21,099	20,193
附票の写し	429	678	1,096	1,771	1,965
合 計	37,551	65,360	96,651	143,671	158,560

5 マイナンバーカード交付状況

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
申請率	41.9%	53.5%	84.3%	89.1%	100.2%
交付率	29.0%	46.4%	69.5%	79.6%	89.6%
保有率				74.2%	79.7%

※ 保有率については、令和5年度から集計開始

6 窓口事務

- ・平成27年10月にいわゆるマイナンバー法が施行され、平成28年1月にはマイナンバーカードの交付が始まり、マイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交付サービスを開始した。
- ・令和2年から窓口サービスの更なる向上を図るため、デジタル技術を活用した機器等を導入し、窓口手続きの簡素化や待ち時間縮減を推進している。
- ・令和3年1月に窓口キャッシュレス決済端末を住民窓口センター、飾磨支所及び駅前市役所に導入し、令和4年以降導入事務所を拡充している。
- ・令和3年3月から証明発行のオンライン申請の受付を開始し、令和4年には申請可能証明の種類を拡大している。
- ・令和5年10月に住民窓口センターにかんたん窓口システムを設置し、令和6年3月から書かない窓口システムの運用を開始した。

- ・戸籍法改正により令和 6 年 3 月から戸籍の広域連携が開始したことに伴い、市外本籍地の戸籍証明書の発行や戸籍の届出における戸籍謄抄本の提出不要化などを実施している。
- ・マイナンバーカードの電子証明書更新対象者の増加への対応として、窓口の混雑解消や市民の待ち時間短縮のため、令和 7 年 7 月 16 日にマイナンバーカード特設センターを開設した。

住民窓口センター及び戸籍・住民異動届・証明交付等取扱い出先事務所の所在地・電話番号

住民窓口センター	〒670-8501	安田四丁目 1 番地	079-221-2351
中央支所	〒670-0012	本町 68 番地 68	079-289-0811
飾磨支所	〒672-8064	飾磨区細江 2655 番地	079-235-0781
広畑支所	〒671-1116	広畑区正門通一丁目 7 番地 3	079-236-1991
網干支所	〒671-1253	網干区垣内中町 120 番地	079-272-0181
白浜支所	〒672-8023	白浜町甲 396 番地 8	079-245-1771
家島事務所	〒672-0101	家島町真浦 2137 番地 1	079-325-1002
夢前事務所	〒671-2192	夢前町前之庄 2160 番地	079-336-0001
香寺事務所	〒679-2144	香寺町中屋 14 番地	079-232-0001
安富事務所	〒671-2401	安富町安志 1151 番地	0790-66-2302
駅前市役所	〒670-0912	南町 1 番地 山陽百貨店西館 3 階	079-288-1177
東出張所	〒671-0232	御田野町御着 1142 番地 8	079-252-6363
西出張所	〒671-2216	飾西 728 番地 5	079-266-0004
林田出張所	〒679-4206	林田町林田 13 番地	079-261-2001
飾東出張所	〒671-0219	飾東町豊国 1163 番地 13	079-253-0101
北出張所	〒679-2122	豊富町御蔭 957 番地	079-264-0002
船山出張所	〒679-2101	船津町 3857 番地	079-232-0002
花の北サービスセンター	〒670-0806	増位新町二丁目 12 番地	079-289-0820
城乾サービスセンター	〒670-0875	南八代町 6 番 1 号	079-297-1010
安室サービスセンター	〒670-0081	田寺東二丁目 2 番 3 号	079-296-0030
高岡サービスセンター	〒670-0056	東今宿五丁目 3 番 20 号	079-296-3743
勝原サービスセンター	〒671-1203	勝原区丁 743 番地	079-273-9713
妻鹿サービスセンター	〒672-8031	飾磨区妻鹿 170 番地 6	079-245-1871
的形サービスセンター	〒671-0111	的形町的形 1358 番地 4	079-254-4339
大塩サービスセンター	〒671-0102	大塩町汐咲一丁目 39 番地	079-254-0039
坊勢サービスセンター	〒672-0103	家島町坊勢 186 番地	079-327-1001
置塩サービスセンター	〒671-2114	夢前町糸田 609 番地 1	079-335-0002
菅野サービスセンター	〒671-2135	夢前町塚本 225 番地 1	079-335-0001

8 霊苑・斎場

1 名古屋霊苑

(1) 概要

戦後、戦災復興整備事業の計画区域内にある墓地を移転するとともに、市民の墓地として、また、四季を通じて市民の憩える公園として整備したものである。仏舎利塔を中心として、納骨堂・石仏堂・庭園その他の諸施設が調和を保って点在し、山の周辺にはひな壇式墓地が延々と続き、従来の墓地が持つイメージを一掃した近代的な明るい総面積 29.4 ヘクタールの墓地公園となっている。平成 20 年度は、市民が心安らかに憩うとともに、観光資源としても魅力的なものとなるよう心とらぐ花霊苑基本構想に基づき仏舎利塔周辺等の整備を実施した。

(2) 仏舎利塔

昭和 29 年 4 月、インドのネール首相から人類永遠の平和の願いを込めて贈られた仏舎利（釈迦の遺骨の一部）を安置するため、姫路仏舎利塔建設協会が一般の浄財を募り建設（内陣荘厳工事は市に移管後）、その後、市に寄附されたものである。高さ 38 メートルの中心塔を六つの塔で囲む連立式に、さらに、四隅に納骨堂を配した東洋的情緒を漂わせた特色ある塔である。塔内の広い内陣中央にある六角の金色の厨子の中に仏舎利が安置されている。

着 工 昭和 32 年 10 月

竣 工 昭和 35 年 3 月

建築費 180,898 千円

縦覧料収入（小学生 100 円、中学生以上 250 円：団体 30 人～100 人未満 1 割引、100 人～300 人未満 3 割引、300 人以上 5 割引（令 6.4.1 改正））

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
人 数	3,704	3,975	4,084	5,512	8,886
金額（円）	368,519	392,048	510,678	477,110	729,950

納骨堂使用料収入（1 体につき市民 17,000 円・市民以外 111,000 円（令 6.4.1 改正））

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
人 数	1,386	1,497	1,860	1,919	1,934
金額（円）	23,886,000	27,168,000	34,410,000	34,104,000	44,346,000

(3) 施設一覧

施設名	延面積(㎡)	工事費(千円)	竣工年月	備考
1 仏舎利塔（本塔）	936.00	80,330	昭 35. 3	高さ 37.7m
〃 （内陣荘厳工事）		75,447	〃	
2 納 骨 堂	312.80	25,121	〃 35. 3	〃 12.0m
3 石 仏 堂	220.00	8,711	〃 37.12	〃 12.6m
4 香 炉 館	29.16	5,709	〃 40. 1	
5 講 話 館	281.24	15,327	〃 41. 3	高さ 17.7m
6 名 古 山 斎 場	2,850.37	2,794,203	平 5. 3	火葬炉 15 基、動物炉 2 基
〃 （改修工事）		1,425,600	平 31. 3	火葬炉 17 基、動物炉 2 基
7 管理事務所及び 休憩所(売店)	695.27	183,814	平 14. 3	鉄筋コンクリート造地下 1 階 地上 1 階一部平屋建
8 楠谷池(修景池)	2,100.00	3,725	昭 38.12	
9 噴 水 池	600.00	16,238	〃 38. 3	
10 花 壇	615.00	4,745	平 29. 3	
11 御 水 堂	17.55	10,000	昭 60.12	

(注) その他 須弥山・墓地・無縁塔・陸軍墓地・公衆便所(6)・駐車場・給水施設

(4) 名古屋山霊苑協会

名古屋山霊苑が仏舎利塔を中心に公園墓地の造成、納骨堂の完成など着々と整備されるにつれ、利用者の間から自発的に協力して、お互いの祖霊に対する慰霊の行事を盛大に執り行う組織を作ろうという気運が高まり、昭和40年3月に名古屋山霊苑協会が発足した。

会員数 約27,100名(令和7年4月1日現在)

入会金 2,000円

(5) 生命の森づくり

名古屋山霊苑には、ツツジや松を中心に樹木が植えられている。さらに、緑に包まれた霊苑の実現を目指し、市民等の協力を得て、毎年植樹をしている。なお、樹木は、ツツジなど花の咲く木を中心に植栽する。

「生命の森づくり」参加数 (1口 1,000円 植栽経費に)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
口 数	84	102	122	78	114

(6) 仏舎利塔ライトアップ

名古屋山霊苑のシンボル「仏舎利塔」のライトアップを日没から午後10時まで行い、異国情緒を豊かに漂わせた墓地公園として観光客の誘致を図る。

着 工 平成元年10月

竣 工 平成2年2月

工事費 16,607千円

(7) 名古屋山霊苑の観光

名古屋山霊苑は昭和26年度から市民の憩いの場とすべく、近代的墓地公園として整備する一方、苑内には仏舎利塔、石仏塔、納骨堂、噴水池等の諸施設を設置してきた。42年4月には兵庫県施行100年を記念して兵庫観光百選地に認定、61年8月、朝日新聞による「ひょうご風景100選」に選ばれ、姫路市の名所として広く市民に親しまれている。

4月には桜、5月にはツツジが満開になると、霊苑一帯が花に包まれ、また、四季折々の草花が咲き乱れ、多くの市民及び観光客を迎えている。

令和6年度 仏舎利塔縦覧者 8,886人

縦覧時間 毎日、午前8時40分～午後4時30分

縦 覧 料 大人250円 子供100円 ただし、30人以上団体割引あり(令6.4.1改正)

2 姫路西霊苑

姫路市の中心市街地から北西に約10km、車で約20～30分に位置する林田地区の大いなる自然に抱かれた霊苑。この雄大な景観を背景とした墓地は、水と緑とゆとりある庭園墓地として、池を組み入れた日本風の庭園と、シンボルともいえる霊苑中央の清らかな水の湧き出る円形公園、さらに、高台に設けた展望台とを直線的に配した園路(中央通り)で結んだ造形美は、霊苑を包む雄大な景観に見事にマッチしている。

霊苑には管理事務所、自由広場、テニスコート、駐車場等を配置し、設備面及び管理面も行き届いた都市公園としての機能の充実も図っており、周辺住民等の憩いの場としても利用されている。

また、墓域はゆったりとした墓地と通路を確保し、平面配置の平地墓地と斜面に配置したひな壇式墓地とで構成されている。

・所在地 林田町下伊勢766番地

・総面積 117,000㎡ 概算事業費 約34億円

3 片山霊園

快適な住環境の実現と人口増加にともなう墓地需要に対応するため、平成3年度に第1期、平成20年度に第2期の事業を実施し、自然と調和した安らぎのある霊園として住民が気持ちよく墓参りできるよう整備した。

・所在地 香寺町土師366番地9

・墓地面積 12,462㎡

- ・墓域区画 4 m² 776 区画 6 m² 34 区画
- ・総工費 127,000 千円

4 墓地の貸付け及び墓碑数等

(1) 概要

令和 6 年度は、名古屋山霊苑 28 区画、姫路西霊苑 5 区画、片山霊園 5 区画の一般貸付けを実施した。令和 7 年度については、名古屋山霊苑、姫路西霊苑、片山霊園の一般貸付けを行う。

(2) 墓地貸付状況（令和 7 年 3 月 31 日現在）

墓苑名		総区画数	使用許可区画数	貸付可能区画数
名古屋山霊苑	一般貸付墓地 (寺院墓地・改葬墓地等を除く)	9,883 区画	9,582 区画	301 区画
姫路西霊苑		2,165 区画	1,872 区画	293 区画
片山霊園		810 区画	663 区画	147 区画

(3) 墓碑数（令和 7 年 3 月 31 日現在）

霊苑名	一般貸付墓地	寺院墓地	改葬墓地	陸軍墓地	無縁墓地	計
名古屋山霊苑	9,976 基	4,220 基	2,094 基	746 基	13,990 基	30,926 基
姫路西霊苑	1,858 基	—	159 基	—	—	2,017 基
片山霊園	685 基	—	—	—	—	685 基

(4) 永代使用料、永代清掃料

霊苑名	永代使用料（1 m ² 当たり）	永代清掃料（1 m ² 当たり）	摘要
姫路西霊苑	250,000 円	32,000 円	令和 6 年 4 月 1 日改正
名古屋山霊苑	300,000 円	37,000 円	令和 6 年 4 月 1 日改正
御前山えい域	350,000 円	37,000 円	令和 6 年 4 月 1 日改正
片山霊園	120,000 円～158,400 円	25,000 円	令和 6 年 4 月 1 日改正

- ① ただし、市民以外の永代使用料は 5 割増し。
- ② 永代清掃料は、使用するえい地の面積に 1 m²未満の端数があるときは、1 m²に切り上げる。
- ③ 永代使用料・永代清掃料は、霊苑基金として積み立て、その利息は墓地返還時の使用料還付、清掃・除草の費用に充てている。

5 名古屋斎場

(1) 経緯

名古屋斎場は、霊苑造成以前から栗林山火葬場としてあったものを、霊苑計画に伴い昭和 38 年に火葬炉 10 基を設置、その後、都市化も進み火葬件数も増加するなどにより 53 年に 8 基を増設した。

しかしながら、斎場建設から長期間経過していたため老朽化が進み、火葬炉は煙道および煙突を必要とする設備で、火葬時間も 4 時間要していたため、早急に改造などをする必要に迫られていた。

市民から施設の整備および充実を図るよう強い要望もあり、平成 2 年度から 3 か年の継続事業で名古屋斎場改造工事を行い、5 年度当初から全面の使用を開始した。

この改造工事により、火葬時間の短縮化と電気集塵機の配備による公害防止に努め、火葬炉 15 基（人体）での対応としたほか、斎場内に待合ロビー、待合室、式場等を新たに設け、市民の利便向上を図った。さらに、平成 28 年度から 3 か年の継続事業で名古屋斎場大規模改修工事を行い、火葬炉、待合棟、式場の設備内装等を更新した。また、今後の火葬件数の増加に備えて、火葬炉（人体）を 2 基増設した。

(2) 概要

- ・所在地 名古屋町 14 番 1 号
- ・設置年月 平成 5 年 4 月
- ・総事業費 2,847,000 千円
- ・敷地面積 11,820 m²
- ・工事期間 平成 2 年 10 月 3 日～5 年 2 月 27 日
- ・建物構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2 階建
- ・施設内容 斎場棟（式場・お別れ室・収骨室他）
火葬棟（火葬炉・電気集塵機・中央監視室他）

・ 建築面積	2,612.27 m ²	・ 機械設備	待合棟（待合室・待合ロビー他）
・ 延床面積	2,850.37 m ²		火葬炉 15 基（人体）＋2 基（動物等）＝17 基
・ 駐車場収容台数	55 台		電気集塵機 6 基ほか
（平成 28 年度から平成 30 年度 改修工事）			
・ 総事業費	1,431,616 千円	・ 工事期間	平成 28 年 6 月 24 日～平成 31 年 3 月 18 日
・ 駐車場収容台数	70 台	・ 機械設備	火葬炉 17 基（人体）＋2 基（動物等）＝19 基
			バグフィルター 7 基ほか

(3) 火葬場使用状況 (件)

年 度	大 人		小 人		胎 児		小 計		
	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	計
R2	5,250	136	7	2	81	6	5,338	144	5,482
R3	5,465	169	4	0	64	7	5,533	176	5,709
R4	5,773	150	2	0	72	3	5,847	153	6,000
R5	5,754	158	5	0	63	5	5,822	163	5,985
R6	6,237	146	2	0	75	7	6,314	153	6,467

年 度	小動物		汚 物		小 計			合 計		
	市内	市外	市内	市外	市内	市外	計	市内	市外	計
R2	4,002	68	70	2	4,072	70	4,142	9,410	214	9,624
R3	4,064	74	80	1	4,144	75	4,219	9,677	251	9,928
R4	3,871	83	75	1	3,946	84	4,030	9,793	237	10,030
R5	3,556	62	81	0	3,637	62	3,699	9,459	225	9,684
R6	3,661	81	60	0	3,721	81	3,802	10,035	234	10,269

(4) 式場・待合室利用状況 (件)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
式 場	144	135	150	127	138
待合室	865	930	1,057	1,392	1,573

(5) 使用料

施設名	区 分	使用料（令 6.4.1 改正）	
		市 民	市民以外
火 葬 場	12 歳以上のもの 1 体につき	12,000 円	72,000 円
	1 歳以上 12 歳未満のもの 1 体につき	6,000 円	36,000 円
	1 歳未満のもの（死産児を含む） 1 体につき	2,400 円	14,400 円
	小動物・汚物 20kg 未満 1 頭・個につき	3,000 円	18,000 円
	小動物・汚物 20kg 以上 1 頭・個につき	6,000 円	36,000 円
名古山斎場式場	1 回（24 時間以内）につき	36,000 円	72,000 円
	24 時間を超える時間 1 時間につき	2,600 円	5,200 円
名古山斎場待合室	1 室 1 回（3 時間以内）につき	2,600 円	5,200 円
	3 時間を超える時間 1 室 1 時間につき	1,300 円	2,600 円

(6) 霊きゅう自動車

① 車輛数 宮型 4 台

② 霊きゅう自動車運行状況

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
件 数	306	282	220	252	264
使用料 (円)	3, 079, 450	2, 651, 890	2, 010, 550	2, 315, 950	2, 862, 000

③ 霊きゅう自動車使用料 1 回につき 12,000 円 (令 6.4.1 改正)

6 清水谷斎場

(1) 概要

- ・所在地 夢前町宮置 2 番地 60
- ・施 設 鉄筋コンクリート造 182.8 m² (竣工 昭和 41 年)
- ・火葬炉 人体炉 3 基 動物炉 1 基

(2) 使用状況 令和 6 年度 人体 150 件 動物等 0 件 ※小動物火葬 平成 28 年 3 月末で終了

(3) 使用料 名古屋山斎場の火葬場使用料と同じ (令 6.4.1 改正)

7 一部事務組合

平成 18 年 3 月 27 日から市町合併に伴い、姫路福崎斎苑施設事務組合に加入している。

(1) 名称

姫路福崎斎苑施設事務組合

(2) 共同処理する事務

火葬処理施設の設置及び管理

(3) 構成公共団体

姫路市 (香寺町)、福崎町

(4) 施設概要

(名 称) こうふく苑

(所在地) 香寺町土師 333 番地

(火葬炉) 人体炉 3 基、動物炉 1 基

(その他) 告別ホール 1 室、搬送車 (洋型霊柩車) 1 台無料貸出

(竣 工) 昭和 56 年 6 月

9 生涯学習大学校・好古学園大学校

1 生涯学習大学校

(1) 概要

社会人に生涯学習の場を提供し、その知識、教養、技能のかん養を図り、地域住民の福祉と地域社会の活性化に資するため、昭和 56 年 4 月に開校した。学習意欲の旺盛な 18 歳以上の市民を対象としており、定員に余裕があれば、市外の人にも門戸を開放している。昭和 62 年に現学舎が完成し、更に講座内容の充実を図っている。

令和 7 年度予算額 66,726 千円

(2) 施設概要

ア 学校施設

名 称	姫路市立生涯学習大学校
位 置	田寺東二丁目 11 番 1 号
敷地面積	9,302 m ² (第 2 駐車場を含む)
規 模	鉄筋コンクリート造 2 階建 建物面積 4,474 m ²
主要施設	講堂兼体育館(1) 普通教室(4) 大教室(1) 視聴覚教室(2) 図書室(1) 情報処理教室(1) 美術教室(1) 音楽教室(1) 和室(1) 陶芸教室(1) 陶芸窯場(1) 会議室(2)
総事業費	929,287 千円 (昭和 62 年建設) 平成 26 年度大規模改修工事 (外壁・機械設備・電気設備・防火設備・トイレ改修等) 356,616 千円

イ 駐車場施設

名 称	姫路市立生涯学習大学校駐車場
位 置	田寺東二丁目 11 番 1 号
供用開始	平成 16 年 4 月 1 日
規 模	

区 分	立体駐車場	第 2 駐車場
構 造	鉄骨造 1 階建て 1 層 2 段	平面 アスファルト舗装
敷地面積	6,629 m ²	992 m ²
延床面積	2,907 m ²	—
収容台数	352 台	43 台

利用時間	午前 6 時から午後 9 時まで (ただし、出場は終日可能)
駐 車 料	1 時間以内無料、1 時間を超え 4 時間以内 200 円、4 時間を超え 8 時間以内 500 円、 8 時間を超え 24 時間以内 900 円
総事業費	147,441 千円 (平成 16 年建設) 平成 27 年度立体駐車場塗装改修工事 (鉄骨部、腰壁部塗装改修) 15,120 千円

(3) 講座内容 (37 講座)

コース	修業年限 (年)	学年定員 (人)	年間受講 回数(回)	備考
くらしの法律	1	70	20	
楽しく学ぶ政治経済	1	80	20	
くらしの科学	2	70	20	
マスメディア	1	70	20	
植物・植生と文化	1	70	20	
健康生活	2	70	20	
保健医療	1	80	20	
生涯スポーツ	1	50	20	
心の探究	2	50	20	
古代日本史	1	70	20	
オンライン古代日本史	1	20	20	
中世日本史	1	70	20	
近世日本史	1	70	20	
東洋史	1	70	20	
西洋史	1	70	20	
郷土史	2	70	20	
播磨の伝承世界	1	70	20	
漢字の成り立ちとつながり	1	70	20	
漢字学	2	70	20	隔年募集
英語会話	2	40	30	入門クラス
	2	40	30	初級 A クラス
	2	40	30	初級 B クラス
	2	40	30	中級 A クラス
	2	40	30	中級 B クラス
	1	40	30	夜間チャレンジクラス
フランス語会話	2	40	30	隔年募集
ハングル会話	2	40	30	隔年募集
音楽	2	50	20	隔年募集
美術鑑賞	2	70	20	
陶芸	2	20	20	
洋画	2	30	20	隔年募集
日本画	2	30	20	隔年募集
版画	2	40	20	隔年募集
情報処理	1	30	20	基礎クラス
	1	30	20	応用クラス
	1	30	20	夜間基礎クラス
	1	30	20	夜間応用クラス

(4) 授業料 (令和 6 年度改定)

市内 年額 15,000 円 市外 年額 22,500 円

(5) 短期集中特別講座

- ・短期パソコン講座
- ・パソコン指導者養成講座
- ・健康体操講座
- ・夏季短期講座
- ・スマホ講座

2 好古学園大学校

(1) 概要

高齢者に学習の場を提供し、その生きがいと社会参加の確保を図るため、昭和45年8月に「姫路市老人大学好古学園」として開校した。昭和56年4月に手柄山から現在地（田寺東）に移転し、平成16年4月に「姫路市立好古学園大学校」に校名変更した。現在、学習意欲の旺盛な60歳上の者を対象に、専門講座として大学課程・大学院課程で8学科を開設している。

令和7年度予算額 76,304千円

(2) 講座内容

大学課程			大学院課程		
修業年限 4年			修業年限 2年		
受講回数 年35回程度			受講回数 年35回程度		
学 科	学年定員 (人)		学 科	学年定員 (人)	
園 芸 科	80		園 芸 科	70	
陶 芸 科	35		陶 芸 科	25	
書 道 科	60		書 道 科	50	
史 学 科	110		史 学 科	90	
美 術 科	洋 画	25	美 術 科	洋 画	20
	木 彫	20		木 彫	15
手 芸 科	30		手 芸 科	30	
音 楽 科	30		音 楽 科	25	
健康づくり科	40		健康づくり科	35	
合 計	430		合 計	360	

※ 別途に、全学教養講座を年間6回、学年教養講座を6回程度開催している。

(3) 授業料

大学課程……市内 年額 8,000円 大学院課程……市内 年額 12,000円
市外 年額 12,000円 市外 年額 18,000円

※令和6年度改定（大学課程のみ）

(4) 施設概要

(本校舎)

位 置 田寺東二丁目2番1号
敷地面積 3,635㎡
構 造 鉄筋コンクリート造 3階建
延床面積 4,485㎡
主要施設 普通教室(6) 特別教室(3) 茶道教室(2) 音楽教室(1) 視聴覚教室(1) 工芸教室(2)
和室(1) 陶芸教室(2) 陶芸窯場(2) 陶芸作業場(1) 講堂(約650人収容)
総事業費 675,557千円（昭和55年建設）
平成20年度大規模改修工事（外壁・内壁・機械設備・電気設備改修工事等）
244,024千円

(第2校舎)

位 置 田寺東二丁目4番1号
敷地面積 1,701㎡
構 造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2階建
延床面積 1,462㎡
主要施設 多目的ホール(1) ミーティングルーム(1) 教室(8)

平成 29 年度大規模改修工事（外壁・内壁・機械設備・電気設備改修工事等）
223,878 千円

10 市 民 会 館

1 概要

令和7年度予算額 192,449千円

市民会館は、市民の文化、社会教育、親和連帯の中央拠点施設として、ホール設備・会議室・教室等の機能を備えた多目的使用に供されるコミュニティー施設として、昭和51年に設置されたものである。

会館は、市街地の中心部に位置し、市民の地域活動の場として、また、多彩な地域文化の創造、あるいは教養講座の開設等、心の触れ合う集まりに活用されており、市民生活に潤いと活力を生み出し、文化の向上に寄与している。

位 置	総社本町 112 番地					
開 館	昭和 51 年 3 月 3 日					
面 積	敷地面積	3,666.59 m ²	建築面積	2,621.29 m ²	延面積	12,334.33 m ²
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 1 階地上 7 階					
建設費	総額 2,609,337 千円	財源内訳		県支出金	44,000 千円	
				地方債	1,123,100 千円	
				一般財源	1,442,237 千円	

主要施設

室 名	面 積	収容人員	備 考
大ホール	1,870 m ²	800 人	演劇・講演会・音楽会等に利用
中ホール	227 m ²	160～200 人	16 ミリ映写機、スクリーンも有
展 示 室	190 m ²		展覧会・商品展示等に利用
会 議 室	12 室 935 m ²	8～100 人	一般会議、懇談会等各種会合に利用
各種教室	6 室 539 m ²	20～55 人	視聴覚、料理、音楽、被服、茶華道の特別教室等

2 利用状況（令和6年度）

区 分	大ホール		展示室	会議室 13 室	教室 6 室	計	利用率 (%)
		楽屋					
利用日数（日）	178	380	104	2,439	1,119	4,220	50.8
利用回数（回）	383	859	266	4,175	1,963	7,646	30.7

3 財政状況（令和6年度）

（単位 円）

歳 入		歳 出	
会館使用料収入	23,886,543	会館管理費	184,077,425
その他収入	324,060		
計	24,210,603	計	184,077,425

11 地区市民センター・家島交流センター

1 概要

令和7年度予算額 698,936千円

市内の東部・西部・北部・飾磨・広畑・網干及び灘の7地区に地区市民センターを設置し、7か所にサブ市民センターを配置した。これは、それぞれのコミュニティー圏に、地域住民の融和と連帯意識を高めるために必要なコミュニティー施設を市が設置して、地域活動の振興を図ろうとするものである。また、世代間の交流や観光客等との交流を育むとともに、高齢者の生きがいをづくりを促進するための施設として、令和6年に家島交流センターを設置した。

2 各地区市民センターの施設概要

区 分	西市民センター	飾磨市民センター
位 置	飾西 728 番地 5	飾磨区玉地一丁目 27 番地
敷地面積	2,751.30 m ²	2,185.03 m ²
建築規模	鉄筋コンクリート造 2 階建一部 3 階建 (出張所併設)	鉄筋コンクリート造 5 階建 一部鉄骨造 2 階建
	建築面積 1,081.19 m ²	建築面積 945 m ²
	延床面積 1,944 m ²	延床面積 2,939 m ²
開 館	昭和 51 年 4 月 1 日	昭和 55 年 4 月 1 日
事 業 費	277,412 千円	633,897 千円
主要施設	大ホール 431 m ² 430 人 中ホール 94 m ² 94 人 普通教室 32 m ² 32 人 料理教室 61.7 m ² 25 人 音楽教室 50 m ² 25 人 陶芸教室 23 m ² 和室 (3 室) 15 畳～18 畳 29～34 人 ロビー 140 m ² 駐車場 43 台 自転車置場 30 台	大ホール体育館兼用 408 m ² 500 人 中ホール 141 m ² 100 人 展示室 46 m ² 会議室 (3 室) 20～48 m ² 15 人～25 人 和室 (4 室) 10.5 畳～17.5 畳 15 人～30 人 料理教室 46 m ² 25 人 コミュニティーサロン 78 m ² 市民ロビー 129 m ² 駐車場 43 台 自転車置場 12 台

区 分	花の北市民広場
位 置	増位新町二丁目 12 番地
敷地面積	11,150 m ²
建築規模	鉄筋コンクリート造 2 階建 (サービスセンター併設)
	建築面積 4,819 m ²
	延床面積 6,213.98 m ²
開 館	昭和 55 年 4 月 23 日
事 業 費	1,714,830 千円
主要施設	大ホール 1,503.2 m ² 500 人 音楽教室 50 人 楽屋 (2 室) 29 m ² ・39 m ² コミュニティーモール 延 2,316.3 m ² イベントスクウェア (行事広場) 延 1,414.4 m ² モニュメントプラザ (思い出広場) 延 1,310 m ² 駐車場 地下 48 台、屋外 64 台 自転車置場 250 台 体育館

区 分	広畑市民センター	網干市民センター
位 置	広畑区正門通一丁目 7 番地 3	網干区垣内中町 120 番地
敷地面積	3,754 m ²	4,569 m ²
建築規模	鉄筋コンクリート造 4 階建 (支所 併設)	鉄筋コンクリート造 2 階建一部 3 階建 (支所 併設)
	建築面積 1,657 m ²	建築面積 1,982 m ²
	延床面積 3,602 m ²	延床面積 3,259 m ²
開 館	昭和 56 年 10 月 1 日	昭和 57 年 4 月 1 日
事 業 費	916,639 千円	906,800 千円
主要施設	大ホール 480 m ² 500 人 体育館兼用 中ホール 166 m ² 140 人 展示室 169 m ² 会議室 (2 室) 109 m ² ・52 m ² 60 人・15 人 和室 (4 室) 17 畳～17.5 畳 15 人～25 人 普通教室 (2 室) 各 77 m ² 各 36 人 特別教室 (2 室) 85 m ² ・90 m ² 36 人・48 人 料理教室 77 m ² 25 人 音楽教室 88 m ² 36 人 陶芸教室 44 m ² 16 人 コミュニティーサロン 駐車場 61 台 自転車置場 24 台	大ホール 520 m ² 500 人 体育館兼用 中ホール 152 m ² 90 人 展示室 204 m ² 会議室 95 m ² 70 人 和室 (3 室) 12 畳～17.5 畳 20 人～30 人 普通教室 (2 室) 各 50 m ² 各 36 人 特別教室 115 m ² 50 人 料理教室 95 m ² 25 人 音楽教室 77 m ² 40 人 コミュニティーサロン 駐車場 70 台 自転車置場 80 台

区 分	東市民センター	灘市民センター
位 置	花田町加納原田 888 番地 1	白浜町字佐崎中二丁目 520 番地
敷地面積	3,000 m ²	4,253 m ²
建築規模	鉄筋コンクリート造 3 階建	鉄筋コンクリート造 3 階建
	建築面積 1,001 m ²	建築面積 1,379 m ²
	延床面積 2,416 m ²	延床面積 3,049 m ²
開 館	昭和 57 年 9 月 1 日	昭和 59 年 6 月 1 日
事 業 費	495,888 千円	779,780 千円
主要施設	大ホール 470 m ² 500 人 体育館兼用 中ホール 130 m ² 120 人 展示室 105 m ² 会議室 (2 室) 38 m ² ・49 m ² 30 人・45 人 和室 (3 室) 12.5 畳～15 畳 各 25 人 普通教室 67 m ² 50 人 特別教室 (2 室) 88 m ² ・102 m ² 45 人・50 人 料理教室 72 m ² 30 人 コミュニティーサロン 駐車場 65 台 自転車置場 60 台	大ホール 517 m ² 500 人 体育館兼用 中ホール 169 m ² 100 人 展示室 158 m ² 会議室 (2 室) 50 m ² ・47 m ² 各 30 人 和室 (3 室) 12.5 畳～15 畳 20～25 人 普通教室 (2 室) 66 m ² ・73 m ² 36 人・45 人 特別教室 77 m ² 30 人 料理教室 68 m ² 25 人 音楽教室 85 m ² 40 人 駐車場 81 台 自転車置場 48 台

3 地区市民センターのサブセンター

区 分	城乾市民センター	中央市民センター	大的市民センター
位 置	南八代町 6 番 1 号 城乾中学校屋内運動場内	本町 68 番地 68 中央支所 2・3 階部分	大塩町 2211 番地 5
敷地面積	798.9 m ²		1,400 m ²
建築規模	鉄筋コンクリート造 延床面積 606.2 m ²	鉄筋コンクリート造 延床面積 376.1 m ²	鉄筋コンクリート造 2 階建 一部 3 階建 建築面積 384 m ² 延床面積 849 m ²
開 館	昭和 54 年 4 月 1 日	昭和 55 年 4 月 27 日	昭和 57 年 9 月 1 日
事 業 費	87,769 千円		285,171 千円
主要施設	会議室 76 m ² 50 人 和室 (2 室) 各 12 畳 各 30 人 普通教室 44 m ² 25 人 料理教室 44 m ² 25 人 ロビー 198 m ² 駐車場 9 台 自転車置場 25 台	中ホール 128 m ² 90 人 和室 (2 室) 8 畳 20 人 12 畳 30 人 会議室 (2 室) 52 m ² 30 人 57 m ² 35 人	会議室 138 m ² 100 人 和室 (2 室) 10 畳 15 人 12.5 畳 20 人 普通教室 (2 室) 42 m ² 25 人 53 m ² 35 人 特別教室 92 m ² 30 人 駐車場 20 台 自転車置場 20 台

区 分	高岡市民センター	勝原市民センター	家島群島開発総合センター
位 置	東今宿五丁目 3 番 20 号	勝原区丁 743 番地	家島町坊勢 186 番地
敷地面積	1,292.5 m ²	496.3 m ²	1,167.01 m ²
建築規模	鉄筋コンクリート造 2 階建 建築面積 416 m ² 延床面積 743 m ²	鉄筋コンクリート造 2 階建 建築面積 293 m ² 延床面積 597 m ²	鉄筋コンクリート造 3 階建 建築面積 568.55 m ² 延床面積 1,653.94 m ²
開 館	昭和 58 年 4 月 1 日	昭和 58 年 4 月 1 日	昭和 56 年 7 月 1 日
事 業 費	118,761 千円	115,161 千円	270,000 千円
主要施設	会議室 226 m ² 200 人 会議室控室 24 m ² 15 人 和室 12 畳 25 人 普通教室 (2 室) 28 m ² 20 人 60 m ² 40 人 駐車場 33 台 自転車置場 30 台	会議室 132 m ² 100 人 和室 14 畳 28 人 普通教室 72 m ² 50 人 小会議室 30 m ² 21 人 駐車場 29 台 自転車置場 10 台	集会室 335.7 m ² 350 人 会議室 106.7 m ² 70 人 調理実習室 68.8 m ² 30 人 研修講座室 33 畳 60 人 (和室 3) 15 畳 30 人 9 畳 20 人 自転車置場 10 台

区 分	北部市民センター
位 置	夢前町前之庄 2160 番地
敷地面積	3,997.13 m ²
建築規模	鉄筋コンクリート造 2 階建 一部 3 階
	建築面積 1,966.65 m ²
	延床面積 2,589.63 m ²
開 館	平成 28 年 4 月 1 日
事 業 費	397,779 千円
主要施設	大ホール 711 m ² 609 人
	研修室 33~61 m ²
	(6 室) 15~90 人
	会議室 36 m ² 18 人
	(2 室) 38 m ² 15 人
	多目的ルーム 153 m ² 40 人
	創作実習室 87 m ² 36 人
	控室 35 m ² 15 人
	自転車置場 25 台

4 家島交流センター

区 分	家島交流センター
位 置	家島町宮 1410 番地 12
敷地面積	1131.47 m ²
建築規模	鉄筋造 2 階建
	建築面積 309.10 m ²
	延床面積 368.42 m ²
開 館	令和 6 年 10 月 1 日
事 業 費	226,680 千円
主要施設	集会室 38 m ² 32 人
	(2 室) 38 m ² 32 人
	調理室 42 m ² 20 人
	多目的室 18 m ² 15 人
	(2 室) 14 m ² 7 人
	和室 21 m ² 12 人
	駐車場 5 台
	自転車置場 13 台
	自動二輪車置場 16 台

5 利用状況（令和6年度）

区 分		利用日数（日）	利用率（％）	利用回数（回）	利用率（％）
市民センター	西市民センター	1,632	59.3	2,576	31.2
	飾磨市民センター	2,453	58.1	4,780	37.7
	花の北市民広場	4,875	62.2	8,205	34.9
	広畑市民センター	3,930	62.0	6,392	33.6
	網干市民センター	3,333	67.6	5,404	36.6
	東市民センター	2,181	54.8	3,479	29.2
	灘市民センター	2,873	62.8	4,572	33.3
サブセンター	城乾市民センター	728	47.6	1,094	23.8
	中央市民センター	796	52.0	1,023	22.3
	大の市民センター	884	48.1	1,151	20.9
	高岡市民センター	2,009	82.1	3,590	48.9
	勝原市民センター	1,003	54.6	1,679	30.5
	家島群島開発総合センター	124	6.8	150	2.7
	北部市民センター	923	23.2	1,498	12.6
家島交流センター		102	67.1	983	18.3

12 人権教育・啓発

1 概要

21世紀は「人権の世紀」といわれている。この言葉には、21世紀をすべての人々の人権が尊重される平和な世紀にしたいという願いが込められている。

人権は、人間の尊厳に基づく権利であって、いかなる関係においても尊重されるべきものである。しかし、今なお、部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権課題が存在しており、この状況を改善するために、市民一人一人に人権の意義やその重要性が知識として確実に備わらなければならない。また、日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に、直感的にその出来事はおかしいと思う感性や、日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が十分身に付くように、人権教育・啓発を進めていかなければならない。実施に当たっては、「姫路市人権教育及び啓発実施計画」に基づき、それぞれの主体が相互に連携協力して、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進していくことが極めて重要である。

2 事業

(1) 啓発活動の実施

令和7年度予算額 25,482千円

① 地域交流事業などの啓発活動

「開かれた交流」をテーマに、地域において住民自らが推進する近隣地域との交流事業を積極的に支援するとともに、8月の「人権文化をすすめる市民運動推進月間」での第1回人権のつどいの開催、啓発看板・ポスターのぼり等の掲示、12月の人権週間での第2回人権のつどい、また、イーグレひめじでの人権啓発展の開催やパートナーシップ宣誓制度の運用などを通じ、市民啓発に努める。さらに、マスメディア（FM GENKI及びウインクの活用、広報ひめじでの特集記事掲載）の積極的な活用にも努めるとともに、地区総合センター・集会所における事業を通じ啓発活動を推進する。

② 中播磨人権啓発活動地域ネットワーク協議会

神戸地方法務局姫路支局、姫路人権擁護委員協議会、姫路市及び神崎郡内に所在する人権啓発活動にかかわる機関等が連携・協力関係を確立し、中播磨区域内における各種人権活動を総合的、効果的かつ効率的に推進する。

(2) 人権啓発センターの事業

令和7年度予算額 8,803千円

① 人権啓発の中核施設として

基本的人権が尊重される社会を実現するためには、あらゆる年齢層に対する人権啓発を推進することにより、市民一人一人の人権意識の高揚に取り組む必要がある。そのため、人権啓発センターでは、人権について自ら学び研究できる場の提供や活動の支援、人権情報の提供、地域に根ざした人権の歴史に関する資料の収集、情報の受発信などの事業を行う。

② 活動

○学習・研究系機能に係る事業

人権についての市民意識調査の分析と活用

図書・資料の収集

大学連携へのアプローチ

○広報・発信系機能に係る事業

人権学習地域講座の開催

企業人権教育研修会

啓発冊子等の作成・配付

情報発信機能の充実

○展示・体験系機能に係る事業

展示による学びの実施

体験教育推進事業

○救済・支援系機能に係る事業

特設人権相談所の開設

人権啓発センター職員による人権相談

③ 施設概要

- ・場 所 本町 68 番地 290 イーグレひめじ 4 階
- ・施設内容 展示スペース・事務室・会議室・相談室 約 200 m²
- ・開設年月 平成 22 年 12 月

(3) 集会所運営委託事業

令和 7 年度予算額 6,700 千円

総合センターが設置されていない瑞岡・向山・英賀宮町西・豊国・野田・広瀬・三坂・瀬川の 8 地区の集会所の管理運営は、それぞれ地域住民の福祉の増進、文化教養の向上を図るため集会所運営委員会に委託して実施している。

交流講座事業 書道・茶道・生花・手芸など、1 集会所平均年 60 回程度予定している。

相談事業 生活相談など、1 集会所平均 10 回程度予定している。

(4) 施設整備事業

令和 7 年度予算額 16,873 千円

豊岡総合センター分室解体工事等を実施する。

3 地区総合センター等

地域住民に対して生活上の各種相談事業等を実施することにより、地域住民の生活の社会的、経済的、文化的向上、および同和問題をはじめとする様々な人権課題の速やかな解決に資することを目的として、17 館の地区総合センター及び 8 集会所を設置している。

名 称	所在地	開設年月	名 称	所在地	開設年月
高木総合センター	花田町小川 553-2	38.4	砥堀二区総合センター	砥堀 431-1	50.3
庄田 "	庄田 96	48.4	(とほり桃花交流館)		
津熊 "	豊富町豊富 3410-1	50.4	実法寺 "	実法寺 665-1	"
見野 "	四郷町見野 964-5	"	豊岡 "	夢前町前之庄 4353-5	47.3
(見野の郷交流館)			長野 "	安富町長野 138-2	43.3
上手野 "	上手野 66-1	"	(ふれあいセンターやすとみ)		
上鈴 "	四郷町上鈴 328-3	51.4	瑞岡集会所	船津町 5271-4	52.3
福井 "	網干区福井 80-1	"	向山 "	太市中 782-1	53.3
下構 "	林田町下構 50	"	英賀宮町西 "	飾磨区英賀宮町 2-142	"
城東町 "	城東町 122-2	52.4	豊国 "	飾東町豊国 470	55.3
丸尾町 "	丸尾町 1-4	"	野田 "	香寺町溝口 518-1	48.7
中鈴 "	四郷町中鈴 76-1	"	広瀬ふれあい会館	香寺町広瀬 39-1	50.8
堀川町 "	飾磨区堀川町 95-22	53.4	三坂集会所	安富町三坂 285-1	43.3
西御着 "	御国野町西御着 532-1	54.4	瀬川 "	安富町瀬川 381-3	43.12

地区総合センター事業

令和 7 年度予算額 9,350 千円

文化教養を高めることにより、安定した自己概念を持ち、チャレンジする生き方を育てる事業として、各総合センターでは書道・茶道・生花・料理・手芸などの交流講座を年間で延約 1,500 回予定している

近隣地域住民との交流を増進する事業も実施している。各総合センターは定期的に図書を購入しているため、図書室（コーナー）は充実しており、貸出しも実施している。

農 林 水 産 環 境

1	ごみ処理	135
2	まち美化	144
3	し尿処理	147
4	産業廃棄物対策	149
5	環境保全対策	151
6	農業	161
7	林業	166
8	水産業	168
9	農業振興センター	171
10	中央卸売市場	173

1 ご み 処 理

1 ごみ減量運動の推進

本市では、市民・事業者・行政が三者一体となって、ごみの自主減量化、分別による資源化を進めている。とりわけ、生ごみについては、自主減量化とともに、水切り排出の徹底を図っている。

(1) 分別方法

ア 旧姫路市域

①可燃ごみ、②プラスチック製容器包装、③ミックスペーパー、④木製品類、⑤金属複合製品類、⑥プラスチック複合製品類、⑦ふとん・ジュータン類、⑧空カン類、⑨空ビン類（無色、茶色、その他の色）、⑩ペットボトル、⑪紙パック、⑫蛍光管、⑬乾電池等、⑭陶磁器類・ガラス類、⑮古紙類（新聞紙、ダンボール、雑誌類）の15種19分別

イ 旧家島町の区域

①可燃ごみ、②プラスチック製容器包装、③ミックスペーパー、④大型ごみ等、⑤空カン類、⑥空ビン類（無色、茶色、その他の色）、⑦ペットボトル、⑧紙パック、⑨蛍光管、⑩乾電池等、⑪古紙類（新聞紙、ダンボール、雑誌類）の11種15分別

ウ 旧夢前町、旧香寺町、旧安富町の区域

①可燃ごみ、②プラスチック製容器包装、③ミックスペーパー、④大型ごみ、⑤不燃ごみ、⑥ふとん・ジュータン類、⑦空カン類、⑧空ビン類（無色、茶色、その他の色）、⑨ペットボトル、⑩紙パック、⑪蛍光管、⑫乾電池等、⑬古紙類（新聞紙、ダンボール、雑誌類）の13種17分別

(2) 収集方式

可燃ごみは週2回（家島町西島地区は週1回）、プラスチック製容器包装は週1回、ミックスペーパーは月2回の収集、粗大ごみ類はカレンダー方式による指定日収集、使用済小型家電は回収ボックスによる拠点回収。

市は、分別収集した空カン類やペットボトル、紙パック等を売却し、蛍光管、乾電池等を委託処理することにより再資源化を図るとともに、自治会等に資源古紙行政回収協力金を交付することで、古紙類の分別の推進を図るなど、行政と市民が一体となり積極的にごみの減量化を進めている。

事業者に対しても、市民同様の分別、水切りの実施を呼び掛け、市の処理施設へ搬入するごみの中にビニール・プラスチック類、空カン類、空ビン類、乾電池等の混入を禁止している。

ごみ発生・処理状況

(単位 トン・%)

区分		R2		R3		R4		R5		R6	
		量	増減率	量	増減率	量	増減率	量	増減率	量	増減率
発生量	可燃ごみ	88,561	△ 0.3	87,130	△ 1.6	85,148	△2.3	82,374	△3.3	79,393	△3.6
	粗大ごみ	12,084	13.6	11,290	△ 6.6	9,740	△13.7	9,026	△7.3	8,862	△1.8
	空カン	482	9.0	432	△ 10.4	350	△18.9	278	△20.6	272	△2.2
	空ビン	2,380	0.9	2,298	△ 3.4	2,193	△4.5	2,093	△4.6	1,972	△5.8
	古紙	3,504	1.3	3,377	△ 3.6	3,087	△8.6	2,790	△9.6	2,623	△6.0
	ペットボトル	383	3.8	388	1.2	393	1.3	385	△2.0	392	1.8
	紙パック	54	8.0	52	△ 3.6	51	△1.7	47	△7.8	46	△2.1
	プラスチック製容器包装	2,994	6.4	2,989	△ 0.2	2,902	△2.9	2,816	△3.0	2,739	△2.7
	ミックスペーパー	1,687	△ 6.0	1,620	△ 4.0	1,582	△2.3	1,479	△6.5	1,404	△5.1
	家庭ごみ小計	112,129	1.3	109,575	△ 2.3	105,447	△3.8	101,288	△3.9	97,702	△3.5
	持ち込み	66,695	△ 11.8	67,016	0.5	67,302	0.4	67,217	△0.1	65,029	△3.3
	合計	178,824	△ 4.1	176,591	△ 1.2	172,749	△2.2	168,505	△2.5	162,731	△3.4
処理量	焼却	60,772	△ 6.7	63,204	4.0	57,567	△8.9	57,910	0.6	59,621	3.0
	溶融	95,179	△ 3.1	91,673	△ 3.7	95,324	4.0	92,126	△3.4	86,248	△6.4
	破砕	12,824	1.8	10,892	△ 15.1	9,884	△9.3	9,258	△6.3	8,891	△4.0
	埋め立て	14,436	△ 7.3	14,877	3.1	13,457	△9.5	13,717	1.9	11,835	△13.7
	資源化	29,142	△ 1.0	28,779	△ 1.2	26,017	△9.6	25,801	△0.8	23,717	△8.1
	合計	212,353	△ 3.9	212,353	△ 3.9	209,426	△ 1.4	202,249	△3.4	198,812	△1.7

※ 端数処理の関係で、増減率及び合計欄の数値は、品目ごとの合計と一致しない場合があります。

2 令和7年度ごみの収集、処理計画

収集区域は市域全域とし、世帯数は249,793世帯である。

① 可燃ごみ

直営（北部）及び委託によって収集する計画である。なお、市街地の41,180世帯については、委託により夜間収集を行う。計画収集量は80,220トン（日量267.4トン）で、焼却及び溶融処理する計画である。

② プラスチック製容器包装

直営（北部）及び委託によって収集する計画である。計画収集量は2,840トン（日量9.5トン）で、（公財）日本容器包装リサイクル協会を通じて再生業者に引き渡す計画である。

③ ミックスペーパー

直営（北部）及び委託によって収集する計画である。計画収集量は1,360トン（日量4.5トン）で、再生業者に売却する計画である。

④ 空カン類

直営（北部）及び委託によって収集する計画である。計画収集量は240トン（日量0.8トン）で、再生業者に売却する計画である。

⑤ 空ビン類

直営（北部）及び委託によって収集する計画である。計画収集量は1,980トン（日量6.6トン）で、無色・茶色・その他の色（公財）日本容器包装リサイクル協会を通じて再生業者に引き渡す計画である。

⑥ ペットボトル

直営（北部）及び委託によって収集する計画である。計画収集量は400トン（日量1.3トン）で、再生業者に引

き渡す計画である。

⑦ 紙パック

直営（北部）及び委託によって収集する計画である。計画収集量は 60 トン（日量 0.2 トン）で、再生業者に売却する計画である。

⑧ 粗大ごみ類

直営（北部）及び委託によって収集する計画である。計画収集量は 8,640 トン（日量 28.8 トン）で、その形態・性状等に応じて破砕、焼却、熔融、埋立、資源化の処理をする計画である。

⑨ 古紙類（新聞紙、ダンボール、雑誌類）

委託によって収集する計画である。計画収集量は 2,460 トン（日量 8.2 トン）で、再生業者に売却する計画である。また、古紙類の再資源化に積極的に取り組む自治会等に対して資源古紙行政回収協力金を交付することにより、家庭ごみの減量及び資源化を促進する。

⑩ 使用済小型家電

支所、出張所、美化センター、図書館等に使用済小型家電回収ボックスを設置し、拠点回収する予定である。計画回収量は 20 トン（日量 0.1 トン）で再生業者に引き渡す計画である。

⑪ 自ら搬入されるごみ（事業系）

商店、事業所等の事業活動に伴って生ずるごみ等で、事業者等が自ら、又は一般廃棄物処理許可業者に委託して市のごみ処理施設へ搬入されるごみ量は、55,680 トン（日量 185.6 トン）である。

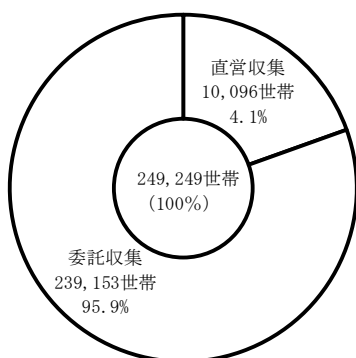
⑫ 自ら搬入されるごみ（その他・多量）

まち美化活動に伴うごみ、引っ越し等に伴うごみである。推定搬入ごみ量は、10,990 トン（日量 36.6 トン）である。

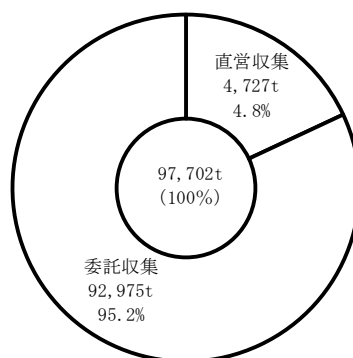
		災害(発生計画量) 日量	(処理計画量) 日量
全市域 人口 521,074 人 世帯 249,793 世帯 発生量 549.6 t (令和7年3月末日現在 住民基本台帳人口)	[	可燃ごみ・直営収集 (4.4%)	(注) 破砕処理分が重複
		収集量 11.8 t	
		・委託収集 (95.6%)	焼却処理
		収集量 255.6 t	205.8 t
		空カン類 (直営、委託)	(30.5%)
		収集量 0.8 t	
		空ビン類 (直営、委託)	破砕処理
		収集量 6.6 t	31.0 t
		古紙 (委託) 収集量 8.2 t	(4.6%)
		粗大ごみ (直営、委託)	
		収集量 28.8 t	直接熔融
		ペットボトル (直営、委託)	304.2 t
		収集量 1.3 t	(45.2%)
		紙パック (直営、委託)	
		収集量 0.2 t	埋立処分
		プラスチック製容器包装 (直営、委託)	45.2 t (6.7%)
		収集量 9.5 t	
		ミックスペーパー (直営、委託)	資源化
		収集量 4.5 t	87.5 t
自己搬入 (事業系)	(13.0%)		
搬入量 185.6 t			
自己搬入 (その他)			
搬入量 36.6 t			
使用済小型家電			
回収量 0.1 t			

3 令和6年度ごみ収集処理実績

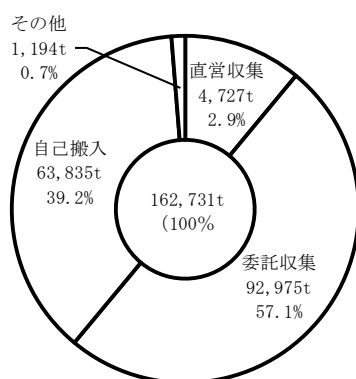
収集世帯状況（可燃ごみのみ）



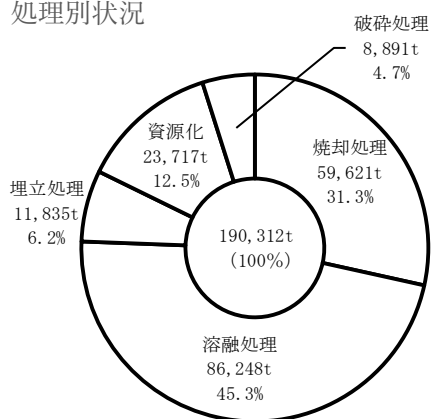
収集量状況



収集量と自己搬入量



処理別状況



※発生量と処理量の差は処理量に2、3次処理を含むため

※ 端数処理の関係で、各項目の合計と合計欄が一致しない場合がある。

4 ごみ減量・資源化意識の啓発等

- (1) ごみ減量と資源の有効利用のため、町内会などの地域住民団体により資源回収を実施している優良団体に対して、その功績と労に報いるために感謝状の贈呈を行っている。(エコアクション功労表彰)
- (2) リサイクル課、北部美化事務所の指導員が現地に出向いて直接ごみの分別を指導している。
- (3) ごみの減量化と資源化を啓発するための冊子の配付や、ごみ処理施設計量所における持込み事業者に対する指導を通じて、再利用できる紙の資源化を推進している。
- (4) 平成10年度にモデル5地区においてペットボトルと紙パックの分別収集を開始し、平成11年度に地区を拡大後、平成12年度からは全市で分別収集を実施している。
- (5) 平成15年度にモデル2地区において、プラスチック製容器包装とミックスペーパーの分別収集を開始し、平成16年度にモデル地区を4地区追加し、平成17年10月からは全市で分別収集を実施している。
- (6) 平成20年1月から、旧家島町・旧夢前町・旧香寺町及び旧安富町の区域において、資源化物の分別を統一し、リサイクルを推進している。
- (7) 平成25年12月に、国の実証事業により、支所、出張所、美化センター等に使用済小型家電回収ボックスを設置し、平成26年度から使用済小型家電の再資源化を本格的に実施している。
- (8) 平成31年2月から、姫路市食品ロスもったいない運動推進店登録制度を創設し、食品ロスの削減を図っている。
- (9) 古紙類（新聞紙、ダンボール、雑誌類）については、粗大ごみの行政回収において再資源化に積極的に取り組む自治会等に対して資源古紙行政回収協力金を交付することにより、ごみの減量及び資源化を促進している。
- (10) 平成31年4月から、FMゲンキ新番組「合言葉はもったいない」の放送を開始し、ごみの減量及び資源化を推進している。

- (11) 令和 2 年 5 月に、家庭ごみの出し方を分かりやすく紹介する啓発動画「必分(ひつわけ)！ごみ分別人」を制作し、その動画を姫路ケーブルテレビで放送したり Y o u T u b e で配信することでごみの減量及び資源化を推進している。
- (12) 令和 2 年 10 月から高齢者等のごみ出し支援事業「ふれあい収集」を試行的に実施し、令和 5 年 7 月には利用者の対象要件を一部改正し本格実施に移行している。
- (13) 令和 3 年 3 月から、食品関連事業者から発生している食品ロスの削減を図るため、食品ロス予備軍を廃棄せずに販売したい食品関連事業者と、それを安価で購入したい消費者をマッチングさせるサイト『Utteco Katteco by たびスガ』を運用している。
- (14) 令和 3 年 8 月 23 日に、廃棄物の減量及び資源の有効活用を促進し、持続可能な環境・経済・社会を目指すことを目的に、姫路市及び再生業者等の 4 者で「ペットボトル資源循環型リサイクル実施に関する事業連携協定」を締結した。令和 4 年 4 月から、ペットボトルの資源循環型リサイクル事業を実施している。
- (15) 令和 5 年度からこども園、幼稚園等で「ごみの積み込み体験・分別学習とフードドライブ」を実施しており、こどもや保護者に環境やごみの問題に対する興味を持ってもらうとともに、食品ロスの削減を推進している。
- (16) 令和 6 年 8 月 22 日に事業者の食品ロス削減、市民への食品ロス削減の意識の向上及び困窮者の支援を図るため、姫路市及び食品関連事業者等 5 者で「食品ロス削減に向けた取組に関する協定」を締結した。

5 ごみ処理施設

(1) 中間処理施設

① 焼却施設

区分	市川美化センター	エコパーク あぼし
所在地	東郷町 1451 番地 3	網干区網干浜 4 番地 1
敷地面積	16,200 m ²	152,454 m ² (全体)
建設年月日	平成 4 年 3 月	平成 22 年 3 月
型式	全連続燃焼式焼却炉	シャフト炉式ガス化溶融炉
処理能力	330 t / 24 h	402 t / 24 h
焼却炉	165 t / 24 h × 2 基	134 t / 24 h × 3 基
特殊設備装置	電気集じん器 有害ガス除却装置	濾過式集じん器 乾式石灰吹込方式(脱ばいじん、脱 SO _x 、脱 HCL) 触媒反応塔(脱 NO _x 、脱ダイオキシン類)
発電装置	蒸気タービン発電機 1,200kW	蒸気タービン発電機 10,500kW
建設費	7,137,153 千円	21,753,795 千円
財源内訳	一般財源 1,213,753 千円 国庫補助金 3,184,500 千円 起債 2,738,900 千円	一般財源 2,137,311 千円 国庫補助金 6,416,684 千円 起債 13,199,800 千円 ※再資源化施設含む

② 再資源化施設

区分	エコパークあぼし	家島美化センター	家島リサイクルセンター
所在地	網干区網干浜 4 番地 1	家島町宮 2144 番地 18	家島町宮 2144 番地 17
敷地面積	152,454 m ² (全体)	2,385 m ²	866 m ²
建設年月	平成 22 年 3 月	平成 3 年 11 月	平成 11 年 8 月
処理能力	100 t / 日		ペットボトル…0.4 t / h 破碎機…2.7 t / h
主な設備・型式	低速回転式破碎機 高速回転式破碎機 磁力選別機 アルミ選別機	可燃粗大ごみ破碎機 金属選別機・金属圧縮機	ペットボトル減容機 (PB-300) 二軸裁断式破碎機
主な選別ライン	プラスチック製容器包装選別ライン ペットボトル選別ライン 紙パック選別ライン 空びん選別ライン		

③ スtockヤード

区分	西部管理センター	南部管理センター	家島Stockヤード	坊勢地区ごみ集積場
所在地	打越 1348 番地 (旧西部美化センター跡)	飾磨区今在家 1351 番地 27 (旧南部美化センター跡)	家島町宮 1968 番地	家島町坊勢 699 番 2～18 地先公有水面埋立地
敷地面積	16,765 m ²	36,877 m ²	1,054 m ²	1,852 m ² (内利用面積 609 m ²)
稼働年月	平成 10 年 4 月	平成 3 年 3 月	平成 12 年 12 月	平成 4 年 5 月
特殊設備装置			簡易圧縮梱包機	
建設費	97,240 千円	6,746,400 千円	64,912 千円	104,122 千円
財源内訳	一般財源 3,540 千円 国庫補助金 48,100 千円	一般財源 658,000 千円 国庫補助金 2,100,000 千円	一般財源 8,965 千円 国庫補助金 20,947 千円	一般財源 26,426 千円 国庫補助金 31,096 千円
	起債 45,600 千円	起債 3,988,400 千円	起債 35,000 千円	起債 46,600 千円

(2) 最終処分場

区分	石倉最終処分場	塩野最終処分場	土岸最終処分場
所在地	石倉 953 番地 26	安富町塩野字ゴマ谷 1004 番 32 他	家島町坊勢字土岸 706 番 9～16 の地先公有水面
埋立地面積	24,460 m ²	7,640 m ²	9,621 m ²
全体容量	184,766 m ³	38,842 m ³	42,500 m ³
残余容量	84,279 m ³	31,730 m ³	13,126 m ³
埋立方法	セル方式による サンドイッチ工法	サンドイッチ工法	サンドイッチ工法
埋立期間	平成 18 年 4 月から	平成 10 年 10 月から 令和 7 年 9 月 30 日まで	平成 5 年 7 月から

6 ごみ処理施設周辺環境整備事業

(1) 市川ふれあい緑地

平成4年4月の新市川美化センター稼働に伴い、南側に隣接する旧市川美化センター跡地を潤いのある緑地として整備し、平成7年4月に開園した。この緑地は周辺地域との緩衝帯、地域の人たちの憩いの拠点として、ごみ処理施設のイメージアップを図ろうとするものである。

- ・位置 東郷町 1450 番地
- ・面積 約 7,000 m²
- ・工期 平成 5～6 年度
- ・総事業費 500,000 千円
(平成 5 年度) 50,000 千円
(平成 6 年度) 450,000 千円
- ・施設概要 温室 (ミニ植物園) 288 m² 詰所 130 m²
滝とせせらぎ、多目的広場 (イベント広場)、芝生広場、駐車場、駐輪場、
トイレ、ポンプ室、各種植栽
- ・余熱利用 ①温室・詰所の給湯及び冷暖房
②発電機からの電気供給 (照明、滝の流水用ポンプ電力源)

(2) エコパークあぼし

① 網干環境学習センター

子どもから大人まで、ごみ問題及び環境問題を楽しく学び、体験することができる親しまれる施設を目指すものである。

- ・位置 網干区網干浜 4 番地 1
- ・開館時間 午前 9 時から午後 5 時まで
- ・休館日 水曜日 (祝日のときは翌平日)、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
- ・延床面積 3,040 m²
- ・事業費 611,653 千円
- ・施設内容 めぐりルート：再資源化施設、焼却施設等の見学ルート
再生工房：木工、自転車を再生しリサイクルする工房
バイオ研究室：堆肥化等を研究する研究室
ガラス工房：空びん等にサンドブラストで絵や文字を付け、リサイクルする等の工房
多目的工房 1：布、紙等の再生活動等が行える工房
多目的工房 2：紙すき等が行える工房
大会議室：200 人収容の大会議室
- ・使用料

区分	午前	午後	全日
	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで
大会議室	4,070 円	6,110 円	10,180 円
多目的工房 1	610 円	810 円	1,420 円
多目的工房 2	910 円	1,220 円	2,130 円

② 網干健康増進センター

エコパークあぼしのごみ焼却施設で発生する熱エネルギーを利用して、市民の健康づくりと安らぎの場を提供する。

- ・位置 網干区網干浜 4 番地 1
- ・開館時間 午前 9 時から午後 9 時まで
- ・休館日 水曜日 (祝日のときは翌平日)、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
- ・延床面積 4,045 m²
- ・事業費 1,671,454 千円

- ・施設 温浴施設、温水プール、トレーニングジム、フィットネススタジオ、
グラウンドゴルフ場 8ホール×6コース
- ・利用料金
施設の利用料金

施設	利用料金（1回）				
	大人	子供	65歳以上	障がい者	障がい者(子供)
温浴施設	600円	300円	500円	300円	150円
温水プール	600円	300円	500円	300円	150円
トレーニングジム	600円	—	500円	300円	—
スタジオレッスン	800円	—	800円	800円	—
グラウンドゴルフ場	600円	300円	500円	300円	150円
トレーニングジム＋スタジオレッスン	1,200円	—	900円	900円	—
温浴施設＋トレーニングジム	1,000円	—	700円	450円	—
温浴施設＋温水プール又はグラウンドゴルフ場	1,000円	450円	700円	450円	250円
温水プール＋トレーニングジム	1,000円	—	700円	450円	—
3施設以上利用セット料金（1日券） （スタジオレッスンを除く）	1,200円	600円	1,000円	600円	300円

施設の貸切利用料金

施設	利用料金（1時間）
多目的室	1,000円
温水プール（1コース）	6,000円
グラウンドゴルフ場（1コース）	3,000円

※中学校卒業以上の方は、大人料金となります。

※トレーニングジム・スタジオレッスンは、中学校卒業以上の方が利用可能。温浴施設・温水プール・グラウンドゴルフ場については、小学3年生以下の方は、保護者又は指導者同伴で利用可能。3歳未満は無料

7 ごみ収集関係車両（直営）

ごみ収集車 29台（まち美化2台、リサイクル課4台、エコパークあぼし3台、北部美化事務所20台）
 その他車輛 98台（まち美化25台、美化施設7台、家島14台、産廃2台、リサイクル課12台、
 市川美化センター7台、エコパーク19台、北部美化事務所13台）

8 事業系一般廃棄物など自ら搬入するごみ処理手数料

10kgにつき100円（平成24年4月2日改定）
 10kgにつき130円（令和7年10月1日改定）

9 一部事務組合

平成18年3月27日から市町合併に伴い、くれさか環境事務組合に加入している。なお、令和2年4月1日に旧安富町の区域を追加した。

令和3年度末で焼却を停止し、令和4年4月から可燃ごみの中継積替えを開始した。

くれさか環境事務組合

① 共同処理する事務

廃棄物処理施設（ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設及び最終処分場施設）の設置及び管理運営

② 構成公共団体

姫路市（旧夢前町、旧香寺町・旧安富町の区域）、福崎町

③ 施設概要

- ・名称 くれさかクリーンセンター
- ・所在地 夢前町宮置 803 番地
- ・処理方式 粗大ごみ（破碎）・中継積替え
- ・能力 粗大ごみ 17 t／日（16 t／5 h 破碎、1 t／5 h 切断）
 中継積替え 57.7 t／日
- ・しゅん工 平成 8 年 3 月（平成 18 年 2 月基幹工事しゅん工）

最終処分場

埋立面 15,300 m²、埋立容量 127,000 m³、残余容量 22,630 m³、浸出水処理量 50 m³／日

2 ま ち 美 化

1 「姫路のまちを美しく安全で快適にする条例」の施行

世界文化遺産姫路城を有するまちにふさわしい美しいまちづくりを推進するため平成8年4月1日に「姫路のまちを美しくする条例」を施行した。また、当条例に路上喫煙の防止に関する規定を盛り込み、条例名を「姫路のまちを美しく安全で快適にする条例」に改めた。主な内容は以下のとおり。

- (1) 市は、空き缶等の投げ捨て、自動車等の放棄及び飼い犬のふんの放置の防止のために必要な施策を実施する。
- (2) 悪質な違反者に対しては回収を勧告し、従わない時はその旨を公表する。
- (3) 「重点環境美化推進区域」を指定し、重点的に美化推進施策を実施する。
- (4) 事業者等は、回収容器を設置すると共に、市民等への意識啓発を行い、市の実施する施策に協力する。
- (5) 市民等は、美しいまちづくりを推進し、市の実施する施策に協力する。
- (6) 公共の場所の管理者は、市民等への意識啓発を行い、市の実施する施策に協力するとともに、清掃の実施等に必要な措置を講ずる。
- (7) 「美化強化区域」を指定し、特に重点的に美化推進施策を実施する。
- (8) 「美化強化区域」内でのポイ捨てには回収勧告を行い、それに従わない場合は回収命令を発し、その命令に違反した場合は2万円以下の罰金に処する。

また、平成20年4月1日に条例の一部改正を行った。主な改正点は以下のとおり。

- ① 「路上喫煙禁止区域」の指定
- ② 「路上喫煙禁止区域」内で、たばこを吸うこと及び火のついたたばこを所持した場合は、2千円以下の過料に処する。(規則により、平成20年10月1日から千円の過料を科する。)

2 「重点環境美化推進区域」の指定

姫路のまちを美しく安全で快適にする条例に基づき、平成8年から5月30日（ごみゼロの日）に本市のシンボルゾーンともいえる区域を「重点環境美化推進区域」として指定。

現在、28区域を指定している。

○第1次指定（平成8年5月30日）

姫路城周辺、大手前通り、姫路駅周辺、駅南大路

○第2次指定（平成9年5月30日）

手柄山、名古屋山、書写山、広峰・増位山、小赤壁

○第3次指定（平成10年5月30日）

朝日山公園、桜山貯水池周辺、仁寿山・小富士山周辺、藤ノ木山自然公園、飾磨港周辺、姫路中心商店街の一部

○第4次指定（平成11年5月30日）

JR御着駅周辺、JR英賀保駅周辺、JR網干駅周辺

○第5次指定（平成12年5月30日）

山陽電車飾磨駅周辺、山陽電車網干駅周辺

○第6次指定（平成21年5月30日）

JRひめじ別所駅周辺、JRはりま勝原駅周辺、香寺総合公園スポーツセンター周辺、雪彦山周辺、鹿ヶ壺周辺、天神の浜周辺、坊勢海浜公園周辺

○第7次指定（令和元年5月30日）

JR東姫路駅周辺

指定に伴う市民への啓発活動として、記念植樹やクリーン作戦を実施するとともに、啓発用グッズの配布及び街宣活動を実施している。

3 「美化強化区域」の指定

「重点環境美化推進区域」の中でも、特に姫路の美しいまちづくりのために必要な区域を「美化強化区域」として指定。現在は、姫路城周辺、大手前通り及び姫路駅周辺を美化強化区域として指定している。

4 「路上喫煙禁止区域」の指定

区域は、城南線姫路城南側区間、大手前通り及び姫路駅周辺を指定している。

5 ごみの散乱防止思想の啓発

姫路のまちを美しく安全で快適にする条例を推進するため、次の事業を実施している。

- (1) 広報や機関紙等紙面によるPR
 - (2) ボランティア清掃活動の支援・育成
 - (3) 国・県・市等公共の場所の管理者、事業者等への啓発活動
 - (4) イベント会場等での美化キャンペーンの実施
 - (5) 全市一斉清掃の実施など
- 平成10年から毎年12月の第一日曜日に実施



6 地域美化活動の促進

昭和53年4月に発足した「姫路のまちを美しくする運動協議会」が中心となり、清掃活動やまちの美化の啓発を実施している。その内容は、以下のとおりである。

- (1) 市内72地区にふるさと美化委員会を設置し、定期清掃を実施する等活発に活動している。
- (2) 4月29日に「みどりの美化キャンペーン」を実施している。
- (3) 市民の環境美化意識の高揚と清潔で美しく住みよいまちづくりの推進を図るため、「環境と美化のつどい」を実施している。
令和7年度は9月23日にイーグレひめじ（あいめっせホール）で開催予定。
- (4) ふるさと美化運動の支援として、ゴミ袋や火ばさみ等清掃用具を地域の要望により貸し出している。
- (5) 4月1日から6月末日までの3か月間を川・溝をきれいにする運動の強調月間として定め、各自治会などが清掃した土砂などの回収を実施している。

7 住民団体によるその他の美化運動

地元住民により「大手前美化委員会」が組織され、毎月10日に清掃活動が実施されている。

また、JR御着、東姫路、姫路、英賀保、はりま勝原、網干の各駅周辺やその他小・中・高等学校、各種団体において定期的に清掃活動が実施されている。

8 「まちかど100mクリーンアクション」の推進

平成元年3月5日に市制100周年を記念して開始された美化運動で、個々の事業所が、その前面道路や周辺を清掃する活動である。各事業所の清掃活動が活発に行われることにより、まち全体の美化が図られる。令和7年8月1日現在623事業所が参加しており、更に新規の加入を呼び掛けている。

9 海岸環境美化の促進

白浜・的形海岸に打ち上げられ、ボランティア清掃活動等で集積された海岸漂着物等の回収に協力することで、海岸の美化を図っている。

10 害虫駆除による清潔保持

自治会等から要請があった場合に、公民館、河川堤防沿い、幼稚園、保育所等の公共の場所の樹木の害虫駆除を実施している。

11 美化110番事業の推進

市民の美化に関する要望、苦情、相談を迅速かつ適正に処理すること、また、ふるさと美化運動の実践活動により生じたごみ及び不法投棄ごみ等の処理、さらに必要に応じ市民に対する美化啓発活動を主たる業務として活動している。

12 不法投棄の防止

(1) 防止看板の設置

不法投棄常習地を調査し、地元自治会と連携して防止用看板を設置している。また、土地管理者に対し、適正な管理を行うよう呼び掛けている。

(2) 地域ぐるみの防止対策の推進

不法投棄については、自治会、市、土地の管理者が共同でクリーン作戦を実施するとともに、特に悪質な不法投棄については所轄警察署に通報する等、地域ぐるみで防止対策を推進している。また、地元自治会と連携してパトロールを強化している。

3 し 尿 処 理

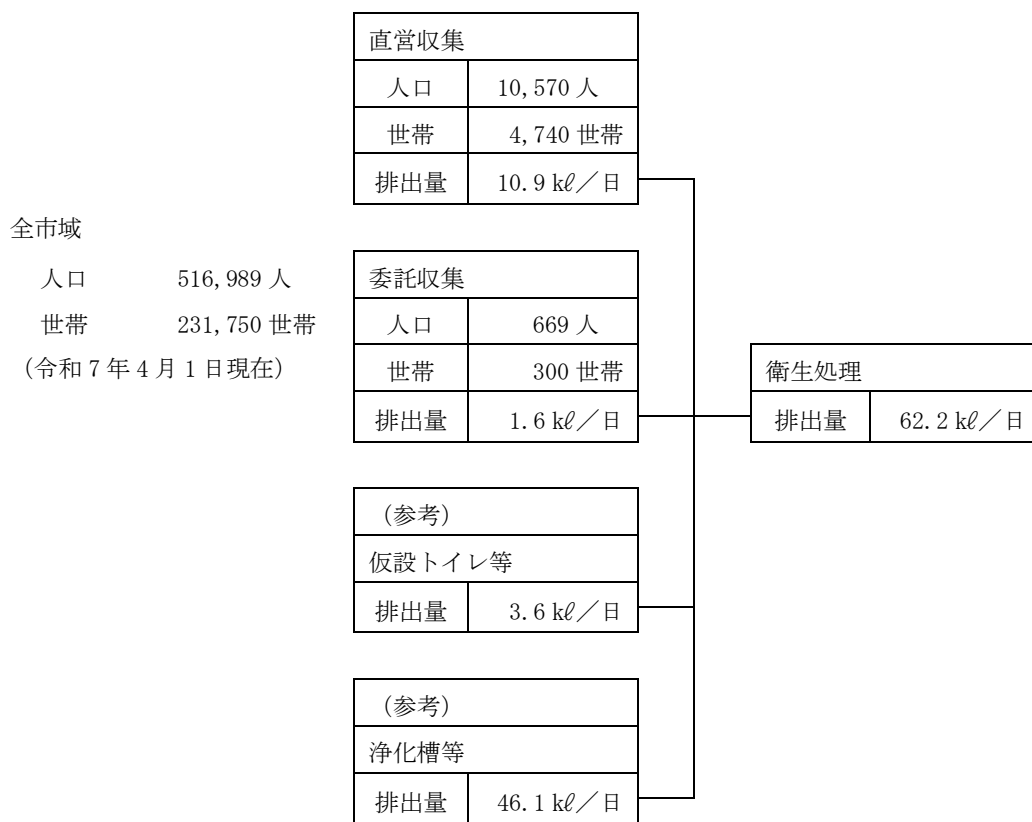
1 令和7年度し尿収集、処理計画

し尿収集量は、公共下水道の整備に伴う水洗トイレ、農業集落排水処理施設、合併浄化槽等の普及により、漸次下降状態にある。

くみ取りは、おおむね 25 日～30 日を周期とし、令和7年度は全市の 2.2%に当たる 5,040 世帯を対象としている。直営は 94.0%にあたる 4,740 世帯、日量約 10.9 kℓを中部衛生センターに収集車（1.8 kℓ）5 台（常備）等を配置し、収集業務を行うとともに、委託についても、残り 6.0%にあたる 300 世帯、日量約 1.6 kℓのくみ取りを 2 業者で、収集車 2 台で実施する計画である。

ほかに、許可業者が収集する仮設トイレ等のし尿が日量約 3.6 kℓ、浄化槽汚泥等が日量約 46.1 kℓあり、処理の必要な排出量の総計は日量約 62.2 kℓと見込まれる。

一方、その終末処理については、中部衛生センター（固液分離（下水道放流）方式）でし尿と浄化槽汚泥を衛生的に処理する計画である。



2 令和6年度し尿収集処理実績

(1) 収集量 (単位 kℓ)

収集地域	生し尿	浄化槽汚泥	収集量合計
姫路市域	5,966	15,310	21,276

(2) 処理施設

生し尿 5,497 kℓと浄化槽汚泥 13,967 kℓを中部衛生センターで処理

旧家島町の区域は、生し尿 6 kℓと浄化槽汚泥 15 kℓの全量を家島衛生センターで処理

旧夢前町・旧香寺町の区域は、生し尿 463 kℓと浄化槽汚泥 1,328 kℓの全量を中播衛生センター（中播衛生施設事務組合）で処理

3 手数料等

し尿くみ取り手数料	20ℓにつき 100 円（平成 29 年 10 月 1 日改定）
浄化槽汚泥処分手数料	100ℓにつき 40 円（ " ）
し尿処分手数料	100ℓにつき 40 円（ " ）
くみ取券の販売	

本庁、支所、駅前市役所、地域事務所、出張所、サービスセンター及びし尿くみ取券取扱所 11 か所（令和 7 年 8 月 1 日現在）で販売し、作業時にくみ取券を回収する。

4 し尿収集関係車両（直営）

収集用 11 台 [1.8 kℓ車（常備 5 台、予備 3 台）・3.3 kℓ車 1 台・2.9 kℓ車 1 台・0.35 kℓ車 1 台]
 ＜残さ処理用 1 台＞

5 し尿収集委託制度

委託開始	昭和 42 年 9 月
委託業者	2 社
令和 7 年度委託料	3,630 千円（予算額）

6 終末処理施設

施設名 区分	中部衛生センター	家島衛生センター
所在地	飾磨区英賀甲 1922 番地	家島町宮 2144 番地 18
敷地面積	20,492 m ²	766 m ²
処理能力	60 kℓ／日	5 kℓ／日
処理方式	固液分離（下水道放流）方式	希釈放流処理方式
建設年月日	平成 28 年 3 月 24 日	平成 2 年 9 月 29 日
建設費	2,040,000 千円	600,150 千円
運転委託業者	クボタ環境エンジニアリング株式会社	—

7 一部事務組合

平成 18 年 3 月 27 日から市町合併に伴い、中播衛生施設事務組合に加入している。

中播衛生施設事務組合

① 共同処理する事務

- ・し尿処理施設の設置及び管理
- ・組合施設周辺の環境施設の設置及び管理

② 構成公共団体

姫路市（旧夢前町、旧香寺町の区域）、神河町、市川町、福崎町

③ 施設概要

- ・名称 中播衛生センター
- ・所在地 神崎郡福崎町南田原 457 番地
- ・処理方式 浄化槽汚泥対応型膜分離高負荷生物脱窒素処理方式＋活性炭吸着
- ・能力 95 kℓ／日（生し尿 14 kℓ、浄化槽汚泥 81 kℓ）
- ・しゅん工 平成 8 年 3 月（平成 24 年 3 月基幹改良工事しゅん工）

4 産業廃棄物対策

1 産業廃棄物の種類

産業廃棄物とは事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、下表に記載する 20 品目をいう。産業廃棄物以外の廃棄物は一般廃棄物とされる。例えば、事務所から出る紙くず等も下表の 20 品目に該当しないため、事業系の一般廃棄物になる。

① 燃え殻	⑪ と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物〔動物系固形不要物〕
② 汚泥	⑫ ゴムくず（天然ゴムくずに限る）
③ 廃油	⑬ 金属くず
④ 廃酸	⑭ ガラスくず、コンクリートくず（がれき類を除く）及び陶磁器くず
⑤ 廃アルカリ	⑮ 鋳さい
⑥ 廃プラスチック類	⑯ 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物〔がれき類〕
⑦ 紙くず〔建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る）、出版業（印刷出版を行うものに限る）、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びに P C B が塗布され、又は染み込んだものに限る〕	⑰ 動物のふん尿（畜産農業に係るものに限る）
⑧ 木くず〔建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む）に係るもの並びに P C B が染み込んだものに限る〕	⑱ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 2 条第 2 項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 2 項に規定する特定施設又は①から⑯に掲げる廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの〔ばいじん〕
⑨ 繊維くず〔建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）に係るもの及び P C B が染み込んだものに限る〕	⑳ ①から⑱に掲げる産業廃棄物又は輸入された廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの
⑩ 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物〔動植物性残さ〕	

また、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものを「特別管理産業廃棄物」として、普通の産業廃棄物と区別し、処理方法等を別に定めている。特別管理産業廃棄物は次のとおりである。

- (1) 廃油（引火点が 70℃未満の揮発油類、灯油類、軽油類）
- (2) 廃酸（pH が 2.0 以下の廃酸）
- (3) 廃アルカリ（pH が 12.5 以上の廃アルカリ）
- (4) 感染性産業廃棄物（医療機関等から排出される血液、使用済みの注射針等の感染性病原体を含む、又はそのおそれのある産業廃棄物）
- (5) 特定有害産業廃棄物
 - ① 廃 P C B 等、P C B 汚染物、P C B 処理物
 - ② 廃水銀等及びその処理物
 - ③ 廃石綿等
 - ④ 重金属類等を含む産業廃棄物（「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準」の値を超える有害物質を含むもの）
 - ⑤ ダイオキシン類を含む産業廃棄物（「ダイオキシン類を含む産業廃棄物に係る基準」の値を超えるダイオキシン類を含むもの）

特別管理産業廃棄物については、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置等様々の義務付けがされている。

2 姫路市の産業廃棄物等に関する権限

廃棄物処理法は、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請及び産業廃棄物処理施設の設置許可申請は、都道府県知事又は「政令で定める市」（以下「政令市」という。）の市長に対して行うこととしている。この政令市は令和 7 年 4 月 1 日現在 82 市あり、本市もその 1 市に該当している。また、自動車リサイクル法における引取業者及びフロン類回収業者の登録申請並びに解体業及び破砕業の許可申請については、都道府県知事又は「保健所を設置する市」（以下「保健所設置市」という。）の市長がその事務を行っている。この保健所設置市は令和 6 年 4 月 1 日現在 87 市あり、本市もその 1 市に該当している。

兵庫県内では、本市のほか神戸市・尼崎市・西宮市・明石市が政令市又は保健所設置市として、それぞれの市長が産業廃棄物等に関する事務を行っている。

3 登録・許可業者数

産業廃棄物処理業許可業者数

（各年度とも 3 月 31 日現在）

許可区分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
産業廃棄物	収集運搬業	138	132	131	121	114
	積替・保管なし※	87	83	80	72	65
	積替・保管あり	51	49	51	49	49
	処分業	63	60	60	58	60
	中間処理業	63	60	60	58	60
	最終処分業	0	0	0	0	0
	中間・最終兼業	0	0	0	0	0
	小計	201	192	191	179	174
特別管理 産業廃棄物	収集運搬業	20	20	21	20	19
	積替・保管なし※	18	18	19	18	17
	積替・保管あり	2	2	2	2	2
	処分業	8	8	8	8	8
	中間処理業	8	8	8	8	8
	最終処分業	0	0	0	0	0
	中間・最終兼業	0	0	0	0	0
	小計	28	28	29	28	27
合計		229	220	220	207	201

自動車リサイクル法登録・許可業者数

（各年度とも 3 月 31 日現在）

許可区分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
登録	引取業	199	200	193	192	174
	フロン類回収業	83	83	81	80	72
	小計	282	283	274	272	246
許可	解体業	25	25	25	25	24
	破砕業	5	6	6	6	6
	破砕前処理	4	5	5	5	5
	破砕	0	0	0	0	0
	破砕及び破砕前処理	1	1	1	1	1
	小計	30	31	31	31	30
合計		312	314	305	303	276

5 環境保全対策

1 概要

本市は、播磨地域の中核都市として活発な都市活動が営まれており、臨海部には重化学工業、火力発電所、ガス製造所等が、内陸部では弱電、製紙、皮革等の産業が立地することなどから、環境へ大きな負荷を与える要因を抱えている。

しかしながら、各種環境対策に取り組んできたことや公共下水道、緩衝緑地など環境への負荷の低減に寄与する都市基盤の整備を進めてきたことなどから、大気や水質等の各種環境はおおむね良好な状態を保っている。

今日の環境問題は、自動車公害や廃棄物問題などの身近な問題から地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球規模の問題まで多岐にわたっており、それらの多くは事業活動や市民生活から生じる環境への負荷が原因となっている。

これらの問題の解決には、大量生産・大量消費・大量廃棄型の利便性を過度に優先した社会経済活動やライフスタイルを見直すとともに、市民、事業者、市など社会の構成員全ての参画と協働による環境の保全と創造に関する取組が求められている。また、社会の成熟が進む中、環境は都市づくりの上で重要な要素となっており、本市が「より質の高い都市」を目指すためには、あらゆる施策を環境という視点から捉え、各種施策の有機的連携を図りながら進めていくことが必要となっている。

なお、環境基本法に基づき、環境の保全に関する基本的事項を調査審議するための諮問機関として姫路市環境審議会を設置している。

2 姫路の環境をみんなで守り育てる条例・姫路市環境基本計画

平成 13 年 3 月に「姫路の環境をみんなで守り育てる条例」を制定し、環境の保全と創造についての基本理念を掲げ、市はもとより事業者、市民等の責務を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する施策の基本的事項を定めている。また、この条例に掲げる基本理念の実現を図るため、平成 13 年 6 月に環境に関する施策を総合的、計画的に推進するための指針として「姫路市環境基本計画」を策定している。

3 環境保全協定等

企業の公害防止に係る規制は、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、兵庫県環境の保全と創造に関する条例、姫路市公害防止条例等に基づいて漸次整備強化されてきたが、これら法令による規制を補完し、地域の実態に即した公害防止の推進を図るために、本市では、昭和 43 年から順次、市内の大規模発生源を有する企業と「公害防止協定」を締結してきた。

昭和 48 年 1 月には、重油類の使用量が日量 3,000ℓ以上の工場を対象を広げ、協定の内容も大気汚染だけでなく、水質汚濁、騒音、振動、悪臭まで範囲を拡大し協定を締結した。

昭和 51 年 4 月には、産業廃棄物を新たに規制項目に加え、協定内容を一層充実したものに改訂するとともに、平成 3 年 8 月と 6 年 4 月には、公害防止のみならず快適環境の創造を取り入れた環境保全協定を 2 社 3 工場と締結した。

さらに、平成 21 年 3 月からは、地球環境問題等の新たな課題や情報公開に対応するため、共生と循環の環境適合型社会の実現に向けた環境保全対策の推進を基本理念とした新たな環境保全協定に改訂し、排出ガス量 10,000N m³/h 以上又は排水量 1,000 m³/日以上以上の事業所を対象に、現在 34 社 37 工場と締結している。

(1) 環境保全協定締結企業一覧

関西電力(株)	日本製鉄(株)瀬戸内製鉄所	ヤマトスチール(株)
(株)ダイセル姫路製造所	J F E 条鋼(株)姫路製造所	(株)エフアンドエイノンウーブンズ姫路工場
(株)日本触媒姫路製造所	合同製鐵(株)姫路製造所	旭陽化学工業(株)
虹技(株)	兵庫製紙(株)	(株)ニチリン姫路工場
宏栄化成(株)	山陽色素(株)	姫路鐵鋼リファイン(株)
播州調味料(株)	片倉コープアグリ(株)姫路工場	大阪ガス(株)姫路製造所
ダイネン(株)	ヤエガキ酒造(株)	(株)しらさぎアスコ
濱中製鎖工業(株)	三協建設(株)	前田道路(株)関西支店姫路合材工場
大阪豆陽金属工業(株)夢前工場	(株)平野組	日鉄テックスエンジ(株)広畑支店
ネスレ日本(株)姫路工場	広畑バイオマス発電(株)	姫路天然ガス発電(株)
パナソニックホールディングス(株)姫路工場	山陽特殊製鋼(株)	
(株)関電エネルギーソリューション	住友精化(株)姫路工場	

(2) 環境保全協議会の設置

市と協定企業は、環境保全協定に定める環境保全対策の確実な履行を確保するため、住民の参加を得て環境保全協議会を設置している。協議会は、市又は事業者から報告を受け、意見の交換を行うとともに、必要に応じて調査を実施している。

関電環境保全協議会

中、北部地区環境保全協議会

飾磨、白浜地区環境保全協議会

広畑、南大津、津田、英賀保地区環境保全協議会

網干、余部、旭陽地区環境保全協議会

4 公害（苦情・陳情）処理状況

(1) 公害（苦情・陳情）発生件数の推移 (件)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大気汚染	35	40	31	31	43
水質	18	28	17	23	20
騒音	85	65	70	67	60
振動	4	4	4	3	7
悪臭	29	44	34	36	35
その他	0	0	0	0	0
計	171	181	156	160	165

(2) 令和6年度公害（苦情・陳情）処理状況 (件)

区分	大気汚染	水質	騒音	振動	悪臭	その他	計
前年度繰越	0	0	3	0	2	0	5
発生回数	43	20	60	7	35	0	165
指導回数	168	57	264	23	334	0	846
解決件数	43	20	63	7	36	0	169
解決率(%)	100	100	100	100	97	0	99

※ 解決率は前年度からの繰越分を含む。

5 各種公害関係法令の届出状況

・大気汚染防止法届出施設数（令和7年3月末現在）

区分	工場	事業場	合計
ばい煙発生施設	680	319	999
一般粉じん発生施設	468	96	564
特定粉じん発生施設	0	0	0
揮発性有機化合物排出施設	19	0	19
水銀排出施設	17	19	36
工場事業場数	141	200	341

- ・水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定事業場数（令和 7 年 3 月末現在）

区分	水質汚濁防止法	瀬戸内海環境保全 特別措置法	合計
対象特定事業場 内、指定地域特定施設	288 15	54 —	342 15
上記の内排水規制対象事業場 内、指定地域特定施設	50 11	53 —	103 11

- ・騒音規制法、振動規制法に基づく特定施設数（令和 7 年 3 月末現在）

区分	特定工場等総数	特定施設総数
騒音規制法	846	6,239
振動規制法	457	3,582

- ・令和 6 年度中における特定建設作業実施届出数

区分	騒音規制法	振動規制法	兵庫県環境の保全と 創造に関する条例	姫路市公害防止条例
件数	1,032	567	1,334	598

6 大気汚染対策

(1) 大気汚染観測網の整備等

大気環境の状況を正確に把握するため、昭和 43 年度から、大気汚染観測網の整備を行っており、現在 11 か所の固定測定局（自動車排出ガス測定局 2 か所を含む。）と、1 台の移動測定車を整備している。

各測定局からの測定データは、令和 3 年 1 月に更新した大気常時監視システムにより、市役所本庁の環境監視センターにテレメータシステムで集約している。これらのデータは保存し、処理・集計を行い、大気汚染対策の推進に役立てている。

また、燃料使用量の特により多い企業には、本市の計画に基づき観測局の設置について協力を求め、併せて 15 局（固定測定局・移動測定車を含む。）できめ細かい観測を行っている。

さらに、ダイオキシン類をはじめとした有害大気汚染物質等については、平成 9 年度から測定を実施しており、データの収集に努めている。

姫路市大気汚染監視測定網（令和 7 年 4 月 1 日現在）



(2) 大気汚染の概況

① 二酸化硫黄

令和6年度の市内平均値は0.001ppmであった。全測定局で環境基準に適合している。
市内平均値の経年変化は、ここ数年横ばい傾向である。

② 二酸化窒素

令和6年度の市内平均値は0.006ppmであった。全測定局で環境基準に適合している。
市内平均値の経年変化は、ここ数年横ばい傾向である。

③ 光化学スモッグ

令和6年度は光化学スモッグ注意報等の発令はなかった。

④ 浮遊粒子状物質

令和6年度の市内平均値は0.013 mg/m³であった。全測定局で環境基準に適合している。

⑤ 微小粒子状物質 (PM2.5)

令和6年度の市内5局の平均値は8.6 μg/m³であった。全測定局で環境基準に適合している。
令和6年度は、姫路市を含む播磨西部地域で、PM2.5注意喚起情報の発信はなかった。

⑥ 降下ばいじん

降下ばいじんには環境基準が定められていないが、これまで本市では、総量について年平均値5.0 t (1カ月間・1km²当たり降下量)を「好ましい環境条件の目安」としてきた。平成20年度からは、不溶解性物質量の月間値3.0 t (1カ月間・1km²当たり降下量)を「行政と事業者が目指していくべき値」として追加設定し、これに伴い測定地点等の見直しを実施した。

令和6年度は、総量の年平均値5.0 tを超過した地点はなかった。不溶解性物質量の月間値3.0 tについても超過した地点はなかった。

⑦ 酸性雨

令和6年度の月平均pHは5.0～5.9であった。また、年平均pHは5.2であった。

⑧ 有害大気汚染物質等

令和6年度は1地点で21物質について、12回/年の調査を実施した。環境基準が設定されているテトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、ジクロロメタンの4物質については、いずれも環境基準に適合している。

さらに、固定発生源周辺の1地点で3物質について、12回/年の調査を実施した。環境基準が設定されているベンゼン、ジクロロメタンの2物質については、いずれも環境基準に適合している。

また、ダイオキシン類については、2地点で4回/年の調査を行い、いずれも環境基準に適合している。

7 水質汚濁対策

(1) 水質環境監視調査概要

河川や海域の水質について毎年定期的に調査を続けており、令和6年度は、13河川38地点で、海域では7地点で調査した(姫路市調査分のみ)。

(2) 水質汚濁の概況

人の健康の保護に関する項目については、河川及び海域とも、全地点で環境基準に適合している。

一方、生活環境の保全に関する項目について、有機汚濁の代表的指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)

[海域についてはCOD(化学的酸素要求量)]により水質汚濁の推移を見ると、河川、海域ともに横ばい状態である。

① 河川(汚濁指標BOD)

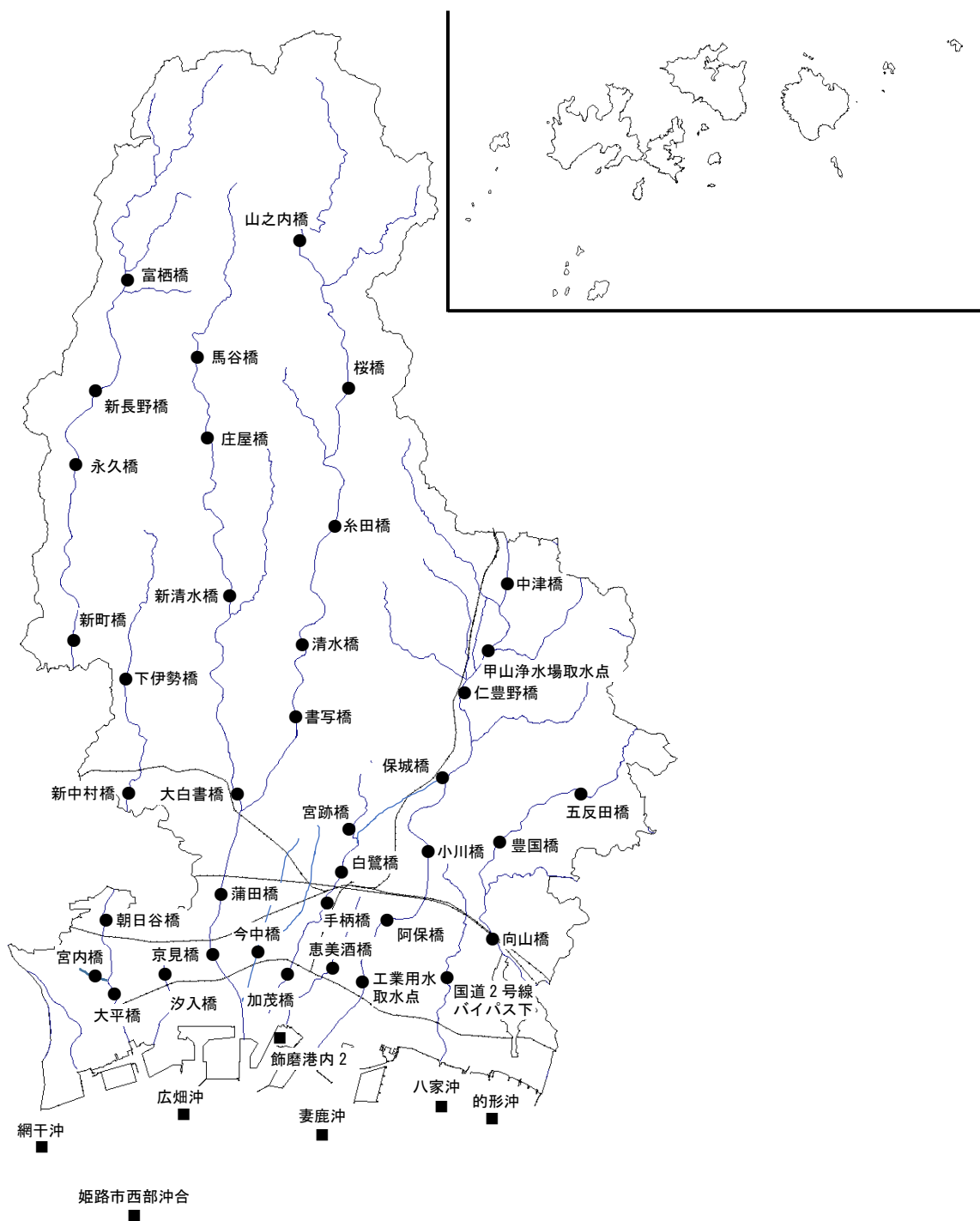
市川は、上流域[A類型、2 mg/ℓ以下]の中津橋(0.5 mg/ℓ)、甲山浄水場取水点(0.5 mg/ℓ)、仁豊野橋(0.7 mg/ℓ)、下流域[B類型、3 mg/ℓ以下]の小川橋(1.1 mg/ℓ)、阿保橋(1.0 mg/ℓ)、工業用水取水点(0.9 mg/ℓ)を調査した結果、全調査地点で環境基準に適合している。

夢前川は、上流域[A類型、2 mg/ℓ以下]の山之内橋(<0.5 mg/ℓ)、桜橋(<0.5 mg/ℓ)、糸田橋(0.6 mg/ℓ)、清水橋(0.6 mg/ℓ)、書写橋(0.6 mg/ℓ)、蒲田橋(0.8 mg/ℓ)及び下流域[B類型、3 mg/ℓ以下]の京見橋(0.7 mg/ℓ)を調査した結果、全調査地点で環境基準に適合している。

船場川は、上流域〔B類型、3 mg/ℓ以下〕の保城橋（1.3 mg/ℓ）、下流域〔C類型、5 mg/ℓ以下〕の白鷺橋（1.2 mg/ℓ）、手柄橋（1.3 mg/ℓ）、加茂橋（1.4 mg/ℓ）を調査した結果、全調査地点で環境基準に適合している。

また、環境基準点6地点（仁豊野橋・工業用水取水点・保城橋・加茂橋・蒲田橋・京見橋）において、水質及び底質のダイオキシン類の調査を実施した結果、環境基準値を超過した地点はなかった。

令和6年度 河川・海域水質調査地点



② 海域（汚濁指標COD）

C類型水域〔港湾内、環境基準8mg/ℓ以下〕の飾磨港内2（4.3mg/ℓ）、B類型水域〔地先水域、環境基準3mg/ℓ以下〕の的形沖（2.6mg/ℓ）、八家沖（2.5mg/ℓ）、妻鹿沖（2.4mg/ℓ）、広畑沖（2.2mg/ℓ）及び網干沖（2.2mg/ℓ）並びにA類型水域〔沖合水域、環境基準2mg/ℓ以下〕の姫路市西部沖合（1.9mg/ℓ）を調査した結果、全調査地点で環境基準に適合している。また、B類型水域の広畑沖で、水質及び底質のダイオキシン類の調査を実施した結果、環境基準値の超過はなかった。

③ 地下水

・概況調査

全市域を75地区に分け、そのうちの15地区について、概況調査を実施した結果、1地区において鉛、1地区においてふっ素が環境基準値を超過した。

・継続監視調査

過去の調査において、テトラクロロエチレンによる地下水汚染が確認された1地区では1井戸中1井戸が、ヒ素による地下水汚染が確認された4地区では6井戸中6井戸が、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染が確認された2地区では2井戸中1井戸が環境基準値を超えている。

・ダイオキシン類

ダイオキシン類の調査を、市内の4井戸について実施した結果、いずれも環境基準値を超過した地点はなかった。

③ 土壌

ダイオキシン類の調査を、市内の9か所について実施した結果、いずれも環境基準値を超過した地点はなかった。

(3) 工場・事業場排水規制概要

水質汚濁防止法、兵庫県環境の保全と創造に関する条例、姫路市公害防止条例及び環境保全協定等に基づき、規制対象の工場等に随時立入検査を実施して、工場排水の監視に努めており、その結果は下記のとおりである。

水質汚濁防止法に基づく特定事業場監視状況

年度	区分	延立入件数	採水検体数	違反検体数	違反率(%)	行政処分・指導		
						命令	勧告	その他
R2		170	114	2	1.8	0	0	2
R3		164	102	4	3.9	0	0	4
R4		170	126	3	2.4	0	0	3
R5		175	135	3	2.2	0	0	3
R6		166	132	5	3.8	0	0	5

(4) 生活排水

一般家庭から排出される生活排水は、公共用水域の水質汚濁の大きな原因となっている。そのため、下水道処理区域及び農業集落排水地域等以外の区域について浄化槽の設置を推進している。また、設置された浄化槽については、適切な維持管理が行われるよう指導している。

年度	浄化槽設置届出件数
R2	19
R3	17
R4	25
R5	33
R6	20

① 浄化槽設置整備事業補助金交付制度

令和7年度予算額 7,500千円

昭和63年に制定した「姫路市生活排水処理計画」に基づき、補助制度を平成元年に創設した。この制度は、個別処理区域（下水道等の集合排水処理区域及びその計画区域を除く地域）に所定の機能を有する浄化槽を設置する場合、その設置費用の一部を補助するものである。

令和 6 年度浄化槽設置補助基数内訳

区分	5 人槽	7 人槽	10 人槽	11～50 人槽	合計
補助限度額	50 万円	70 万円	100 万円	人槽当たり 10 万円 最高限度 200 万円	—
設置基数	旧姫路市域	2 基	0 基	0 基	2 基
	旧夢前町域	1 基	0 基	0 基	1 基
	旧香寺町域	0 基	0 基	0 基	0 基
	旧安富町域	1 基	2 基	0 基	3 基
	旧家島町域	0 基	0 基	0 基	0 基

② 啓発活動

生活排水による汚濁負荷量を削減するため、パンフレット等により家庭でできる対策の実践について P R を行っている。

8 騒音・振動対策

騒音や振動公害は、市民生活に密着した問題であるため、例年苦情件数が多い。主な発生源は、工場や建設作業であるが、生活様式の多様化に伴い、近隣騒音も問題となってきた。

(1) 工場

工場が騒音・振動の大きな施設を設置する場合、環境保全協定締結企業に対しては、事前協議において、その他の企業に対しては、法令に基づく届出の際に指導している。また、工場の立地を目的とした開発行為については、事前協議制度により公害要因をチェックし、事前に指導することにより一定の効果を上げている。

(2) 建設作業

特定建設作業実施の届出の際に、低騒音、低振動工法の採用、作業日程及び作業時間の配慮、周辺住民への事前説明の徹底などを指導することにより、市民の生活環境保全に努めている。

(3) カラオケ騒音

最近喫茶店やスナックなど飲食店でのカラオケ騒音が問題となっている。一部の飲食店は防音構造が不完全なため、必要に応じて窓を二重にしたり、防音性能を高めたドアにするなど助言している。また、飲食店営業許可（保健所衛生課）の際に、パンフレットを配付し、事前の防音対策を促している。

(4) 近隣騒音

クーラー等の空調設備、ペットの鳴き声及びピアノや音響機器等による一般家庭から発生する騒音が問題となってきた。この問題は、公害というよりは、むしろ市民相互のモラルの問題であり、快適な生活環境を保全するうえで、市民の理解と協力が望まれるところである。

9 自動車公害対策

自動車公害の現状を把握し、今後の対策に資するため、現在自動車排出ガス測定局 2 地点で自動車排出ガス及び自動車騒音の常時測定を行っているほか、自動車公害移動測定車 1 台を保有し、主要幹線道路（8 か所）で測定を行っている。

自動車排出ガス測定局の設置状況

測定局名	設置場所	道路名	測定項目
船場	小姓町	国道 2 号	騒音、一酸化炭素、窒素酸化物、炭化水素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質
飾磨	飾磨区細江	県道姫路港線	

(1) 自動車排出ガスの概況

① 二酸化窒素

令和 6 年度の 2 局の市内平均値は 0.009ppm であった。ここ数年横ばい傾向である。2 局とも環境基準に適合している。

② 一酸化炭素

令和6年度の2局の市内平均値は0.3ppmであった。ここ数年横ばい傾向である。2局とも環境基準に適合している。

③ 浮遊粒子状物質

令和6年度の2局の市内平均値は0.015mg/m³であった。ここ数年横ばい傾向である。2局とも環境基準に適合している。

④ 微小粒子状物質（PM_{2.5}）

令和6年度の2局の平均値は9.6μg/m³であった。2局とも環境基準に適合している。

(2) 自動車騒音の概況

令和6年度の騒音測定結果は、2局とも昼間・夜間の両時間帯で環境基準に適合している。

10 悪臭対策

悪臭発生源は、畜産事業場、化製場、肥料製造工場、ごみ・し尿処理場などである。

畜産事業場については、近年の都市の過密化、スプロール化及び農村の都市化の進展に伴い、住居が接近してきたことにより問題となってきた。

化製場については、皮革工場、にかわ工場、油脂工場等であり、これらの事業場では、原料の関係から製造工程において悪臭が発生することがある。

本市では、特定悪臭物質の濃度による規制を行っており、市内全域を規制地域としている。

このような悪臭問題に対しては、必要に応じて立入検査や悪臭測定を実施し、悪臭防止のための指導をしている。

11 環境保全啓発事業

(1) 環境月間

毎年6月の「環境月間」に、環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境保全活動を行う意欲を高めるため、本庁舎1階市民ロビーで啓発パネル等の展示を行うなど各種の啓発事業を実施している。

(2) 出前環境教室

市民、市民団体等からの依頼により、省エネや生活排水対策などの生活に密着した内容や、地球温暖化や生物多様性など地球環境問題の内容で講演や実習などを行っている。

令和6年度は、小・中学校や公民館などで21回実施し、延べ1,153名が参加した。

(3) 環境副読本「環境学習用ノート」及び「こども版生物多様性ひめじ戦略」の配布

環境副読本「環境学習用ノート」を小学校4年生、5年生に、「こども版生物多様性ひめじ戦略」を小学校3年生に対し、学校で調べ学習として活用できるようにデジタル上で配信した。

(4) 「デコ活」の推進

環境省は、2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするため、令和5年8月末から「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（デコ活）」を展開している。姫路市も「デコ活」に賛同し、令和5年9月に「デコ活宣言」を行った。次世代自動車・ZEB・ZEHの普及促進や脱炭素に関する啓発を行うことなどで「デコ活」を推進していく。

※ 令和元年度より推進してきた「COOL CHOICE」から「デコ活」に移行した。「デコ活」は、DE：脱炭素（Decarbonization）、Eco：環境に良い、活：活動・生活、を組み合わせた言葉で、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称。

12 姫路市伊勢自然の里・環境学習センター

里の自然環境を保全し、子どもから大人まで様々な世代が楽しみながら生物多様性について学習できる場として、林田町大堤地区に平成16年4月に開設した自然体験型の環境学習施設です。

平成30年4月にリニューアルオープンし、ボランティアやNPOと協働しながら、多様な生き物が生息する空間を整備するとともに、古代米の稲作体験や様々な自然観察会を通して、市民の環境学習を推進している。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
利用者数	15,569	8,147	7,693	9,192	8,922	6,640
団体利用者数	10,622	5,069	5,340	5,770	5,315	3,707
個人利用者数	4,947	3,078	2,353	3,422	3,607	2,933

13 低公害車

(1) 公用車への導入

令和6年度末で、燃料電池自動車1台、電気自動車26台、ハイブリッド車11台（うち2台はプラグインハイブリッド）、天然ガス自動車1台を保有し、各種業務に使用することで環境負荷の低減を図っている。

(2) 電気自動車用急速充電器の導入

本庁舎第2駐車場に一般の方が利用できる電気自動車用急速充電器を導入し、令和7年2月から運用を開始した。

(3) 運送事業用次世代自動車等導入助成事業

令和7年度予算額 6,250 千円

タクシー事業者向けに電気自動車等を導入する費用の一部を助成する事業を令和4年度から実施している。令和6年度の助成額は15台、4,169千円であった。

(4) 事業者向け次世代自動車導入助成事業

令和7年度予算額 5,500 千円

姫路市内の事業者が、電気自動車等を導入する場合、その購入費の一部を助成する事業を平成24年度から実施している。令和6年度の助成額は20台、3,500千円であった。

(5) 個人向け次世代自動車導入助成事業

令和7年度予算額 15,500 千円

市民が、電気自動車等を導入する場合、その購入費の一部を助成する事業を令和4年度から実施している。令和6年度の助成額は101台、14,300千円であった。

(6) 電気自動車等充電設備導入促進事業

令和7年度予算額 1,000 千円

市内に電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の充電設備を設置する者に対して、その経費の一部を助成する事業を令和6年度から実施している。令和6年度の助成実績はなかった。

14 発電等設備の普及促進

(1) 家庭用蓄電システム普及促進事業

令和7年度予算額 20,500 千円

太陽光発電システムと接続する蓄電システムを住宅に設置する個人又は太陽光発電システムと接続された蓄電システムが設置された住宅を購入する個人に対してその経費の一部を助成する事業を令和2年度から実施している。令和6年度の助成額は234台、19,696千円であった。

(2) 充放電設備普及促進事業

令和7年度予算額 1,000 千円

令和3年度から、電気自動車から住宅への電力供給が可能となる充放電設備（V2H）を住宅に設置する個人又は設置された住宅を購入する個人に対してその経費の一部を助成する事業を実施している。令和6年度の助成額は7台、678千円であった。

(3) 事業所用太陽光発電設備等導入促進事業

令和7年度予算額 25,000 千円

市内の事業所に太陽光発電設備等を導入する事業者に対し、その経費の一部を助成する事業を令和4年度から実施している。令和6年度の助成額は9件、25,000千円であった。

15 住宅用宅配ボックス設置支援

令和7年度予算額 5,000 千円

宅配の再配達を抑制し、物流における温室効果ガスの排出が削減されることを目的として、住宅用宅配ボックスの購入費の一部を助成する事業を令和7年度から実施している。

16 地球温暖化対策実行計画

(1) 事務事業編

市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出実態を明らかにし、温室効果ガス排出量の削減目標及び地球温暖化対策をはじめとする環境への負荷低減に向けた取組を定めた『姫路市環境アクション』を平成14年4月に策定し、

令和 3 年 3 月に全面改定。また、令和 6 年 3 月に同計画を部分改定し、市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量を 2030 年度までに 2013 年度比で 50%削減することを目標としている。

(2) 本計画は、平成 11 年度から取り組んできた「姫路市役所エコオフィスプラン」を継承・発展させたものであり、市民・事業者への率先行動として、環境への負荷低減に取り組んでいる。

(3) 区域施策編

進行する地球温暖化に対し、市民・事業者の自主的かつ積極的な取組を喚起するとともに、市域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制等に向けた取組を推進するために平成 23 年 3 月に策定し、令和 5 年 3 月に改定した。

本計画に基づき、市域の温室効果ガスの排出量を 2030 年度において 2013 年度比で 48%削減することを目標に各種施策に取り組んでいる。

17 環境マネジメントシステムの運用

環境マネジメントシステムの国際規格である「ISO14001」を平成 15 年 9 月に認証取得し、本庁舎を対象に運用を開始した。

平成 21 年度から、「ISO14001」の運用実績を踏まえて新たに構築した「姫路市環境マネジメントシステム」を全所属を対象に運用し、より一層の環境の保全と創造に向けた取組を効果的に推進している。

6 農 業

1 農業の概要

本市の農業は、水稻を中心に、姫路ねぎ、アスパラガス、網干メロン、いちご、いちじく、れんこん、たけのこ、ゆず、白小豆、そば、酒米のほか、南部地域ではほうれんそうなどの葉物野菜、トマトの作付けなども行われており、畜産では、中山間地域を中心に、採卵鶏や肉用牛、乳用牛が飼育されている。

しかし、人口の減少と高齢化の進行により農業就業者数は減少し、中山間部では鳥獣被害等と相まって、遊休農地等が増加している。

本市では、①農地を保全し地域の農産物を生産する多様な担い手の育成、②安全・安心な農産物を市民へ届けるための地産地消の推進、③地域の活性化のための都市農村交流を含めた地域交流に取り組んでいる。

①多様な担い手の育成としては、農業後継者や新規就農者、認定農業者や集落営農組織の確保・育成に取り組み、支援体制の整備、規模拡大のための農地の集積や機械・施設整備、労働力確保のための支援、能力向上のための研修会の実施等を行うとともに、兼業農家や定年帰農者等の取組についても支援を行う。

②地産地消の推進としては、「姫そだち」等のブランド農産物の育成、品質向上や安定供給などのための体制づくり支援や栽培研修会等の開催、「ひめじ地産地消の日」普及事業等を行う。

③地域交流の取組としては、農林漁業まつりや日曜朝市の開催、直売所マップの作成・地域の直売活動のPR、市民農園・レクリエーションファーム等の体験交流施設の整備・支援を行っている。

年次	総農家 (戸)	販売農家 (戸)	自給農家 (戸)	農業経営体 (経営体)	耕地面積 (ha)	田の面積 (ha)	畑の面積 (ha)
H17	10,655	4,757	5,898	3,378	5,220	4,990	228
H22	9,158	3,625	5,533	3,698	4,970	4,770	203
H27	7,144	2,514	4,630	2,567	4,710	4,470	243
R2	5,421	1,605	3,816	1,650	4,490	4,260	227

※ 平成22年以降の耕地面積（田、畑の面積）は、農林水産統計データの市町村別データから出典 農林業センサス

農作物作付延べ面積

(単位 ha)

年次	稲	小麦	かんしょ	雑穀	大豆	果樹	野菜	工芸 農作物	飼肥料 作物	その他	作付 延面積
R2	1,870	242	—	—	99	—	—	—	—	—	—
R3	1,840	235	—	—	114	—	—	—	—	—	—
R4	1,820	251	—	—	138	—	—	—	—	—	—
R5	1,710	243	—	—	138	—	—	—	—	—	—
R6	1,660	242	—	—	142	—	—	—	—	—	—

※ 農林水産統計データの市町村別データから出典

兵庫農林水産統計年報

2 農業振興

(1) 地域農政推進対策事業	令和7年度予算額	1,514千円
集落営農組織や認定農業者など担い手の育成・支援を行う。		
(2) 地域計画推進事業	令和7年度予算額	15,751千円
目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するため「地域計画」を作成し、農地集積や新規就農者確保を推進する。		
(3) 農業振興地域整備促進事業	令和7年度予算額	6,239千円
農業振興地域内の農用地の保全と農業振興を図る。		
(4) 経営所得安定対策事業	令和7年度予算額	18,500千円
農業経営の安定を図るため、販売農家等に対して事業の推進活動を行う。		

(5) 地産地消推進事業	令和7年度予算額	12,093 千円
農林漁業まつりや特定の品目に特化した直売フェアの開催により、姫路の農水産物のPRを促進する。 「ひめじ地産地消の日」普及事業や農産物ブランド事業により、地産地消を推進する。		
(6) 農業振興大会	令和7年度予算額	250 千円
姫路市農区総代永年功労者表彰を行う。		
(7) 利子補給	令和7年度予算額	6,838 千円
① 農業近代化資金利子補給金		
農業者の農業用機具、施設等の近代的整備と高度化を図るための農業近代化資金に対する利子補給		
利子補給率	1%以内	
② 農業経営基盤強化資金利子補給金		
農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者の農業経営基盤強化資金（スーパーL）に対する利子補給		
利子補給率	1%以内	
③ 家畜疾病経営維持資金利子補給金		
家畜伝染病等の発生で影響を受けた農家が畜産経営を維持するための家畜疾病経営維持資金に対する利子補給		
利子補給率	家畜疾病経営維持資金融通事業実施要領第2の5の（3）に定める貸付利率の3分の1以内	
(8) 中山間地域等直接支払交付金事業	令和7年度予算額	5,369 千円
中山間地域の農地保全に取り組む集落への支援を行う。		
(9) 環境保全型農業直接支援対策事業	令和7年度予算額	9,434 千円
環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者組織への支援を行う。		
(10) 水田営農活性化対策事業	令和7年度予算額	2,500 千円
転作田等を利用したはなのまちづくりを推進する。		
(11) 地域農業生産総合振興対策事業	令和7年度予算額	537,600 千円
生産管理施設・機械等の整備等に係る助成を行う。		
(12) レクリエーションファーム推進事業	令和7年度予算額	103 千円
レクリエーションファームの拡充支援		
(13) 市民農園管理	令和7年度予算額	1,073 千円
(14) 市民農園管理運営事業	令和7年度予算額	7,776 千円
市民農園の管理運営及び入園者との交流事業		
仁 色 区画数	202	
南恒屋 区画数	101	
林 田 区画数	36	
(15) 市民農園設備充実事業	令和7年度予算額	980 千円
(16) 市民農園整備事業	令和7年度予算額	1,400 千円
(17) 農業公園管理	令和7年度予算額	1,925 千円
(18) 農業公園管理運営事業	令和7年度予算額	18,587 千円
コテージ及び夢やかたの管理運営事業		
(19) 農業公園整備事業	令和7年度予算額	2,000 千円
(20) はやしだ交流センター管理	令和7年度予算額	6,114 千円
(21) はやしだ交流センター管理運営事業	令和7年度予算額	40,107 千円
(22) はやしだ交流センター設備充実事業	令和7年度予算額	78,289 千円
(23) 石倉峯相の里管理	令和7年度予算額	950 千円
(24) 石倉峯相の里管理運営事業	令和7年度予算額	4,807 千円
(25) 北部農山村地域活性化事業	令和7年度予算額	11,246 千円
姫路市北部農山村地域活性化基本計画で示された施策の実施		
(26) グリーンステーション鹿ヶ壺管理	令和7年度予算額	2,730 千円
(27) グリーンステーション鹿ヶ壺管理運営事業	令和7年度予算額	7,438 千円
(28) グリーンステーション鹿ヶ壺設備充実事業	令和7年度予算額	1,250 千円
(29) 畜産総合対策事業	令和7年度予算額	2,078 千円

3 農業生産基盤の整備

農業生産基盤の整備としてほ場整備、ため池、農道、水路、揚水施設等農業諸施設の新設・改良をその経済効果及び緊急必要度合などを考慮して実施する。

特にほ場整備については、農業振興地域のうち整備可能な農地 2,700ha について国・県事業を導入し、市の助言と助成のもとに、令和 6 年度末現在で 2,098ha の整備が完了し、その進捗率は 77.7%に達している。

事業名	事業内容
老朽ため池等整備	国営土地改良事業負担金 加古川西部土地改良事業（農業用排水施設）に係る市負担金 県営土地改良事業負担金 県営土地改良事業に係る市負担金 ほ場整備事業 農業競争力強化農地整備事業等 ほ場整備事業費償還助成事業 ほ場整備事業に係る償還助成 農村地域防災減災事業 ため池等整備(改修等) 令和 7 年度予算額 942,135 千円
市単独土地改良事業	市単独土地改良助成事業 水路 10 か所 ため池 6 か所 農道等 9 か所 令和 7 年度予算額 88,600 千円

4 農山漁村の生活環境整備

農山漁村の生活環境を総合的に整備するため、土地改良施設の保全活動等を行う地域住民の団体を支援する農業資源保全活動支援事業、住民の憩いの場を管理する農村公園管理運営事業、土地利用の円滑化を図るための地籍調査事業、有害鳥獣捕獲、被害防止体制の推進及び侵入防止柵の整備等により農作物被害防止を図る鳥獣総合対策事業を実施する。

(1) 農業資源保全活動支援事業

事業名	事業内容
農業資源保全活動支援事業	助成対象 農業振興地域において土地改良施設の維持保全活動や長寿命化活動等に取り組む組織 令和 7 年度予算額 216,530 千円

(2) 農村公園の管理

事業名	事業内容
農村公園の管理運営事業	実施地区 農村公園（竹取の郷、荒木の郷） 事業内容 清掃等維持管理 令和 7 年度予算額 6,010 千円

(3) 地籍調査事業

事業名	事業内容
地籍調査事業	安富町における山林部の地籍調査事業 実施地区 安富町三森、安志 事業内容 地籍測量による境界確定 令和 7 年度予算額 30,735 千円

(4) 鳥獣総合対策事業

事業名	事業内容
有害鳥獣捕獲事業	有害鳥獣捕獲に関する事業 事業内容 有害鳥獣捕獲等業務委託、アライグマ等捕獲業務委託 有害鳥獣捕獲確認業務委託、狩猟免許取得費用等助成事業 次代につなぐ狩猟ガイドンス事業、有害鳥獣対策活動経費 捕獲センサー購入補助金 令和7年度予算額 19,238 千円
鳥獣害防止総合対策推進事業	農林業等の被害防止を目的として協議会等による総合的な被害防止対策の実施 事業内容 鳥獣害防止総合対策事業（推進事業）補助金 ・推進体制の整備 ・捕獲機材の整備 ・人材育成研修の開催等 令和7年度予算額 1,874 千円
シカ有害捕獲専任班編成支援事業	捕獲技能に優れた者で専任班を編成し、銃器によるシカの有害捕獲補助金 事業主体 兵庫県猟友会市内支部 補助単価 成獣 24,000 円/頭、幼獣 1,000 円/頭 令和7年度予算額 12,000 千円
シカ・イノシシ有害捕獲促進支援事業	農林業等の被害防止を目的に実施する、シカ（わな猟）及びイノシシ（銃・わな）の有害捕獲補助金 事業主体 兵庫県猟友会市内支部 補助単価 成獣 8,000 円/頭、幼獣 1,000 円/頭 令和7年度予算額 9,820 千円
シカ肉加工流通支援事業	捕獲したシカの利活用を推進するため、処理加工施設への搬入経費を助成 事業主体 兵庫県猟友会市内支部 補助単価 3,000 円/頭 令和7年度予算額 8,247 千円
狩猟期シカ捕獲拡大事業	シカの捕獲拡大を目的に、県が狩猟期間中に実施する捕獲補助金に対する負担金 負担金対象事業 狩猟期間中のシカ捕獲に対し、狩猟者に補助金を交付 補助単価 3 頭以上捕獲した者を対象に 1 頭目から 7,000 円/頭 負担金 姫路市内の捕獲頭数に基づき県が算定 令和7年度予算額 2,009 千円
鳥獣捕獲許可及び鳥獣飼養等登録事業	捕獲許可証の交付、飼養登録事務に要する事務費 令和7年度予算額 57 千円
鳥獣対策サポーター派遣事業	鳥獣対策の専門家（サポーター）を派遣し、農区の主体的な被害防止対策を支援する。 実施地区 青山、奥佐見、護持、塚本、実法寺、実法寺北、深志野 令和7年度予算額 3,441 千円
鳥獣害防止総合対策整備事業	野生動物進入防護柵の整備支援事業 実施主体 姫路市鳥獣害防止対策協議会 令和7年度予算額 19,750 千円

5 畜産業の概要

本市には乳牛や肉牛、採卵鶏などが飼養されている。

畜産物は重要なたん白質供給源であるが、需要に見合った計画的な生産が強く求められている。このような畜産情勢をふまえ、耕種農家と畜産農家との連携を進めている。

(1) 家畜飼養農家戸数と頭羽数

年次	乳牛		肉牛		豚		採卵鶏	
	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	羽数
R2	1	x	10	3,499	2	x	9	838,930
R3	1	x	10	3,592	2	x	9	970,655
R4	1	x	11	4,250	2	x	9	811,540
R5	1	x	11	4,473	2	x	9	788,540
R6	1	x	11	4,058	2	x	9	754,900

※ 頭数の x は秘匿値（戸数少数のため）

7 林 業

1 林業振興の概要

本市の山林面積は約 30,530ha であり、その内訳は国有林が 1,704ha、民有林が 28,826ha である。この民有林の 40.5%は、スギやヒノキなどの人工林である。

森林の有する多面的機能（国土の保全、水源かん養、保健・文化・教育的な場などの機能）は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源のかん養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる。一方で、長期にわたる木材価格の低迷と林業従事者数の減少及び森林境界の不明などから、森林所有者の林業への意欲や関心の減退により森林（人工林）の管理が不十分な状態となっていることに加え、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっている。

このような現状の下、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成 31 年（2019）年 3 月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、「森林環境税」（令和 6（2024）年度から課税）及び「森林環境譲与税」（令和元（2019）年度から譲与）が創設された。

森林環境譲与税を活用した本市独自の施策及び国・県の補助を活用し、木材等資源の生産と利用を継続させながら、多面的機能を有する森林を恒久的に保全していく循環型林業の実現、また、樹種、林齢が異なる水土の保全能力の高い森林に誘導するため、針葉樹と広葉樹の混交林化など多種多様な森林づくりを推進するとともに、市民の生活環境を良好に保つため、森林の多面的な機能が発揮できる環境整備を進め、その機能を活用した施策の展開を図っていく。

(1) 素材生産量

年次	実績数量（m3）
R2	14,321
R3	5,785
R4	2,379
R5	6,463
R6	8,659

(2) 搬出間伐面積

年次	実績数量（ha）
R2	67.91
R3	57.49
R4	24.15
R5	26.03
R6	69.62

(3) 市民参画型森林整備面積

年次	実績数量（累計）
R2	69.9
R3	73.9
R4	76.8
R5	79.3
R6	81.3

(4) 森林環境譲与税

年次	譲与額（円）	実績額（円）
R2	74,458,000	74,458,000
R3	74,528,000	65,951,728 (基金積み立て 8,576,272)
R4	96,722,000	83,062,827 (基金積み立て 13,659,173)
R5	96,722,000	91,476,518 (基金積み立て 5,245,482)
R6	116,528,000	114,775,248 (基金積み立て 1,752,752)

事業名	事業内容	
林産振興事業	条件不利地間伐等推進事業 (森林環境譲与税事業)	奥地等条件不利地の森林における間伐事業への補助
	環境対策育林事業 (森林環境譲与税事業)	国庫補助事業として行われる造林事業(間伐)における上乘補助、作業道の構造物設置・機能回復への補助
	住民参画型森林整備事業	山地災害防止を目的とした地域住民の自発的な森林保全活動に対する定額補助
	森林・山村多面的機能発揮対策事業	森林所有者や地域住民による森林の保全活動・山村地域の活性化支援に対する補助
	集落周辺森林整備事業 (森林環境譲与税事業)	山地災害防止機能等を高めるため、危険木伐採・間伐等の森林整備を実施
	松くい虫被害等景観対策事業	松くい虫被害やナラ枯れ被害を受けた広葉樹の枯れた樹木を伐倒処理することで、景観維持を図る
	バッファゾーン整備事業 (森林環境譲与税事業)	里山林(林縁部)の森林整備及び簡易土留工等の実施により、森林の公益的機能の回復を図る
	公共インフラ施設周辺森林整備事業(森林環境譲与税事業)	道路等の公共インフラ施設等周辺の森林において、危険木伐採等の森林整備実施に係る費用補助(上限500千円)
	市民参加型森林整備事業 (森林環境譲与税事業)	地域住民(自治会等)が主体的に実施する小規模な里山林整備活動に係る費用補助(上限250千円)
	森林管理事業	森林巡視や市有林の林分調査等の委託 市有林の被災に備えた森林保険への加入
	循環型林業推進事業 (森林環境譲与税事業)	市有林で主伐を行い、主伐材を市場に出荷 私有林で実施する主伐・再造林による森林整備に対する補助 森林経営計画に基づく間伐材の搬出に係る運搬費の補助 国庫補助事業として行われる搬出間伐、作業道開設に対する上乘補助
	林地台帳事業 (森林環境譲与税事業)	所有者及び境界等の情報を一元的に取りまとめた林地台帳システムの維持・管理・データ更新
	令和7年度予算額	138,590千円
治山治水事業	林地崩壊防止事業	姫路市が管理する林地荒廃防止施設の維持管理
	県単独補助治山事業	国庫補助の対象とならない小規模な山地崩壊の復旧
	林道維持管理事業	基幹林道等の維持管理
	林道整備事業	基幹林道等の整備・改修、林道橋の点検
	保全林管理運営	藤ノ木山・牧野自然公園及び里山林6所の維持管理
	保全林整備事業	藤ノ木山・牧野自然公園及び里山林6所の施設整備
	人材確保・育成支援事業 (森林環境譲与税事業)	林業に関する知識・技術を習得するための講習会の実施、林業従事者への人材育成等に要する費用に対する補助
	令和7年度予算額	95,520千円

8 水 産 業

1 概要

本市の漁業地区は、本土臨海部とその南西約 18 kmに位置する家島諸島で構成されている。主な漁業形態は、小型底びき網漁業、船びき網漁業、まき網漁業及び刺網などの漁船漁業とノリなどの藻類、魚類及び貝類の養殖業が営まれている。

水産業の振興については、「つくり育てる漁業」を目指し、クマエビ、ヒラメ、ガザミなどの種苗の中間育成放流、貝類の種苗放流、魚礁漁場の造成など水産資源の増殖を図るとともに、養殖業の振興を支援する。

水産基盤の整備については、坊勢島に市管理の坊勢漁港を有しており、「つくり育てる漁業」を支援し、安全で使いやすい漁港づくりを進めるため、漁港施設の整備及び管理を行い漁業活動における安全性の確保、漁業者の就労環境の向上、漁業活動の効率化を目指す。

(1) 漁業協同組合員数

年次	組合員数(人)			漁船 (隻)
	総数	正	准	
R3	793	662	131	1,292
R4	803	644	159	1,269
R5	791	632	159	1,245
R6	781	623	158	1,235
R7	762	606	156	1,225

(2) 漁業協同組合

令和 7 年 4 月 1 日現在

漁協名	漁家戸数(戸)	組合員数(人)
家島	66	75
坊勢	355	438
姫路市	243	249
計	664	762

(3) 養殖生産量の実績

年次	養殖生産量 (トン)	ノリ		カキ (トン)	その他 (トン)
		生産枚数 (千枚)	生産金額 (千円)		
R1	9,704	213,945	2,693,056	1,021	661
R2	10,494	233,478	2,708,817	1,238	500
R3	8,036	165,171	1,295,902	1,473	368
R4	8,088	156,577	1,784,171	1,791	425
R5	9,561	190,490	2,908,630	1,790	628

(4) 漁獲量の実績

(単位 トン)

年次	魚類	貝類	水産 動物類	合計
R1	6,156	42	854	7,052
R2	8,852	50	1,248	10,150
R3	9,448	24	705	10,177
R4	9,734	23	771	10,528
R5	8,102	24	635	8,761

(5) 稚魚の放流実績

種別 年度	クルマエビ (万尾)	クマエビ (万尾)	アサリ (トン)	アカガイ (万個)	ガザミ (万尾)	ヒラメ (万尾)	マコガレイ (万尾)	カサゴ (万尾)	メバル (万尾)	オニオコゼ (万尾)	クロアワビ (万個)	サザエ (万個)
R2	22.2	26.6	1.4	3.6	26.2	1.3	0.9	0.2	1.3	0.2	2.5	2.6
R3	8.5	19.7	1.0	5.0	23.9	3.9	2.1	0.6	0.3	0.9	1.8	2.7
R4	—	1.8	—	4.0	10.9	4.8	2.3	0.2	1.0	0.8	2.0	2.8
R5	—	8.0	—	3.9	32.2	4.6	1.5	0.5	0.5	0.7	2.0	2.8
R6	—	28.5	—	3.6	26.5	5.9	1.7	0	1.7	0.6	2.0	2.2

2 水産業の振興

(1) 栽培漁業振興事業	令和7年度予算額	18,113 千円
水産資源の増殖を図る。 クマエビ (45 万尾)、ヒラメ (6 万尾)、ガザミ (100 万尾)、マコガレイ (3 万尾)、オニオコゼ (1 万尾)、サザエ (1.2 万個)、マナマコ (1.0 万個) の中間育成委託及びカサゴ 23 万尾)、メバル (30 万尾) の種苗生産と中間育成と放流。貝類 (アサリ、アカガイ、アワビ、サザエ) の放流 漁獲変動の影響を受けにくい安定した漁業経営を目指し、漁協が行う貝類養殖試験を支援するとともに、水産資源復活のため産学官協働研究を推進する。		
(2) 漁業近代化資金利子補給金	令和7年度予算額	9,675 千円
漁業者の漁船、養殖施設等の整備を支援し、漁業の近代化に資する。 利子補給率 1%以内		
(3) 離島漁業再生支援事業	令和7年度予算額	74,748 千円
離島漁業集落が行う漁場の生産力の向上に関する取組や漁業の再生に関する実践的な取組を支援する。 築いそ、海底耕うん、種苗放流、直売イベントの開催他		
(4) 地産地消推進事業	令和7年度予算額	7,942 千円
地場水産物及び加工品のPR・振興及び消費拡大を推進する。 かき祭り開催支援、漁業漁場体感事業他		
(5) 強い水産業づくり推進事業	令和7年度予算額	3,000 千円
災害等により発生した漁業操業に支障のあるごみの処理を支援する。 水産加工施設の整備を支援する。		
(6) 豊かな漁村創生支援事業	令和7年度予算額	4,696 千円
環境保全や漁村文化継承のための活動を支援する。		
(7) がんばる沿岸漁業応援事業	令和7年度予算額	2,100 千円
水産資源の安定確保と増殖を図る。 老朽化が進む姫路栽培漁業センターの整備を支援する。		
(8) 漁村漁場再生推進事業	令和7年度予算額	63,600 千円
漁村の漁場環境悪化や資源の減少に対し、漁場の整備を行う。 並型魚礁設置、魚礁効果調査		

3 水産基盤の整備

坊勢漁港の概要

所在地 家島町坊勢
 漁港の種別 第2種
 漁港管理者 姫路市 (平成18年4月28日)
 ※ 旧家島町の指定は昭和49年12月24日

坊勢漁港の港勢

年次	漁船隻数 (隻)	属地水揚量 (t)
R5	833	6,867.0

※ 港勢調査から

漁港施設 外郭施設 3,258m
 係留施設 3,735m
 輸送施設 1,892m
 泊地 408,693 m²
 漁港施設用地 62,772 m²

海岸保全施設 護岸 1,318m
 離岸堤 116m
 陸こう 19基
 樋管 13基

(1) 漁港施設維持管理事業	令和7年度予算額	9,971 千円
坊勢漁港の維持管理		
(2) 漁港海岸保全施設受託管理事業	令和7年度予算額	5,000 千円
県営家島漁港の高潮対策施設の受託管理		
(3) 水産物供給基盤機能保全事業	令和7年度予算額	162,500 千円
漁港施設の長寿命化対策		

(4) 漁港施設防災対策事業	令和 7 年度予算額	682,568 千円
地震・津波に対する漁港施設の機能強化、防護対策	(令和 6 年度繰越含む)	
(5) 海岸保全施設整備事業	令和 7 年度予算額	27,398 千円
地震・津波・高潮に対する海岸保全施設の整備	(令和 6 年度繰越含む)	
(6) 漁港機能増進事業	令和 7 年度予算額	43,229 千円
漁港施設の安全対策施設の老朽化や破損に伴う設備の更新等	(令和 6 年度繰越含む)	
(7) 県営漁港改良事業負担金	令和 7 年度予算額	23,775 千円
県営漁港の改良事業に対する地元負担		

9 農業振興センター

1 概要

本センターは、昭和 37 年 10 月市内田寺に営農試験場として開設、昭和 44 年 4 月に農業センターと改称し、都市農業の振興や園芸の普及に努めてきた。その後、昭和 55 年 10 月に現在地・山田町に移転し、翌年 4 月に園芸センターと改称、緑化の生産基地としての役割を担ってきたが、平成 18 年 3 月の周辺 4 町との編入合併を機に、農業振興の拠点としての期待の高まりを受け、平成 20 年 7 月農業振興センターと改称し、現在に至る。

本センターでは、地産地消の推進を図るため野菜種苗・果樹苗木の供給等の生産者支援を行うほか、農業の多様な担い手を育成するため、ひめじ帰農塾や林田チャレンジ農園での講習会を実施している。また、都市と農村の交流や食育の推進を図るため、農林漁業まつりや日曜朝市の開催、小学生などを対象とした農業体験事業を実施している。

さらに、新たな作目や新技術を普及するための栽培試験やスマート農業の推進を図るための調査研究、市内の学校や公共施設を対象とした草花の配布や温室鉢花等の栽培・展示・販売なども実施している。

2 施設の概要

所在地	山田町多田	草花生産ほ場	3,360 m ²
総面積	111,668 m ²	樹木展示場	10,906 m ²
管理施設	1,996 m ²	ガラス温室等 7 棟	1,063 m ²
	(管理棟、倉庫他)	パイプハウス 18 棟	2,928 m ²
そ菜試作ほ場	8,120 m ²	網室 2 棟	280 m ²
樹木生産ほ場	11,971 m ²	屋外栽培棚	602 m ²
果樹展示ほ場	7,098 m ²	駐車場・芝生広場ほか	63,345 m ²

3 業務の内容

(1) 農業振興事業

令和 7 年度予算額 32,642 千円

高付加価値が見込める農産物の定着や安定供給に向けた試験栽培や県・J A と連携した技術指導を行うとともに、国や県、企業が進めるスマート農業の情報収集や調査研究を行う。また、地域の団体等が取り組む産地づくりやイベント開催等に対する支援を実施し、活力ある農村づくりを促進する。

- ①ひめじ農業新技術育成支援事業 スマート農業実演会及び研修会、パイプハウス更新に伴う環境計測装置の導入、果樹の試験栽培を行う。
- ②野菜特産化推進事業 各季節の野菜、網干メロン、姫路ネギ、姫路若菜、海老芋の展示栽培、普及及び、特産化の支援を行う。
- ③果樹特産化推進事業 展示栽培、イチジク・ブルーベリー栽培普及、ひめじ農業新技術育成支援事業で選定された優良品目の栽培技術指導を行う。
- ④切り花周年栽培モデル事業 切り花約 10 種類 30 品種 3,000 株を栽培する。
- ⑤温室花苗鉢花試験栽培 約 20 種、約 50,000 鉢の栽培試験及び花壇での植栽試験、サイネリアの低加温栽培技術確立のための試験栽培を行う。
- ⑥樹木栽培事業 農業振興センターの植栽及び展示園における樹木栽培維持管理を行う。
- ⑦ウマノスズクサ生産推進事業 市蝶ジャコウアゲハの食草ウマノスズクサの苗の中間育成・配布協力を行う。
- ⑧露地草花栽培事業 花壇用草花試験栽培を行い、生産した苗を市立学校・市内公共施設に配布する。
- ⑨姫路菊とサギソウのウイルスフリー苗の生産 姫路菊の品種保存、サギソウの無菌播種による品種保存、小菊親鉢用のウイルスフリー苗保存試験を行う。
- ⑩地域活性化支援事業 山田スイカ復活を目指す地域への支援、遊休農地を活用した機能性野菜の栽培支援、リンドウ等山野草を活用した地域おこしの支援の実施

(2) 農業体験研修事業

令和7年度予算額 7,283 千円

多様な担い手を育成するための農業研修や、農業に対する理解を深め将来の担い手を育成するための児童・園児への農業体験を実施する。

また、農業イベントの開催を開催し、生産者と消費者との交流の場を提供し、地産地消を促進する。

①ひめじ農業収穫体験事業

- ・サツマイモ・ダイコンの栽培・収穫体験（小学校、幼稚園、保育所、一般）
- ・ダイコンの播種～収穫～販売体験（山田小学校6年生、農林漁業まつりにて販売）
- ・小学5年生の自然学校を対象としたジャガイモ・タマネギ・ニンジン等の収穫体験
- ・サイネリアの栽培体験（山田小学校5年生、卒業式に使用）

②農業研修「ひめじ帰農塾」

農業に挑戦したい市民（定年退職者等）を対象とし、農業に必要な知識と野菜、果樹、花苗・鉢花の栽培技術の研修、将来直売所などへ出荷できるよう養成する。

- ・農業講座 講義を中心とした「座学コース」（約60名）
※播磨地域8市8町住民対象、移住定住支援枠設置（5名）
- ・農業実践 野菜、果樹、花苗・鉢花の3コース（野菜11名・果樹13名・花10名）
- ・新規就農者支援枠設置 若手農業者の確保と育成のため、実習部門の各コースに1名の枠を設置

③「林田チャレンジ農園」栽培技術講習事業

林田チャレンジ農園栽培講習付区画利用者を対象とした栽培技術講習会を実施する。

④ひめじ楽園塾

学校や公民館、好古学園大学校等市民を対象に市政出前講座を活用した栽培講習会を実施する。

⑤ひめじ帰農塾OB花苗供給事業

農業研修修了生等を対象とし、花苗等の種苗を提供する。

⑥日曜朝市の開催

農業振興センター及び市内の農家等による朝市を年間12回開催する。（毎月第一日曜日、1月は休み、12月は2回開催）

⑦オープンファーム開催事業

市内小学生を対象にセンターの園内見学や野菜、果樹、草花の収穫など農業イベントを開催する。

10 中央卸売市場

1 概要

姫路市中央卸売市場は、昭和 32 年に、全国で 15 番目の中央卸売市場として開設され、姫路市を中心とした播磨地域を供給圏域としている。開場以来、生鮮食料品の安定供給を目的として、「モータリゼーションの進展」「輸送車両の大型化」「低温流通の発展」といった時代のニーズに合わせて、市場施設の整備を行い、生鮮食料品を安定的に供給する拠点として、重要な役割を担ってきた。

近年は少子高齢化や消費者のライフスタイルの変化、市場外流通の増加、大規模市場への出荷の集中等により、市場の取扱数量・金額は減少傾向である。加えて時代の変遷とともに施設の老朽化が著しくなり、卸売市場に求められる社会的な要請への対応が困難になってきたことから、平成 24 年度から本市場の今後の在り方について官民一体で検討を行い、平成 27 年 7 月に「姫路市中央卸売市場経営戦略」及び「姫路市中央卸売市場整備基本計画」を策定した。

さらに、本市場運営協議会から、市場の施設整備について「白浜地区への移転」とする提言書が提出されたことを受け、本市において協議を行った結果、平成 27 年 8 月に同地区への移転再整備の方針決定がなされた。

その後、場内事業者との検討や施設の設計業務を進め、令和 2 年度に新市場整備工事に着手し、約 2 年間の工事期間を経て、令和 5 年 3 月 13 日に白浜町に「品質・衛生管理の強化」「温度管理の徹底」「物流動線の効率化」「安全性の向上」を図った新市場が開場した。

令和 6 年度には「姫路市中央卸売市場経営戦略改定版」を策定し、今後は市場関係者が一体となりこの新たな経営戦略に基づく各施策・取組を実行することで、「播磨地域の食文化の拠点」づくりを進め、播磨地域の食を守り育む卸売市場を目指して日々まい進していく。

(1) 名称	姫路市中央卸売市場							
(2) 開設者	姫路市							
(3) 開設日	姫路市中央卸売市場							
	昭和 32 年 2 月 14 日（開設認可）							
	昭和 32 年 10 月 20 日（業務開始）							
	姫路市青果地方卸売市場							
	平成 27 年 2 月 16 日（開設許可）							
(4) 位置及び面積	平成 27 年 4 月 1 日（業務開始）							
	姫路市中央卸売市場（水産物部及び青果部）							
	令和 2 年 6 月 19 日（中央卸売市場の認定）							
	令和 2 年 6 月 21 日（業務開始）							
	姫路市白浜町甲 1920 番地 54 69,419.71 m ²							
(5) 開場の時間	午前 0 時から午後 12 時まで							
(6) セリ開始時間	水産物部	鮮魚	午前 4 時 50 分	青果部	朝ぜり（野菜）	午前 5 時 00 分		
					（果実）	午前 5 時 20 分		
		塩干	午前 4 時 40 分		昼ぜり（果実）	午前 9 時 10 分		
					（野菜）	午前 9 時 30 分		
(7) 関係業者（令和 7 年 4 月 1 日現在）	卸売業者	水産物部	2	青果部	1			
	仲卸業者	水産物部	12（鮮魚 6・塩干魚 5・練製 1）					
		青果部	16（野菜 9・果実 6・野菜と果実 1）					
	関連事業者	第 1 種（機能の充実） 1						
		第 2 種（利便性の向上） 19						
	売買参加者	水産物部	13（鮮魚 7・塩干魚 6）			青果部	0	

2 主要施設 (単位 m²)

種別	面積	種別	面積
卸売場棟	21,777	廃棄物集積棟	553
管理棟	2,901	運送事務所棟	167

3 年次別取扱高

青果・水産

(単位 トン・千円)

区分 年次	青果		水産物		合計	
	取扱量	金額	取扱量	金額	取扱量	金額
R2	34,191	8,547,469	25,050	15,523,118	59,241	24,070,587
R3	32,026	8,174,154	23,975	15,174,931	56,001	23,349,085
R4	30,204	8,313,110	22,053	15,857,794	52,257	24,170,904
R5	28,977	8,165,661	19,283	16,390,093	48,260	24,555,754
R6	25,855	8,117,429	18,191	15,233,646	44,046	23,351,074

※ 兼業含む

4 市場使用料収入

(単位 円)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
市場使用料	334,381,179	314,350,043	315,390,172	277,039,161	269,462,420

健康福祉

こども未来

1 生活保護	176
2 児童福祉	180
3 ひとり親の福祉	194
4 生涯現役社会の実現	198
5 高齢者福祉	201
6 介護保険制度	205
7 障害者福祉	214
8 医療費助成制度	224
9 その他福祉	227
10 福祉施設一覧	237
11 福祉計画・施設整備等	249
12 災害時要援護者対策	251
13 保健衛生	254
14 医療	275
15 国民年金	283
16 国民健康保険	286
17 後期高齢者医療保険	291

1 生 活 保 護

1 概要

令和 7 年度予算額 14,815,296 千円

憲法第 25 条の理念に基づき、国は国民が健康で文化的な最低限度の生活を維持するための基準を設定している。そして、要保護者がその資産・能力の全て、及び他法による諸制度を活用してもなお基準以下の生活を余儀なくされる場合には、生活保護法によりその不足分を補足して、最低基準の生活を保障しつつ、その自立を助長することが本制度の目的である。

2 生活保護の状況

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
全 市 人 口 (人)	528,519	527,263	524,806	522,019	519,168
全 市 世 帯 数	223,254	225,396	227,497	229,401	231,266
保 護 世 帯 数	6,649	6,641	6,649	6,754	6,795
保 護 人 員 (人)	8,251	8,165	8,160	8,243	8,202
保 護 率 (%)	1.56	1.55	1.56	1.58	1.58
保 護 費 (円)	14,292,634,201	14,338,745,580	14,421,284,206	14,788,920,370	14,687,391,225
1 人当たり月額(円)	144,353	146,344	147,276	149,510	149,226
保護費の内訳(円)					
生 活 扶 助 (件数)	4,466,169,173 (5,873)	4,385,808,120 (5,829)	4,376,827,062 (5,834)	4,443,043,987 (5,916)	4,407,685,681 (5,898)
住 宅 扶 助 (件数)	2,325,385,783 (5,726)	2,328,142,388 (5,730)	2,353,902,291 (5,749)	2,414,378,160 (5,839)	2,438,048,591 (5,876)
教 育 扶 助 (件数)	33,996,434 (214)	34,074,685 (195)	32,336,333 (199)	31,926,581 (197)	29,408,334 (177)
介 護 扶 助 (件数)	389,783,068 (1,854)	432,759,300 (1,908)	460,673,689 (1,924)	500,826,024 (2,000)	521,745,472 (2,066)
医 療 扶 助 (件数)	6,776,581,246 (5,727)	6,856,602,462 (5,732)	6,897,782,620 (5,750)	7,093,039,054 (5,880)	6,962,321,491 (5,976)
その他の扶助	47,683,521	50,656,778	61,573,786	60,597,939	62,198,455
保護施設事務費	253,034,976	250,701,847	238,188,425	245,108,625	265,983,201

(注) 1 全市人口、全市世帯数、保護世帯数、保護人員は各年度の月平均数値

2 保護率は、人口 100 人に対する生活保護実人員

3 保護費の内訳中 (件数) は各年度の月平均世帯数

3 保護申請受理状況

(件)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
件 数	690	693	824	872	862

4 世帯類型別被保護世帯の状況

(各年度月平均の世帯数)

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
高齢者世帯	3,970	4,028	4,019	4,066	4,073
母子世帯	209	187	193	196	188
障害者世帯	672	674	680	706	731
傷病者世帯	961	915	889	875	851
その他の世帯	837	838	868	911	952
合 計	6,649	6,642	6,649	6,754	6,795

5 生活保護算定基準（令和7年4月1日現在）

(1) 生活扶助

・ 冬季加算額 (円)

・ 第1類 (円)

年齢	基準額
0～2	43,240
3～5	43,240
6～11	45,060
12～17	47,790
18～19	45,520
20～40	45,520
41～59	45,520
60～64	45,520
65～69	45,060
70～74	45,060
75歳以上	38,690

・ 第2類 (円)

人 員	基準額
1人	27,790
2人	38,060
3人	44,730
4人	48,900
5人	49,180
6人	55,650
7人	58,920
8人	61,910
9人	64,670
10人以上1人増すごとに加算する額	2,760

・ 期末一時扶助費 (円)

年 齢	基準額
1人	13,520
2人	22,030
3人	22,720
4人	25,550
5人	26,630
6人	30,280
7人	32,170
8人	34,060
9人	35,690
10人以上1人増すごとに加算する額	1,620

(11月から3月)

人 員	基準額
1人	2,630
2人	3,730
3人	4,240
4人	4,580
5人	4,710
6人	5,010
7人	5,220
8人	5,380
9人	5,560
10人以上1人増すごとに加算する額	180

・ 通減率

人 員	通減率
1人	1.00
2人	0.87
3人	0.75
4人	0.66
5人	0.59
6人	0.58
7人	0.55
8人	0.52
9人	0.50
10人～	0.50

・ 経過的加算額

	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人～
0～2歳	0	0	0	0	1,840	860	0	0	0	0
3～5歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6～11歳	0	0	0	0	0	0	0	30	850	790
12～17歳	0	0	0	1,050	2,720	2,250	3,460	4,760	5,640	5,570
18～19歳	0	50	950	2,550	4,060	3,570	4,710	5,940	6,770	6,710
20～40歳	0	50	0	1,090	2,680	2,180	3,320	4,550	5,390	5,320
41～59歳	0	50	0	0	1,070	570	1,710	2,950	3,780	3,720
60～64歳	0	50	0	0	110	0	120	1,350	2,190	2,120
65～69歳	0	0	0	0	380	0	370	1,590	2,420	2,350
70～74歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75歳以上	1,340	610	0	0	810	240	1,180	2,210	2,900	2,840

基準生活費は、世帯を単位として算定するものとし、その額は、次の算式により算定した額とし、その額に 10 円未満の端数が生じたときは、当該端数を 10 円に切り上げるものとする。

また、12 月の基準生活費の額は、次の式により算定した額に期末一時扶助の表に定める額を加えた額とする。

算式：A + B + C

A：第 1 類の表に定める世帯員の年齢別の基準額を世帯員ごとに合算した額に、逡減率の表に掲げる世帯人数に応じた率を乗じて得た額及び第 2 類の表に定める基準額の合計額

B：経過的加算額の表に定める世帯人数に応じた年齢別の加算額を世帯員ごとに合算した額

C：冬季加算額

(2) 住 宅 扶 助

家賃	单身	38,000 円以内
	2 人	46,000 円以内
	3～5 人	49,000 円以内
	6 人	53,000 円以内
	7 人以上	59,000 円以内

※単身世帯は床面積による減額措置有り

(3) 教 育 扶 助

小学校	3,680 円 (給食費 5,100 円) (学習支援費 16,400 円以内)
中学校	6,100 円 (給食費 5,700 円) (学習支援費 59,800 円以内)

(4) 介 護 扶 助

現物給付

(5) 医 療 扶 助

現物給付

(6) 出 産 扶 助

基 準	318,000 円以内
施 設	入院料実費加算
衛生材料費	6,200 円以内

(7) 生 業 扶 助

生業費	47,000 円以内
特別基準	78,000 円以内
技能習得費	90,000 円以内
特別基準	146,000 円以内

高校就学費

基本額	9,470 円
教材代	実費
交通費	実費
授業料(公立高校等の 3 年間)	無償
授業料(高専(4、5 年)等)、	公立高校に
入学料	おける額以内
入学審査料	30,000 円以内
学習支援費	101,000 円以内

就職支度費

34,000 円以内

(8) 葬 祭 扶 助

大人	219,000 円以内
小人	175,200 円以内

6 年齢階層別被保護者の状況

令和 6 年 7 月現在 (人)

年齢 性別	～5	～11	～14	～19	～29	～39	～49	～59	～69	70 歳 以上	計
男 (人)	62	85	49	88	102	112	313	676	815	1,659	3,961
女 (人)	53	95	48	77	118	179	280	508	521	2,254	4,133
計 (人)	115	180	97	165	220	291	593	1,184	1,336	3,913	8,094

7 給付等一覧

制度の名称	資格・要件等	内容等	R6 年度実績
被保護世帯体操服代助成 (愛の福祉金)	被保護世帯の中学 1 年生	学校規定の体操服購入 額 実費給付	24 人
被保護世帯小・中学校卒業旅行の諸費の助成 (愛の福祉金)	被保護世帯の小学 6 年生の児童、中学 3 年生 の生徒	卒業旅行参加経費の一 部を給付	小学生 39 人 中学生 26 人
行路困窮者援護 (愛の福祉金)	(1) 行路中盗難、紛失、災害等で旅費等に 困窮している者 (2) 申請に基づき援護を必要と認めた者	(1) 旅費 最寄市町までの運賃 (2) 食費 (別途考慮)	(1) 46 件 (2) 2 件
行旅病人被服支給 (愛の福祉事業)	行旅中困窮している病人で被服の支給を必要 と認めた者	現物給付	17 件

2 児 童 福 祉

1 子どものための教育・保育給付

(1) 特定教育・保育施設

保育所は、就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育を行う児童福祉施設である。

認定こども園は、保護者の就労の有無にかかわらず、教育と保育を一体的に行うとともに、地域の子育て支援を行う施設である。本市には、幼保連携型（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく学校及び児童福祉施設）、幼稚園型（学校教育法に基づく学校であり、保育所機能を有するもの）、保育所型（児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、幼稚園機能を有するもの）の3類型がある。

幼稚園は、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校である。

〔特定教育・保育施設数〕 (令和7年4月1日現在)

施設類型		令和7年度		
		市立	私立	合計
認 定 こ ど も 園		12	76	88
	幼 保 連 携 型	12	46	58
	幼 稚 園 型	—	6	6
	保 育 所 型	—	24	24
保 育 所		17	11	28
幼 稚 園		29	1	30
合 計		58	88	146

〔認定別・年齢別利用児童数〕

(各年4月1日現在)

年 度	公私別	施設数	認定別	利用定員 (人)	利用児童数 (人)						
					0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
R3	市立	29	1 号	341	—	—	—	65	52	71	188
			2・3 号	3,284	68	289	444	585	661	684	2,731
	私立	84	1 号	2,588	—	—	—	807	825	693	2,325
			2・3 号	9,455	275	1,078	1,522	1,900	2,006	2,129	8,910
	合計	113	計	15,668	343	1,367	1,966	3,357	3,544	3,577	14,154
R4	市立	63	1 号	3,271	—	—	—	208	558	586	1,352
			2・3 号	3,284	56	292	425	556	639	684	2,652
	私立	85	1 号	2,689	—	—	—	844	796	740	2,380
			2・3 号	9,642	271	1,101	1,570	1,831	2,035	2,112	8,920
	合計	148	計	18,886	327	1,393	1,995	3,439	4,028	4,122	15,304
R5	市立	62	1 号	2,901	—	—	—	238	459	571	1,268
			2・3 号	3,307	56	274	399	495	596	648	2,468
	私立	88	1 号	2,696	—	—	—	814	774	710	2,298
			2・3 号	9,901	270	1,126	1,585	1,908	2,001	2,123	9,013
	合計	150	計	18,805	326	1,400	1,984	3,455	3,830	4,052	15,047
R6	市立	60	1 号	2,547	—	—	—	221	391	482	1,094
			2・3 号	3,169	50	267	357	481	545	602	2,302
	私立	88	1 号	2,589	—	—	—	770	716	707	2,193
			2・3 号	9,938	278	1,153	1,574	1,888	2,082	2,069	9,044
	合計	148	計	18,243	328	1,420	1,931	3,360	3,734	3,860	14,633
R7	市立	58	1 号	2,475	—	—	—	224	349	404	977
			2・3 号	3,169	60	252	347	460	503	560	2,182
	私立	88	1 号	2,619	—	—	—	803	658	657	2,118
			2・3 号	9,938	306	1,122	1,566	1,861	2,057	2,129	9,041
	合計	146	計	18,201	366	1,374	1,913	3,348	3,567	3,750	14,318

※他市町施設の利用者及び他市町からの利用者を除く

※1号認定：満3歳以上の子どもで、教育を希望するもの(R3は市立幼稚園の利用者を除く)

2号認定：満3歳以上の子どもで、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望するもの

3号認定：満3歳未満の子どもで、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望するもの

(2) 私立施設教育・保育給付費

令和7年度予算額 14,116,835千円

保育の必要性等について市が認定した児童のうち、私立(市外公立を含む)の認定こども園、幼稚園、保育所等での教育・保育に要する費用を給付する。

2 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

ア 利用者支援事業(基本型)

令和7年度予算額

529千円

利用者の個別ニーズを把握して、教育・保育施設や子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供や相談、利用支援等を実施する。また、地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整や連携体制づくりに取り組む。

すこやか子育てセンターと駅前すくすくひろばに利用者支援員を各2名配置している。

〔相談件数〕

年度	育児相談 (来所)	利用相談 (来所)	育児相談 (電話)	利用相談 (電話)	育児相談 (訪問)	計
R2	226	293	116	19	0	654
R3	102	322	111	34	0	569
R4	114	200	105	19	0	438
R5	143	263	107	37	0	550
R6	157	337	88	53	0	635

イ 利用者支援事業（特定型）

待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施する。こども保育課に利用者支援員 3 名を配置している。

〔相談件数〕

年度	窓口相談	電話相談	出張相談	合計	出張支援（回）
R2	5, 157	6, 343	192	11, 692	18
R3	4, 855	5, 998	192	11, 045	16
R4	5, 653	6, 532	149	12, 334	16
R5	5, 375	8, 679	119	14, 173	16
R6	5, 406	7, 420	99	12, 925	17

ウ 利用者支援事業（母子保健型）（P267 参照）

エ 利用者支援事業（こども家庭センター型）

児童福祉法第 10 条の 2 に基づく「こども家庭センター」。全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健及び児童福祉の両機能が緊密に連携・協働し、一体的に相談支援を行う。

母子保健機能の詳細については（P263 参照）、児童福祉機能の詳細については（P190 参照）

(2) 延長保育事業

令和 7 年度予算額 市立：377, 503 千円

私立：155, 008 千円

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う延長保育に対する需要に対応するため、通常の保育認定時間を超えて延長保育を実施し、長時間保育への需要に対応する。

(3) 放課後児童健全育成事業

令和 7 年度予算額 1, 107, 038 千円

放課後児童クラブの開設・運営

市内の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）児童で授業終了後、保護者の就労等により家庭で保護を受けられない児童の保護及び健全な育成を図るため、放課後児童健全育成事業として放課後児童クラブを運営する。

ア 対象児童

市内の小学校に就学している留守家庭児童

イ クラブ数

67 クラブ（令和 7 年 5 月 1 日現在）

（専用施設、体育館コミュニティルーム、余裕教室等で実施）

ウ 実施日

日曜日、祝日、特に定める日を除く毎日

エ 実施時間

授業終了時から午後 6 時まで（学校休業日は、午前 7 時（土曜日は、午前 8 時）から午後 6 時まで）

※ 時間延長事業を利用する場合は午後 7 時まで

オ 利用料金

月額 7, 000 円（8 月は 10, 000 円）

延長利用 月額 1,000 円

傷害保険料 年額 500 円

おやつ代 月額 1,000 円

〔実施状況〕

各年 5 月 1 日現在（人）

区分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
放課後児童健全 育成事業 (放課後児童クラブ)	実施校区数	67	67	67	67	67
	児童数	4,361	4,205	4,302	4,349	4,442
	1 年生	1,509	1,414	1,551	1,626	1,580
	2 年生	1,342	1,256	1,239	1,339	1,426
	3 年生	936	970	963	906	1,006
	4 年生	387	382	370	315	271
	5 年生	121	134	131	108	116
	6 年生	66	49	48	55	43
	支援員数	469	507	511	540	561

〔放課後児童クラブ〕

開設校区	所在地	電話
砥堀小	砥堀 1240－3	264－3166
水上小	西中島 382	283－5161
増位小	白国五丁目 9－10	284－2630
広峰小	峰南町 2－1	281－3138
城北小	伊伝居 614－1	284－7553
野里小	坊主町 3－1	283－5056
城乾小	南八代町 6－60	297－0680
城西小	新在家二丁目 4－1	292－2267
安室東小	田寺東二丁目 5－1	298－6634
安室小	田寺六丁目 11－12	297－5520
高岡小	西今宿四丁目 8－1	298－6086
高岡西小	上手野 1－1	298－5313
曾左小	書写 634－51	266－5158
峰相小	打越 582－1	267－8864
白鳥小	飾西 341	267－9009
青山小	青山北三丁目 42－1	267－0595
太市小	西脇 507	269－1855
東小	市之郷町二丁目 34	284－2612
城東小	城東町竹之門 1	284－2633
白鷺小中	本町 68－52	283－3188
船場小	東雲町一丁目 29	294－0076
城陽小	北条 923－1	283－1120
手柄小	延末 148－2	282－5888
荒川小	井ノ口 49－1	298－2523
八木小	八家 50	246－0228
糸引小	東山 114－1	246－5535
白浜小	白浜町甲 458	246－7855
妻鹿小	飾磨区妻鹿 786－3	245－8030
高浜小	飾磨区阿成鹿古 250	233－0818
飾磨小	飾磨区恵美酒 22	234－5388
津田小	飾磨区今在家三丁目 233	235－2334
英賀保小	飾磨区英賀清水町二丁目 76	238－2522
八幡小	広畑区西蒲田 1400－24	237－3526
広畑小	広畑区清水町一丁目 47	236－5667

開設校区	所在地	電話
広畑第二小	広畑区高浜町三丁目 35	236－1366
大津小	大津区天満 1001－4	236－8060
南大津小	大津区真砂町 40－34	238－2533
大津茂小	網干区田井 256－1	273－8832
網干小	網干区新在家 897－1	274－2202
網干西小	網干区浜田 24	273－1622
勝原小	勝原区丁 735－3	273－6881
旭陽小	網干区坂上 425－1	273－6733
余部小	余部区上余部 643－1	272－2123
船津小	船津町 921－2	232－1514
山田小	山田町西山田 114	263－2888
豊富小中	豊富町御蔭 925	264－0551
谷内小	飾東町八重畑 112－2	262－1561
谷外小	飾東町豊国 560	253－2818
花田小	花田町勅旨 264－2	252－2855
御国野小	御国野町御着 1049－3	252－6833
四郷学院	四郷町坂元 261－3	252－3010
別所小	別所町別所 673	252－6016
的形小	的形町の形 1619	254－3002
大塩小	大塩町汐咲二丁目 19	254－2126
林田小	林田町六九谷 523	261－2558
伊勢小	林田町上伊勢 886－1	261－4110
置塩小	夢前町宮置 235	335－3353
古知小	夢前町古知之庄 401－1	336－2250
前之庄小	夢前町前之庄 2838－1	336－1535
蒔野小	夢前町蒔野 299－2	336－0160
上菅小	夢前町護持 381－2	335－3983
菅生小	夢前町菅生潤 802－1	335－5235
香呂小	香寺町香呂 626	232－5366
中寺小	香寺町中寺 231	232－0080
香呂南小	香寺町須加院 173	264－2711
安富南小	安富町安志 869	(0790) 66－4370
安富北小	安富町朽原 642－1	(0790) 66－2430

(4) 子育て短期支援事業

令和 7 年度予算額 3,654 千円

保護者が疾病等により家庭での児童の養育が困難となった場合等に、乳児院、児童養護施設又は母子生活支援施設において一時的に養育・保護する。

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利 用 者 数 (人)	80	61	72	143	109
延利用日数 (日)	226	190	304	536	338

(5) 乳児家庭全戸訪問事業 (P277 参照)

(6) 養育支援訪問事業

令和 7 年度予算額 187 千円

養育上の不安を抱える家庭に対し、相談員を派遣し適切な養育に向けた指導や助言を行うことにより当該家庭の身体的・精神的負担を軽減する。

(7) 子育て世帯訪問支援事業

令和 7 年度予算額 6,322 千円

養育上の不安を抱える家庭に対し、ヘルパーを派遣し、家事・育児援助等を行うことにより当該家庭の身体的・精神的負担を軽減する。

(8) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。

本市では、24 か所で実施しており、各実施場所において親子向けのプログラム等を実施している。また、合同研修等により、地域子育て支援拠点相互間の情報共有や連携を図っている。

〔地域子育て支援拠点事業実施場所一覧〕

名称	所在地	電話番号
すこやかひろば	市之郷 1006-8 すこやかセンター3 階	223-5640
駅前すくすくひろば	駅前町 188-1 ピオレ姫路 6 階	223-6160
のびのび広場みらいえ	日出町三丁目 3 こどもの未来健康支援センター内	289-8011
わくわく広場いえしま	家島町真浦 2137-1 家島事務所 2 階	325-2641
わくわく広場ゆめさき	夢前町菅生潤 1384-1 菅生公民館 1 階	335-4153
わくわく広場こうでら	香寺町土師 396 香寺公民館 2 階	265-0666
わくわく広場やすとみ	安富町安志 1151 安富事務所 1 階	0790-66-4352
星の子つどいの広場	青山 1470 番地 24	267-3050
飾磨つどいの広場	飾磨区細江 2654 番地	234-6090
広畑つどいの広場	広畑区正門通一丁目 7 番地 3	239-8440
網干つどいの広場	網干区垣内中町 120 番地	274-4732
東つどいの広場	花田町加納原田 813 番地	253-6001
安室つどいの広場	田寺東二丁目 7 番 13 号	294-7212
東光つどいの広場	幸町 99 番地 1	223-4711
面白山つどいの広場	神子岡前三丁目 8 番 1 号	294-3345
北つどいの広場	豊富町御蔭 1110 番地 3	264-4250
灘つどいの広場	白浜町宇佐崎中二丁目 520 番地	247-3710
城陽保育所	北条宮の町 93	281-9900
萩 学 園	豊富町豊富 1528	264-1175
姫路ひまわり保育園	北夢前台一丁目 59	293-0205
津田このみ学園	飾磨区今在家六丁目 133	231-1155

名称	所在地	電話番号
網干れんげ保育園	網干区坂出 184	273-3930
やながせ保育園大津みやび野分園	大津区大津町一丁目 31-111	236-3100
別所まるやまこども園	別所町佐土二丁目 77	252-0770

(9) 一時預かり事業

ア 一時保育

令和 7 年度予算額

市立：1,016 千円

私立：33,420 千円

保護者のパート就労に伴う非定型的保育や、保護者の急な疾病等に対応した緊急保育等の一時的保育を実施する。

イ 預かり保育

令和 7 年度予算額

私立：116,794 千円

保護者の就労等により教育時間の前後や長期休業日等に保育を必要とする児童を保育する。

(10) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

令和 7 年度予算額

市立：32,084 千円

私立：100,169 千円

保育所等に通っていない子どもを対象に、市内の保育所等において、保護者の就労要件を問わず、月 10 時間の範囲内で定期的な預かりを行う。（令和 7 年度モデル事業を実施）

(11) 病児・病後児保育事業

令和 7 年度予算額

50,891 千円

保育所、小学校等に通う児童が病気又は病気の回復期にあり、保護者が仕事等で自宅での看護・保育が困難な期間、市内の専用施設で一時的に看護・保育を行う。

〔病児・病後児保育施設一覧〕

名称	所在地	電話番号
アメニティホーム広畑学園	広畑区蒲田 370 番地 1	236-1630
わたまちキッズルーム	綿町 83 番地わたまちこどもビルディング 2 階	221-8824
ピューパホール	八代東光寺町 13 番 11 号	282-2692

〔病後児保育施設一覧〕

名称	所在地	電話番号
専徳寺保育園勝原駅前分園	勝原区熊見 96 番地 14	239-5888

※休止中の施設を除く

〔利用者数・延利用日数〕

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用者数（人）	305	569	556	722	847
延利用日数（日）	378	723	719	1,020	1,196

(12) ファミリーサポートセンター事業

令和 7 年度予算額

4,218 千円

育児の援助を受けたい人（依頼会員）と、行いたい人（提供会員）を会員登録し、会員間で育児の援助活動を行う。
平成 14 年 7 月 1 日事業開始。

ア 登録会員数

（各年度 3 月 31 日現在）

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
依頼会員（人）	1,710	1,716	1,754	1,751	1,735
提供会員（人）	662	672	678	688	685
両方会員（人）	173	148	132	123	119
合計（人）	2,545	2,536	2,564	2,562	2,539

イ 援助活動件数 3,208 件

ウ ファミリーサポートセンター事業説明会 開催数 165 回、参加者 255 人

エ ファミリーサポートセンター会員講習会・交流会 開催数 8 回、参加者 161 人

(13) 妊婦健康診査費助成事業(P275 参照)

(14) 実費徴収に係る補足給付事業 令和 7 年度予算額 市立： 702 千円
私立： 1,105 千円

低所得で生計が困難である者の子どもが、特定・教育保育等の提供を受けた場合に、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の一部を補助する。

(15) ア 多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別教育・保育経費)

令和 7 年度予算額 私立：59,496 千円
(補助対象分抜粋)

健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する。

イ 多様な集団活動事業の利用支援事業 令和 7 年度予算額 7,200 千円

幼児教育・保育の無償化の対象とならない「小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業」を実施する施設を利用する幼児にかかる利用料の一部を給付する。

3 教育・保育施設その他事業

(1) 家庭支援推進保育事業(市立施設) 令和 7 年度予算額 24,768 千円

家庭環境に対する配慮など、保育を行う上で特に配慮が必要とされる対象保育所に保育士を加配する。

(2) 運営助成事業(私立施設) 令和 7 年度予算額 36,170 千円

私立施設の管理運営の適正を期し教育・保育内容の向上を図るため、嘱託(学校)医手当・嘱託(学校)歯科医手当の一部費用や保育所等賠償保険の加入費用、使用済おむつに係る処理費用などを助成する。

(3) 特別支援保育事業(私立施設) 令和 7 年度予算額 357,160 千円

(多様な事業者の参入促進・能力活用事業分含む)

障害児等の健全な育成と社会性の発達を促すため、必要な保育士の人件費等の一部を助成することにより、私立施設における円滑な受入れを推進する。また、事故や怪我等が発生する可能性が高く、特別な支援が必要な児童の受入を促し、保育環境の向上と安全確保を図り、当該児童に必要な保育を実施する。

(4) 特別支援保育訪問事業(私立施設) 令和 7 年度予算額 3,960 千円

特別支援保育パートナーを派遣し、特別な支援又は配慮を要する児童の発達や特性に応じた支援の方法等の助言を行うことにより必要な支援を促す。

(5) 私立施設低年齢児利用円滑化事業(私立施設) 令和 7 年度予算額 54,800 千円

私立施設の 0、1 歳児の年度途中利用を円滑に行うため、あらかじめ保育士を基準数以上配置するための経費等の一部を助成する。

(6) 保育体制強化事業(私立施設) 令和 7 年度予算額 84,300 千円

地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材(保育支援者)を保育に係る周辺業務や園外活動見守り業務に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備する。

4 民間保育施設運営助成 令和 7 年度予算額 3,510 千円

施設の適正な運営と保育の向上を図るため、民間保育施設に対して運営費の一部を助成することにより、入所児童の処遇向上を図る。

5 私立教育・保育施設職員処遇総合支援事業 令和 7 年度予算額 212,100 千円

教育及び保育の提供に携わる人材確保を図り、質の高い教育及び保育を安定的に供給するため、職員の処遇を改善する事業に積極的に取り組む教育・保育施設に対し、その経費の一部を補助する。

6 保育人材確保事業

令和7年度予算額 57,394 千円

(1) 保育士・保育所支援センター

私立保育所等の保育士を安定的に確保するため、平成29年6月1日に開設。専任の保育士再就職支援コーディネーターを配置し、潜在保育士等の就職相談や斡旋、研修等を行う。

(2) 保育人材の定着支援

私立保育所等に勤務する保育士等が長く働き続けられるよう切れ目のない支援を行い、保育士等の定着支援とキャリアアップを図る。

(3) 未来の保育士応援プロジェクト

保育を担う次世代の人材を育成するためのキャリア教育の一環として、職業としての保育士に夢や憧れを持ってもらうための事業を展開する。

7 幼児教育・保育負担軽減事業

令和7年度予算額 174,024 千円

子育て家庭の経済的負担軽減を図るため、認可外保育施設等に係る保育料、認可施設の預かり保育料及び一時保育料の軽減に要する費用を給付する。

8 児童手当

令和7年度予算額 11,788,680 千円

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童を養育している保護者に手当を支給する（所得制限なし）。

(1) 支給対象 0歳から18歳到達後最初の3月31日までにある児童

(2) 手当の額(児童1人につき)

3歳未満(第1・2子)	月額	15,000 円
3歳～高校生年代(第1・2子)	月額	10,000 円
第3子以降	月額	30,000 円

(3) 支払時期 年6回(偶数月)

(4) 支給状況

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
受 給 者 数 (人)	40,356	39,603	37,486	36,397	43,826
児 童 数 (人)	68,048	66,849	63,146	61,146	75,998

9 児童扶養手当

令和7年度予算額 2,235,779 千円

児童を養育するひとり親家庭の生活の安定と自立を助けるために、母子家庭の母(又は父子家庭の父)や父母に代わって児童を養育している人に支給する(所得制限有)。

(1) 支給要件

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童又は20歳未満で心身に中程度以上の障害を有する者を監護、養育する者であること。

(2) 手当の額

ア 児童1人の場合	月額 46,690 円
	月額 46,680 円～11,010 円(一部支給)

イ 児童2人の場合	月額 57,720 円
	月額 57,700 円～16,530 円(一部支給)

ウ 児童3人の場合	月額 68,750 円
	月額 68,720 円～22,050 円(一部支給)

エ 4人以上の場合	1人増すごとに、受給者本人の所得額に応じて月額11,030円～5,520円加算

(3) 支払時期 年6回(5月、7月、9月、11月、1月、3月)

(4) 受給資格者数

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
件 数 (世帯)	4,942 (うち父子 226)	4,848 (うち父子 220)	4,444 (うち父子 194)	4,356 (うち父子 204)	4,191 (うち父子 164)

10 特別児童扶養手当

令和 7 年度予算額 939 千円

身体又は精神に重度・中度障害のある 20 歳未満の児童を監護する父若しくは母、又は父母に代わってその児童を養育している人に支給する（所得制限有）。

(1) 支給要件

- ア 手当を受けようとする人、対象となる児童が日本に住んでいること
- イ その障害に起因する公的年金を受けることができないこと
- ウ 児童が福祉施設に入所していないこと

(2) 手当の額（所得制限により区分される。令和 7 年 4 月から下記月額へ改定）

- ア 重度障害 月額 56,800 円
- イ 中度障害 月額 37,830 円

(3) 支払時期 年 3 回（4 月、8 月、11 月）

(4) 受給資格者数

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
件 数 (世帯)	2,011	2,010	2,030	2,031	2,009

11 交通及び災害遺児手当（愛の福祉金）

令和 7 年度予算額 690 千円

交通事故や災害によって父又は母を亡くした児童生徒を激励し、健やかな育成と福祉の増進を図るために支給する（所得制限有）。

- (1) 手当の種類及び額

就学激励金（小中学生）	1 人月額	3,000 円
入学祝金（小中学校入学時）	1 人	10,000 円
卒業祝金（中学校卒業時）	1 人	20,000 円

(2) 支払時期 年 2 回（9 月、3 月）

(3) 支給状況

（ ）は対象児童数

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
受給者数 (人)	6 (10)	8 (16)	7 (13)	7 (11)	8 (11)
支給額 (千円)	401	564	548	368	344

12 交通及び災害遺児奨学金（愛の福祉金）

令和 7 年度予算額 630 千円

交通事故や災害によって父又は母を亡くした児童に高等学校修学の道を与え、その健やかな育成と福祉の増進に寄与するために奨学金（1 人月額 3,500 円）を支給する（所得制限有）。

(1) 支払時期 年 3 回（7 月、11 月、3 月）

(2) 支給状況

（ ）は対象児童数

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
受給者数 (人)	5 (5)	5 (6)	3 (4)	4 (6)	5 (8)
支給額 (千円)	165	252	168	252	336

13 児童養護施設等入所児童就職祝金（愛の福祉金）

令和 7 年度予算額 160 千円

児童養護施設及び母子生活支援施設の入所児童が就職した場合に祝金（1 人 20,000 円）を支給する。

〔支給状況〕

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
受給者数（人）	5	7	4	3	3
支給額（千円）	100	140	80	60	60

14 児童養護施設等間食給付（愛の福祉金）

令和 7 年度予算額 2,254 千円

児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設の入所児童に間食（1 人月額 1,000 円以内）を給付する。

〔支給状況〕

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
延給付人員（人）	2,568	2,355	2,286	2,119	2,208
給付額（千円）	2,568	2,355	2,286	2,119	2,208

15 子育て支援室の運営

令和 7 年度予算額 16,075 千円

子どもの養育や家族関係等子育て家庭の様々な相談に、専門職が対応。福祉、保健・医療、教育等の関係機関が一体となり、個々のニーズや家庭の状況等に応じて、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う。

また、要保護児童対策地域協議会の調整機関として、児童虐待の通告や相談に対し、保育所・学校や児童相談所などの関係機関と情報を共有し、連携して支援を実施している。

令和 6 年度から、改正児童福祉法が定める児童福祉と母子保健の一体的な相談支援を行っている。

年度	相談種別（件数）						合計
	養育相談		保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	
	児童虐待 相談	その他の 相談					
R3	1,693	723	5	36	12	174	2,643
R4	2,215	546	0	32	18	106	2,917
R5	2,413	561	2	39	21	128	3,164
R6	2,390	736	7	47	30	161	3,371

16 児童虐待防止普及啓発事業

令和 7 年度予算額 693 千円

児童虐待が児童の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えることから、その防止を目的としてオレンジリボンキャンペーンや児童虐待防止講演会の実施等の広報啓発活動を行う。

17 母子生活支援施設

令和 7 年度予算額 61,138 千円

配偶者のない女子又はこれに準ずる女子が監護する児童の福祉に欠けるところがあると認められるときは、当該母子を母子生活支援施設へ入所させ保護するとともに、その生活を支援する。なお、入所者には世帯の課税状況に応じて費用負担がある。

〔入所状況〕

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

区 分		入所世帯数	入所人員（うち児童数）
市外	私立（4 施設）	6 世帯	20 人（14 人）
市内	私立（1 施設）	1 世帯	2 人（1 人）

18 助産施設

令和 7 年度予算額 500 千円

妊産婦が経済的理由により入院助産を受けることができないと認められるときは、助産施設へ入所させ助産を受けさせる。なお、世帯の課税状況により入所できない場合があり、入所者には世帯の課税状況に応じて費用負担がある。

〔入所状況〕 令和 6 年度 0 世帯

19 産前・産後サポート事業

産前産後に家事や育児の負担軽減を必要とする家庭に対して、ファミリーサポートセンター提供会員が家事支援・育児補助を行う。平成 29 年 6 月 1 日事業開始

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用者数（人）	15	19	15	16	13
利用件数（件）	189	280	92	76	95

20 すこやか子育てセンター（すこやかセンター3 階）

(1) 子育て情報相談センター 令和 7 年度予算額 1,799 千円

子育て親子を対象として、子育てについての相談や情報の提供、助言その他の援助を行う。

事業名	事業内容	実績（令和 6 年度）
子育て情報の集約・提供	姫路市子育てガイドブックの発行	令和 6 年 10 月
	姫路市子育て応援サイト「わくわくチャイルド」の運営	ホームページの更新
	LINE 公式アカウントのメッセージ配信	67 回
子育て相談	利用者支援員による乳幼児の子育てに関する相談	520 件 (来所 391 件、電話 129 件)
子育て講演会	子育て及び子育て支援に関する講習等の実施	58 回
子育て家庭支援講座	「ノーバディーズパーフェクトプログラム」子育てに関する関心ごとや悩みごとをグループで話し合い、自分にあった子育ての仕方を学ぶプログラムの実施	16 回
	「親子の絆づくりプログラム赤ちゃんが来た！(BP)」0 歳児を初めて育てている母親のための仲間・きずな・学びのプログラムの実施	12 回
子育てサークルの育成・支援	サークル活動の場の提供（一時保育室利用）	21 回
図書の貸出し	情報コーナーの育児関係図書及び絵本の貸出し	835 冊
「すこやかひろば」の開設	乳幼児を持つ保護者が気軽に集い、交流しながら遊べるように遊戯室を開放。地域子育て支援拠点事業として実施している。	利用者 4,373 組 9,663 人

(2) 子育て学習センター 令和 7 年度予算額 422 千円

親子で参加して、触れ合い遊びや季節の行事を楽しみながら、子育てに関する体験学習を行う。

令和 6 年度参加者 1 期 59 組（3 コース）・2 期 51 組（3 コース）・3 期 26 組（2 コース） 計 136 組（8 コース）

21 児童厚生施設

令和 7 年度予算額 396,606 千円

(1) 大型児童館（B 型児童館）

宿泊型児童館「星の子館」

水と緑豊かな桜山貯水池周辺の自然環境を生かし、宿泊して自然体験、異年齢児及び親子の交流を深め、協調性、創造性、忍耐力の高揚を図り、児童の健全な育成に資する等、児童健全育成に関する総合的な機能と宿泊機能、天体観測機能を有する大型児童館である。管理運営については、指定管理者制度を導入している。

- ・ 位 置 青山 1470 番地 24
- ・ 構 造 鉄筋コンクリート造 高層棟 地上 7 階建、低層棟 地下 1 階、地上 4 階建
- ・ 規 模 延床面積 3,300.78 m²
遊戯室 265 m²、トレーニングルーム 56 m²

図書室 86 m²、天体観測室 33 m²、天文教室 57 m²

- ・ 定 員 100 人（宿泊）
- ・ 建設費 2,179,184 千円
- ・ 開 館 平成4年5月1日

※延床面積及び建設費は、なかよしホール増設分を含む。

(2) 児童センター・小型児童館

地域児童を対象に健全な遊びを与え、児童を集团的・個別的に指導して健康を増進し、情操を豊かにするとともに、遊びを通して運動に親しむ習慣の形成、運動の仕方、技能の習得、精神力のかん養を図り、児童の体力増進に資する等、健全育成に関する総合的な機能を有する施設である。児童センターの管理運営については、指定管理者制度を導入している。小型児童館については、本市が管理運営を行っている。

児童センター

施設名	構造・規模	機能			開設年月日
所在地		遊戯室 (m ²)	図書室 (m ²)	集会室 (学習室) (m ²)	建設費
飾磨児童センター	鉄骨造平屋建	130.83	28.11	73.46	昭和56年7月11日 平成26年4月1日移転
飾磨区細江 2654	延床面積 399.25 m ²				新築費 119,605 千円
広畑児童センター	鉄筋コンクリート造2階建	87.75	32.98	60.07	昭和56年10月1日
広畑区正門通一丁目7-3	延床面積 347.00 m ²				48,800 千円
網干児童センター	鉄筋コンクリート造2階建	102.31	15.64	67.97	昭和57年4月1日
網干区垣内中町 120	延床面積 348.21 m ²				54,700 千円
東児童センター	鉄筋コンクリート造2階建	104.94	36.48	46.98	昭和58年3月1日
花田町加納原田 813	延床面積 346.90 m ²				67,142 千円
安室児童センター	鉄筋コンクリート造2階建	101.50	41.70	40.75	昭和60年3月1日
田寺東二丁目7-13	延床面積 349.72 m ²				65,893 千円
東光児童センター	鉄筋コンクリート造2階建	105.00	23.63	60.00	平成元年3月4日
幸町 99-1	延床面積 358.04 m ²				71,600 千円
面白山児童センター	鉄筋コンクリート造2階建	63.00	36.75	136.50	平成2年10月3日
神子岡前三丁目8-1	延床面積 514.48 m ²				19,860 千円
北児童センター	鉄筋コンクリート造2階建	106.80	38.64	60.16	平成3年4月1日
豊富町御蔭 1110-3	延床面積 356.56 m ²				95,047 千円
灘児童センター	鉄筋コンクリート造2階建 のうち1階	114.28	44.04	59.99	平成11年4月15日
白浜町宇佐崎中二丁目520	延床面積 388.18 m ²				103,171 千円

小型児童館

施設名	構造・規模	機能			開設年月日
所在地		遊戯室 (m ²)	図書室 (m ²)	集会室 (m ²)	建設費
坊勢児童館	鉄筋コンクリート造2階建	52.80	20.00	39.20	平成4年4月1日
家島町坊勢 303-3	延床面積 314.80 m ²				57,340 千円

※ 夢前ふれあいの館フレンドは、平成28年3月31日廃止

(3) 移動児童センター

児童を核に、より多くの地域の人々に児童センター活動に対する関心を促し、地域一体となった児童健全育成を行うため、児童センター・児童館のない校区に対し、児童厚生員が公民館、小学校等を専用車両で巡回し、児童センターと同内容の事業を実施する。移動児童センター事業は委託により実施している。

22 こども食堂等運営支援事業

令和7年度予算額 15,000 千円

経済的な理由、家庭の事情等により食事を十分にとれない子どもの支援をするため、又は子どもが一人で食事をする孤食の解消等を図るため、こども食堂に関する事業を実施し、子どもが孤独又は孤立に陥らないように子どもを行政機関等の必要な支援につなげることを目的とする団体に対し、その事業に要する経費の一部を補助する。

23 出産・子育て応援給付金

【令和7年度より妊婦支援給付金へ移行】

全ての妊婦や子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援に合わせて、「出産応援給付金」及び「子育て応援給付金」を支給する。令和5年2月15日から事業開始

(1) 出産応援給付金

妊娠届を提出した妊婦に対して、妊娠届出時に保健師等の面談を実施後、妊婦1人当たり5万円を支給

(2) 子育て応援給付金

出生した児童の養育者に対して、「こんにちは赤ちゃん訪問」時に保健師等の面談を実施後、出生した児童1人当たり5万円を支給

※ 併せて、妊娠8か月頃にアンケートを実施

〔支給状況〕

区 分	支給件数		支給額（千円）
	出産応援給付金	子育て応援給付金	
令和4年度	1,282	718	100,000
令和5年度	7,460	5,773	661,650
令和6年度	3,464	3,332	339,800

24 妊婦支援給付金【令和7年4月1日制度改正により、出産・子育て応援給付金から移行】

妊産婦の経済的支援として「妊婦支援給付金」を支給

令和7年度予算額 400,989 千円

(1) 支給対象者と支給額

ア （妊娠時）妊婦支援給付金

医師が「胎児心拍」を確認した妊婦に対し、1人当たり5万円を支給

イ （産後）妊婦支援給付金（胎児の数の届出）

令和7年4月1日以降に出産した産婦に対し、胎児1人当たり5万円を支給

25 育児用品ギフト事業【令和7年度より事業開始】

令和7年度予算額 39,787 千円

子育て世帯の経済的支援及び子育て情報の発信のため、生後4か月までに行う、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の訪問時に、おむつ等育児用品を選べるギフトカードを進呈

助成内容：ギフトカード（1万円相当）

3 ひと り 親 の 福 祉

1 概要

母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等に対する各種相談指導のほか、母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦に対する福祉資金の貸付業務など自立のために必要な支援を行っている。

2 ひと り 親 家 庭 等 相 談 指 導 状 況（令和 6 年度）

令和 7 年度予算額

460 千円

相 談 事 項	生 活 一 般									児 童					生 活 援 護								そ の 他	計
	住 宅	医 療・健 康	家庭紛争		就 労	結 婚	養 育 費	借 金	そ の 他	養 育	教 育	非 行	就 職	そ の 他	母子福祉資金	寡婦福祉資金	公的年金	児童扶養手当	生活保護	税	そ の 他			
			夫等の暴力	その他																				
件数	79	51	44	220	100	2	95	7	42	132	153	0	4	11	77	1	1	57	23	9	144	10	1262	

3 母子・父子福祉団体の育成等

令和 7 年度予算額

(1) ひと り 親 家 庭 等 技 能 修 得 講 座 の 実 施（市委託事業）

2,616 千円

(2) ひと り 親 家 庭 等 指 導 者 研 修 会、野 外 活 動 事 業 等 の 実 施（市委託事業）

573 千円

4 ひと り 親 家 庭 等 日 常 生 活 支 援 事 業

令和 7 年度予算額

432 千円

ひとり親家庭の母や父又は寡婦が、一時的な傷病等のため日常生活を営むのに特に大きな支障がある世帯に対し、家庭生活支援員を派遣して必要な生活援助、子育て支援を行う。

5 ひと り 親 家 庭 自 立 支 援 給 付 事 業

令和 7 年度予算額

41,013 千円

自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母又は父が、市が指定する職業能力開発のための講座を受講し、修了した場合、受講料の一部（経費の 60％・上限 20 万円、又は修業年数×40 万円）を支給。（雇用保険法による訓練給付金の受給資格がある場合は、差額を支給。）

また、専門実践教育訓練給付の指定講座を受講し、教育訓練修了後 1 年以内に資格取得し、就職等した場合、受講費用の 85％（上限は就業年数×60 万円）を再計算し、差額分を追加支給する。

高等職業訓練促進給付金等

ひとり親家庭の母又は父が就業に結びつきやすい資格（看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師・言語聴覚士等）を取得するために、修業年限が 6 か月以上の養成機関で一定の課程を修業し、対象資格の取得が見込まれる場合に訓練促進給付金を支給。また修了日を経過した日以降に修了支援給付金を支給。

(1) 訓練促進給付金

〔給付額〕 市民税非課税世帯 月額 100,000 円 市民税課税世帯 月額 70,500 円
（養成機関における課程修了までの期間の最後の 12 か月は 4 万円増額）

〔支給期間〕 修業期間の全期間（上限 4 年）

(2) 修了支援給付金

〔支給額〕 市民税非課税世帯 50,000 円 市民税課税世帯 25,000 円

6 ひと り 親 家 庭 高 等 学 校 卒 業 程 度 認 定 試 験 合 格 支 援 給 付 金 事 業

令和 7 年度予算額

400 千円

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親又はひとり親家庭の親に扶養されている 20 歳未満の児童が、文部科学省が実施する高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す対策講座（通信講座含む）を受講する場合に、受講費用の一部を支給（受講費用の 6 割、上限あり）。

- ・受講開始時給付金

受講開始時に、受講費用の 40%に相当する額

- ・受講修了時給付金

受講修了時に、受講費用の 50%から受講開始時給付金として支給した額を差し引いた額

- ・合格時給付金

受講修了時給付金を受給し、受講修了日から起算して 2 年以内に試験の全科目に合格した時に、受講費用の 10%に相当する額

7 母子父子寡婦福祉資金の貸付け

令和7年度予算額 20,391千円

母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、扶養している児童等の福祉を増進するため、資金（12種類）を貸し付けている。

（令和7年4月1日現在）

資金の種類	貸付目的			限度額（円）	据置期間	償還期間
事業開始	事業を開始するために必要な資金			個人 3,580,000 団体 5,370,000	1年	7年以内
事業継続	現在営んでいる事業を継続するために必要な資金			個人 1,790,000 団体 1,790,000	6か月	7年以内
修学	子どもを高校、大学等へ就学させるために必要な資金	高等学校	27,000	月額 27,000	卒業後 6か月	貸付金額により 5年～20年以内
		専修学校（高等課程）	45,000	〃 45,000		
		高等学校	31,500	〃 31,500		
		専修学校（専門課程）	48,000	〃 48,000		
		専修学校（専門課程）	67,500	〃 67,500		
		短期大学	89,000	〃 89,000		
		短期大学	67,500	〃 67,500		
		短期大学	93,500	〃 93,500		
		大学	71,000	〃 71,000		
		大学	108,500	〃 108,500		
		大学院	132,000	〃 132,000		
		大学院	183,000	〃 183,000		
		専修学校（一般過程）		〃 54,000		
技能習得	就職等に必要の技能を習得するために必要な資金			月額 68,000	終了後 1年	20年以内
修業	子どもが就職等に必要の技能を習得するために必要な資金			〃 68,000	終了後 1年	20年以内
就職支度	就職するために必要な被服等を購入する資金			110,000	1年	6年以内
生活	技能習得、医療介護資金の貸付けを受けている間等、生活を安定させるために必要な資金			月額 114,000	終了後 6か月	貸付内容により 5年～20年以内
住宅	住宅を取得、新築、増築、改築するために必要な資金			1,500,000	6か月	6年以内
転宅	住宅を移転するために必要な資金			260,000	6か月	3年以内
就学支度	子どもを高校、大学等に入学させるときに必要な資金			高校 150,000 大学 420,000 大学院 430,000	卒業後 6か月	貸付金額により 5年～10.5年以内
医療介護	病気療養するため、又は介護を受けるために必要な資金			医療 340,000 介護 500,000	6か月	5年以内
結婚	扶養している子どもが結婚するために必要な資金			330,000	6か月	5年以内

注1) 貸付利息は、無利子。ただし、事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、就職支度資金（配偶者のない女子に係るものに限る。）、生活資金、住宅資金、転宅資金、医療介護資金、結婚資金については連帯保証人を立てない場合には、年1%。

注2) 大学院以外の修学資金の限度額は通学方法によって異なり、本表には自宅通学の場合の金額を掲載している。

注3) 就学支度資金の限度額は学校の種類や通学方法によって異なり、本表は、大学院は国公立の場合の金額で、大学院以外は国公立の自宅通学の場合の金額を掲載している。

- 8 身元保証人確保対策事業 令和7年度予算額 46 千円
母子生活支援施設に入所中又は退所した者が就職やアパート等を賃借する際に、施設長が身元保証人となった場合の損害保険料を市が負担する。
- 9 ひとり親家庭就労支援事業 令和7年度予算額 198 千円
児童扶養手当受給者の中で求職中や転職希望の母親及び父親を対象に就業相談の実施及び自立支援プログラムを策定し、ハローワークとの連携のもと、就職に結びつけて自立を促進する。
- 10 養育費等支援事業 令和7年度予算額 594 千円
子どもが両親の離婚を乗り越えて健やかに成長できるよう、ひとり親家庭等に対する支援として、子どもの養育費の確保について、広報啓発及び相談支援体制の充実を図る。
(1) 「子どもの養育に関する合意書作成手引とQ&A」(合意書の参考書式を含む。)の作成配付
(2) 弁護士による養育費等専門相談
市民相談センター内相談室で原則毎月第3金曜日(8・3月のみ第4金曜日)の13:30から16:30まで1日6組まで
- 11 養育費確保事業 令和7年度予算額 562 千円
ひとり親家庭の子どもの健やかな育成環境を整えるための養育費を確保するための支援を行う。
(1) 公正証書作成費用等助成
公正証書など養育費に関する取り決めにかかる費用を助成する。
(2) 養育費保証契約費用助成
養育費不払いの場合の立替保証契約を保証会社と締結する場合の初回保証料を助成する。
- 12 ひとり親家庭学習支援事業
(1) 学習支援教室 令和7年度予算額 2,003 千円
ひとり親家庭等の小学6年生に対し学習支援による学びの機会を提供することにより、子どもの学習習慣の習得、学習への意欲の向上を図る。
(2) 受験料支援 令和7年度予算額 30,334 千円
児童扶養手当受給所得水準のひとり親家庭及び低所得子育て世帯に対し、大学等を受験する際の受験料及び高等学校又は大学等受験のための模擬試験受験料を助成する。

4 生涯現役社会の実現

1 概要

本格的な高齢社会の到来と少子化の進行、そして平均寿命の伸長と価値観の変化を背景として、長くなった人生、特に高齢期を心豊かに過ごすため、誰もが生涯にわたり、健やかで自立した生活を送りながら、目的を持っていきいきと活動し、長寿により得られる豊かさを実感することができる「生涯現役社会」の実現が求められている。こうした観点から、平成 17 年度に市の基本的な考え方「生涯現役プロジェクトの実現に向けて」を取りまとめ、平成 21 年度には「生涯現役推進計画」を策定した。令和 3 年度からは新たな「生涯現役推進計画」に基づき、各種施策を着実に推進していく。

2 施策の体系

主観的健康感の増進に向けた効果的な「健康づくり」、自己実現に向けた「役割創出・社会貢献」、学習活動や地域交流活動を通じた「学習・社会参加」を、生涯現役を目指す市民の取組を支援する施策の「3 つの柱」とし、生涯現役社会を実現するための施策の体系を構築する。

3 事業

事業名	事業概要	令和 7 年度予算額 (千円)
生涯現役啓発事業	生涯現役社会の実現に向け、「生涯現役」を市民に浸透させ、その意識と理解を深める。 生涯現役啓発に係る管理経費	522
生涯現役活動優秀団体表彰	生涯現役を推進する活動を行っている団体等の表彰を行う。 令和 7 年 5 月表彰（生涯現役賞）	101
生涯現役体操普及事業	年齢や体力を問わず、気軽に身体を動かせる「生涯現役ガンパルンバ体操」の普及を図り、高齢者の健康づくりに資する。	620
シニア活躍事業所認定事業	就労意欲のあるシニアが生涯現役で活躍できる場を広げるため、シニアを雇用する事業所を認定し、事業所名とその取組を公表する。	161
シニア作品展	高齢者の創作意欲の向上を図り、生きがいを高めることを目的とする。 令和 7 年 8 月開催（4 日間） 姫路市民ギャラリー（イーグレひめじ） 6 年度 出品 243 点	575
高齢者芸能発表会	高齢者の芸能に対する意欲の向上を図り、生きがいを高めることを目的とする。 令和 8 年 2 月開催 市民会館 6 年度 出演 27 グループ 428 人	474
高齢者スポーツ大会	高齢者にスポーツの場と機会を与え心身の健康を保持し、明るく豊かな生活形成に寄与することを目的とする。 令和 7 年 10 月開催 ウィンク陸上競技場 6 年度 選手 522 人	2,100

事業名	事業概要	令和7年度予算額 (千円)
生涯現役地域活動助成事業	高齢者が生涯を通じて、健康で生きがいを持って自ら社会活動に参加し、自らの生活の質の向上に努める意欲を促進させる地域の特色を生かした活動の経費の一部を助成することにより、地域住民が高齢者とのかわりを深め、すべての市民の参画による生涯現役社会の実現に資することを目的とする。 (1) 地域活動事業 1 小学校区当たり 25 万円を限度 6 年度 36 校区 (2) 健康増進事業（ニュースポーツ地域普及事業を継承） 1 小学校区当たり 10 万円を限度 6 年度 30 校区	(1) 地域活動事業 10,000 (2) 健康増進事業 3,500
老人クラブ活動助成事業	○ 単位老人クラブ助成 7 年度 老人クラブ数 353（7 年 4 月現在） 特大規模老人クラブ（会員数 150 人以上） 月額 10,000 円 大規模老人クラブ（会員数 100～149 人） 月額 6,800 円 中規模老人クラブ（会員数 50～99 人） 月額 4,800 円 小規模老人クラブ（会員数 30～49 人） 月額 2,000 円 ○ 姫路市老人クラブ連合会助成 給料、職員手当等及び共済費のうち、市長が相当と認める額 (6,180 千円) + 会員数割 (@90 円 × 32,500 人) + 特別事業加算 (3,750 千円) (特別事業加算) 機関紙「熟年」の発行、地域支援活動助成事業、老人クラブ加入促進活動など ○ 老人憩の家整備補助 老人憩の家の備品購入補助を行い、老人クラブ活動の活性化を図る。 1 カ所当たり 20 万円を限度 6 年度 30 カ所	43,210
老人クラブたすけあい運動推進事業	姫路市老人クラブ連合会に加盟する単位老人クラブの地域奉仕活動等に対し助成を行い、老人クラブの健全な育成発展を図り、高齢者福祉の増進に資する。 7 年度 337 クラブ(7 年 4 月現在) 特大規模老人クラブ（会員数 150 人以上） 月額 5,700 円 大規模老人クラブ（会員数 100～149 人） 月額 4,975 円 中規模老人クラブ（会員数 50～99 人） 月額 3,850 円 小規模老人クラブ（会員数 30～49 人） 月額 1,925 円	17,859
教養講座	老人福祉センター（楽寿園・すこやかセンター）において、時事・社会・経済・自然科学・保健・栄養・精神衛生等の講座等を行い、高齢者の教養の向上を図る。	楽寿園分 1,559 すこやかセンター分 665
老人健康相談事業	老人福祉センター(楽寿園・すこやかセンター)において、看護師による健康相談を実施することにより、健康で明るい生活形成に寄与する。 楽寿園 毎週月曜日（午後 1 時～3 時） すこやかセンター 毎週金曜日（午後 1 時～3 時）	各指定管理料に含む

事業名	事業概要	令和7年度予算額 (千円)
生涯現役推進専門員の配置	生涯現役に関する相談や活動のコーディネートなどを行う専門員を配置し、各種相談、情報の収集・発信、生涯現役人材バンクの運営を行う。	—
生涯現役人材バンク	豊かな知識、経験、技能等を有する高齢者を登録し、その能力を活用したい市民と結びつけることにより、高齢者の社会参加及び生きがいを促すと同時に、市民相互の交流の機会を提供し、もって生涯現役社会の実現に資することを目的とする。	—

上記事業のほか、他部局においても生涯現役社会の実現に向けて各種施策に取り組んでいる。

4 老人福祉センター（楽寿園）

高齢者の各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とした老人福祉センターとして、昭和57年7月に設置。平成29年9月に大規模改修工事を行い、一足化や浴室、トイレの改修により利便性の向上を図るとともに、新たに談話室や多目的室の設置や、マッサージ機などの機器を更新し、視野機能トレーニング機を新規に導入した。管理運営は公募による指定管理者制度を導入し、民間事業者のノウハウを生かした経費節減及びサービスの向上を図っている。

(1) 施設概要

所在地	梅ヶ谷町17番50号
開所年月日	昭和57年7月
規模・構造	鉄筋コンクリート造2階建
延床面積	1,639.53 m ²
敷地面積	4,469.24 m ²
建設事業費	653,424 千円

(2) 施設内容

健康の増進、教養の向上などを図りながら、生きがいをづくり、仲間づくりの場を提供する。

(1階) 健康増進室、健康相談室、図書室、浴室、食堂

(2階) 大広間、多目的室、教養娯楽室、会議室、談話室

(3) 開館時間及び休館日

開館時間 午前9時から午後5時まで

休館日 日曜日、祝日、12月28日から1月4日まで

(4) 施設の利用状況（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

開設日数	290 日
利用者数	41,791 人

5 高齢者交流施設（香寺いきがいセンター）

高齢者等の生きがいを創造する活動を推進する。

施設概要

所在地	香寺町須加院 377 番地
開設年月日	昭和63年3月
規模・構造	鉄骨造2階建
延床面積	390.42 m ²
敷地面積	1,125 m ²

5 高 齢 者 福 祉

1 概要

近年の高齢者人口の増加、人口構造の高齢化等のデータは、そう遠くない将来における超高齢化社会の到来を確実なものとして示している。そのため本市においては、高齢者が住み慣れた地域や家庭で、いつまでも安心して暮らせるよう、生きがいづくりを積極的に支援するとともに、要援護者に対する在宅サービスや地域での相談・支援体制の充実を図っている。

65 歳以上の高齢者 144,381 人（総人口の 27.54%） 令和 7 年 3 月末日現在

65 歳以上のひとり暮らし高齢者 25,017 人 令和 6 年 6 月 1 日現在

2 生きがい対策事業

事業名	事業概要	令和 7 年度予算額(千円)
老人図書室運営	老人図書室（老人福祉センター内）の充実を図り、高齢者の読書を楽しむ心と教養の向上を図る	473
老人落語の会	老人落語の会（すこやかセンターで開催）を通じて、生きがいを高めることを目的とする。	
高齢者施設優待券交付	市内に居住する 65 歳以上の高齢者に施設優待券を交付する。 平成 6 年 10 月から従来の老人福祉手帳を廃止し、変更する。 ただし、交付済みの手帳は有効とする。	220
高齢者バス等優待乗車助成事業	市内に居住する満 75 歳以上の高齢者（障害者の優待乗車助成制度を受けている者を除く）に以下の中からいずれか一つを選択してもらう。 (1) バス優待乗車証 神姫バスの市内停留所間の運賃が 1 回 150 円になる乗車証を交付 (2) 船舶優待乗船券 姫路⇄家島（家島・坊勢・男鹿）間の定期航路で利用できる年間 7,200 円分（600 円×12 枚）の優待乗船券を交付 (3) タクシー優待乗車券 年間 7,000 円分（500 円×14 枚）利用できる優待乗車券を交付	267,364
百歳敬彰事業	百歳を迎えた市民を敬彰する。 百歳を迎えたとき、敬彰状を贈呈するとともに、敬彰金 50,000 円を贈呈する	11,822
敬老の日の贈物	最高齢者、最高齢夫婦に対して、敬老の日に花束を贈呈する。	274
終活支援事業	人生の終焉において、自身の意見が尊重され、最期まで安心して、いきいきとした生活を送ることができるよう、自身の意思の市への登録や、葬儀や納骨の相談先の案内を行う。	244

3 在宅高齢者福祉対策事業

事業名	事業概要	令和7年度予算額(千円)
マッサージ等 施術助成	75歳以上の高齢者に対して、はり・きゅう・マッサージ施術費の一部を助成し、高齢者の福祉の向上を図る。 申請期間 5月1日～翌年2月末日 利用期間 6月1日～翌年3月末日 助成費 6,000円 (1人当たり1,000円券×6枚) 令和6年度実績 利用枚数 25,340枚	28,685
高齢者住宅改造 助成事業	介護保険の要介護認定又は要支援認定を受けている高齢者がいる世帯に対して、市が必要と認めた工事に要する経費を最高80万円まで助成する。 令和6年度実績 93件	24,345
生活支援ハウス(高齢 者生活福祉センター) 運営事業	60歳以上のひとり暮らし又は夫婦のみの世帯に属する人で、家族による援助を受けることが困難で、高齢等のため独立して生活することに不安のある人を対象として、必要に応じ居住部門を提供する。 ・費用負担…収入に応じた負担(0円～50,000円)	8,734
デジタル活用 介護予防推進事業	フレイル予防、認知症予防の効果が期待されるスマートフォンアプリを導入し、デジタルを活用した高齢者の健康増進と生きがいづくりを支援する。 高齢者の地域コミュニティへの参加を促し、フレイル予防や認知症予防のさらなる強化や、社会的孤立の解消を図るため、身近な地域で行われる活動やイベントに関する情報を閲覧できる地域情報掲示板サービスを令和7年度に導入する。	14,887
デジタル・ディバイド 対策事業	高齢者がスマートフォンの楽しさや便利さを知り、日々の生活の中で安心して活用してもらえるよう、高齢者に寄り添ったスマホの相談ができる多様な場やデジタルを身近に感じてもらえる体験イベントを実施する。 また、スマートフォンを持っていない高齢者には、スマートフォンの購入費用の一部を助成する。	57,332

4 給付等一覧

制度の名称	資格・要件	金額等	令和6年度実績
在宅高齢者 介護手当	市内に住所を有し、在宅で6か月以上ねたきりの人、又は認知症の状態にあり、常時介護を要する65歳以上の人を主として介護している人(要介護認定など条件あり) ※平成10年度から所得制限を撤廃	月額 10,500円	延 6,348人
敬老金 (愛の福祉金)	次の(1)(2)のいずれにも該当する人 (1) その年中年に満77歳又は満88歳になる人 (2) その年の6月30日現在、市内に住所を有する人 ※令和5年度末をもって終了(過年度分は対応)	満77歳 10,000円 満88歳 20,000円	77歳 60人 88歳 60人 過年度分のみ実施

5 老人福祉施設運営に対する助成

制 度 の 名 称	事 業 概 要	令和7年度予算額(千円)
軽 費 老 人 ホ ー ム 運 営 費 助 成 事 業	軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、入所者から徴収すべき事務費の一部を減免した場合、減免した経費を助成する。	162,401

6 ふれあいの郷養護老人ホーム

ふれあいの郷養護老人ホームは、市川の清流が流れ、四季おりおりの自然の美しさを感じられる船津町の「船津公園」の一角にある。同ホームは、より一層の高齢者福祉の向上を図るため、近代設備を導入し、入所者に生きがいのある楽しい生活を送っていただくために必要な数多くの設備を整えている。

所 在 地	船津町 3263 番地								
開設年月日	昭和 60 年 4 月 1 日								
規模・構造	敷地面積 24,066.10 m ² 構造 鉄筋コンクリート造 2 階建 延床面積 5,998.40 m ²								
定 員	150 人								
施 設 内 容	居室(2 人部屋 68 室・個室 16 室)、静養室、食堂、厨房、浴室、便所、医務室、集会室、ワークルーム、事務室、会議室、面接室、支援員室、談話室、喫茶室、理容室、調理員室、栄養士室、和室、洗濯室、リネン室、湯沸場、倉庫、玄関ホール								
居 室 設 備	全室洋室 ベッド、クローゼット、洗面所、下駄箱								
付 属 施 設	庭園、ゲートボール場(2 面)、休憩所、遊歩道、花壇、菜園、駐車場								
建 設 費	1,511,327 千円								
	財源内訳 <table border="0"> <tr> <td>国庫補助金</td><td>298,175 千円</td></tr> <tr> <td>県補助金</td><td>149,088 千円</td></tr> <tr> <td>市債</td><td>555,900 千円</td></tr> <tr> <td>一般財源</td><td>508,164 千円</td></tr> </table>	国庫補助金	298,175 千円	県補助金	149,088 千円	市債	555,900 千円	一般財源	508,164 千円
国庫補助金	298,175 千円								
県補助金	149,088 千円								
市債	555,900 千円								
一般財源	508,164 千円								
管 理 運 営	社会福祉法人 姫路市社会福祉事業団 令和7年度指定管理料 385,870 千円								

7 夢前福祉センター（ぱるむ）

夢前町との合併に伴い、夢前地域内にある老朽化した三つの老人福祉センターを統合し、老人福祉支援機能、健康づくり機能及び防災機能を併せ持った施設として、新市建設計画に基づき整備したもの。管理運営は公募による指定管理制度を導入し、民間事業者のノウハウを生かした経費節減及びサービスの向上を図っている。

(1) 施設概要

① 所 在 地	夢前町前之庄 2160 番地
② 開所年月日	平成 20 年 4 月 1 日
③ 規模・構造	構造：鉄筋コンクリート造 2 階建て 1 棟 延床面積：2,913.21 m ² 敷地：夢前事務所と同一（無料駐車場完備）
④ 総 事 業 費	1,153,281 千円 ※合併特例債充当額：1,045,000 千円

(2) 施設内容

① 健康づくり (1F)	温水プール (20m×4 コース)、ジャグジー (2 か所)、トレーニングルーム、リラクゼーションフロアほか
② 老人福祉支援施設 (2F)	多目的研修室 (247.6 m ²)、和室 (81 畳)、会議室 (51.26 m ²)
③ 防災施設	備蓄資材倉庫 (1F：145.73 m ²)、耐震性貯水槽 (夢前事務所南側：80 t)

(3) 開館時間及び休館日

開館時間	9:00～21:00
休館日	月曜日 (ただし、月曜日が休日の場合はその翌日)、12 月 28 日～翌年 1 月 4 日

(4) 利用できる人

区 分		利用 できる 人
健康づくり施設	温 水 プ ー ル	3 歳以上の人(小学 3 年生以下の者にあつては、保護者又は指導者の同伴がある場合に限る。)
	ト レ ー ニ ン グ ル ー ム	16 歳以上の人
	更 衣 室	温水プール、トレーニングルーム又は老人福祉支援施設を利用する人
	リラクゼーションルーム	
老 人 福 祉 支 援 施 設		市内に住所を有する 60 歳以上の者及びその者を介助するために同伴する人

※老人福祉支援施設を独占して使用する場合は高齢者以外の使用も可

(5) 利用料金

区 分		使 用 料		
		利 用 券 (1 人 1 回につき)	回 数 券 (利用券 11 枚つづり)	定期利用券 (1 人 1 月につき)
健康づくり施設	温 水 プ ー ル	600 円	6,000 円	デイトタイム利用 4,800 円
	ト レ ー ニ ン グ ル ー ム	600 円	6,000 円	
	温 水 プ ー ル 及 び ト レ ー ニ ン グ ル ー ム	1,100 円	11,000 円	フルタイム利用 6,600 円

※子供、高齢者及び障害者は半額

区 分		使用料(1 時間につき)
老 人 福 祉 支 援 施 設	多 目 的 研 修 室	1,350 円
	和 室	1,350 円
	会 議 室	440 円

※高齢者以外が独占して使用する場 合 ※利用形態により減免措置あり

(6) 利用状況

【見込】 令和 7 年度 63,031 人 利用料収入：14,009 千円

【実績】

年度	利用者数 (人)	平均利用者数 (人/日)	高齢者数 (人)	高齢者割合 (%)	利用料収入 (円)
R2	35,767	※144	29,023	81.1	6,722,712
R3	36,023	※194	29,013	80.5	6,943,576
R4	44,823	147	39,363	87.8	9,230,957
R5	53,095	173	44,615	84.0	11,907,202
R6	57,987	190	46,070	79.4	13,009,120

※新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う休館期間を除く

(7) 管理経費

令和 7 年度歳出予算 70,695 千円 (需用費、委託料等)

(8) 指定管理

指 定 管 理 者 (株) エヌ・エス・アイ (大阪市北区梅田 1 丁目 11 番 4-2100 号)
 指定管理期間 令和 3 年 4 月～令和 8 年 3 月
 指 定 管 理 料 60,195 千円/年
 選 定 方 式 公募 (1 社→1 社)

6 介護保険制度

1 概 要

介護保険制度は、平成 12 年 4 月の創設後、老後の安心を支える仕組みとして着実に市民に定着したといえる一方で、保険給付費も予想を上回る勢いで伸びてきた。

平成 29 年 4 月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始しており、今後も介護予防の推進などにより、持続可能な制度運営に努める必要がある。

2 被保険者

(1) 第 1 号被保険者 65 歳以上の人

(2) 第 2 号被保険者 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者

年度	第 1 号被保険者 (人)
R3	143,380
R4	143,631
R5	143,668
R6	144,165
R7	143,787

※各年 5 月 31 日現在

3 要介護認定・要支援認定

(1) 介護認定審査会 医療、保健、福祉の専門家で構成され、被保険者の要介護状態区分等の判定を行う。

・委員数 192 人

・部 会 32 (合議体)

(2) 申請状況 (人)

年 度	新 規 申 請	更 新 申 請	変 更 申 請	認定審査済
R3	7,020	16,999	5,411	25,408
R4	7,460	16,470	5,733	26,244
R5	7,862	14,164	6,250	27,350
R6	8,157	13,607	6,519	27,116
R7	1,976	3,368	1,589	7,393

※各年 3 月 31 日現在 令和 7 年度は、6 月 30 日現在

(3) 審査判定結果(現認定者数) (人)

年 度	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
R3	8,387	5,221	6,515	3,800	3,070	3,335	2,161	32,489
R4	8,442	5,445	6,257	3,938	3,175	3,371	2,168	32,796
R5	8,938	5,588	6,234	4,025	3,185	3,423	2,263	33,656
R6	9,159	5,643	6,400	4,158	3,230	3,505	2,187	34,282
R7	9,180	5,706	6,522	4,163	3,321	3,640	2,250	34,782

※各年 3 月 31 日現在 令和 7 年度は 6 月 30 日現在

4 保険給付

介護を要する状態(要介護状態)又は介護予防のための支援を要する状態(要支援状態) となったとして市の認定を受けた方(要介護者・要支援者) に対して給付する。(月額上限あり)

(1) 居宅介護サービス費・介護予防サービス費等

令和7年度予算額 24,614,165 千円

次のサービスを受けた場合に、原則としてその費用の9割、8割又は7割を給付する(①については10割)。

① 居宅介護支援／介護予防支援

介護支援専門員(ケアマネジャー)等が、利用者が適切なサービスを受けることができるよう、その心身の状況、置かれている家庭の環境等を考慮してケアプランを作成し、また、ケアプランに位置付けた各サービスの利用の調整等を行う。

② 訪問介護

介護福祉士又は介護員が家庭を訪問し、入浴、排泄^{せつ}、食事の介護等の日常生活上の世話を行う。

③ 訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

介護福祉士、看護師等が、入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車等で家庭を訪問し、入浴や洗髪の介護を行う。

④ 訪問看護／介護予防訪問看護

看護師、保健師等が家庭を訪問し、かかりつけの医師と連絡をとりながら、病状の観察、入浴や排泄の介助、床ずれの手当て等の看護サービスを行う。

⑤ 訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が家庭を訪問し、医師の指示にもとづき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーション等を行う。

⑥ 居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問して、医学的な管理や指導を行う。

⑦ 通所介護

施設に日帰りで通う利用者に対し、食事・入浴の提供や、日常動作に関する訓練等のサービスを行う。

⑧ 通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所等に日帰りで通う利用者に対し、食事・入浴の提供や、理学療法士や作業療法士等による機能回復のための訓練を行う。

⑨ 短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設等の施設に短期間入所(ショートステイ)する利用者に対し、入浴、排泄、食事の介護等の日常生活上の世話や、日常動作に関する訓練等のサービスを行う。

⑩ 短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所(ショートステイ)する利用者に対し、入浴、排泄、食事の介護等の日常生活上の世話や、医師による医学的な管理のもとでの看護、理学療法士や作業療法士等による機能回復のための訓練等のサービスを行う。

⑪ 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等の入居者に対して、入浴、排泄、食事の介護等の日常生活上の世話や、日常動作に関する訓練等のサービスを行う。

⑫ 福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

車いすや特殊寝台等、家庭での日常生活の自立を助ける用具を貸し付ける。

⑬ 特定福祉用具販売／介護予防特定福祉用具販売

入浴や排泄に用いるものなど、貸与になじまない福祉用具の販売を行う。

⑭ 住宅改修／介護予防住宅改修

廊下や階段の手すりの取付けや、段差解消のためのスロープ設置等の小規模な改修を行う。

(2) 地域密着型介護サービス費・地域密着型介護予防サービス費

令和7年度予算額 7,446,408 千円

市内の事業所・施設において次のサービスを受けた場合に、原則としてその費用の9割、8割又は7割を給付する。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(要支援者は対象外)

日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの介護や、日常生活上の緊急時の対応などを行う。

- ② 夜間対応型訪問介護(要支援者は対象外)
巡回や通報システムによる夜間専用のホームヘルプサービスを行う。
- ③ 地域密着型通所介護(要支援者は対象外)
小規模の施設に日帰りで通う利用者に対し、食事、入浴の提供や、日常動作に関する訓練等のサービスを行う。
- ④ 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護
施設に日帰りで通う認知症の利用者に対して、食事、入浴の提供や、日常動作に関する訓練等のサービスを行う。
- ⑤ 小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護
小規模な施設に日帰りで通う利用者に対して、食事、入浴の提供や、日常動作に関する訓練等のサービスを行う。
必要に応じ利用者が施設に泊まり、又は施設職員が利用者の家庭を訪問し、それらのサービスを行うこともできる。
- ⑥ 認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護(要支援1の方は対象外)
グループホームの入居者(認知症の方)に対して、入浴、排泄、食事の介護等の日常生活上の世話や、日常動作に関する訓練等のサービスを行う。
- ⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(要支援者は対象外) ※原則、要介護3～5
小規模な特別養護老人ホーム(定員29人以下)の入所者に対して、入浴、排泄、食事の介護等の日常生活上の世話や、日常動作に関する訓練等のサービスを行う。
- ⑧ 看護小規模多機能型居宅介護(要支援者は対象外)
小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、通所・訪問・短期間の宿泊で、介護・医療・看護のケアを行う。
- ⑨ 地域密着型特定施設入居者生活介護(要支援者は対象外)
小規模な介護専用型特定施設(定員29人以下)の入居者に対して、入浴、排泄、食事の介護等の日常生活上の世話や、日常動作に関する訓練等のサービスを行う。
- (3) 施設介護サービス費 令和7年度予算額 11,509,492千円
介護保険施設において次のサービスを受けた場合に、原則としてその費用の9割、8割又は7割を給付する(いずれも要支援者は対象外)。
- ① 介護福祉施設サービス ※原則、要介護3～5
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の入所者(常時介護が必要で、居宅での生活が困難な人)に対して、入浴、排泄、食事等の日常生活上の支援や介護等のサービスを行う。
- ② 介護保健施設サービス
介護老人保健施設の入所者(在宅復帰を目指す人)に対して、リハビリテーションを中心としたケアを行う。
- ③ 介護医療院サービス
介護医療院の入所者(長期の療養を必要とする人)に対して、必要なケアを行いながら入浴、排泄、食事等の日常生活上の支援や介護等のサービスを行う。

各年6月30日現在

年 度	特別養護老人ホーム		介護老人保健施設		介護療養型医療施設		介護医療院	
	施設数	定員(人)	施設数	定員(人)	施設数	定員(人)	施設数	定員(人)
R3	44	2,504	11	968 (ショートステイ含)	1	32	3	210
R4	44	2,536	11	968 (ショートステイ含)	0	0	4	216
R5	44	2,596	11	968 (ショートステイ含)	0	0	4	216
R6	45	2,696	11	968 (ショートステイ含)	0	0	4	216
R7	45	2,696	11	968 (ショートステイ含)	0	0	4	216

- (4) 高額介護サービス費・高額介護予防サービス費 令和7年度予算額 794,500 千円
 同一月に受けたサービスの利用者負担額の合計が一定の上限額(課税状況等により異なる)を超えた場合に、申請によりその超えた額を支給する。

区分		負担の上限額(月額)
生活保護受給者		15,000 円(世帯)
世帯の全員が市民税非課税		24,600 円(世帯)
市民税 課税世帯	課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 80 万円以下の人等	15,000 円(個人)
	下記以外の場合	44,400 円(世帯)
	課税所得 380 万円～課税所得 690 万円未満の第 1 号被保険者がいる場合	93,000 円(世帯)
	課税所得 690 万円以上の第 1 号被保険者がいる場合	140,100 円(世帯)

- (5) 高額医療合算介護サービス費・高額医療合算介護予防サービス費 令和7年度予算額 166,599 千円
 各医療保険における世帯内で、一年間(毎年 8 月 1 日から翌 7 月 31 日まで)の医療保険と介護保険それぞれの利用者負担額の合計が一定の上限額(課税状況等により異なる)を超えた場合に、申請により超えた部分を医療保険と介護保険それぞれの比率に合わせて支給する。
- (6) 特定入所者介護サービス費・特定入所者介護予防サービス費 令和7年度予算額 769,236 千円
 介護保険サービスを受けた際の食費及び居住費(滞在費)については、原則として保険給付の対象外とされているが、例外的に、市から負担限度額認定を受けた世帯非課税者については、食費及び居住費(滞在費)のうち一定の上限額(施設の類型・課税状況等により異なる)を超えた額を支給する。
- (7) 離島部介護サービス費(市町村特別給付) 令和7年度予算額 53,152 千円
 離島地域における介護保険サービス提供体制の確保を図るため、離島部介護サービス費を支給する。

5 地域支援事業

高齢者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会参加の促進を図るとともに、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進することにより、高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業である。

介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及びその他の事業(任意事業)を行う。

- (1) 介護予防・生活支援サービス事業 令和7年度予算額 2,162,150 千円
 介護予防のための支援を要する状態(要支援状態)となり市の認定を受けた人(要支援者)や、生活状況等についての簡易な質問(基本チェックリスト)に回答し要支援者に相当する状態と判断できる人(事業対象者)に対して、次の事業を行う。

① 介護予防・生活支援サービス

市の指定を受けた事業所においてサービスを受けた場合に、その費用の 9 割、8 割又は 7 割を事業費として支給する。

ア 総合事業訪問介護

介護福祉士又は介護員が家庭を訪問し、入浴、排泄、食事の介護等の身体介助や、掃除、買物等の生活援助を行う。

イ 総合事業訪問生活援助

介護福祉士又は介護員や、資格は持たないが一定の研修を受講した者が家庭を訪問し、掃除、買物等の生活援助を行う。

ウ 総合事業訪問型短期集中予防サービス

理学療法士等の保健・医療専門職が家庭を訪問し、自立支援・重度化予防のための指導・助言を短期間、集中的に行う。

エ 総合事業通所介護

施設に日帰りで通う利用者に対し、食事、入浴の提供や、日常動作に関する訓練等のサービスを行う。

② 介護予防ケアマネジメント

利用者が自立に向けた適切なサービスを受けることができるよう、その心身の状況、置かれている家庭の環境等

を勘案してケアプランを作成し、また、ケアプランに位置付けた各サービスの利用の調整等を行う。利用者が居住する地域を管轄する地域包括支援センターが実施する。

③ 高額介護予防サービス費相当事業

要支援者及び事業対象者の属する世帯において、高額介護予防サービス費等の調整後に、介護予防・生活支援サービスの利用者負担額の合計が一定の上限額(課税状況等により異なる。)を超えた場合、申請によりその超えた額を支給する。

④ 高額医療合算介護予防サービス費相当事業

医療保険における世帯内で、高額医療合算介護サービス費又は高額医療合算介護予防サービス費の算定を行ったのち、なお残る世帯自己負担額と一年間(毎年 8 月 1 日から翌 7 月 31 日まで)の介護予防・生活支援サービスの自己負担額の合計が一定額(課税状況等により異なる。)を超えた場合、申請によりその超えた額を支給する。

(2) 一般介護予防事業

令和 7 年度予算額 19,173 千円

高齢者が要介護状態・要支援状態となることを予防するため、次の事業を行う。

なお事業は、すべての高齢者が地域の人たちとともに支えあいながら自分自身も介護予防に取り組んでいく自助・互助活動を中心に実施する。

① 介護予防普及啓発事業

高齢者を中心とした地域住民等に対し、介護予防に関する意識の啓発や知識の普及を行うために、講演会等を開催する。また、高齢者が集まりやすい身近な場所で、介護予防に取り組む自主グループ(いきいき百歳体操)の立ち上げ支援を行う。

② 地域介護予防活動支援事業

高齢者及び高齢者に関わる地域住民を対象に、高齢者が活動的な生活を送るための介護予防の知識や実践できる活動について啓発し、通いの場への継続参加できるように支援を行う。また、地域で介護予防に取り組む「いきいき百歳体操」等の自主グループやその他の活動が定着し、継続できるための支援を行う。

③ 介護支援ボランティア事業

高齢者の生活を支えるために、地域や介護施設等においてボランティア活動を行う「あんしんサポーター」を養成し、ボランティア活動を行った 40 歳以上の「あんしんサポーター」には、実績に応じてポイントを付与し、活動交付金として支給する。

④ 介護予防事業施策評価事業

介護予防事業施策評価委員会において、介護予防事業の実施状況や目的の達成等について評価、検証する。

⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

介護が必要な状態になっても地域の集いの場である「いきいき百歳体操」に参加できるよう、病院や介護サービス事業所のリハビリテーション専門職が高齢者に対して指導・助言を行う。

(3) 包括的支援事業

令和 7 年度予算額 797,912 千円

高齢者が可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため次の事業を行う。

① 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターにおいて、地域の高齢者に対する直接的又は間接的な支援を行うため、次のアからウまでの事業を行う。

なお、地域包括支援センターは、包括的支援事業とともに介護予防支援等の事業をあわせて行い、地域の高齢者が住みなれた場所で暮らし続けることができるように、多機関とのネットワークを構築し、一体的・連続的な支援を図っている。

ア 地域の高齢者について、介護予防事業等によるサービスの利用に関するマネジメントを行う。

イ 地域における高齢者の実態把握や様々な社会資源のネットワーク化等によって、高齢者の支援ニーズを把握し、適切なサービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。あわせて、消費者被害の防止や虐待の防止等、高齢者の権利擁護を図る。

ウ 高齢者の地域での自立した生活を支援するために、高齢者の生活を直接マネジメントするケアマネジャーのケアマネジメント力を向上させる取組や地域の処遇困難事例の対応への支援を地域ケア会議等で行うこと、並びに地域の主治医等の関係機関との連携を支援すること等、ケアマネジャーの業務の後方支援を行う。

② 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続ける

ことができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所などの関係者の連携を推進する。

③ 生活支援体制整備事業

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、NPO、民間企業、ボランティア、社会福祉法人、地域団体等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていく。

④ 地域ケア会議推進事業

ア 地域ケア個別会議の開催

「地域支えあい会議」と「ケアマネジメント力向上会議」で個別事例の支援について検討を行う。また、会議を通じて、地域の課題を発見する。

- ・ 地域支えあい会議：主に高齢者の課題解決支援を目的として地域包括支援センターが随時開催する。
- ・ ケアマネジメント力向上会議：主にケアマネジャーのマネジメント力向上を目的とした会議を各準基幹地域包括支援センター管轄圏域で年 6 回程度、自立支援の視点によるケアプランの質の向上を目的とした会議を基幹型地域包括支援センターが年 24 回開催する。

イ 地域ケア推進会議（地域マネジメント会議）の開催

各準基幹地域包括支援センター管轄圏域で年に 1 回程度、地域ケア個別会議等から発見された地域課題を整理する会議を開催する。

⑤ 認知症施策推進事業

ア 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるように、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。

イ 医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う「認知症地域支援推進員」を配置し、認知症施策を推進するための取組を行い医療と介護の連携強化や地域における支援体制の構築を図っていく。

ウ 認知症の人及びその家族が気軽に集い、悩みを共有し合いながら専門職に相談できる集いの場を整備し、認知症の人を介護する家族の負担軽減を図ることにより、認知症の人が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できる地域づくりに資することを目的とした「認知症カフェ（オレンジカフェ）」を認知症疾患医療センターに委託し実施する。

エ 認知症の人であるか否かにかかわらず高齢者が自由に通える場である「認知症サロン」等の運営を支援する。あわせて認知症の早期発見、進行防止、介護予防を図る。

オ 認知症の人やその家族が「いつ」「どこで」「どのような」支援を受けることができるのか、認知症の進行や状態に応じて利用できるサービスの流れを整理し分かりやすくまとめた「認知症ケアパス」の充実と普及啓発を推進する。

(4) その他の事業（任意事業）

令和 7 年度予算額 116,788 千円

介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業の他、高齢者の支援のため、次の事業を行う。

① 給付費適正化事業

居宅介護支援事業所に対するケアプラン点検等、保険給付の適正化に関する取組を行う。

② 住宅改修支援事業

居宅介護支援・介護予防支援の提供を受けていない利用者に対し「住宅改修を必要とする理由書」を作成した者に作成費用を助成する。

③ 認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業

認知症の高齢者等が行方不明になった場合に居場所を検索するシステムの初期費用をその家族に助成する。また、認知症の高齢者等の行方不明時情報を周知するネットワークを整備する。あわせて、事前登録者に QR コードシールを配付する。

④ 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業

市営住宅（蒲田・白浜南・清水谷）及び県営住宅（東阿保・勝原・清水谷）の一部に整備されているシルバーハウジング（計 119 戸）に生活援助員を派遣し、入居者に対して生活相談、安否確認等のサービスを提供する。所得に応じた利用者負担金あり。

⑤ 認知症見守り支援等事業

認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する「認知症サポーター」を養成し、認知症の人や家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進する。

⑥ 介護サービス評価等推進事業

地域包括支援センターの公正中立な運営確保のために、第三者機関により運営状況を評価及び公表することにより、質の向上を図る。

⑦ ひとり暮らし老人給食サービス事業

65 歳以上のひとり暮らし又はこれに準ずる高齢者に、地域の人々との触れ合いを通じて寂しさの解消を図るため、月 1～6 回、会食又は配食形式で提供する。

⑧ 見守り安心サポート事業

在宅のひとり暮らし高齢者等に緊急通報ができる機器を貸与し、また、受信センターに専門的知識を有するオペレーターを 24 時間体制で配置することで、定期的な安否確認及び健康・医療相談を行うとともに急病や事故等の緊急事態に適切に対応する。

⑨ 高齢者権利擁護推進事業

ア 判断能力が低下した高齢者につき成年後見制度の利用を必要とするものの、本人に後見人報酬を担える資力がない場合に、その報酬等を助成する。

イ 高齢者虐待防止や成年後見制度の普及啓発のため、「姫路市高齢者虐待等防止対応マニュアル」を活用した周知活動や高齢者の権利擁護を考える研修会を開催する。

ウ 成年後見人の担い手としての市民後見人の活用等、高齢者権利擁護の仕組みづくりについて検討を行う。

6 保健福祉事業

高齢者のフレイル予防、認知症予防を目的として、次の主な事業を行う。

(1) 介護予防推進事業

令和 7 年度予算額 19,222 千円

① 軽度認知障害者把握・予防支援事業

軽度認知障害（MCI）及び認知症の人を早期発見、進行予防を支援することを目的に、通いの場等に通う利用者に対して「姫路市認知症の気づきチェックリスト」の配布、市内の指定医療機関にて鑑別診断の要否のスクリーニング検査を実施、国立長寿医療研究センターが開発した運動と認知課題（計算、しりとりなど）を組み合わせたコグニサイズ教室を開催する。

② フレイル予防アプリ事業〔再掲〕

介護予防、認知症予防の効果が期待されるスマートフォンアプリを導入し、デジタルを活用した高齢者の健康増進と生きがいづくりを支援する。

③ 地域情報掲示板サービス事業〔再掲〕

身近な地域で行われる活動やイベントに関する情報を閲覧できるサービスを導入し、高齢者の地域コミュニティへの参加を促し、フレイルや認知症予防の更なる強化や、社会的孤立の解消を図る。

7 介護人材確保関係

(1) 介護インターンシップ支援事業

令和 7 年度予算額 2,013 千円

若手介護職員の増加を目指し、高等学校卒業後に就職予定の学生や、求職活動中の介護未経験者を対象に、介護サービス事業所における就労体験の機会を提供する。

(2) 介護職員養成研修補助事業

令和 7 年度予算額 2,535 千円

介護職員初任者研修及び実務者研修の受講料負担を軽減するため、費用の半額補助を行う（上限額は介護職員初任者研修：3 万 5 千円、実務者研修：5 万円）

(3) 介護情報提供体制整備・人材交流育成事業

令和 7 年度予算額 4,210 千円

介護職のための総合相談窓口として介護人材ナビゲーターを配置。介護職等からの相談を受けるとともに、介護職同士の情報交換の場になれるよう、環境を整備し、介護人材の定着支援等を行う。また経験年数や役職等を問わず、幅広い介護職員を対象とした研修会又は講習会を年間 6 回開催する。

(4) 弁護士相談サポート事業

令和 7 年度予算額 264 千円

介護事業所向けの弁護士相談窓口を月 1 回程度設け、介護事業所からの法律相談（利用者や家族からのハラスメン

トや契約内容に関する相談、及びカスタマーハラスメント対策マニュアル策定に関する相談等）に応じる体制を整える。

- (5) 訪問看護師・介護員離職防止等対策事業 令和7年度予算額 40 千円
介護現場での職場環境改善に向けて、原則 1 人訪問である訪問看護師と訪問介護員が、安全確保のため 2 人以上で訪問が必要な場合に県市協調で補助を行う。
- (6) 外国人介護職員コミュニケーション支援事業 令和7年度予算額 100 千円
外国人介護人材を受け入れる介護保険施設に対し、日本語が不慣れな者に使用させる多言語翻訳機の購入費を支援する。
- (7) 介護施設等奨学金返済支援事業 令和7年度予算額 1,200 千円
県事業の上乗せ支援として、介護従事者を対象に奨学金の返済を支援。法人が対象職員に支給する奨学金返済支援金額から県補助額を引いた額を補助する。
- (8) 離島部介護職員等居住支援事業 令和7年度予算額 600 千円
新たに家島地域に居住し、家島地域の介護保険サービス事業所に介護職員等（事業所に勤務する事務員等を含む）として就労する者に対し、転居費用を補助する。

8 保険料

(1) 保険給付の財源

保険料 50%			公費 50%					利用者 の自己負担金
保険料	65 歳以上の人の	満 40 歳以上 65 歳未満の人の保険料	市区町村の負担金	都道府県の負担金	国の負担金	整交付金	うち 5 % 程度が調	
23%		27%	12.5%	※ 12.5%	※ 25%			

※ 都道府県等指定の施設等に係る給付費については、国 20%、都道府県 17.5%となる。

(2) 第 1 号被保険者 (65 歳以上) の保険料

令和 7 年度の介護保険料

段 階	対 象 者		保 険 料 率	保 険 料 年 額
	世 帯	本 人		
第 1 段階	生活保護受給者		基準額×0.285	21,200 円
	市民税 非課税世帯	高齢福祉年金受給者 課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80.9 万円以下の人		
第 2 段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80.9 万円を超えて 120 万円以下の人	基準額×0.485	36,080 円
第 3 段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 120 万円を超える人	基準額×0.685	50,960 円
第 4 段階	市民税 課税世帯	課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下の人	基準額×0.9	66,960 円
第 5 段階	(本人非課税)	課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80.9 万円を超える人	基準額	74,400 円
第 6 段階	市民税 課税世帯 (本人課税)	合計所得金額が 120 万円未満の人	基準額×1.2	89,280 円
第 7 段階		合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の人	基準額×1.3	96,720 円
第 8 段階		合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人	基準額×1.5	111,600 円
第 9 段階		合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の人	基準額×1.7	126,480 円

第10段階		合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.8	133,920円
第11段階		合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×1.9	141,360円
第12段階		合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.0	148,800円
第13段階		合計所得金額が720万円以上1,000万円未満の人	基準額×2.15	159,960円
第14段階		合計所得金額が1,000万円以上の人	基準額×2.3	171,120円

※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定され、令和6年度に見直しを実施。

〔徴収方法〕

- ・特別徴収 年金の定期支払(年6回)の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれる。
- ・普通徴収 送付される納付書又は口座振替により、介護保険料を姫路市に個別に納める。

(3) 第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の保険料

加入している医療保険の算定方法により決まり、医療保険料と一括して納める。

9 介護サービス等諸費支給状況

(金額 千円：執行率%)

年度	居宅介護サービス費等		地域密着型介護サービス費等		施設介護サービス費等		高額介護サービス費等		特定入所者介護サービス費等		計	
	金額	執行率	金額	執行率	金額	執行率	金額	執行率	金額	執行率	金額	執行率
R2	21,628,971	97.17	6,772,502	95.29	10,514,295	99.61	864,769	99.94	1,151,116	96.63	40,931,653	97.51
R3	22,163,522	97.90	6,758,381	92.43	10,444,009	97.75	868,563	93.25	933,314	89.61	41,167,789	96.49
R4	22,599,464	97.69	6,893,293	96.61	10,244,282	95.14	888,102	89.65	754,230	79.77	41,379,371	96.29
R5	23,460,932	99.27	7,129,335	99.96	10,631,468	99.99	920,207	96.77	750,299	92.05	42,892,242	99.37
R6	24,426,085	99.69	7,255,944	99.77	11,267,177	99.99	934,289	92.88	748,766	92.75	44,632,261	99.50

10 保険料の賦課収納状況

(金額 円)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
現 年 度 分	調 定 額	9,450,248,960	9,769,120,390	9,795,201,400	9,787,739,610	9,946,303,630
	収 入 済 額	9,367,988,818	9,692,766,780	9,723,447,261	9,721,892,865	9,879,806,180
	再 特 徴	8,723,760,950	8,779,507,770	8,740,775,290	8,740,775,290	8,841,379,250
	掲 普 徴	969,005,830	943,939,491	981,117,575	981,117,575	1,038,426,930
	収納率 (%)	99.13	99.22	99.27	99.33	99.33
過 年 度 分	調 定 額	205,545,521	168,645,735	148,286,382	137,058,783	128,871,942
	収 入 済 額	51,718,105	39,630,102	39,548,092	30,871,325	30,626,659
	収納率 (%)	25.16	23.50	26.67	22.52	23.77
計	調 定 額	9,655,794,481	9,937,766,125	9,943,487,782	9,924,798,393	10,075,175,572
	収 入 済 額	9,419,706,923	9,732,396,882	9,762,995,353	9,752,764,190	9,910,432,839
	再 特 徴	8,723,760,950	8,779,507,770	8,740,775,290	8,740,775,290	8,841,379,250
	掲 普 徴	1,008,635,932	983,487,583	1,011,988,900	1,011,988,900	1,069,053,589
	収納率 (%)	97.55	97.93	98.18	98.27	98.36

11 介護保険給付費準備基金積立金

令和7年度予算額 13,950千円

各年度の介護保険事業特別会計において生じた剰余金を積み立て、翌年度以降の介護保険事業に要する費用に充てることを目的として設置している。

7 障 害 者 福 祉

1 概 要

本市における身体障害者手帳所持者は18,234人、療育手帳所持者は6,749人、精神障害者保健福祉手帳所持者は5,028人で、生まれながらの先天的要因、又は疾病、災害、事故などの後天的要因による、身体障害者・知的障害者・精神障害者の身体的、社会的、経済的困難を軽減又は、取り除くことのできるよう、法の規定に基づくほか、市独自でも必要な支援に努めている。

2 身体障害者(児) 障害別等級別調

令和7年4月1日現在(人)

障害別 \ 級別	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計	合計のうち 18歳未満
視 覚 障 害	359	349	60	88	145	33	1,034	12
聴覚・平衡機能障害	136	355	156	444	6	451	1,548	50
音 声 ・ 言 語 ・ そしゃく機能障害	1	10	141	71	—	—	223	2
肢 体 不 自 由	1,847	1,881	1,624	3,087	954	441	9,834	195
内 部 障 害	3,423	77	623	1,472	—	—	5,595	69
合 計	5,766	2,672	2,604	5,162	1,105	925	18,234	328
合 計 の う ち 18歳未満	162	79	41	27	6	13	328	—

3 知的障害者(児) 療育手帳交付状況

令和7年4月1日現在(人)

区 分	重 度	中 度	軽 度	合 計
18歳以上	1,582	1,206	1,381	4,169
18歳未満	408	358	1,814	2,580
合 計	1,990	1,564	3,195	6,749

4 精神障害者保健福祉手帳交付状況

令和7年4月1日現在(人)

区 分	1 級	2 級	3 級	合 計
人 数	461	2,852	1,715	5,028

5 給付等一覧

制 度 の 名 称	資 格 ・ 要 件 等	金 額 等	6 年 度 実 績
障 害 者 福 祉 金 (愛の福祉金)	下記(1)～(3)のいずれかに該当し、かつ、引き続き市内に1年以上居住している者(所得制限有) (1) 身体障害者手帳所持者のうち1級から4級までの者 (2) 療育手帳所持者のうちA、B(1)の者 (3) 精神障害者保健福祉手帳所持者	(1) 身体障害者(児) 1 級年額 30,000 円 2 級年額 23,000 円 3 級年額 15,000 円 4 級年額 10,000 円 (2) 知的障害者(児) 年額 30,000 円 (3) 精神障害者(児) 1 級年額 30,000 円 2 級年額 23,000 円 3 級年額 15,000 円 ※重複障害者(児) (1)(2)(3)それぞれ支給	延 16,942 人
福 祉 手 当 (経 過 措 置)	旧制度廃止に伴う経過措置のため新規申請なし	月 額 16,100 円	延 72 人
障 害 児 福 祉 手 当	20 歳未満の在宅重度障害児で、施設に入っておらず、市内に住所を有する児童(所得制限有)	月 額 16,100 円	延 3,616 人
特 別 障 害 者 手 当	重度障害のため日常生活において常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の者で、施設、病院に入っていない市内に居住する者(所得制限有)	月 額 29,590 円	延 6,929 人
重 度 障 害 者 (児) 介 護 手 当	市内に住所を有する身体障害者(児)のうち、1 級又は 2 級の身体障害者手帳を所持する者又は療育手帳 A (重度) と判定された者で、居宅において常時介護が必要な状態になってから 6 か月以上経過した人を常時介護している者	月 額 10,500 円	延 9,939 人

6 相談員事業 令和 7 年度予算額 1,584 千円
身体障害者相談員、知的障害者相談員を設置し、障害者の相談に応じる。

7 スポーツ大会等参加事業 令和 7 年度予算額 184 千円
兵庫県等が開催する障害者のスポーツ大会への参加を推進する。

8 障害者歯科診療助成事業 令和 7 年度予算額 15,017 千円
一般の歯科医院では診療が困難な障害者の歯科診療を実施している姫路市歯科医師会に対して助成する。
実施施設 姫路市歯科医師会口腔保健センター
診療日時 毎週水・木曜日(但し祝日は休診) 午後 1 時～4 時(予約制)
(月 1 回全身麻酔実施時 午前 9 時～12 時、午後 1 時～4 時)

9 障害者バス等優待乗車助成事業 令和 7 年度予算額 障害者バス優待事業 144,466 千円
鉄道優待事業 157,422 千円
船舶等優待事業 3,171 千円

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する障害者に対し、市内区間の一般乗合バスの運賃を無料(一部介護者 1 名を含む)とする優待乗車証、鉄道(JR・山陽電車)の乗車カード、船舶(姫路～家島地域間)の優待乗船券のいずれか一つを交付している。

※ 重度障害者福祉タクシー料金助成制度または重度障害者自動車燃料費助成制度の選択者を除く。

- 10 障害者住宅改造助成事業** 令和 7 年度予算額 4,075 千円
身体障害者手帳または療育手帳を所持する人が属する世帯に対し、住宅改造経費として 100 万円を限度に助成する（ただし、地域生活支援事業住宅改修費の給付対象世帯の場合 80 万円）。
- 11 訪問診査事業** 令和 7 年度予算額 101 千円
歩行困難等のため指定医療機関で受診することが困難な在宅重度身体障害者に対して医師等を派遣して診査を行い、障害者福祉の増進を図る。
- 12 重度障害者福祉タクシー料金助成事業** 令和 7 年度予算額 15,592 千円
下記のいずれかに該当する重度障害者に対し、社会参加を促進し自立を支援するため、移動手段としてタクシーを利用した場合に、その費用の一部を助成する。
① 身体障害者手帳 1・2 級を所持し、下肢、体幹又は視覚に障害を有する者
② ①以外の身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A 判定、精神障害者保健福祉手帳 1 級のいずれかを所持する者
※ただし、障害者バス等優待乗車助成制度、鉄道（JR・山陽電車）優待乗車助成制度、船舶助成制度または重度障害者自動車燃料費助成制度の選択者を除く。
- 13 重度障害者自動車燃料費助成事業** 令和 7 年度予算額 41,979 千円
下記のいずれかに該当する重度障害者に対し、社会参加を促進し自立を支援するため、本人の移動手段として本人又は介護者所有の自動車を利用する場合に、その燃料費の一部を助成する。
① 身体障害者手帳 1・2 級を所持し、下肢又は体幹に障害を有する在宅の者
② ①以外の身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A 判定、精神障害者保健福祉手帳 1 級のいずれかを所持する在宅の者
※ただし、障害者バス等優待乗車助成制度、鉄道（JR・山陽電車）優待乗車助成制度、船舶助成制度又は重度障害者福祉タクシー料金助成制度の選択者を除く。
- 14 重度身体障害者見守り安心サポート事業** 令和 7 年度予算額 198 千円
単身の重度身体障害者に対して定期的な安否確認、健康・医療相談、緊急事態対応ができる通報機器を貸与する。
- 15 身体障害者補助犬健康管理費等支給事業** 令和 7 年度予算額 60 千円
補助犬を使用している身体障害者に、補助犬の健康管理等に要する経費の一部を支給する。
- 16 障害者福祉施設等運営助成事業** 令和 7 年度予算額 5,410 千円
障害者福祉施設の運営の安定化を図るため、その運営にかかる経費の一部を助成する。
- 17 自立支援等給付事業**
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害者が地域で暮らせる社会、自立と共生の社会の実現を目指した障害福祉サービスの提供に要する費用を支給する
(1) 介護給付 令和 7 年度予算額 6,806,762 千円
① 居宅介護（ホームヘルプ）
障害者等に、居宅において入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する援助を提供する。
② 重度訪問介護
常時介護を要する重度の肢体不自由者、知的障害者又は精神障害者に、居宅における身体介護や家事援助及び外出時における移動中の介護を総合的に提供する。
③ 同行援護
視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の外出する際に必要な援助を提供する。

④ 行動援護

行動上著しい困難を有し、常時介護を要する知的障害者又は精神障害者に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護を提供する。

⑤ 重度障害者等包括支援

介護の必要の程度が著しく高い障害者に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供する。

⑥ 療養介護

医療と常時介護を要する障害者に、主として昼間に、病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護及び日常生活上の世話を提供する。

⑦ 生活介護

常時介護を要する障害者に、主として昼間に、障害者支援施設等で行われる身体介護等必要な日常生活上の支援を行うほか、創作的活動、生産活動の機会を提供する。

⑧ 短期入所(ショートステイ)

介護を行う者の病気その他の理由により、施設等への短期間の入所を必要とする障害者に、身体介護その他必要な支援を提供する。

⑨ 施設入所支援

施設に入所する障害者に、主として夜間に、身体介護その他必要な支援を提供する。

⑩ やむを得ない事由による措置費

やむを得ない事由により、障害福祉サービスを利用することが著しく困難である者に対し、必要に応じて、障害福祉サービスの提供を障害福祉サービス事業者に委託する等の措置を行う。

⑪ 特例介護給付費

養護者の急な入院等により、緊急的に障害福祉サービスの新規利用が必要となった者に対し、正規の支給手続が完了するまでの間、暫定的にサービスの支給を行う。

(2) 訓練等給付

令和 7 年度予算額 4,486,511 千円

① 自立訓練

障害者に、一定の期間、身体機能または生活能力向上のために必要な訓練を提供する。

② 就労選択支援(令和 7 年 10 月 1 日から)

障害者が、就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する。

③ 就労移行支援

就労を希望する障害者に、一定の期間、生産活動等を通じて就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を提供する。

④ 就労継続支援

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動等を通じて知識及び能力の向上のために必要な訓練を提供する。

⑤ 就労定着支援

就労移行支援等を利用し通常の事業所に新たに雇用された障害者に、一定の期間、当該事業所での就労の継続を図るために必要な事業主、その他の者との連絡調整等を行う。

⑥ 自立生活援助

施設入所支援または共同生活援助を受けていた障害者等が、居宅における自立した生活を営む上での問題に、一定の期間、巡回訪問等により相談に応じ、必要な情報の提供、助言等の援助を行う。

⑦ 共同生活援助(グループホーム)

共同生活を営む住居において、相談、入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。

(3) 障害児通所支援給付費

令和 7 年度予算額 2,731,346 千円

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等のサービスの提供に要する費用を支給する。

(4) 相談支援給付費

令和 7 年度予算額 267,822 千円

障害福祉サービス等を利用する障害者等に対して、相談支援事業者がサービス等利用計画を作成したとき、また、入所施設からの退所や精神科病院から退院するに当たり、地域生活への移行のための入所支援等を行ったときに要する費用を支給する。

- (5) 高額障害福祉サービス費 令和7年度予算額 15,925 千円
- ① 同一世帯に障害福祉サービスを利用する者が複数いる場合や、介護保険サービスを併用する利用者、障害児施設の利用者がいる場合、補装具の購入または修理した者がいる場合、障害児通所支援と地域生活支援サービスを併用する場合(障害福祉サービスを併用する場合を除く)に、世帯で支払う利用者負担額が高額にならないよう、高額障害福祉サービス費を支給する。
- ② 一定の要件を満たす65歳以上の高齢障害者が、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合、その利用者負担額が高額にならないよう、高額障害福祉サービス費を支給する。
- (6) 特定障害者特別給付費 令和7年度予算額 122,057 千円
- ① 入所施設等の利用者に対して、食費及び光熱水費の全部または一部を支給する。
- ② グループホームの利用者に対して、家賃分として1人当たり月額1万円を上限に支給する。
- (7) 療養介護医療費 令和7年度予算額 86,614 千円
- 療養介護サービスの利用者に対して、食費及び医療費の全部又は一部を支給する。
- (8) 自立支援医療費 令和7年度予算額 635,798 千円(更生・育成医療分。精神通院医療は兵庫県負担)
- ① 更生医療
18歳以上の身体障害者手帳所持者に対し、身体障害を更生するために必要な医療を給付する。
- ② 育成医療
18歳未満の児童に対し、身体障害の除去、予防のために必要な医療を給付する。
- ③ 精神通院医療
精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある者に対し、通院治療を受ける際に必要な医療を給付する。
- (9) 補装具費給付
- ① 補装具費 令和7年度予算額 148,876 千円
障害者、障害児の失われた身体機能などを補うための補装具(義肢、装具、車椅子、歩行補助つえ、眼鏡、補聴器等)の交付、借受け又は修理にかかる費用を支給する。
・身体障害者移動相談
補装具の交付又は修理の判定を行う身体障害者更生相談所へ行くことが困難な障害者について、補装具の判定を姫路市で実施する(年3回予定)。
- ② 軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業 令和7年度予算額 1,072 千円
身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度難聴児の聴こえの確保と言語発達の支援のため、補聴器購入費等を一部助成する。
- (10) 共同生活援助利用促進助成事業 令和7年度予算額 74,348 千円
グループホームの低所得利用者に対して、家賃から1万円を引いた額の半額(上限月1万5千円)を補助する。
また、医療支援型グループホームに補助することで、医療的ケアが必要な障害者が安心・安全にグループホームを利用できる環境を整備する。

18 地域生活支援事業

- (1) 相談支援機能強化事業 令和7年度予算額 51,378 千円
障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害者等の相談への対応、相談支援事業者への専門的な助言、人材育成等の取組を行い、相談支援機能の強化を図る。
- (2) 障害児等療育支援事業費 令和7年度予算額 1,302 千円
在宅の障害児等の地域における生活を支えるため、事業所への療育技術指導、療育機関に対する支援を行い、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図る。
- (3) 地域自立支援協議会経費 令和7年度予算額 1,594 千円
地域自立支援協議会及び専門部会等を開催し、地域の障害福祉に関する協議を行う。
- (4) 障害者成年後見制度利用支援事業 令和7年度予算額 4,825 千円
知的障害者または精神障害者について、家庭裁判所が選任した後見人が本人に代わり法律行為等を行う障害者成年後見制度の利用を支援する。
- (5) 障害者家族等支援事業 令和7年度予算額 900 千円

障害者とその家族等が地域で安心して生活するために、お互いの悩みを共有し、情報交換を行う交流活動に対して助成を行う。

(6) 手話通訳者等養成事業	令和7年度予算額	3,961 千円
聴覚障害者の生活等について理解し、手話で日常会話を行うに必要な手話語い及び手話表現技術を習得した手話通訳者等及び盲ろう者に触手話、指点字等を行う盲ろう者向け通訳介助員に加え、失語症者向け意思疎通支援者を養成する。		
(7) 意思疎通支援者派遣事業	令和7年度予算額	9,242 千円
聴覚障害者及び音声言語機能障害者が公的機関等へ外出する場合に、意思疎通支援者を派遣する。		
(8) 手話通訳設置事業	令和7年度予算額	5,320 千円
市役所本庁に手話通訳者を設置し、聴覚障害者及び音声言語機能障害者の来庁時に通訳を行う。		
(9) 要約筆記者等養成事業	令和7年度予算額	1,670 千円
聴覚障害者の特徴や福祉制度について理解し、要約筆記や触点字等で聴覚障害者等の社会生活を支援する要約筆記者等を養成する。		
(10) 日常生活用具費給付	令和7年度予算額	158,421 千円
原則、在宅の障害者(児)等の日常生活上の便宜を図るための用具の購入又は借受にかかる日常生活用具費を支給する。		
(11) 移動支援事業	令和7年度予算額	135,593 千円
屋外での移動が困難な障害者に対して、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。		
(12) 地域活動支援センター事業	令和7年度予算額	31,481 千円
障害者等を通わせ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜を供与する。		
(13) 障害者小規模通所支援事業	令和7年度予算額	3,384 千円
小規模通所施設における生産活動品の販路拡大及び品質向上等を図り、事業所で就労する障害者の工賃水準を向上させる。		
(14) 福祉ホーム事業	令和7年度予算額	5,797 千円
住居を求める障害者に対し、低額な料金で居室等の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する。		
(15) 訪問入浴サービス事業	令和7年度予算額	7,748 千円
在宅の常時臥床の状態にある障害者等に対して、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う。		
(16) 日中短期入所事業	令和7年度予算額	5,444 千円
介護者の病気等の理由により介護が必要な障害者等に対して、施設等において介護を提供する。		
(17) タイムケア事業	令和7年度予算額	35,633 千円
特別支援学校等に在籍する在宅の小学生、中学生又は高校生の家族の就労支援及び一時的休息を目的とした放課後等における障害児の預かり事業を実施する。		
(18) 知的障害者・障害児社会参加助成事業	令和7年度予算額	1,296 千円
知的障害者・障害児の社会参加等の支援活動を行う団体に助成する。		
(19) 障害者ガイドマップ作成事業	令和7年度予算額	400 千円
障害者の社会参加の促進と市民のバリアフリー意識の向上を図るため、市民参画による福祉マップを作成し、障害者に情報提供する。		
(20) 障害者スポーツ・レクリエーション振興事業	令和7年度予算額	549 千円
障害者の健康増進や社会参加の促進を目的に、スポーツ大会を開催する。		
(21) 障害者料理講習会事業	令和7年度予算額	467 千円
視覚障害者と聴覚障害者を対象に料理講習会を開催する。		
(22) 自動車運転免許取得・改造助成事業	令和7年度予算額	2,400 千円
① 自動車運転免許取得		
交通機関の利用が困難な身体障害者が、自動車を利用することにより生活の向上等が認められる場合に、自ら負担した運転免許取得の経費の1/2に相当する額(10万円を限度)を助成する。		

② 自動車改造助成

身体障害者が就労等のため、自ら所有し、運転する自動車を改造する必要がある場合に、自動車改造に要した費用（10万円を限度）を助成する。

- (23) リフトバス利用者助成事業 令和7年度予算額 209千円
車いすを使用する障害者等の団体が社会見学、レクリエーション等の社会活動をする上で身体障害者用昇降リフト付バスを利用した場合、バス使用料の一部を助成する（1団体10万円以内）。

- (24) 障害者就業促進・安定化事業 令和7年度予算額 16,692千円
就業及びこれに伴う日常生活、又は社会生活上の支援を必要とする現に就労している障害者又は就労を希望する障害者に対して行う指導、助言や職場開拓等を通し、地域における障害者の雇用の促進及び職業の安定を図る。

- (25) 障害者虐待防止センター事業 令和7年度予算額 5,227千円
障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。

- (26) 行動障害支援事業 令和7年度予算額 8,000千円
強度行動障害への対応に苦慮する保護者・学校・事業者等に対し、助言又は実地での支援を実施し、その対応力の向上を図る。

- (27) 障害者差別解消推進事業 令和7年度予算額 4,381千円
障害者差別解消の推進及び手話の普及を図るための啓発事業、障害者週間に合わせた啓発事業等を行う。

- (28) 重度障害者大学修学支援事業 令和7年度予算額 2,588千円
重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学側が構築するまでの間において、重度障害者に対して修学に必要な身体介護等を提供する。

- (29) 重度障害者等就労支援事業 令和7年度予算額 11,459千円
重度障害者等に対する就労支援として、通勤または職場等における支援を行う。

19 心身障害者扶養共済事業自己負担金助成金 令和7年度予算額 1,227千円

保護者死亡（重度障害）後の障害者の生活の安定と福祉の増進を図るための共済制度。なお、低所得世帯に対しては1口目の掛金の一部を扶助し、県助成とあわせて自己負担を無償化している。

・加入者並びに掛金の減免及び扶助等の状況

区 分	免除率		件数
	県減免	市扶助	
生活保護法により保護を受けている世帯	全額免除	—	0
県市民税を課せられていない世帯	7/10 免除	3/10 扶助	18
県市民税の所得割を課せられていない世帯	3/10 免除	7/10 扶助	4
県市民税の所得割を課せられている世帯	免除なし	扶助なし	33
計	—	—	55

20 重度障害者雇用モデル事業所（アイシーエス姫路市ウエルフェア株式会社）

重度障害者の雇用モデルとして、市と地域企業による第三セクター方式の企業を設立し、会計システム、福祉システムなどの開発、販売、メンテナンスなどを行っている。

- ・所在地 飾磨区上野田二丁目88番地
- ・資本金 5,000万円
- ・出資金 姫路市 2,400万円
株式会社ICS 2,600万円
- ・創 立 昭和59年10月
- ・営業開始 昭和60年4月
- ・社 員 障害者3人、健常者1人
- ・売上高 249,489千円（令和6年度）
- ・主力商品 福祉施設管理システム（財務、栄養管理、給与等）、社会福祉協議会システム、

21 総合福祉通園センター「ルネス花北」

令和 7 年度予算額 926,816 千円

障害児の診療、相談、訓練、保育等を総合的に実施する早期療育体制の確立を図るとともに、障害者の地域活動支援センター及び障害福祉サービス施設も包括して、乳幼児期から成人期まで一貫した療育支援や生活支援等を行うことを目的とした障害児・者のための総合福祉施設である。さらに、相談、療育、リハビリテーション等、センターの機能を地域社会に展開することによって、地域福祉の増進を図ることも目的としている。こども発達支援センター、発達相談、重度障害者活動支援センター、発達医療センター花北診療所は市が運営しており、その他の施設の管理運営は社会福祉法人姫路市社会福祉事業団を指定管理者に指定して行っている。

- (1) こども発達支援センター（児童福祉法に基づく児童発達支援センター、保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援事業所）

令和 6 年 4 月 1 日につくし児童園（昭和 36 年開設）と白鳥園（昭和 40 年開設）を統合し、開設。就学前の発達に遅れがある幼児や肢体不自由児を対象に、週 5 回通園（単独通園を基本として週 1 回親子通園）のクラス又は週 1 回親子通園のクラスで療育を提供し、集団生活を通して基本的な生活習慣・遊び・コミュニケーション等への発達支援を行っている。また、障害児が保育所等での集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合に、職員が訪問して支援を行う「保育所等訪問支援事業」外出することが著しく困難な障害児に対し、その居宅を訪問し子どもの特性や生活環境に合わせた遊び・コミュニケーション等への発達支援を行う「居宅訪問型児童発達支援事業」も併せて実施している。

利用定員 60 人／日 令和 7 年 4 月 1 日在籍者 51 人

6 年度保育所等訪問件数 25 件

- (2) 発達相談

来所前や来所初期の段階の親子への支援に重点を置き、発達に難しさを持つ子どもの育ちを促すとともに、ケースワーク、心理相談、外来保育等保護者の心理的な負担の軽減を目指して支援を行っている。また、児童福祉法及び障害者総合支援法に基づく、相談支援事業所「プレール」を設置している。

6 年度ケースワーク相談 843 件 心理相談 4,589 件 外来保育 1,390 件

「プレール」（基本相談 615 件 モニタリング 529 件）

- (3) ぱっそ kids（地域子育て支援拠点事業）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行っている。（令和 7 年 3 月末をもって閉所）

6 年度来所相談 延 520 件 電話相談（新規） 73 件 電話相談（継続） 97 件

- (4) 重度障害者活動支援センター（障害者総合支援法に基づく生活介護事業所）

平成 10 年 1 月 1 日開設。医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害者を対象に、運動機能の回復や維持を目的としたリハビリ指導や食事介助指導、生活指導を実施している。

利用定員 15 人／日 令和 7 年 4 月 1 日在籍者 17 人

6 年度延利用人数 1,040 人 給食サービス利用延人数 397 人

送迎サービス利用延人数 859 人（片道毎に計上）

- (5) 発達医療センター花北診療所（医療法に基づく診療所）

発達医療センター花北診療所は、発達障害に対する専門医療機関として、診療、リハビリテーション、発達相談などの総合的な医療を展開している。平成 22 年 10 月 1 日に開設された。診療科目は小児科、児童精神科及びリハビリテーション科

発達に関わる診察、てんかんの治療等を行うとともに理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理士がリハビリテーションや相談を行っている。

6 年度診療報酬請求件数 15,592 件（延件数）

- (6) 障害者支援センター（障害者総合支援法に基づく自立訓練・就労移行支援・就労継続支援 B 型・生活介護事業所）

平成 29 年 9 月に 3 園（かしのき園、しらさぎ園、しいのみ園）を統合し、開設。障害者を対象に、一般就労への促進や、様々な日中活動の場の提供、自立生活を目指すために必要な支援を行っている。

令和 7 年 4 月 1 日在籍者

事業名	項目	人数
自立訓練	在籍者数	0
	一日利用 定 員	15
就労移行 支 援	在籍者数	4
	一日利用 定 員	10

事業名	項目	人数
就労継続 支援B型	在籍者数	36
	一日利用 定 員	40
生活介護	在籍者数	36
	一日利用 定 員	50

(7) かしのきの里（障害者総合支援法に基づく就労移行支援・就労定着支援・就労継続支援B型事業所）

昭和 63 年 4 月に開設。障害者を対象に、日々の労働を通して、自活に必要な訓練を行うとともに、自立生活を目指すために必要な援助を行っている。

令和 7 年 4 月 1 日在籍者

事業名	項目	人数
就労移行 支 援	在籍者数	2
	一日利用 定 員	10
就労定着 支 援	在籍者数	9
	一日利用 定 員	なし

事業名	項目	人数
就労継続 支援B型	在籍者数	21
	一日利用 定 員	25

上記施設〔(6)、(7)〕にて実施している授産事業

① 授産種目

陶芸、喫茶、自動車洗車、製菓、古紙・牛乳パック回収、空缶の選別プレス等

② 授産収入状況

(円)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
障害者支援センター	18, 979, 733	20, 862, 423	19, 992, 804	23, 785, 978	26, 359, 811
かしのきの里	12, 795, 684	14, 959, 459	16, 434, 296	16, 760, 925	16, 178, 561

(8) 在宅障害者デイ・サービスルーム（障害者総合支援法に基づく地域活動支援センターⅡ型）

平成 2 年 10 月に開設。在宅障害者の方に対して、その人らしく生きるための社会参加の促進、生活の質の向上等社会的自立を図るために必要な文化的、創造的、レクリエーションの活動を行っている。

利用定員 20 人／日

6 年度延利用人数 1, 814 人

(9) 書写障害者デイサービスセンター（障害者総合支援法に基づく生活介護事業所）

平成 3 年 4 月に開設。平成 22 年 3 月 29 日の移転新築に伴い、名称を白鳥自立センターから「書写障害者デイサービスセンター」に変更した。

地域において社会参加が困難な状況におかれている在宅の身体障害者及び知的障害者に対して、その人権を尊重して、その人らしく生きるための社会参加の促進、生活の質の向上等社会的自立を図るために必要な生活介護、入浴サービス、送迎サービス、給食サービスを実施し、在宅障害者の福祉サービスの充実を図っている。

利用定員 25 人／日 令和 7 年 4 月 1 日在籍者 25 人

6 年度延利用人数 3, 205 人 給食サービス利用延人数 3, 075 人

入浴サービス利用延人数 720 人 送迎サービス利用延人数 4, 903 人(片道毎に計上)

(10) 広畑障害者デイサービスセンター（障害者総合支援法に基づく生活介護事業所）

平成 16 年 5 月に開設。在宅の身体障害者や知的障害者に対して、その人権を尊重して、その人らしく生きるための

社会的自立の促進、生活の改善、身体機能の維持・向上を図るため、通所により社会適応訓練や創作的活動を行うほか、入浴、給食、送迎サービスを行っている。

利用定員 20 人／日 令和 7 年 4 月 1 日在籍者 28 人

6 年度延利用人数 3,156 人 給食サービス利用延人数 2,993 人

入浴サービス利用延人数 900 人 送迎サービス利用延人数 5,655 人(片道毎に計上)

(11) 障害者やすらぎルーム(昭和 54 年 4 月 1 日開設)

心身障害児(者)を介護している保護者などに緊急事由(病気・冠婚葬祭等)が発生したとき、一時保護して保護者などの負担を軽減することを目的としている。

利用日時 毎日 9 時～21 時(12 月 28 日～1 月 4 日除く)

6 年度利用件数 299 件 利用料 1 時間 310 円(9 時～17 時)

370 円(17 時～21 時)

(12) 障害者体育館(昭和 54 年 4 月 1 日開設、平成 23 年 4 月 1 日建替オープン)

車いす障害者のバスケットボール、卓球、テニスなど障害者にスポーツ活動の場を提供して、生きがいと健康の増進を図るとともに、スポーツを通じて障害者の交流を図っている。

利用日時 毎日 9 時～21 時(12 月 28 日～1 月 4 日除く)

施設使用料	{	市内在住の障害者	無料
		市外 " "	410 円(1 時間)
		市内 " 健常者	830 円(")
		市外 " "	1,250 円(")

冷暖房使用料(1 時間につき) : 310 円 ※ 市内在住の障害者は無料

備品使用料 : バスケットボール器具 1 回 1 組 520 円

バレーボール器具 " 520 円

テニス器具 " 520 円

バドミントン器具 " 210 円

卓球台(防球ネット付き) 1 回 1 台 150 円

ボッチャ用ボールセット 1 回 1 組 100 円

マルチリングターゲット " 100 円

※ 市内在住の障害者は無料

6 年度利用件数 1,145 件 延人数 16,009 人

8 医療費助成制度

1 福祉医療費助成制度

高齢期移行者、重度障害者、母子家庭の母子、父子家庭の父子、乳児、こども等及び遺児の医療費の一部を助成し、これら対象者の保健の向上と福祉の増進を図るものである。

(1) 助成対象者

姫路市内に住所があり、各種健康保険の被保険者又は被扶養者で次の要件を備えていることが必要。ただし、この福祉医療制度には所得制限がある。〔乳児・幼児等、こども医療対象者については所得制限なし〕

- ① 高齢期移行者……………65 歳以上 70 歳未満で一定の所得以下の人（後期高齢者医療制度の被保険者を除く）
- ② 重度障害者……………身体障害者手帳 1 級若しくは 2 級、療育手帳 A 判定又は精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持する人
- ③ 母子家庭の母子……………母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない女子であって、民法第 877 条の規定により扶養すべき者である児童を現に監護するもの及び当該監護される児童
- ④ 父子家庭の父子……………母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない男子であって、民法第 877 条の規定により扶養すべき者である児童を現に監護するもの及び当該監護される児童
- ⑤ 乳児・幼児等……………小学 3 年生修了までの児童
- ⑥ こども……………小学 4 年生から 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの人
- ⑦ 遺児……………両親の死亡等によりその扶養を受けることができない児童

令和 7 年度所得制限額表（8 月 1 日現在）

制 度	高齢期移行	障害者医療	母子家庭等医療	乳幼児等医療・こども医療
所得制限対象者	本 人 （世帯）	本人・配偶者 扶養義務者	母 等 （扶養義務者）	なし
所得制限の内容	「住民税非課税世帯に属し、世帯員全員が所得 0 円であること（ただし、給与収入 65 万円、公的年金収入 80 万 9,000 円を控除した額）又は「住民税非課税世帯に属し、公的年金収入と公的年金収入以外の所得を加えた合計額が 80 万 9,000 円以下であり、要介護 2 以上であること（ただし、給与所得がある場合は、10 万円を引いて計算）」	本人・配偶者・扶養義務者の市町村民税の所得割額（寄付金税額控除、住宅借入金等特別税額控除前の税額）の合計額が 23 万 5,000 円未満であること	【交付対象：母等及び子の場合】 児童扶養手当の全部が支給される額以下であること（低所得者の場合は児童扶養手当の一部が支給される額以下であること） 【交付対象：子のみの場合】 児童扶養手当の一部が支給される額以下であること	なし

(2) 助成の範囲

高齢期移行者……………保険診療による自己負担額から一部負担金を差し引いた額

一部負担金
総医療費の 2 割
(1 か月の負担上限：外来 12,000 円、入院含む世帯限度額 35,400 円)
(低所得者軽減あり)

重度障害者……………保険診療による自己負担額から一部負担金を差し引いた額

一部負担金（低所得者軽減あり）
・入院：総医療費の 1 割（医療機関ごとに 1 か月 2,400 円までの負担上限）
・外来：1 回 600 円まで（医療機関ごとに 1 か月 2 回までの負担上限）

母子（父子）家庭の母（父）と子、遺児

……………保険診療による自己負担額から一部負担金を差し引いた額

〔一部負担金（低所得者軽減あり）

・入院：総医療費の１割（医療機関ごとに１か月３,２００円までの負担上限）

・外来：１回８００円まで（医療機関ごとに１か月２回までの負担上限）

乳児・幼児等……………保険診療による自己負担額

子ども……………保険診療による自己負担額

(3) 助成状況

高 齢 期 移 行

区分 年度	年度末資格者数 (延人員)	助 成 件 数			助 成 額 (円)
		現物給付	現金給付	計	
R2	456 (6,778)	12,521	1,195	13,716	25,374,821
R3	299 (4,393)	8,104	957	9,061	18,945,004
R4	234 (3,003)	5,579	538	6,117	12,104,546
R5	229 (2,682)	4,997	518	5,515	10,836,957
R6	250 (2,727)	5,204	929	6,133	12,199,974

障 害 者 医 療

区分 年度	年度末資格者数 (延人員)	助 成 件 数			助 成 額 (円)
		現物給付	現金給付	計	
R2	4,250 (50,714)	90,045	3,013	93,058	592,240,802
R3	4,299 (51,360)	95,959	3,229	99,188	622,099,380
R4	4,318 (51,998)	100,168	2,978	103,146	638,917,806
R5	4,251 (51,599)	103,312	3,092	106,404	667,652,197
R6	4,114 (50,131)	101,978	3,075	105,053	646,027,449

乳 幼 児 等 医 療

区分 年度	年度末資格者数 (延人員)	助 成 件 数			助 成 額 (円)
		現物給付	現金給付	計	
R2	38,519 (446,171)	482,093	3,765	485,858	967,312,129
R3	37,718 (435,621)	549,196	3,878	553,074	1,172,964,842
R4	36,230 (421,302)	569,374	3,947	573,321	1,183,049,902
R5	36,018 (405,789)	638,166	4,638	642,804	1,340,928,710
R6	38,856 (435,959)	661,601	4,126	665,727	1,358,920,615

母 子 家 庭 等 医 療

区分 年度	年度末資格者数 (延人員)	助 成 件 数			助 成 額 (円)
		現物給付	現金給付	計	
R2	3,919 (46,968)	38,812	2,291	41,103	112,650,399
R3	3,664 (43,690)	40,493	2,241	42,734	118,185,854
R4	3,455 (40,872)	39,356	1,896	41,252	115,289,355
R5	3,096 (38,578)	41,523	1,841	43,364	118,954,162
R6	2,092 (27,206)	33,848	1,618	35,466	101,456,746

こども医療

① 入院医療

年度	区分	助成件数			助成額 (円)
		現物給付	現金給付	計	
R2		595	37	632	41,423,035
R3		592	28	620	40,805,230
R4		536	27	563	37,032,913
R5		674	32	706	46,069,428
R6		1,246	82	1,328	86,859,216

② 通院医療

年度	区分	年度末資格者数 (延人員)	助成件数			助成額 (円)
			現物給付	現金給付	計	
R2		22,860 (276,252)	200,591	6,978	207,569	493,163,291
R3		22,817 (274,564)	228,593	7,608	236,201	555,424,727
R4		22,287 (269,512)	237,256	7,701	244,957	580,834,381
R5		26,500 (272,005)	290,415	8,324	298,739	713,690,804
R6		43,901 (459,108)	456,663	13,692	470,355	1,102,493,240

2 高齢重度障害者医療費助成制度

65 歳以上の重度障害者にかかる医療費の一部を助成することにより、当該重度障害者の負担を軽減し、もって、その福祉の増進と自立助長を図ることを目的とする。

(1) 助成対象者

後期高齢者医療制度の被保険者で、身体障害者手帳 1 級若しくは 2 級、療育手帳 A 判定又は精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持する人

所得制限 福祉医療費助成制度の障害者医療の制限額と同額である。

(2) 助成の範囲

後期高齢者医療制度による自己負担額から一部負担金を差し引いた額

一部負担金（低所得者軽減あり）
・入院：総医療費の 1 割（医療機関ごとに 1 か月 2,400 円までの負担上限）
・外来：1 回 600 円まで（医療機関ごとに 1 か月 2 回までの負担上限）

(3) 助成状況

年度	区分	年度末資格者数（延人員）	件数	助成額（円）
R2		4,029 (49,567)	98,354	383,997,767
R3		3,861 (47,334)	96,489	362,981,170
R4		3,702 (45,389)	95,536	353,541,709
R5		3,644 (43,852)	95,694	355,627,495
R6		3,620 (43,929)	95,644	356,193,213

9 そ の 他 福 祉

1 給付等一覧

制度の名称	資格・要件	金額等	令和6年度実績
スモン患者療養費補給金 (愛の福祉金)	市内に居住しスモン患者の認定を受けた者	月額 2,000 円	2 人 48 千円
災 害 見 舞 金 等	市民で、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な現象又は火事により生じる被害を受けた者	(1) 災害の状況による見舞金 5,000～100,000 円 (2) 弔慰金 50,000・100,000 円	全焼 複数世帯 3 件 単身世帯 16 件 半焼 複数世帯 6 件 単身世帯 4 件 全壊 複数世帯 0 件 単身世帯 0 件 半壊 複数世帯 1 件 単身世帯 0 件 床上浸水 複数世帯 0 件 単身世帯 0 件 死亡弔慰金 3 人

2 姫路市愛の基金

(1) 趣旨

障害者、高齢者、その他要援護者の生活の安定と自立の援護を図る事業等の資金に充てるため、姫路市愛の基金を設置している。

愛の基金積立金(令和6年度末) 1,834,011,883 円(2,163 件)

(2) 事業

社会的援護を要する方々のうち、特に法外援護を必要とする方に対して、福祉金及び必要な資金を給付し、又は貸し付けることにより、その生活の安定と自立の援護を図り、福祉の増進に寄与することを目的とする。

・愛の福祉金 令和7年度予算額 404,360 千円

・愛の福祉事業費 令和7年度予算額 1,352 千円

計 405,712 千円

3 生活困窮者支援（くらしと仕事の相談窓口）

生活保護申請に至る前の困窮者に対し、早期に困窮状態から脱するための伴走型支援を行っている（生活困窮者自立支援事業）。

(1) 相談人数等

[相談件数]

年度	相談者数（実人数）	プラン策定件数(内再プラン)
R3	1,121 人	367 件（115 件）
R4	1,011 人	322 件（128 件）
R5	1,099 人	284 件（108 件）
R6	956 人	303 件（117 件）

(2) 年齢別・問題別相談件数

〔年齢別相談件数〕

(令和 6 年度実績)

～ 19 歳	20 代	30 代	40 代	50 代	60～ 64 歳	65 歳 ～	不明	左記の男女別			合計
								男	女	不明	
7	117	124	169	250	69	198	22	585	370	1	956

〔問題別相談件数（該当項目複数あり）〕

(令和 6 年度実績)

病気・健康 障害	住まい	収入・ 生活費	債務・ 家計管理	就職活動・ 職場定着	社会的孤立・ 引きこもり・ 不登校	家族・地域・ 人間関係	DV・ 虐待	その他	合計
689	424	796	411	664	32	430	15	172	3,633

4 婦人相談の実施及びDV相談支援センターの運営

「売春防止法」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に加えて、令和 6 年 4 月 1 日に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく婦人相談等について、相談を行い、これら要保護者の自立支援を図っている。

なお、これまで家庭内の問題、パートナー間等の問題として見過ごされてきた配偶者等からの暴力（DV）については、DV防止法の趣旨を踏まえ、被害者が安心して相談できる窓口として、平成 24 年 7 月に配偶者暴力相談支援センター（DV相談支援センター）を開設し、女性相談支援員が被害者の立場に立ったきめ細かな支援を行っている。

令和 6 年度 相談内容

事 項	件 数	事 項	件 数
施設入寮希望	17	家庭問題	113
経済問題（生活費・医療費）	3	暴力団等関係問題	0
職業問題	0	その他	30
結婚・離婚問題	390	合 計	557
住宅問題	4		

5 社会福祉法人等指導監査

社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正な運営の確保並びに社会福祉施設等によって提供される福祉サービスの向上を図るため、社会福祉法人及び社会福祉施設等に対して社会福祉法その他関係法令に基づく指導監査を実施している。

また、届出保育施設（認可外保育施設）については、児童の安全確保及び施設等利用費の適正な支給等の観点から、同施設に対して児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づく立入調査を行っている。

(1) 社会福祉法人に対する指導監査の実施状況〔令和 6 年度実績〕

監査対象数	監査実施数	文書指摘法人数	文書指摘件数	特別監査実施数
77	33	21	63	2

(1) 社会福祉施設等に対する指導監査の実施状況〔令和6年度実績〕

(令和7年3月31日現在)

区 分	監査対象数	監査実施数	文書指摘施設数	文書指摘件数	特別監査実施数
保 育 所	12	12	5	6	4
保 育 所 型 認 定 こ ど も 園	24	24	6	7	
母 子 生 活 支 援 施 設	1	1	0	0	
幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園	45	22	6	7	
幼 稚 園 型 認 定 こ ど も 園	6	2	1	1	
新 制 度 幼 稚 園	1	1	1	1	
養 護 老 人 ホ ー ム	2	1	0	0	1
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム	45	15	0	0	
軽費老人ホーム（ケアハウス）	8	2	0	0	
高 齢 者 支 援 セ ン タ ー	1	1	0	0	
障 害 者 支 援 施 設	9	4	0	0	
女 性 自 立 支 援 施 設	1	1	0	0	
計	155	86	19	22	5

(1) 認可外保育施設に対する立入調査の実施状況〔令和6年度実績〕

(令和7年3月31日現在)

	監査対象数 a	監査実施数 b	監査実施率 b / a (%)	文書指摘施設数 c	文書指摘率 c / b (%)	特別監査 実施数
届出保育施設（※1）	86	39	45.3	17	43.6	1
うちベビーホテル（※2）	1	1	100.0	0	0	
うち居宅訪問型保育事業 （ベビーシッター）	5	4	80.0	2	50.0	
届出対象外施設	6	0（※3）	－	－	－	
幼 稚 園 併 設 施 設	6	0（※3）	－	－	－	
総 計	92	39	42.4	17	43.6	1

※1 届出保育施設とは、児童福祉法第59条の2第1項に基づく届出対象施設。

※2 ベビーホテルとは、次のいずれかを常時運営しているもの。

ア 夜8時以降の保育

イ 宿泊を伴う保育

ウ 一時預かり（利用児童のうち一時預かりの児童が半数以上を占めている場合）

※3 幼稚園型認定こども園に対する実地指導監査として包括的に実施（令和6年度：2施設）。

6 事業所の指定及び指導等

平成 24 年度から介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定、指導及び監査を実施している。（児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者については、令和元年度より実施）

(1) 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定及び指導状況

サービス種類	事業所数 (R7.3 末)	令和 6 年度	
		実地指導	監査
居宅介護支援	160	21	0
居宅サービス	訪問介護	171	32
	訪問入浴介護	4	1
	訪問看護	95	16
	訪問リハビリテーション	15	2
	居宅療養管理指導	0	0
	通所介護	112	15
	通所リハビリテーション	10	3
	短期入所生活介護	45	14
	短期入所療養介護	15	5
	特定施設入居者生活介護	12	1
	福祉用具貸与	31	2
	特定福祉用具販売	30	2
介護予防支援（地域包括支援センター）	23	10	0
介護予防支援（上記以外）	91	10	0
介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	4	1
	介護予防訪問看護	95	16
	介護予防訪問リハビリテーション	15	2
	介護予防居宅療養管理指導	0	0
	介護予防通所リハビリテーション	10	3
	介護予防短期入所生活介護	45	14
	介護予防短期入所療養介護	14	5
	介護予防特定施設入居者生活介護	10	1
	介護予防福祉用具貸与	31	2
	特定介護予防福祉用具販売	30	2
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	9	4
地域密着型（介護予防）サービス	夜間対応型訪問介護	0	0
	地域密着型通所介護	106	8
	認知症対応型通所介護	3	0
	小規模多機能型居宅介護	20	1
	認知症対応型共同生活介護	37	2
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	15	6
	看護小規模多機能型居宅介護	7	3
	介護予防認知症対応型通所介護	3	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	20	1
	介護予防認知症対応型共同生活介護	37	2
	介護老人福祉施設	35	11
施設サービス	介護老人保健施設	11	4
	介護医療院	4	1
合計		1,375	223
			16

※ 事業所数には、休止、停止を含み、医療機関のみなし指定を含まない。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定及び指導状況（姫路市内の事業所）

サービス種類	事業所数 (R7.3 末)	令和 6 年度	
		実地指導	監査
総合事業訪問介護	160	30	4
総合事業訪問生活援助	7	0	
総合事業通所介護	206	22	
合計	373	52	4

※ 事業所数には、休止、停止を含む。

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定及び指導状況

サービス種類		事業所数 (R7.3 末)	令和 6 年度	
			実地指導	監査
障害福祉サービス事業	居宅介護	87	11	9
	重度訪問介護	86	11	
	行動援護	8	1	
	重度障害者等包括支援	0	0	
	同行援護	18	4	
	療養介護	1	0	
	生活介護	55	5	
	短期入所	29	8	
	共同生活援助	45	9	
	宿泊型自立訓練	1	0	
	自立生活援助	0	0	
	自立訓練（機能訓練）	0	0	
	自立訓練（生活訓練）	4	1	
	就労移行支援（一般型）	12	1	
	就労移行支援（資格型）	0	0	
	就労継続支援（A 型）	16	4	
	就労継続支援（B 型）	85	14	
	就労定着支援	7	0	
支援施設 障害者	施設入所支援	9	4	
	生活介護	9	4	
	就労継続支援（B 型）	1	1	
事業 相談支援	計画相談支援	42	9	0
	地域移行支援	14	2	
	地域定着支援	14	2	
	障害児相談支援	30	7	
支援事業 障害児通所	児童発達支援	41	10	2
	放課後等デイサービス	81	20	
	医療型児童発達支援	0	0	
	保育所等訪問支援	15	2	
	居宅訪問型児童発達支援	3	0	
地域生活支援事業		99	11	0
合計		812	141	11

※ 事業所数には、休止を含む。

7 社会福祉研修

令和7年度予算額 2,589千円(研修厚生センター予算1,112千円含む)

社会福祉に関する事業又は事務に従事する者(社会福祉事業従事者)の資質を向上し、社会福祉の増進を図ることを目的とし、平成9年度から社会福祉研修事業を実施している。

(1) 研修対象者

- ① 市内の社会福祉事業に従事する職員
- ② 福祉部局関係の行政職員

(2) 研修体系

- ① 保育所等児童福祉施設対象：初任者研修、テーマを設定した講義等
- ② 障害、老人福祉施設職員対象：新任職員研修、テーマを設定した講義等
- ③ 全社会福祉施設職員対象：衛生講習会(食中毒予防・感染症対策)、労務管理研修、会計研修等
- ④ 行政職員対象：福祉行政新任研修、社会福祉派遣研修、手話研修

8 姫路市すこやかセンター

「市民の健康づくり」、「高齢者の生きがいづくり」、「子育ての支援」という三つの機能を備え、高齢者から子どもまで幅広い世代の保健・福祉ニーズに対応できる福祉施設。

(1) 施設の概要

- ① 設置場所 市之郷 1006 番地 8
- ② 開設日 平成 14 年 4 月 30 日
- ③ 構造 鉄筋コンクリート造 地上 3 階地下 1 階建
- ④ 敷地面積 約 6,013 m²
- ⑤ 建築面積 約 3,032 m²
- ⑥ 延床面積合計 約 5,437 m²
- ⑦ 建設事業費 約 17 億 168 万円
- ⑧ 施設の内容

・健康づくり施設(1 階)

市民誰もが各自の年齢や体力に応じて健康づくりに取り組める施設

運動施設や機器の配置だけでなく、効果的な利用方法の指導・助言を行い、高齢者等の介護予防に配慮したサービスパログラムの設定などソフト面を重視した運営とする。

【室別面積】

温水プール (539 m²) [歩行専用コースの設置]
採暖施設 (104 m²) [採暖室、ジャグジー、採暖槽等]
トレーニングルーム (209 m²)
運動フロア (139 m²)
リラクゼーションルーム(119 m²) 等

・老人福祉センター(2 階)

高齢者生きがい活動の支援など、老人福祉センター養寿園の代替施設。

【室別面積】

多目的ホール(322 m²) 学習室 [洋室 3 室] (153 m²) 学習室 [和室 3 室] (180 m²)
集会室 (141 m²) 老人クラブ連合会事務局(110 m²) 等

・子育て支援施設(3 階)

子育て親子に対し、子育てについての相談、情報の提供その他子育て支援事業を実施する。

ア 子育て情報相談センター [子育て情報の集約・提供、子育て相談、子育て講演会の実施、子育てサークルの育成・支援、「すこやかひろば」の開設等]

イ ファミリーサポートセンター [育児の相互支援のための調整]

ウ 子育て学習センター [指導員による子育て学習]

【室別面積】

事務室・相談室(121 m²) 遊戯室(141 m²) 一時保育室(76 m²) 会議室(109 m²) 等

・いきいきグラウンド(別棟)

高齢者の介護予防の観点から、ニュースポーツの普及の拠点施設として、高齢者スポーツを通じ、身体機能の維持・増進を図る施設。

【内 容】

屋内グラウンド(砂入り人工芝) 23.3m×19.0m

トイレ、倉庫、休憩コーナー

(2) 開館時間及び休館日

施 設	開 館 時 間	休 館 日
1階 健康づくり施設	9:00～21:00 (日曜日・祝日は18:00まで)	水曜日(祝日を除く)
2階 老人福祉センター	9:00～17:00	水曜日(祝日を除く)
3階 子育て支援施設	9:00～17:00	土曜日・日曜日・祝日
別館 いきいきグラウンド	9:00～17:00	水曜日(祝日を除く)

・年末年始(12月28日～1月4日)は全館休業

・老人福祉センターの一部といきいきグラウンドは、17:00～21:00(日曜日・祝日は18:00)までの一般利用可能(有料)

(3) 利用料金

① 健康づくり施設

施 設	利用券(1人1回)	回数券(利用券11枚つづり)	定期利用券(1人1ヵ月)
温 水 プ ー ル	600 円	6,000 円	デイトタイム利用 4,800 円
トレーニングルーム	600 円	6,000 円	
温 水 プ ー ル と トレーニングルーム	1,100 円	11,000 円	フルタイム利用 6,600 円

・16歳未満、60歳以上及び障害者の方は、それぞれ半額

・温水プールは3歳以上(小学3年生以下は保護者又は指導者の同伴が必要)、トレーニングルームは16歳以上の方が利用可能

・デイトタイム／平日(土曜日・日曜日・祝日を除く毎日)の9:00～17:00

・フルタイム／9:00～21:00

② 老人福祉センター

・無料(市内に居住する60歳以上の方が9:00～17:00まで利用する場合)

・17:00～21:00までは、次の施設の一般利用可能

区 分	使用料(1時間につき)
多 目 的 ホ ー ル	1,350 円
第 1 学 習 室	210 円
第 2 学 習 室	210 円
いきいきグラウンド	1,040 円

③ 駐車場

・1回当たりの料金は400円(3時間までは無料)

(4) 施設の利用状況(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

○ 健康づくり施設(1階)

開設日数 306 日

利用者数 146,794 人(1日平均 480 人)

施 設 名	施 設 利 用 者 数				
	一 般 (16～59 歳)	高 齢 者 (60 歳～)	障 害 者	子 ど も (3～15 歳)	合 計
温 水 プ ー ル	9,684 人	74,013 人	4,830 人	4,005 人	92,532 人
	32 人	242 人	16 人	13 人	303 人
	10.5%	80.0%	5.2%	4.3%	100%
ト レ ー ニ ン グ ル ー ム	6,369 人	46,043 人	1,850 人		54,262 人
	21 人	150 人	6 人		177 人
	11.7%	84.9%	3.4%		100%
合 計	16,053 人	120,056 人	6,680 人	4,005 人	146,794 人
	52 人	392 人	22 人	13 人	479 人
	10.9%	81.8%	4.6%	2.7%	100%

上段：合計人数

中段：1 日平均人数

下段：構成比（％）

○ 老人福祉センター（2 階）

開設日数 306 日（うち、校区登園 176 日）

1 老人福祉センター利用（9：00～17：00） 61,443 人（1 日平均 201 人）

2 貸し館利用（17：00～21：00） 8,806 人（1 日平均 29 人）

計 70,249 人（1 日平均 230 人）

○ 子育て支援施設（3 階）

ア 開設日数 244 日

イ 利用者数 15,055 人（1 日平均 62 人）

子育て情報相談センター、ファミリーサポートセンター、子育て学習センター利用

○ 利用者数総計……229,044 人

(5) 管理運営

姫路えがおづくりパートナーズ

令和 6 年度指定管理料 131,040 千円

9 姫路市総合福祉会館

地域福祉の中核的拠点として、福祉に関する支援を必要とする人への相談支援を行うとともに、地域福祉を支える担い手の交流及び連携を推進し、もって市民の福祉の向上を図るための施設である。

(1) 施設の概要

① 設 置 場 所 姫路市安田三丁目 1 番地

② 開 設 日 平成 31 年 4 月 1 日

③ 構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造、地上 5 階建

④ 延 床 面 積 4,852.76 m²

⑤ 建設事業費 約 17 億 3 千万円

⑥ 開 館 時 間 午前 7 時～午後 10 時

（ただし、会議室・ボランティア活動室の使用時間は、午前 9 時～午後 10 時）

⑦ 休 館 日 12 月 29 日～1 月 3 日（保守点検等による臨時休館日あり）

⑧ 施設の内容

・福祉相談窓口（2 階～3 階）（月～金曜日 祝休日・休館日を除く）

高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の福祉の支援を必要とする人への相談窓口。

市や保健所、地域の相談窓口などと連携し、「制度の狭間」や一つの窓口では解決しないような困り事の相談に対応する。

窓口名	内容	受付時間
福祉つながる窓口	どこに相談すればよいかわからない人のための相談窓口	午前 9 時～午後 5 時
くらしと仕事の相談窓口	仕事さがしやくらしの中の困りごとなどの相談窓口	午前 9 時～午後 5 時
成年後見支援センター	成年後見制度の利用相談	午前 9 時～午後 5 時
基幹相談支援センター	相談支援事業者への助言や相談機関との連携支援	午前 9 時～午後 4 時
地域相談窓口 「中央ひめりんく」	障害のある人への中央地域の総合的・専門的な相談窓口	午前 9 時～午後 4 時
相談支援事業所 「ぱっそ・あ・ぱっそ」	障害福祉サービスの利用相談など	午前 9 時～午後 5 時
職業自立センターひめじ	障害のある人の就業・生活支援	午前 9 時～午後 5 時
高齢者支援課	地域包括支援センターの支援・調整	午前 9 時～午後 5 時
子育て支援室	18 歳未満の子どものいる家庭を対象とした総合的な相談・支援	午前 9 時～午後 5 時

- ・福祉情報コーナー（2 階）
福祉に関する情報の収集及び提供や、拡大読書器や音声読み上げ器の貸し出しを行う。
- ・聴覚障害者の交流スペース（2 階）
主に聴覚に障害のある人が自由に利用・交流できるスペース
- ・ボランティア活動室（2 階、4 階）
福祉に関するボランティア活動を行う団体のための活動スペース
- ・各種団体事務室（2 階～4 階）
市の福祉施策と密接に関連した活動を行う公共的な団体の事務室を設置

団体名	
姫路市身体障害者福祉協会	姫路市精神保健福祉連合会
はりま総合福祉評価センター	姫路市社会福祉事業団
姫路地区手をつなぐ育成会	姫路市社会福祉協議会
姫路市民生委員児童委員連合会	姫路市連合自治会
姫路市保護司会	姫路市婦人共励会

(2) 福祉つながる窓口

福祉に関する困り事で、どこに相談すればよいかわからない人のための相談窓口。

相談の内容に応じて、利用できる制度や事業の説明、他の関係機関へつなぐ等の支援をしている。

〔延相談者数〕					(令和 6 年度実績)
本人	家族	他機関	民生委員他	その他	合計
497	362	187	6	56	1,108

〔相談内容内訳〕 ※ 1 人で複数の相談の場合あり							
(令和 6 年度実績)							
病気 健康 障害	住まい	収入 生活費	家賃 ローン支払い	税金 公共料金支払い	債務	仕事探し 就職	仕事上の不安 トラブル
515	115	282	50	7	21	149	12
地域との 関係	家族との 関係	子育て	介護	ひきこもり 不登校	DV 虐待	その他	合計
34	244	18	85	381	6	424	2,343

(3) 会議室等の使用

福祉関係者の諸会合のために、大小合わせて7室設置。一般利用も可能。

① 利用時間 午前9時～午後10時

② 申込受付 利用日の3か月前の月の初日～利用日の3日前、平日の午前9時～午後5時まで

③ 基本使用料

・ロビー・交流スペース

施設の区分		使用料（1時間につき）
ロビー・交流スペース	1階	200円
	1階パントリー	100円
	5階	100円

・会議室

区分	定員	使用料（円）				
		午前	午後1	午後2	夜間	全日
		9時～12時	13時～15時	15時30分～17時30分	18時～22時	9時～22時
第1会議室	140名	2,400	1,600	1,600	3,200	8,800
第2会議室	80名	1,500	1,000	1,000	2,000	5,500
第3会議室	45名	1,200	800	800	1,600	4,400
第4会議室	20名	1,200	800	800	1,600	4,400
第5会議室	36名	900	600	600	1,200	3,300
第6会議室	18名	600	400	400	800	2,200
第7会議室	10名	600	400	400	800	2,200

※会議室1、2は壁を取り外して一体的に使用可。

・附属設備等

区分	使用料（1時間につき）
プロジェクター	300円
スクリーン	200円
放送設備	200円

(4) 地域見守りネットワーク事業

「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが出来るまちづくり」を目指し、行政・団体・民間事業者・地域住民などが連携して、地域の高齢者・障害者などを日常的に見守り、緊急事態を速やかに把握し必要な支援をするため、地域見守りネットワーク事業を実施している。

・事業内容

協力事業者が配達等日常業務において、高齢者世帯等に関して異変を感じた場合に、事業者から地域福祉課へ（緊急時は警察や消防等へ直接通報）報告してもらう。

・協力事業者登録者数（令和6年度末現在） 33団体 451事業者

10 福祉施設一覧

(1) 特定教育・保育施設

令和7年8月1日現在

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月
幼保連携型 認定こども園	姫路市	太市こども園	671-2234	西脇 500	60	平 27.4
		山田こども園	679-2112	山田町北山田 109-3	60	
		船津こども園	679-2101	船津町 1160-3	80	
		的形こども園	671-0111	的形町の形 1540-1	165	
		大塩こども園	671-0101	大塩町 2077-5	120	令 6.4
		林田こども園	679-4211	林田町六九谷 510-1	80	平 27.4
		四郷和光こども園	671-0244	四郷町見野 880-1	150	令 5.4
		砥堀こども園	670-0802	砥堀 1258-2	100	平 27.4
		前之庄こども園	671-2103	夢前町前之庄 2197-5	100	平 29.4
		香呂こども園	679-2151	香寺町香呂 239-1	210	平 27.4
		中寺こども園	679-2164	香寺町中寺 224-2	150	令 2.4
		安富こども園	671-2401	安富町安志 1193-1	150	平 30.4
	(福)青葉台福祉会	青葉台こども園	679-2132	香寺町須加院 351	65	平 30.4
	(福)よい子の広場福祉会	荒川ひまわり保育園	670-0985	玉手三丁目 510	153	令 2.4
		荒川ひまわり保育園 手柄分園	670-0972	手柄 95	40	令 3.4
		姫路ひまわり保育園	671-2202	北夢前台 1 丁目 59	170	平 28.4
		姫路ひまわり保育園 (分園)	671-2201	書写 634-50	10	
		峰相ひまわり保育園	671-2242	六角 278-2	130	平 28.4
	(福)勝原福祉会	勝原保育園	671-1213	勝原区宮田 143-3	230	平 27.4
		勝原保育園(分園)	671-1214	勝原区山戸 210-1	20	
	(福)クローバー	クローバーこども園	670-0058	車崎一丁目 9-10	180	平 29.4
	(福)こじか保育園	こじかこども園	672-8045	飾磨区中野田四丁目 123	175	平 27.4
	(学)五字ヶ丘学園	五字ヶ丘幼稚園	670-0061	西今宿三丁目 18-30	260	平 27.4
	(福)サン福祉会	サンこども園	671-2245	白鳥台二丁目 28-1	105	平 27.4
		エミリア・サンこども園	672-8044	飾磨区下野田二丁目 461	105	令 5.4
	(福)三恵会	三恵城山こども園	671-2121	夢前町宮置 79-2	115	平 27.4
	(福)道心	書写認定こども園	671-2201	書写 2481	155	平 27.4
	(福)夢前福祉会	すごう保育園	671-2134	夢前町菅生潤 705-1	85	平 27.4
		姫路東こども園	672-8014	東山 49-1	105	平 29.4
		第二姫路東こども園	672-8014	東山 152-1	105	令 4.6
	(学)姫路顕栄学園	聖ミカエル広畑幼稚園	671-1152	広畑区小松町四丁目 36-1	120	平 27.4
	(福)海向福祉会	専徳寺ひろはた保育園	671-1152	広畑区小松町三丁目 71	105	平 31.4
		専徳寺ひろはた保育園 とまみ分園	670-0986	苦編 401-1	30	令 2.4
		専徳寺保育園	671-1132	大津区勘兵衛町二丁目 29	105	平 27.4
		専徳寺保育園 勝原駅前分園	671-1211	勝原区熊見 96-14	30	平 27.4
	(学)船場御坊幼稚園	船場御坊幼稚園	670-0044	地内町 1	165	平 27.4

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月
幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園	(福)あいむ	チョコハウス山びこ こども園	671-1102	広畑区蒲田 383-4	230	平 27. 4
		チョコハウス山びこ こども園夢前分園	671-1121	広畑区東新町三丁目 146-10	30	
		チョコハウス山びこ こども園広畑分園	671-1115	広畑区末広町一丁目 48	30	令 4. 4
	(福)八葉福祉会	津田このみ学園	672-8079	飾磨区今在家六丁目 133	170	平 27. 4
		津田このみ学園 三宅分園	672-8048	飾磨区三宅一丁目 52	30	平 27. 4
		津田このみ学園 今在家分園	672-8079	今在家六丁目 11	30	令 3. 8
	(福)徳栄寺保育園	徳栄寺こども園	671-1261	余部区下余部 464-3	235	平 27. 4
	(福)豊富台福祉会	豊富台保育園	679-2122	豊富町御蔭 3278-57	65	平 27. 4
	(福)正願寺福祉会	野里こども園	670-0816	威徳寺町 33	105	平 27. 4
	(福)萩の友の会	萩学園	679-2123	豊富町豊富 1528-1	240	平 27. 4
		萩学園そよかぜ分園	670-0802	砥堀 809-1	30	令 6. 4
	(福)夢工房	姫路保育園	670-0866	野里堀留町 10-18	126	令 2. 4
		姫路保育園 イーグレ分園	670-0012	本町 68-290	30	
	(学)日ノ本学園	姫路日ノ本短期大学附属幼稚園	679-2154	香寺町相坂 467	140	平 27. 4
	(福)姫路前山福祉会	姫路前山保育園	670-0073	御立中五丁目 5-7	145	平 27. 4
	(福)子どもの家福祉会	播磨灘こども園	671-1104	広畑区才 850-1	169	令 2. 4
	(福)広峰福祉会	広峰保育園	670-0892	北平野奥垣内 7-3	175	平 29. 4
		高浜コスモスこども園	672-8039	飾磨区阿成渡場 296	131	令 5. 4
	(福)ベイカー福祉会	ベイカ	670-0854	五軒邸三丁目 62-2	150	平 27. 4
	(福)まるやま福祉会	別所まるやまこども園	671-0224	別所町佐土二丁目 77	115	平 30. 4
		別所まるやまこども園 (分園)	671-0224	別所町佐土 562	30	令 3. 8
	(福)宝国洗心会	ほうこく保育園	672-8079	飾磨区今在家 941	100	平 30. 4
	(福)保城福祉会	保城こども園	670-0804	保城 694-3	120	平 27. 4
		保城さくらんぼこども園		保城 402-2	165	平 27. 4
	(福)谷内福祉会	みどりこども園	671-0208	飾東町八重畑 1010	95	平 27. 4
		みどりこども園 (分園)	671-0207	飾東町山崎 49-3	30	
		妻鹿みどりこども園	672-8031	飾磨区妻鹿 312-1	65	平 29. 4
	(福)陽心福祉会	みどりヶ丘幼児園	670-0886	八代緑ヶ丘町 6-26	105	令 2. 4
		みどりヶ丘幼児園 かまえ分園	672-8071	飾磨区構三丁目 63	30	令 3. 5
	(福)八木保育園	八木保育園	672-8018	木場前中町 46	95	平 27. 4
		八木保育園 (分園)	672-8023	白浜町甲 337-7	30	
	(福)安室	安室保育園	670-0086	田寺三丁目 3-15	162	平 30. 4
	(福)やながせ福祉会	やながせ保育園	671-1201	勝原区下太田 571	195	平 31. 4
		やながせ保育園 大津みやび野分園	671-1146	大津区大津町一丁目 31-111	30	平 31. 4
	(福)東光舎福祉会	瑠璃こども園	671-1232	網干区大江島寺前町 120-2	250	平 27. 4
		瑠璃よこはまこども園	671-1254	網干区余子浜 2001	125	令 4. 4
	(福)東山会	東山保育園	671-0245	四郷町明田 858-1	105	令 4. 4

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月
幼保連携型認定こども園	(福)子どもの家福祉会	幼児学舎子ども ライブラリー	670-0086	田寺八丁目 172	120	令 7. 4
幼稚園型 認定こども園	(学)エンゼル学園	エンゼル学園幼稚園	670-0894	梅ヶ谷町 10-1	220	平 22. 4
	(学)山陽学園	しげる幼稚園	670-0984	町坪 125	115	平 23. 4
	(学)真愛学院	真愛幼稚園	671-2201	書写 828	215	平 25. 4
	(学)宝国学園	真教寺宝国幼稚園	672-8090	飾磨区今在家北一丁目 1	118	平 22. 4
	(学)フタバ幼稚園	フタバ幼稚園	672-8057	飾磨区恵美酒 55	85	平 24. 4
	(学)兵庫カトリック学園	マリア幼稚園	671-1242	網干区浜田 816-6	130	平 28. 4
	(福)花園福祉会	あかつき保育園	671-0255	花田町小川 524-7	145	平 28. 4
保育所型 認定こども園	(宗)本柳寺	網干保育園	671-1234	網干区新在家 662	155	平 29. 4
	(福)れんげ福祉会	網干れんげ保育園	671-1228	網干区坂出 184	125	平 24. 4
	(一社)あゆみ保育園	あゆみ保育園	670-0072	御立東四丁目 6-1	137	平 30. 4
	(福)光慧福祉会	うさざき	672-8023	白浜町丙 327-6	95	平 25. 4
		うさざき(分園)	672-8023	白浜町丙 468-11	85	平 25. 4
	(一社)KEIこどもえん	KEIこどもえん	671-1116	広畑区正門通 2 丁目 2-6	145	平 29. 4
	(宗)景福寺	景福寺瑞松学院	670-0027	景福寺前 7-1	145	平 31. 4
	(福)飾東福祉会	飾東保育園	671-0218	飾東町庄 457-1	150	令 6. 4
	(福)慈恵福祉会	慈恵保育園	672-8064	飾磨区細江 2102	185	平 29. 4
	(福)道心	松風認定こども園	670-0944	阿保甲 104-1	99	令 5. 4
	(福)城見ヶ丘会	城見ヶ丘保育園	670-0885	八代宮前町 19-10	135	平 27. 4
	しんきエンジェルハート(株)	しんきひかり保育園	670-0027	景福寺前 12	92	令 2. 4
	(福)あいむ	チョコハウス あおぞら保育園	671-0223	別所町北宿 1308	115	平 30. 4
	(株)サーブ	どんぐり保育園	671-0102	大塩町汐咲二丁目 1	115	平 29. 4
	(株)のぎ保育園	のぎ保育園	671-1203	勝原区丁 133-564	153	平 29. 4
	(福)白鷺園	白鷺園保育所	670-0012	本町 121	105	平 30. 4
	(一社)広畑保育園	広畑保育園	671-1112	広畑区北野町一丁目 48-2	90	令 5. 4
	(福)まるやま福祉会	まるやま保育園	670-0084	東辻井二丁目 5-10	145	平 23. 4
	(福)みのり保育園	みのり保育園	671-1143	大津区天満 1136	240	平 31. 4
	(株)もく保育園	もく保育園	670-0945	北条梅原町 275	90	平 31. 4
		もく保育園(分園)	670-0945	北条梅原町 136	30	令 2. 7
	夢のもり(同)	ゆめさき保育園	671-1104	広畑区才 93-2	122	平 28. 4
	(一社)ベアズガーデン	ベアズガーデン国際自然こども園	670-0061	西今宿七丁目 9-15	55	令 4. 4
	(宗)延命寺	延命保育園	671-0232	御国野町御着 954-2	105	令 4. 4
	(福)糸引保育園	糸引保育園	672-8004	継 145-1	132	令 7. 4
保育所	姫路市	若草保育所	671-0221	別所町別所 1769-2	110	昭 23. 9
		豊富保育所	679-2122	豊富町御蔭 969	80	昭 27. 12
		めぐみ保育所	672-8057	飾磨区恵美酒 364-2	130	昭 38. 5
		飾磨保育所	672-8035	飾磨区中島 1130-6	150	昭 41. 6
		伊勢保育所	679-4232	林田町上伊勢 1099-1	30	昭 32. 6
		花田保育所	671-0255	花田町小川 1243-15-1	90	昭 43. 5
		高岡保育所	670-0065	上手野 411-1	210	昭 43. 6

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月
保 育 所	姫路市	中央乳児保育所	670-0056	東今宿五丁目 3-22	65	昭 44. 10
		中央保育所	670-0055	神子岡前一丁目 11-29	150	昭 47. 4
		城陽保育所	670-0948	北条宮の町 93	180	昭 48. 4
		手柄保育所	670-0972	手柄 91	120	昭 49. 4
		飾磨西保育所	672-8064	飾磨区細江 699-6	130	昭 51. 4
		城東保育所	670-0841	城東町 65-1	100	昭 52. 4
		市川台保育所	670-0822	市川台三丁目 11	145	昭 52. 4
		高浜保育所	672-8043	飾磨区上野田四丁目 219	150	
		広西保育所	671-1154	広畑区吾妻町二丁目 9-1	120	
		御着保育所	671-0232	御国野町御着 328	70	昭 53. 4
	(福) 白鳥会	青山保育園	671-2224	青山西五丁目 8-52	160	昭 55. 4
		青山保育園 市役所北分園	670-0940	三左衛門堀西の町 33	45	平 23. 4
		白鳥保育園	671-2242	六角 204	120	昭 23. 7
		白鳥保育園 八幡分園	671-1107	広畑区西蒲田 91-1	60	平 19. 4
		白鳥南保育園	671-2221	青山北一丁目 11-2	60	昭 51. 4
		白鳥南保育園 下手野分園	670-0063	下手野二丁目 12-24	30	平 16. 4
	(福) 八葉福祉会	広英保育園	672-8088	飾磨区英賀西町二丁目 33	120	昭 25. 9
		やぐら保育園	672-8091	飾磨区英賀保駅前町 82-6	90	昭 56. 4
		やぐら保育園 英賀保駅前分園	672-8091	飾磨区英賀保駅前町 74-1	29	平 12. 5
	(個) 名村 透	白国保育園	670-0808	白国二丁目 1-47	60	昭 42. 5
	(宗) 浄照寺	白浜保育園	672-8023	白浜町甲 855-4	70	昭 32. 4
		白浜保育園(分園)	672-8023	白浜町甲 797-4	29	平 14. 4
	(株) 須々木工務店	ごちゃく・にじいろ保育園	671-0232	御国野町御着 255-3	30	平 30. 4
		ごちゃく・にじいろ保育園 (分園)	671-0232	御国野町御着 1048-6	20	令 3. 4
	(福) 姫路めばえ福祉会	姫路めばえ保育園	670-0012	本町 68	60	平 16. 4
	(福) 姫路若葉福祉会	姫路若葉保育園	670-0981	西庄甲 367-1	140	昭 42. 4
		姫路若葉保育園 玉手分園	670-0985	玉手 631	30	平 25. 4
		姫路若葉保育園 岡田分園	670-0982	岡田 254-1	30	令 2. 4
	(福) めばえ福祉会	広畑めばえ保育園	671-1104	広畑区才 660-7	60	昭 57. 4
		広畑めばえ保育園 網干分園	671-1251	網干区垣内北町 1740-4	30	平 19. 4
幼 稚 園	(学) 姫路キリスト教学園	日ノ本幼稚園	670-0093	南新在家 5-16	90	昭 59. 4

(2) 児童福祉施設（特定教育・保育施設を除く）

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月
母 子 生 活 支 援 施 設	(福) 白鷺園	白鷺園母子生活支援施設	非公表	非公表	15	昭 23. 3
乳 児 院	(福) 姫路乳児院	ビューパホール	670-0873	八代東光寺町 13-11	30	昭 31. 6
	(福) 心地	乳児ホームるり	670-0873	八代東光寺町 8-1	15	昭 43. 11

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月
児 童 養 護 施 設	(福)あいむ	アムニティホーム 広畑学園	671-1102	広畑区蒲田 370-1	42	昭 24. 11
	(福)心地	児童ホーム東光園	670-0873	八代東光寺町 8-1	40	昭 26. 12
	(福)信和学園	パルコミュニティハウス 信和学園	670-0883	城北新町一丁目 7-31	44	昭 30. 8
	(福)夢前福祉会	二葉園	671-2134	夢前町菅生潤 673-1	60	昭 26. 2
児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー	(福)あいむ	児童家庭支援センター すみれ	671-1102	広畑区蒲田 370-1	—	平 14. 4
児 童 厚 生 施 設	姫路市(姫路市社会福祉事業団)	飾磨児童センター	672-8064	飾磨区細江 2654	—	昭 56. 7
		東児童センター	671-0252	花田町加納原田 813	—	昭 58. 3
		面白山児童センター	670-0055	神子岡前三丁目 8-1	—	平 2. 10
	姫路市 (しんきエンジェルハート・神姫バス共同事業体)	広畑児童センター	671-1116	広畑区正門通一丁目 7-3	—	昭 56. 10
		網干児童センター	671-1253	網干区垣内中町 120	—	昭 57. 4
		安室児童センター	670-0081	田寺東二丁目 7-13	—	昭 60. 3
	姫路市 (神姫バス・しんきエンジェルハート共同事業体)	東光児童センター	670-0835	幸町 99-1	—	平元. 3
		北児童センター	679-2122	豊富町御蔭 1110-3	—	平 3. 4
		灘児童センター	672-8021	白浜町宇佐崎中二丁目 520	—	平 11. 4
	姫路市(神姫バスグループ共同事業体)	宿泊型児童館	671-2222	青山 1470-24	100	平 4. 5
	姫路市	坊勢児童館	672-0103	家島町坊勢 303-3	—	平 4. 4
	兵庫県(こどもみらいクリエイイト共同事業体)	県立こどもの館	671-2233	太市中 915-49	—	平元. 7
障 害 児 入 所	(医)聖フランシスコ会	姫路聖マリア病院	670-0801	仁豊野 650 番地	40	平 29. 4

(3) 障害者福祉施設

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月
施 設 入 所 支 援	(福)さくら	夢前リハビリセンター	671-2106	夢前町苅野 796 番地 1	50	平 20. 4
	(福)愛光社会福祉事業協会	愛光園	671-2246	打越 1100 番地	40	平 20. 4
		障害者支援施設三愛園		打越 1340 番地 6	50	平 21. 4
		三恵園		打越 1340 番地 30	38	平 22. 4
	(福)中播福祉会	香翠寮	679-2163	香寺町土師 365 番地 1	30	平 22. 10
	(福)播磨福祉事業会	播磨福祉事業館	671-2234	西脇 1448 番地 4	50	平 23. 4
	(福)姫路学園	姫路学園	671-0203	飾東町大釜 461 番地 3	70	平 23. 4
	(福)五倫会	姫路暁乃里	671-0111	的形町の形 3558 番地	30	平 24. 4
	(福)ゆめさき会	ゆめさきの家	671-2106	夢前町苅野 1784 番地 1	30	平 24. 4
	(医)全人会	グループホーム大日寮	670-0811	野里 281 番地 2	7	平 18. 10
共 同 生 活 援 助	(医)恵風会	けいふう	670-0061	西今宿五丁目 3 番 8 号	12	平 24. 4
		いこい		西今宿五丁目 3 番 32 号	4	
		いこい 2		西今宿五丁目 3 番 28 号	6	

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月
共同生活援助	(有)アキツ	グループホームピースフル	670-0058	車崎一丁4番13号 第2アキツビル	4	平 18.10
		グループホームピースフル ONE		車崎一丁4番7号 アキツ自動車 2F	4	
	(福)五倫会	チャレンジⅠ	671-0101	大塩町119番地2 エルドラド101	2	平 18.10
		チャレンジⅡ		大塩町119番地2 エルドラド202	2	平 19.4
	(福)五倫会	ふぁむ・的形	671-0111	的形町の形1768番地27	7	平 29.4
	(福)あいむ	あすなろの家	671-1102	広畑区蒲田383番地2	3	平 18.10
		第二あすなろの家		広畑区蒲田460番地	4	
	(特非)いねいぶる	いねいぶる	671-1135	大津区新町一丁目55番地 パティオ酒木201号、203号	4	平 18.10
	(特非)暮らし支援センター かしのき	NPO暮らし支援センター かしのき	671-2246	打越24番地34	6	平 22.4
		白国ホーム	670-0808	白国一丁目5番35号	5	
		保城ホーム	670-0804	保城590番地1	4	平 23.8
	(福)恵愛園	オレンジホーム姫路Ⅰ	672-8041	三条町二丁目35番地	6	平 20.8
		オレンジホーム姫路Ⅱ			6	平 22.6
		オレンジホーム姫路Ⅲ			5	平 26.6
	(特非)はりま福祉会	ハイツノバ田寺	670-0086	田寺八丁目13番45号	7	平 22.9
		ハイツノバ田寺プラスアルファ			6	平 22.12
		ハイツノバ伊伝居	670-0871	伊伝居318番地1	8	平 24.4
		ハイツノバ伊伝居イースト			8	平 25.12
	(福)幸	ふぁみーゆ	671-1133	大津区吉美771番地6	5	平 24.3
	(福)姫路潮会	ケアホームきらめ樹	671-1241	網干区興浜907番地142	10	平 25.12
		ケアホームかがや樹			10	
	(福)姫路睦福祉会	ケアホーム広畑の家1	671-1116	広畑区正門通四丁目1番地6	4	平 26.4
		ケアホーム広畑の家2			4	
		朝日ノ里グループホーム 絆Ⅰ	671-1204	勝原区朝日谷46番地1(1F)	10	令 3.4
		朝日ノ里グループホーム 絆Ⅱ		勝原区朝日谷46番地1(2F)	10	
	(福)ひびき福祉会	共同生活援助ひびき de ほ〜む	671-0255	花田町小川657番地 県営姫路 花田鉄筋住宅1号棟103号、104号	4	平 27.4
		共同生活援助ひびき de ほ〜む第2住居	671-0218	飾東町庄130番地	7	令 2.8
	(特非)ラーフ・ウッド 福祉会	ラーフの郷Ⅰ	679-2124	豊富町甲丘一丁目1番地 県営 江飼団地9棟101号、102号	4	平 27.9
		ラーフの郷Ⅱ		豊富町甲丘一丁目1番地 県営 江飼団地14棟102号、201号	4	
		ラーフの郷Ⅲ		豊富町甲丘一丁目1番地 県営 江飼団地12棟101号、102号	4	平 29.4
		ラーフの郷Ⅳ		豊富町甲丘一丁目1番地 県営 江飼団地13棟204号、108号	4	平 30.12
		ラーフの郷Ⅴ		豊富町甲丘一丁目1番地 県営 江飼団地4棟204号	2	令 6.6
	(特非)はなのいえ	グループホームはなの家	671-2214	西夢前台一丁目107番地	4	平 28.5
	(同)あい	グループホームあい	672-8086	飾磨区西浜町一丁目23番地6	5	平 28.8
		グループホームあい今在家	672-8079	飾磨区今在家三丁目248番地	3	平 29.10
	(一社)RISE	GHサンライズ	672-8088	飾磨区英賀西町一丁目60番地2	6	平 29.9
	(福)ゆめさき会	ろはうす	671-2106	夢前町筋野1772番地1	5	平 30.3
	Reクリエイイト(特)	りくりえいと網干津市場	671-1224	網干区津市場215番地5	4	平 30.6
		りくりえいと網干高田	671-1226	網干区高田85番地11	4	平 30.7

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月
共同生活援助	R e クリエイト(株)	りくりえいと今宿	670-0061	西今宿二丁目 3 番 14-7 号	6	令 2. 7
		りくりえいと城巽	670-0935	北条口三丁目 31 番地 1	6	令 3. 3
		りくりえいと東今宿	670-0056	東今宿六丁目 7 番地 34	6	令 6. 10
	(株)ウエルネスコスモ	こすもグループホーム	671-2214	西夢前台二丁目 81 番地 コスモハイツ赤柴	6	平 30. 7
	(福)アミひめじ	ウエルフェアホームアミ	670-0887	北平野南の町 3 番 34 号	6	令元. 8
		ウエルフェアホームスール	670-0868	大野町 60 番地	4	令元. 8
	リノライフサポート(株)	リノハウス勝原下太田	671-1201	勝原区下太田 633 番地 160	4	令元. 11
		リノハウス平松	671-1135	大津区新町二丁 46 番地 5	4	令元. 12
		リノハウス英賀保	672-8094	飾磨区鎌倉町 13 番地 2	4	令 2. 7
		リノハウス土山	670-0996	土山五丁目 4 番 17 号	4	令 3. 4
	(株)TNC	ミネットホームさつきヶ丘	672-8001	兼田 813 番地 127	4	令元. 11
		ミネットホーム亀山	670-0973	亀山二丁目 190 番地	7	令 2. 7
		ミネットホーム東山	672-8014	東山 366-4	4	令 4. 7
	(株)ラシエル	グループホーム R A S I E L 白浜町Ⅰ	672-8023	白浜町丙 493 番地 3 1F	6	令 2. 11
		グループホーム R A S I E L 白浜町Ⅱ		白浜町丙 493 番地 3 2, 3F	6	令 2. 11
		グループホーム R A S I E L 白浜町Ⅲ			6	令 2. 11
		グループホーム R A S I E L 仁豊野Ⅰ	670-0801	仁豊野 943 番地 277	10	令 3. 7
		グループホーム R A S I E L 仁豊野Ⅱ		仁豊野 943 番地 277 2 階	10	令 4. 4
		グループホーム R A S I E L 下手野本体住居 1	670-0063	下手野四丁目 8 番 35 号	10	令 4. 3
		グループホーム R A S I E L 下手野本体住居 2		下手野四丁目 8 番 35 号	10	令 4. 6
	(株)創作工房ゆう	グループホームゆう	670-0083	辻井七丁目 2 番 17-1 号	5	令 2. 12
	(一社)関西総合研究所	ネストプラス網干Ⅰ	671-1234	網干区新在家 1422 番地 11 1-F	5	令 3. 4
		ネストプラス網干Ⅱ		網干区新在家 1422 番地 11 2-F	5	
	(株)いわホワイトナイトホールディングス	レホナ姫路	671-1107	広畑区西蒲田 358 番地 5	4	令 3. 7
		レホナ姫路今在家	672-8079	飾磨区今在家六丁目 161 番地	3	令 3. 12
		レホナ東姫路	670-0943	市之郷 1254-8	4	令 4. 7
		レホナ姫路飾磨	672-8064	飾磨区細江 793-4	4	令 4. 9
		レホナ姫路の形	671-0111	的形町の形 1723 番地 57	5	令 4. 10
		レホナ姫路白浜	672-8002	北原 452 番地 21	4	令 4. 11
		レホナ姫路網干	671-1254	網干区余子浜 109 番地 2	4	令 5. 6
		レホナ姫路駅前	670-0964	豊沢町 44	5	令 6. 1
		レホナ姫路御着	671-0232	御国野町御着 381-9	4	令 6. 7
		レホナ姫路別所	671-0222	別所町小林 409-5	5	令 7. 2
	A s y o u(株)	A s y o u 西飾磨	672-8084	飾磨区英賀清水町二丁目 31 番地	4	令 3. 9
		A s y o u 御立	670-0073	御立中八丁目 7 番 15 号	6	令 4. 4
	一笑健命(株)	フェリーチェ野里	670-0811	野里 913 番地 1	4	令 3. 11
		フェリーチェ国分寺	671-0234	御国野町国分寺 358 番地 8	4	令 3. 12
	(一社)障害者自立支援センター	よつば郷 1	671-0243	四郷町本郷 150 番地 1 A	5	令 3. 11
		よつば郷 2		四郷町本郷 150 番地 1 G	5	

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月
共同生活援助	(一)障害者自立支援センター	よつば郷 3	671-0243	四郷町本郷 150 番地 4 1 階	5	令 5. 5
		よつば郷 4		四郷町本郷 150 番地 4 206	5	令 5. 5
	(一)whereabouts	ウェアラバウト朝日谷	671-1204	勝原区朝日谷 18 番地 4	4	令 3. 12
		ウェアラバウト田井	671-1221	網干区田井 146 番地 15	3	令 5. 7
	(同)まあむ	障がい者グループホーム れ〜る	672-8016	木場 1430 番地 25	4	令 4. 4
	(株)かがやき	田寺東の家Ⅰ	670-0081	田寺東二丁目 35-12	5	令 4. 6
		田寺東の家Ⅱ		田寺東二丁目 38-6	5	令 4. 10
		辻井の家Ⅰ	670-0083	辻井七丁目 7-31	3	令 5. 3
		山吹の家	670-0085	山吹一丁目 11 番 23 号	4	令 5. 1
	(株)NBK	わおんパステル s o r a	671-0217	飾東町佐良和 215-1	3	令 4. 10
		わおんパステル u m i	671-0217	飾東町佐良和 215-24	3	令 4. 10
		わおんパステル h a n a	671-1141	大津区西土井 7-21	4	令 5. 10
		わおんパステル n i j i	671-1143	大津区天満 467-16	4	令 6. 9
	(株)はりまびあ	びあホームはりま	671-1262	余部区上余部 88-42	6	令 4. 10
	(株)色えんぴつ	グループホーム色えんぴつ	670-0802	砥堀 1331-3	4	令 4. 10
	坂上建設(株)	g r e e n あがほ 1 階	672-8078	飾磨区英賀乙 18-3	10	令 5. 2
		g r e e n あがほ 2 階	672-8078	飾磨区英賀乙 18-3	10	令 5. 2
		g r e e n しらはま	672-8014	東山 210-4	10	令 7. 3
	姫路社会福祉事業協会	障がい者グループホーム みらい	671-2246	打越 530 番地 13	10	令 5. 6
		障がい者グループホーム みらい東			7	令 5. 8
	(株)共生	グループホームいまみる	670-0092	新在家本町三丁目 11-14-1	4	令 5. 9
		グループホームいまみる 南八代			5	令 6. 3
	(株)ウィットサービス	ワンライフ姫路	670-0824	京町一丁目 12 番地 6	5	令 6. 4
	(株)ワイルド	ウルー花田	671-0255	姫路市花田町小川 403 番地 3	4	令 6. 8
		ウルー下野田	672-8044	飾磨区下野田四丁目 600	4	令 6. 12
	(株)ヘルス&クラッシ	障がい者グループホーム にこり御立	670-0074	御立西二丁目 4-26	4	令 7. 4

上記以外の障害福祉サービス事業者等については、姫路市ホームページ「指定障害福祉サービス事業者・指定児童通所支援事業者・指定地域生活支援事業者一覧」(<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000001185.html>) に掲載。

(4) 老人福祉施設

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月
養護老人ホーム	姫路市(姫路市社会福祉事業団)	ふれあいの郷 養護老人ホーム	679-2101	船津町 3263	150	昭 60. 4
	(福)白鷺園	白鷺園	670-0071	御立北三丁目 17-1	50	昭 23. 3
	(福)夢和福祉会	夢前和楽園	671-2216	飾西 728-3	50	昭 25. 11
特別養護老人ホーム	(福)姫路社会福祉事業協会	白鳥園	679-4201	林田町久保 161-2	70	昭 49. 4
	(福)本覚寺苑	山彦ホーム	671-0252	花田町加納原田 155	90	昭 50. 4
	(福)姫路東部福祉会	清寿園	671-0219	飾東町豊国 210	50	昭 62. 4

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム	(福)やながせ福祉会	姫路・勝原ホーム	671-1201	勝原区下太田 573	58	平元. 4
		大津みやび野ホーム	671-1146	大津区大津町一丁目 31-111	70	平 26. 4
		第二姫路・勝原ホーム	671-1201	勝原区下太田 201	29	平 21. 4
	(福)しらさぎ福祉会	しらさぎの里	679-4213	林田町山田 351-3	70	平 2. 4
	(福)晃寿会	あさなぎ	672-8023	白浜町乙 836	70	平 5. 4
	(福)清章福祉会	清住園	671-0205	飾東町清住 555	76	平 7. 9
	(福)三光志福祉会	志深の苑	671-0231	御国野町深志野 1430	70	平 8. 4
		第二志深の苑			29	令 2. 4
	(福)ネバーランド福祉会	ネバーランド	679-2101	船津町 5271-16	82	平 8. 6
	(福)ささゆり会	サンライフ御立	670-0072	御立東五丁目 1-1	100	平 8. 10
		サンライフ土山	670-0995	土山東の町 9-12	70	平 26. 4
		サンライフひろみね	670-0882	広峰一丁目 4-55	29	平 20. 4
		サンライフ西庄	670-0981	西庄甲 87-1	29	平 30. 4
	(福)みつわ福祉会	キャッシル真和	679-2115	山田町西山田 726-1	50	平 8. 12
	(福)尚紫会	むれさき苑	671-0247	四郷町東阿保 44	60	平 9. 5
	(福)あかね	銀の櫛	671-1241	網干区興浜 907-202	70	平 12. 6
	(福)敬寿会	しかまの里	672-8030	飾磨区阿成植木 960	70	平 13. 6
	(福)姫路尚歯会	ライフピラ姫路	670-0974	飯田三丁目 44	60	平 14. 11
	(福)幸	なごみの里	671-1133	大津区吉美 780	80	平 15. 6
	(福)再命会	泉の杜	679-2121	豊富町神谷 3041-20	70	平 16. 5
	(福)姫路弘寿会	ライフサポートひめじ	670-0848	城東町竹之門 6	70	平 16. 6
	(福)長和福祉会	こころ広畑	671-1152	広畑区小松町二丁目 66-28	52	平 17. 5
	(福)よい子の広場福祉会	書写ひまわりホーム	671-2201	書写 634-198	80	平 17. 5
	(福)家島福祉会	いえしまホーム	672-0101	家島町真浦 2101-41	50	平 8. 4
	(福)光寿福祉会	光寿園	671-2112	夢前町塩田 118-1	70	昭 55. 7
	(福)宝寿会	夢の里	671-2131	夢前町戸倉 1105-38	80	平 13. 7
	(福)朝日の会	サン・ビレッジ夢前	671-2115	夢前町又坂 405	70	平 17. 7
		サン・ビレッジ姫路	670-0984	町坪 468	70	平 25. 4
	(福)徳宗福祉会	香照苑	679-2132	香寺町須加院 338-506	58	平 6. 5
		こうろ苑	679-2151	香寺町香呂 55-1	29	平 25. 4
	(福)きたはりま福祉会	あじさいホーム	671-2426	安富町植木野 426-64	60	平 6. 4
	(福)仁寿福祉会	星陽	671-0221	別所町別所 1131	50	平 18. 5
	(福)経山会	ゆめさき三清荘	671-2103	夢前町前之庄 4514	70	平 27. 4
	(福)御立会	厚生園	670-0074	御立西四丁目 1-19	29	平 19. 8
	(福)播陽灘	いやさか苑	672-8013	白浜町宇佐崎北一丁目 29	29	平 22. 12
	(福)恩徳福祉会	汐里	671-0111	的形町的形 1768-28	70	平 28. 2
	(福)白鳥会	あおやま	671-2224	青山西五丁目 8-48	70	平 28. 4
	(福)ひめじ福寿会	美郷苑	671-0246	四郷町坂元 44-1	70	平 29. 4
		和好苑	670-0948	北条宮の町 131	29	平 24. 4

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム	(福)太鷲会	うさぎ	672-8014	東山 577	29	平 26.4
		うさぎ広畑	671-1122	広畑区夢前町 3 丁目 1-22	90	令 6.4
	(福)恵愛園	オレンジ姫路	672-8043	飾磨区上野田六丁目 38	29	平 28.4
軽 費 老 人 ホ ー ム	(福)晃寿会	ケアハウスあさなぎ	672-8023	白浜町乙 836	50	平 5.4
	(福)三光志福祉会	ケアハウス志深の苑	671-0231	御国野町深志野 1430	15	平 8.4
	(福)ネバーランド福祉会	ケアハウスネバーランド	679-2101	船津町 5271-16	15	平 8.6
	(福)ささゆり会	ケアハウス サンライフ御立	670-0072	御立東五丁目 1-1	36	平 8.10
	(福)みつわ福祉会	ケアハウス キャッシル真和	679-2115	山田町西山田 726-1	15	平 8.12
	(福)尚紫会	ケアハウスむれさき苑	671-0247	四郷町東阿保 44	15	平 9.5
	(福)宝寿会	ケアハウス青山苑	671-2222	青山 1470-141	100	平 9.6
	(福)徳宗福祉会	ケアハウス香照苑	679-2132	香寺町須加院 338-506	15	平 6.5
老人福祉センター	姫路市	すこやかセンター(2 階)	670-0943	市之郷 1006-8	-	平 14.4

(5) 女性自立支援施設

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月
女性自立支援施設	(福)姫路婦人寮	チアホームひめじ	非公表	非公表	40	昭 22.2

(6) 介護老人保健施設

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月
介 護 老 人 保 健 施 設	(医)松浦会	光が丘	671-0234	御国野町国分寺 267	入所 100	平 2.8
					通所 30	
	(医)美翔会	愛和ケアホーム	670-0974	飯田三丁目 95-1	入所 77	平 3.3
					通所 40	
	(医)恵風会	老人ケアセンター緑ヶ丘	670-0061	西今宿五丁目 3-8	入所 94	平 3.4
					通所 40	
	(医)聖フランシスコ会	マリア・ヴィラ	670-0801	仁豊野 650	入所 100	平 4.2
					通所 40	
	(医)仁寿会	カノープス姫路	671-0221	別所町別所 960-1	入所 100	平 9.7
					通所 30	
	(医)松藤会	ゆめさき	671-1103	広畑区西夢前台六丁目 56-1	入所 100	平 9.9
					通所 40	
	(医)真和会	エスコート船場	670-0046	東雲町四丁目 1-20	入所 50	平 9.11
					通所 20	
	(医)汐咲会	しおさきヴィラ	671-0102	大塩町汐咲一丁目 25	入所 100	平 9.12
					通所 60	
	(医)五葉会	ハピネス五葉	670-0012	本町 165	入所 77	平 10.3
					通所 36	
	(医)綱島会	つなしま	670-0074	御立西四丁目 1-25	入所 70	平 15.6
					通所 -	
	(医)順心会	夢前白寿苑	671-2135	夢前町塚本 77-9	入所 100	平 9.3
					通所 50	

(7) 地域包括支援センター

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー	姫路市 (姫路医療生活協同組合)	白鷺・琴陵地域包括 支援センター	670-0029	嵐山町 19-6	-	-
	姫路市 (〔福〕姫路市社会福祉協議会)	城乾・東光地域包括支援 センター【準基幹】	670-8530	坂田町 3 (中央保健センター内)	-	-
	姫路市 (〔福〕ささゆり会)	安室地域包括 支援センター	670-0073	御立中四丁目 13-16	-	-
	姫路市 (〔福〕あかね)	高岡地域包括 支援センター	670-0063	下手野 4 丁目 13-55	-	-
	姫路市 (アースサポート(株))	山陽地域包括 支援センター	670-0974	飯田 777	-	-
	姫路市 (〔福〕姫路社会福祉事業協会)	書写・林田地域包括 支援センター	671-2246	打越 1075-1	-	-
	姫路市 (〔福〕よい子の広場福祉会)	大白書地域包括 支援センター	671-2216	飾西 728-5 (西保健福祉サービ スセンター内)	-	-
	姫路市 (〔福〕本覚寺苑)	花田・城山地域包括 支援センター	671-0252	花田町加納原田 155	-	-
	姫路市 (〔福〕清章福祉会)	四郷・東地域包括 支援センター	671-0232	御国野町御着 283-15 (東保健福 祉サービスセンター内)	-	-
	姫路市 (姫路医療生活協同組合)	増位・広嶺地域包括 支援センター	670-0805	西中島 395-1	-	-
	姫路市 (〔福〕姫路市社会福祉協議会)	北地域包括支援センター 【準基幹】	670-0802	砥堀 428 (中央保健センター北分 室内)	-	-
	姫路市 (〔株〕セイフティサービス)	灘地域包括支援センター	672-8021	白浜町宇佐崎中二丁目 520 (灘保 健福祉サービスセンター内)	-	-
	姫路市 (〔福〕播陽灘)	大的地域包括 支援センター	671-0101	大塩町 2211-5 (大的市民センター内)	-	-
	姫路市 (〔福〕敬寿会)	飾磨西地域包括 支援センター	672-8084	飾磨区英賀清水町一丁目 5-1 (飾磨保健福祉サービスセンター内)	-	-
	姫路市 (〔福〕姫路市社会福祉協議会)	飾磨地域包括支援センタ ー【準基幹】	672-8064	飾磨区細江 2655 (南保健センター内)	-	-
	姫路市 (〔福〕姫路市社会福祉協議会)	広畑地域包括支援センタ ー【準基幹】	671-1116	広畑区正門通三丁目 2-2 (西保健センター内)	-	-
	姫路市 (〔福〕やながせ福祉会)	大津地域包括 支援センター	671-1146	大津区大津町一丁目 31-111	-	-
	姫路市 (〔福〕やながせ福祉会)	朝日地域包括 支援センター	671-1201	勝原区下太田 573	-	-
	姫路市 (〔福〕幸)	網干地域包括 支援センター	671-1253	網干区垣内中町 119 (網干保健 福祉サービスセンター内)	-	-
	姫路市 (〔株〕デコ・フォルテ)	家島地域包括 支援センター	672-0102	家島町宮 2169 (南保健センター 家島分室内)	-	-
	姫路市 (〔医〕夢前会)	夢前地域包括 支援センター	671-2103	夢前町前之庄 2160 (夢前事務所内)	-	-
	姫路市 (〔福〕徳宗福祉会)	香寺地域包括 支援センター	679-2144	香寺町中屋 14 (香寺事務所内)	-	-
	姫路市 (〔福〕きたはりま福祉会)	安富地域包括 支援センター	671-2401	安富町安志 1151 (安富事務所内)	-	-

(8) その他の施設

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月
診 療 所	姫路市	家島診療所	672-0102	家島町宮 2169	-	平 18. 3
		ぼうぜ医院	672-0103	家島町坊勢 702 番地 238	-	平 30. 10
		四郷診療所	671-0246	四郷町坂元 257	-	昭 32. 10
		山之内診療所	671-2101	夢前町山之内乙 120	-	平 3. 5
		木日・夜間急病センター	670-0061	西今宿三丁目 7 番 21 号	-	昭 54. 2
		発達医療センター 花北診療所			-	平 2. 4
障 害 者 体 育 館	姫路市	障害者体育館	670-0806	増位新町二丁目 37	-	昭 54. 4
障 害 者 一 時 保 護 施 設	(〔福〕姫路市社会福祉事 業団)	障害者やすらぎルーム			-	昭 54. 4
障 害 者 就 業 支 援 事 業	(〔福〕姫路市社会福祉事 業団)	職業自立センターひめじ	670-0955	安田三丁目 1 総合福祉会館 3 階	-	平 9. 4
相 談 支 援 事 業 所		ぱっそ・あ・ぱっそ	670-0955	安田三丁目 1 総合福祉会館 2 階	-	平 25. 4
	姫路市	相談支援事業所 ブレイル	670-0806	増位新町二丁目 37	-	平 27. 4
児 童 相 談 所	兵庫県	姫路こども家庭 センター	670-0092	新在家本町一丁目 1-58	-	昭 23. 8

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月
高齢者生活福祉 センター	(福)きたはりま福祉会	あじさいホーム	671-2426	安富町植木野 426-64	10	平 12. 4
その他の施設	姫路市(姫路えがおづくりパートナーズ)	すこやかセンター 健康づくり施設(1階)	670-0943	市之郷 1006-8	-	平 14. 4
	姫路市	すこやかセンター 子育て支援施設(3階)				
	姫路市	駅前すくすくひろば	670-0927	駅前町 188-1	-	令 3. 12
	姫路市 ((株)エヌ・エス・アイ)	夢前福祉センター ぱるむ	671-2103	夢前町前之庄 2160	-	平 20. 4
	姫路市	総合福祉会館	670-0955	安田三丁目 1	-	平 31. 4

11 福祉計画・施設整備等

1 概要

少子高齢化が進行し、地域社会や家族のあり方が変化しつつある中、市民が住み慣れた地域で安心して生活できる社会をつくるため、各福祉計画を策定し推進するとともに、各計画に基づき社会福祉施設の整備等に取り組んでいる。

2 福祉計画の策定・推進

(1) 姫路市地域福祉計画(第3期、計画期間：令和3年度～令和8年度)

私たち一人一人が互いに支え合い、住み慣れた地域で健やかな暮らしができる福祉のまちづくりを目指すために策定

令和2年度に第3期計画を策定し、「地域福祉を支える環境づくり」「支え合いを支援する仕組みづくり」「健やかな暮らしを支えるまちづくり」の三つの基本方針を定め、地域共生社会の実現に向け、施策を推進する。

(2) 姫路市こども計画「ひめじ こども・若者みらいプラン」(計画期間：令和7年度～令和11年度)

こども・若者及び子育て世帯に関する施策を総合的、かつ切れ目なく推進していくために新たに策定。「こども・若者の権利を守り、すこやかな成長を支える」、「安心してこどもを産み育てられる環境をととのえる」、「若者の生活を支え、未来への希望の実現を支援する」、「支援が必要なこども・若者や家庭を支援する」、「こども・若者や子育て世帯の声を聴き、みんなで一緒に取り組む」の五つ基本目標を定め、具体的な施策を展開するもの

また、本計画と一体的に策定する「子ども・子育て支援事業計画(第3期)」において、就学前児童に係る教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや提供体制の確保方策を定め、子育て支援の充実を図る。

(2) 姫路市障害福祉推進計画(第7期、計画期間：令和6年度～令和11年度)

障害のある人もない人も、共に、自分らしくいきいきとした人生を送ることができる社会(共生社会)づくりを目指すために策定。令和5年度に第7期計画を策定し、「充実した日常生活を支える体制の構築」、「地域で暮らし続けるための支援」、「就労支援体制の充実」、「生涯を見据えた就学前・学齢期における支援の充実」、「権利擁護・差別解消の推進」の五つの基本方針を定め、障害者福祉に関する施策を推進している。

(3) 姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画(第9期、計画期間：令和6年度～令和8年度)

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを感じながら健やかに暮らせる姫路(まち)の実現を基本理念に掲げ、令和5年度に第9期計画を策定。地域全体で高齢者の困りごとを受け止める地域づくり、サービスの基盤整備、介護人材確保を含む、安定した介護保険サービスの提供の確保等を目指している。

(4) 姫路市ホームレス自立支援実施計画(第4期、計画期間：令和3年度～令和7年度)

「ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるよう支援し、新たなホームレスを生まない福祉社会の実現」を目的とし、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に掲げる目標や「姫路市地域福祉計画」の施策に即して策定。「ホームレスの自立を支援するための施策」、「ホームレスに関する問題解決のための施策」、「ホームレスになることを防止するための施策」を引き続き施策の柱とするとともに、「求人開拓による就労支援」の強化、「生活に関する相談支援」及び「貧困の連鎖を防ぐための教育支援」などホームレスになることを防止するための支援策を充実させ、計画に掲げる諸施策を推し進めることを目指している。

(5) 姫路市DV(配偶者等からの暴力)対策基本計画(第3期、計画期間：令和4年度～令和8年度)

DV(配偶者等からの暴力)被害者の相談体制の充実、安全確保、自立支援等のための基本的な取組を示すため策定

関係部署と連携し、DV被害者への切れ目ない支援に取り組むとともに、DV予防の為に市民や学校等への啓発を行い、DVを容認しないまちづくりを推進する。

3 社会福祉施設整備

(1) 施設整備

老朽化している市立保育所・認定こども園の改修等の整備を行うことにより、児童の保育環境の向上と安全の確保を図る。また、老朽化している宿泊型児童館・市立児童センター等の施設及び設備の改修等の整備を行うことにより、のびのびと活動できる子どもの居場所の充実を図る。

令和7年度予算額

・児童福祉施設(保育所・認定こども園) 158,300千円

・児童福祉施設（児童館・児童センター） 2,800 千円

(2) 施設整備助成

民間による障害者福祉施設、児童福祉施設等及び老人福祉施設等の施設整備促進を図るため、施設の新設、改築、大規模修繕等について、整備を行う社会福祉法人等に対し、整備事業に要する経費の一部を助成する。

令和 7 年度予算額

・老人福祉施設	196,331 千円
・児童福祉施設等	592,824 千円
・障害者福祉施設	270,100 千円

12 災害時要援護者対策

1 概要

平成 23 年の東日本大震災や台風 12 号等の風水害等の経験から、災害時に自力で安全な場所への避難が困難な高齢者や障害者等の「災害時要援護者」への支援が早急に求められていることから、災害時要援護者支援事業や福祉避難所の体制整備を進めている。

2 災害時要援護者支援事業

災害時に自力で安全な場所への避難が困難な高齢者や障害者等の「災害時要援護者」の把握や、その効果的な避難支援体制の整備を目的に、平成 24 年 6 月から、各地域において自主防災会等で構成する災害時要援護者地域支援協議会を設立していただき、災害時要援護者台帳の整備等の取組を進めて、災害時要援護者に対する地域ネットワークの構築を図っている。

また、令和 2 年度からは、市が保有する情報から、災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあるときに自ら避難することが困難な方々をまとめた避難行動要支援者名簿の掲載者のうち、自身の名簿情報の提供に不同意の意思を示さなかった避難行動要支援者の名簿情報を避難支援等関係者である災害時要援護者地域支援協議会に提供し、災害時要援護者台帳とあわせて活用していただくこととしている。

(1) 協議会設立状況（令和 7 年 3 月 31 日現在）

72 地区のうち 71 地区で設立

(2) 台帳登録状況（令和 7 年 3 月 31 日現在）

登録者数：9,502 人

【内訳】（※重複あり）

・ 高齢者 (65 歳以上)	7,878 人
・ 要介護・要支援認定者	5,723 人
・ 身体障害者手帳所持者	3,826 人
・ 療育手帳所持者	896 人
・ 精神障害者保健福祉手帳所持者	155 人
・ その他	34 人

(3) 避難行動要支援者名簿掲載者状況（令和 7 年 3 月 31 日現在）

掲載者数：15,996 人

3 福祉避難所

災害時に、介助や見守りなど特別な支援を必要とする高齢者や障害者等が安心して避難生活を送ることができるよう、公共施設 19 か所、民間施設 56 か所の計 75 か所を福祉避難所に指定している。（令和 7 年 4 月 1 日現在）

また、福祉避難所へのヘルパーの派遣、介護用品等の確保及び要援護者移送に関する協定を締結し、迅速で総合的な対応ができる体制を整えている。

(1) 災害時における福祉避難所に関する協定

災害時に、施設内における福祉避難所用スペースの確保、福祉避難所の開設及び運営、要援護者の受入体制の整備等を要請する。

【協定の相手方】

- ・ 社会福祉法人 41 法人 53 施設（特別養護老人ホーム 40、小規模多機能ホーム 1、軽費老人ホーム 1、介護付有料老人ホーム 1、障害者支援施設 9、救護施設 1）
- ・ 宿泊施設 株式会社 姫路キャスルグランヴィリオホテル
- ・ 兵庫県立姫路聴覚特別支援学校
- ・ 兵庫県立姫路特別支援学校
- ・ 兵庫県立姫路しらさぎ特別支援学校
- ・ 姫路ハーベスト医療福祉専門学校、姫路福祉保育専門学校

(2) 災害時における福祉避難所へのヘルパー派遣に関する協定

福祉避難所開設時に、ヘルパーの派遣を要請する。

【協定の相手方】

- ・ 社会福祉法人 姫路市社会福祉協議会

(3) 災害時における福祉避難所への介護用品等の確保に関する協定

福祉避難所開設時に、介護用品等の優先的な確保及び貸借等による提供を要請する。

【協定の相手方】

- ・ 株式会社 あっふる
- ・ 株式会社 ゴトウ・アズ・プランニング
- ・ 株式会社 ダスキンユニオン ダスキンレントオール姫路イベントセンター

(4) 災害時における福祉避難所への要援護者移送に関する協定

福祉避難所への要援護者の移送を要請する。

【協定の相手方】

- ・ 神姫バス 株式会社

民間施設（56カ所）		小規模多機能ホーム(1)	いやさか
特別養護老人ホーム（40）	あおやま	軽費老人ホーム(1)	ケアハウス青山苑
	あさなぎ	介護付有料老人ホーム(1)	かつはら
	いえしまホーム	障害者支援施設(9)	愛光園
	泉の杜		香翠寮
	いやさか苑		三愛園
	うさぎ		三恵園
	大津みやび野ホーム		播磨福祉事業館
	オレンジ姫路		姫路暁乃里
	キャッシル真和		姫路学園
	清住園		ゆめさきの家
	銀の櫛		夢前リハビリセンター
	光寿園	救護施設(1)	ジョイガーデン
	香照苑	ホテル(1)	姫路キャッスルグランヴィリオホテル
	厚生園	専門学校（2）	姫路ハーベスト医療福祉専門学校
	こうろ苑		姫路福祉保育専門学校
	こころ広畑	公共施設（19カ所）	
	サン・ビレッジ姫路	保健福祉サービスセンター(8)	西保健福祉サービスセンター
	サン・ビレッジ夢前		東保健福祉サービスセンター
	サンライフ土山		北保健福祉サービスセンター
	サンライフ御立		灘保健福祉サービスセンター
	サンライフ西庄		飾磨保健福祉サービスセンター
	汐里		西保健センター （広畑保健福祉サービスセンター）
	しかまの里		網干保健福祉サービスセンター
	書写ひまわりホーム		家島保健福祉サービスセンター
	しらさぎの里	特別支援学校(4)	兵庫県立姫路聴覚特別支援学校
	清寿園		兵庫県立姫路特別支援学校
	星陽		兵庫県立姫路しらさぎ特別支援学校
	第二姫路・勝原ホーム		書写養護学校
	なごみの里	障害者福祉施設(3)	障害者体育館
	ネバーランド		書写障害者デイサービスセンター
	白鳥園		広畑障害者デイサービスセンター
	姫路・勝原ホーム	老人福祉センター(2)	すこやかセンター
	むれさき苑		楽寿園
	美郷苑	養護老人ホーム(1)	ふれあいの郷養護老人ホーム
	山彦ホーム	その他(1)	夢前福祉センター
	ゆめさき三清荘		
	夢の里		
	ライフサポートひめじ		
	ライフビラ姫路		
	和好苑		

13 保 健 衛 生

1 保健所

地域保健法の施行により、保健所が広域的、専門的かつ技術的拠点としての機能を担うことになり、本市においては平成 11 年 7 月、機能強化を図り保健行政の企画調整の機能を併せ持った広域的、専門的かつ技術的拠点とした。

これにより、保健所は本市全域を管轄する専門機関として、保健センター及び分室は総合的な保健サービスの提供機関として、保健福祉サービスセンターは市民に身近な保健福祉サービスを提供する機関として、さらに、検査部門として環境衛生研究所及び食肉衛生検査センターも加え、「健康で安全、快適な市民生活」の確保に努めている。

(1) 姫路市保健所

市民の健康を守る拠点として、保健衛生・生活衛生の向上を図り、乳幼児から高齢者に至るまで、市民のライフステージに応じた生涯にわたる健康づくりを支援するため、各種事業を展開している。

これらの健康づくりに加え、健康危機の発生予防対策や被害の拡大防止などの健康危機管理も行っている。

(2) こどもの未来健康支援センター

誰もが安心して子どもを生み育てることができるよう、思春期から妊娠期、子育て期にわたるライフステージに応じた切れ目のない支援をするため、より専門性を備えた思春期保健と母子保健の包括的支援の拠点として、各種事業を展開している。

(3) 保健センター・保健センター分室

地域の特性に対応した、市民の生涯にわたる健康づくりの推進拠点施設で、乳幼児健診・乳幼児健康相談、地域住民の健康相談、保健指導、健康診査、健康教育等の対人サービス、市民の自主的な保健活動の育成等の総合的な保健サービスを提供している。

(4) 保健福祉サービスセンター

保健と福祉の連携を図り、市民に身近な保健サービス及び福祉サービスを一元的に提供することを目的として設置した施設で、保健福祉の情報提供や各種サービスの申請受付など保健福祉に関する窓口サービスを提供している。

(5) 環境衛生研究所

感染症や食中毒に関する病原微生物検査、食品の理化学検査及び細菌・ウイルス検査、環境に関する理化学検査、井戸水等の飲用水検査など、市民や行政から依頼された多岐にわたる検査を実施し、市民の健康と生活環境を守るための科学的データを提供するとともに市民の要望に応えている。

(6) 食肉衛生検査センター

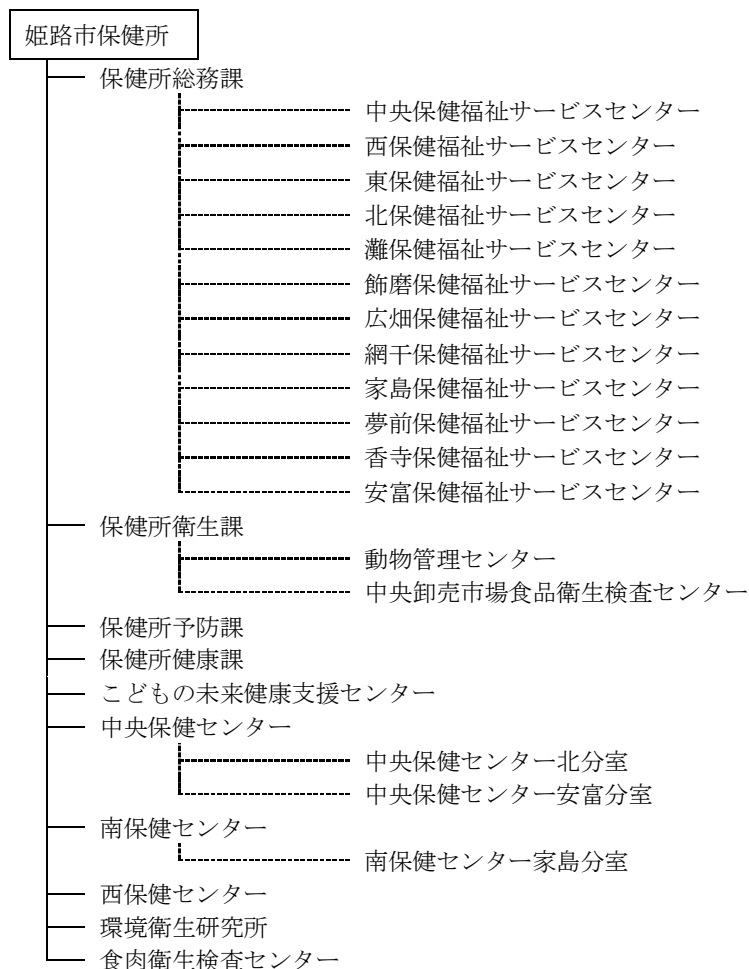
と畜場法及びその他関連法規に基づき、管内と畜場（食肉センター）に搬入された獣畜に対し、食用に供することができるか検査を実施し、食肉の安全性を確保することに努めている。さらに、食肉センターでの解体作業から食肉処理までが、食肉の海外輸出に対応した衛生管理体制の下で実施されるよう助言・指導を行っている。

2 施設の概要

施設名	所在地	構造・規模		建築年月日	建設費
		構造	延面積(㎡)	開設年月日	
姫 路 市 保 健 所	坂田町 3 番地	鉄骨鉄筋 コンクリート造	10,719.50 (中央保健センター、中央保健 福祉サービスセンター及び食肉衛 生検査センターを含む)	H 6.11. 8 S23. 7.10	4,362,600 千円
中 央 保 健 福 祉 サ ー ビ ス セ ン タ ー	坂田町 3 番地	鉄骨鉄筋 コンクリート造	183.70	H 6.11. 8 H 7. 1. 4	—
西 保 健 福 祉 サ ー ビ ス セ ン タ ー	飾西 728 番地 5	鉄筋 コンクリート造	251.57	H 4. 3.30 H 4.10. 1	62,203 千円
東 保 健 福 祉 サ ー ビ ス セ ン タ ー	御国野町御着 283 番地 15	鉄筋 コンクリート造	581.23	H 9. 3.28 H 9. 4.10	216,614 千円
北 保 健 福 祉 サ ー ビ ス セ ン タ ー	砥堀 428 番地	鉄筋 コンクリート造	541.49	H15. 3.14 H15. 4. 1	131,051 千円

施設名	所在地	構造・規模		建築年月日	建設費
		構造	延面積(㎡)	開設年月日	
灘保健福祉サービスセンター	白浜町宇佐崎中二丁目520番地	鉄筋 コンクリート造	484.06	H11. 3. 18 H11. 4. 15	145,001 千円
飾磨保健福祉サービスセンター	飾磨区英賀清水町一丁目5番地1	鉄筋 コンクリート造	628.50	H15. 3. 14 H15. 4. 1	139,654 千円
広畑保健福祉サービスセンター	広畑区正門通三丁目2番地2	鉄筋 コンクリート造	164.77	H16. 3. 15 H16. 5. 6	49,168 千円
網干保健福祉サービスセンター	網干区垣内中町119番地	鉄筋 コンクリート造	348.47	H 7. 3. 30 H 7. 4. 1	104,838 千円
家島保健福祉サービスセンター	家島町宮2169番地	鉄筋 コンクリート造	1,136.60	H 4. 2. 29 H18. 3. 27	569,590 千円 (国民健康保険家島診療所を含む)
夢前保健福祉サービスセンター (夢前事務所内)	夢前町前之庄2160番地	鉄筋 コンクリート造	70.00	S55.10.31 H18. 3. 27	—
香寺保健福祉サービスセンター (香寺事務所内)	香寺町中屋14番地	鉄骨造	78.20	H 6.12. 1 H18. 3. 27	—
安富保健福祉サービスセンター (安富事務所内)	安富町安志1151番地	鉄筋 コンクリート造	54.89	S58. 5. 20 H18. 3. 27	—
動物管理センター	東郷町1451番地3	鉄筋 コンクリート造	479.44	H 2. 8. 9 S50. 6. 1	219,362 千円
中央卸売市場 食品衛生検査センター	白浜町甲1920番地54	鉄骨造	122.54	R4.12.26 R5. 3. 13	—
こどもの未来 健康支援センター	日出町三丁目3番地	鉄骨造	1581.36	R5.3.16 R5. 4. 1	580,000 千円
中央保健センター	坂田町3番地	鉄骨鉄筋 コンクリート造	100.91	H 6.11. 8 H26. 4. 1	—
中央保健センター 北分室	砥堀428番地	鉄筋 コンクリート造	北保健福祉サービスセンターと同一	H15. 3. 14 H26. 4. 1	—
中央保健センター 安富分室	安富町安志1151番地	鉄筋 コンクリート造	安富保健福祉サービスセンターと同一	S58. 5. 20 H26. 4. 1	—
南保健センター	飾磨区細江2655番地	鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造)	999.69	H22. 9. 17 H11. 7. 1	288,155 千円
南保健センター 家島分室	家島町宮2169番地	鉄筋 コンクリート造	家島保健福祉サービスセンターと同一	H 4. 2. 29 H26. 4. 1	—
西保健センター	広畑区正門通三丁目2番地2	鉄筋 コンクリート造	1,635.13 (広畑保健福祉サービスセンターを含む)	H16. 3. 15 H11. 7. 1	470,638 千円
環境衛生研究所	坂田町3番地	鉄骨鉄筋 コンクリート造	2,356.40	H 6.11. 8 S49. 2. 1	1,293,600 千円
食肉衛生検査センター	坂田町3番地	鉄骨鉄筋 コンクリート造	370.00	H 6.11. 8 S46. 4. 1	59,000 千円 (新検査室整備費)

保健所の組織



3 公衆衛生

(1) 食品衛生 令和7年度予算額 4,813 千円（食品衛生監視室業務費を含む）

食品の安全・安心を確保し、市民の健康の保護を図るため、食品衛生関係施設の監視指導や営業の許可を行うとともに、食品等の収去検査を行い不良食品を排除することに努めている。

また、姫路市の食品流通の起点である中央卸売市場に中央卸売市場食品衛生検査センターを設け、監視指導と試験検査を実施し、衛生的で安全な食品が流通するよう努めている。

食品衛生監視員の活動状況の推移

年 度	許可を要する施設		許可を要しない施設		総数	
	年度末施設数	監視指導 延施設数	年度末施設数	監視指導 延施設数	年度末施設数	監視指導 延施設数
R2	10,437	3,635	2,772	1,575	13,209	5,210
R3	8,561	1,643	2,901	123	11,462	1,766
R4	8,447	1,756	3,272	358	11,719	2,114
R5	8,428	2,201	3,210	440	11,638	2,641
R6	8,460	2,107	3,396	484	11,856	2,591

(2) 環境衛生

令和7年度予算額 2,528千円

環境衛生関係施設、水道施設、化製場、特定建築物、墓地等について、各法令に基づく許可、確認等を行うとともに、衛生措置基準を遵守するように監視指導を行っている。

環境衛生監視員の活動状況の推移

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	施設数	監視指導 延施設数	施設数	監視指導 延施設数	施設数	監視指導 延施設数	施設数	監視指導 延施設数	施設数	監視指導 延施設数
興 行 場	10	0	10	1	11	2	10	2	10	0
旅 館	146	143	143	46	142	52	142	44	148	54
公 衆 浴 場	59	104	56	53	53	46	52	41	49	39
理 容 所	425	46	418	9	415	15	411	13	398	169
美 容 所	1,164	300	1,218	96	1,253	130	1,284	92	1,308	541
ク リ ー ニ ン グ 所	279	96	267	5	218	55	210	15	202	35
飲 料 水 施 設	2,900	147	2,957	74	3,000	84	3,064	81	3,095	65
化 製 場 等	320	30	320	3	320	8	318	5	316	7
墓 地 等	388	11	390	5	393	9	398	6	401	14
特 定 建 築 物	151	21	152	4	153	5	154	5	155	5
遊 泳 用 プ ー ル	27	47	26	22	26	23	25	23	25	23
建 築 物 清 掃 業 等	70	14	68	15	71	15	68	35	73	16
コ イ ン ラ ン ド リ ー	161	24	169	14	165	7	164	3	164	4
温 泉 利 用 施 設	24	12	26	16	24	20	24	15	24	14
住 宅 宿 泊 事 業	1	0	2	1	5	0	10	5	10	3
計	6,125	995	6,222	364	6,249	471	6,334	385	6,378	989

(3) 狂犬病予防と動物愛護

令和7年度予算額 35,179千円

狂犬病予防法に基づく犬の登録・予防注射の実施のほか、動物の愛護及び管理に関する法律と県条例に基づき、動物の愛護と終生飼養の啓発を行っている。また、動物取扱業や特定動物(危険な動物)の飼養者に、人と動物に共通する感染症の予防や動物の適正な取扱い等を指導している。

そのほか、飼えなくなった犬・猫の引取りや負傷動物の保護、小学校を訪問して動物愛護を啓発する「動物いのちの教室」や事前に登録・審査した人対象の「犬・猫譲渡会」を行っている。

犬の登録及び予防注射並びに犬・猫の収容等の状況

年度	新規登録頭数	予防注射実施 延頭数	捕獲頭数 (犬)	返還頭数 (犬)	引取頭数		処分頭数 (犬)	負傷動物収容 (犬、猫、 鳥類等)
					(犬)	(猫)		
R2	2,855	22,149	15	9	27	226	29	140
R3	2,706	22,605	8	7	14	104	6	67
R4	2,654	22,677	10	10	11	36	7	66
R5	2,467	23,027	1	4	16	19	10	82
R6	2,584	23,343	7	6	5	22	6	70

※引取頭数には警察引き継ぎを含む

動物管理センター

所在地 東郷町 1451-3
 開設年月日 昭和 50 年 6 月 1 日(平成 2 年 8 月 10 日改築)
 構造及び規模 建物延面積 479.44 m² 鉄筋コンクリート造 2 階建
 建設費 本館 219,362 千円

(4) 食肉衛生検査 令和 7 年度予算額 12,182 千円

と畜場法及びその他関連法規に基づき、管内と畜場(食肉センター)に搬入された獣畜に対し、食用に供することができるか検査を実施し、精密な検査が必要な場合は保健所内に設置した検査室内で精密検査を行う。検査で異常が認められた場合には、当該部位を確実に排除し、食肉の安全性を確保することに努めている。さらに、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づき、食肉センターでの解体作業から食肉処理までが、食肉の海外輸出に対応した衛生管理体制の下で実施されるよう助言・指導している。

食肉検査及び食肉輸出の推移

年度	区分	検査頭数(牛) ※とく(子牛)を含む	輸出実績(牛肉)	
			衛生証明書交付(件)	輸出重量(kg)
R2		26,951	2,453	559,956
R3		27,714	3,290	730,139
R4		30,641	4,040	865,857
R5		33,046	4,858	1,217,361
R6		33,425	6,378	1,883,187

食肉衛生検査センター

所在地 坂田町 3(保健所 4 階・5 階)
 開設年月日 昭和 46 年 4 月(平成 27 年 3 月、食肉センター敷地内(東郷町)から現在地に移転)
 新検査室竣工 平成 30 年 3 月(保健所 4 階・5 階 300 m²)
 新検査室整備費 59,000 千円

4 疾病予防

(1) 感染症予防 令和 7 年度予算額 37,335 千円

平成 11 年 4 月 1 日施行の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下、「感染症法」という。)に基づき、患者等の人権を尊重しつつ、個々の感染症の予防及び患者に対する良質かつ適切な医療の積み重ねによって、公衆衛生の向上及び推進を図っている。

① 感染症発生届出状況(年次)

(単位 件)

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1 類	エボラ出血熱等	0	0	0	0	0
2 類	結核	64	60	66	47	66
3 類	腸管出血性大腸菌感染症	4	4	15	6	11
	細菌性赤痢	0	0	0	1	0
	腸チフス	0	0	0	0	1
4 類	レジオネラ症	7	9	6	14	14
	つつが虫病	1	0	1	0	0
	A 型肝炎	0	1	0	0	0
	デング熱	0	0	0	0	0
	日本紅斑熱	1	0	3	1	1
	重症熱性血小板減少症候群	0	0	0	1	3
	マラリア	0	0	0	0	1
	ライム病	0	0	0	0	1
	E 型肝炎	2	0	1	0	0
5 類	アメーバ赤痢	4	6	0	2	5
	ウイルス性肝炎 (A 型及び E 型を除く)	1	1	2	2	0
	クロイツフェルト・ヤコブ病	0	0	1	1	1
	梅毒	17	23	57	65	55
	破傷風	1	0	0	0	1
	風しん	0	0	0	0	0
	麻しん	0	0	0	0	0
	後天性免疫不全症候群	1	1	3	3	3
	急性脳炎	0	0	0	1	0
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	2	4	1	3	9
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	1	1	2	2	3
	侵襲性髄膜炎菌感染症	0	0	0	1	0
	侵襲性肺炎球菌感染症	9	5	11	8	22
	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	8	6	13	9	19
	水痘(入院例)	1	1	0	1	0
	播種性クリプトコックス症	1	1	1	0	0
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	1	1	0	0	0
	百日咳	30	21	0	2	43
	ジアルジア症	0	0	1	1	0
	急性弛緩性麻痺	1	0	0	0	0

② 結核予防

感染症法に基づき、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の確保を図ることを目的として、学校・施設・事業所における結核の定期健診等による患者の発見、結核患者及び家族等の接触者に対する経過観察健診・接触者健診の実施、結核患者の医療費公費負担を行っている。

ア 定期結核健康診断者数 (人)

年 度	区 分	撮影者数	結核患者
R2	総 数	25,098	0
R3		19,233	0
R4		26,990	0
R5		25,869	0
R6	使用者	11,663	0
	学校長	5,567	0
	施設の長	1,830	0
	市 長	3,273	0
	総 数	22,333	0

イ 接触者健康診断者数 (人)

年 度	ツベルクリン 反応検査			直接撮影者数	Q F T 検査			T - S P O T 検査				喀痰検査者数	被発見者		
	被注射者数	陰性者数	陽性者数		陰性者数	陽性者数	保 判 留 者 数 定	陰性者数	陽性者数	判定不能	保 判 留 者 数 定		結核患者	潜在性結核	結核発病の 恐れがある と診断された者
R2	4	1	3	147	5	0	0	324	14	4	4	0	1	8	4
R3	3	1	2	138	0	0	0	218	8	0	8	0	1	5	4
R4	2	0	2	83	0	0	0	140	6	1	8	0	2	1	6
R5	2	0	2	81	0	0	0	114	2	0	3	0	1	1	0
R6	5	0	5	367	171	15	0	150	7	0	6	0	3	7	9

ウ 治療費の公費負担

年 度	一般患者 (延べ件数)	勧告入院患者 (延べ件数)
R2	554	80
R3	515	69
R4	462	99
R5	440	40
R6	583	67

(2) 予防接種

令和 7 年度予算額 2,291,874 千円

予防接種法で規定されている定期予防接種については、予防接種実施医療機関(市内約 300 カ所)で実施している。
また、接種にかかる費用については、B 類の高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌、新型コロナ及び帯状疱疹^{ほうしん}は一部自己負担、それ以外の A 類は全額公費負担で行っている。

〔定期予防接種化の推移〕

- ・平成 18 年 4 月 麻しん風しん 1 期(1 歳～2 歳)、2 期(就学前)
- ・平成 20 年 4 月 麻しん風しん 3 期(中学 1 年生相当)、4 期(高校 3 年生相当)
(ただし、5 年間の限定のため平成 24 年度で終了)
- ・平成 24 年 9 月 ポリオ不活化ワクチン(0 歳～7 歳半未満)
- ・平成 24 年 11 月 四種混合ワクチン(0 歳～7 歳半未満)

- ・平成25年4月 HPV(中学2年生～高校1年生相当)、H i b(0歳～5歳未満)、小児用肺炎球菌(0歳～5歳未満)(ただし、平成23年1月から子宮頸がん予防接種等ワクチン接種緊急促進事業として実施)
- ・平成26年10月 水痘(1歳～3歳未満)、高齢者肺炎球菌(65歳※)
(※平成26～令和5年度は65、70、75、80、85、90、95、100歳になる日の属する年度)
- ・平成28年10月 B型肝炎(1歳未満)
- ・平成31年2月 風しん第5期(昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性で抗体検査が陰性者。令和7年3月で終了)
- ・令和2年10月 ロタウイルスワクチン(1価:出生6週0日後～出生24週0日後、5価:出生6週0日後～出生32週0日後)
- ・令和6年4月 五種混合ワクチン(0歳～7歳半未満)
- ・令和6年10月 新型コロナウイルスワクチン(65歳～)
- ・令和7年4月 带状疱疹ワクチン(65歳※)
(※令和7～11年度は65、70、75、80、85、90、95、100歳になる日の属する年度)

(人)

区 分			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 類	B C G		3,993	3,818	3,624	3,553	3,344
	不活化ポリオ	1期	0	2	0	0	0
	五 種 混 合	1期初回	-	-	-	-	8,632
		1期追加	-	-	-	-	165
	四 種 混 合	1期初回	11,912	11,633	10,505	11,193	1,498
		1期追加	4,270	3,779	3,671	3,237	3,141
	三 種 混 合	1期初回	0	0	0	0	0
		1期追加	0	0	0	0	0
	二 種 混 合	1期	0	0	0	0	0
		2期	4,077	3,548	3,471	3,571	3,793
	麻 し ん ・ 風しん混合	1期	4,004	3,834	3,708	3,509	3,294
		2期	4,492	4,279	4,088	4,060	3,847
	日 本 脳 炎	1期初回	10,094	7,929	8,784	8,531	8,369
		1期追加	4,468	2,393	5,545	4,153	4,190
		2期	4,670	2,501	4,591	4,025	4,064
	H P V (定期接種)		1,122	2,372	2,618	2,534	4,099
	H P V (キャッチアップ接種)		-	-	3,670	3,233	11,957
	H i b		16,450	15,473	14,396	14,073	4,025
	小 児 用 肺 炎 球 菌		15,936	15,449	14,410	14,081	13,320
	水 痘		8,106	7,386	7,227	6,903	6,575
	B 型 肝 炎		11,846	11,527	10,725	10,493	9,915
	風しん5期	抗体検査	9,100	3,360	1,886	635	406
		予防接種	1,804	1,057	479	176	110
	ロ タ ウ イ ル ス 1 価		1,939	4,148	3,579	3,038	2,920
	ロ タ ウ イ ル ス 5 価		2,019	5,234	5,194	5,813	5,383
B 類	高齢者インフルエンザ		91,565	78,590	80,781	76,092	72,303
	高 齢 者 肺 炎 球 菌		5,056	3,762	3,709	4,774	1,304
	新型コロナウイルス		-	-	-	-	21,811

(3) 難病対策事業

令和7年度予算額 7,812千円

在宅で暮らす難病患者を取り巻く、地域の医療・保健福祉の充実や関係機関の連携の実現に向けた支援を行っている。

① 患者会支援事業

在宅で暮らす難病患者で組織された患者会(姫路市難病団体連絡協議会)の運営を支援している。

- ア 難病交流会 各難病患者会相互の情報交換と交流を行っている。
- イ 疾患別患者交流会 患者会会員同士で情報交換・交流を行っている。
- ウ 難病学習会 より良い療養生活の実現に向けて、疾患・制度について学んでいる。

② 相談事業

市内の難病患者及びその家族を対象に療養上の不安や治療等について相談できる場を提供している。

- ア 難病相談 保健師による健康や患者会によるピアカウンセリングを行っている。
- イ 難病相談会(医療・教育・福祉・生活相談) 専門医による医療相談や福祉・教育等の相談に対応している。

③ 啓発・研修事業

難病患者や難病患者に関わる専門職及び一般市民の、難病への理解を促すとともに、在宅で暮らす難病患者を支援する専門職のケアの質の向上を目指して実施している。

- ア 難病講演会 在宅で暮らす難病患者を取り巻く様々なテーマについて学んでいる。
- イ 専門職向け難病学習会 専門職の資質向上を図る講演会を開催している。

④ 骨髄バンク事業

白血病等の治療に有効な造血幹細胞移植の推進のために、骨髄等ドナーへの助成や登録推進にかかる普及啓発活動及び骨髄提供者を募る集団登録会を実施するとともに、公的さい帯血バンク提携医療機関の行う移植用さい帯血採取に対する助成を行う。

5 精神保健福祉事業

保健所では、地域精神保健福祉活動の第一線の機関として、市民の「心の健康」の保持・増進を図るとともに、疾患に対する理解の啓発や精神障害者が住み慣れた身近な地域でそれぞれの状況に応じた医療・介護・福祉・生活支援・就労支援等の総合的な支援が受けられる体制が構築できるよう、関係機関との連携を強化し、心の健康づくりや自殺予防に取り組んでいる。

(1) 精神保健福祉相談事業 令和7年度予算額 3,246千円

精神疾患の正しい知識の普及、精神障害者の早期治療・再発防止や社会復帰を支援する。専門医によるこころの健康相談、精神保健福祉相談員・保健師による電話・面接・訪問、断酒会員等を交えてのアルコール問題相談等を行っている。

年 度	総数	面接		医師相談(再掲)		訪問		電話・メール
	延人員 (人)	実人員 (人)	延人員 (人)	回数 (回)	延人員 (人)	実人員 (人)	延人員 (人)	延人数 (人)
R2	7,376	458	868	36	71	481	2,270	4,238
R3	7,514	453	810	36	48	506	2,168	4,536
R4	7,076	448	819	36	73	441	2,008	4,249
R5	6,242	389	738	36	86	346	1,635	3,869
R6	6,435	395	878	36	88	402	1,851	3,712

(2) 自殺対策事業 令和7年度予算額 2,817千円

国の自殺対策基本法・自殺総合対策大綱に基づき、平成30年度に策定し、令和5年度に第二次姫路市自殺対策計画として改定した「ひめじ・いのち支え合いプラン」に沿って市民、行政、事業主等が一体になって自殺対策を総合的に推進し、市民一人一人が命の大切さや自殺に対する理解ができるよう支援するため、市民、関係者を対象に自殺対策講演会等の開催や関係機関等と連絡会議により連携を図っている。

年 度	普及啓発講演		人材育成研修		関係機関連絡会議（回）	
	回数 (回)	参加延数 (人)	回数 (回)	参加延数 (人)	庁内	庁外
R2	1	79	23	1,037	1	2
R3	1	80	14	726	1	2
R4	2	362	25	861	1	2
R5	3	647	19	1,006	1	2
R6	3	638	8	978	1	2

6 母子保健事業

母子保健サービスの基礎である母子保健法及び児童福祉法・発達障害者支援法に基づき母性と乳幼児の健康保持増進のために、思春期出前授業、妊娠・出産包括支援事業、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、乳児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診、7か月児の健康相談、2歳児のフッ化物塗布事業の他、妊産婦・乳幼児の相談及び家庭訪問を実施している。また、乳幼児健診等で面接し、心身の発達上注意を要すると認められた者については、発達相談を案内するなど必要な支援を行っているほか、卵子凍結費用助成事業、特定不妊治療等に係る先進医療費用助成事業、不育症治療支援事業、不妊治療ペア検査助成事業、妊産婦健康診査費用助成事業、離島妊産婦交通費用助成事業、新生児聴覚検査費用助成事業、1か月児健康診査費用助成事業、未熟児養育医療、小児慢性特定疾患等医療の給付事業を実施している。

(1) 思春期保健事業

令和7年度予算額 2,998千円

① 思春期出前授業

目 的 思春期を迎える中学生が、健康や性行動、性感染症について正しい知識を身につけるとともに自尊感情を高め、自分を大切にできる心を育てることを目的とする。

対 象 市内中・義務教育学校に在籍する生徒

実施内容 ・1年生／7年生：命をつなぐ大切なからだところ、からだところの変化

自分を大切にすること（健康なからだ、予防接種）

悩んだ時の対処のしかた（SOSの出し方と受け止め方）

・3年生／9年生：予期せぬ妊娠、性感染症のはなし（感染経路、予防方法）、自分のからだを大切にしよう

従 事 者 保健所の医師、保健師、保健センター等の保健師

実 績

年度	1年生／7年生		3年生／9年生		その他 (特別支援学校等)		〔再掲〕悩んだ時の 対処の仕方		合計	
	回数 (回)	参加者 (人)	回数 (回)	参加者 (人)	回数 (回)	参加者 (人)	回数 (回)	参加者 (人)	回数 (回)	参加者 (人)
R2	32	3,906	26	2,541	7	189	-	-	65	6,636
R3	37	4,642	35	4,549	10	1,523	34	4,536	82	10,717
R4	38	4,717	37	4,635	12	768	54	6,510	87	10,120
R5	39	4,659	39	4,747	11	802	68	8,231	89	10,208
R6	39	4,830	39	4,739	9	578	66	8,520	87	10,147

② プレコンセプションケア事業

目 的 男女問わずライフステージに応じた性や生殖に関する正しい知識の普及と健康支援を行う。

対 象 思春期、妊娠準備期、妊娠期、子育て期にわたる世代

実施内容 高校生・学生等を対象に、将来の妊娠のための健康管理に関する知識の普及及び健康教育、健康相談を行う。

妊娠・出産にかかる正しい知識習得を目的にライフステージに応じた講演会（親子で学べる性教育等）

や相談等実施し、相談支援をあわせて行う。

実 績

年度	乳幼児期		思春期等		他		合計	
	回数 (回)	参加者 (人)	回数 (回)	参加者 (人)	回数 (回)	参加者 (人)	回数 (回)	参加者 (人)
R5	2	42	5	176	0	0	7	218
R6	6	138	4	429	1	18	11	585

- (2) 卵子凍結費用助成事業（令和 7 年度新規事業） 令和 7 年度予算額 10,103 千円

目 的 若い世代のプレコンセプションケア、女性のキャリア支援を目的とし、将来の妊娠・出産に備えて卵子凍結を行った方に対し、その費用の一部を助成する。

対 象 採卵実施日において 18 歳以上 39 歳以下の女性

実施内容 採卵準備のための投薬、採卵、卵子の凍結、凍結卵子保管料に対して、1 人 1 回限り、40 万円を上限に助成する。

- (3) 特定不妊治療等に係る先進医療費助成事業 令和 7 年度予算額 6,061 千円

目 的 先進医療会議において審議中または審議予定の医療技術と併せて実施した特定不妊治療等の治療費の一部を助成することにより、特定不妊治療等を受ける者の経済的負担の軽減を図り、不妊治療の選択肢を確保する。

対 象 特定不妊治療等を受けた法律上の婚姻又は事実婚の夫婦

実施内容 国で審議中（または予定）の技術を含む保険適用外の特定不妊治療等を受けた場合、治療方法により 10 万円から 30 万円を上限として助成する。上記のほか、特定不妊治療（凍結胚の移植を除く）の過程の一環として男性不妊治療の手術を行った場合は、30 万円まで上乗せして助成する。初めて助成を受けた際の治療開始時の妻の年齢により助成回数の制限あり。

実 績

年度	助成件数
R5	11
R6	28

- (4) 不育症治療支援事業 令和 7 年度予算額 2,838 千円

目 的 不育症の早期受診、早期治療を促進するとともに、不育症治療を受ける者の経済的負担を軽減するため、医療保険が適用されない医療費の一部を助成する。

対 象 2 回以上の流産や死産、早期新生児死亡などの既往があると医師に診断され、不育症治療等を受けた法律上の婚姻または事実婚の夫婦

実施内容 医療機関で受けた医療保険適用外の不妊症に係る検査及び治療に要する費用の 10 分の 7 を助成する。ただし、絨毛染色体検査の場合は、6 万円を上限に助成する。

治療開始時の妻の年齢が 43 歳未満で、1 年度の医療費等について 1 回の助成回数とし、通算助成回数の制限はなし。

実 績

年度	助成件数
R2	14
R3	15
R4	11
R5	28
R6	38

(5) 不妊治療ペア検査助成事業

令和7年度予算額 1,241 千円

- 目 的 不妊に悩む方が早期受診し、不妊症の早期発見、早期治療を促進するとともに、その経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されない不妊の検査に要する費用の一部を助成する。
- 対 象 夫婦そろって受診し不妊の検査を受けた法律上の婚姻または事実婚の夫婦であること。
検査を行った期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。
- 実施内容 不妊の検査に要した保険適用外の検査費の10分の7を助成し、2万円を上限とする。ただし、夫婦1組について1回のみの助成とする。また、助成を受ける検査等について他の自治体を実施する同様の助成を受けていない場合に助成する。

実 績

年度	助成件数
R3	0
R4	0
R5	22
R6	88

(6) 妊婦健康診査費助成事業

令和7年度予算額 394,913 千円

- 目 的 安心して妊娠・出産を迎えるため、妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成し、経済的負担を軽減することで定期的な健診受診を促進する。
- 対 象 姫路市に住所を有する妊婦
- 実施内容 1回の妊婦健康診査費で上限22,500円を1回、上限13,000円を1回、上限10,000円を2回、上限8,000円を1回、上限6,000円を9回の計14回と、妊婦健康診査と同時実施する子宮頸がん検診費上限3,500円(1回分)を限度に助成する。
多胎妊娠の場合は上限5,000円を3回追加助成し、妊婦健康診査と同時に使用できる。

実 績

年度	助成延件数
R2	48,993
R3	46,732
R4	44,911
R5	41,934
R6	41,242

(7) 産婦健康診査費助成事業

令和7年度予算額 32,100 千円

- 目 的 産後うつや新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間、産後1か月等産後間もない時期の産婦に対する健康診査にかかる費用の一部を助成し、産後初期段階における母子に対する支援を強化する。
- 対 象 姫路市に住所を有する産後8週未満の産婦
- 実施内容 1回の産婦健康診査費で上限5,000円を2回助成する。

実績

年度	助成延件数
R5	5,682
R6	6,046

(8) 1 か月児健康診査費助成事業

令和7年度予算額 13,238 千円

目的 1 か月頃の乳児に対する健康診査の費用助成を行い、結果等の情報の活用及び伴走型相談支援事業の効果的な実施により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を整備する。

対象 姫路市に住民登録のある児（生後2か月になる前日まで）

実施内容 1 回、4,000 円を上限に助成する。

実績

年度	助成延件数
R6	2,886

(9) 妊娠・出産包括支援事業

目的 妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、切れ目のない総合相談支援を実施する。

実施内容 ① 全妊婦面接相談支援事業（利用者支援事業「こども家庭センター型」）

令和7年度予算額 11,258 千円

母子健康手帳交付時に全ての妊婦に面接し、制度の情報提供と相談に対応するとともに、必要に応じて関係機関と協力し支援プランを作成、対象者に応じた支援を実施

② 伴走型相談支援事業（利用者支援事業「妊婦等包括相談支援事業型」）

令和7年度予算額 1,640 千円

全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援を実施

③ 利用者支援事業「基本型」

令和7年度予算額 127 千円

総合的相談支援の拠点として、こどもの未来健康支援センター及び保健センター等5か所に利用者支援員を配置し、母子保健と子育て支援の両面から子育て世代を支援

④ 産後ケア事業

令和7年度予算額 31,180 千円

出産後の心身ともに不安定な時期にあって支援が必要な母子に対し、「宿泊型」「通所型」「訪問型」による心身のケアや育児のサポート等の支援を実施

⑤ 親子歯科保健事業

令和7年度予算額 6,048 千円

妊婦及び産後1年3か月までの母子に対し、歯科健診及び児の歯科相談による継続的な歯科保健対策を実施

⑥ 2 歳児のフッ化物塗布事業

令和7年度予算額 3,537 千円

う蝕予防に科学的根拠のあるフッ化物塗布を行い、う蝕の有病率の低下と保護者が適切な歯科保健の知識と技術を身につけられるよう支援

実績

① 全妊婦面接相談事業（利用者支援事業「こども家庭センター型」）

年度	面接対象者数	母子健康手帳 新規届出		本人面接数	面接率 (%)
		母子健康手帳 新規届出	転入者 助成券申請		
R2	4,189	3,979	210	4,044	96.5
R3	3,982	3,790	192	3,834	96.3
R4	3,935	3,744	191	3,805	96.7
R5	3,624	3,473	151	3,522	97.2
R6	3,647	3,480	167	3,564	97.7

② 伴走型相談支援事業(利用者支援事業「妊婦等包括相談支援事業型」)(妊娠8か月アンケート送付)

	送付者数	回答者数	回答率(%)
R5	2,271	1,817	80.0
R6	3,602	2,776	77.1

③ 利用者支援事業「基本型」

年度	相談件数		
	訪問	電話	面接
R2	5,838	9,387	3,750
R3	5,443	10,770	3,478
R4	5,811	9,671	3,337
R5	5,906	9,776	3,548
R6	370	278	799

※R6年度より「母子保健型」が「こども家庭センター型」に統合されたため、「基本型」のみの実績を計上

④ 産後ケア事業

年度	宿泊型		通所型		訪問型	
	利用人数(人)	利用日数(日)	利用人数(人)	利用日数(日)	利用人数(人)	利用日数(日)
R2	32	85	163	876	209	671
R3	32	109	154	770	238	797
R4	58	201	164	748	211	619
R5	71	257	224	932	206	613
R6	124	502	236	1,137	175	631

⑤ 親子歯科保健事業

年度	受診者数	
	妊産婦	乳幼児
R2	967	607
R3	1,003	626
R4	955	619
R5	953	601
R6	1,000	701

⑥ 2歳児のフッ化物塗布事業(令和5年10月開始)

	対象者数	来所者数	来所率(%)
R5	1,959	1,090	55.6
R6	3,661	1,844	50.4

(10) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

令和7年度予算額 15,900千円

目 的 保健師・助産師・看護師等が家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適

切なサービス提供に結びつける。

対 象 生後4か月までの乳児のいる家庭
実 績

年度	出生数	訪問数	内訳			訪問率 (%)
			市民	市民外	他市で訪問	
R2	3,991	3,786	3,637	149	76	93.0
R3	3,905	3,770	3,648	122	80	95.5
R4	3,730	3,635	3,507	128	88	96.4
R5	3,573	3,478	3,369	109	71	96.3
R6	3,360	3,346	3,225	121	67	98.0

(11) 乳幼児健康診査 令和7年度予算額 63,179千円

目 的 子どもが健やかに成長するために、疾病や障害を早期に発見し、発育・発達状況を確認する。保護者が子育てについての悩みや心配事を相談することで、地域において安心して子育てができる。

実 績

年度	4か月児健診			10か月児健診			1歳6か月児健診			3歳児健診		
	対象者数	受診者数	受診率(%)	対象者数	受診者数	受診率(%)	対象者数	受診者数	受診率(%)	対象者数	受診者数	受診率(%)
R2	3,947	3,911	99.1	4,059	3,865	95.2	4,471	4,382	98.0	2,611	2,644	101.3
R3	3,941	3,833	97.3	3,978	3,782	95.1	4,001	3,921	98.0	4,593	4,401	95.8
R4	3,659	3,592	98.2	3,758	3,615	96.2	3,871	3,777	97.6	4,118	3,996	97.0
R5	3,565	3,489	97.9	3,661	3,452	94.3	3,699	3,640	98.4	3,989	3,918	98.2
R6	3,374	3,303	97.9	3,424	3,272	95.6	3,629	3,530	97.3	3,852	3,741	97.1

※ 4か月児健診、10か月児健診は医療機関委託

※ 3歳児健診は、R2年度に受診月齢を3歳6か月に変更

(12) 7か月児の健康相談 令和7年度予算額 612千円

目 的 乳児期に全ての親子に出会う機会を持ち、月齢と発育発達に応じた育児知識・技術の普及を図ること、また、絵本を通じて親子の対話を図ることで、保護者が安心して育児に取り組むことができる。

対 象 7～9か月児の子どもと保護者

実 績

(人)

年度	対象者数	来所者数	来所率(%)
R2	4,008	2,479	61.9
R3	3,880	3,430	88.4
R4	3,722	3,388	91.0
R5	3,665	3,408	93.0
R6	3,393	3,113	91.8

(13) 乳幼児健康支援事業（はぐくみ相談室）※令和7年1月開設

令和7年度予算額 13,113千円

目 的 子どもの発達に関する困り事や心配事の整理を行い、子どもの様子や保護者の希望に応じた支援を実施する。

対 象 主に就学前の子どもと保護者

内 容 個別相談と必要時の発達検査、子どもに関わる施設支援として現場への専門職派遣や研修等のコーディネート

- (14) 新生児聴覚検査費助成事業 ※令和元年度から実施 令和 7 年度予算額 19,420 千円
(※保健医療推進基金に対応する)

目 的 生まれつきの聴覚障害（難聴等）児は、出生児 1,000 人に 1～2 人の頻度といわれており、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響を最小限に抑えられるため、早期発見・早期治療につなげ、全ての新生児を対象に聴覚検査を実施し、その検査費用の一部を助成する。

対 象 児が検査を受けた時点で姫路市に住民票のある保護者

実施内容 生後 2 か月以内において受けた聴覚検査の方法により助成額は異なる。
(A)ABR の場合は 5,500 円を上限に、OAE の場合は、2,000 円を上限に助成する。

実 績

年度	R2	R3	R4	R5	R6
助成実件数	3,751	3,686	3,502	3,303	3,199

- (15) 未熟児養育医療給付事業 令和 7 年度予算額 26,622 千円

目 的 未熟児が健やかに成長するための養育に医療が必要な場合、指定医療機関で受けた医療に対し公費負担を行う。

対 象 身体の機能が未熟なまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのもので、医師が入院養育を必要と認めたもの。

申請方法 保護者が保健所に申請し、医療券の交付を受ける。

実施内容 未熟児の入院中の医療費と食事療養費の自己負担分を公費で負担する。

実 績

年度	給付状況			
	医療費			食事療養費
	実人員（人）	延人員（人）	給付額（円）	給付額（円）
R2	95	229	21,756,528	3,272,900
R3	101	253	23,411,196	4,098,600
R4	80	203	18,958,679	3,190,560
R5	80	219	20,166,273	3,840,540
R6	93	227	21,528,441	3,562,400

- (16) 小児慢性特定疾病医療支援事業 令和 7 年度予算額 144,896 千円

目 的 慢性疾患により長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾病の治療方法に関する研究等に資する医療の給付を行う。

対 象 厚生労働大臣が定める慢性疾患にかかっている 18 歳未満の児童であって、当該疾病の状態が基準告示により定める程度であるもの。

申請方法 保護者が保健所に申請し、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受ける。

実施内容 当該疾病にかかる医療費の自己負担分を公費で負担する。

実 績

年度	R2	R3	R4	R5	R6
交付件数（人）	474	448	461	490	506
医療費給付額(円)	176,768,658	154,307,210	188,223,257	194,511,216	201,788,960

7 健康増進事業

急速な高齢化の進展及び生活習慣の多様化による疾病構造の変化に伴い、市民の健康増進を図るため、健康増進法に基づき健康教育、健康相談、訪問指導、健康診査などの保健事業を実施している。

(1) 健康教育事業

令和7年度予算額 3,991 千円

① 健康教育

対 象 者 市民

実施場所 市民センター・公民館・学校・保健所・保健センター・保健センター分室など

実施内容 健康な生活習慣の定着など一次予防としての健康づくりを目指して、医師による講話、保健師・栄養士・歯科衛生士など専門職による講話及び実技指導をベースに参加者同士の話し合いなどを取り入れた集団での健康教育を実施している。

実施状況

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
実施回数 (回)	81	85	110	100	93
延受講者数 (人)	1,729	1,979	2,330	3,579	5,360

② 健康相談

保健所、保健センター、保健センター分室など市民の身近な場所で、保健師、管理栄養士などによる生活習慣病に関する相談をはじめ、介護予防・禁煙など健康に関するあらゆる相談を受けられる体制を整備している。

③ 訪問指導

生活習慣病予防及び介護予防等で実際の生活の場面での保健指導が必要な市民に対して、保健師等が家庭訪問を行い、本人及びその家族に必要な保健指導、助言が行える体制を整備している。

④ 透析ハイリスク者予防事業

人工透析は市民の生活の質を著しく低下させると共に、膨大な医療費がかかり財政難を引き起こす可能性がある。透析導入原因疾患1位である糖尿病の有所見率が高いため、平成30年度から対策協議会を設立し、新規透析患者を減少させる方法を図っている。

管理栄養士の介入が透析予防に有効であるが、かかりつけ医のほとんどは栄養士を雇用しておらず栄養指導を受ける機会がない患者が存在することが判明したため、令和元年度から保健所で栄養士の雇い上げをし、栄養指導を実施する。

(2) 健康診査

令和7年度予算額 367,010 千円

主に健康増進法に基づき、がんによる死亡率を低下させ、歯周病など生活習慣病を予防する対策の一環として早期発見・早期治療を図るため各種検診を実施している。対象は、原則40歳以上市民(ただし、子宮頸がん検診は20歳以上)とする。

① 集団検診

(ア) がん巡回検診

検診車が地域に出向き、胃がん(バリウムX線検査)・肺がん(胸部X線検査、ハイリスク者には喀痰検査)・大腸がん(便潜血検査)検診を3種セット(年間14回)、2種セット(年間7回)実施。施設内検診(医師会館使用)として、胃がん・肺がん・大腸がん・肝炎ウイルス検診をセット(年間13回)で実施。また、肺がん・大腸がん検診のセット検診(年間15回)を実施する。また、大腸がん単独検診(年間4回)を実施し、受診率向上を図る。

(イ) 特定セット検診

医師会館を利用した施設内検診で、特定健診と胃がん・肺がん・大腸がん・肝炎ウイルス検診をセット(年間17回)、特定健診と肺がん・大腸がん・肝炎ウイルス検診をセット(年間9回)で実施

(ウ) レディース検診

検診車が地域に出向き、乳がん(マンモグラフィ検診)・子宮頸がん(子宮頸部の細胞診)・骨粗しょう症(骨密度測定)大腸がん検診をセット(年間11回)で実施。また、施設内検診(医師会館使用)として、乳がん・子宮頸がん・骨粗しょう症・大腸がん検診をセット(年間34回)大腸がん・乳がん・骨粗しょう症検診をセット

(年間2回)で実施

② 医療機関検診(医療機関数は令和7年4月1日現在)

(ア) 胃がん検診

市内の医療機関(23 か所)で個別にバリウムX線検査を実施

令和6年4月1日から市内の医療機関(23 か所)、たつの市・太子町の医療機関(12 か所)で、40、50、60歳の無料クーポン券対象者に胃内視鏡検査、尿素呼気検査を実施。

(イ) 胃がんリスク判定(検査)

20歳を対象に、市内の医療機関(164 か所)で血液検査により、ピロリ菌感染の有無と胃粘膜の状態を確認し、胃がんリスクを分類することで、以後の検診頻度を決定

(ウ) 子宮頸がん検診

市内の医療機関(21 か所)、宍粟市の医療機関(1 か所)で子宮頸部の細胞診、HPV検査単独法によるがん検診を実施

(エ) 乳がん検診

市内の医療機関(14 か所)で個別にマンモグラフィ検診を実施

(オ) 肝炎ウイルス検診

40歳以上で過去に肝炎ウイルス検査を受けたことのない人を対象に、市内の特定健診実施医療機関(192 か所)で、特定健診(後期高齢者健診)と同時又は単独にB型・C型肝炎ウイルス検査を実施

令和4年4月1日から無料クーポン券対象者については、たつの市・太子町の医療機関(36 か所)でも実施

(カ) 基本健診

生活保護受給者等の保険未加入者を対象にした健康増進法に基づく健康診査で、市内の特定健診実施医療機関で実施

(キ) 歯周病検診

40、50、60、70歳を対象に、市内の歯科医療機関(219 か所)で歯科検診、保健指導等を実施

③ 節目総合健診

40、50、60歳を対象に医師会館にて胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん(女性)・子宮がん(女性)検診、特定健診及び詳細項目検診を加えた総合検診を実施する。

実施状況

年度		R2 (※4)	R3	R4	R5	R6
基本健診		258	234	301	328	313
胃がん検診		3,216	4,345※5	4,144	3,621	2,428
胃がんリスク判定(検査)		1,992	2,491	1,994	1,932	357
子宮がん検診	頸部 ※1	12,813	11,608	11,690	11,608	12,717
	うち体部検診実施分	559	547	623	547	612
肺がん検診	X線撮影	7,366	7,267	6,753	7,267	5,455
	うち喀痰検査実施分	113	121	127	121	86
乳がん検診※1		10,957	12,711	12,075	12,716	12,221
大腸がん検診※1		7,902	9,388	9,035	9,279	9,818
肝炎ウイルス検診		4,284	5,069	3,065	3,378	1,818
前立腺がん検診※2						
骨粗しょう症検診		1,512	1,666	1,584	1,715	1,498
市民がんセット検診(再掲) ※3						
歯周病検診		300	309	291	276	180

※1 国補助事業の女性特有のがん検診推進事業(乳がん・子宮頸がん検診無料クーポン券)に、平成23年度からは大腸が

ん検診無料クーポン券が加わりがん検診推進事業として実施。平成 26 年度から市単独事業として女性のがん検診好発期無料検診事業を実施

- ※2 特定健診と同時実施していた前立腺がん検診は平成 24 年度末で廃止
 ※3 医師会診療所で実施していた市民がんセット検診は平成 25 年度末で廃止
 ※4 令和 2 年 5 月、6 月の集団検診は新型コロナウイルス感染症の影響を受け中止
 ※5 胃内視鏡・尿素呼気検査の受診者数を含む

(3) がん患者支援対策

① アピアランスサポート事業

抗がん剤や放射線治療などによる脱毛や、手術療法による乳房切除等がん治療により外見の変化を受けた人を対象に、医療用ウィッグや乳房補正具等の購入費用の一部を助成する。(所得制限あり)

助成額 医療用ウィッグ 上限額 50,000 円

補正下着 上限額 10,000 円

人工乳房 上限額 50,000 円

実績 申請件数

	R3※1	R4	R5	R6
医療用ウィッグ	73	91	96	101
補正下着	1	11	9	14
人工乳房	13	2	4	5
延件数	87	104	109	117

※1 令和 3 年 8 月 10 日から開始

(4) 遺伝性腫瘍症候群検査費等助成事業

生まれながらに特定のがんを発症しやすい体質(遺伝的)を持っていることを遺伝性腫瘍症候群といい、家系に遺伝性腫瘍症候群の発症者がいる人を対象に、遺伝学的検査と遺伝カウンセリングの費用を助成する。対象は、遺伝性腫瘍症候群の発症者(父、母、子、きょうだい)の血縁者で、遺伝性腫瘍症候群を発症していない 18 歳以上の市民。(令和 7 年 4 月から開始)

8 保健センター・保健センター分室・保健福祉サービスセンター

(1) 保健センター・保健センター分室業務実績(令和 6 年度)

	相談					健康教育		自主グループ活動支援		保健福祉申請受付(※1)
	訪問	電話	来所	その他	延件数	回数	延人数	回数	延人数	件数
中央保健センター	2,205	3,806	1,186	105	7,302	76	3,579	0	0	3,241
北分室	1,294	1,274	456	32	3,056	22	1,534	27	426	507
安富分室	161	501	177	135	974	20	692	5	125	64
南保健センター	2,453	4,249	1,786	73	8,561	56	4,057	0	0	6,923
家島分室	28	111	52	63	254	8	197	62	830	8
西保健センター	859	1,871	383	16	3,129	46	2,673	106	721	1,110
合計	7,000	11,812	4,040	424	23,276	228	12,732	200	2,102	11,853

※1 南保健センターは、保健福祉サービスセンター受付業務も含む

(2) 保健福祉サービスセンター業務実績(令和6年度)

	相談件数			申請受付						自主グループ活動支援	
	電話 ※1	来所 ※1	延件数 ※1	介護 保険課 関係	高齢者 支援課 関係	障害 福祉課 関係	後期高 齢者医 療保険 課関係	保健所 予防課 関係 (特定 難病、 予防接 種等)	その他 ※2	回数 ※1	延人数 ※1
中央				478	17	803	2	3,642	24		
西	263	629	892	2,204	29	788	1	808	0	69	2,177
東	199	235	434	795	15	384	0	465	0	0	0
北				547	22	538	0	437	0		
灘	265	243	508	941	9	473	1	529	1	249	2,967
飾磨	79	183	262	1,669	91	142	4	98	0	92	2,714
広畑				917	4	709	0	1,010	29		
網干	356	1,238	1,594	692	11	983	0	816	1	131	2,154
家島				3	93	30	1	147	1		
夢前	354	553	907	1,720	399	871	0	349	437	0	0
香寺	481	2,083	2,564	2,012	978	1,925	0	704	1,638	0	0
安富	148	482	630	540	312	507	0	198	363		
合計	2,145	5,646	7,791	12,518	1,980	8,153	9	9,203	2,494	541	10,012

※1 保健センター・保健センター分室と併設の保健福祉サービスセンターの相談件数及び自主グループ活動支援は、(1) 保健センター・保健センター分室業務実績で計上

※2 夢前・香寺・安富保健福祉サービスセンターのその他は、地域事務所で扱っていた福祉事務も含む

9 環境衛生研究所

衛生試験検査事業の内容

種類	内容
臨床検査	ウイルス感染症等に係る血液検査
微生物検査	感染症及び食中毒に伴う病原微生物検査、腸内細菌検査（検便）並びに環境等の微生物検査
環境検査	工場・事業場排水、浄化槽・衛生センター等の排水、公共用水等の水質検査及び大気、煙道排ガス、悪臭、酸性雨等の理化学検査
土壌・廃棄物検査	土壌及び廃棄物等の理化学検査
飲用水等検査	専用・特設水道水、井戸水及び災害時市民開放井戸に係る水質検査並びにプール・浴場水等の理化学及び微生物検査
一般室内環境検査	シックハウス原因物質の検査
食品検査	食品中の細菌・ウイルス検査 野菜・果実の残留農薬・防かび剤、魚介類の動物用医薬品・P C B等の食品汚染物質、肉類の動物用医薬品、一般食品の成分規格・添加物等の理化学検査
家庭用検査	衣料品・寝具（繊維製品）の有害物質検査

各種検査状況（令和6年度）

臨床・微生物学検査			理化学検査		
検査対象物	検体数	項目数	検査対象物	検体数	項目数
○細菌・ウイルス	9,822	19,155	○生活水質	418	2,998
腸管系細菌	9,238	18,234	水道原水	0	0
食品	66	120	飲用水	132	1,902
食中毒	36	54	水道水	(51)	(893)
感染症等	320	382	井戸水	(80)	(998)
一般環境	162	365	その他	(1)	(11)
○結核	24	26	利用水	51	192
○寄生虫卵	0	0	浴場、プール水	235	904
○ウイルス（血清）※	187	374	○環境	1,054	8,092
エイズ	187	374	水質	511	5,438
○性病検査（梅毒反応）※	187	187	工場排水	(251)	(2,561)
○その他	0	0	浄化槽水	(53)	(379)
			地下水	(32)	(524)
			その他	(175)	(1,974)
			大気	538	2,613
			環境大気	(479)	(2,018)
			煙道排ガス	(15)	(160)
			悪臭	(13)	(94)
			雨水	(31)	(341)
			特定粉じん	(0)	(0)
			その他	(0)	(0)
			土壌、廃棄物	5	41
			○一般室内環境	0	0
			○食品	158	20,302
			野菜、果実	72	19,068
			魚介類	0	0
			肉類	28	788
			一般食品	53	406
			容器包装	5	40
			○家庭用品	47	47
計	10,220	19,742	計	1,677	31,439
合計	検体数	11,897	項目数	51,181	

※派遣検査分を含む。

14 医 療

1 医務・薬務（令和7年3月31日現在）

（1）医療等施設数

区分	病院	一般診療所	歯科診療所	助産所	施術所	歯科技工所	衛生検査所
施設数	34	429	280	15	451	107	3

（2）開設者別病院・許可病床数

開設者	病院数	許可病床数	許可病床数の内訳			
			精神病床	感染症病床	療養病床	一般病床
独立行政法人	1	405	0	0	0	405
兵庫 県	1	736	16	0	0	720
日本赤十字社	1	560	0	6	0	554
公 益 法 人	0	0	0	0	0	0
医 療 法 人	28	4,093	952	0	828	2,313
会社・事業所	0	0	0	0	0	0
その他の法人	1	48	0	0	0	48
個 人	2	266	0	0	216	50
総 数	34	6,108	968	6	1,044	4,090

（3）診療所施設数及び病床数

区 分		施 設 数	病 床 数
一 般	有 床 診 療 所	14	191
	無 床 診 療 所	415	
歯 科 診 療 所		280	
総 数		709	191

（4）医薬品販売等施設数

区 分	薬 局	医薬品 店 舗 販売業	高度管理 医療機器 等販売業	高度管理 医療機器 等貸与業	高度管理 医療機器 等販売・ 貸与業	管理医療 機 器 販 売 業	管理医療 機 器 貸 与 業	管理医療 機器販売 ・貸与業	毒物劇物 一 般 販 売 業	毒物劇物 農薬用品 目販売業	毒物劇物 特定品目 販 売 業
施設数	267	146	219	0	133	1,492	3	106	235	9	2

（5）立入検査等実施状況

（令和6年度）

区 分	病 院	一 般 診療所	歯 科 診療所	助産所	施術所	歯 科 技工所	衛 生 検査所	薬 局	医薬品 店 舗 販売業	高度管理 医療機器 販売業等	毒物劇物 一般 販売業	毒物劇物 農薬 用品目 販売業	毒物劇物 特定 品目販 売業	毒物劇物 業務上 取扱者	合 計
件 数	34	20	14	0	15	2	2	68	47	75	31	0	1	0	309

(6) 医師・歯科医師・薬剤師・看護師等従事者届出進達数

令和4年12月31日現在(人)

区 分	医 師	歯 科 医 師	薬 剤 師	保 健 師	助 産 師	看 護 師	准 看 護 師
届 出 数	1,409	404	1,334	141	205	6,550	951

※隔年調査

(7) 医療安全相談件数

令和6年度(件)

内 容	医療行為・医療内容		コミュニケーションに関すること	医療機関の施設	医療情報の取扱い (カルテ開示、セカンド・オピニオン、その他)	医療費関係(診療報酬等)	その他	合計
		うち医療事故調査・支援センターに関連したもの						
件 数	118	0	44	6	13	18	38	237

2 救急医療

(1) 休日・夜間急病センター

昭和54年2月15日、医療供給の少ない夜間の急病患者への対応として、夜間の内科・小児科を診療科とする「夜間急病センター」として開設した。

昭和61年4月1日には、休日昼間においても内科・小児科の対応ができる体制を整えるとともに、名称を「休日・夜間急病センター」に変更し、さらに、同年7月20日からは休日昼間に従来の診療科に加え、眼科・耳鼻いんこう科を追加し救急医療の充実を図った。

平成9年12月1日、姫路市医師会館1階へ同センターを移転し、施設の充実を図った。

ア 所 在 地 西今宿三丁目7番21号

イ 開設年月日 昭和54年2月15日(平成9年12月1日現在地に移転)

ウ 規模・構造

・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上6階、地下1階建(1階部分)

・敷地面積 8,199.11㎡(医師会館を含む)

・延床面積 1,168.34㎡

エ 建 設 費 500,000千円

財源内訳 県支出金 15,180千円 地方債 484,800千円

一般財源 20千円

オ 管 理 運 営 公益財団法人 姫路市救急医療協会

令和7年度指定管理料 543,440千円

(令和7年8月1日現在)

		夜 間	休 日 昼 間
診 療 日		毎日	日曜日・祝日、8月15日、12月31～1月3日
診 療 科 目		内科・小児科	内科・小児科・眼科・耳鼻いんこう科
受 付 時 間		午後8時30分～翌日午前5時30分	午前8時30分～午後5時30分
診 療 時 間 午		午後9時～翌日午前6時	午前9時～午後6時
診療体制	医 師	2名	5名
	薬 剤 師	1名	2名
	看 護 師	5～6名	9名
	事 務 職	2～3名	4～5名

[患者数]

(人)

年度	区分	患者数	診察 日数 (日)	一日 平均 患者数	科 目 別				性 別		後送 患者	救急車 による 来院数
					内 科	小児科	眼 科	耳 鼻 いんこう科	男	女		
R2	休日昼間	4,951	71	69.7	1,637	1,484	872	958	2,552	2,399	228	37
	夜 間	6,771	365	18.6	3,542	3,229			3,380	3,391	331	84
	計	11,722			5,179	4,713	872	958	5,932	5,790	559	121
R3	休日昼間	6,085	70	86.9	1,634	2,095	871	1,485	3,104	2,981	250	45
	夜 間	8,203	365	22.5	3,518	4,685			4,063	4,140	379	122
	計	14,288			5,152	6,780	871	1,485	7,167	7,121	629	167
R4	休日昼間	7,057	71	99.4	1,849	2,532	873	1,803	3,592	3,465	257	74
	夜 間	9,710	365	26.6	4,127	5,583			4,883	4,827	372	200
	計	16,767			5,976	8,115	873	1,803	8,475	8,292	629	274
R5	休日昼間	10,758	72	149.4	3,583	3,902	817	2,456	5,641	5,117	280	76
	夜 間	14,676	366	40.1	6,623	8,053			7,551	7,125	508	200
	計	25,434			10,206	11,955	817	2,456	13,192	12,242	788	276
R6	休日昼間	10,620	72	147.5	3,856	3,435	937	2,392	5,389	5,231	299	73
	夜 間	14,192	365	38.9	7,017	7,175			7,295	6,897	508	184
	計	24,812			10,873	10,610	937	2,392	12,684	12,128	807	257

(2) 後送病院

一次救急である休日・夜間急病センターで対応が困難な重症患者については、次の体制により病院を確保し、患者の後送を行っている。なお、後送病院では、1日2床以上の空床を確保している。

(令和7年4月1日現在)

	休 日	夜 間
内 科	2 病院 (13 病院による輪番制)	2 病院 (13 病院による輪番制)
小 児 科	2 病院 (3 病院による輪番制)	姫路赤十字病院
外 科	2 病院 (8 病院による輪番制)	2 病院 (10 病院による輪番制)
眼 科	1 病院 (6 病院による輪番制)	—
耳鼻いんこう科	1 病院 (5 病院による輪番制)	—
整 形 外 科	1 病院 (6 病院による輪番制)	2 病院 (10 病院による輪番制)
脳 神 経 外 科	1 病院 (5 病院による輪番制)	1 病院 (5 病院による輪番制)
循 環 器 科	1 病院 (3 病院による輪番制)	1 病院 (3 病院による輪番制)
産 婦 人 科	2 病院 (9 病院による輪番制)	—

(3) 家島町休日救急医療対策事業

家島町内における休日等の救急医療を確保するために、医療機関の輪番日を定め、輪番体制を実施している。

ア 実施医療機関 姫路市国民健康保険家島診療所、真浦クリニック、姫路市立ぼうぜ医院

イ 診療日 土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日

ウ 診療時間 午前8時30分～翌日午前8時30分

年 度	診療日数(日)	患 者 数 (人)	1 日 当 たり 平 均 (人)
R2	83	437	5.3
R3	108	578	5.4
R4	108	507	4.7
R5	107	642	6.0
R6	100	655	6.6

(4) 救急医療電話相談事業

子どもの急病やけがの場合に、専任の看護師等が医療機関の受診の必要性や応急手当などについてアドバイスを
行い、患者や家族の不安解消を図るとともに、医療機関の適切な受診を促す電話相談を実施している。

ア 相談時間 月曜日～土曜日 午後8時～午前0時
日曜日、祝日、8/15、12/31～1/3 午前9時～午後6時、午後8時～午前0時
イ 対象科目 小児科
ウ 電話番号 079-292-4874 (ふくつう しんぱいなし)

年 度		実施日数(日)	相談件数(件)	1 日 平 均 (件)
R2	夜 間	365	2,168	5.9
	休 日 昼 間	71	1,072	15.1
R3	夜 間	365	3,277	9.0
	休 日 昼 間	70	1,642	23.5
R4	夜 間	365	3,875	10.6
	休 日 昼 間	71	2,306	32.5
R5	夜 間	366	3,591	9.8
	休 日 昼 間	72	2,175	30.2
R6	夜 間	365	2,769	7.6
	休 日 昼 間	72	1,730	24.0

※ 平成21年8月開設。休日昼間の相談は平成22年8月から実施
 ※ 平成25年2月から、木・土曜日の夜間は相談員2人体制で実施
 ※ 平成26年12月から、木・土曜日の夜間及び休日の昼間は相談員2人体制で実施
 ※ 平成27年10月から、全日相談員2人体制で実施
 ※ 平成30年10月から、対象地域を播磨姫路圏域へ拡大

(5) 救急安心センター事業

急な病気やケガをした時に、「救急車を呼んだ方がよいか」、「今すぐに病院に行った方がよいか」など判断に迷った際に、24時間365日体制で看護師等からアドバイスを受けることができる全年齢を対象とした電話相談事業を実施している。

ア 相談時間 24時間365日
イ 対象 全年齢
ウ 電話番号 #7119 (つながらない場合は、078-331-7119)

年 度	実施日数	相談件数	1 日 平 均
R5	77 日	2,819 件	36.6 件
R6	365 日	20,526 件	56.2 件

※令和6年1月開設

(6) 休日歯科診療助成事業

休日における救急歯科患者の診療を実施している姫路市歯科医師会に対して助成を行っている。

ア 実施場所 姫路市歯科医師会口腔保健センター 安田三丁目107番地

イ 診療日 日曜日、祝日、8月14日、8月15日、12月30日～1月3日

ウ 診療受付時間 午前9時30分～正午

年 度	診療日数(日)	患 者 数 (人)	1 日 当 たり 平 均 (人)
R2	73	600	8.2
R3	72	557	7.7
R4	72	472	6.6
R5	74	476	6.4
R6	73	464	6.4

(7) 兵庫県広域災害・救急医療情報システム

重症患者受入可能医療機関（病院など）、搬送機関（消防署など）、血液センター及び救急医療情報センターを通信回線で結び、コンピューターによる情報ネットワークを用いて常時救急医療に必要な情報を収集し、重症救急患者の搬送又は転送など緊急時に、リアルタイムの救急医療情報を提供している。また、災害時においても的確な対応が行えるシステムとなっている。

[市内の端末機設置数] 27 か所（令和7年8月1日現在）

3 自動体外式除細動器（AED）の設置

急性心筋梗塞などのために心停止（心室細動）状態となった場合には、一刻も早い119番通報とAEDを使用した迅速な応急手当が望まれる。

平成19年度から、緊急時の救命に使用するため一時的にAEDを提供する市の施設や民間の事業所等を「ひめじ救命ステーション」として登録し、市内各所でAEDが使用できる体制の整備を図っている。

[ひめじ救命ステーション登録数]

(各年度末現在)

年 度	市 の 施 設	民間の事業所等	合 計
R2	420	291	711
R3	422	286	708
R4	419	288	707
R5	421	287	708
R6	416	286	702

※ 県の施設は、「民間の事業所等」に含む。

4 医療従事者の確保

(1) 臨床研修医奨励金事業

奨励金を臨床研修医に貸与することにより、市内医療機関における臨床研修医の確保を支援するとともに、貸与期間後も市内医療機関で勤務した場合に、その勤務期間に応じて貸与した奨励金の返還債務を免除することにより医師の定着化を図る。平成23年度創設。また、令和2年度から、家島地域において将来にわたり安定した医療提供体制を確保するため、家島町内の医療機関での勤務を希望する後期研修医に対して、追加で最大2年の貸与期間を認めるよう事業を拡充した。

ア 対 象 者 市内医療機関の臨床研修医（前期研修医及び後期研修医）

イ 貸与月額 前期研修医 10万円以内、後期研修医 15万円以内

[奨励金貸与者数]

(人)

年 度	前 期 研 修 医	後 期 研 修 医	合 計
R2	13	20	33
R3	17	20	37
R4	22	22	44
R5	26	25	51
R6	34	23	57

(2) 医学生向け就職説明会（レジナビフェア）

医学生向け就職説明会において、臨床研修病院と共同ブースを開設し、市内医療機関の魅力の発信や臨床研修医奨励金制度の周知を図ることで、医療従事者の確保を図る。平成 30 年度から参加し、令和 2 年度以降については、オンラインで開催している。

(令和 6 年度概要)

ア 日 時 令和 6 年 6 月 2 日（日）

イ 会 場 オンライン開催

ウ 参加病院 兵庫県立はりま姫路総合医療センター、ツカザキ病院、姫路医療センター、姫路聖マリア病院、姫路赤十字病院、高岡病院

エ 参加者数 延べ 542 人

(3) 看護職合同就職説明会

兵庫県看護協会西播支部が開催する看護職合同就職説明会を通じて、本市の看護職の確保及び地域医療体制の充実を図る。令和 3 年度以降については、オンラインで開催している。

(令和 6 年度概要)

ア 日 時 令和 6 年 11 月 30 日（日）

イ 主 催 兵庫県看護協会西播支部、兵庫県看護協会

ウ 共 催 西播民間病院協会、兵庫県、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、労働局ハローワーク姫路、姫路市

エ 参加数 延べ 88 名

5 四郷診療所

(1) 所 在 地 四郷町坂元 257 番地

(2) 開設年月日 昭和 32 年 10 月 1 日

(3) 規模・構造

・構 造 コンクリートブロック造 1 階建

・敷地面積 674.13 m²・延床面積 108.03 m²

(4) 管 理 運 営 姫路市

診 療 日		月曜日、金曜日
診 療 科 目		内科・小児科
診 療 時 間		午後 1 時～午後 3 時
診 療 体 制	医 師	1 名
	准 看 護 師	1 名
	事 務 員	1 名

[患者数]

(人)

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	総数
R2	23	18	19	22	20	16	25	21	21	19	17	30	251
R3	24	18	49	37	18	15	27	28	20	19	39	21	315
R4	25	17	29	28	25	18	27	22	31	17	16	18	273
R5	16	14	29	22	8	19	27	26	15	14	12	15	217
R6	13	14	18	14	13	16	16	23	18	13	13	15	186

6 山之内診療所

- (1) 所在地 夢前町山之内乙 120 番地
 (2) 開設年月日 平成 3 年 5 月 13 日
 (3) 規模・構造
 ・構造 鉄筋コンクリート造 1 階建
 ・敷地面積 388.00 m²
 ・延床面積 98.81 m²
 (4) 管理運営 姫路市

診療日	月曜日、水曜日、金曜日
診療科目	内科・小児科
診療時間	午後 1 時～午後 3 時
診療体制	医師 1 名 事務員 1 名

[患者数] (人)

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	総数
R2	14	14	13	17	13	12	14	15	16	15	17	21	181
R3	15	15	17	14	11	12	14	10	11	16	14	11	160
R4	16	14	14	12	11	12	11	14	13	9	13	14	153
R5	12	12	12	12	11	15	14	13	15	7	12	13	148
R6	15	10	11	11	9	10	11	12	12	10	11	10	132

7 ぼうぜ医院

- (1) 所在地 家島町坊勢 702 番地 238
 (2) 開設年月日 平成 30 年 10 月 1 日
 (3) 規模・構造
 ・構造 鉄骨造 2 階建
 ・敷地面積 524.47 m²
 ・延床面積 505.65 m²
 (4) 建設事業費 約 192,000 千円
 (5) 管理運営 医療法人社団ぼうぜ医院

診療日	月～土曜日
診療科目	内科・小児科
診療時間	午前 9 時～午後 12 時 午後 3 時～午後 5 時 (木・土は午前診のみ)
診療体制	医師 1 名 看護師・ 准看護師 6 名 事務員 4 名

[患者数] (人)

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	総数
R2	1,633	1,614	1,680	1,779	1,797	1,826	1,996	1,643	1,802	1,435	1,552	1,745	20,502
R3	1,829	1,983	1,710	1,697	1,756	1,690	1,808	1,712	1,836	1,556	1,478	1,637	20,692
R4	1,722	1,573	1,608	1,828	2,023	1,627	1,716	1,579	1,748	1,624	1,493	1,897	20,438
R5	1,499	1,648	1,676	1,825	1,831	1,828	1,725	1,788	1,700	1,543	1,499	1,897	20,459
R6	1,797	1,722	1,595	1,648	1,657	1,618	1,678	1,710	1,891	1,736	1,528	1,528	20,108

8 姫路市保健医療推進基金

(1) 趣旨

藤森春樹氏からの寄附 1 億円を原資として、姫路市の保健医療の増進に資するため、平成 30 年度から基金を設置している。

- ・令和 6 年度末 保健医療推進基金現在高 40,327,740 円

(2) 事業

新生児聴覚検査費助成事業 令和 7 年度予算額 11,350 千円
 令和 6 年度充当額 12,401 千円

新型コロナウイルス感染症対策事業	令和7年度予算額	0円
	令和6年度充当額	3,251千円

15 国 民 年 金

1 概要

国民年金制度は、社会保障制度の一環として、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持、向上に寄与することを目的とする経済的保障の性格を有する制度であり、自営業者や農林漁業者等を対象に昭和34年4月に創設された。そして、61年4月から適用の範囲を民間サラリーマンや公務員およびその配偶者にも拡大し、全ての国民に共通の基礎年金を支給する制度に改正された。その後、平成3年4月から学生の強制適用が実施され、9年1月からは基礎年金番号制度が実施された。

平成11年成立の地方分権一括法により、機関委任事務が廃止され、市区町村の事務は法定受託事務となり、14年4月からは収納事務などが社会保険庁（現：日本年金機構）の事務になった。

2 拠出年金

(1) 年金の種類

種 類	受けられるとき	年金額（令和7年4月）
老齢基礎年金	保険料を納めた期間、保険料を免除された期間、任意加入できる人が加入しなかった期間を合わせて25年（平成29年8月1日から10年に短縮）以上ある人が、65歳になったとき。	831,700円（昭和31年4月2日以後生まれの者） 829,300円（昭和31年4月1日以前生まれの者） × $\frac{\text{保険料納付済月数} + \text{免除期間}(\ast)}{40\text{年} \times 12\text{ヶ月}}$ ※ 免除期間の計算（（）内は21年4月以降の免除期間の計算） 全額免除：免除月数×1/3（免除月数×1/2） 4分の3免除：免除月数×1/2（免除月数×5/8） 半額免除：免除月数×2/3（免除月数×3/4） 4分の1免除：免除月数×5/6（免除月数×7/8） （加入可能年数は40年。ただし、昭和16年4月1日以前に生まれた人は生年月日に応じて25年から39年に短縮）
障害基礎年金	20歳になる前に障害者になったとき、又は年金加入後に障害者になったとき（初診日の前日において被保険者期間の%以上の保険料（免除期間含む）を納めているか初診日の属する月の前々月までの1年間に未納がない者に限る）。 ※子の加算がつく場合あり。 20歳前障害については所得制限あり。	1級障害 1,039,625円（昭和31年4月2日以後生まれの者） 1,036,625円（昭和31年4月1日以前生まれの者） 2級障害 831,700円（昭和31年4月2日以後生まれの者） 829,300円（昭和31年4月1日以前生まれの者） 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（障害者は20歳まで）の子がいる場合 子1人につき239,300円（3人目からは1人につき79,800円）を加算
遺族基礎年金	国民年金の被保険者又は老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人が死亡した時に、死亡者によって生計を維持されていた18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（障害者は20歳未満）の子のある配偶者又は子に支給される。 ただし、遺族基礎年金を受けるためには次のいずれかの条件を満たす必要がある。 - 死亡した人が死亡月の前々月までの被保険者期間のうち%以上保険料を納めているか免除を受けていること。又は、死亡月の前々月までの1年間に未納がないこと。 - 死亡した人が老齢基礎年金の受給資格期間（25年）を満たしていること。	配偶者の受ける年金額 子が1人のとき 1,071,000円（昭和31年4月2日以後生まれの者） 1,068,600円（昭和31年4月1日以前生まれの者） 子が2人のとき 1,310,300円（昭和31年4月2日以後生まれの者） 1,307,900円（昭和31年4月1日以前生まれの者） （3人目からは1人につき79,800円を加算） 子の年金額（子だけの場合） 子が1人のとき 831,700円 子が2人のとき 1,071,000円 （3人目からは1人につき79,800円を加算）

種 類	受けられるとき	年金額（令和 7 年 4 月）
寡 婦 年 金	1 号被保険者として保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて 25 年（平成 29 年 8 月 1 日から 10 年に短縮）以上ある夫が死亡したとき妻に支給される（婚姻期間が 10 年以上。60 歳から 65 歳まで）。 ※死亡した夫が障害基礎年金又は老齢基礎年金を受けたことがある場合や、妻自身が老齢基礎年金を受けている場合は支給されない。	夫が受けられる老齢基礎年金額の 3/4
死 亡 一 時 金	1 号被保険者として保険料を 36 月以上納めた人が、老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受けずに死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受けられないとき。 ※寡婦年金との併給はできない。	保険料納付期間が 36 月以上 180 月未満 120,000 円 180 月以上 240 月未満 145,000 円 240 月以上 300 月未満 170,000 円 300 月以上 360 月未満 220,000 円 360 月以上 420 月未満 270,000 円 420 月以上 320,000 円

(2) 保険料

国民年金保険料 1 カ月	17,510 円（令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月）
付加年金保険料 1 カ月	400 円

(3) 被保険者

令和 7 年 3 月末現在（人）

1 号強制	1 号任意	計	所在不明
57,129	859	57,988	248

(4) 付加保険加入状況

令和 7 年 3 月末現在（人）

強 制	任 意	合 計
6	2,736	2,742

(5) 拠出年金受給権者数

各年度末現在（人）

年 度	※老齢年金	障害年金	母子年金	合 計
R2	1,789	68	0	1,857
R3	1,434	61	0	1,495
R4	1,081	53	0	1,134
R5	862	45	0	907
R6	692	46	0	738

※ 通算老齢年金を含む

(6) 基礎年金等受給権者数

各年度末現在（人）

年 度	老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金	寡 婦 年 金	計
R2	132,247	6,429	213	47	138,936
R3	133,124	6,574	222	54	139,974
R4	133,602	6,716	236	56	140,610
R5	134,520	6,923	229	56	141,728
R6	134,957	7,059	234	62	142,312

3 老齢福祉年金

(1) 受給要件および年金額

受けられるとき（いずれか）	年金額（令和7年4月現在）
①明治44年4月1日以前に生まれた人 ②明治44年4月2日から大正5年4月1日までに生まれ保険料納付済期間が1年未満で、かつ納付済期間と免除期間を合わせた期間が生年月日に応じて4年1カ月～7年1カ月以上ある人が70歳（障害者は65歳）以上になったとき。 ※本人、配偶者及び扶養義務者所得による支給制限（全部又は一部支給停止）あり	424,900 円

(2) 受給権者数

各年度末現在（人）

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
受給権者数	0	0	0	0	0

16 国民健康保険

1 概要

国民健康保険は、自営業者等の被用者保険に加入していない人を対象として、その疾病、負傷、出産及び死亡に関し必要な給付を行う制度であり、地域保険として市民の健康の保持、増進に寄与することを目的としている。

しかし、急速な人口の高齢化や医療の高度化等に伴う医療費の大幅な伸びと、長引く経済の低迷により財政的に大変厳しい状況となっている。

このような中、医療保険制度の安定的運営を図るため、一部負担金の見直し、高額療養費の自己負担限度額の見直し、国民健康保険の財政基盤の強化などを内容とする改正が行われ、介護保険制度が平成 12 年度から導入されたことにより、国保加入者のうち、40 歳～64 歳のいわゆる第 2 号被保険者の介護分保険料を国民健康保険料の介護分として上乗せ賦課した。平成 20 年 4 月から、後期高齢者医療制度が創設され、保険料を賦課する際に、従来の「医療分、介護分」に「後期高齢者支援金分」が加えられ、75 歳になった人は健康保険の資格が、後期高齢者医療制度へ移行され、また年度内に 40 歳から 74 歳である被保険者を対象とした特定健康診査及び特定保健指導が保険者に義務付けられた。

平成 30 年度より都道府県と市町村が共同で国民健康保険事業の運営を行うこととなり、財政運営については都道府県、資格に関する事項、保険料の賦課徴収、保健事業の実施等については市町村がそれぞれ担っている。

2 被保険者の推移

各年 4 月 1 日現在(全市世帯数及び人口は推計人口)

年 度	全 市		国 保		加入率 (%)	
	世帯数	人口 (人)	被保険者世帯数	被保険者数 (人)	世帯数	被 保 険 者 数
R3	224, 278	526, 754	68, 453	107, 011	30. 52	20. 32
R4	225, 755	525, 365	67, 144	103, 769	29. 74	19. 75
R5	228, 194	523, 003	65, 220	98, 838	28. 58	18. 90
R6	230, 061	520, 064	62, 873	93, 973	27. 33	18. 07
R7	231, 750	516, 989	61, 540	90, 698	26. 55	17. 54

3 保険給付及び任意給付（令和 7 年 7 月 1 日現在）

- (1) 療 養 の 給 付
(自己負担割合) 義務教育就学前 2 割、義務教育就学後 70 歳未満 3 割、
70 歳以上 75 歳未満 2 割（一定以上所得者 3 割）
- (2) 出産育児一時金 488, 000 円（産科医療補償制度加入医療機関での出産は、500, 000 円）
- (3) 葬 祭 費 50, 000 円
- (4) 結核医療付加金 被保険者が公費承認医療を受けたときは、当該医療に要した費用のうち、被保険者が負担すべき額に相当する額を支給する。
- (5) 高 額 療 養 費 医療機関で治療を受けて一部負担金が自己負担限度額を超える場合、自己負担限度額を超える額を支給する。

70 歳未満の人

自己負担限度額

所得区分 ※1	自己負担限度額	4 回目以降の限度額
所得 901 万円超	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1%	140,100 円
所得 600 万円超 901 万円以下	167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1%	93,000 円
所得 210 万円超 600 万円以下	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1%	44,400 円
所得 210 万円以下 (住民税非課税世帯除く)	57,600 円	44,400 円
住民税非課税世帯	35,400 円	24,600 円

① 同じ人が同じ医療機関に同じ診療月分で入院、外来別、歯科とそれ以外の診療別に支払った医療費が自己負担限度額を超える場合

② 同じ世帯で同じ月に 21,000 円以上の医療費の支払いが 2 回以上あった場合に、それらを合算して自己負担限度額を超える場合

※1 ここでいう所得とは保険料の算定の基礎となる前年の住民税の総所得金額等から基礎控除額を引いた金額のこと。

70 歳以上 75 歳未満の人

外来の場合、2 割又は 3 割で医療機関等ごとに自己負担限度額を上限に負担し、後日申請により外来の自己負担限度額を適用し払い戻す。

入院の場合、限度額を上限に 2 割又は 3 割を負担する。

自己負担限度額

負担割合	所得区分	外来（個人）	入院・世帯単位
3 割	課税所得 690 万円以上 (現役並みⅢ)	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1% 4 回目以降の限度額：140,100 円 ※3	
	課税所得 380 万円以上 690 万円未満(現役並みⅡ)	167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1% 4 回目以降の限度額：93,000 円 ※3	
	課税所得 145 万円以上 380 万円未満(現役並みⅠ)	80,100 + (総医療費 - 267,000 円) × 1% 4 回目以降の限度額：44,400 円 ※3	
2 割	一 般	18,000 円 年間上限：144,000 円 ※2	57,600 円 4 回目以降の限度額：44,400 円 ※3
	低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円
	低所得者Ⅰ	8,000 円	15,000 円

① 同じ人が同じ診療月に支払った外来の医療費の合計額が自己負担限度額を超える場合

② 1 つの世帯で複数の入院があり、支払った医療費を合算したときに世帯の自己負担限度額を超える場合

③ 1 つの世帯で、同じ診療月に外来と入院で支払った医療費を合算したときに世帯の自己負担限度額を超える場合

※2 8 月から翌年 7 月の 1 年間の外来の自己負担額の合計額が 14 万 4,000 円を超えると払い戻しになる。

※3 対象となる診療月を含む過去 12 か月間に高額療養費の支給が 3 回以上あった場合、4 回目以降の自己負担限度額が適用される。

・ 低所得者Ⅱとは、世帯主及び被保険者全員が住民税非課税世帯に属する人。

・ 低所得者Ⅰとは、世帯主及び被保険者全員が住民税非課税で、かつ所得が 0 円（公的年金の場合は公的年金等控除額を 806,700 円で計算。給与所得から 10 万円を控除）である世帯に属する人。

70 歳未満と 70 歳以上 75 歳未満の人が同じ世帯の場合

まず 70 歳以上 75 歳未満の人の自己負担限度額を適用し、それに 70 歳未満の合算対象分を加えて 70 歳未満の自己負担限度額を適用する。

4 出産育児一時金、葬祭費、結核、精神医療付加金、高額療養費の年度別支給状況

(金額 千円)

年 度	出産育児一時金		葬祭費		結核・精神医療付加金		高額療養費・高額介護合算療養費		合 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
R2	378	158,301	768	38,400	65	29	80,579	4,854,741	81,790	5,051,471
R3	389	163,364	731	36,550	98	45	81,944	4,982,589	83,162	5,182,548
R4	300	125,808	729	36,450	91	52	81,468	4,775,571	82,588	4,937,881
R5	308	150,491	662	33,100	131	85	77,980	4,827,849	79,081	5,011,525
R6	271	135,356	645	32,250	161	75	75,323	4,816,414	76,400	4,984,095

5 療養諸費年度別支払状況

年 度	件 数	医療費総額 (千円)	保険者負担額 (千円)	1 件当たり額 (円)	1 人当たり額 (円)	1 人当たり保険 者負担額 (円)	受診率 (%)
R2	1,749,542	41,640,881	30,598,183	23,801	384,141	282,271	16.14
R3	1,826,921	43,632,991	32,148,192	23,883	410,470	302,429	17.19
R4	1,792,912	42,478,659	31,309,476	23,693	415,362	306,148	17.53
R5	1,753,230	41,669,688	30,670,996	23,767	428,308	315,257	18.02
R6	1,676,901	40,387,251	29,643,015	24,084	434,557	318,951	18.04

6 高額医療・高額介護合算制度

医療費が高額になった世帯に、介護保険の受給者がいる場合、国民健康保険と介護保険のそれぞれの限度額を適用後に、年間（8月～翌年7月まで）の自己負担額を合算して一定の額を超えた場合は、申請により超えた分を支給する。ただし、限度額を超えた分が501円以上の場合に限る。

7 保険料賦課方法

(令和7年度)

区 分	保険料賦課総額に占める割合			賦課基本	料率		
	医療分	支援分	介護分		医療分	支援分	介護分
所 得 割	$\frac{46}{100}$	$\frac{46}{100}$	$\frac{44}{100}$	前年の所得金額から基礎控除額を差し引いた金額	$\frac{7.0}{100}$	$\frac{3.0}{100}$	$\frac{2.7}{100}$
被保険者均等割	$\frac{38}{100}$	$\frac{38}{100}$	$\frac{39}{100}$	被保険者1人当たり (介護分は該当被保険者1人当たり)	29,310円	12,560円	12,550円
世帯別平等割	$\frac{16}{100}$	$\frac{16}{100}$	$\frac{17}{100}$	1世帯当たり	18,220円	7,810円	6,340円
賦 課 限 度 額					660,000円	260,000円	170,000円

8 保険料の推移

年 度		現年度分調定額 (千円)	年間平均		1世帯当たり額 (円)	1人当たり額 (円)
			世帯数	被保険者数(人)		
R2	医療分	6,153,037	69,051	108,400	89,109	56,762
	支援分	2,488,995			36,046	22,961
	介護分	852,609	28,794	33,737	29,611	25,272
R3	医療分	6,059,830	68,373	106,300	88,629	57,007
	支援分	2,456,252			35,924	23,107
	介護分	852,401	28,211	32,911	30,215	25,900
R4	医療分	6,058,215	66,891	102,269	90,568	59,238
	支援分	2,392,060			35,761	23,390
	介護分	881,412	27,595	32,088	31,941	27,469
R5	医療分	5,709,520	64,683	97,289	88,269	58,686
	支援分	2,338,874			36,159	24,040
	介護分	809,468	26,970	31,233	30,014	25,917
R6	医療分	5,651,418	62,646	92,939	90,212	60,808
	支援分	2,392,951			38,198	25,748
	介護分	801,167	26,431	30,514	30,312	26,256

9 保険料年度別賦課収納状況

(金額 千円)

区 分		R2 年度			R3 年度			R4 年度			R5 年度			R6 年度		
		医療分	支援分	介護分	医療分	支援分	介護分	医療分	支援分	介護分	医療分	支援分	介護分	医療分	支援分	介護分
現年度分	調 定 額	6,153,037	2,488,995	852,609	6,059,830	2,456,252	852,401	6,058,215	2,392,060	881,412	5,709,520	2,338,874	809,468	5,651,418	2,392,951	801,167
	収入済額	5,864,359	2,369,879	799,124	5,768,786	2,336,028	797,843	5,721,820	2,257,273	815,279	5,398,249	2,210,225	750,588	5,279,667	2,234,376	734,486
	収納率(%)	95.31	95.21	93.73	95.20	95.11	93.60	94.45	94.37	92.50	94.55	94.50	92.73	93.42	93.37	91.68
過年度分	調 定 額	693,444	236,000	134,865	613,742	232,455	119,927	594,710	237,153	115,874	623,325	250,345	123,329	613,629	249,759	120,771
	収入済額	225,808	79,071	42,460	193,777	73,861	35,783	190,898	76,317	36,076	200,123	79,971	38,758	192,414	78,439	37,075
	収納率(%)	32.56	33.50	31.48	31.57	31.77	29.84	32.10	32.18	31.13	32.11	31.94	31.43	31.36	31.41	30.70
計	調 定 額	6,846,481	2,724,995	987,474	6,673,572	2,688,707	972,328	6,652,925	2,629,213	997,286	6,332,845	2,589,219	932,797	6,265,047	2,642,710	921,938
	収入済額	6,090,167	2,448,950	841,584	5,962,563	2,409,889	833,626	5,912,718	2,333,590	851,355	5,598,372	2,290,196	789,346	5,472,081	2,312,815	771,561
	収納率(%)	88.95	89.87	85.23	89.35	89.63	85.74	88.87	88.76	85.37	88.40	88.45	84.62	87.34	87.52	83.69

10 特定健康診査

平成20年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき医療保険者に義務付けられ、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームやその予備群の状態を発見し、生活習慣の改善により発症や重症化を予防することを目的として実施する。対象は年度内に40歳から74歳である被保険者。

11 特定保健指導

特定健康診査の結果から、生活習慣改善の必要性に応じて「積極的支援」「動機付け支援」「情報提供」に階層化し対象に応じた特定保健指導を行い、次年度の健診結果の改善につなげる。

12 国民健康保険家島診療所

- (1) 所在地 家島町宮 2169 番地
(家島保健福祉サービスセンターと併設)
- (2) 開設年月日 平成 18 年 3 月 27 日
- (3) 規模・構造
- ・構造 鉄筋コンクリート造 5 階建 (2・3 階部分)
 - ・敷地面積 404.72 m² (建物・駐車場)
 - ・延床面積 558.50 m² (家島診療所部分)
- (4) 管理運営 姫路市

診療日		月曜日～金曜日
診療科目		内科、小児科及び外科
診療時間		午前 9 時～12 時 午後 2 時～5 時
診療体制	医師	1 名
	看護師	看護師 2 名、准看護師 1 名
	事務員	3 名

[患者数]

(人)

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	総数
R2	714	691	875	1,023	976	871	1,225	1,188	1,079	689	973	1,116	11,420
R3	1,091	942	1,107	1,067	1,080	1,077	1,126	1,353	1,184	953	1,048	1,090	13,118
R4	1,069	998	1,069	1,061	1,221	1,144	1,141	1,289	1,139	1,093	998	1,216	13,438
R5	1,066	1,145	1,107	1,052	1,261	1,122	1,245	1,227	1,095	1,063	1,034	1,091	13,508
R6	1,143	1,113	1,051	1,141	1,114	1,069	1,402	1,125	1,243	1,049	1,023	1,103	13,576

17 後期高齢者医療制度

1 概要

老人医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい制度とするために、従来の老人保健制度に代わる新しい高齢者医療制度として、平成 20 年 4 月から後期高齢者医療制度が創設された。

2 被保険者

- (1) 75 歳以上の人
- (2) 65 歳以上 75 歳未満で一定の障害があり広域連合の認定を受けた人

各年 3 月 31 日現在（人）

年 度	75 歳以上	65 歳以上 75 歳未満	合 計
R3	70, 495	1, 252	71, 747
R4	72, 301	1, 105	73, 406
R5	75, 808	875	76, 683
R6	79, 136	759	79, 895
R7	81, 821	667	81, 154

3 兵庫県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療制度の運営主体として、兵庫県内全ての市町（29 市・12 町）が加入して設立された特別地方公共団体（平成 19 年 2 月設立）

- (1) 市町との役割分担
 - ・広域連合の役割 被保険者の認定、保険料の賦課、医療給付などの制度運営
 - ・姫路市の役割 被保険者証の引渡し、各種届出・申請の受付、保険料の徴収
- (2) 広域連合負担金の推移

（金額 円）

年 度	共通経費負担金	保険料等負担金 （延滞金を含む）	療養給付費負担金	合 計
R2	104, 471, 022	7, 433, 753, 849	5, 197, 833, 153	12, 736, 058, 024
R3	92, 532, 982	7, 475, 271, 284	5, 518, 651, 574	13, 086, 455, 840
R4	136, 632, 380	7, 656, 780, 414	5, 372, 919, 988	13, 166, 332, 782
R5	159, 029, 859	7, 939, 772, 176	5, 634, 230, 890	13, 733, 032, 925
R6	170, 145, 261	8, 868, 117, 980	5, 812, 151, 636	14, 850, 414, 877

4 給付

(1) 療養の給付

医療機関等の窓口で自己負担割合の 1 割（一定以上所得のある人は 2 割、現役並み所得者は 3 割）を支払い、療養の給付を受ける。

- ・現役並み所得者とは、市民税課税所得が 145 万円以上の後期高齢者医療被保険者及び同一世帯内の後期高齢者医療被保険者をいう。（同一世帯の被保険者の収入合計が、2 人以上で 520 万円未満、1 人で 383 万円未満、又は同一世帯内の 70 歳以上 75 歳未満の人との収入合計が 520 万円未満の場合は、申請により 1 割負担となる。）
- ・一定以上所得のある人とは、同一世帯に市民税課税所得が 28 万円以上 145 万円未満の後期高齢者医療被保険者がいる世帯の人で、「年金収入＋その他の合計所得金額」が同一世帯の被保険者が 1 人の場合は 200 万円以上、同一世帯に被保険者が 2 人以上の場合は 320 万円以上の被保険者をいう。

※市民税課税所得が 145 万円以上であっても、昭和 20 年 1 月 2 日以降生まれ被保険者及びその世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額が 210 万円以下の場合は 1 割又は 2 割負担となる。

（申請不要）

(2) 高額療養費

1 か月の医療費が高額になった場合、後日、自己負担限度額（国民健康保険 70 歳以上と同じ）を超えた額を支給する。（高額療養費の支給申請は初回のみ必要、領収書不要）

月の途中で 75 歳の誕生日を迎え、被保険者となる人の個人単位の自己負担限度額は、75 歳の誕生月に限り 2 分の 1 となる。

・ 外来の場合 個人単位で計算し、自己負担限度額を超えた額を支給する。

・ 入院の場合 医療機関ごとに自己負担限度額までの支払となる。

外来のみの場合は個人ごとに計算し、入院を含む場合には、同一世帯内での後期高齢者医療被保険者の一部負担金を合算して、世帯単位の限度額を超えた分を後日、支給する。

(3) 高額介護合算療養費

世帯で、後期高齢者医療と介護保険の年間（毎年 8 月分～翌年 7 月分）の自己負担合計額（高額療養費及び高額介護（予防）サービス費相当額を除く）が基準額を超えた場合に、申請により超えた分を支給する。

(4) 葬 祭 費

50,000 円

(5) その他の主な給付

入院時食事療養費、療養費、移送費、訪問看護療養費

5 保険料

(1) 保険料の算定

保険料の年額 = 前年の基礎控除後の総所得金額等 × 所得割率（11.24%） + 均等割額（52,791 円）
（限度額 80 万円）

(2) 保険料の軽減措置

① 低所得者の軽減

同一世帯の被保険者と世帯主の所得に応じて均等割額の 7 割・5 割・2 割を軽減する。

② 被用者保険の被扶養者の軽減

制度加入前日に被用者保険の被扶養者であった場合は、所得割額を課さず、資格取得後 2 年に限り均等割額の 5 割を軽減する。

(3) 徴収方法

特別徴収 原則として年金受給時（年 6 回）に保険料があらかじめ差し引かれる。

普通徴収 特別徴収以外の場合、納付書や口座振替等により保険料を納付する。

※申出により市が認めた場合、特別徴収から普通徴収（口座振替に限る）に納付方法を変更できる。

6 保険料の賦課収納状況

			調定額（円）	収入済額（円）	収納率（％）
R2	現年度分	特別徴収	3,699,028,826	3,699,028,826	100.00%
		普通徴収	2,382,182,807	2,360,534,722	99.09%
		小計	6,081,211,633	6,059,563,548	99.64%
	滞納繰越分		33,331,909	18,505,468	55.52%
	現滞全体	特別徴収	3,699,028,826	3,699,028,826	100.00%
		普通徴収	2,415,514,716	2,379,040,190	98.49%
		合計	6,114,543,542	6,078,069,016	99.40%
R3	現年度分	特別徴収	3,668,269,418	3,668,269,418	100.00%
		普通徴収	2,426,718,287	2,405,697,904	99.13%
		小計	6,094,987,705	6,073,967,322	99.66%
	滞納繰越分		31,529,618	15,193,656	48.19%
	現滞全体	特別徴収	3,668,269,418	3,668,269,418	100.00%
		普通徴収	2,458,247,905	2,420,891,560	98.48%
		合計	6,126,517,323	6,089,160,978	99.39%
R4	現年度分	特別徴収	3,631,549,737	3,631,549,737	100.00%
		普通徴収	2,621,181,191	2,595,591,553	99.02%
		小計	6,252,730,928	6,227,141,290	99.59%
	滞納繰越分		32,671,193	14,271,141	43.68%
	現滞全体	特別徴収	3,631,549,737	3,631,549,737	100.00%
		普通徴収	2,653,852,384	2,609,862,694	98.34%
		合計	6,285,402,121	6,241,412,431	99.30%
R5	現年度分	特別徴収	3,700,654,068	3,700,654,068	100.00%
		普通徴収	2,723,331,989	2,700,185,249	99.15%
		小計	6,423,986,057	6,400,839,317	99.64%
	滞納繰越分		38,259,553	15,988,667	41.79%
	現滞全体	特別徴収	3,700,654,068	3,700,654,068	100.00%
		普通徴収	2,761,591,542	2,716,173,916	98.36%
		合計	6,462,245,610	6,416,827,984	99.30%
R6	現年度分	特別徴収	4,031,808,471	4,031,808,471	100.00%
		普通徴収	3,209,385,787	3,177,034,906	98.99%
		小計	7,241,194,258	7,208,843,377	99.55%
	滞納繰越分		38,805,331	17,930,569	46.21%
	現滞全体	特別徴収	4,031,808,471	4,031,808,471	100.00%
		普通徴収	3,248,191,118	3,194,965,475	98.36%
		合計	7,279,999,589	7,226,773,946	99.27%

7 後期高齢者健康診査

兵庫県後期高齢者医療広域連合との協定により、健康診査を実施。

- ・長期入院及び施設入所者以外の被保険者に受診券を郵送。被保険者は健康診査実施医療機関で個別に受診。
- ・事前予約制で、別途オーラルフレイル予防健康診査を実施。

観 光 経 済

1 観光行政	295	16 手柄山平和公園の再整備	369
2 文化コンベンションセンター （アクリエひめじ）	300	17 緑の相談所	371
3 市民文化の振興	305	18 手柄山温室植物園	373
4 国際交流	319	19 手柄山交流ステーション	375
5 姫路公園の整備	321	20 平和資料館	376
6 動物園	322	21 水族館	377
7 好古園	323		
8 姫路城	325		
9 姫路城の保存修理	327		
10 商工業行政	328		
11 港湾の振興	340		
12 勤労者福祉	343		
13 「（仮称）道の駅姫路」の整備	346		
14 スポーツ振興	348		
15 社会体育施設	350		

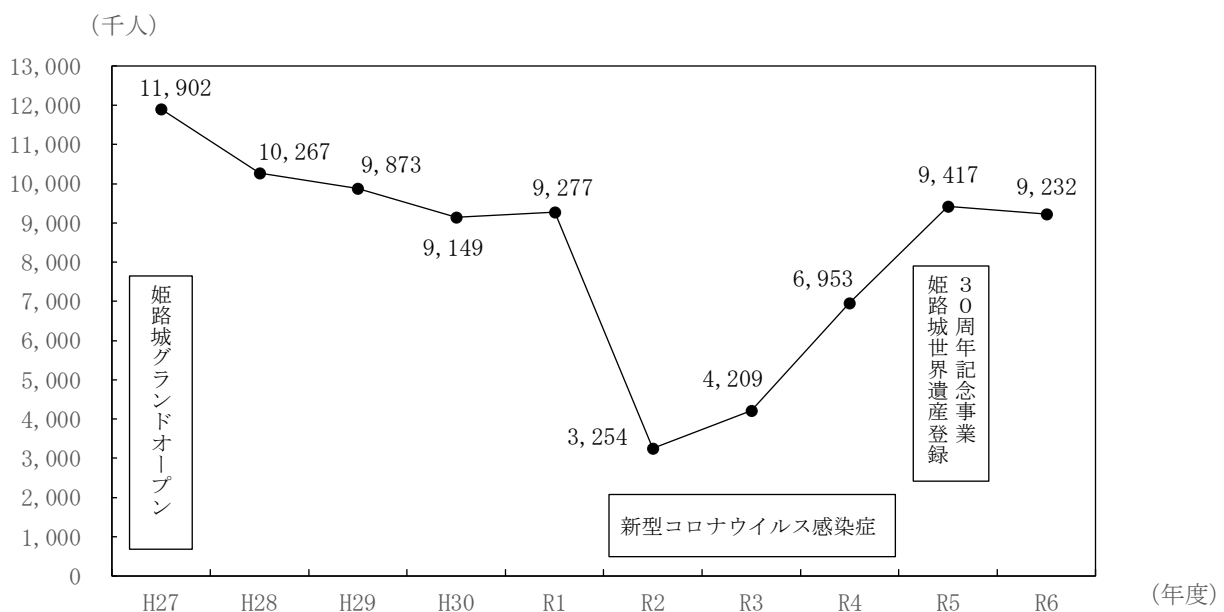
1 観 光 行 政

1 概要

本市では、令和4年3月、「姫路市観光戦略プラン」を改定した。本プランでは、姫路の観光の5年後の将来像を『「観光を通して、にぎわいと感動にあふれるまち姫路」～訪れてみたい、また来てみたい、と感じるまち姫路を目指します。～』とし、「観光コンテンツの磨き上げによる魅力向上」「観光客のニーズを踏まえた受入環境の整備」「効果的なプロモーションによる誘客推進」「国際会議観光都市・MICE都市の推進」「観光を活かした産業振興・地域づくりの推進」の将来像を実現するための五つの戦略を掲げ、観光を通して交流人口拡大による経済循環の促進、地域活性化に資する施策に取り組んでいる。

令和6年度の総入込客数は923万2,000人で、令和5年度に比べて18万5,000人減少（前年度比2.0%減）となった。

■姫路市観光総入込客数の内訳



■総入込客数の内訳

(単位 千人)

区 分	総入込客数	観光施設入込客数	まつり・イベント 入込客数	スポーツ・自然鑑賞等 入込客数
平成27年度	11,902	6,646	2,345	2,911
平成28年度	10,267	5,619	1,977	2,671
平成29年度	9,873	5,104	2,068	2,701
平成30年度	9,149	4,661	1,938	2,550
令和元年度	9,277	4,753	2,201	2,323
令和2年度	3,254	1,837	280	1,137
令和3年度	4,209	2,389	490	1,330
令和4年度	6,953	3,904	1,315	1,734
令和5年度	9,417	4,970	2,490	1,957
令和6年度	9,232	4,879	2,422	1,931

【観光施設】姫路城・美術館・県立歴史博物館・姫路文学館・好古園・動物園・温室植物園・水族館・平和資料館
埋蔵文化財センター・姫路科学館・星の子館・県立こどもの館・自然観察の森・書写の里美術工芸館
水の館・書寫山圓教寺・名古山霊苑(仏舎利塔)・太陽公園・姫路セントラルパーク・日本玩具博物館
アクリエひめじ

(1) 観光資源の保全・開発

- ① 観光施設等維持管理 令和7年度予算額 14,491千円
広峰山などの歴史的観光資源の保全に努める。
- ② 書写山観光施設管理運営 令和7年度予算額 14,514千円
姫路市交通事業経営健全化計画に基づき、姫路市交通事業より移管した索道施設を、周辺施設とともに一体的な維持管理を行う。
- ③ 書写山観光施設整備事業 令和7年度予算額 90,000千円
書写山ロープウェイにおける大規模改修等工事に係る設計委託業務、定期整備業務を行う。

[索道事業]

(i) 沿革

昭和32年6月29日普通索道事業運輸営業免許

[昭和33年3月19日営業開始]

平成3年11月1日索道事業許可

[平成4年10月1日営業開始]

平成18年4月1日指定管理者制度を導入

[平成21年4月1日利用料金制を導入]

(ii) 事業規模

- ・搬器数 2両
- ・免許キロ数 0.78109 km

(iii) 業務実績

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
運転回数(回)	11,503	11,448	12,606	13,454	11,852
1日平均運転回数(回)	38	38	38	40	40
乗車人員(人)	176,379	188,606	255,987	323,770	300,803
1日平均乗車人員(人)	582	625	780	969	1,009
乗車収入(円)	84,163,480	86,481,600	118,810,400	151,185,860	167,823,480

(iv) 料 金 (令和6年4月1日から適用)

- ・普通乗車券
片道券 大人 700円 小人 350円
往復券 大人 1,200円 小人 600円
- ・団体乗車券 15人以上の団体については、団体種別によって割引を行う。
- ・回数乗車券 各券種11枚つづりで10枚分相当額

- ④ 観光資源のネットワーク化 令和7年度予算額 12,630千円

広域観光ルートや市内の新たな観光ルートの形成を図る。

- ・歴史街道推進協議会事業の推進(平成3年4月設立、会長 関西経済連合会会長)
- ・西播磨観光協議会事業の実施(昭和62年4月設立、会長 姫路市長)
- ・国宝城郭都市観光協議会共同事業の実施(昭和61年11月設立、犬山市、姫路市、松本市、彦根市、松江市)
- ・姫路・岡山・鳥取城下町物語推進協議会事業の実施(平成19年2月設立、姫路市、岡山市、鳥取市)
- ・播磨圏域における広域観光連携事業の実施(平成27年4月協約)
- ・北前船日本遺産推進協議会事業の実施(平成29年5月設立、令和元年7月姫路市加入)

- ・日本遺産「日本の終活の旅」推進協議会事業の実施（令和元年6月設立）
- ・西のゴールデンルートアライアンス事業の実施（令和6年5月17日設立）

（2）観光客受入体制の整備

① J R 姫路駅構内屋台展示	令和7年度予算額	45 千円
灘・松原地区の屋台・獅子壇尻等を J R 姫路駅構内に展示し、祭りどころ姫路を P R する。		
② 観光ボランティア制度	令和7年度予算額	1,588 千円
イベント実施時に市民にボランティアとして参加してもらうこと、また、ボランティアガイド団体への支援を実施		
③ 案内サイン整備	令和7年度予算額	1,300 千円
観光案内サインの整備		
④ 観光案内所運営事業	令和7年度予算額	22,252 千円
姫路市観光案内所「姫路観光ナビポート」の運営		
⑤ 観光ループバスの運行	令和7年度予算額	10,049 千円
運行実績（令和6年度）		
運行日数	305日	乗車人員 70,072人 1回平均乗車数 11.4人
⑥ （公社）姫路観光コンベンションビューローの活動支援	令和7年度予算額	437,769 千円
姫路市における観光事業の振興とコンベンションの誘致、開催支援、観光地域づくり法人（DMO）である（公社）姫路観光コンベンションビューローに補助金を交付		
⑦ （仮称）観光交流センターの整備	令和7年度予算額	304,366千円
更なる観光産業の成長に向けて、大手前通り沿道に新たな観光拠点施設を整備し、情報発信の強化や地場産品の展示・販売等により、まちなかの回遊性の向上及び観光消費の拡大につなげる。		

（3）外客受入体制の整備

外国人誘客対策事業の実施	令和7年度予算額	14,200 千円
・国際宣伝事業の実施		
・サギマーク（和英文観光案内標識）の整備維持管理		
・兵庫県外客誘致促進委員会（兵庫県・関係市町・関係団体で構成、平成11年7月設立）での共同事業の実施		

（4）観光客の誘致

内外に向けた観光キャンペーン活動をはじめとする広域的な P R を進めるほか、観光客の誘致活動を積極的に展開する。

① ひめじシティ・イメージアップ事業	令和7年度予算額	12,325 千円
姫路市の知名度や都市イメージの向上と集客力強化を図るため、姫路フィルムコミッションと連携し、国内外の映画、ドラマ、CM等のロケーション撮影を姫路地域に誘致、支援する。		
平成13年9月	設立	
平成15年2月	国際フィルムコミッションズ協会（A F C I）に加盟	
平成16年10月	アジア・フィルムコミッション・ネットワーク（A F C N e t）に加盟	
② 姫路ふるさと大使（ひめじ観光大使）事業	令和7年度予算額	518 千円
幅広い分野でのシティプロモーションを図るため、様々な分野で活躍する姫路市ゆかりの方々を「姫路ふるさと大使」に任命し、本市の魅力向上につながる P R を行う。		
③ 国内への観光 P R ・キャンペーンの実施	令和7年度予算額	4,220 千円
首都圏等主要都市キャンペーン、広報媒体によるイメージアップ P R を実施		

④ 海外への観光PR・キャンペーンの実施

令和7年度予算額

300 千円

(独) 国際観光振興機構 (J N T O) の海外PR事業への参画

⑤ 集客対策推進事業

令和7年度予算額 148,121 千円

観光客誘客のための施策として、イメージキャラクターを活用したPRや観光PR・キャンペーン、パンフレット等の作成、集客イベントなどを実施

(5) 姫路城周辺イベント等の実施

令和7年度予算額 197,662 千円

年間を通じて姫路らしさを発信する四季折々のイベントを実施し、市民参加はもとより観光客の誘致活動を積極的に展開する。

名 称	時期(令和7年度)	場 所	内 容
姫路城夜桜会	3月28日～4月6日	西の丸庭園	西の丸庭園の桜のライトアップ等
姫路城の特別公開	4月12日～4月25日	姫路城	大阪・関西万博及び瀬戸内国際芸術祭からの誘客を図るため、姫路城全小天守の同時公開を特別に実施
	10月1日～10月14日		
	2月1日～2月14日		
	9月1日～9月30日		「菱の門」の特別公開を実施
姫路城・書寫山圓教寺VR謎解きイベント	4月13日～10月13日	W e b	VR技術を活用した仮想空間内の姫路城及び書寫山圓教寺において謎解きイベントを実施
書寫山新緑まつり	5月3日～5日	書寫山圓教寺	文化財の特別公開等
姫路お城まつり	5月16日～18日	三の丸広場 大手前通り 大手前公園他	第54回「姫路城新能」パレード、ステージイベント、良さ恋まつり、大名行列再現、キッズイベント等
姫路城郷土芸能によるおもてなし	5月17日、18日、25日 6月1日、7日、8日	三の丸広場	大阪・関西万博の開催にあわせた期間限定のおもてなしとして、獅子舞の演武を実施
姫路ゆかたまつり	6月21日～22日	長壁神社周辺	子どもゆかたパレード等
姫路城観月会	10月6日	三の丸広場	郷土芸能の披露等
人間将棋 姫路の陣	11月1日～2日	三の丸広場	プロ棋士の指揮による人間将棋対局等
書寫山もみじまつり	11月21日～23日	書寫山圓教寺	文化財の特別公開等
姫路城ライトアップイベント	11月22日～12月11日	三の丸広場、姫路城武者溜り	姫路城三の丸広場においてライトアップイベントを実施
姫路市周遊型ナイトツアー	11月22日～12月11日	姫路城周辺、市内各所	姫路城夜間入城とライトアップイベントを組合せた特別プランを市内宿泊、食事、観光などのツアー企画を条件に旅行会社に販売し、滞在型観光の促進を図る。
姫路城クリスマスDAY	12月19日～21日	大手前公園、姫路駅北交通広場	姫路城を借景にクリスマスマーケットなどによるにぎわいを創出
姫路城観桜会	3月予定	三の丸広場	琴・和太鼓の演奏等 桜の名所である姫路城において実施

(6) M I C E誘致の促進

令和7年度予算額

9,971 千円

令和3年9月に開館したアクリエひめじをはじめとするコンベンション施設やユニークベニユーのPRを行う。
世界歴史都市連盟理事会の開催などを通して国際会議観光都市・M I C E都市としての都市ブランド力向上につなげる。

(7) 観光客の統計・動向調査等の実施

令和7年度予算額 4,000 千円

主な観光施設の入場者数や観光客へのアンケートなどに基づき、姫路への観光客の統計・動向調査・分析等を行う。

2 文化コンベンションセンター（アクリエひめじ）

1 姫路市文化コンベンションセンターの活用

キャストィ 21 イベントゾーンの文化・コンベンションエリアでは、播磨の連携中枢都市にふさわしい交流の拠点として、多彩な音楽や演劇等の公演、産業展示会、学術会議その他の催事の開催により、文化芸術による市民文化の振興並びに都市魅力の創造及び発信を図るとともに、ものづくり力の強化、地域ブランドの育成及び交流人口の増加による都市成長力の強化を図り、もってまちのにぎわい及び感動の創出並びに地域経済の活性化に寄与するため、姫路市文化コンベンションセンターの整備を進め、令和3年2月にしゅん工、同年9月に開館した。また、周辺施設の「キャストィ 21 公園」については令和3年3月に供用を開始した。

これにより、本市の魅力を内外に発信し、都市の発展に寄与するとともに、中心市街地のにぎわいに大きな役割を果たすことを期待されている。

(1) 施設の概要

規模と機能が異なる大・中・小のホールやスタジオ等のほか、大規模な平土間空間を持つ多目的な展示場と、様々な用途に対応できる会議施設を備えた大規模複合施設。

- ① 愛称 アクリエひめじ
- ② 所在地 姫路市神屋町 143 番地 2
- ③ 施設概要 鉄骨造 一部鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造（地下1階、地上5階、塔屋1階）
敷地面積 36,423.08 m²
建築面積 17,078.88 m²
延床面積 28,876.70 m²

④ 主要施設

構成	規模等	
文化ホール	大ホール：2,010 席	播磨の文化芸術の拠点として、質の高い音楽公演や多様なジャンルの集客性の高い催事を開催
	中ホール：693 席	演劇や室内楽の公演開催のほか、市民の文化芸術活動の推進に寄与
	小ホール：164 席	市民利用による創造活動支援のほか、担い手育成や交流の創出に寄与
	その他施設	メインスタジオ：約 250 m ² リハーサル、練習等で使用 スタジオ：大1室、中2室、小3室 音楽、演劇の練習等を通じて、市民の文化芸術活動を支援、活性化
展示場	約 4,000 m ² （3分割可）	展示会や各種イベント等の開催により、多くの人の流れを誘発し、地域産業の活性化に寄与
屋外展示場	約 1,600 m ²	
会議室	大3室（一体利用可）、 中4室、小2室、 特別会議室1室	経済波及効果の高い会議や学会等を開催し、地域活性化やイノベーション、ビジネス機会を提供
駐車場等	平面駐車場：381 台、駐輪場：約 200 台	

- ⑤ 建設費 25,577,865 千円

(2) 管理運営の理念と基本方針

・管理運営の理念

『新たな出会い、発見、価値を創出し、姫路の魅力の向上と都市の活力を生み出す交流拠点』

・基本方針

- ① まちに賑わいと感動を創出
- ② 文化芸術による市民文化の振興と都市魅力の創造・発信
- ③ M I C E 推進による都市成長力の強化
- ④ 環境・防災に配慮した施設維持
- ⑤ 持続可能な施設を目指す効率的・効果的な管理運営

(3) 開館までの経緯

昭和 62 年 3 月	都市計画決定（都市高速鉄道、区画整理、都市計画道路）
昭和 63 年 3 月	「姫路駅周辺地区総合整備計画（キャストイ 21）」策定（大臣認可）
平成 16 年 10 月 平成 18 年 3 月 6 月	姫路市都心部まちづくり構想検討懇話会設置（※） 「姫路市都心部まちづくり構想」策定 「キャストイ 21 整備プログラム」策定
平成 23 年 3 月	イベントゾーン整備イメージ（たたき案）公表
平成 23 年 11 月	イベントゾーン基本計画検討懇話会設置（※）
平成 27 年 3 月	「文化・コンベンションエリア基本計画」策定
平成 28 年 3 月	文化・コンベンション施設基本設計
平成 30 年 3 月	文化・コンベンション施設実施設計
平成 30 年 10 月	姫路市文化コンベンションセンター等整備着工 姫路市文化コンベンションセンター条例公布
平成 31 年 3 月	指定管理者の指定
令和 元 年 7 月	指定管理業務の開始
令和 2 年 8 月	「アクリエひめじ」愛称決定
令和 3 年 2 月	「アクリエひめじ」竣工
令和 3 年 9 月	開館

※ 学識経験者、公募委員等で構成

(4) 基本使用料

■ 展示場／会議室／文化ホール

(円)

区 分		午前	午後	夜間	全日
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 5 時まで	午後 6 時から 10 時まで	午前 9 時から 午後 10 時まで
展示場	展示場（A+B+C）	234,900	273,800	259,600	768,300
	展示場 A	96,300	112,300	106,400	315,000
	展示場 B	63,400	73,900	70,000	207,300
	展示場 C	75,200	87,600	83,200	246,000
	屋外展示場（にぎわい広場）	19,500	24,000	22,000	65,500
	パントリー	1,100	1,500	1,500	4,100
会議室	中	会議室 401	9,000	12,000	33,000
		会議室 402	9,000	12,000	33,000
		会議室 403	9,000	12,000	33,000
		会議室 404	9,000	12,000	33,000
	小	会議室 405	5,000	6,000	17,000
		会議室 406	5,000	6,000	17,000
	大	会議室 407	23,200	30,800	84,800
		会議室 408	23,200	30,800	84,800
		会議室 409	23,200	30,800	84,800
	特別会議室		13,500	18,000	49,500
共用ロビーエリア（1, 2, 4 階）		1 日 1 m ² につき、100 円			

大ホール	全席使用	平日	65,000	108,000	129,000	302,000
		休日等	78,000	129,600	154,800	362,400
	小規模使用 (1階席のみ使用)	平日	46,000	76,000	91,000	213,000
		休日等	55,200	91,200	109,200	255,600
大ホール楽屋	楽屋 01		1,100	1,500	1,500	4,100
	楽屋 02		800	800	800	2,400
	楽屋 03		800	800	800	2,400
	楽屋 04		800	800	800	2,400
	楽屋 05		800	800	800	2,400
	楽屋 06		2,000	2,500	2,500	7,000
	楽屋 07		2,000	2,500	2,500	7,000
	楽屋 08		2,000	2,500	2,500	7,000
	楽屋 09		800	800	800	2,400
	楽屋 10		800	800	800	2,400
	楽屋 11		800	800	800	2,400
中ホール	通常使用	平日	26,000	41,000	51,000	118,000
		休日等	31,200	49,200	61,200	141,600
中ホール楽屋	楽屋 21		800	800	800	2,400
	楽屋 22		800	800	800	2,400
	楽屋 23		2,000	2,500	2,500	7,000
	楽屋 24		1,100	1,500	1,500	4,100
	楽屋 25		1,100	1,500	1,500	4,100
	楽屋 26		1,100	1,500	1,500	4,100
	楽屋 27		800	800	800	2,400
小ホール	通常使用	平日	8,000	13,000	15,000	36,000
		休日等	9,600	15,600	18,000	43,200
楽屋 小ホール	楽屋 31		1,100	1,500	1,500	4,100
	楽屋 32		800	800	800	2,400
	楽屋 33		800	800	800	2,400
メインスタジオ (リハーサル室)		平日	7,000	12,000	14,000	33,000
		休日等	8,400	14,400	16,800	39,600

■スタジオ

(円)

区 分	午前①	午前②	午後①	午後②	夜間①	夜間②
	午前 9 時から	午前 11 時から	午後 1 時から	午後 4 時から	午後 6 時から	午後 8 時から
	午前 10 時 50 分まで	午後 12 時 50 分まで	午後 2 時 50 分まで	午後 5 時 50 分まで	午後 7 時 50 分まで	午後 9 時 50 分まで
スタジオ 1	1,700	1,700	2,600	2,600	3,400	3,400
スタジオ 2	300	300	400	400	500	500
スタジオ 3	300	300	400	400	500	500
スタジオ 4	300	300	400	400	500	500
スタジオ 5	900	900	1,300	1,300	1,700	1,700
スタジオ 6	900	900	1,300	1,300	1,700	1,700

■貸切による使用の場合（1日2区分以上を対象）

(円)

区 分		午前＋午後	午後＋夜間	全日
		午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 1 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 10 時まで
全館貸切 (一部の共用施設を除く)	平日	1,074,000	1,239,000	1,704,000
	休日等	1,124,000	1,307,000	1,791,000
4 階フロア貸切 (全会議室)	会議室 401～409、 特別会議室	269,000	306,000	422,000

※ 表示金額は全て税込み

【注釈】

- (ア) 使用者が大ホール、中ホール、小ホール、メインスタジオ又はスタジオにおいて、入場料等を徴収する場合は、基本使用料に次の割合を乗じた額を加算
入場料等のうち、最も高いものの額（消費税及び地方消費税相当額を除く）が
- (a) 1,001 円以上、3,000 円以下のとき・・・・・・ 2 割
 - (b) 3,001 円以上、5,000 円以下のとき・・・・・・ 5 割
 - (c) 5,001 円以上のとき・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 割
- (イ) 使用者が大ホール、中ホール、小ホール、メインスタジオ又はスタジオにおいて、商品の展示または販売を行う場合は、基本使用料の 10 割の額を加算
- (ウ) 大ホール、中ホール又は小ホールの使用許可を受けた者が、使用日以前に、舞台のみをリハーサル等に使用する場合は、一の使用許可について 1 回に限り、基本使用料（(a) 該当時は、その割増料金を加算した額）の 3 割に相当する額

(5) 使用状況（日稼働）

区分	令和 6 年度		令和 5 年度	
	利用人数（人）	利用率（％）	利用人数（人）	利用率（％）
大ホール	198,362	65.9	173,736	58.8
中ホール	54,994	69.2	57,073	63.1
小ホール	13,855	59.9	13,322	51.2
展示場	138,989	65.8	189,810	54.3
会議室	44,947	57.1	35,325	49.1
メインスタジオ	4,926	62.2	4,552	53.9
スタジオ	55,656	96.9	43,385	94.7

2 令和7年度事業概要

文化コンベンションセンターの管理運営

令和7年度予算額 271,804 千円

(1) アクリエひめじの管理・広報

文化コンベンションセンターの知名度向上と本市のにぎわいの創出を図るための広報を行う。

(2) 指定管理

指定管理（利用料金制）により、文化コンベンションセンター及びキャスティ 21 公園の効率的、効果的な運営・維持管理を行う。

指定管理者：姫路市文化コンベンションセンター運営共同事業体

(3) 設備充実

文化コンベンションセンターの施設運営の最適化に向けた、設備の充実及び施設改良等追加整備を行う。

3 市民文化の振興

1 芸術文化の振興

(1) 文化振興事業

令和7年度予算額 406,900 千円

市民文化の高揚と芸術文化の振興を図るため、次の事業の実施や助成を行う。

① ル・ポン国際音楽祭の開催

クラシック音楽を楽しむ土壌の醸成、本物の芸術に触れる機会の創出による市民文化の振興、芸術を生かした地域の活性化、市民参加・協働による地域づくり、青少年の豊かな心の醸成などを実現するとともに、姫路の魅力をアピールすることを目的に、世界的ヴァイオリニスト榎本大進氏を音楽監督として、令和7年10月にル・ポン国際音楽祭2025を開催する。

② アクリエシリーズ

姫路市文化コンベンションセンター(アクリエひめじ)において、文化の殿堂と姫路のにぎわい拠点としてのブランディングを促進するとともに、播磨地域の文化交流拠点として、大型舞台芸術公演を実施する。

③ 音楽のまち・ひめじ事業

音楽行事を充実させ、市民や観光客が身近に音楽に触れる場を提供するとともに、「音楽のまち」としてのイメージを積極的に発信し、まちのにぎわいづくりを図る。

- ・コンサート開催
- ・ホームページの活用
- ・ストリートピアノの設置、管理
- ・ジュニアオーケストラの運営

④ 姫路市芸術文化賞

芸術ならびに文化の振興のために姫路市を中心に活躍し、若しくは姫路市に貢献した人及び団体に贈る。

賞の種類＝芸術文化大賞、芸術文化賞、芸術文化年度賞、芸術文化奨励賞

⑤ 市民文化高揚事業

芸術性の高い鑑賞型の舞台公演のほか、各種の文化事業を実施する。

- ・演劇
- ・古典芸能
- ・大衆芸能
- ・こころの祭
- ほか

⑥ 文化活動支援事業

姫路市の文化向上に寄与すると認められる芸術文化活動に対し、地域文化の醸成と市民文化の振興・発展を図るため、予算の範囲内で、助成金を交付して支援する。

- ・文化活動助成
- ・文化芸術事業会場費補助金

⑦ 「文化情報姫路」の制作

姫路市とその周辺における舞台、美術、文学等の情報を体系的に収集し、広く市民に提供する。令和4年5月号から、紙面とウェブサイトを通じたデジタルデータでの提供を行う。

発行回数 月1回

⑧ 総合文化雑誌「B a n C u l」の発行

播磨の文化全般に関する総合雑誌を発行し、市民文化の高揚を図る。

発行回数 年4回

⑨ 播磨学研究助成

姫路市及び播磨地方の歴史・文化の学際的な研究を推進するため、助成を行う。

⑩ 交響詩ひめじ普及事業

市制百周年を記念して制作した合唱組曲「交響詩ひめじ」を普及させるため、合唱コンクール等を開催する。

⑪ 市民ロビーコンサート

市庁舎1階市民ロビーを、おおむね毎月1回、昼休みの時間に市民の文化活動の発表の場として開放し、市内を中心に活動している文化団体等によるコンサートを開催する。

⑫ 将棋女流王位戦の開催

全国の将棋ファンが注目する女流王位戦を姫路市で開催することで市のイメージアップ、PRにつなげるとともに、関連イベントとして大盤解説会を開催することにより市民の将棋文化の振興・向上を図る。

⑬ 兵庫県伝統文化研修館活用推進事業

兵庫県と連携し、兵庫県伝統文化研修館等において、日本の伝統文化の継承・普及・発展に寄与することを

目的に、「伝統文化研修事業（青少年伝統文化セミナー・特別講座・特別トーク）」等を実施する。

⑭ 文化行事の支援等

地域の芸術文化団体が実施する文化行事に対し、姫路市及び姫路市教育委員会の後援名義の使用を承認することにより、その行事を側面から支援し、市民の芸術文化活動の活発化を図る。

令和6年度後援件数

(件)

区分	音楽	美術	演劇	舞踊	古典芸能	文芸	その他	合計
姫路市	125	42	6	11	5	1	33	223
姫路市教育委員会	65	28	3	5	3	1	5	110

(2) 市民プラザの管理運営

令和7年度予算額 62,867千円

絵画、彫塑、工芸、写真、書道などの作品発表の場、文化活動の場としての市民ギャラリーと余暇の活動と健康づくりのために、卓球、バドミントン、バレーボールなどのスポーツをはじめ多目的に使える施設である市民アリーナの利用を通して、市民の文化活動の振興を図る。

① 施設名 姫路市民プラザ（イーグレひめじ地下1階・2階）

② 所在地 本町68番地290

③ 開館日 平成13年7月18日

④ 施設概要 ア 市民ギャラリー（延床面積 2,248.60㎡）

- ・特別展示室 158㎡ ・第1展示室 86㎡
- ・第2展示室 129㎡ ・第3展示室 188㎡
- ・第4展示室 181㎡ ・アートホール 140㎡（120席）

イ 市民アリーナ（延床面積 1,220㎡）

・アリーナA 233㎡ ・アリーナB 178㎡

⑤ 使用状況

市民ギャラリー・展示室

年度		R2	R3	R4	R5	R6
使用回数（回）		410	842	931	1,038	903
内 訳	特別展示室	76	80	128	137	103
	第1展示室	86	206	234	235	238
	第2展示室	93	192	161	211	151
	第3展示室	83	199	222	243	216
	第4展示室	72	165	186	212	195
入場者数（人）		23,184	44,412	67,877	85,915	70,046
使用日数（日）		195	283	323	324	327
開館日数（日）		295	330	346	347	346

市民ギャラリー・アートホール

年度	R2	R3	R4	R5	R6
使用回数（回）	221	258	400	457	458
入場者数（人）	6,379	7,067	13,856	16,099	11,884
使用日数（日）	110	149	211	234	238
開館日数（日）	281	330	346	347	346

市民アリーナ

年度		R2	R3	R4	R5	R6
使用回数（回）		1,248	1,444	1,626	1,486	1552
内訳	アリーナA	612	767	847	798	825
	アリーナB	636	677	779	688	727
入場者数（人）		16,441	20,341	41,748	25,960	24,843
使用日数（日）		272	314	344	343	346
開館日数（日）		281	330	346	347	346

(3) 姫路キャスパホールの管理運営

令和7年度予算額 160,299千円

- ① 所在地 西駅前町88番地（キャスパ7階）
- ② 開館 平成3年9月
- ③ 延床面積 2,188㎡
- ④ 主要施設 ・ホール 舞台 間口15m 奥行11m 高さ5.5m
客席数 331席（うち車椅子スペース2台程度）
・楽屋 楽屋 6室（延べ101㎡）
・その他 事務室・応接室 各1
ホワイエ 529㎡
ロビー（ホール前） 245㎡

⑤ 建設費 892,000千円

⑥ 基本使用料 (円)

区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 5時まで	午後6時から 10時まで	午前9時から 午後10時まで
平日	10,020	16,240	18,810	45,070
土曜日、日曜日 及び休日	12,450	20,280	23,460	56,190

⑦ 使用状況

年度	使用件数（件）	使用日数（日）	入場者人数（人）	使用料収入（円）
R2	70	96	9,384	6,553,395
R3	121	164	19,774	10,113,183
R4	144	173	28,224	10,542,905
R5	149	186	32,430	10,307,045
R6	161	197	33,924	11,523,720

2 美術館

- (1) 位置 本町68番地25
- (2) 開館 昭和58年（1983年）4月1日
- (3) 構造及び規模 敷地面積 14,984㎡ 建築面積 2,944.96㎡
延床面積 3,840.88㎡ 庭園面積 11,565㎡

主要施設

常設展示室	418.60 m ²	企画展示室	951.86 m ²
講堂	109.0 m ²	会議室	26.90 m ²
アートライブラリー	80.20 m ²	コレクションギャラリー	128.90 m ²
ボランティア作業室	30.0 m ²	収蔵庫	176.67 m ²

(4) 建設費 1,435,000 千円

(5) 運営に関する基本方針

- ① 優れた美との出会いの場としての美術館活動の展開を基本とする。
- ② 美術館が世代を越えて親しまれ、気軽に訪れることができる心のオアシスとして、市民とともに成長発展していく。

(6) 作品収集の基準

- ① 姫路城をはじめとする郷土の歴史、風物等に関する美術作品及び郷土ゆかりの美術家の優れた作品
- ② 日本の近現代美術
- ③ ベルギーなど海外の近現代美術

(7) 館蔵品の内訳

令和7年8月1日現在

日本画	洋画 (水彩・素描含む)	版画	彫塑・立体等	刀剣	東山焼	デザイン	合計
342	2,031	1,673	207	43	9	811	5,116

(8) 観覧料及び使用料

① 観覧料

区分		金額	
		個人	20人以上の団体
常設展示観覧	一般	210 円	160 円
	大学生・高校生	150 円	120 円
	中学生・小学生	100 円	80 円
企画展示観覧		1人につき2,000円以内で市長が定める額	

② 施設使用料

区分	名称	単位	使用料(1日)			備考
			午前(9:00~12:00)	午後(13:00~17:00)	1日(9:00~17:00)	
附帯 設備	講堂	1室	1,360 円	1,780 円	3,140 円	椅子席 50人
	会議室	1室	410 円	630 円	1,040 円	円卓 13人

区分	名称	単位	使用料(1回)	備考
映写 機器	スライド映写機	1式	500 円	
	16mm映画映写機	1式	1,000 円	
	ビデオテープレコーダー付きテレビ受像機	1式	500 円	
	オーバーヘッドプロジェクター	1式	500 円	

③ 特別観覧料

区分	単位（1点につき）	金額
熟覧	1日	1,010円
模写・模造	1日	2,030円
撮影	1回	3,050円
デジタル画像・写真原版・印画利用	1回	2,030円

(9) 運営状況

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
常設展	期間	232日	265日	284日	297日	291日
	入場者数	12,073人	17,733人	19,963人	63,791人	29,430人
	入場料収入	696,920円	729,770円	1,417,950円	1,960,430円	2,033,840円
特別企画展	期間	101日	205日	358日	262日	268日
	入場者数	16,798人	23,260人	28,843人	101,059人	93,703人
	入場料収入※	7,611,900円	11,578,700円	12,263,050円	91,839,800円	10,477,060円

※令和4・5・6年度特別企画展欄には書寫山圓教寺での展覧会を含む。

(10) 企画展・常設展等の開催状況

令和7年度企画展

姫路市立美術館

展覧会名	期間	日数	内容
大阪・関西万博記念事業 高田賢三展 パリに燃 ゆ、永遠の革命児	4月12日 (土) ～ 7月21日 (月)	87日間	本市出身の世界的デザイナー・高田賢三の没後初となる大規模回顧展。展覧会では、パリからの作品借用に加え、幼少期からのスケッチや日記、自画像、長年親しんだ愛蔵品などを展示。本人の素顔に迫る貴重な資料とともに、1970～90年代KENZOブランドに在籍していた30年の歩みを中心に、約100点の衣装で紹介する。

令和7年度公募展

展覧会名	期間	日数	内容
第79回姫路市美術展	R8年2月28日 (土) ～ 3月22日 (日)	20日間	1946（昭和21）年、第1回展が開催されて以来、本展は兵庫内で最も古い公募展として今日まで続いている。15歳以上（平成22年4月1日以前に生まれた方）であれば、国籍、居住地を問わず、どなたでも応募できる開かれた公募展

令和7年度常設展

展覧会名	期間	日数	内容
國富奎三コレクション 近代フランス絵画 モネからマティスまで	通年	303 日間	近代フランス絵画の中で日本人にも人気のあるコロー、クールベからモネやピサロなどの印象派の作品まで、國富奎三氏から寄贈されたコレクションを常設展示している。

令和7年度コレクションギャラリー

展覧会名	期間	日数	内容
オールひめじ・アート& ライフ・プロジェクト オムニバス	8月2日（土） ～ R8年3月22 日（金）	190日 間	2021（令和3）年度から4年間取り組んできた文化観光拠点計画認定事業「オールひめじ・アート&ライフ・プロジェクト」の総集編として、本プロジェクトで生まれた新作や多様な表現を多彩なプログラムで紹介。姫路の地で自然・身体・音・光・環境と深い対話を重ねてきたアーティストの軌跡を作品展示やドキュメント映像、ワーク・イン・プロGRESSなどで展観する。

3 姫路文学館

(1) 概要

郷土ゆかりの文学者を顕彰するとともに、文学に関する市民の知識及び教養の高揚を図るため、市制 100 周年事業の一環として建設された文学関係の博物館施設で、平成 3 年 4 月に開館。その後、司馬遼太郎記念室を中心とした南館を平成 8 年 5 月に開館。平成 27 年 7 月から大規模改修と展示リニューアルを同時に行い、平成 28 年 7 月にリニューアルオープン。安藤忠雄氏の設計による斬新なデザインは城との新旧の調和を目指したもので、壮麗な天守を間近に望むことができる。

① 位置	山野井町 84 番地	
② 開館	平成 3 年 4 月 1 日	
③ 構造及び規模	・ 北館 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 1 階、地上 3 階 建築面積 1,324 m ² 延床面積 3,815 m ² 常設展示室 特別展示室、講堂ほか	・ 南館 鉄筋コンクリート造 地下 1 階、地上 2 階 建築面積 1,360 m ² 延床面積 2,564 m ² 司馬遼太郎記念室 よいこのへや、図書室 事務室ほか
	・ 望景亭 木造平屋建瓦葺 建築面積 444 m ² 和室 (131 m ²)、茶室 (40 m ²) ほか	・ 駐輪場 鉄筋コンクリート造 建築面積 17 m ²
	・ 書斎風建物 木造平屋建瓦葺 建築面積 29 m ²	
	・ 敷地面積 18,003 m ²	・ 駐車台数 乗用車 56 台
④ 建設費	5,173,879 千円 (北館 2,605,426 千円 南館 2,568,453 千円)	
⑤ 設計	安藤忠雄建築研究所	
⑥ 大規模施設整備 (平成 27 年 7 月から平成 28 年 6 月まで)		
◇ 建築	(大規模改修)	
	設計 村上建築設計室	
	施工 平錦・永岡共同企業体	
◇ 展示	(展示リニューアル)	
	設計施工 トータルメディア開発研究所	
⑦ 大規模施設整備費	1,992,600 千円	

(2) 資料の収集・整理・保存 令和 7 年度予算額 4,929 千円

郷土ゆかりの文学者の文学作品、郷土を題材とした文学作品及びこれらの関連資料を寄贈、寄託、購入等により収集し、常温・常湿の収蔵庫で整理、保管して、永久的な保存を目指している。

① 資料数	約 180,000 点 (令和 6 年 3 月 31 日現在)
② 資料内容	書籍、原稿、書簡、写真、遺品、複製品等
③ 収蔵庫面積	529 m ² (北館収蔵庫 412 m ² : 南館収蔵庫 117 m ²)

(3) 普及啓発活動

令和7年度予算額

4,294千円

文学、歴史関係の講演会、講座等を企画・開催している。また、研究の出版等広範な普及活動に努めている。

① 第4回藤原正彦姫路文学館長講演会

藤原正彦館長による講演会を、6月1日に実施。

・会場 姫路キャスパホール

・定員 300人

② 第27回司馬遼太郎メモリアル・デー（8月7日）

司馬遼太郎の生誕日8月7日に合わせて、その業績に関連した講演、対談などを実施する。

③ 第11回藤原正彦エッセイコンクール

エッセイストとして人気の高い藤原正彦館長にちなみ、エッセイの創作、発表の機会を提供することを目指して開催するもの。中学生、高校生、一般の三部門について各優秀作品を藤原館長が最終選考し、1月に表彰式を行う。

④ 文学館講座の開設

文学思想講座、日本文化講座、市民名作講座、司馬読書会

⑤ 館報「手帖姫路文学館」の発行 年4回 1回3,500部

⑥ 年報の発行 年1回

⑦ 紀要の発行 年1回 300部

(4) 第38回和辻哲郎文化賞

令和7年度予算額

10,116千円

和辻哲郎の業績を顕彰し、和辻哲学の今日的意義を国の内外にわたって探るとともに、優れた学者、作家及び評論家の育成を図るため、毎年、各方面から推薦のあった候補作から選考し、3月上旬に授賞式を開催する。

① 対象

・一般部門 日本文化、伝統文化、風土と人間生活との関連等に関するもので、国際的普遍性、斬新な視点及び深い思索性のある評論。

・学術部門 哲学、倫理学、宗教、思想、比較文化等に関するもので高い水準に達した論文。

② 選考委員

・一般部門 辻原 登（作家）
山内 昌之（東京大学名誉教授）
ロバート キャンベル（早稲田大学特命教授）

・学術部門 清水 正之（聖学院大学名誉学長）
野家 啓一（東北大学名誉教授）
関根 清三（東京大学名誉教授）

③ 賞

・正賞 蒔絵源氏絵千姫羽子板

・副賞 100万円

④ 第37回（令和6年度）受賞者

・一般部門 平井 健介（甲南大学経済学部教授）
『日本統治下の台湾－開発・植民地主義・主体性－』

・学術部門 鷲田 清一（大阪大学名誉教授・京都市立芸術大学名誉教授）
『所有論』

(5) 利用者数

(人)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開館日数		247 日	286 日	300 日	303 日	301 日
入館者数	一般	3,552	8,833	5,019	5,071	7,483
	大・高	192	897	240	314	378
	中・小	695	1,526	600	583	686
	団体	一般	11,153	8,096	6,963	8,418
		大・高	469	217	201	242
		中・小	2,921	1,916	1,308	1,387
	招待等	4,819	10,347	5,596	7,787	6,454
	小計	13,114	36,146	21,684	22,227	25,048
施設利用者及び 行事参加者数	講堂	5,366	8,953	10,740	11,720	11,255
	和室	552	1,064	1,657	1,597	2,667
	茶室	42	87	213	591	816
	洋間	95	284	166	658	778
	特別展示室等	22,362	37,511	32,021	39,883	35,429
	小計	28,417	47,899	44,797	54,449	50,945
計		41,531	84,045	66,481	76,676	75,993

(6) 特別企画展開催状況（再掲：入館者数は、上記入館数に含まれる）

令和6年度特別企画展入館者数

特別企画展名	会期	開催日数	入館者数（人）
特別展「大乙嫁語り展」	4月27日～6月23日	51日	5,463
特別展「画業50年のあゆみ 黒井健絵本原画展」	7月6日～9月1日	51日	7,246
特別展「石黒亜矢子展 ばけものぞろぞろ ばけねこぞろろ」	9月14日～11月24日	62日	7,728
企画展「生誕120年記念 詩人坂本遼展」	12月7日～3月30日	85日	2,672

特別企画展名	会期	内容
特別展「没後10年 作家車谷長吉展」	4月19日～ 6月22日	姫路出身者ではただ一人の直木賞作家車谷長吉（1945-2015）の没後10年を記念した展覧会。妻の詩人高橋順子氏から一括寄贈された膨大な資料により、異色の作家の波乱万丈の生涯と無二の作品世界の魅力を紹介する。
特別展「創刊50周年記念 花とゆめ展 in 姫路」	7月5日～ 9月15日	昭和49年（1974）創刊の少女まんが雑誌『花とゆめ』（白泉社）の50周年を記念した展覧会。「ガラスの仮面」「スケバン刑事」「パタリロ!」「フルーツバスケット」「花ざかりの君たちへ」など数々の名作を生み出し、読者だけでなく社会にも影響を与えてきた50年の歴史を、歴代作家74名の原画約200点を中心にたどる。
特別展「十二国記」 山田章博原画展	9月27日～ 12月14日	平成3年（1991）刊行の『魔性の子』からはじまった、小野不由美の名作「十二国記」。その壮大な異世界ファンタジーの世界を、繊細かつ躍動感あふれる筆致で描き続けてきた山田章博の装丁・挿絵原画、アニメ設定画、ラフ画など約300点を一堂に展覧する。
企画展「戦時下の大衆 文化展」	R8年1月17日 ～3月29日	厳しい言論統制と過酷な処分で規制されていたとイメージされがちな戦時下の文化。しかし、戦争へと突き進む政治的混乱と後退の中においても、文化は自省と発見を重ねて変化し続けた。本展では主として外地（満州・上海など）における移住者・旅行者・従軍者による刊行物や絵画、映画、音楽などを手掛かりに、その実態を問い直す。

(7) その他

文学に関心を持つ人々の教養を深めるとともに、姫路文学館の活動を援助することを目的として「姫路文学館友の会」が結成され、講座、見学研修会の実施、姫路文学館を支援するボランティア活動等を行っている。

会員数 371人

4 書写の里・美術工芸館

(1) 概要

豊かな田園風景を残し、播磨の人々の心のふるさとである書写山、書写の里・美術工芸館は、そのふもとに平成6年7月1日、魅力ある文化・観光の拠点として開館、文化情報の発信地として、また、多くの人が集い楽しめる場所として、特別展示・企画展示をはじめイベント・体験教室など多彩な事業を行っている。

① 位置 書写1223番地

② 開館 平成6年7月1日

③ 構造・規模 ・本館 鉄筋コンクリート一部鉄骨造、地下1階、地上2階

延床面積 2,524㎡

展示室A 293㎡ 展示室B 63㎡ 展示室C 61㎡

企画展示室 79㎡ 郷土玩具室 90㎡ 工芸工房 172㎡

一般展示室 113㎡ 第1収蔵庫 140㎡ 第2収蔵庫 294㎡

荷解室Ⅰ 42㎡ 荷解室Ⅱ 24㎡ 未整理室 28㎡

事務室等管理諸室 187㎡ 機械設備諸室 207㎡ 売店等利便施設 50㎡

その他 681 m²

・交流庵	木造瓦葺	
	延床面積	88 m ²
・工芸教室棟	木造平屋建	
	延床面積	28.4 m ²
・敷地面積		約 17,571 m ²

④ 総事業費 2,149,073 千円

(2) 展示室及び内容

郷土出身で元東大寺別当、清水公照の書・画・陶芸作品やコレクションをはじめ、姫路を中心とする伝統工芸品のほか、山田コレクションを中心とする郷土玩具を展示している。また、伝統工芸の製作実演や自ら体験できる工芸工房などを備える。

① 展示室A

「清水公照泥仏の世界」

清水公照が制作し、瀬戸・九谷・信楽・清水・備前・萩・唐津・有田焼など各地の窯元で焼き上げた泥^{じろぼとけ}仏270体を展示

「屋台コーナー」

魚吹八幡神社の秋祭りで知られる、宮田地区の優美で豪華絢爛な屋台などを展示

② 展示室B

「清水公照すみ・いろ・つちの世界」

清水公照が書いた書・画・絵日記や、全国の窯元に出かけて陶芸家が制作した皿や壺などに絵付けした陶芸作品などを展示

③ 展示室C

「清水公照春・夏・秋・冬の世界」

清水公照の作品から、季節が体感できる軸、額や陶芸作品を茶室仕立ての展示室で展示

④ 企画展示室

館主催の企画展・特別展を行うほか、清水公照が収集した著名な工芸家の作品や交遊のあった工芸家の作品及び播磨に残る伝統工芸品などを展示

⑤ 郷土玩具室

山田コレクションを中心とする土人形やはりこなどの昔懐かしい郷土玩具を常設展示と季節展示で紹介。子ども遊びコーナーも設けている。

⑥ 工芸工房

姫路の伝統工芸品である姫路はりこ、姫路こま、姫革細工、姫山人形、明珍火箸などの展示と製作実演を行い、また、絵付体験もできる。

製作実演（伝統工芸職人が熟練した匠の技を披露）

- ・姫路はりこ（土・日・祝）
- ・姫山人形（土・祝）
- ・姫路こま（おおむね月2回 日）
- ・唐木指物（おおむね月1回 土・日・祝のいずれか）
- ・蒔絵・漆塗り（おおむね月1回 土・日・祝のいずれか）

・こま・おもちゃ製作（おおむね月2回 土・日・祝のいずれか）

絵付体験

・姫路はりこ、姫路こまの絵付け（毎日）

⑦ 一般展示室

館主催の企画展を行うほか市民の文化活動の発表の場として貸出しも行う。

⑧ 交流庵

句会・茶会など文化活動に貸し出している和室の施設

⑨ 工芸教室棟

館主催の教室を行うほか文化活動などに貸し出している作業室

令和7年度展覧会事業

展覧会名	会期	内容
（春季特別展） 日本陶芸美術協会 姫路展 —第12回陶美展作品を中心に— して	4月19日（土）～ 7月13日（日）	全国各地で活躍する陶芸家が集結して2012年に設立された「日本陶芸美術協会」による公募展。重要無形文化財保持者（人間国宝）を含む会員作品を中心に、公募審査による入選作など79点を紹介。「継承」から「創造」へ」をテーマに個性豊かな作品を展示する。
（夏季特別展） 夏休み子どもミュージアム —アジアの布と楽しむ—	7月19日（土） ～ 8月31日（日）	夏休みの小中学生を対象にしたシリーズ。12回目は「布」に注目し館蔵品とあわせて紹介。姫路市内で活動する「ギャラリーとく」の大橋ひろ美氏がセレクトした、インドやラオス、トルコなどアジアの古布、日本三大原始布（科布、葛布、芭蕉布）の帯や着物で、飾る・包む・まとう楽しみを通じて、布の魅力を探る。
（特別展） 兵庫工芸展 姫路展	9月6日（土） ～ 10月26日（日）	県下で活躍する工芸作家団体の「兵庫県工芸美術作家協会」は、公募入選作品を合わせ例年6月に神戸市で兵庫工芸展を実施している。本展はその姫路展として陶芸、染織、ガラス、皮革、漆芸、人形などの約50点で県下現役工芸作家の新作を一堂に会する。
（秋季特別展） 昭和の歴史的プラモデル・ 松井康真の世界	11月1日（土） ～ 12月24日（水）	元テレビ朝日アナウンサーであり（株）タミヤ模型史研究顧問を務める松井康真（まついやすまさ）氏が半世紀にわたり収集した昭和の歴史的プラモデルや貴重な資料の数々と、番組のため等に制作したジオラマ作品等を中心に約800点を展示する。
（新春特別展） 掌の宇宙 根付展-NETSUKE	令和8年（2026） 1月6日（火） ～ 3月31日（火）	根付（ねつけ）とは、江戸時代に印籠などを帯に引っ掛けるために使われた小さな留め具のことで、素材に精巧な彫刻が施され、海外では日本の伝統文化、極小の美術工芸品として現在も人気がある。本展では「公益財団法人京都清宗根付館」の所蔵作品から、現代根付約200点を展示し、手のひらほどの空間に広がる小宇宙の世界を紹介する。

展覧会名	会期	内容
(企画展) 「書写の里・美術工芸館イラスト コンクール（里コン）展」	9月13日（土） ～ 9月28日（日）	館内の作品や屋外の自然に親しむ目的で、写生（イラスト） コンクールを開催、応募イラストは館内に展示、優秀作品 には賞金を贈呈する。
(テーマ展) 郷土玩具生物図鑑	4月12日（土） ～ 7月27日（日）	菊、虎、鯰、エイ、兎など「いきもの」を象った郷土玩具 約50点を実物画像等と併せて展示紹介する。
(テーマ展) 少々推シ展	7月31日（木） ～ 11月30日（日）	紙のはりこ、土人形、木の動物など担当者が推奨する郷土 玩具約50点を、その「推シ」への熱意とともに紹介する。
(テーマ展) 全国めでたものづくり	12月4日（木）～ 令和8年3月31日 （火）	天神や鯛、凧、ミニ祭屋台など、全国各地の「おめでたい」 郷土玩具約50点を展示する。

(3) イベント・教室

新緑や秋季のイベント、陶芸、漆芸などの工芸教室などを開催する。

(4) 資料の収集

- ・郷土ゆかりの作家（清水公照等）の美術、工芸、民芸に関する作品等の収集
- ・郷土に関わりのある美術、工芸、民芸（播磨の伝統工芸品や郷土玩具等）に関する作品等の収集

(5) 令和7年度予算額

96,470千円 うち、

展示経費	11,092千円
実演・教室開催経費	4,177千円
資料収集経費	770千円

(6) 観覧料及び施設使用料

・観覧料

区分	個人	団体（20人以上）
一般	500円	400円
大学生・高校生	300円	240円
中学生・小学生	70円	50円

・施設使用料

使用時間 使用施設	1日	午前	午後
	午前9時から午後5時まで	午前9時から正午まで	午後1時から5時まで
一般展示室	3,660円	1,570円	2,090円
和室	5,230円	2,090円	3,140円
工芸教室棟	1,100円	440円	660円

(7) 運営状況

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開館日数(日)		247	285	298	303	301
入館者 (人)	一般	15,243	24,620	30,057	24,344	21,943
	大学生・高校生	123	112	320	153	181
	中学生・小学生	684	1,785	1,742	1,661	1,541
	幼児	494	540	740	508	518
	計	16,544	27,057	32,859	26,666	24,183

(8) 開館時間・休館日

・開館時間

午前10時から午後5時まで(入館は午後4時半まで)

・休館日

- ・月曜日(休日を除く)
- ・休日の翌日(土・日曜日、休日を除く)
- ・年末年始(12月25日から1月5日まで)
- ・展示替期間(4月15日から4月18日、7月15日～18日、9月2日～5日、10月28日～31日)

(9) 収蔵品(令和7年4月1日現在)

- ・清水公照関係 5,038点
- ・郷土玩具関係 15,339点
- ・伝統工芸及び現代工芸関係 2,713点

※令和8年3月末まで通常開館を行い、令和8年4月1日から休館に入り、おおむね令和10年度末をもって閉館

4 国 際 交 流

1 国際交流の推進

- (1) 国際化市民啓発事業 令和7年度予算額 3,945 千円
- ① 国際理解講演会の開催
異なる文化や価値観を理解・尊重する意識を高めるため、国際的に活躍されている方による講演会の開催（令和6年度 南極料理人 篠原 洋一氏）
- ② ひめじ国際交流フェスティバルの開催
日本人市民と在住外国人の交流を図るため、多文化共生ワークショップのほか、踊りや音楽、衣装や遊びなど多彩な文化の紹介・体験、国際理解講座などを行う。多数のボランティアが参加。（令和7年度予定 10月26日 大手前公園）
- ③ 国際交流スプリングフェスティバルの開催
国際交流センター登録団体を主体に、在住外国人を交えてワークショップや登録団体の活動紹介、世界各国の文化紹介を行い、市民の異文化理解を深める。（令和7年度予定 3月8日 イーグレひめじ）
- ④ 登録団体連絡会議の開催
国際交流センターに登録するボランティア団体が連携し、より効果的な国際交流を推進するため、連絡会議を開催し、情報を交換する。
- (2) 在住外国人生活サポート事業 令和7年度予算額 1,130 千円
- ① 外国語生活ガイドブックの作成
外国語生活ガイドブック「ハンズオンヒメジ」（令和7年度 やさしい日本語版）の作成（令和6年度 中国語版、令和5年度 英語版、令和4年度 ベトナム語版）
外国人の転入時に住民窓口センター等でガイドブックデータ掲載ホームページのQRコード等を記載したチラシを配布
- ② 在住外国人会議の開催
在住外国人が課題や経験について意見交換を行う場を設ける。
- ③ 外国語放送による情報発信業務
在住ベトナム人向けに生活情報等を母国語で放送する。（毎週1回5分程度）
- (3) 外国人受入環境整備事業 令和7年度予算額 13,558 千円
- 外国人相談センター
市内及び近隣在住の外国人や、その雇用者からの行政手続や各種相談に対し、外国語や翻訳機を活用した相談対応や情報提供を行うための窓口となる「外国人相談センター」を運営する。

2 国際交流センターの管理運営

- (1) 施設の概要
- 姫路市国際化推進プランの基本理念「多文化共生社会の実現」及び「国際交流の推進」のため、情報の収集と発信、ボランティア活動の推進、在住外国人の生活相談等を実施する地域の国際化の拠点。
- ① 位置 本町68番地290 イーグレひめじ4階
- ② 開館 平成13年9月
- ③ 面積 2,613.87 m²（うち221.56 m²は人権啓発センター）
- ④ 事業費 約23億2,000万円
- ⑤ 主な施設
- | | |
|-----------|-----------------|
| 姉妹都市コーナー | 海外姉妹都市の紹介展示 |
| 図書コーナー | 図書・外国の新聞・雑誌等の閲覧 |
| 相談面談室 | 外国人生活相談等 |
| ボランティア活動室 | 登録団体の活動の場 |
| 会議室 | 国際交流活動等の会合の場 |
| セミナー室 | 各種セミナーの開催 |
| 和室 | 日本文化の紹介 |

⑥ 基本使用料

(円)

区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
第1会議室	3,180	4,240	3,180	10,600
第2会議室	1,950	2,600	1,950	6,500
第3会議室	2,160	2,880	2,160	7,200
第4会議室	870	1,160	870	2,900
第5会議室	870	1,160	870	2,900
第6会議室	870	1,160	870	2,900
セミナー室A	3,930	5,240	3,930	13,100
セミナー室B	2,160	2,880	2,160	7,200
セミナー室C	1,530	2,040	1,530	5,100
セミナー室D	1,620	2,160	1,620	5,400
和室1	2,400	3,200	2,400	8,000
和室2	2,400	3,200	2,400	8,000

(2) 利用状況

年度	会議室（6室）				セミナー室（4室）				和室（2室）			
	開館日数 （日）	使用日数 （日）	利用率 （%）	利用人数 （人）	開館日数 （日）	使用日数 （日）	利用率 （%）	利用人数 （人）	開館日数 （日）	使用日数 （日）	利用率 （%）	利用人数 （人）
R2	1,770	1,060	59.8	10,870	1,180	696	58.9	15,986	590	130	22.0	1,377
R3	1,980	1,308	66.0	14,638	1,320	907	68.7	22,172	660	167	25.3	2,105
R4	2,076	1,445	70.0	17,497	1,384	1,030	74.0	29,587	692	181	26.0	2,704
R5	2,082	1,424	68.3	17,382	1,388	900	64.8	23,277	694	204	29.3	3,358
R6	2,076	1,401	67.4	18,084	1,384	925	66.8	25,173	692	202	29.1	2,980

※開館日数は開館日に室数を乗じた数字（令和6年度開館日346日、会議室：346×6、セミナー室：346×4、和室：346×2）

(3) 図書コーナー（令和7年3月末現在）

蔵書数：10,402冊（和書：8,362冊、洋書：1,308冊、雑誌：732冊）

〔令和6年度利用状況〕

利用登録者数：60人

図書貸出冊数：1,108冊

(4) 国際交流推進団体の活動強化

令和7年度予算額 15,018千円

国際交流事業を推進する（公財）姫路市文化国際交流財団に対し補助

5 姫路公園の整備

1 概要

築城 400 年余の歴史を刻む国宝姫路城は、わが国最大の木造城郭建築物で、国宝 8 棟、国指定重要文化財 74 棟等多くの文化財を有し、これらを擁する姫路城跡（107.8ha）は、昭和 31 年 11 月文化財保護法に基づく特別史跡に指定されており、城郭を中心とする区域（68.1ha）は、都市公園・姫路公園として計画決定している。

平成 5 年 12 月には姫路城が人類共通の普遍的な価値を有する文化財としてユネスコの世界遺産に登録され、名実ともに日本が世界に誇る文化遺産となっている。

この特別史跡地の整備促進を図るため、昭和 42 年 12 月、文化庁、大蔵省、兵庫県、姫路市の四者により特別史跡姫路城跡周辺地区整理促進連絡協議会を結成、44 年 6 月に姫路城周辺地区の整備管理方針が定められたが、史跡地の一体的整備と整備プログラム等計画実施の具体化を必要とするため、61 年に遺産の保全・継承と魅力のある都市景観の創出及び都市機能の補完・充実を目的とした基本構想を策定、平成 19 年度にこの構想の見直しを行った。

さらに基本構想の理念を具現化するため、平成 22 年度に基本計画を策定したが、現状を踏まえ国が平成 31 年 4 月に新たに制度化した史跡等の保存、活用の考え方や具体的な取組の内容を定める保存活用計画として、特別史跡と国指定建造物について一元化した「姫路城保存活用計画」を策定し、令和 7 年 2 月 21 日付で文化庁の認定を受け、特別史跡等の保存管理及び整備活用を図る。

2 今年度の主な事業

(1) 姫路公園整備事業

令和 7 年度予算額 153,200 千円

姫路城を中心とする姫路公園の維持管理を図り、緑豊かな潤いのある都市空間の創出と城周辺の歴史的な景観形成を促進する。



6 動物園

1 概要・規模

動物園は、昭和 26 年 12 月 1 日、播磨地方唯一の動物園として開園し、緑豊かなレクリエーションの場として市民に親しまれている。

開園当時は 5,600 m²の敷地に、動物も僅かに 16 種 56 点にすぎなかったが、現在では動物数も 90 種 365 点に増え、敷地も 30,760 m²となった。

(1) 敷地面積	30,759.93 m ²				
(2) 建物	55 棟	3,051.38 m ²			
(3) 動物数	90 種	365 点	哺乳類	30 種	120 点
			鳥類	48 種	196 点
			は虫類	12 種	49 点 (令和 7 年 4 月 1 日現在)

2 主要事業

- (1) 動物園管理事業 (令和 7 年度予算額 106,168 千円)

動物園の敷地、獣舎等の維持管理、及び動物の展示、飼育管理を行うとともに、希少動物の調査研究や野生動物の保護育成に取り組んでいる。また、社会教育の場として、動物の観察を通じ動物に関心を持ち親しんでもらうため、ふれあい広場の動物の充実、動物園写生コンクール、動物愛護標語の募集、サマースクール、ウインタースクール、動物愛護フェスティバル、教育活動の場として動物園教室の開催、大学生の学芸員、獣医技術実習、高校生のインターンシップ及び「トライやる・ウィーク」の受入れ、さらには動物園ボランティア制度を導入して、市民に親しまれる動物園運営を展開している。

- (2) 動物園整備事業 (令和 7 年度予算額 1,500 千円)

園の活性化に向けて飼育動物の充実と展示方法の改善を図り、教育・研究・レクリエーションの場にふさわしい動物園を目指し、獣舎やその他園内の整備を行う。

3 入園料

大人	250 円
小人 (5 歳以上中学 3 年生まで)	50 円
団体 30 人～100 人未満	1 割引
100 人～300 人未満	2 割引
300 人以上	3 割引

4 利用状況

年度	有料入園者数 (人)			無料入園者数 (人)	総入園者数 (人)	入園料収入 (千円)
	大人	小人	計			
R2	122,761	27,169	149,930	87,560	(※1)237,490	26,585
R3	135,831	32,678	168,509	116,347	(※2)284,856	29,487
R4	172,110	46,880	218,990	170,504	389,494	37,494
R5	170,474	46,026	216,500	174,334	390,834	37,142
R6	161,802	40,970	202,772	176,030	378,802	42,438

(※1) 緊急事態宣言に伴う臨時休園 (令和 2 年 4 月 9 日～令和 2 年 5 月 31 日)

(※2) 緊急事態宣言に伴う臨時休園 (令和 3 年 4 月 25 日～令和 3 年 5 月 11 日)

7 好 古 園

1 概要・規模

(1) 概要

平成4年4月29日にオープンした姫路城西御屋敷跡庭園「好古園」は、市制100周年を記念して京都大学の中村一（まこと）教授の設計監修により、平成元年度から3年度までの3か年で建設した日本庭園である。発掘調査で確認された西御屋敷跡、武家屋敷跡、通路等の地割を生かした個性ある九つの庭園群と本格的数寄屋建築による茶室「双樹庵」他2棟の御屋敷で構成されている。また、築地塀の復元や屋敷門、長屋門などの配置により特別史跡にふさわしい風情をかもしだすとともに、池や水の流れ、樹木や草花など自然の香りがあふれている。令和4年4月に開園30周年を迎え、より一層姫路の文化・観光を代表する施設となっている。

(2) 規模

- ① 敷地面積 33,994 m²
- ② 事業費（整備費） 2,825,382 千円
- ③ 建築物等

施設名	構造等	規模等
管理事務所	木造瓦葺平屋建	延床面積 179 m ²
活水軒（食堂）	〃	〃 323 m ²
潮音斎（休憩所）	〃	〃 278 m ²
双樹庵（茶室）	〃	〃 250 m ²
渡り廊下	〃	〃 62 m ²
苗圃作業舎	〃	〃 121 m ²
ポンプ舎	〃	〃 21 m ²
築地塀	—	1,150m
あずまや 四阿	流翠亭 鷺望亭 花笠亭 臨泉亭 聞竹亭	5 か所
屋敷門	木造瓦葺	9 か所
長屋門	木造瓦葺平屋建	1 か所
岩組	生野石 宍粟石 鳥取河石	4,500 t
池等	御屋敷の庭	1,300 m ²
	築山池泉の庭	250 m ²
	流れ	700 m ²
灯籠	西ノ屋型 柚ノ木型 勸修寺型 織部型 瀧見型 三月堂型 等	25 基

(3) 主な植物

- ・ 高中木類…50 種 約 3,200 本 マツ、モチ、シイ、シロスギ、モッコク、ツバキ他
- ・ 低木類……35 種 約 10,000 株 サツキ、ドウダンツツジ他
- ・ 地被類
 - 笹類……12 種 約 5,900 m² オカメザサ、クマザサ他
 - 芝生……………約 3,000 m²
 - 苔……………約 1,600 m² スギゴケ
 - 草花……60 種 82,000 株 ニホンサクラソウ、イカリソウ、アサギリソウ他

2 入園料

大人（18 歳以上）	310 円	
小人（小学生・中学生・高校生）	150 円	
団体（30 人以上）	大人 250 円	小人 120 円

令和 8 年 3 月 1 日以降

大人（18 歳以上）	400 円
好古園・姫路城共通券	2,600 円
小人（小学生・中学生・高校生）	無料
団体（30 人以上）	2 割引

3 入園状況

年度	有料入園者数（人）				無料入園者数 （人）	入園料収入 （千円）
	大人	小人	団体等	総数		
R2	38,956	2,690	69,669	111,315	18,266	33,678
R3	47,623	3,246	90,731	141,600	22,546	38,869
R4	86,884	4,372	278,823	370,079	35,029	94,498
R5	87,969	3,842	404,820	496,631	33,664	163,206
R6	82,309	3,884	460,726	546,919	33,237	174,841

8 姫 路 城

1 特徴・概要

(1) 概要

姫路城は標高 45.6m の姫山を利用して構築された平山城で、縄張りは螺旋状に三重とし、内・中・外の堀をめぐらしている。また、海拔 92m の大天守と三小天守を渡櫓でたくみに連絡した連立式天守は日本でも唯一のもので、さらに、千鳥・唐破風の配合の妙と均衡の美しさが白漆喰総塗籠の外壁と相まって類なく壮重優雅である。そして、わが国城郭建築技術の高揚期である桃山時代の遺産で、大天守など 82 棟にも及ぶ建造物と各曲輪がよく保存され、我が国城制を知り得る貴重な存在となっている。

(2) 姫路城概略

元弘 3 年 (1333 年) 赤松則村 姫山に北条氏討伐のための砦を築く。

貞和 2 年 (1346 年) 赤松貞範 砦に館を設ける。

※その後、小寺、山名、小寺、黒田の各氏が居城。

※最近の研究によれば、築城は 16 世紀中頃の黒田重隆・職隆父子以前にはさかのぼれないとする説が出されている。(姫路市史第 14 巻)

天正 8 年 (1580 年) 織田信長の将・羽柴秀吉が黒田孝高の勧めに従い、毛利氏攻略の根拠地として、三層の天守を築く。

慶長 6 年 (1601 年) 池田輝政 (徳川家康の女婿) 五層六階地下一階の天守築城

～

※足かけ 9 年の歳月と延 3,000 万～5,000 万の人員を動員

慶長 14 年 (1609 年)

元和 3 年 (1617 年) 本多忠政 息子忠刻に千姫嫁ぎ、化粧櫓、西の丸を築く。

※現在残る全容を整える。

※その後、松平 (奥平系・結城系) 榊原、酒井の各氏が城主となる。

明治 2 年 (1869 年) 酒井忠邦 版籍奉還

大正元年 (1912 年) 市へ無償貸下げ

昭和 31 年 (1956 年) 8 か年計画で天守群解体修理

～

※総事業費 5 億 5,000 万円

昭和 39 年 (1964 年)

8 年の工事期間と延 20 万人の従事者

平成 21 年 (2009 年) 5 か年計画で大天守の保存修理工事

～

※総事業費 34 億 2,000 万円 (附帯工事、公開等に係る経費含む)

平成 27 年 (2015 年)

修理見学施設「天空の白鷺」

設置期間 平成 23 年 3 月～26 年 1 月

入館者数 184 万人

(3) 城域

内濠以内 約 23 ヘクタール 中濠以内 約 107 ヘクタール 外濠以内 約 233 ヘクタール

(4) 大天守の規模

姫山 標高 45.6m 天守台 (石垣) 高さ 14.85m

大天守 高さ 31.5m 海拔 92m

1 階 桁行 27.77m 梁間 20.04m 面積 550 m² (166.3 坪)

6 階 桁行 12.84m 梁間 8.94m 面積 115 m² (34.7 坪)

心柱 東西 2 本 長さ 24.6m 直径 根本 95 cm 末口 42 cm

(5) 指定文化財

国宝 8 棟 昭和 6 年 1 月 19 日指定、昭和 26 年 6 月 9 日新国宝指定

大天守 (5 層 6 階、地下 1 階付、本瓦葺) 1 棟

西小天守 (3 層 3 階、地下 2 階付、本瓦葺) 1 棟

乾小天守 (3 層 4 階、地下 1 階付、本瓦葺) 1 棟

東小天守 (3 層 3 階、地下 1 階付、本瓦葺) 1 棟

イ・ロ・ハ・ニの渡櫓 4 棟 (イ、ロ、ハの渡櫓各 2 層 2 階地下 1 階付、木造本瓦葺付台所、
ニの渡櫓二重櫓門、本瓦葺)

重要文化財 74 棟 昭和 25 年 8 月 29 日指定

菱の門、備前門、化粧櫓、帯郭櫓、太鼓櫓、井郭櫓、折廻櫓、門、土塀など

特別史跡 中濠以内 1,078,100 m² (約 32 万 6 千坪) 昭和 31 年 11 月 26 日指定

(6) 世界文化遺産登録

平成 5 年 12 月 11 日

2 縦覧料

大人 (18 歳以上) 1,000 円

小人 (小学生・中学生・高校生) 300 円

団体 (30 人以上) 2 割引

令和 8 年 3 月 1 日以降

大人 (18 歳以上・市民) 1,000 円

大人 (18 歳以上・市民外) 2,500 円

姫路城・好古園共通縦覧券 2,600 円

姫路城年間縦覧券 5,000 円

小人 (小学生・中学生・高校生) 無料

団体 (30 人以上) 2 割引

3 利用状況

年度	有料入城者 (人)				無料入城者 (人)	縦覧料 (千円)
	大人	小人	団体等	総数		
令和 2	183,089	27,283	126,518	336,890	53,281	275,021
令和 3	197,433	38,863	139,713	376,009	68,122	298,750
令和 4	387,946	73,277	390,163	851,386	105,969	681,398
令和 5	540,298	90,835	742,527	1,373,660	105,907	1,122,318
令和 6	544,803	88,135	793,681	1,532,111	105,471	1,169,858

4 姫路城整備事業

姫路城内の整備・改修等事業

令和 7 年度予算額 257,900 千円

9 姫路城の保存修理

1 概要

平成 26 年度で姫路城大天守保存修理工事は完了したが、今後も世界文化遺産・姫路城を適切に保存・継承していくためには、大天守のみならず姫路城全体の保存修理を引き続き行っていく必要があるため、計画的に保存修理工事を行う。

2 今年度の主な事業

(1) 姫路城の保存整備

令和 7 年度予算額 148,000 千円

姫路城令和中期保存修理計画（計画期間：令和 6 年度～令和 36 年度）に基づき、姫路城建造物の漆喰壁や屋根等の保存修理を計画的に実施する。

令和 7 年度

姫路城はの門ほか 2 棟保存修理工事、ろの門西南方土塀保存修理工事 ほか



10 商 工 業 行 政

1 工業の振興

(1) 概要

本市の工業は、基礎素材型産業と加工組立型産業を中心に発展し、古くから受け継がれてきた皮革、鎖、ボルト、ナットなどの地場産業とともに、製造業、いわゆる「ものづくり」の厚い集積があるという特性を備えている。臨海部には鉄鋼、化学などの大企業やそれらを支える技術力のある中小企業が集積し、全国有数の工業地帯を形成している。令和5年経済構造実態調査（製造業事業所調査）によると、令和5年の製造品出荷額等は2兆8,804億277万円となっている。

本市では製造業は地域経済の足腰を支える重要な存在であるが、我が国における人口減少・超高齢社会の本格的な到来により、ものづくりを担う人材の育成・確保が課題となっている。

① 工業の概要（従業者数4人以上の事業所）

業種	令和4年				令和5年			
	事業所数	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)	同左 構成比(%)	事業所数	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)	同左 構成比(%)
食料品	84	4,106	11,998,853	4.9	95	4,236	12,888,037	4.5
飲料・たばこ・飼料	14	550	3,219,957	1.3	16	588	3,979,249	1.4
繊維工業	14	571	1,052,322	0.4	18	503	1,054,662	0.4
木材・木製品	8	98	274,364	0.1	12	113	321,866	0.1
家具・装備品	15	270	364,270	0.1	21	286	564,698	0.2
パルプ・紙・紙加工品	34	1,005	3,243,024	1.3	35	1,027	3,507,467	1.2
印刷・同関連業	49	803	1,710,714	0.7	62	923	1,969,601	0.7
化学工業	31	3,870	35,747,322	14.7	37	4,048	45,592,060	15.8
石油製品・石炭製品	6	157	960,450	0.4	10	179	1,627,524	0.6
プラスチック製品	33	1,207	5,220,343	2.1	36	1,243	4,531,915	1.6
ゴム製品	8	922	3,968,533	1.6	10	1,051	4,228,153	1.5
なめし革・同製品・毛皮	25	321	468,311	0.2	31	324	573,552	0.2
窯業・土石製品	24	1,040	3,128,428	1.3	24	932	2,518,035	0.9
鉄鋼業	50	5,251	72,457,646	29.8	57	5,250	89,412,853	31.0
非鉄金属	13	592	1,327,864	0.5	14	653	1,511,583	0.5
金属製品	154	3,966	10,640,180	4.4	179	4,091	12,143,169	4.2
はん用機械器具	65	2,352	6,069,144	2.5	73	2,356	5,923,389	2.1
生産用機械器具	71	1,702	4,924,175	2.0	82	1,873	5,466,980	1.9
業務用機械器具	8	2,140	7,807,603	3.2	9	2,330	8,749,744	3.0
電子部品・デバイス・電子回路	14	911	6,236,923	2.6	16	876	3,057,110	1.1
電気機械器具	59	11,644	54,300,418	22.3	69	13,271	70,369,531	24.4
情報通信機械器具	3	182	795,766	0.3	4	191	724,553	0.3
輸送用機械器具	50	2,547	4,866,701	2.0	51	2,677	4,775,273	1.7
その他の製造業	33	1,067	2,680,185	1.1	51	1,059	2,549,273	0.9
合計	865	47,274	243,463,496	100.0	1,012	50,080	288,040,277	100.0

注意点 ・ 構成比は端数を四捨五入しているため、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

・ 事業所数及び従業者数については当年6月1日現在の数値。また、製造品出荷額等については、前年中（1年間）の数値。

② 地場産業の概要

姫路市地場産業一覧

食料品	手延素麺(播州)、乾麺、清酒、姫路の菓子、水産練製品
繊維	作業手袋
化学・雑貨	皮革(一次製品)、にかわ・ゼラチン、マッチ
機械・金属	鎖、ボルト・ナット、ゴルフ用具

兵庫県の地場産業より

(2) 企業立地の促進

本市産業構造の多様化及び高度化の推進並びに雇用機会の拡大を図るため、「企業立地促進制度」や「オフィス立地促進補助金制度」などの奨励措置により、市内への企業の新規立地や既存企業の拡充を促進する。また、より効果的な情報発信及び企業訪問を行い、企業誘致の強化にも取り組む。

「工場用地ライブラリー制度」により、市内に工場用地を求めている方（需要者）と工場用地を売却等したい方（供給者）の情報を一元的に収集、管理しそれぞれの方に適合する情報をスピーディーに提供する。

① 企業立地促進条例適用状況

年度		R2	R3	R4	R5	R6
指定事業所数		30 事業所	22 事業所	30 事業所	19 事業所	32 事業所
指定区分	新設	—	1 事業所	2 事業所	—	—
	増設	20 事業所	15 事業所	25 事業所	17 事業所	21 事業所
	更新	10 事業所	4 事業所	3 事業所	1 事業所	9 事業所
	移設	—	1 事業所	—	1 事業所	1 事業所
	研究所 (上記のうち 主力製造工場)	—	1 事業所	—	—	1 事業所
		(4 事業所)	(2 事業所)	(1 事業所)	(4 事業所)	(5 事業所)
規模	大企業	2 事業所	3 事業所	4 事業所	6 事業所	5 事業所
	中小企業	28 事業所	19 事業所	26 事業所	13 事業所	27 事業所
投下資産	土地建物	10,315,988 千円	14,055,795 千円	49,908,854 千円	56,128,926 千円	37,137,053 千円
	償却資産	36,095,182 千円	13,962,169 千円	77,314,937 千円	99,135,604 千円	66,831,049 千円
	合計	46,411,170 千円	28,017,964 千円	127,223,791 千円	155,264,530 千円	103,968,102 千円
新規雇用予定者数		109 人	73 人	604 人	430 人	254 人
転勤予定者数		—	17 人	194 人	190 人	102 人
新規融資額		—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—
雇用奨励金		85,800 千円	75,000 千円	96,600 千円	85,200 千円	86,700 千円
工場設置奨励金		422,827 千円	529,830 千円	876,197 千円	1,173,133 千円	1,186,371 千円
事業所奨励金		49,889 千円	52,223 千円	122,813 千円	128,624 千円	125,644 千円

② 企業立地促進制度の概要

工場等を新設・増設・移設・更新（中小企業でかつ製造業に限る。）する場合に活用できる。

●要件

① 工場等

対象業種	投下固定資産総額		新規の正規雇用者数又は転勤者数		立地場所
	大企業	中小企業	大企業	中小企業	
製造業	5 億円以上	3 千万円以上	なし (※)	なし (※)	工業地域 工業専用地域 準工業地域等
道路貨物運送業・倉庫業	5 億円以上	5 千万円以上	9 人以上	2 人以上	上記に同じ

- ・新規の正規雇用者とは、姫路市又は連携中枢都市の関係市町の住民で、かつ正規に雇用された雇用保険加入者をいう。
- ・転勤者とは、設置した工場の操業により、市内に転入した住民で、かつ正規に雇用されている雇用保険加入者をいう。ただし、連携中枢都市の関係市町からの転勤者は対象外
- ・中小企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業をいう。ただし、大企業が出資する場合は、大企業とみなす場合がある。
- ※ 新設の場合は、投下固定資産総額若しくは新規の正規雇用者数のいずれかの要件で足りる。（人数は、道路貨物運送業・倉庫業と同様。）
- 道路貨物運送業・倉庫業の場合は、投下固定資産総額と新規の正規雇用者数の両方が要件となる。

② 本社機能

市内に「本社機能を移転」又は市内の「本社を拡充」する場合であり、延べ床面積が 500 ㎡以上純増かつ常用雇用者 10 人以上（市内本社拡充の場合は 20 人以上）が従事する場合で以下のいずれかに該当する場合

- 地域再生法の認定を受けたもの
- 兵庫県産業立地条例に定める「本社機能立地事業」の認定を受けたもの
- 上記 a. b 以外で登記上の本社本店であり全社的な業務を担当するもの

③ 大規模雇用事業所

「一定規模以上の従業員」が従事する施設（床面積 1,000 ㎡以上）を新設する投資を新たに行う場合で以下のいずれかに該当する場合

- コールセンター又は配送センター等で従業員 100 人以上のもの
- 理学、医学・薬学研究所等で従業員 50 人以上のもの

※ 従業員については正規・非正規に関わらない。

●奨励措置

種類		工場設置奨励金	事業所奨励金	雇用奨励金
奨励期間		6 年間・①工場等のうち主力製造工場・成長産業・大規模雇用で新たな建物建設を伴うもの		3 年間
		4 年間・①工場等のうち新たな建物建設を伴うもの ・②本社機能 ③大規模雇用事業所		
		2 年間・①工場等のうち上記以外のもの		
奨励金額	大企業	固定資産税相当額の 3/5	事業所税資産割相当額の 3/5	新規の正規雇用者 1 人につき 30 万円 (女性については 30 万円を上乗せ) ※
	中小企業	固定資産相当額	事業所税資産割相当額	
限度額		7 億円 (これまで工場等に用いられていなかった土地の場合は 15 億円)		

- ・主力製造工場とは研究所及び本社機能を併設する工場
- ・成長産業とは国の規定による特定重要物資、県の規定による重点立地促進事業、6 次産業化事業、その他市長が認めるもの

- ・大規模雇用とは20人以上（中小企業にあつては5人以上）の新規雇用された常用従業員等を操業開始日から1年以上継続して雇用しているもの

※雇用奨励金の対象者は新規に正規雇用された姫路市民に限る

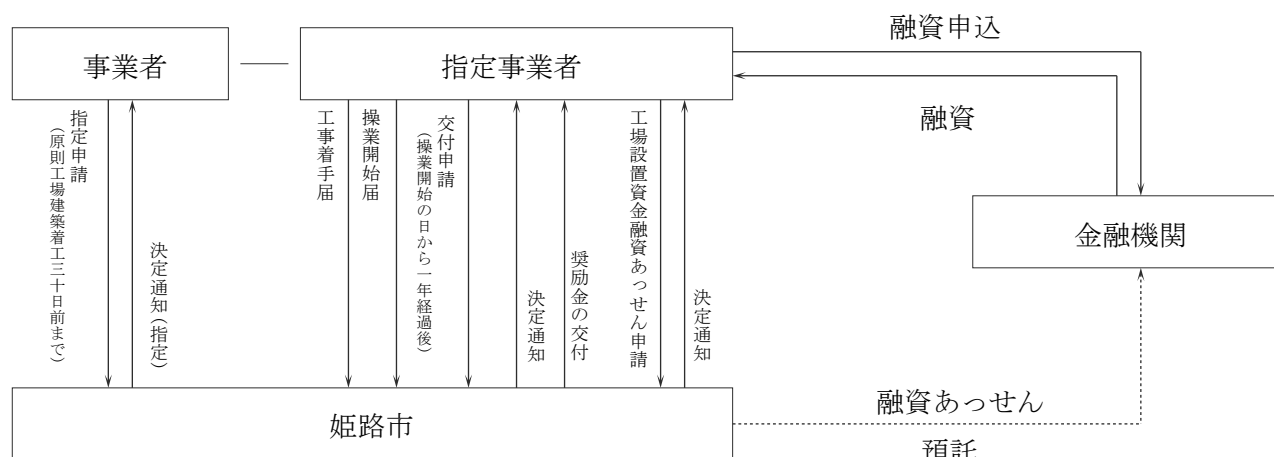
●低利融資のあつせん

上記の制度で指定を受けた事業者については、次の融資制度も利用できる。

融資限度額	期間	利率
投下固定資産総額の2/3以内で5億円	10年間（2年据置）	2.31%（令和7年度）

※ 償還方法、担保及び保証人等については、取扱金融機関の定めによる。

制度の流れ



③ オフィス立地支援制度

オフィス立地促進補助金制度、及び外国・外資系企業向けオフィス賃料補助金交付制度。

1) オフィス立地促進補助金

企業が姫路市内の空きオフィス等へ事務所の新設又は増設を行う場合に、一定の要件を満たせば賃借料や内装改修等の改修費の一部の助成、新規雇用等の補助を受けることができる。なお、兵庫県の要件も満たせば兵庫県からも補助金の交付を受けることができる。

●要件

	立地場所	設置	対象事業	雇用要件
姫路市	市内	新設又は増設	立地促進事業 (※)を行う事務所の設置	新規正規雇用又は市外からの転勤者が ①10人以上（中小企業にあつては5人以上） 又は、②18～29歳の者が3人以上
兵庫県	県内	新設又は増設	立地促進事業(※)を行う事務所の設置	新規正規雇用又は県外からの異動者が 10人以上（中小企業にあつては5人以上）

※ 立地促進事業とは、産業立地の促進により産業の活性化及び新たな雇用の創出に寄与する事業であつて、高度な技術を活用するもの又はゆとりある質の高い県民生活の実現若しくは国際経済交流の促進に寄与するもの

●奨励措置

	種類	補助率	補助金の上限額	補助対象期間
姫路市	賃借料補助	補助対象経費の ①1/4 以内 ②1/2 以内	①月額 750 円/㎡ 100 万円/年度 ②月額 1500 円/㎡ 200 万円/年度	3 年間
	改修費等補助	補助対象経費の 1/4 以内	100 万円	—
	雇用補助	定額 (A) 新規正規雇用又は(B) 転勤者：15 万円/人・年度 ただし、18～29 歳の者については 15 万円/人・年度を上乗せ (対象は市内に住所を有する者に限る)	2,000 万円/年度	(A) 3 年間 (B) 1 年間
兵庫県	賃借料補助	補助対象経費の 1/4 以内	月額 750 円/㎡ 100 万円/年度	3 年間

2) 外国・外資系企業向けオフィス賃料補助金

外国・外資系企業等が姫路市内の空きオフィスビル等に入居して対象事業を行う場合に、一定の要件を満たせば賃借料の一部を助成する。なお、兵庫県の要件も満たす必要がある。

●要件

	立地場所	設置	対象事業	雇用要件
姫路市	姫路市内	新規創業又は県外からの移転	立地促進事業（※）	なし
兵庫県	兵庫県内	新規創業又は県外からの移転	立地促進事業（※）	なし

※ 立地促進事業とは、産業立地の促進により産業の活性化及び新たな雇用の創出に寄与する事業であって、高度な技術を活用するもの又はゆとりある質の高い県民生活の実現若しくは国際経済交流の促進に寄与するもの

●奨励措置

	種類	補助率	補助金の上限額	補助対象期間
姫路市	賃借料補助	補助対象経費の 1/4 以内	月額 750 円/㎡ 100 万円/年度	3 年間
兵庫県	賃借料補助	補助対象経費の 1/4 以内	月額 750 円/㎡ 100 万円/年度	3 年間

④ IT等スタートアップ事業所開設支援制度

新産業の創出や起業を促進するため、ITをはじめとする高度な技術を活用し、社会課題の解決を図り、今後成長が見込める事業を行う事業者が、市内に新たに事業所を開設する際に経費の一部を助成する。なお、兵庫県へも申請し、県の認定審査会において事業認定を受ける必要がある。

●奨励措置（姫路市と兵庫県の合計）

種類	補助率	補助金の上限額	補助対象期間
賃料	補助対象経費の1/2以内	90万円/年	3年間
通信回線使用料	補助対象経費の1/2以内	60万円/年	3年間
人件費（※1）	定額	200万円/年	3年間
改修費	補助対象経費の1/2以内	100万円（※2）	開設時のみ
事務機器取得費	補助対象経費の1/2以内	50万円	開設時のみ

※1 高度IT等技術者に係る人件費

※2 空き家・空き店舗活用の場合、プラス100万円

(3) 中小企業活動の支援

令和7年度予算額 91,584千円

（令和6年度繰越含む）

① ものづくりIT化推進事業

経営課題解決のためのIT化を行う場合に、システム構築・ソフトウェア開発等IT化に必要な経費の一部を支援する。

② 事業承継サポート事業

地域経済の活性化のため、市内企業の廃業減やスムーズな事業承継を行うため、経営改善や事業の速やかな承継等を行うためのセミナーを開催する。

③ 産学官連携の推進

兵庫県立大学・社会価値創造機構などと協力し、企業・大学・学生マッチング、産学官連携セミナーを開催するなど、産学官連携の推進・強化を図る。

④ 産学交流の支援

中小企業と大学との交流を通じて技術・情報・ノウハウ等の活発な交換を行い、新製品・新技術開発等を促進するため、産学交流団体が行う各種事業を支援する。

⑤ 異業種交流の促進

中小企業が異業種交流により、異なる技術や情報の交流・結合を通し経営力の強化や新分野への事業展開を図るために、交流会への講師派遣の助成など各種の支援を行う。また、異業種交流イベントとして「ひめじぐるめらんど」を毎年春に開催している。

⑥ 人材の養成

中小企業、地場産業の次代を担う優秀な人材の育成や、起業前から起業後間もない起業家を支援する。

・中小企業デジタル化推進セミナーの開催

・創業支援事業の実施

・市内で創業される方が、新たに店舗等を出店する場合に内装設備工事費や広告宣伝費の一部を支援

・播磨・但馬地域における起業家を支援するエリア拠点施設として、「起業プラザひょうご姫路」を兵庫県と共同で運営

⑦ 新産業創出支援補助金

中小企業等による半導体、水素、電池関連製品等の実用化に向けた調査、研究、開発又は実証の取組に対し、経費の一部を支援する。

⑧ トラック運送事業者燃料価格高騰対策支援金

燃料価格高騰の影響を緩和し、事業継続を支援するため、中小トラック運送事業者に対し、兵庫県トラック協会西播支部を通じて支援金を支給する。

(4) ものづくりに対する支援

令和7年度予算額 41,434 千円

① 「姫路ものづくり支援センター」事業

姫路商工会議所及び兵庫県立大学との産官学連携協定に基づき、姫路商工会議所2Fに開設したものづくり支援センターを姫路商工会議所と共同で運営し、産官学協働型の新技術・新製品開発を促進している。

② ものづくり開発奨励事業

市内の中小企業が開発した新製品・新技術で、特に優れているものに対し、開発に要した経費の一部を支援する。

③ 海外販路拡大支援

海外での事業展開や販路拡大などをテーマとしたセミナー等の開催や、海外展開相談窓口の設置、展示会への出展の実施により、地域企業の海外販路拡大を支援する。

④ 展示商談会の開催等支援

地域企業の新たなビジネスチャンスを創出する展示商談会の開催等を支援する。

⑤ ものづくり販路拡大支援事業

全国規模の見本市・展示会や国外での展示会等に出展する場合に、その経費の一部を支援する。

⑥ ものづくり情報発信事業

FMゲンキにて市内のものづくり企業等の紹介やものづくりに役立つ情報発信を行う。

⑦ 科学技術基盤活用促進事業

放射光施設やスーパーコンピュータの利用助成や利用実習を通じて、市内企業による科学技術基盤の産業利用の促進を図る。

(5) 地場産業の振興

令和7年度予算額 149,986 千円

姫路・播磨地域の地場産品、特産品の認知度を高めるとともに、産地・商品のブランド化、高付加価値化、販路拡大を支援する。

① 皮革産業対策事業

地場産業である皮革産業の活性化を図るため、認知度の向上や高付加価値化を支援する。

② 特産品等PR事業

地場産業団体が実施するPR活動等を支援する。

③ 地場産業産地振興事業

地場産品・特産品の販路開拓や産地・商品のブランド化、高付加価値化を支援する。

④ 地場産業センターの管理運営

(公財) 姫路・西はりま地場産業センターから令和7年3月31日付けで建物を含む残余財産を譲り受け、建物を産業振興拠点として、貸会議室事業などに活用する。

	午前 (9:00～12:00)	午後 1 (13:00～15:00)	午後 2 (15:30～17:30)	午後 (13:00～17:30)	夜間 (18:00～21:00)	全日 (9:00～21:00)
401 会議室	11,000 円	7,700 円	7,700 円	15,400 円	11,000 円	37,400 円
402 会議室	5,500 円	3,850 円	3,850 円	7,700 円	5,500 円	18,700 円
403 会議室	4,400 円	2,750 円	2,750 円	5,500 円	4,400 円	14,300 円
404 会議室	5,500 円	3,850 円	3,850 円	7,700 円	5,500 円	18,700 円
501 会議室	11,000 円	7,700 円	7,700 円	15,400 円	11,000 円	37,400 円
502 会議室	7,700 円	5,500 円	5,500 円	11,000 円	7,700 円	26,400 円
503 会議室	6,600 円	4,400 円	4,400 円	8,800 円	6,600 円	22,000 円
601 会議室	11,000 円	7,700 円	7,700 円	15,400 円	11,000 円	37,400 円
602 会議室	7,700 円	5,500 円	5,500 円	11,000 円	7,700 円	26,400 円
603 会議室	6,600 円	4,400 円	4,400 円	8,800 円	6,600 円	22,000 円
901 会議室	23,100 円	16,500 円	16,500 円	33,000 円	23,100 円	79,200 円
プロジェクター	1 時間につき 300 円					
DVDプレイヤー	1 時間につき 300 円					
放送設備	1 時間につき 200 円					

※使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は商品の販売を行う場合の使用料は、上記使用料の額に当該使用料の 10 割に相当する額を加算した額とする。

(6) 中小企業経営基盤の安定

令和 7 年度予算額 126,702 千円

① 経済情報の提供

中小企業等のニーズに適合した経済情報を提供するため、姫路経済情報誌「ファイル」を年 3 回、各 2,200 部発行している。また、姫路市の産業振興施策をまとめたパンフレットを発行し、市の支援制度等の広報に努めている。

③ 経営指導

姫路商工会議所や姫路市商工会の行う小規模事業者に対する金融・税制・法律・取引などの巡回・窓口相談や講習会等の事業を支援している。また市内中小企業の経営上の問題を解決するため、各分野の専門家の派遣指導も行っている。

(7) 中小企業融資への支援

令和 6 年度予算額 193,131 千円

中小企業の資金繰りを支援することにより、経営の安定化と健全な発展を促進するために、兵庫県中小企業制度融資等を利用する際の信用保証料の助成を実施している。

① 兵庫県が実施する中小企業向け融資のうち、以下の制度

融資制度名	助成率
新規開業貸付	50%
経営円滑化貸付	5%
特別小規模貸付	15%
SDGs 支援貸付 (事業応援貸付)	20% (上限 25 万円)
兵庫県地球環境保全資金 (地球温暖化対策設備等設置資金)	20% (上限 25 万円)

② 兵庫県信用保証協会が実施する以下の保証制度

保証制度名	助成率
地域活力向上保証「ふるさと」	50%
創業関連保証	50%
スタートアップ創出促進保証	50%
SDGs 支援保証「ステップ」	20%

(8) 地域経済の活性化

令和 6 年度繰越 975,000 千円

令和 7 年度予算 200,000 千円

プレミアム付き商品券事業（姫路しらす商品券）

物価高騰による市民生活への影響を緩和するとともに、地域経済の活性化を図るため、プレミアム付きデジタル商品券を発行する。

2 商業・サービス業の振興

(1) 概要

令和3年「経済センサス活動調査」によると、本市の卸売業と小売業の概要は、事業所数の合計は4,701事業所であり、卸売業は1,249事業所、小売業は3,452事業所で、全事業所のうち、卸売業と小売業の割合は卸売業が26.6%、小売業が73.4%である。従業者数は41,688人であり、卸売業の従業者数は11,904人、小売業の従業者数は29,784人で、従業者数の割合は卸売業が28.6%、小売業が71.4%である。

年間商品販売額は1兆6,519億3,500万円であり、卸売業の年間商品販売額は1兆1,011億9,800万円、小売業の年間商品販売額は5,507億3,800万円で、年間商品販売額の割合は卸売業が66.7%、小売業が33.3%である。

売場面積（小売業のみ）は626,822㎡である。

事業所数、従業者数、年間商品販売額、売場面積（令和3年・平成28年・平成26年・平成24年・平成21年）

		令和3年	平成28年	平成26年	平成24年	平成21年
事業所数	合計	4,701	5,044	4,942	6,476	7,344
	卸売業	1,249	1,356	1,320	1,763	1,934
	小売業	3,452	3,688	3,622	4,713	5,410
従業者数 (人)	合計	41,688	40,830	38,009	50,338	56,658
	卸売業	11,904	12,341	11,767	15,874	18,158
	小売業	29,784	28,489	26,242	34,464	38,500
年間商品販売額 (万円)	合計	165,193,500	168,235,800	154,599,762	153,023,100	—
	卸売業	110,119,800	110,431,800	103,423,459	106,811,672	—
	小売業	55,073,800	57,804,000	51,176,303	46,211,428	—
売場面積（㎡）＜小売業のみ＞		626,822	649,045	656,204	650,813	—

（注）平成21年実施の経済センサス基礎調査では、事業所数、従業者数を調査しているが、年間商品販売額、売場面積は調査していない。

平成26年商業統計調査結果は、経済産業省「平成26年商業統計調査」の調査票情報を姫路市が独自集計したものであり、平成24年経済センサス活動調査との比較は、両調査の集計対象範囲の違いもあり比較していない。

資料：令和3年「経済センサス活動調査」
平成28年「経済センサス活動調査」
平成26年「商業統計調査結果」
平成24年「経済センサス活動調査」
平成21年「経済センサス基礎調査」

令和7年度予算額 41,103千円

(2) 商店街活性化の推進

① 商店街高度化推進事業

商店街の公共的施設設置・改修・撤去事業、共同施設等設置・撤去事業等に対して支援を行い、商店街の高度化を推進するとともに、イベント事業・イメージアップ事業等に対しても支援を行い、まちのにぎわいづくりを目指す。

② にぎわい創出支援事業

全国陶器市など商店街のにぎわいを創出する事業を開催する団体を支援する。

③ 空き店舗対策事業

商店街等の活性化のため、姫路商工会議所や商店街が実施する空き店舗対策事業について支援する。

④ 姫路商業まちづくり推進事業

市内全域にわたる広域的な商業活性化のため、姫路商業まちづくり協議会が実施する事業について支援する。

商店街を対象とした補助制度

種類	対象事業		補助率	限度額
公共的施設設置事業	カラー舗装		40%以内	2,500 万円
	駐車場 駐輪場 休憩所 共同トイレ 街路灯 緑化施設 アーケードの設置		20%以内	2,500 万円
	防犯カメラ監視システムの設置		20%以内	100 万円
公共的施設改修事業	駐車場 駐輪場 休憩所 共同トイレ 街路灯 緑化施設 アーケードの改修		(査定事業費 －50 万円) ×20%以内	1,000 万円
	カラー舗装		40%以内	1,000 万円
公共的施設撤去事業	アーケード 共同トイレ 街路灯の撤去		1／3 以内	500 万円
共同施設等設置事業	統一看板 放送施設 アーチ 商店街案内板の設置		10%以内	300 万円
共同施設等撤去事業	統一看板 放送施設 アーチ 商店街案内板の撤去		1／3 以内	500 万円
省エネ照明設置事業	アーケード 街路灯 統一看板等の照明の切替え		50%以内	250 万円
活性化イベント事業	商店街の売出しを中心としたイベント		10%以内	100 万円
			複数連携	20%以内
	にぎわい創出を中心としたイベント		20%以内	100 万円
			複数連携	40%以内
イメージアップ事業	商店街の装飾、商店街の紹介等を促進する 事業		20%以内	30 万円
			複数連携	40%以内
自主的研修支援事業	セミナー開催、その他研修、調査事業		50%以内	20 万円

商店街空き店舗対策のための補助制度

種類	対象者	対象事業	補助期間	対象経費	補助率	限度額
中心市街地 商店街空き店舗 対策事業	商工会議所	中心市街地商店街の 空き店舗に必要な業 種・業態の適正配置 を図る事業		店舗賃借料 (令和5年度認定分 まで)	1 年目 30%以内 2 年目 20%以内	7 万円
				内装設備工事費 (1 階部分)	50%以内	100 万円
				地域課題の解 決を図る事業	50%以内	150 万円

3 経済振興ビジョンについて

令和3年3月に策定した姫路市経済振興ビジョンに基づき、日本を代表するものづくり都市として、競争力のある企業が新しい技術や市場のニーズを取り入れ、商品やサービスを生み出すことで活発に活動し、そこで活躍する多様な人材が世界に誇れる価値を生み、その富が地域に還元される産業構造の確立を図る。

特に、企業が次の時代に向けて更なる発展を遂げるために不可欠となる「IoTとデジタルトランスフォーメーション」、働き方や生活様式など大きな変換期を迎えていることを踏まえた「多様な人材が活躍する労働環境」、ものづくりのまちとしての認知度向上につながる「メイドイン姫路」の三つの視点を重視しながら、経済振興施策を展開する。

4 中心市街地活性化基本計画の推進

令和7年度予算額 297,845 千円

(1) 中心市街地活性化基本計画の推進

令和7年3月14日に新たに内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地活性化基本計画では、「国内外の人々が行き交い、多様な人々に愛される持続可能な城下（まち）」を基本テーマに、「行きたい城下（まち）」、「にぎわう城下（ま

ち)」、「住み続ける城下（まち）」、「市民が主役の城下（まち）」の四つの基本方針のもと、令和 12 年 3 月までの計画期間内に、姫路市中心市街地活性化協議会と連携しながら、計画に基づく事業を推進する。

(2) 姫路駅北にぎわい交流広場の管理・運営

平成 27 年 3 月末に整備された姫路駅北にぎわい交流広場は、まちの活性化やにぎわいの創出のため、その一部を申込みによりイベント等（市民活動の発表、情報発信、その他様々な催し）で使うことができる。

広場は整備から 10 年が経過し、市民から求められるニーズ・役割も変化していることから、次の 10 年先を見据えた今後の在り方を官民一体となって検討する。

使用料等（北広場ステージ東・西・西 2）

	北広場ステージ東 (130 m ²)	北広場ステージ西 (60 m ²)	北広場ステージ西 2 (30 m ²)
販売行為のないイベント (展示会、音楽ライブ等)	5,200 円 ※1,300 円／時間	2,400 円 ※600 円／時間	1,200 円 ※300 円／時間
販売行為のあるイベント (マルシェ、雑貨市、物産展等)	19,500 円 ※2,600 円／時間	9,000 円 ※1,200 円／時間	4,500 円 ※600 円／時間
見物人から入場料等を徴収 するイベント(コンサート等)	39,000 円 ※5,200 円／時間	18,000 円 ※2,400 円／時間	9,000 円 ※1,200 円／時間
募金活動	使用施設の使用料に 1 日 1 件当たり 1,000 円加算		
電源コンセント	1 日 1 口につき 100 円		

使用料等（北広場レンガ南・北、中央地下通路、キャッスルガーデン）

	北広場レンガ南 (50 m ²)	北広場レンガ北 (40 m ²)	中央地下通路 (165 m ²)	キャッスルガーデン (105 m ²)
販売行為のないイベント (展示会、音楽ライブ等)	2,000 円 ※500 円／時間	1,600 円 ※400 円／時間	6,600 円	4,200 円
販売行為のあるイベント (マルシェ、雑貨市、物産展等)	7,500 円 ※1,000 円／時間	6,000 円 ※800 円／時間	24,750 円	15,750 円
見物人から入場料等を徴収 するイベント(コンサート等)	15,000 円 ※2,000 円／時間	12,000 円 ※1,600 円／時間	49,500 円	31,500 円
募金活動	使用施設の使用料に 1 日 1 件当たり 1,000 円加算			
電源コンセント	1 日 1 口につき 100 円			

※ 使用料の下段は、延長使用料

※ 延長使用は、北広場ステージ東・西・西 2、北広場レンガ南・北の使用時間が 8 時間を超える場合において、超過時間分について適用する。(延長使用時間が、1 時間を満たない端数があるときは、1 時間とする)

(3) 芝生広場イルミネーション事業

姫路駅前から大手前通りを経て姫路城までの区間で一体的なにぎわいを創出するため、芝生広場に隣接するピオレ姫路とともに冬期にイルミネーションを実施する。

(4) 大手前通りイルミネーション事業

姫路駅前から姫路城までのエリアで一体的にイルミネーションを実施することで、夜間のまちなかの魅力向上及びにぎわいを創出し、滞在型観光を推進する。

(5) リノベーションまちづくり推進事業

姫路駅西地区を舞台としてまちの潜在資源を活用し、地域課題の解決を目指すリノベーションまちづくりを推進する。

リノベーションまちづくり推進のための補助制度

種類	対象者	対象事業	対象経費	補助率	限度額
リノベーション 内装工事費支援事業	姫路駅西エリア で主体的に事業 を実施する者	空き店舗等を活用し、 地域の住民等と連携してにぎ わいの創出及び活性化を図り、 地域の再生を目指す事業	内装工事費	1/2 以内	50 万円

(6) ウォーカブル推進事業

「姫路市ウォーカブル推進計画」に基づき、歩きたくなるまちなかづくりを進めるとともに、地元主体の公共空間活用を支援することで魅力的な目的地を増やし、面的ネットワークの構築を目指す。

ウォーカブル推進のための補助制度

種類	対象者	対象事業	対象経費	補助率	限度額
姫路市まちなかウォ ーカブル推進事業	まちなかで主体 的に事業を実施 する団体	公共空間を活用し、まちなかの エリア価値向上を目指す事業 及びまちなかのエリアマネジ メント運営に向けた仕組みづ くりに関する事業	事業に必要 となる広告 宣伝費等の 経費	1/2 以内	50 万円

11 港 湾 の 振 興

1 概要

東西 18 キロに及ぶ姫路港は、東は東播磨港に隣接し、西はたつの市御津町に至る国際拠点港湾（平成 23 年 4 月 1 日指定）であり、播磨臨海工業地帯のほぼ中央に位置し、各地区が独自の機能と役割を果たしながら、互いに有機的な結びつきを持つ大変ユニークな港である。

姫路港の利用状況は、コロナ禍等社会情勢の不安定な時期に若干の影響を受けたが、令和 5 年の入港船舶トン数は外貨・内貨あわせて 2,133 万トン、同じく取扱貨物量は 2,533 万トンと、一定の規模を維持している。

2 姫路港振興対策の推進

播磨地域の中心物流拠点としての機能を備えるべく、姫路港港湾計画に基づき船舶の大型化に対応し、中島地区においてコンテナ貨物の取り扱いも可能な多目的クレーンを平成8年11月に設置、10年3月にはコンテナヤードも完成し、17年には、広畑地区に5万トン級の貨物船が入港できる公共岸壁（水深14m）が整備され、40トン吊りガントリークレーンが設置された。平成21年の姫路港開港50周年を機に姫路港の更なる利活用と機能強化を図る「姫路港整備・利用計画」が策定され、これに基づき、港湾貨物の取り扱い機能を高めるとともに、需要の増大化に対応可能な公共ふ頭の整備や、岸壁・護岸・航路・臨港道路等の新設・改修・改良による港湾機能の維持向上と、低未利用地の新たな産業空間としての利用等、振興と整備を県と協力して積極的に進めており、姫路港開港60周年の年である令和元年には、姫路港港湾計画が「物流機能の強化」「開発空間の確保」「交流人口の拡大」「自然環境の保全・創出」を目的に改訂された。現在、国土交通省と兵庫県により姫路港広畑地区国際物流ターミナル整備事業が着手されており、兵庫県による姫路港旅客ターミナルエリア再編整備事業も進められている。また、兵庫県、姫路市、姫路商工会議所、姫路港運協会、ひょうご埠頭を構成員とする姫路港ポートセールス推進協議会を中心とした、新たなコンテナ定期航路の開設やクルーズ客船の誘致を目指したポートセールスにより、地元経済の振興と国際交流の進展が、ますます図られていくものと期待される。

姫路港入港船舶（1月～12月）

年次	総数		外航		内航	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
R1	27,050	26,548,715	637	16,600,420	26,413	9,948,295
R2	26,331	26,640,748	748	17,289,107	25,583	9,351,641
R3	25,819	24,490,290	687	15,224,473	25,132	9,265,817
R4	25,643	23,903,300	646	14,592,055	24,997	9,311,245
R5	23,886	21,325,606	533	13,408,018	23,353	7,917,588

港区別出入貨物（1月～12月）

（単位 フレート・トン）

年次	東部工業港区	飾磨港区	広畑港区	網干港区	西部工業港区	合計
R1	15,889,059	5,047,873	8,587,778	1,892,326	39,408	31,456,444
R2	17,258,886	4,349,971	8,004,521	1,708,194	65,805	31,387,377
R3	14,102,041	4,762,602	8,452,757	1,945,822	75,392	29,338,614
R4	13,292,842	4,965,729	7,986,808	1,909,149	89,121	28,243,649
R5	11,965,339	4,537,466	6,991,192	1,739,419	99,008	25,332,424

品目別取扱貨物（令和５年）

（単位 フレート・トン）

区分	外国貨物				国内貨物				合計	構成比 (%)
	輸出	構成比 (%)	輸入	構成比 (%)	移出	構成比 (%)	移入	構成比 (%)		
農水産品	0	0.00	0	0.00	108	0.00	100,176	1.63	100,284	0.40
林産品	0	0.00	234,267	1.70	0	0.00	11,648	0.19	245,915	0.97
鉱産品	19,740	3.59	1,584,729	11.47	849,294	17.65	580,946	9.43	3,034,709	11.98
金属機械工業品	459,611	83.50	29,526	0.21	2,283,320	47.46	2,252,337	36.56	5,024,794	19.84
化学工業品	21,947	3.99	11,906,477	86.21	921,231	19.15	2,017,183	32.75	14,866,838	58.69
軽工業品	0	0.00	0	0.00	37,105	0.77	47,700	0.77	84,805	0.33
雑工業品	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
特殊品	49,126	8.93	56,091	0.41	299,741	6.23	728,281	11.82	1,133,239	4.47
分類不能	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
フェリー	0	0.00	0	0.00	420,060	8.73	421,780	6.85	841,840	3.32
合計	550,424	100.0	13,811,090	100.0	4,810,859	100.0	6,160,051	100.0	25,332,424	100.0

※ 構成比は端数を四捨五入しているため、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

兵庫県港湾統計年報から

３ ＫＤ姫路みなとドーム（姫路みなとドーム）

姫路港開港 40 周年を記念し、市民が海際でスポーツ・レクリエーションや展示会に気軽に利用できるほか、災害時には防災拠点として対応できる屋内型の多目的施設として建設された。平成 21 年度にノンサンドの人工芝へのリニューアルを実施した。平成 24 年度からネーミングライツを導入し、令和 6 年度からは愛称がＫＤ姫路みなとドームとなった。

施設の概要

- ① 場所 飾磨区細江 1228 番地 2
- ② 面積 敷地面積 約 2.1ha
施設床面積 約 3,306 ㎡
- ③ 用途 ア 屋内型のスポーツ・レクリエーションに対応
イ 展示会・イベントに対応
ウ 災害時の防災拠点としての対応
- ④ 特徴 膜材料を使用したドーム型の施設
- ⑤ 開館 平成 12 年 5 月
- ⑥ 総事業費 約 20 億円

４ 姫路みなとミュージアム

「銀の馬車道」の終着点である姫路港の活性化に資するため、「海」・「みなと」・「銀の馬車道」をテーマとした展示施設を姫路ポートセンター２階に開設し、市民や観光客の交流拠点を創出するとともに周辺地域の振興を図る。また、みなとを核とした地域住民の交流促進や観光の振興を通じて地域の活性化を図るため、飾磨津臨港公園や姫路みなとドーム等と共に平成 25 年 7 月「みなとオアシス」に登録された。

施設の概要

- ① 場所 飾磨区須加 294 番地（姫路ポートセンター２階）
- ② 床面積 543 ㎡
- ③ 開館 平成 25 年 4 月

5 姫路港の活性化推進事業の支援

姫路港のにぎわい創出や海事思想の普及を目的とする、「姫路みなと祭海上花火大会」や「姫路港ふれあいフェスティバル」などの開催支援を行っている。

6 家島港ふれあいプラザ

家島港のターミナル機能の充実および地域資源の活用を図り、本市の観光及び地域の振興に資することを目的に建設。平成27年4月に、本施設周辺が「ひめじいえしま海の駅」に認定された。

施設の概要

① 場所	家島町真浦 570 番地 7
② 面積	敷地面積 約 290 m ² 延床面積 1 階 170.99 m ² （旅客待合所、乗降手続、地域特産品販売、情報コーナー、トイレ） 2 階 38.91 m ² （管制場、屋上）
③ 開館	平成 24 年 9 月

7 坊勢漁港ふれあいプラザ

坊勢漁港の旅客ターミナル機能の充実を図り、地域間交流の促進及び地域の振興に資することを目的に建設。

施設の概要

① 場所	家島町坊勢 694 番地 83
② 面積	敷地面積 約 204 m ² （建物占有面積） 延床面積 本体棟 172.22 m ² （旅客待合所、乗降手続、地域特産品販売、情報コーナー） トイレ棟 32.00 m ² （トイレ）
③ 開館	平成 30 年 4 月

12 勤 労 者 福 祉

1 概要

勤労者福祉の増進は、各企業が担うべき社会的責任であるが、現実には企業規模、業種及び地域等により福利厚生面で格差が生じている。したがって、本市の勤労者福祉対策は、福利厚生面に格差の見られる中小企業の勤労者を優先に取り組んでいる。その主な内容は、中小企業勤労者の共済制度、労働者福祉団体等に対する勤労者福祉活動の助成、勤労者のための労働相談を行っているほか、技能功労者表彰式、中小企業永年勤続優良従業員表彰式など各種行事を実施している。

2 技能功労者表彰

令和 7 年度予算額 0 千円

市内に住所又は主な勤務地を有する技能者で、経験 25 年以上、年齢 55 歳以上を対象とし、同一職種に専念して卓越した技能を有し、かつ他の模範となる者を表彰している。2 年に一度原則 11 月に表彰式を行っている。

3 中小企業永年勤続優良従業員表彰

令和 7 年度予算額 609 千円

市内中小企業に勤務する従業員の勤労意欲の高揚と、中小企業の振興を図るため、同一事業所に 20 年以上勤務する優良従業員で、事業者、商工会議所会頭及び商工会会長の推薦する者を表彰している。毎年 7 月に表彰式を行っている。

4 労働相談事業

令和 7 年度予算額 476 千円

勤労市民の福祉の向上を図るため労働問題の専門家による労働相談を行っている。

相談事項	解雇、賃金、就労条件、労働災害、年金、その他就労上の諸問題に関すること
相談日	毎月第 1（社会保険労務士）・第 3（弁護士）木曜日
場所	市民相談センター
相談料	無料

5 雇用の安定

令和 7 年度予算額 89,897 千円

(1) 概要

地域経済の振興には、活力ある産業、市民生活を支える就業の場の確保が重要である。

令和 6 年度のハローワーク姫路管内の有効求人倍率は 1.53 で、全国・兵庫県と比較しても高い水準で推移している。特に、新規学卒者への求人が多く、全体として人手不足が続いている。

こうした状況の中で、次代を担う若年層に対する市内企業への就労支援、就労意欲の喚起や就業後のミスマッチの防止等を図るための、人材育成・キャリア教育の重要性が増している。また、女性や高齢者など多様な人材が、自己の能力を十分に生かして働くことが重要となっている。

姫路の15歳以上労働力状態

各年10月1日現在（人）

区分	平成27年国勢調査				令和2年国勢調査			
	総数	構成比(%)	男	女	総数	構成比(%)	男	女
15歳以上人口	458,765	100.0	219,073	239,692	452,691	100.0	216,152	236,539
労働力人口	257,133	56.0	147,250	109,883	256,595	56.7	142,767	113,828
就業者	245,558	53.5	139,902	105,656	246,396	54.4	136,581	109,815
主に仕事	199,931	43.6	133,328	66,603	203,604	45.0	129,243	74,361
家事のほか仕事	37,353	8.1	2,528	34,825	32,792	7.2	2,601	30,191
通学のかたわら仕事	3,619	0.8	1,646	1,973	4,396	1.0	1,998	2,398
休業者	4,655	1.0	2,400	2,255	5,604	1.2	2,739	2,865
完全失業者	11,575	2.5	7,348	4,227	10,199	2.3	6,186	4,013
非労働力人口	183,099	39.9	61,566	121,533	172,721	38.2	60,367	112,354
家事	70,451	15.4	5,902	64,549	61,349	13.6	5,839	55,510
通学	28,128	6.1	14,131	13,997	24,968	5.5	12,421	12,547
その他	84,520	18.4	41,533	42,987	86,404	19.1	42,107	44,297

注）15歳以上人口の総数には労働力状態「不詳」を含む。

(2) 雇用の促進対策

雇用相談の実施、就職面接相談会の開催により就業を支援するとともに雇用情報の提供、姫路しごと支援センターの運営や雇用促進対策総合支援事業の実施など雇用の促進に努めている。

- ・雇用相談コーナー設置 雇用アドバイザー1名常駐
- ・就職面接相談会の開催 ハローワーク、姫路地域雇用開発協会等と協力し、開催
- ・雇用情報コーナー設置 市庁舎ロビー、3支所（中央、飾磨、白浜）、駅前市役所
4地域事務所（家島、夢前、香寺、安富）
6出張所（東、西、林田、飾東、北、船山）
4市民センター（市民会館、飾磨、広畑、網干）
花の北サービスセンター、坊勢サービスセンター
国際交流センター、男女共同参画推進センター
城内図書館
- ・姫路しごと支援センターの運営 就業を支援するため、ハローワークと連携して、就職相談、キャリアカウンセリングや就職セミナーなど実施
(姫路市駅前町265 姫路KTビル3F 月～金曜日10:00～18:00)
- ・雇用促進対策総合支援事業の実施 インターンシップ、オープン・カンパニー等支援事業「あっと！姫路」や女性就労支援事業、外国人材の定着・確保事業等を実施
- ・学生等就職支援事業の実施 姫路経営者協会、兵庫県中播磨県民センターとの共催で、中播磨企業の大学出前セミナーや高校と企業の懇談会を開催

(3) 職業訓練に対する助成

① 中小企業等人材養成事業

中小企業者及びその従業員が人材養成を目的として姫路商工会議所の実施する所定の研修に参加する場合に、その受講料の一部を補助

② 事業内職業訓練助成事業

業界団体が実施する事業内職業訓練に対する助成

(4) 兵庫県雇用開発協会への参加

中高年齢者の雇用安定、若年労働力の確保、労務改善に関する事業に参画して、産業の発展と雇用安定、福祉の向上を図る。

(5) 中小企業就業者確保支援事業の実施

従業員の奨学金返済負担軽減制度を設ける中小企業の負担金額の一部を支援

(6) 働きやすい職場環境整備助成の実施

女性や高齢者等の職域拡大やコミュニケーションの活性化を目的とした職場環境の整備に要する費用の一部を助成

有効求人倍率の推移

区分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
姫路地域	1.22	1.26	1.39	1.49	1.53
兵庫県	0.97	0.94	1.03	1.02	1
全国	1.10	1.16	1.31	1.29	1.25

※「姫路地域」は姫路職業安定所の管内

姫路の職業別人口

区分	平成 27 年国勢調査					
	総数	構成比 (%)	男	構成比 (%)	女	構成比 (%)
総数	245,558	100.0	139,902	100.0	105,656	100.0
管理的職業従事者	6,091	2.5	4,966	3.5	1,125	1.1
専門的・技術的職業従事者	36,760	15.0	18,263	13.1	18,497	17.5
事務従事者	43,025	17.5	16,089	11.5	26,936	25.5
販売従事者	31,704	12.9	16,909	12.1	14,795	14.0
サービス職業従事者	27,473	11.2	7,684	5.5	19,789	18.7
保安職業従事者	4,491	1.8	4,254	3.0	237	0.2
農林漁業作業者	2,456	1.0	1,924	1.4	532	0.5
生産工程従事者	46,201	18.8	35,078	25.1	11,123	10.5
輸送・機械運転従事者	9,039	3.7	8,750	6.3	289	0.3
建設・採掘従事者	12,437	5.1	12,179	8.7	258	0.2
運搬・清掃・包装等従事者	16,770	6.8	8,609	6.2	8,161	7.7
分類不能の職業	9,111	3.7	5,197	3.7	3,914	3.7

区分	令和 2 年国勢調査					
	総数	構成比 (%)	男	構成比 (%)	女	構成比 (%)
総数	246,396	100.0	136,581	100.0	109,815	100.0
管理的職業従事者	4,731	1.9	3,912	2.9	819	0.7
専門的・技術的職業従事者	39,980	16.2	19,132	14.0	20,848	19.0
事務従事者	43,830	17.8	15,939	11.7	27,891	25.4
販売従事者	29,668	12.0	15,339	11.2	14,329	13.0
サービス職業従事者	28,215	11.5	7,475	5.5	20,740	18.9
保安職業従事者	4,375	1.8	4,082	3.0	293	0.3
農林漁業作業者	2,513	1.0	1,908	1.4	605	0.6
生産工程従事者	46,434	18.8	34,890	25.5	11,544	10.5
輸送・機械運転従事者	8,878	3.6	8,530	6.2	348	0.3
建設・採掘従事者	12,576	5.1	12,254	9.0	322	0.3
運搬・清掃・包装等従事者	18,179	7.4	9,346	6.8	8,833	8.0
分類不能の職業	7,017	2.8	3,774	2.8	3,243	3.0

注) 総数には従業上の地位「不詳」を含む。

13 「(仮称)道の駅姫路」の整備

1 道の駅の概要

道の駅は、「道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供」と「地域の振興や安全の確保に寄与」することなどを目的とし、平成5年に登録制度が創設された。

道路利用者のための「休憩機能」、道路利用者や地域の方々のための「情報発信機能」、そして道の駅をきっかけに町と町とが手を結び、活力ある地域づくりを共に行うための「地域連携機能」の三つの機能を併せ持つもので、令和7年6月現在、全国で1,230か所が登録されている。

(1) 道の駅の登録要件

	登録要件
休憩機能	利用者が無料で24時間利用できる ア 十分な容量を持った駐車場 イ 清潔なトイレ（原則、洋式） ウ 子育て応援施設（ベビーコーナー等）
情報発信機能	道路及び地域に関する情報（道路情報、地域の観光情報、緊急医療情報等）を提供
地域連携機能	文化教養施設、観光レクリエーション施設等の地域振興施設
その他	施設及び施設間を結ぶ主要経路のバリアフリー化
設置者	市町村等

2 「(仮称)道の駅姫路」の整備

令和7年度予算額 500,000千円

本市では、世界遺産・国宝姫路城を中心に国内外から多くの観光客を迎えているが、約7割が自動車で来訪していることから、車利用者の休憩機能や観光情報発信機能を有する道の駅の整備が求められる状況にある。

そこで、単なる休憩施設にとどまらず、地元製品の買い物や飲食で楽しむことに加え、利便性・魅力向上機能や交流機能を併せ持った道の駅を整備することを目指している。

(1) 施設の概要

ア コンセプト

播磨の実力（みりよく）にあふれ、世代・地域を越えた交流を生み出す道の駅

イ 基本方針

- (ア) 播磨の実力（みりよく）ある産品があふれ 触れることのできる 魅力的な場
- (イ) こどもが楽しめ 三世代が楽しめる世代を越えた 交流の場
- (ウ) 観光客や市民が集う 地域を越えた 交流の場

ウ 事業対象地



所在地	姫路市飾東町豊国
面積	29,921 平方メートル (図上計測)
主な土地利用	田・畑
法規制	市街化調整区域、河川区域、河川保全区域
周辺道路	西：国道 372 号 南：市道谷外 89 号線 東：市道谷外 74 号線

航空写真（国土地理院）を加工して作成

エ 施設配置イメージ



※ ゾーニングや施設配置の考え方を踏まえた現時点におけるイメージであり、今後の検討により変わりが得るものである。

(2) 整備スケジュール

令和 7 年度	令和 8～10 年度	令和 11 年度～
用地取得 整備運営事業者の募集・契約	設計・工事	維持管理 運営

※ 整備スケジュールは各業務の進捗により変わる可能性がある。

14 スポーツ振興

1 概要

市民の明るい豊かな生活とたくましい身体の育成を図るため、全ての市民が家庭、学校、近隣、職場など、日常生活のあらゆる場所でスポーツに取り組むことができるように、指導者の養成講習会を実施、小学校の運動場と体育館を市民に開放するとともに、各種競技スポーツの振興を図るため、スポーツ教室、各種競技大会、市民スポーツ大会等を開催している。

2 総市民健康運動の推進

広く市民に健康意識の高揚と、心と体のバランスのとれた健康な体づくりの普及、啓発を図り、健康で明るく文化的で活力ある健康福祉都市を築くため、昭和 51 年度から推進している。

総市民健康運動は、各小・中学校及び高等学校で行われる学校体育、本市スポーツ協会（35 種目団体）及びスポーツ少年団等の活動である競技スポーツ、スポーツクラブ 21（71 地区）及びスポーツ推進委員会等が実施する地域スポーツ、並びに各企業等が実施する職場体育からなる。

<主要実施項目>

○ スポーツ施設の整備拡充	○ 指導体制の充実
○ 指導者の養成	○ 健康運動活動の推進
○ 意識の啓発	○ 各種事業の振興

3 学校体育施設の開放

令和 7 年度予算額 46,084 千円

昭和 52 年度から、市民にスポーツの場を提供しようと学校体育施設を開放しているが、これらの利用者の利便を図るため各小学校にクラブハウス、コミュニティルームを設置している。クラブハウスには、男女更衣室、便所、器具庫などのほか、談話室も設けられ、スポーツだけでなく、住民の会合や催しなどにも利用できる。

(1) 校庭クラブハウス、体育館コミュニティルームの整備

① 開放事業の運営及び体育施設利用運営委員会（小学校区単位 69）

② 校庭クラブハウス設置校 29 校

津田小、勝原小、御国野小、広峰小、手柄小、城北小、白鷺小中、高浜小、網干西小、東小、城東小、飾磨小、広畑小、大津小、大津茂小、山田小、砥堀小、高岡小、妻鹿小、広畑第二小、旭陽小、谷外小、四郷学院、城陽小、花田小、八木小、的形小、糸引小、増位小

③ 体育館等コミュニティルーム 30 校

豊富小中、英賀保小、白鳥小、安室東小、峰相小、網干小、別所小、太市小、余部小、高岡西小、八幡小、大塩小、谷内小、城乾小、曾左小、野里小、荒川小、白浜小、南大津小、安室小、林田小、伊勢小、青山小、船津小、城西小、船場小、水上小、香呂小、安富南小、安富北小

(2) 中学校屋外運動場夜間開放実施校 3 校

山陽中、大的中、書写中

4 社会体育指導者養成事業

令和 7 年度予算額 4,131 千円

スポーツ指導者の養成と資質の向上を図ることを目的として、スポーツ大学講座・指導者養成講習会などの事業を実施する。

5 社会体育行事

令和7年度予算額 18,034 千円

(1) 姫路市民スポーツ大会	(6) 姫路市スポーツ賞
(2) 姫路市スポーツ祭	(7) スポーツ教室
(3) スポーツ少年大会	(8) 全国大会等出場者激励
(4) 市長杯争奪社会人野球大会	(9) 聖徳太子奉賛中学校駅伝競走大会
(5) 郡市区対抗駅伝競走大会	(10) 姉妹都市親善スポーツ交歓大会

6 地域スポーツ事業

令和7年度予算額 29,081 千円

市民の健康づくり、体力づくりを図るため誰もが気軽にスポーツに関わりを持てる、生涯スポーツ社会の実現を目指し、生活に密着したスポーツ活動を奨励、普及する。

(1) 市民歩こう会	(4) ウォーキングマップ更新
(2) 市民体力テスト会	
(3) 地域スポーツ振興事業	

7 スポーツイベント事業助成

令和7年度予算額 10,000 千円

全国大会などに助成（相撲、バスケットボール、ブレイキン等）

8 世界遺産姫路城マラソン 2026

令和7年度予算額 125,068 千円

『歴史と文化の継承』をキーワードに、市民あげてサポートするマラソン大会。

姫路城大天守保存修理事業の完成を記念して平成26年度から開催し、今回で11回目となる。「走る人」「支える人」「応援する人」がマラソンを通じて、喜びや感動を共有することで、全ての市民がそれぞれの興味・関心等に応じて、スポーツ参画できる環境づくりにつなげる。

(1) 大会コンセプト

- 世界遺産姫路城の保存、継承を図る。
- 姫路の都市の魅力を発信する。
- 生涯スポーツの振興を図る。
- 市民ボランティア文化の醸成を図る。
- 地域経済の活性化を図る。
- 安全・安心を最優先にした大会運営を図る。

(2) 出走者数

(単位 人)

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
マラソン	新型コロナウイルス	新型コロナウイルス	6,891	8,726	8,428
ファンラン	ス感染拡大の影響	ス感染拡大の影響	2,415	2,069※	3,944
合計	を受け開催中止	を受け開催中止	9,306	10,795	12,372

※レース無効となった5kmの部の出走者は除く

15 社会体育施設

1 総合スポーツ会館

- (1) 位置 中地 453 番地
- (2) 完工 昭和 56 年 5 月
- (3) 構造及び規模 鉄筋コンクリート造 2 階建 地下 1 階 塔屋 3 階
 建築面積 8,385 m² 延床面積 12,811.79 m²
 主要施設
 競技場（フロア面積 2,218 m²）、温水プール（水面積 450 m² 25m 7 コース・幼児プール）、柔道場（フロア面積 823 m²）、剣道場（フロア面積 823 m²）、卓球場（フロア面積 431 m²）、弓道場（4 人立）、トレーニングルーム（フロア面積 282 m²）、会議室、管理諸室、駐車場（156 台収容）
- (4) 建設費 2,158,380 千円
- (5) 占用使用料

区 分	午前 9 時から午後 5 時まで (1 時間につき)	午後 5 時から午後 9 時まで (1 時間につき)
競技場	3,300 円	3,960 円
柔道場・剣道場	1,200 円	1,440 円
弓道場	600 円	720 円
温水プール（1 コースにつき）	900 円	1,080 円

※土、日、休日の使用料は 2 割増、時間外の使用料は 5 割増

※市外の方の使用料は 5 割増

※アマチュアスポーツ以外の使用及び入場料を徴収する場合の割増規定あり

(6) 個人使用料

区 分	当日使用料 (1 人 1 回 1 時間以内につき)	回数券 (使用券 11 枚つづり)
競技場・柔道場・剣道場・弓道場(弓道場使用は大人のみ)・卓球場	大人 180 円 小人 90 円	大人 1,800 円 小人 900 円
温水プール	大人 300 円 小人 150 円	大人 3,000 円 小人 1,500 円
トレーニングルーム	大人 240 円	大人 2,400 円

※「小人」は義務教育終了前

(7) 使用状況

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
個人使用	大人（人）	45,432	51,494	55,147	61,325	52,287
	小人（人）	8,222	10,620	12,370	13,425	13,188
占用使用	件数（件）	1,487	1,855	1,463	1,764	1,866
	人員（人）	44,175	66,489	80,907	87,908	87,698
教室使用（人）		83,797	51,977	55,920	61,623	57,881
使用料収入（円）		21,578,440	23,628,840	25,668,060	29,278,360	32,024,450

2 球技スポーツセンター

- (1) 位置 花田町加納原田 813 番地
- (2) 完工 昭和 57 年 3 月
- (3) 敷地面積 58,546 m²
- (4) 構造及び規模
- ・球技場（サッカー・ラグビー場） グラウンド面積 12,262 m²（人工芝）
観覧席 メインスタンド 3,000 人収容 バックスタンド 2,000 人収容
 - ・野球場 グラウンド面積 8,712 m²（外野芝張）
観覧席 400 人収容
 - ・テニスコート コート面積 3,985 m²（砂入り人工芝コート 6 面）
観覧席 150 人収容
 - ・多目的広場グラウンド 面積 8,400 m²（クレー）
 - ・駐車場 176 台収容
- (5) 建設費 981,500 千円
- (6) 使用状況

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
使用 人数 (人)	球技場	25,618	34,660	39,924	42,981	46,681
	テニスコート	13,673	18,679	18,445	18,451	17,820
	野球場	7,128	9,983	10,534	8,290	9,269
	多目的広場	13,844	16,250	20,139	21,475	20,255
	合計	60,263	79,572	89,042	91,197	94,025
使用料収入（円）		5,359,640	5,831,980	6,605,060	7,541,740	8,219,950

(7) 占用使用料

区 分	午前 9 時から午後 5 時まで (1 時間につき)
球技場	3,600 円
野球場	1,200 円
テニスコート 1 面	500 円
多目的広場	1,000 円

※土、日、休日の使用料は 2 割増、時間外の使用料は 5 割増

※市外の方の使用料は 5 割増

※アマチュアスポーツ以外の使用及び入場料を徴収する場合の割増規定あり

3 広畑野球場

- (1) 位置 広畑区鶴町一丁目 56 番地
- (2) 完工 平成元年 2 月
- (3) 構造及び規模 グラウンド面積 6,800 m² センター 90m 両翼 80m ナイター設備
- (4) 使用状況

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
使用人員（人）	14,515	16,354	16,153	19,646	21,253
使用料収入（円）	407,940	385,970	637,220	727,190	609,660

(5) 占用使用料

区 分	午前 9 時から午後 9 時まで (1 時間につき)
野球場	400 円

※土、日、休日の使用料は 2 割増、時間外の使用料は 5 割増

※市外の方の使用料は 5 割増

※アマチュアスポーツ以外の使用及び入場料を徴収する場合の割増規定あり

4 ウィンク球場（姫路球場）

- (1) 位置 飯田 540 番地
- (2) 完工 昭和 34 年 3 月（改築 平成 26 年 1 月）
- (3) 構造及び規模 鉄筋コンクリート造 3 階建（延床面積 11,425 m²）
メインスタンド（5,084.34 m²）
1 塁・3 塁側内野スタンド（6,037.73 m²）、外野スタンド
グラウンド（12,471 m²、センター 120m、両翼 100m）、ナイター設備
屋内練習場、会議室 1、会議室 2、審判員控室、更衣室、スコアボード等
収容人数 約 14,000 人（内野約 8,000 人 外野約 6,000 人）
- (4) 建設費 130,000 千円（H23～H25 大規模改修費 2,283,729 千円）
- (5) 使用状況

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
使用人員（人）	15,629	31,688	39,302	41,676	52,449
使用料収入（円）	2,358,340	3,365,040	3,397,600	5,056,380	4,847,640

(6) 占用使用料

区 分		午前 9 時から午後 5 時まで (1 時間につき)	午後 5 時から午後 9 時まで (1 時間につき)
野球場	グラウンド（スタンドを含む。） 及び室内練習場	3,800 円	4,560 円
	グラウンド（スタンドを含む。）	3,000 円	3,600 円
	室内練習場（1 室につき）	1,000 円	1,200 円

※土、日、休日の使用料は 2 割増、時間外の使用料は 5 割増

※市外の方の使用料は 5 割増

※アマチュアスポーツ以外の使用及び入場料を徴収する場合の割増規定あり

5 田寺テニスコート

- (1) 位置 田寺東二丁目 12 番 1 号
- (2) 完工 昭和 55 年 6 月
- (3) 構造及び規模 砂入り人工芝コート 6 面 練習コート 1 面 クラブハウス 駐車場
敷地面積 7,659 m²
- (4) 建設費 62,000 千円
- (5) 使用状況

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
使用人員（人）	31,908	35,940	36,938	36,233	35,109

(6) 占用使用料

区 分	午前 9 時から午後 5 時まで (1 時間につき)
コート 1 面	500 円

※土、日、休日の使用料は 2 割増、時間外の使用料は 5 割増

※市外の方の使用料は 5 割増

※アマチュアスポーツ以外の使用及び入場料を徴収する場合の割増規定あり

6 網干テニスコート

- (1) 位置 網干区新在家 1320 番地 4
 (2) 完工 昭和 58 年 3 月
 (3) 構造及び規模 砂入り人工芝コート 4 面 クラブハウス 駐車場
 敷地面積 3,411 m²
 (4) 建設費 33,000 千円
 (5) 使用状況

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
使用人員 (人)	9,630	11,841	13,394	12,284	9,659

(6) 占用使用料

区 分	午前 9 時から午後 5 時まで (1 時間につき)
コート 1 面	500 円

※土、日、休日の使用料は 2 割増、時間外の使用料は 5 割増

※市外の方の使用料は 5 割増

※アマチュアスポーツ以外の使用及び入場料を徴収する場合の割増規定あり

7 広畑テニスコート

- (1) 位置 広畑区鶴町二丁目 38 番地
 (2) 完工 平成 6 年 2 月
 (3) 構造及び規模 砂入り人工芝コート 10 面 クラブハウス 駐車場
 敷地面積 7,901 m² 管理棟 359 m²
 (4) 建設費 313,662 千円 (公園含む)
 (5) 使用状況

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
使用人員 (人)	29,236	34,853	35,792	35,322	37,060

(6) 占用使用料

区 分	午前 9 時から午後 5 時まで (1 時間につき)
コート 1 面	500 円

※土、日、休日の使用料は 2 割増、時間外の使用料は 5 割増

※市外の方の使用料は 5 割増

※アマチュアスポーツ以外の使用及び入場料を徴収する場合の割増規定あり

8 ヴィクトリーナ・ウインク体育館(中央体育館)

- (1) 位置 西延末 90 番地
 (2) 完工 昭和 63 年 7 月
 (3) 構造及び規模 鉄筋コンクリート造 3 階建
 敷地面積 11,300 m² 建築面積 6,554 m² 延床面積 9,067.76 m²
 第 1 競技場 2,183 m² 第 2 競技場 740 m²
 観客席 (固定席 1,960 席、移動席 896 席、身障者用 6 席)
 相撲場 204 m² 会議室 事務室 喫茶コーナー他
 (4) 総事業費 約 24 億円
 (5) 使用状況

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
使用人員 (人)	65,171	99,679	159,923	181,121	215,776
使用料収入 (円)	9,331,260	13,254,300	17,084,640	21,008,180	24,897,150

(6) 占用使用料

区 分	午前 9 時から午後 5 時まで (1 時間につき)	午後 5 時から午後 9 時まで (1 時間につき)
第 1 競技場	4,200 円	5,040 円
第 2 競技場	1,200 円	1,440 円
相撲場	1,000 円	1,200 円

※土、日、休日の使用料は 2 割増、時間外の使用料は 5 割増

※市外の方の使用料は 5 割増

※アマチュアスポーツ以外の使用及び入場料を徴収する場合の割増規定あり

(7) 個人使用料

区 分	当日使用料 (1 人 1 回 1 時間以内につき)	回数券 (使用券 11 枚つづり)
第 1 競技場	大人 240 円	大人 2,400 円
第 2 競技場	小人 120 円	小人 1,200 円
相撲場		

※「小人」は義務教育終了前

9 ウインク陸上競技場 (陸上競技場)

- (1) 位置 中地 377 番地 1
 (2) 完工 昭和 39 年 9 月
 (3) 構造及び規模 総面積 39,600 m² メインスタンド 鉄筋コンクリート造 2 階建 一部鉄骨造
 競技場面積 19,800 m²
 トラック (全天候型舗装) 1 周 400m 8 コース 直線 140m 8 コース
 フィールド 走幅跳、三段跳、走高跳、棒高跳、砲丸投、円盤投、やり投、ハンマー投
 各 2 か所
 収容人員 20,000 人
 (4) 建設費 180,000 千円
 (5) 使用状況

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
使用人員 (人)	48,211	39,278	77,213	81,856	78,880
使用料収入 (円)	2,086,490	1,279,850	2,629,480	3,145,810	3,634,340

(6) 占用使用料

区 分	午前 9 時から午後 5 時まで (1 時間につき)
競技場 (スタンドを含む。)	1,900 円

※土、日、休日の使用料は 2 割増、時間外の使用料は 5 割増

※市外の方の使用料は 5 割増

※アマチュアスポーツ以外の使用及び入場料を徴収する場合の割増規定あり

(7) 個人使用料

区 分	当日使用料 (1 人 1 回につき)	年間使用券 (1 人 1 年につき)
競技場	大人 240 円	大人 9,600 円
	小人・高校生 120 円	小人・高校生 4,800 円

※「小人」は義務教育終了前

10 灘浜野球場

(1) 位置 白浜町灘浜 8 番地

(2) 完工 昭和 58 年 10 月

(3) 構造及び規模 グラウンド面積 16,000 m² (野球等 2 面可能) ナイター設備

(4) 使用状況

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
使用人員 (人)	10,066	10,594	12,188	12,104	11,549
使用料収入 (円)	1,373,710	1,650,690	2,043,790	1,421,920	1,772,660

(5) 占用使用料

区 分	午前 9 時から午後 9 時まで (1 時間につき)
野球場	400 円

※土、日、休日の使用料は 2 割増、時間外の使用料は 5 割増

※市外の方の使用料は 5 割増

※アマチュアスポーツ以外の使用及び入場料を徴収する場合の割増規定あり

11 白浜グラウンド

(1) 位置 白浜町丙 577 番地

(2) 完工 昭和 58 年 3 月

(3) 構造及び規模 敷地面積 10,000 m² グラウンド面積 9,000 m² センター 90m 両翼 80m

(4) 使用状況

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
使用人員 (人)	6,912	7,003	6,753	7,364	8,205

(5) 使用料 無料

12 白浜新開野球場

(1) 位置 白浜町甲 912 番地 1

(2) 完工 平成元年 10 月

(3) 構造及び規模 グラウンド面積 10,000 m² センター 110m 両翼 90m

(4) 使用状況

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
使用人員（人）	17,486	22,679	22,931	20,889	20,771
使用料収入（円）	383,620	363,190	412,390	441,030	365,250

(5) 占用使用料

区分	午前9時から 午後5時まで (1時間につき)
野球場	400 円

※土、日、休日の使用料は2割増、時間外の使用料は5割増

※市外の方の使用料は5割増

※アマチュアスポーツ以外の使用及び入場料を徴収する場合の割増規定あり

13 中島野球場

- (1) 位置 飾磨区中島 2558 番地
 (2) 完工 昭和 53 年 2 月
 (3) 構造及び規模 グラウンド面積 10,498 m² センター 105m 両翼 87m
 (4) 使用状況

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
使用人員（人）	4,987	10,898	10,648	11,546	13,507
使用料収入（円）	213,200	478,510	460,370	462,140	677,480

(5) 占用使用料

区 分	午前9時から午後5時まで (1時間につき)
野球場	400 円

※土、日、休日の使用料は2割増、時間外の使用料は5割増

※市外の方の使用料は5割増

※アマチュアスポーツ以外の使用及び入場料を徴収する場合の割増規定あり

14 林田グラウンド

- (1) 位置 林田町上構 343 番地 2
 (2) 完工 平成元年 2 月
 (3) 構造及び規模 総面積 13,660 m²
 多目的広場 8,918 m² センター 106m 左翼 78m 右翼 87m
 駐車場 58 台
 (4) 使用状況

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
使用人員（人）	4,441	5,243	4,185	5,809	5,202
使用料収入（円）	283,160	332,590	267,200	289,080	373,190

(5) 占用使用料

区 分	午前 9 時から午後 5 時まで (1 時間につき)
多目的広場	400 円

※土、日、休日の使用料は 2 割増、時間外の使用料は 5 割増

※市外の方の使用料は 5 割増

※アマチュアスポーツ以外の使用及び入場料を徴収する場合の割増規定あり

15 豊富球場

- (1) 位置 豊富町豊富 3910 番地 1
- (2) 完工 平成 8 年 3 月
- (3) 敷地面積 44,225 m²
- (4) 構造及び規模
- ・野球場 グラウンド面積 11,751 m² (外野芝張) センター 120m 両翼 92m
観客席 300 名収容
 - ・多目的広場 グラウンド面積 2,940 m²
 - ・サブグラウンド グラウンド面積 1,700 m² (総芝張)
 - ・駐車場 (105 台) バス (3 台)
- (5) 建設費 944,400 千円

(6) 使用状況

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
使用人員 (人)	12,538	17,773	24,373	22,923	21,808
使用料収入 (円)	898,710	994,870	1,440,270	1,784,320	944,780

(7) 占用使用料

区 分	午前 9 時から午後 5 時まで (1 時間につき)
野球場 (スタンドを含む)	1,200 円
多目的広場	150 円

※土、日、休日の使用料は 2 割増、時間外の使用料は 5 割増

※市外の方の使用料は 5 割増

※アマチュアスポーツ以外の使用及び入場料を徴収する場合の割増規定あり

16 広畑トレーニングルーム

- (1) 位置 広畑区正門通三丁目 7 番地
- (2) 完工 平成 6 年 4 月
- (3) 規模 トレーニングルーム 750 m² 更衣室、シャワー室
- (4) 使用状況

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
使用人員 (人)	10,162	11,716	13,631	16,204	16,212

(5) 占用使用料

区 分	午前 9 時から午後 5 時まで (1 時間につき)	午後 5 時から午後 9 時まで (1 時間につき)
多目的ルーム	1,000 円	1,200 円

※土、日、休日の使用料は 2 割増、時間外の使用料は 5 割増

※市外の方の使用料は 5 割増

※アマチュアスポーツ以外の使用及び入場料を徴収する場合の割増規定あり

(6) 個人使用料

区 分	1 人 1 回 1 時間以内につき
トレーニングルーム	大人 360 円

17 花北体育館

(1) 位置 増位新町二丁目 12 番地

(2) 完工 昭和 55 年 3 月

(3) 構造及び規模 鉄筋コンクリート造 2 階 建物面積 1,913 m²
 体育館 770 m² (バスケットボール、バレーボール各 1 面、ママさんバレーボール、
 バドミントン各 3 面)

トレーニングルーム、多目的ルーム、更衣室、会議室、ランニングロード、事務室

(4) 建設費 266,000 千円 (H21 大規模改修費 91,772 千円)

(5) 使用状況

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
使用人員 (人)	26,657	32,413	37,183	34,508	35,408
使用料収入 (円)	3,884,370	4,536,340	5,220,850	5,098,470	6,102,100

(6) 占用使用料

区 分	午前 9 時から午後 5 時まで (1 時間につき)	午後 5 時から午後 9 時まで (1 時間につき)
競技場	1,000 円	1,200 円
多目的ルーム	600 円	720 円

※土、日、休日の使用料は 2 割増、時間外の使用料は 5 割増

※市外の方の使用料は 5 割増

※アマチュアスポーツ以外の使用及び入場料を徴収する場合の割増規定あり

(7) 個人使用料

区 分	当日使用料 (1 人 1 回 1 時間以内につき)
競技場	大人 180 円 小人 90 円
多目的ルーム	大人 180 円 小人 90 円
トレーニングルーム	大人 240 円

※「小人」は義務教育終了前

18 飾磨体育館

- (1) 位置 飾磨区細江 104 番地の 3
 (2) 完工 昭和 62 年 3 月
 (3) 構造及び規模 鉄筋コンクリート造 平屋一部 2 階建
 建築面積 947.44 m² 延床面積 1,042.59 m²
 体育館 (784.5 m²)、会議室、更衣室、器具庫
 (4) 建設費 153,241 千円
 (5) 使用状況

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
使用人員 (人)	18,825	21,442	22,482	21,837	17,934

(6) 占用使用料

区 分	午前 9 時から午後 5 時まで (1 時間につき)	午後 5 時から午後 9 時まで (1 時間につき)
競技場	800 円	960 円

※土、日、休日の使用料は 2 割増、時間外の使用料は 5 割増

※市外の方の使用料は 5 割増

※アマチュアスポーツ以外の使用及び入場料を徴収する場合の割増規定あり

(7) 個人使用料

区 分	当日使用料 (1 人 1 回 1 時間以内につき)
競技場	大人 180 円 小人 90 円

※「小人」は義務教育終了前

19 スケートボードパーク

- (1) 位置 西延末 484 番地
 (2) 完工 平成 31 年 3 月
 (3) 構造及び規模 スケートボード場 925.5 m² 13 セクション (ボウル、モーグル、ボックス等)
 休憩所 54 m² ^{あずまや} 四阿、ベンチ 6 基
 (4) 建設費 64,633 千円
 (5) 利用登録者数 3,082 人 (令和 7 年 3 月末時点)
 (6) 占用使用料

区 分	午前 9 時から午後 5 時まで (1 時間につき)	午後 5 時から午後 9 時まで (1 時間につき)
スケートボード場	1,000 円	1,200 円

※土、日、休日の使用料は 2 割増、時間外の使用料は 5 割増

※市外の方の使用料は 5 割増

※アマチュアスポーツ以外の使用及び入場料を徴収する場合の割増規定あり

(7) 個人使用料 無料

※令和 6 年度から指定管理者制度へ移行

20 家島B & G海洋センター

- (1) 位置 家島町真浦 1732 番地 73
- (2) 完工 昭和 63 年 5 月
- (3) 構造及び規模 鉄筋コンクリート造一部 2 階建
延床面積 2,851 m²
体育館(バレーコート 2 面)、多目的ルーム
温水プール
一般用プール 25m×13m 水深 1.2m 両端 1.1m
幼児用プール 10m×6m 水深 0.5～0.6m
艇庫 221.45 m² (一部 3 階建)
OP ヨット 10 艇・12F ヨット 3 艇・ローボート 8 艇
カヌー 12 艇・ペアカヌー 2 艇・330 セールボード 3 艇
- (4) 建設費 340,000 千円
- (5) 使用状況

施設名	使用人数 (人)				
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
体育館	3,454	2,379	2,308	2,250	2,906
多目的ルーム	583	758	770	973	1,055
プール	7,095	8,287	2,698	2,619	4,506
艇庫	948	649	893	896	1,098
ミーティングルーム	(各競技場に含む)	(各競技場に含む)	(各競技場に含む)	(各競技場に含む)	(各競技場に含む)
合計	12,080	12,073	6,669	6,929	9,565

占用使用料

区 分	午前 9 時から午後 5 時まで (1 時間につき)	午後 5 時から午後 9 時まで (1 時間につき)
体育館	800 円	960 円
多目的ルーム	400 円	480 円
温水プール (1 コースにつき)	500 円	600 円

※土、日、休日の使用料は 2 割増、時間外の使用料は 5 割増

※市外の方の使用料は 5 割増

※アマチュアスポーツ以外の使用及び入場料を徴収する場合の割増規定あり

(6) 個人使用料

区 分	当日使用券 (1 人 1 回 1 時間以内につき)	回数券 (使用券 11 枚つづり)
体育館	大人 120 円	大人 1,200 円
多目的ルーム	小人 60 円	小人 600 円
温水プール	大人 180 円	大人 1,800 円
	小人 90 円	小人 900 円

※「小人」は義務教育終了前

(7) 附帯施設及び備品使用料

区 分	1 艇 2 時間につき		定員 (人)
	大人	小人	
カヌー	400 円	200 円	1
ペアカヌー	810 円	400 円	2
OPヨット	610 円	300 円	1
12Fヨット	1,220 円	610 円	2
ローボート	1,220 円	610 円	4
330 セールボード	610 円	300 円	1
420 ヨット	1,220 円	610 円	2
艇庫	1 回 1 人につき 100 円		

※「小人」は義務教育終了前

21 家島運動広場

- (1) 位置 家島町真浦 1732 番地 63
- (2) 完工 昭和 62 年 7 月
- (3) 構造及び規模 グラウンド 10,000 m² (ナイター設備)
テニスコート 1,356 m² (砂入り人工芝コート 2 面、ナイター設備)
- (4) 建設費 139,841 千円
- (5) 使用状況

施設名	使用人数 (人)				
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
グラウンド	2,583	3,573	3,662	3,765	2,900
テニスコート	2,512	2,566	1,773	1,375	1,868
合計	5,095	6,139	5,435	5,140	4,768

(6) テニスコート占用使用料

区 分	午前 9 時から午後 5 時まで (1 時間につき)	午後 5 時から午後 9 時まで (1 時間につき)
テニスコート (1 面につき)	500 円	600 円

※土、日、休日の使用料は 2 割増、時間外の使用料は 5 割増

※市外の方の使用料は 5 割増

※アマチュアスポーツ以外の使用及び入場料を徴収する場合の割増規定あり

22 坊勢スポーツセンター

- (1) 位置 家島町坊勢 700 番地 24
- (2) 完工 平成 15 年 3 月
- (3) 構造及び規模 鉄筋コンクリート造一部 3 階建
延床面積 4,930 m²
体育館 (バレーコート 2 面)、多目的ルーム、武道場
温水プール
一般用プール 25m×13m 水深 1.25m 両端 1.05m
幼児用プール 変形プール 水深 0.5～0.6m
流水水槽 (W1.9m×D1.5m×H1.1m×2 基)
底部歩行ベルト、水流噴射

グラウンド 7,225 m² (ナイター設備)
 テニスコート 平成 13 年 4 月 1,600 m² (砂入り人工芝コート 2 面、ナイター設備)
 艇庫 鉄骨一部コンクリートブロック造 529.25 m²
 (ミーティングルーム・倉庫・更衣室等)

(4) 建設費 1,327,297 千円

(5) 使用状況

施設名	使用人数 (人)				
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
体育館	3,681	3,722	4,067	5,481	4,891
多目的ルーム	613	712	879	638	322
プール	10,419	10,442	12,436	8,918	7,693
グラウンド	1,273	1,636	1,595	2,241	1,914
テニスコート	1,129	604	366	312	378
艇庫 (ミーティングルーム)	47	94	50	0	0
合計	17,162	17,210	19,393	17,590	15,198

(6) 占用使用料

区 分	午前 9 時から午後 5 時まで (1 時間につき)	午後 5 時から午後 9 時まで (1 時間につき)
体育館	800 円	960 円
多目的ルーム	500 円	600 円
温水プール (1 コースにつき)	600 円	720 円
グラウンド	400 円	480 円
テニスコート (1 面につき)	500 円	600 円

※土、日、休日の使用料は 2 割増、時間外の使用料は 5 割増

※市外の方の使用料は 5 割増

※アマチュアスポーツ以外の使用及び入場料を徴収する場合の割増規定あり

(7) 個人使用料

区 分	当日使用券 (1人1回1時間以内につき)	回数券 (使用券11枚つづり)
体育館	大人 120 円	大人 1,200 円
多目的ルーム	小人 60 円	小人 600 円
温水プール	大人 300 円	大人 3,000 円
	小人 150 円	小人 1,500 円

※「小人」は義務教育終了前

23 坊勢運動広場

- (1) 位置 家島町坊勢 768 番地
(2) 完工 昭和 59 年 3 月
(3) 構造及び規模 グラウンド 7,155 m² (ナイター設備)
(4) 建設費 34,000 千円
(5) 使用状況

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
使用人員 (人)	200	240	240	0	0

※占用使用人数 (個人使用含まず)

24 夢前スポーツセンター

- (1) 位置 夢前町神種 1042 番地
(2) 完工 昭和 50 年 5 月
(3) 敷地面積 105,262.79 m²の一部
(4) 構造及び規模
- ・グラウンド 昭和 50 年 5 月完工 15,000 m² (ナイター設備 6 基)
 - ・体育館 昭和 52 年 4 月完工 鉄骨造地上 2 階建 延床面積 1,084 m² 建設費 179,643 千円
ミーティングルーム (27 m²)、事務室 (22 m²)、用具室 (27.5 m²)
 - ・武道館 昭和 59 年 3 月完工 鉄骨造地上 2 階建 623.77 m²
(剣道場 200.49 m²、柔道場 200.49 m²、更衣室 8.32 m²×2、管理室 11.12 m²)
 - ・多目的ホール 昭和 57 年 7 月設置 306 m²
 - ・テニスコート 昭和 59 年 12 月完工 ハードコート 1 面 (ナイター設備)
 - ・駐車場 150 台収容

(5) 使用状況

施設名	使用人数 (人)				
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
グラウンド	22,508	23,392	25,048	24,977	20,104
体育館	8,312	11,383	8,957	9,068	7,874
テニスコート	302	407	290	203	162
武道館	1,356	1,352	1,644	2,065	1,845
多目的ホール	396	457	709	852	682
合計	32,874	36,991	36,648	37,165	30,667

(6) 占用使用料

区 分	午前 9 時から午後 5 時まで (1 時間につき)	午後 5 時から午後 9 時まで (1 時間につき)
剣道場	400 円	480 円
柔道場	400 円	480 円
体育館	800 円	960 円
多目的ホール	700 円	840 円
テニスコート (1 面につき)	500 円	600 円
グラウンド	400 円	480 円

※土、日、休日の使用料は 2 割増、時間外の使用料は 5 割増

※市外の方の使用料は 5 割増

※アマチュアスポーツ以外の使用及び入場料を徴収する場合の割増規定あり

(7) 個人使用料

区 分	当日使用券 (1 人 1 回 1 時間につき)	回数券 (1 人 1 回 1 時間につき)
剣道場		
柔道場	大人 120 円	大人 1,200 円
体育館	小人 60 円	小人 600 円
多目的ホール		

※「小人」は義務教育終了前

25 香寺総合公園スポーツセンター

- (1) 位置 香寺町行重 335 番地
- (2) 完工 平成元年 3 月
- (3) 敷地面積 香寺総合公園 149,870 m²の一部
- (4) 構造及び規模 武道館 (鉄筋コンクリート造地上 2 階、平成元年、延床面積 1,355.70 m²)
(武道場 599.06 m²、柔道場 307.44 m²、トレーニングルーム 49 m²、管理諸室)
野球場 (昭和 62 年、延面積 12,000 m²、センター110m、両翼 90m、内野黒土、外野芝生
スコアボード、スタンド 300 人収容、ナイター設備)
テニスコート (昭和 62 年、延面積 4,100 m²、砂入り人工芝コート 4 面、スタンド、
ナイター設備)
(香寺総合公園建設費 1,531,300 千円の一部)
体育館 (鉄筋コンクリート造地上 2 階地下 1 階、昭和 48 年、延床面積 2,029.60 m²)
(アリーナ 930 m²、卓球場 180 m²)
グラウンド (S48 年、延床面積 7,340 m²、ナイター設備)
(体育館・グラウンド建設費 127,280 千円)
多目的広場 (平成 27 年、人工芝部分 4,233 m²、ナイター設備) (建設費 128,828 千円)
駐車場 240 台 (武道館・野球場・テニスコート 170 台、体育館・グラウンド 70 台)

(5) 使用状況

施設名	使用人数（人）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
武道館	18,625	21,546	21,125	22,436	20,970
野球場	12,507	11,868	17,647	15,175	16,045
テニスコート	9,222	10,776	11,256	9,908	8,025
競技場	24,724	28,278	29,878	31,379	32,627
グラウンド	17,082	20,452	20,189	20,407	29,586
多目的広場	20,843	22,814	24,394	35,595	33,639
合計	103,003	115,734	124,489	134,900	140,892

(6) 占用使用料

区 分	午前9時から午後5時まで (1時間につき)	午後5時から午後9時まで (1時間につき)
武道場	400 円	480 円
柔道場	400 円	480 円
テニスコート (1面につき)	500 円	600 円
壁打ちコート	250 円	300 円
野球場	1,200 円	1,440 円
競技場	800 円	960 円
グラウンド	400 円	480 円

※土、日、休日の使用料は2割増、時間外の使用料は5割増

※市外の方の使用料は5割増

※アマチュアスポーツ以外の使用及び入場料を徴収する場合の割増規定あり

(7) 個人使用料

区 分	当日使用券 (1人1回1時間につき)	回数券 (使用券11枚つづり)
武道場	大人 120 円 小人 60 円	大人 1,200 円 小人 600 円
柔道場		
競技場		
トレーニングルーム	大人 240 円	大人 2,400 円
卓球場	大人 180 円	大人 1,800 円
	小人 90 円	小人 900 円

※「小人」は義務教育終了前

26 香寺温水プール

- (1) 位置 香寺町香呂 239 番地 1
- (2) 完工 平成元年 7 月
- (3) 構造及び規模 鉄筋コンクリート一部鉄筋造 2 階建
土地面積 6,617.02 m² 建物面積 2,103.47 m²
施設の概要
公認プール 350 m² 25m×6 コース
可動床プール 150 m² 25m×3 コース 水深 0～1.1m まで変動
ジャグジーバス、採暖室（10 名用）、観覧席（23m×3 列）、会議室、管理諸室
駐車場（100 台）
- (4) 建設費 302,520 千円（H9 大規模改修費 309,520 千円、H20～H21 大規模改修費 290,250 千円）
- (5) 使用状況

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
使用人員（人）	56,067	68,846	67,228	38,467	65,362

(6) 占用使用料

午前 9 時 30 分から午後 5 時まで (1 時間につき)	午後 5 時から午後 9 時まで (1 時間につき)
700 円 (1 コースにつき)	840 円 (1 コースにつき)

※土、日、休日の使用料は 2 割増、時間外の使用料は 5 割増

※市外の方の使用料は 5 割増

※アマチュアスポーツ以外の使用及び入場料を徴収する場合の割増規定あり

(7) 個人使用料

区 分	当日使用券 (1 人 1 回 1 時間以内につき)	回数券 (使用券 11 枚つづり)
大人	300 円	3,000 円
小人	150 円	1,500 円

※「小人」は義務教育終了前

27 安富スポーツセンター

- (1) 位置 安富町安志 673 番地 3 ほか
- (2) 完工 平成 2 年 4 月
- (3) 敷地面積 グラウンド・テニスコート・多目的広場 63,763 m²
- (4) 施設概要
- ・グラウンド 平成 2 年 4 月 10,700 m²（ナイター設備）
 - ・多目的広場 平成 2 年 4 月 6,603 m²
 - ・テニスコート 平成 4 年 3 月（砂入り人工芝コート）2 面 1,462.4 m²（ナイター設備）
 - ・グラウンド、テニスコート、多目的広場の付帯施設
（ミーティングルーム、放送設備、トイレ、ユニバーサルトイレ、駐車場）

(5) 使用状況

施設名	使用人数（人）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
グラウンド	3,601	3,939	5,058	7,708	7,461
テニスコート	1,972	3,974	4,534	4,358	3,904
多目的広場	3,970	5,422	4,784	5,071	4,355
合計	9,543	13,335	14,376	17,137	15,720

(6) 占用使用料

区 分	午前9時から午後5時まで (1時間につき)	午後5時から午後9時まで (1時間につき)
グラウンド	400 円	480 円
テニスコート (1面につき)	500 円	600 円

※土、日、休日の使用料は2割増、時間外の使用料は5割増

※市外の方の使用料は5割増

※アマチュアスポーツ以外の使用及び入場料を徴収する場合の割増規定あり

28 安富B&G海洋センター

- (1) 位置 安富町植木野 30 番地 7
- (2) 完工 昭和 61 年 4 月
- (3) 敷地面積 11,627 m²
- (4) 構造及び規模 昭和 61 年 4 月 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺（上屋付プール）
延床面積 1,038.42 m² 建設費 110,000 千円
・プール 25m×13m 6 コース 水深：中央部 1.2m 両脇 1.1m
・幼児用プール 10m×6m 水深 0.5m～0.6m

(5) 使用状況

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
使用人員（人）	0（休館）	2,653	3,055	3,077	3,657
使用料収入（円）	0（休館）	293,700	365,900	393,650	570,240

(6) 個人使用料

区 分	使用料 (1人1回につき)	期間使用券 (6月15日～9月15日)
大人	240 円	2,400 円
小人	120 円	1,200 円

※開館期間 6月15日から9月15日まで

※「小人」は義務教育終了前

29 広畑体育館

- (1) 位置 広畑区小松町一丁目 65 番地 2
 (2) 完工 昭和 35 年
 (3) 敷地面積 14,046.36 m²
 (4) 施設概要 競技場 1,455 m²
 (5) 使用状況

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
使用人員 (人)	23,779	26,327	29,062	31,995
使用料収入 (円)	3,613,860	3,803,100	4,257,540	4,851,070

(6) 占用利用料

区 分	午前 9 時から午後 5 時まで (1 時間につき)	午後 5 時から午後 9 時まで (1 時間につき)
競技場	1,200 円	1,440 円

※土、日、休日の利用料は 2 割増、時間外の利用料は 5 割増

※市外の方の利用料は 5 割増

※アマチュアスポーツ以外の使用及び入場料を徴収する場合の割増規定あり

(7) 個人利用料

区 分	当日利用券 (1 人 1 回 1 時間以内につき)
大人	180 円
小人	90 円

※「小人」は義務教育終了前

30 網干南公園相撲場

- (1) 位置 網干区新在家 246 番地
 (2) 完工 平成 13 年 11 月
 (3) 敷地面積 網干南公園 37,210.03 m²の一部
 (4) 施設概要 相撲場 1,320 m²、観覧席 1,045 席、練習場
 (5) 施設移管 令和 7 年 4 月に公園施設から体育施設に移管
 (6) 占用使用料

区 分	午前 9 時から午後 5 時まで (1 時間につき)	午後 5 時から午後 9 時まで (1 時間につき)
相撲場	700 円	840 円

※土、日、休日の使用料は 2 割増、時間外の使用料は 5 割増

※市外の方の使用料は 5 割増

※アマチュアスポーツ以外の使用及び入場料を徴収する場合の割増規定あり

16 手柄山平和公園の再整備

1 手柄山平和公園の概要

手柄山平和公園は、昭和 17 年 12 月 16 日、内務省告示第 6 号 9.2ha の公園として認可を受けて以来、数回にわたる公園区域の変更を経て、令和 6 年度末現在、計画決定面積 38.7ha、開設面積 38.5ha の総合公園となっている。

その立地は、J R 姫路駅の南西約 1 km、山陽電気鉄道手柄駅の西約 400m に位置し、スポーツ施設をはじめ、文化、教育等の施設が集積しており、長年にわたり多くの市民に利用されている。

2 手柄山中央公園整備基本計画

令和 7 年度予算額 7,931,100 千円

(1) 概要

手柄山平和公園は、園内施設の老朽化等の課題や手柄山 JR 新駅の整備構想、文化センターの移転への対応を含め、園内施設の再配置を中心とする新設、改修等の中長期的な整備方針を示した「手柄山中央公園整備基本計画」を平成 29 年 1 月に策定し、現在、同計画に基づき公園の再整備を進めている。

(2) 整備コンセプト

「感動と笑顔あふれる憩いの交流空間の創出」

(3) 整備における五つの視点と整備方針

① スポーツの拠点としての整備

〔存続〕 陸上競技場、姫路球場、中央体育館、県立武道館 〔新設〕 新体育館 〔全面改修〕 市民プール

② 平和と学びの拠点としての整備

〔存続〕 慰霊塔、平和資料館、水族館 〔移転〕 文化センター 〔園内移設〕 植物園（緑の相談所と統合）

③ 緑豊かなやすらぎの拠点としての整備

〔存続〕 スリラー塔・ロックガーデン、回転展望台、手柄山交流ステーション

〔新設〕 ちびっこ広場、レストハウス 〔廃止〕 手柄山遊園

④ 防災拠点としての整備

広域防災拠点としての機能向上を図る。

⑤ 公園全体の魅力と利便性を高める整備

〔存続〕 第 1 立体駐車場 〔検討整備〕 連絡通路、飲食機能、情報提供機能

(4) 整備スケジュール

整備順位	整備区域	主な整備対象施設	整備目標年次
第 1 期	公園北西部	新体育館、市民プール、ちびっこ広場、回転展望台、スリラー塔・ロックガーデン周辺、連絡通路 等	令和 7 年度
第 2 期	公園東部	植物園・緑の相談所、芝生広場、レストハウス 等	令和 8 年度以降

3 手柄山スポーツ施設整備基本計画

(1) 概要

「手柄山中央公園整備基本計画」に基づき、新体育館や屋内プールの整備の基本指針となる「手柄山スポーツ施設整備基本計画」を平成 31 年 3 月に策定。人とスポーツとの関わりを重視し、「するスポーツ」「みるスポーツ」「ささえるスポーツ」と市民のスポーツに親しむ機会を創出するなど、多様なニーズに対応できる本市スポーツの拠点に相応しい施設整備を目指す。

(2) 基本コンセプト

① 多様なニーズに対応できる拠点性の高いスポーツ施設

② 手柄山平和公園の玄関口となるスポーツ施設

③ レクリエーション空間として機能するスポーツ施設

4 手柄山スポーツ施設整備運営事業

(1) 施設名称

ひめじスーパーアリーナ

(2) 所在地

姫路市西延末地内外（旧市民プール跡地）

(3) 事業方式

P F I、B T O（Build Transfer Operate）方式

(4) 施設構成

建物概要	内 容				
敷地面積	約 42,700 ㎡	建築面積	約 20,000 ㎡	延床面積	約 42,500 ㎡
構造・階数	鉄筋コンクリート造+鉄骨造、地下1階、地上4階				
施設概要	内 容				
新体育館	○メインアリーナ：バレーボール3面等、観客席約5,000席（うち移動席約1,800席） ○サブアリーナ：バレーボール1面等、観客席約240席 ○卓球場：10台 ○柔道場：4面、観客席約200席 ○剣道場：4面、観客席約200席 ○弓道場：近的競技、観客席約200席、遠的競技 ○その他：トレーニングルーム、多目的スタジオ、キッズルーム、レストラン、コンビニ等				
屋内競技用プール	○50m プール：10レーン、可動床（水深0～3m）、日本水泳連盟公認（50m、25m兼用）、観客席約2,500席（うち仮設席約1,000席） ○25m プール：8レーン、水深1.1m又は1.4mに変更可、日本水泳連盟公認、観客席約120席				
屋外附属プール	○レジャープール：流れるプール、だんだん深くなるプール、森のスライダー等 ○多目的広場：アウトドアリビングサイト（BBQ等）				

(5) 事業期間

令和3年12月21日～令和23年3月31日

(6) 整備スケジュール

- ・令和3・4年度 基本設計・実施設計
- ・令和5年度～ 造成工事
- ・令和6年度～ 建築工事
- ・令和8年10月 供用開始

(7) イメージ図



※(4)施設構成及び(7)イメージ図については、今後の協議等により変更となる場合がある。

17 緑の相談所

1 概要

都市の緑化を推進する上においては、市民の深い理解と協力が必要である。このため市民に対して植栽樹種の選択、植栽方法、病虫害防除等に関する園芸相談、都市緑化に関する広報活動や各種催し物を実施するとともに、あわせて来所者に憩いの場を提供している。

2 施設

開設	平成元年 6 月 2 日
建築延面積	482.04 m ²
構造	鉄筋コンクリート造 2 階建 相談コーナー、図書コーナー、展示コーナー、事務室
開所時間	午前 9 時～午後 5 時まで
休所日	毎週火曜日（休日のときはその翌日） 12 月 29 日～1 月 3 日
相談時間	午前 9 時～午後 4 時 30 分まで（午後 0 時～午後 1 時まで除く）

3 運営

専門家による花と緑の相談や、一般園芸の基礎知識の習得を目的とし、1 年間を通じ実施する園芸技術研修事業、及び相談所の展示会と連動した講習会を実施する。

また、園芸家グループと展示会を実施するとともに、相談所周辺の見本園では一般家庭でも容易に栽培できる植物を展示し、樹種等の選択及び植栽方法の参考に供する。

4 令和 7 年度事業計画

(1) 園芸技術研修

手柄山温室植物園見学	家庭菜園の作り方	花壇の作り方（実習 花壇植込み準備作業）
園芸の基礎	家庭果樹の育て方（総論）	
家庭菜園の作り方	庭木の手入れの仕方	花壇の作り方（植込み実習）
バラの知識と育て方	観葉植物の知識	鉢花の育て方
手柄山の植物（手柄山中央公園自然観察会）	コケ玉作り（実習）	家庭果樹の剪定の仕方
雑草の生存戦略	園芸植物の病虫害の防ぎ方	お正月の寄せ植え作り（実習）
挿し木と接ぎ木の仕方	庭木の手入れの仕方（剪定実習）	シクラメンとポインセチアの育て方
ハンギングバスケット作り（実習）	花木の知識	洋ランの育て方
花壇の作り方 実習（サンクガーデン植え込み）	サボテンと多肉植物の育て方	バラの剪定の仕方（実習）
園芸の基礎（土と肥料）	好古園見学	寄せ植え作り（寄せ植えデザイン）
	現地研修	サクラソウの育て方
	ベゴニアの育て方	市花さぎ草の育て方

(2) 花と緑の講習会

盆栽の手入れと楽しみ方	姫路盆栽愛好会会員	市花さぎ草を美しく咲かせよう	温室植物園職員
家庭菜園の作り方（春夏野菜）	農業振興センター職員	押し花の楽しみ方	なでしこ会会員
セッコクの楽しみ方	日本石斛保存会会員	長生蘭の育て方	日本風蘭・石斛保存協会会員
サツキの楽しみ方	姫路さつき会会員	苔テラリウム作り	苔テラリウム作家
多肉植物の寄せ植え作り	園芸インストラクター	盆栽の手入れと楽しみ方	姫路盆栽愛好会会員
楽しい種だんご作り	緑の相談所職員	盆栽の楽しみ方・観賞の仕方	日本盆栽協会会員
ブルーベリーの育て方	緑の相談所職員	庭木の手入れの仕方	緑の相談所職員
富貴蘭の育て方	日本風蘭・石斛保存協会会員	寒蘭の育て方	播磨蘭友会会員
ハーブ石鹸作り	アロマテラピーインストラクター	家庭果樹の育て方	農業振興センター職員
家庭菜園の作り方（秋冬野菜）	農業振興センター職員	お正月の寄せ植え作り	緑の相談所職員

春蘭の育て方

ミニバラを使ったコケ玉作り

播磨蘭友会会員 バラを美しく咲かせる剪定の仕方 日本ばら会認定インストラク
緑の相談所職員

(3) 展示会

春季盆栽展	姫路盆栽愛好会	4月5日(土)～6日(日)
サクラソウ展	自主展	4月12日(土)～20日(日)
セッコク花の展示会	日本石斛保存会	5月3日(土)～5日(月)
ローズフェスティバル	自主展	5月4日(日)～14日(水)
山の上の寄せ植え展	自主展	5月16(金)～25日(日)
サツキ展	姫路さつき会	5月31(土)～6月1日(日)
ブルーベリー展	自主展	6月29(日)～7月6日(日)
富貴蘭・風蘭花の展示会	日本風蘭・石斛保存協会	7月5日(土)～6日(日)
押し花展	なでしこ会・山ははこの会	9月13日(土)～15日(月)
富貴蘭・長生蘭展	日本風蘭・石斛保存協会	9月20日(土)～21日(日)
市花さざ草写真展	自主展	10月4日(土)～12日(日)
播州苔展(姫路)	アトリエウインドウイング	10月4日(土)～5日(日)
秋季盆栽展	姫路盆栽愛好会	11月1日(土)～2日(日)
秋季盆栽作品展	日本盆栽協会西播支部	11月8日(土)～10日(月)
寒蘭展	播磨蘭友会	11月22日(土)～23日(日)
春蘭展	播磨蘭友会	3月14日(土)～15日(日)

◎過去5年間の来所者数及び相談件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
来所者数(人)	11,509	15,341	21,517	18,227	19,523
相談件数(件)	2,859	3,052	3,044	2,746	2,466

18 手柄山温室植物園

1 概要

手柄山平和公園の一角に熱帯、亜熱帯植物及びサボテンを主体とした砂漠植物等を収容展示し、市民の観賞に供するため昭和55年5月2日に開園。以来、ラン展、ベゴニア展、クリスマスローズ展など季節に応じた種々の催し物を実施し、平成15年3月には、ロックガーデン、サギソウ栽培温室等を増設して、植物に対する理解と興味と関心を高めると同時に市民の憩いの場としての利用を図っている。また、希少種の調査や系統保存、生物多様性に関する啓発等、調査研究の分野にも積極的に取り組んでいる。

2 施設の概要

面積	11,334 m ²
建設費	311,158 千円
展示植物	120 科、1,500 種、25,000 株
施設	展示大温室 1 棟 660 m ² 展示小温室 1 棟 180 m ² サギソウ栽培温室 40 m ² 育成温室 2 棟 240 m ² レストハウス 1 棟 事務所 1 棟
開園時間	午前 9 時から午後 5 時まで(入園は午後 4 時 30 分まで)
休園日	毎週金曜日(休日のときはその前日) 12 月 29 日～1 月 1 日
入園料	大人 250 円 小人 100 円 (30 人以上団体 大人 200 円 小人 50 円)

3 令和 7 年度展示会

西洋アジサイ展	自主展	4 月 5 日(土)～5 月 6 日(火)
サクラソウ展	緑の相談所共同展示	4 月 12 日(土)～16 日(水)
根茎性ベゴニア展	姫路ベゴニア同好会	4 月 19 日(土)～5 月 6 日(火)
サボテンと多肉植物展	姫路サボテンクラブ	5 月 10 日(土)～18 日(日)
播磨の絶滅危惧種展	自主展	5 月 24 日(土)～6 月 8 日(日)
古典植物と山野草展	姫路古典園芸同好会	6 月 14 日(土)～22 日(日)
夏のベゴニア展	姫路ベゴニア同好会	6 月 28 日(土)～7 月 6 日(日)
外来植物展(外来生物展)	水族館連携企画	7 月 19 日(土)～8 月 31 日(日)
食虫植物展	自主展	7 月 19 日(土)～8 月 31 日(日)
市花さざ草展	自主展	8 月 23 日(土)～9 月 15 日(月)
秋のサボテンと多肉植物展	姫路サボテンクラブ	10 月 4 日(土)～13 日(月)
洋ラン原種展	関西洋ラン原種保存会	10 月 18 日(土)～10 月 26 日(日)
秋のベゴニア展	姫路ベゴニア同好会	11 月 1 日(土)～16 日(日)
秋の洋ラン展	姫路ラン会・播磨ラン会	11 月 22 日(土)～30 日(日)
シクラメン展	自主展	12 月 6 日(土)～25 日(木)
新春洋ラン展	姫路ラン会・播磨ラン会	令和 8 年 1 月 10 日(土)～18 日(日)
エアプランツとその仲間展	自主展	1 月 24 日(土)～2 月 15 日(日)
クリスマスローズ展	自主展	2 月 21 日(土)～3 月 8 日(日)
ショクナナフェス	ショクナナ植物研究所、関西一円植物園	3 月 14 日(土)
県農生のカトレア原種展	兵庫県立農業高等学校・兵庫カトレア インターメディア愛好会	3 月 20 日(金)～29 日(日)

利用状況

年度	大人（人）	小人（人）	団体（人）	総数（人）	入園料（円）
令和 2	19,390	4,359	3,448	27,197	2,279,990
令和 3	22,095	6,587	4,820	33,502	2,978,810
令和 4	21,693	7,539	5,577	34,809	3,105,600
令和 5	28,216	7,717	6,590	42,523	3,773,040
令和 6	23,199	8,484	6,350	38,033	3,965,350

19 手柄山交流ステーション

1 概要

手柄山平和公園は多種多様な施設が混在しているが、来園者の多くが特定の施設利用にとどまっており、施設間をつなぐ拠点となる施設が必要であると考え、手柄山の中央に位置する旧モノレール駅舎を再整備し、諸施設をつなぐ交流拠点及び情報発信基地として、また、手柄山を訪れた市民の交流促進や、緑化推進の拠点として平成 23 年 4 月 29 日（金曜日・祝日）に開館

令和 2 年度土木学会選奨土木遺産に認定。令和 6 年度産業遺産学会推薦産業遺産に認定

2 施設の概要

旧姫路モノレール駅舎を改修したモノレール展示室のほか、貸室である多目的ホールや屋上広場などを備えた交流拠点施設。館内には水族館新館も含む。

建築延面積 4,216 m²

構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 3 階建

モノレール展示室・多目的ホール・市民ホール・研修室・事務室・管理室・水族館新館

開館時間 午前 9 時～午後 5 時まで

休館日 火曜日（祝日の場合はその翌日、年末年始）

多目的ホール使用料

区分	午前	午後	全日
	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで
多目的ホール 1	2,500 円	3,500 円	6,000 円
多目的ホール 2	1,200 円	1,700 円	2,900 円
多目的ホール 3	1,200 円	1,700 円	2,900 円
研修室	4,400 円	6,200 円	10,600 円

※ 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで（休館日を除く。）

◎ 令和 6 年度手柄山交流ステーション来館者 78,392 人

20 平和資料館

1 設置理念

戦争の惨禍と平和の尊さを後世に伝えるため、空襲に視点を置いた資料館を運営し、平和な社会の発展に寄与しようとするもの

2 基本的な性格及び事業

(1) 空襲体験の継承の場として

姫路の空襲による被災等に関する資料、文書、映像等を主体とした展示をする。

(2) 平和に関する学習・教育の場として

平和教育の場としてこの施設の活用を図るとともに、戦争の悲惨さと平和の尊さについて啓発する施設とする。

(3) 調査・研究機能の場として

展示と資料収集や学習指導などを充実させるための調査・研究機能を整備する。

3 施設の概要

(1) 場 所 西延末 475 (手柄山山上)

(2) 規 模 鉄筋コンクリート造 2 階建 延べ 1,139 m²

(3) 展示室等の構成

・ 1 階 図書室、常設展示室、AV コーナー、管理施設等

・ 2 階 多目的展示室、ホール、収蔵庫、会議室等

(4) 開館時間 午前 9 時 30 分～午後 5 時(入館は午後 4 時 30 分まで)

(5) 休 館 日 毎週月曜日(祝日の場合は翌平日が休館日)、国民の祝日の翌日(土、日、祝日の場合を除く)、年末年始(12 月 28 日～1 月 5 日)

(6) 入 館 料 一般 250 円、小中学生 50 円(20 人以上の団体は一般 200 円、小中学生 40 円)

(7) 建 設 費 約 6 億 5 千万円

(8) 開 館 平成 8 年 4 月 26 日

(9) 管理運営 姫路市

4 特別企画展等の開催

令和 7 年度予算額 11,426 千円

(1) 春季企画展の開催

姫路空襲の日(6 月 22 日、7 月 3 日)を再確認し、戦争の惨禍と平和の尊さを伝えるため、4 月から 7 月まで春季企画展を開催する。

(2) 非核平和展の開催

広島市等の原爆写真パネル等の展示や市内小中学生及び高校生の平和を啓発する絵画等の展示を通し、非核平和都市宣言の趣旨を市民に広くアピールし、平和について考える機会を提供する。

(3) 秋季企画展の開催

毎年、10 月 26 日手柄山平和公園の慰霊塔前において、「太平洋戦全国空爆犠牲者追悼平和祈念式」が開催されるのに伴い、その日を中心に秋季企画展を開催する。

(4) 収蔵品展の開催

毎年、多くの方から寄贈を受けた戦災資料で構成する収蔵品展を開催する。

5 利用状況

(人)

年 度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
入 館 者	10,769	12,728	18,510	15,815	15,816

21 水族館

1 概要・規模

姫路市立水族館は、手柄山平和公園の一角に山の上の水族館として、昭和 41 年 6 月に開館した。以来広く市民のレクリエーションの場及び生涯学習施設としての役割を果たすとともに、水生生物に関する最新の情報を発信し続けてきた。老朽化のため平成 20 年 11 月から休館していたが、平成 23 年 7 月に「播磨の里地・里海のなかまたち」のコンセプトのもとリニューアルオープンした。そのコンセプトをもとに、播磨の池・川・海を展示する水族館、ふれあいと体験の水族館、地域密着の生涯学習施設を目指す。

(1) 敷地面積 8,210 m²

(2) 建物面積 4,458 m²

新館 延 1,999 m²

本館 延 2,459 m²

(3) 観覧水槽 新館 川や池にすむ生きものたち、希少水生生物、外来生物、オオサンショウウオなど淡水にすむ生きものを中心とした展示やふれあいコーナーおよびリクガメなどの展示
本館 播磨灘大水槽、ウミガメプール、タッチプール、砂地や磯にすむ生きものなど海水にすむ生きものを中心とした展示や不思議な生態を持つ生きものたちの展示

(4) 飼育施設 閉鎖循環ろ過方式、密閉ろ過方式、海水淡水の冷暖房設備、災害停電時の自家発電装置がある。

(5) 飼育生物数（令和 7 年 7 月 1 日）

淡水産生物 170 種 8,325 点

海水産生物 179 種 17,065 点

合計 349 種 25,390 点

(6) その他 館外に連絡用通路及びエレベーター、本館内にエレベーター、新館、本館にバリアフリー用のスロープ設置、姫路城観賞用双眼鏡設備、企画展示室、新館に水族館ギャラリー、本館屋上にビオトープ、本館 3 階に標本展示コーナーなどがある。

2 入館料

区 分	金額（1 人 1 日につき）			
	個人	30 人以上 100 人未満 の団体	100 人以上 300 人未満 の団体	300 人以上 の団体
一般	600 円	540 円	480 円	420 円
中学生・小学生	250 円	220 円	200 円	170 円

備考 一般とは、中学生・小学生以外の者で 15 歳以上のものをいう。

3 利用状況

年度	有料入館者（人）				無料入館者 （人）	入館料収入 （千円）
	大人	小人	団体	総数		
令和 2	57,809	8,284	98	66,191	54,664	31,807
令和 3	79,204	14,077	174	93,455	77,846	44,122
令和 4	95,392	18,607	627	114,626	93,775	53,473
令和 5	108,646	21,691	2,016	132,353	102,689	61,557
令和 6	124,650	24,304	1,058	150,012	114,221	80,721

4 生涯学習活動の推進

生きもののふれあい、観察を通して自然科学教育の普及、自然保護・動物愛護の啓発を行う。

- ・カメの産卵観察会の実施（淡水ガメの産卵の様子を観察し、卵堀り体験を行う。）
- ・カメの卵のふ化体験（クサガメの卵を貸し出し、生命の誕生を見て、いのちの尊さを理解させる。小学1・2年生対象）
- ・春の磯生物観察会・ウミホタル観察会・干潟の生きもの観察会の実施
- ・紙粘土工作教室・貝殻工作教室・缶バッジ工作教室の実施
- ・オータムスクールの実施
- ・お食事タイムの実施（餌を与えながら解説する。）
- ・飼育員による実験・解説コーナー（アクアラボの実施）
- ・水族館サポーター・ひめすいボランティアの募集・市民ギャラリーの創設
- ・身障者向けのアクアキャラバンの実施
- ・機関誌「山のうえの魚たち」等刊行物の教育施設などへの配布

5 調査研究活動

淡水ガメ、希少淡水魚、タガメ他水生昆虫、カエル、ウミガメなど播磨平野の池や川及び瀬戸内海の水生生物の生態調査を続け、展示や取組の紹介を通して自然の大切さを広く啓発している。また、大学や企業などとの共同研究も行っている。

都 市

1	都市計画	380
2	都市景観・住環境等	386
3	市街地再開発・区画整理審査	391
4	宅地規制・土地取引等	393
5	建築指導	396
6	住宅施策	401
7	市営住宅の管理・整備	406
8	営繕事業	412
9	区画整理事業等	414
10	総合交通体系	417
11	播磨臨海地域道路網構想の 計画推進	420
12	鉄道高架と都市拠点整備	422
13	鉄道駅周辺整備	427

1 都 市 計 画

1 概要

本市は、中播都市計画区域（2市2町 面積 51,254ha）に含まれ（旧安富町、夢前町、家島町区域は除く）、市街化区域面積は 13,083ha に対し 85%に当たる 11,055ha で当地域の中心をなしているとともに、近畿圏整備計画において都市開発区域の指定を受けるなど、今後ともその発展が大いに期待されている。

用途地域指定については、JR 姫路駅を中心とする市街地及び飾磨・広畑・花北の中心街を商業地域として、工業系用途地域は臨海部を中心に指定し、周辺は住居系用途地域として住みよい都市づくりを目指している。

これと併せて道路、下水道、公園等の都市施設の適正配置についても検討し、都市水準の向上を図るとともに魅力ある都市づくり、環境づくりを目指している。

2 土地利用

(1) 都市計画区域等

令和 7 年 3 月 31 日現在

区分	市域	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
面積(ha)	53,435	30,753	11,055	19,698

① 都市計画区域マスタープラン

都市計画区域ごとに策定される「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下、「都市計画区域マスタープラン」という。）は、都道府県が主体となって、都市計画区域マスタープランにおいて都市計画の目標（基本理念）を定め、線引き（市街化区域と市街化調整区域の区域区分）の有無を方針に示し、土地利用、都市施設及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の方針を定める。

また、目標年次における基本フレーム（人口、世帯、産業関連指標など）が定められている。

② 線引き

市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画については、無秩序な市街化を防止し計画的な市街地整備を推進することを目的としている。

線引きの見直しは、おおむね 5 年ごとに実施することとなっており、姫路市では昭和 46 年 3 月に当初決定されたのち、8 回にわたり見直しを実施し、都市を巡る社会情勢の変化に対応した制度の運用及び改善を図りつつ、都市の健全な発展を推進している。

③ 都市計画基礎調査

都市計画基礎調査は、都市計画法第 6 条に基づくものであり、都市計画に必要な事項に関する基礎資料として、都市の現況及び動向を把握することを目的とする。

④ 都市計画マスタープラン

平成 4 年の都市計画法改正で創設された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（以下「都市計画マスタープラン」という。）は、姫路市が主体となって都市の将来像や土地利用の基本方針及び都市施設（道路、公園等）の配置方針などを明らかにすることにより、都市計画の総合的な指針と、姫路市が定める都市計画の基本的な考え方の役割も担っていくものである。

平成 27 年 3 月、目標年次を令和 12 年とする、都市計画マスタープランの改定を行った。

⑤ 立地適正化計画

多くの地方都市では、人口減少・少子高齢化などが今後進展することが想定されており、一定の人口集積に支えられてきた商業や医療などの都市機能の低下が懸念されている。そこで平成 26 年 8 月に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画制度が創設された。この計画は都市計画区域について、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画を市町村が作成することができるものであり、居住機能及び都市機能の立地、公共交通等に関する包括的なマスタープランとして、おおむね 20 年後の都市の理想像を目指すものである。

平成 30 年 3 月、目標年次を令和 12 年とする、立地適正化計画の策定を行った。

令和 3 年 10 月に、土砂災害特別警戒区域と、災害防止の措置が講じられていない急傾斜地崩壊危険区域を居住

誘導区域から除外し、令和 6 年 3 月に防災指針に関する事項と高次都市機能増進施設に高校を追加する立地適正化計画の改定を行った。

(2) 地域地区

① 用途地域

将来のあるべき土地利用の姿を実現する手段として、建築物の用途、容積、形態を制限し、地域の性格を住・商・工のバランスの中で配置するもの。

姫路市では、現在 12 種類の用途地域を指定している。

姫路市の用途地域の構成

令和 7 年 3 月 31 日現在

区 分	第一種 低層住居 専用地域	第二種 低層住居 専用地域	第一種中 高層住居 専用地域	第二種中 高層住居 専用地域	第一種 住居地 域	第二種 住居地 域	準住居 地域	近隣 商業地 域	商業地 域	準工業地 域	工業地 域	工業専 用地域	総面積
面積 (ha)	623	407	1,351	1,810	2,238	447	199	415	285	723	997	1,560	11,055
構成比 (%)	5.6	3.7	12.2	16.4	20.2	4.0	1.8	3.8	2.6	6.5	9.0	14.1	100

・用途地域の見直し

用途地域の見直しは、都市活動の機能及び都市生活の安全性、利便性、快適性等の増進を目的とし、現行用途地域指定の抱えている問題への対応及び都市の合理的な土地利用の実現を図ることを基本理念とする。

姫路市では、昭和 48 年 9 月に 8 種類の用途地域を指定し、昭和 58 年 3 月、昭和 63 年 6 月に全面的な見直しを行い、平成 4 年の都市計画法及び建築基準法の改正による 12 種類の新用途地域を平成 7 年 11 月に決定し、令和 5 年 3 月までに計 8 回見直しを行った。

② 特別用途地区

・特別工業地区（白浜地区周辺 約 138ha）

姫路市特別工業地区建築条例を制定し、地場産業以外の一部産業を規制強化する地区。

・大規模集客施設制限地区（準工業地域 約 723ha）

新たな中心市街地活性化基本計画の策定に伴い、市内全域の準工業地域において、大規模集客施設の立地を規制する地区。

③ 高度地区

用途地域内において、市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区。

第一種高度地区 643ha

第二種高度地区 849ha

第三種高度地区 3ha

第四種高度地区 3ha

④ 高度利用地区（お城本町地区 1.0ha、姫路駅西地区 1.6ha、姫路駅南地区 0.9ha）

用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建ぺい率の最高限度、建築面積の最低限度等を定める地区。

⑤ 防火地域及び準防火地域（防火地域約 56ha、準防火地域約 398ha）

市街地における火災の危険を防除するため定める地域。

⑥ 駐車場整備地区（姫路駅周辺約 173ha）

駐車場整備を推進し、円滑な道路交通を確保するために定める地区。

⑦ 臨港地区（姫路港周辺約 154.8ha）

港湾を管理運営するために定める地区。

3 地区計画

住民参加による地区レベルでのきめ細かいまちづくりを推進するために定める都市計画。

決定地区

令和7年3月31日現在

番号	地区名	計画決定日 変更年月日	面積 (ha)	用途 地域	地区計画のねらい
1	姫路駅南地区 *	S62. 4. 30	7.1	商 業	都心にふさわしい、商業業務地の形成を図る
2	別所地区	H 2. 1. 26 H 7. 11. 7	166.0	1 中 高 2 中 高 1 住 居 2 住 居 準住居 近 商 準 工	土地区画整理事業地を含む周辺地区で東の玄関口にふさわしい魅力あるまちづくりを目指す。
3	高田地区	H 4. 12. 10 H 7. 11. 7	11.1	1 住 居	土地区画整理事業区域でうおいのある住宅地の形成と保全を図る。
4	中島南地区	H 4. 12. 22 H 5. 6. 25 H 7. 11. 7 H28. 8. 18	24.9	工 業 工 専	土地区画整理事業区域で魅力ある工業系市街地の形成を図る。
5	城陽地区	H 5. 9. 21 H 7. 11. 7 H14. 2. 27	42.5	1 住 居 2 住 居 準住居 近 商 商 業	土地区画整理事業区域を含む地区で都市の顔にふさわしい市街地環境の創出を図る。
6	蒲田地区	H 5. 12. 10 H 7. 11. 7	56.0	2 中 高 1 住 居	土地区画整理事業区域を含む地区で低層住宅を中心とする良好な住環境の形成を図る。
7	御立西一丁目地区	H 6. 3. 10	0.8	1 中 高	住宅地開発区域で低層の住宅地の形成を図る。
8	垣内津市場地区	H 7. 3. 27 H27. 8. 27	28.1	1 中 高 2 中 高	土地区画整理事業区域でうおいのある良好な住環境の形成を図る。
9	書写山麓	H 7. 11. 7	2.6	1 住 居	文化観光施設が集積するレクリエーション拠点にふさわしい環境の形成を図る。
10	吾妻町三丁目地区	H 7. 11. 7 H11. 9. 17 H12. 12. 15	3.2	2 中 高 2 住 居	生活利便施設と住宅が調和した都市環境の形成を図る。
11	飾磨拠点地区	H 8. 2. 27 H21. 6. 23	25.5	近 商 準 工	大規模空地等の計画的な市街化を誘導し、拠点地区にふさわしい都市景観と良好な市街地環境の形成を図る。
12	フェアヴィラージュ あやみの	H 8. 12. 10 H 9. 5. 19	14.1	2 低 専	民間住宅開発地で魅力ある市街地景観の創出、快適な居住環境の形成を図る。
13	飾西ベルタウン	H 9. 3. 14	3.5	2 中 高	民間住宅開発地で良好な住宅地の形成を図る。
14	白鷺台	H10. 2. 27	8.3	調 整	民間住宅開発地で良好な住宅地の形成を図る。
15	南山田団地	H10. 3. 2	1.8	調 整	市街化調整区域、民間住宅開発地で良好な住宅地の形成を図る。
16	北平野ラブリータウン	H10. 5. 29	5.5	2 低 専	民間住宅開発地で良好な居住環境の維持保全
17	林田地区 *	H10. 5. 29	83.0	2 中 高 1 住 居 準住居 準 工	大規模既存集落地区、歴史的町並み景観の保全と良好な住宅市街地の形成保持

番号	地 区 名	計画決定日 変更年月日	面積 (ha)	用途 地域	地区計画のねらい
18	ライフフロンティア 青山通り地区	H13. 6. 25	2.4	2 中 高	民間住宅開発地で良好な低層戸建専用住宅地の形成を図る。
19	城見台一丁目地区	H14. 12. 2	2.8	調 整	(旧)住宅地造成事業に関する法律に基づいた住宅地開発で良好な低層住宅地の住環境の維持保全
20	大津区大津町地区	H15. 3. 19 H22. 3. 25	13.3	2 低 専 2 中 高 2 住 居	土地利用転換により商業業務、文化、レクリエーション等の機能が複合した市街地形成を図る。
21	京見町地区	H15. 8. 12 H16. 5. 14	8.6	1 低 専	民間住宅開発地で良好な住宅地の形成を図る。
22	豊富団地	H15. 10. 7 H18. 6. 8 H21. 10. 6	22.7	調 整	快適な戸建住宅を中心とした住環境を形成し、保全することと併せて、大規模施設の立地誘導を図る。
23	大塩東団地	H16. 5. 14	3.0	1 住 居	民間住宅開発地で良好な住宅地の形成を図る。
24	富士見ヶ丘町地区	H16. 10. 5	7.8	2 低 専	土地区画整理事業区域で良好な低層住宅地の住環境の維持保全
25	菅生台地区	H16. 10. 5	6.8	調 整	土地区画整理事業区域で良好な低層住宅地の住環境の維持保全
26	城見台二丁目地区	H17. 3. 2	9.7	調 整	(旧)住宅地造成事業に関する法律に基づいた住宅地開発で良好な低層住宅地の住環境の維持保全
27	城見台三丁目・ 城見台四丁目地区	H17. 3. 2	15.6	調 整	(旧)住宅地造成事業に関する法律に基づいた住宅地開発で良好な低層住宅地の住環境の維持保全
28	キャスティ 21	H19. 1. 10 H25. 3. 5	25.4	近 商 商 業	21 世紀の都心にふさわしい、にぎわいとうるおいにあふれた交流空間の形成を図る。
29	勝原区熊見地区駅前	H19. 7. 3	7.3	2 中 高 近 商	新駅の建設に伴う都市基盤の整備とともに、駅前の利便性をいかした秩序ある良好な市街地環境の形成を図る。
30	書写さくら台	H19. 12. 10	0.57	調 整	住宅開発地で良好な住宅地の形成を図る。
31	大津町三丁目地区	H22. 3. 25	8.9	2 低 専	土地利用転換により、戸建住宅を中心とした低層住宅地の形成を図る。
32	大津みやび野地区	H24. 2. 8 H25. 3. 5	2.1	2 中 高	生活利便施設と住宅等を中心とした良好な住環境の整備を図る。
33	大津町一丁目地区	H25. 3. 5	3.2	2 低専 2 住居	商業業務地区と住宅等の秩序ある良好な市街地の形成を図る。
34	西土井地区	H26. 2. 21	1.2	2 中 高	周辺環境と調和した生活空間の形成を図る
35	北野町一丁目地区	H31. 2. 5	1.7	1 中 高	土地利用転換により、戸建住宅を中心とした低層住宅地の形成を図る
36	太市駅周辺地区	H31. 2. 5 R 2. 11. 10	1.4	調 整	駅前の利便性を生かした地区の活力維持を図る。
37	土師地区	H13. 12. 25	22.4	調 整	集落地域整備法に基づき、営農条件と調和のとれた快適な生活環境を有する地区として整備
38	岩部地区	H13. 12. 25	8.0	調 整	集落地域整備法に基づき、営農条件と調和のとれた快適な生活環境を有する地区として整備

*印は「地区計画の方針」のみの決定

4 都市計画審議会

(1) 都市計画審議会の役割

(都市計画法第 77 条の 2)

- 1 市が決定する都市計画について調査審議をすること
- 2 市長の諮問に応じ都市計画に関する事項について調査審議すること
- 3 都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること

審議会は公開で開催している。

(2) 都市計画審議会委員

姫路市都市計画審議会の委員は、20 名以内で組織され、学識経験のある者、市議会の議員、関係行政機関の職員、兵庫県の職員及びその他市長が特に必要と認める者のうちから市長が委嘱する。平成 18 年度から、市民公募委員 2 名を委嘱。任期は 2 年間。

5 姫路市バリアフリー推進事業

平成 22 年度に、バリアフリー新法に基づき、旅客施設や駅前広場、周辺道路のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するため、J R 姫路駅・山陽姫路駅周辺地区、J R 英賀保駅周辺地区、J R 網干駅周辺地区、山陽電鉄白浜の宮駅周辺地区を重点整備地区とした「姫路市バリアフリー基本構想」を策定した。また、平成 30 年及び令和 2 年にバリアフリー法が改正されるとともに、国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」も改正されたことを受け、更なるバリアフリー化進展させるため、「J R 姫路駅・山陽姫路駅及びその周辺」を拡大するとともに、これまでの 4 つの重点整備地区から新たに山陽電鉄夢前川駅周辺地区を加え、「姫路市バリアフリー基本構想」を令和 4 年 3 月に改定した。さらに、鉄道駅のバリアフリー面の課題が多く、市民からのバリアフリー化の要望が根強い山陽電鉄西飾磨駅地区を重点整備地区に追加し、加えて各重点地区の整備状況の更新を行う改定を令和 7 年 3 月に実施した。

また、前基本構想に基づき道路・都市公園特定事業計画及び交通安全特定事業計画をそれぞれ、平成 23 年度及び平成 24 年度に作成し、平成 27 年度には、中期計画を反映した道路・都市公園特定事業計画を作成した。加えて、本基本構想に基づき、道路・都市公園特定事業計画を新たに作成することで、関係事業者により重点整備地区内のバリアフリー化を重点的・一体的に推進している。

6 都市計画に関する主な行政サービス・申請等

・都市計画決定図書の閲覧

計画図（用途地域、都市計画道路、都市計画公園等：1/2,500）について閲覧に供している。

・都市計画関連図書の販売

都市計画総括図（1/25,000）を 1 枚 1,000 円で販売している。

・都市計画マスタープランの販売

都市計画マスタープランを 1 部 900 円で販売している。

・立地適正化計画の販売

立地適正化計画を 1 部 2,200 円で販売している。

・都市計画情報案内サービス（都市計画情報のコピーサービス）

窓口機により、都市計画情報のコピーサービス（A4：1 枚 200 円、A3：1 枚 400 円）を実施している。

・都市計画法第 53 条許可申請

都市計画法第 53 条の規制は、都市計画として決定された道路・公園・緑地等、都市計画施設、又は市街地開発事業について、将来の事業の円滑な施行を確保するために、建物の階数や構造に関する建築制限を行うもので、建物の建築計画が、当該都市計画施設等の区域内にある場合は、本条による許可が必要となる。

・都市計画法第 65 条許可申請

都市計画法第 65 条の規制は、都市計画事業の認可を受けた道路・公園・緑地等、都市計画施設、又は市街地開発事業について、事業の施行の障害となるおそれのある建築等の制限を行うもので、建物の建築計画（土地の形質の変更、工作物の建設等も対象）が、当該都市計画施設等の区域内にある場合で、特別の理由がある場合に許可されることがある。

・地区計画の区域内における行為の届出

地区計画の区域内で建築行為等を行う場合に届出が必要な場合がある。

- ・立地適正化計画区域内における行為の届出

居住誘導区域や都市機能誘導区域の内側や外側で開発行為・建築行為等を行う場合に届出が必要な場合がある。

- ・路外駐車場設置、特定路外駐車場の届出

都市計画区域内において、次の①から③の条件の全てにあてはまる駐車場は、路外駐車場設置の届出が必要となる（既に届出をしている事項を変更しようとするときも同様）。また、次の①から④の条件の全てにあてはまる駐車場は、特定路外駐車場設置の届出が必要となる（既に届出をしている事項を変更しようとするときも同様）。

- ① 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供される駐車場
- ② 一般公共の駐車場の用に供される部分の面積が 500 ㎡以上の駐車場
- ③ 利用者から時間駐車料金を徴収する駐車場
- ④ 道路付属物駐車場、公園施設としての駐車場、建築物である駐車場、建築物に付属する駐車場のいずれかに該当しないもの

- ・用途地域の証明

- ・都市計画施設等区域内の確認

2 都市景観・住環境等

1 景観法と都市景観条例によるまちづくり

市民が愛着、親しみ、誇りを感じる美しいまちを目指して、姫路市都市景観条例を公布し、昭和 62 年 4 月 1 日から施行した。

この条例は、歴史文化的資産、美しい自然と都市が調和した未来につながる姫路らしい景観の形成を目的とし、景観に関する施策の基本を示したものである。

平成 19 年度には、景観法に基づく「姫路市景観計画」（平成 20 年 4 月 1 日施行）を策定し、それまでの条例による都市景観形成地区の指定や都市景観形成基準、大規模建築物等指導基準は、景観計画に継承した。

これまでに、都市景観形成地区として「大手前通り地区」、「駅南大路地区」、「中濠通り地区」及び「姫路駅北駅前広場地区」、歴史的町並み景観形成地区として「野里街道地区」、風景形成地域として「姫路城周辺風景形成地域」を指定し、それぞれ必要な基準を定めている。

(1) 景観法に基づく諸制度の活用

景観計画において、姫路市全域を景観計画区域に指定し、良好な景観のための方針、建築物・工作物等に対する基準（景観形成基準）を定め、景観法による届出制度を活用し、着工前に届出（通知）を受けて、助言・指導を行っている。

また、重点的に都市景観の形成を図る必要がある区域を都市景観形成地区（大手前通り、駅南大路、中濠通り、姫路駅北駅前広場の 4 地区）、重点的に歴史的町並み景観の形成を図る必要がある区域を歴史的町並み景観形成地区（野里街道の 1 地区）、重点的に風景の形成を図る必要がある区域を風景形成地域（姫路城周辺の 1 地域）にそれぞれ指定し、区域の景観特性に応じた規制誘導を行っている。



都市景観形成地区(大手前通り地区)

届出（通知）件数

年度	R2	R3	R4	R5	R6
件数	102	93	109	118	91

(2) デザイン事前協議制度による助言・指導

平成 26 年度から、重点的に景観形成を図る区域（都市景観形成地区、歴史的町並み景観形成地区及び風景形成地域）における大規模建築物等の新築等の行為について、景観法に基づく届出（通知）に先立ち、建築物、工作物、屋外広告物等のデザインその他の事項に関して専門家の意見を踏まえた事前協議を義務付け、計画初期の段階できめ細かな助言・指導を行う仕組みを導入している。

(3) 都市景観重要建築物等の調査・指定・助成

都市景観形成上重要と認める建築物等を都市景観重要建築物等に指定し、保全を図っている。

外国人技師住宅(クラブハウス)

—ダイセル異人館—



指定番号	名称	所在地	指定年月日	建設年代	備考
第 1 号	山本家住宅	網干区興浜	H元. 7. 1	明治初期、 大正 7 年(1918)	
第 2 号	外国人技師住宅 (旧図書館)	網干区新在家	H元. 7. 1	明治 43 年(1910)	ダイセル異人館
第 3 号	外国人技師住宅(クラブハウス)	網干区新在家	H元. 7. 1	明治 43 年(1910)	ダイセル異人館
第 4 号	森 家 住 宅	材木町	H 2. 8. 30	明治 19 年(1886)	
第 5 号	旧姫路高等学校講堂	新在家本町	H 2. 8. 30	大正 15 年(1926)	兵庫県立大学
第 6 号	旧姫路高等学校本館	新在家本町	H 2. 8. 30	大正 15 年(1926)	兵庫県立大学
第 7 号	梶原家住宅 (西梶原)	大塩町	H 3. 12. 9	19 世紀前期	
第 8 号	赤鹿家住宅 (旧山本家住宅)	大塩町	H 3. 12. 9	伝正徳 3 年(1713)	
第 9 号	長谷川家住宅	林田町六九谷	H 5. 3. 1	弘化 5 年(1848)	
第 10 号	三菱電機旧発電所煙突	千代田町	H 5. 3. 1	大正中期	H 9. 3. 5 指定解除
第 11 号	福永家住宅	飾磨区妻鹿	H 5. 7. 28	明治 44 年(1911)	H18. 10. 17 指定解除
第 12 号	三木家住宅	八家	H 5. 7. 28	19 世紀中期	
第 13 号	河野家住宅	白浜町丙	H 7. 3. 1	18 世紀後期	
第 14 号	濱野家住宅	白浜町甲	H 7. 3. 1	19 世紀後期	
第 15 号	中島家住宅	飾磨区天神	H 8. 2. 5	文政 6 年(1823)	
第 16 号	大澤家住宅	飾磨区中浜町	H 8. 2. 5	19 世紀中期	
第 17 号	田中酒造場	広畑区本町	H 8. 8. 5	19 世紀中期	
第 18 号	住本家住宅	広畑区末広町	H 8. 8. 5	明治中期	
第 19 号	岡庭酒造場	船津町	H10. 11. 20	明治初期	
第 20 号	井内家住宅	御国野町御着	H10. 11. 20	19 世紀中期	R 4. 10. 5 指定解除
第 21 号	小原家住宅	御国野町御着	H10. 11. 20	19 世紀前期	
第 22 号	京 見 会 館	広畑区京見町	H12. 1. 31	昭和 16 年(1941)	
第 23 号	旧網干銀行本店湊倶楽部	網干区新在家	H12. 1. 31	大正後期	
第 24 号	井上家住宅	飾磨区英賀東町	H13. 12. 19	不 詳	
第 25 号	岡本家住宅	東山	H13. 12. 19	明治中期	
第 26 号	清水家住宅	奥山	H14. 11. 28	明治 38 年(1905)	
第 27 号	N T T 兵庫支店姫路 2 号館	総社本町	H14. 11. 28	昭和 5 年(1930)	
第 28 号	中村家住宅	的形町の形	H15. 12. 17	明治 5 年(1872)	
第 29 号	岡田家住宅	的形町の形	H15. 12. 17	明治 38 年(1905)	
第 30 号	梶原家住宅 (中梶原)	大塩町	H16. 10. 4	明治期	R 2. 11. 30 指定解除
第 31 号	魚橋呉服店	威徳寺町	H17. 10. 24	明治 32 年(1899) 大正 14 年(1925)	
第 32 号	初井家住宅	龍野町	H17. 10. 24	江戸末期大正期	
第 33 号	大野家住宅	大野町	H18. 10. 17	明治期	
第 34 号	加藤家住宅	網干区余子浜	H18. 10. 17	文久 2 年(1862)	
第 35 号	今村家住宅	飾磨区玉地	H19. 8. 29	明治期	
第 36 号	壺坂酒造場	夢前町前之庄	H20. 10. 3	文化年間	
第 37 号	下村酒造場	安富町安志	H21. 10. 1	明治 17 年(1884) 大正期	
第 38 号	橋本家住宅	香寺町恒屋	H23. 2. 10	明治末期	
第 39 号	片岡家住宅	網干区新在家	H23. 10. 17	18 世紀初期	
第 40 号	旧水井家住宅	網干区興浜	H23. 10. 17	大正 11 年(1992)	
第 41 号	細野家住宅 (旧細野組本店)	家島町真浦	H24. 6. 18	明治末期	
第 42 号	菅尾家住宅	青山	H25. 9. 30	大正 6 年 (1917)	R 6. 12. 5 指定解除
第 43 号	寶角家住宅	安田	H27. 1. 29	明治 23 年(1890)	
第 44 号	段家住宅	林田町林田	H27. 11. 30	大正 12 年(1923)	
第 45 号	松田家住宅	大津区吉美	R 6. 1. 23	明治 44 年(1911)	

第 46 号	旧第三十四銀行姫路支店(今井内科)	坂元町	R7.6.17	大正 6 年(1917)～ 大正 10 年 (1921)	
第 47 号	土井家住宅	大津区平松	R7.6.17	明治後期	

(4) 都市景観形成市民団体の認定・助成

一定の地域における都市景観の形成を図ることを目的とした市民団体等で、その活動が妥当と認められるものを都市景観形成市民団体として認定している。

(5) 都市景観アドバイザーの派遣

都市景観形成市民団体その他都市景観の形成に努めようとするものに対する技術的援助として、都市景観に関する専門的な知識と経験を有する者（都市景観アドバイザー）を派遣している。

2 姫路城周辺地区の景観形成

姫路市都市景観形成基本計画に基づき、「姫路城周辺地区」を景観形成の重点地区と定め、より一層良好な景観形成を図るため、「姫路城周辺地区景観ガイドプラン」を策定している。

このガイドプランは、法令及び各種制度、計画等との整合を図るとともに、「姫路城周辺地区」についての景観形成の基本的な方向を明らかにし、観光や商業など経済の活性化への視点を持ちつつ、施策・事業を総合的かつ計画的に推進するための基本となるものである。

また、姫路城と調和する美しい風景の形成を目的に、「姫路市景観計画」において「姫路城周辺風景形成地域」を定め、大規模な建築物等に対する色彩や意匠の基準を強化した。

3 都市景観への意識高揚

都市景観の形成に寄与している建築物等の表彰やシンポジウム・講座の実施など啓発活動を積極的に展開することにより、市民、事業者の都市景観に関する意識の高揚を図っている。

(1) 景観タウンウォッチング

地域を散策しながら、すばらしい景観を見て歩く景観タウンウォッチングを毎年実施している。令和 5 年度は、飾磨地区で歴史と風情のある街並みが残るエリアを巡るまちなか歩きを行った。

(2) 都市景観賞

都市景観に対する啓発を目的として、都市景観形成に寄与していると認められる建築物、工作物、広告物、まちなみづくりに資する活動を表彰するもので、昭和 63 年度から 3 年ごとに実施している。令和 6 年度に「第 13 回都市景観賞」として、都市景観賞 2 点、特別賞 3 点が選定された。

(3) 都市景観フォーラム

都市景観賞の表彰式を行うとともに景観まちづくりについての講演やパネルディスカッションを行っている。令和 6 年度は色彩計画家の加藤幸枝氏による「まちなみ形成における色彩の役割」と題した講演とパネルディスカッションを行った。

(4) 景観遺産

美しい姫路のまちを 100 年後の子供たちへ引き継いでいくために、姫路らしい景観を市民や観光客の皆様から募集し、優れた景観を景観遺産に登録することを目的として実施している。平成 21 年度に 21 点を、平成 24 年度に 6 点を、平成 27 年度に 26 点を、平成 30 年度に 29 点、令和 3 年度に 18 点を登録した。

4 都市環境照明の推進

照明計画を進める上での指針となる「姫路市都市環境照明ガイドライン」を作成し、都市環境照明を推進している。

5 広告景観の推進

自然・歴史・文化・土地利用状況など、それぞれの地域特性を生かしながら、広告物と地域環境との調和を図り、美観風致を維持するとともに、公衆に対する危害を予防するため、平成8年4月1日に姫路市屋外広告物条例を施行し、良好な広告景観の形成に取り組んでいる。

また、平成20年度から、都市景観形成地区内の屋外広告物に関する都市景観条例による指導基準を屋外広告物条例による許可基準に移行した。

(1) 屋外広告物の許可

屋外広告物許可申請件数

年度	R2	R3	R4	R5	R6
新規	103	132	102	135	183
変更	156	72	193	131	114
更新	818	884	780	989	854
合計	1,077	1,088	1,075	1,255	1,151

(2) 違反簡易広告物の除却

道路上に無秩序に繰り返し掲出される大量のはり紙・はり札・立看板などの簡易広告物は、まちの美観を損なうだけでなく、車両や歩行者の通行の妨げとなる。

そこで、市内巡回し簡易除却を行うとともに、平成16年5月に「姫路市路上違反簡易広告物除却活動員制度要綱」を策定し、ボランティア団体等による違反簡易広告物の除却活動制度を設け、平成16年10月から市民に、道路路上のはり紙・はり札・立看板などの違反簡易広告物の除却を委任している。

(3) 屋外広告業登録制度

平成18年4月に市内で屋外広告業を営む者に登録を義務付ける屋外広告業登録制度を導入した。営業所ごとの業務主任者選任や罰則強化により、良好な事業者の育成と不良事業者の排除を目指している。

また、平成23年4月に特例届出制度として、兵庫県の登録を受けた者は姫路市の登録を受けたものとみなす制度を導入した。

屋外広告業登録(更新)・特例届出件数

年度	R2	R3	R4	R5	R6
登録(更新)件数	0	2	3	0	1
特例届出件数	37	51	42	45	38

6 住環境

(1) 中高層建築物の建築に対する指導

共同住宅等の中高層建築物の建築に伴って発生する紛争を未然に防止し、良好な近隣関係及び住環境を保持するために、平成4年2月1日から「姫路市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例」及び「姫路市共同住宅の建築に関する指導要綱」により、建築計画の事前公開・事前協議・説明の実施などを指導している。

届出件数

年度	R2	R3	R4	R5	R6
件数	31	26	33	23	24

(2) ホテル等建築に関する指導

ホテル等の建築に伴って発生する紛争を未然に防止し、良好な生活環境の維持及び都市環境の形成を図るため、平成5年4月1日から「姫路市ホテル等建築に関する要綱」により、建築等の同意手続・計画の事前公開・説明会等の開催などを指導している。

また、平成21年10月1日からは、要綱による規制を強化した「姫路市ホテル等の建築等の適正化に関する条例」により指導している。

7 古民家再生促進支援事業

令和3年度に「姫路市古民家再生促進支援事業補助金交付要綱」を制定し、世界文化遺産姫路城のバッファゾーンの区域内等において、歴史的町並み景観の維持・継承に寄与する古民家を再生し、地域交流施設等として活用する場合の改修工事費等の一部を補助している。

3 市街地再開発・区画整理審査

1 市街地再開発

(1) 概要

本市の再開発事業への取組は、昭和 53 年に J R 姫路駅北口に位置する駅西地区及び同駅から北に延びる商店街（御幸通り）の北端に位置するお城本町地区の整備基本構想を作成したことに始まり、翌年には同駅南口の駅南地区においても整備基本構想を作成し、3 地区において事業化に取り組んできました。

その後、昭和 62 年に駅西地区、駅南地区、平成 7 年にお城本町地区が再開発組合を設立し、平成 2 年に駅南地区、平成 3 年に駅西地区がしゅん工し、平成 13 年度には、お城本町地区がしゅん工しました。

今後、人口減少が進展する中、都市機能の強化、住環境や防災機能の改善を図るため、民間活力を生かした計画的な再開発の促進を図ります。

(2) 再開発事業完了地区

地区名	姫路駅南地区	姫路駅西地区	お城本町地区
施行者	姫路駅南地区市街地再開発組合	姫路駅西地区市街地再開発組合	お城本町地区市街地再開発組合
地区面積	0.76ha	0.57ha	1.08ha
総事業費	8,919 百万円	14,176 百万円	22,056 百万円
事業期間	昭和 62 年～平成 3 年	昭和 61 年～平成 4 年	平成 6 年～14 年
施設建築物の概要	建築敷地面積	5,353 m ²	7,590 m ²
	建築面積	4,084 m ²	5,957 m ²
	延床面積	35,946 m ²	38,971 m ²
	建ぺい率	76.3%	78.5%
	容積率	598.8%	396.5%
	構造	S R C 造	R C 造(一部R造、一部S R C 造)
	階数	地上 15 階、地下 1 階	地上 8 階、地下 2 階
	高さ	63m	42m
	用途	ホテル、事務所、駐車場	店舗、文化ホール、駐車場
			住宅、商業施設、事務所、公益施設、駐車場

2 区画整理審査

(1) 概要

平成 8 年 4 月 1 日に中核市に移行したことにより、土地区画整理法及び農住組合法に基づく許認可等の事務が県から市へ委譲された。

(2) 土地区画整理法関係

- ① 組合施行及び個人施行の土地区画整理事業の認可等の事務
- ② 土地区画整理事業に係る建築等の許可等の事務
(県又は県知事が施行する土地区画整理事業に係るものを除く)
- ③ 組合施行及び個人施行の土地区画整理事業に係る不服申立て及び意見書の審査の事務

土地区画整理法関係事務取扱件数

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業施行・設立の認可 § 4、§ 9、§ 14、§ 21		—	—	—	—	—
定款・事業計画等の変更認可 § 10、§ 39		—	1	—	—	—
事業計画の縦覧指示・意見書の処理 § 20		—	—	—	—	—
施行者の変動の認可、届出の受理 § 11		—	—	—	—	—
理事の氏名等の届出の受理 § 29		—	—	—	1	—
建設行為等の許可等 § 76		133	140	106	109	104
換地計画の認可 § 86		—	—	—	—	—
換地計画の変更認可 § 97		—	—	—	—	—
換地処分届出の受理 § 103		—	—	—	—	—
事業の廃止・終了、解散の認可 § 13、§ 45		—	—	—	—	—
決算報告の承認 § 49		—	—	—	—	—
個人・組合に対する監督 § 124、§ 125		—	—	—	—	—
不服申立て § 127 の 2	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—

4 宅地規制・土地取引等

1 宅地規制

(1) 概要

無秩序な宅地の造成・開発は、都市のスプロール化を招くとともに、都市形成面における生活環境の悪化と都市活動の機能低下をもたらすことになる。

本市では、これらの宅地造成に対し、計画的都市形成を行うについて、昭和 36 年制定の「宅地造成及び特定盛土等規制法」をはじめ、昭和 40 年の「住宅地造成事業に関する法律」、さらに、昭和 46 年 3 月に決定された市街化区域及び市街化調整区域の線引き後は、「都市計画法」による開発許可制度を活用して、安全な住宅地の供給と良好な生活環境の確保を図ってきた。

危険な盛土等を規制し、盛土等に伴う災害を防止するため、市内全域を宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域に指定しており、一定規模の盛土等の工事は事前に許可が必要である。

市街化区域内の開発行為は、1 件当たりの開発面積が ① 500 ㎡以上で公共施設の新設又は改変がある場合、② 500 ㎡以上の造成があり、その最大高さが 50 cm 以上の場合、③ 500 ㎡以上の宅地以外の土地に建築物を建築する場合について開発許可が必要で、本市では開発行為者に対し、「姫路市開発事業における手続及び基準等に関する条例」によって公共施設等の整備のための行政指導を行っている。

また、市街化調整区域の建築行為は都市計画法により制限を受け、同法第 34 条又は第 43 条第 1 項等の規定に基づき許可を行なっている。その中で、平成 28 年度から「姫路市特別指定区域指定等に関する条例」を施行し、特別指定区域に指定された区域内においては、同法による建築の許可が可能となる制度の運用を開始した。

(2) 開発行為の許可件数

年度	R2	R3	R4	R5	R6
件数	112	105	97	98	92
面積 (ha)	23.13	36.38	18.01	21.39	25.04

(3) 宅地造成工事の許可件数

年度	R2	R3	R4	R5	R6
件数	11	5	6	7	4

(4) 都市計画法第 43 条による建築の許可件数

年度	R2	R3	R4	R5	R6
件数	67	60	56	53	53

(5) 姫路市開発審査会

姫路市開発審査会は、都市計画法第 78 条及び姫路市開発審査会条例に基づき、姫路市長が任命する、法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生又は行政に関し優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる 7 人の委員で構成される姫路市の附属機関である。

同審査会では、開発行為や、都市計画法に規定する審査請求に対する裁決についての議決を行うとともに、その他の法律によりその権限に属された事項に関する議決等を行うものである。

2 土地取引

(1) 概要

国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通じての諸活動の共通の基盤であることから、土地の投機的取引及び地価の高騰による生活に及ぼす弊害を除去し、かつ、適正で合理的な土地利用を確保するため、売買等の土地取引について、届出勧告制によりこれを行うこととなっている。

届出勧告制については、土地取引の円滑化に資する観点から、平成 10 年国土利用計画法の一部を改正する法律により、事前届出制から事後届出制へ移行し、地価が相当程度上昇している区域（本市では当該区域なし）に限り事前届出制とすることができるとされた。

また、良好な都市環境の計画的な整備を促進するため、公有地の拡大の推進に関する法律により、地方公共団体等に必要土地の先買い協議の機会を付与することで、公有地を計画的に取得し、地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資することを目的に、届出・申出制を設けている。

(2) 国土利用計画法による届出件数

年度	R2	R3	R4	R5	R6
件数	89	108	112	79	180

(3) 公有地の拡大の推進に関する法律による届出・申出件数

年度	R2	R3	R4	R5	R6
件数	17	20	19	21	28

(4) 地価公示

地価公示法に基づき、毎年 1 月 1 日を基準日として、都市計画区域内において、国土交通省土地鑑定委員会が毎年 1 回、都市計画区域内で標準的な地点（標準地）について正常な価格を公示し、一般の土地の取引価格に対して指標を与えるとともに、公共事業用地の取得価格算定の規準・国土利用計画法に基づく土地取引の規制における土地価格算定の基準とするなどにより、適正な地価の形成に寄与することを目指すものである。

(5) 地価調査

国土利用計画法施行令第 9 条の規定に基づき、兵庫県が県内の各市町の代表的な地点（基準地）について、毎年 7 月 1 日を基準日として、年 1 回定期的に標準価格を判定し、発表するもので、昭和 50 年以降毎年実施しており、土地取引の規制を適正かつ円滑に実施するための土地価格算定の基準となるほか、公共事業用地取得の際の価格算定基準となるとともに、一般の土地取引価格に指標を与えることなどにより、適正な地価の形成に寄与することを目指すものである。

3 災害防止

(1) 急傾斜地崩壊防止事業

急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要処置を講じ、もって民生の安定と国土の保全とに資することを目的として、昭和 44 年に急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律が施行された。

① 傾斜地の角度が 30° 以上、② 急傾斜地の高さが 5m 以上、③ 保全家屋が 5 戸以上、④ 前記③以下の場合であっても官公署・病院があること、以上の要件を満たす箇所のうち、対策の必要がある地域を「急傾斜地崩壊危険区域」として兵庫県において指定し、対策工事を行っている。

(2) 住宅土砂災害対策支援事業

土砂災害特別警戒区域（R 区域）において、土砂災害等から居住者の生命と身体を保護を図るため、既存住宅の除却等に要する経費や移転先住宅の建設・購入に要する経費に対する補助を行い、住宅の移転支援を推進している。

4 町名整理

(1) 町名表示板設置事業

地理不案内の来訪者に便宜を図り、また、市民サービスの一環として、平成 6 年度からは、既に市街地が形成された地区を対象に順次実施している。

平成 10 年度からは国際観光等の点で便宜を図る観点から振り仮名とローマ字を併記するように改めている。

(2) 街区表示板更新事業

本市では、昭和 49 年に姫路市住居表示条例を制定し、昭和 50 年以降住居表示を実施し、街区表示板を設置した。当初設置した街区表示板が経年により著しく損傷している地区を対象に順次更新をしている。

町名表示板と同じく、平成 10 年度から振り仮名とローマ字を併記するように改めている。

5 建 築 指 導

1 概要

本市では、昭和 46 年 4 月から特定行政庁として建築行政事務を行っており、建築基準法に基づく建築確認申請の審査・検査、建築に関する許認可等の事務をはじめ、耐震改修等の促進、防災・安全対策の推進、違反建築物の防止・指導など、安全・安心なまちづくりに取り組んでいる。

2 建築基準法の施行

(1) 建築確認申請等

① 建築確認等申請・検査

建物の新築・増改築等を行う場合には、建築基準法に基づいた建築確認等申請及び完了検査等が義務付けられている。

年度			R2	R3	R4	R5	R6
建築確認件数	建築物	姫路市	40	36	31	34	25
		指定確認検査機関	2,664	2,957	2,725	2,380	2,384
		小計	2,704	2,993	2,756	2,414	2,409
	建築設備	姫路市	28	26	7	7	10
		指定確認検査機関	48	64	77	74	49
		小計	76	90	84	81	59
	工作物	姫路市	1	2	11	4	5
		指定確認検査機関	45	55	35	46	35
		小計	46	57	46	50	40
	合計	姫路市	69	64	49	45	40
		指定確認検査機関	2,757	3,076	2,837	2,500	2,468
		小計	2,826	3,140	2,886	2,545	2,508
交付合格証 中間検査 交付件数	建築物	姫路市	2	6	2	2	0
		指定確認検査機関	1,269	1,313	1,307	1,170	1,158
		小計	1,271	1,319	1,309	1,172	1,158
検査済証 交付件数	建築物	姫路市	30	34	16	22	26
		指定確認検査機関	2,430	2,516	2,504	2,258	2,126
		小計	2,460	2,550	2,520	2,280	2,152
	建築設備	姫路市	21	43	9	7	4
		指定確認検査機関	46	70	67	71	50
		小計	67	113	76	78	54
	工作物	姫路市	1	1	1	3	10
		指定確認検査機関	36	48	25	33	26
		小計	37	49	26	36	36
	合計	姫路市	52	78	26	32	40
		指定確認検査機関	2,512	2,634	2,596	2,362	2,202
		小計	2,564	2,712	2,622	2,394	2,242

※ 指定確認検査機関：国土交通大臣又は都道府県知事から指定を受けた機関で、建築主事と同様に確認及び検査業務を行うことができる法人

② 完了検査率の向上

建築基準法に適合した建築物であることを明確にし、同時に違反建築物を防止するために、完了検査の向上を図る施策を行っている。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
実完了検査率 (%)	97.3	96.4	97.8	96.4 (算定値)	56.7 (算定値)

$$\text{実完了検査率} = \frac{\text{確認済証交付物件における完了検査済証交付件数}}{\text{確認済証交付物件の件数－取りやめ届提出件数等}} \\ \text{(実際に工事がなされたものの件数)}$$

実完了検査率は、建設工期が複数年度にわたる案件があることから、3年間追跡調査を実施し算定したもの。
(令和5年度は2年間、令和6年度は1年間の調査の値)

③ 中間検査の拡充

平成10年の法改正を受け、本市では中間検査を平成12年度から実施している。更なる安全・安心の向上を目指し、平成22年7月からは2階建て木造住宅等を検査対象に加え、平成29年4月からは3階建て住宅等の基礎工事を検査工程に加え、建築物の安全性の向上を図っている。

(2) 建築基準法の許可・認定

許可、認定とも特定行政庁の裁量権に基づき、建築計画や敷地の周辺状況等により例外的に規制を緩和する処分である。許可や認定に際し、その内容により、「建築審査会の同意」「公聴会の開催」の手続等が必要な場合がある。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
許可件数	80	69	86	65	74
認定件数	3	3	6	3	3

【主な許可・認定】

- ・敷地の接道義務の特例許可（法第43条）
- ・仮設建築物の許可（法第85条）
- ・総合的設計による一団地認定（法第86条）

(3) 建築基準法上の道路の指定等

建築基準法第42条に規定されている道路（1項4号：事業計画のある道路、1項5号：位置指定道路）の指定及び建築基準法上の道路の扱いについて判定を行っている。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
指定件数	46	33	41	31	29

(4) 建築審査会

建築審査会は建築基準法第78条に基づき設置されるもので、7名の委員で構成されている。委員は、法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生、行政に関して優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者から市長が任命している。

建築審査会の主な権限は、例外許可に対する同意、行政不服の審理及び裁決、建築基準法施行上の建議である。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
開催回数	2	6	7	3	5

(5) 建築計画概要書閲覧制度

建築計画概要書等の閲覧は、周辺住民の協力のもとに違反建築を未然に防止するとともに併せて無確認建築物の売買等をも防止しようとするものとして設けられた制度であり、建築計画概要書には、計画の概要や配置図が記載されている。

3 防災・安全対策の推進

(1) 兵庫県建築物安全安心実施計画の推進

平成 11 年に県下の特定行政庁及び関係団体からなる「兵庫県建築物安全安心推進協議会」を設立し、「兵庫県建築物安全安心実施計画」を策定している。現在、兵庫県建築物安全安心実施計画（第 7 次）に基づき、姫路市では、
1 耐震改修促進計画の推進、2 新築建築物の安全性の確保（建築規制の実効性の確保）、3 違反建築物への対策の推進、4 既存建築物の安全性の確保（適切な維持管理等の促進）、5 安全安心なすまい・まちづくりのサポート、6 事故・災害時の迅速な対応及び計画推進のための環境整備など建築物の安全性の確保に取り組んでいる。

(2) 違反建築物対策

違反建築物防止パトロール等を行い、違反建築物の事前防止や早期発見、早期是正に努めている。また、関係機関・関係団体に対して違反防止のための啓発活動を行っている。

違反是正指導については、関連する部署や関係機関との連携を取るなど、是正指導の効果が高まるよう努めている。

(3) 定期報告制度

建築物を常時適法な状態に維持し、安全を確保するため、建築基準法第 12 条に定められた特定建築物定期報告制度の対象建築物（百貨店・ホテル・映画館などの多くの人が集まる建築物）の所有者等は、建築物の維持管理の状態を報告する必要がある。報告に併せて、維持保全対策、外壁落下対策について啓発を行い、未報告や報告内容に問題がある物件については、督促や立入検査等を行っている。

(4) 特定建築物等の防災査察

年 2 回（9 月及び 3 月）の建築物防災月間において、定期報告の結果等を勘案し選定した対象建築物について防災査察を行っている。

(5) 高層建築物等に係る防災計画の推進

一定以上の高さ、規模を有する建築物等の防災計画について、建築基準法、消防法等個々の規定への適合のみならず、それぞれの建築物の計画条件に即した総合的な防災計画の指導を行っている。

4 耐震化の促進

平成 7 年に発生した阪神淡路大震災では、昭和 56 年以前に建築された住宅が大きな被害を受けた。これを受け、安全・安心なまちづくりを目指し、耐震診断、耐震改修を促進するための事業を推進している。

(1) 住宅に対する支援事業

住宅に対する耐震化支援として、「簡易耐震診断推進事業」での簡易耐震診断への補助、「ひめじ住まいの耐震化促進事業」での耐震改修工事への補助を行っている。

また、平成 27 年度より住宅建替工事への補助、防災ベッド等設置への補助を行っている。

住宅に対する支援事業概要

年度	簡易耐震診断	耐震診断・改修計画策定費補助	耐震改修工事費補助
R2	91 戸 （ 88 棟）	8 戸 （8 棟）	1 戸 （ 1 棟）
R3	103 戸 （ 83 棟）	6 戸 （6 棟）	8 戸 （ 8 棟）
R4	78 戸 （ 68 棟）	7 戸 （7 棟）	3 戸 （ 3 棟）
R5	116 戸 （ 64 棟）	8 戸 （ 8 棟）	7 戸 （ 7 棟）
R6	132 戸 （126 棟）	15 戸 （15 棟）	9 戸 （ 9 棟）

(2) 住宅以外に対する支援事業

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく、耐震診断、耐震改修の指導や耐震改修計画の認定を行っている。

また、住宅以外に対する耐震化事業として、学校や病院、福祉施設などの中規模多数利用建築物への耐震診断補助、緊急輸送路沿道の建築物への耐震診断及び計画策定補助、耐震診断義務化建築物への計画策定補助を行っている。

(3) 危険ブロック塀に対する支援事業

平成 30 年の大阪府北部地震においてブロック塀が倒壊し、通行者が死亡する被害が発生したことを受けて、地震等の自然災害や老朽化に伴うブロック塀等の倒壊による被害の軽減を図るため、危険なブロック塀等の所有者が行う撤去工事について、その費用の一部補助を行っている。

危険ブロック塀撤去支援事業実績

年度	個人住宅	幼稚園、保育所、認定こども園等	社会福祉施設
R2	36 件	2 件	0 件
R3	14 件	0 件	0 件
R4	15 件	0 件	0 件
R5	27 件	1 件	0 件
R6	27 件	0 件	1 件

※個人住宅については、通学路沿い又は小学校から 500m 以内の道路等に面する危険ブロックに限る。

5 狭あい道路の整備

地震や火災などの災害時に支障を来す幅員 4m 未満の狭あい道路を拡幅整備し、市民が安心して安全に暮らせるまちづくりを推進するため、建築基準法第 42 条第 2 項の道路のうち市道認定された狭あい道路を対象に、建築時に原則中心から 2m の道路境界線と見なされる後退用地を市へ寄附する場合に、測量・登記、後退用地の道路整備を行う「安全・安心生活道路整備事業」を平成 10 年度から実施している。



狭あい道路取扱件数

年度		R2	R3	R4	R5	R6
所有者意向	寄 付	15	15	27	28	21
	応じない	121	116	112	59	81
合計		136	131	139	87	102

6 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 21 年 6 月 4 日から施行）に基づき、長期に使用するための構造及び設備（劣化対策、耐震性、省エネ等）、居住環境への配慮（地区計画、景観計画等）、維持保全計画等に関する計画を建築主が策定し、姫路市が認定を行う。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
認定件数	812	991	962	809	1,039

7 建築物環境性能評価制度（CASBEE）に基づく届出

建築物は、新築から解体撤去に至るまでの長期にわたり環境へ様々な影響を与えていることから、建築物による環境への負荷の低減を図る必要がある。そのため、「環境の保全と創造に関する条例（県条例）」に基づき、建築物環境性能評価制度（平成 18 年 10 月 1 日から施行）を導入することにより、快適で環境に配慮した建築計画への誘導を図る。

対象：延床面積 2,000 ㎡以上の建築物

年度	R2	R3	R4	R5	R6
届出件数	29	21	32	19	20

8 エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）に基づく届出

エネルギーをめぐる経済的・社会的環境に応じ、建築物の省エネ措置について数値化し、燃料資源の有効な確保に資する。

対象：第 1 種特定建築物（延床面積 2,000 ㎡以上）

第 2 種特定建築物（延床面積 300 ㎡以上 2,000 ㎡未満）

年度		R2	R3	R4	R5	R6
届出件数	第 1 種	158	169	133	107	71
	第 2 種					

※ 第 2 種特定建築物は、法改正により、平成 22 年 4 月から要届出。

※ 省エネ法に基づく届出は平成 28 年度まで。建築物省エネ法に基づく届出は平成 29 年度から。（対象建築物 300 ㎡以上。ただし非住宅 2,000 ㎡以上は除く）

9 建設リサイクルの推進

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」に基づいて、建設工事における分別解体・再資源化等の促進を図り、建設副産物のリサイクルと適正処理を推進し循環型社会の構築に向けた取組を行っている。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
届出件数	1,151	1,159	1,221	1,225	1,250

10 福祉のまちづくり条例による指導

兵庫県では、全国の都道府県レベルで初めて「福祉のまちづくり条例」を制定し、平成 5 年 10 月 1 日から施行している。この条例により兵庫県から委任を受け、届出が必要となる公益的施設等を建築する場合、高齢者・障害者等に配慮した建築物となるよう指導している。

届出等件数

年度		R2	R3	R4	R5	R6
特定施設	通知	0	0	2	0	0
特定施設	届出	11	13	17	20	14
小規模施設	届出	7	15	17	7	10
合計		18	28	36	27	24

6 住 宅 施 策

1 住宅計画

本市では、平成2年度に全国に先駆けて「姫路市公共賃貸住宅再生マスタープラン」を策定して以来これまで、国の住宅建設五箇年計画に呼応しながら計画改訂を行い、円滑な公共賃貸住宅の建替事業等の推進に取り組んできた。

平成18年3月に、それまでの「姫路市住宅マスタープラン（平成8年3月策定）」及び「姫路市公営住宅ストック総合活用計画（平成12年3月策定）」の見直しを図るとともに、市営住宅の管理・修繕計画を加えた新たな住宅政策の基本計画として「姫路市住宅計画」を策定した。

その後、平成28年3月に現行の「姫路市住宅計画」を策定し、令和4年3月には中間見直しを実施して、バリアフリー化や耐震化の促進・防災性能の向上・地球環境や人の健康への配慮等居住水準の更なる向上と市民の多様な居住ニーズへの弾力的な対応、公営住宅建替及び既存ストックの改善・活用や福祉施策と連携して高齢者・障害者に配慮した住宅の供給等「市民が安全・安心に住まいながら地域への誇りと愛着を持って快適に暮らせる住環境の実現」を目指してきた。

この計画の期間が、令和7年度末で終了となることから、現行計画における施策等の取組について検証を行うとともに、公営住宅を含む住宅ストック全般の基本的な方針や目標、具体的な取組について検討を行い、本市の住宅政策の長期的かつ総合的な基本計画としての次期計画について、令和6・7年度の2年間で策定準備を進めている。

2 マンション管理促進事業

入居者の高齢化や賃貸化の進行等、マンション管理を行う上での課題が生じているため、管理運営を円滑に行えるよう管理組合等を対象とするセミナー等の開催やマンション管理相談を行っている。

令和7年度事業計画

マンション管理基礎セミナー 年2回（定員40人程度）

マンション管理相談 毎月第一月曜日（1回2組まで）

3 空き家等対策事業

(1) 空き家データベースシステム

空き家等の利活用の促進や地域住民の生活環境の保全を図るため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」第2条に定義される「空家等」及び「特定空家等」の実態を継続的に把握し、情報を管理するデータベースシステムの整備を行った。また、令和7年度は改めて市内の空家等実態調査を行い、データベースの更新を行う。

(2) 空き家バンク制度

空き家の利活用を促進するため、空き家を売りたい・貸したい者と、空き家を買いたい・借りたい者とのマッチングを行うための制度として、平成28年2月から登録を行っている。

空き家バンク登録住宅件数

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	累計(H27～)
登録件数	14	9	20	12	9	20	16	11	122
成約件数	4	5	9	8	12	11	14	8	73

(3) 空き家バンク登録物件取得助成金

令和7年度から姫路市若者世帯郊外U・J・Iターン補助金の移住支援金対象者のうち、対象地域にある空き家バンク登録物件を取得した者に、取得に要した経費の一部を補助する制度を創設した。

対象地域（校区） 置塩、古知、前之庄、苅野、上菅、菅生、太市、林田、伊勢、谷内、山田、峰相、安富南、安富北、妻鹿、家島、坊勢、八木小学校区、豊富小中学校区の19校区

対象者の要件 姫路市若者世帯郊外U・J・Iターン補助金〔移住支援金〕の交付決定を受けた者

対象物件の要件 姫路市空き家バンクに登録されている対象地域の物件
自己の居住用で前所有者が2親等を超える者

補助金額 物件の購入額の2分の1（上限100万円）※登記及び仲介手数料含む

申請期間 移住日から3か月を経過した日から3年を経過する日まで

(4) 空き家改修支援事業

空き家を交流施設等として活用するための改修経費の一部を補助する事業（交流施設型）として、平成 28 年 10 月から開始している。なお、空き家を住居として活用するための補助事業（住宅型）については、平成 30 年度をもって終了した。

対象物件	空き家バンク登録物件で、空き家である期間がおおむね 6 か月以上である一戸建て住宅 (ただし、空き家バンクを利用した取引から 1 年以上経過した物件を除く)
対象者	空き家バンク登録物件を購入又は賃借する人 空き家バンクに賃貸物件を登録した所有者等
対象経費	空き家の機能回復及び設備改善に係る工事費（ただし、50 万円以上の工事が対象）
補助金額	対象経費の 3 分の 2（千円未満切捨て）上限 200 万円

過去5年間の実績なし（累計は平成28年度から）

年度	住宅型		交流施設型	
	件数	助成額	件数	助成額
R2～R6	—		0	0千円
累計	4	2,820千円	0	0千円

(5) 老朽空き家対策補助事業

空き家の維持管理については、所有者が行うべきものであるが、経済的理由等により、対応が遅れがちな場合が多いため、老朽空き家の解体撤去を行う場合に経費の一部を補助する制度を、平成 27 年 4 月から開始している。

なお、令和 5 年度から、市街化調整区域の特別指定区域内の空き家を個人が建て替える場合において、補助対象建築物の要件を緩和した。

対象物件	おおむね 1 年以上使用されておらず、敷地周辺に危険を及ぼす危険性が有る一戸建て住宅		
対象者	自治会 老朽危険空き家の所有者、相続人又は土地の所有者		
対象経費	空き家の解体撤去に係る工事費		
補助金額	自治会向け補助：対象経費の 2 分の 1（千円未満切捨て） 上限 100 万円 個人向け補助：対象経費の 3 分の 1（千円未満切捨て） 上限 50 万円		
令和 7 年度補助件数及び予算額	11 件	11,000 千円（自治会向け）	
	78 件	38,936 千円（個人向け）	

令和 2～6 年度の実績

年度	自治会向け		個人向け		合計	
	件数	補助額	件数	補助額	件数	補助額
R2	5	4,607 千円	38	17,039 千円	43	21,646 千円
R3	17	15,779 千円	26	12,497 千円	43	28,276 千円
R4	14	11,813 千円	50	22,196 千円	64	34,009 千円
R5	15	13,252 千円	57	26,889 千円	72	40,141 千円
R6	14	12,717 千円	61	29,602 千円	75	42,319 千円

(6) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録制度

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」が、平成 29 年 4 月 26 日に一部改正された。この改正により「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業」が創設され、これを登録する制度が平成 29 年 10 月 25 日から始まり、登録審査業務を行っている。なお、平成 30 年 10 月 3 日からは登録手数料を廃止している。

住宅確保要配慮者とは、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者など住宅の確保に特に配慮

を要する方々をいい、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅とは、住宅確保要配慮者のうち、入居を拒まないこととする住宅確保要配慮者の範囲を定めた上で、登録する住宅をいう。

登録物件数（令和7年3月31日時点） 1,040棟、8,002戸（うち、住宅確保要配慮者専用登録戸数15戸）

4 サービス付き高齢者向け住宅事業の登録

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」等の定めるところにより、高齢者向けの賃貸住宅又は有料老人ホームにおいてサービスを提供するなど一定の要件を満たす事業について登録を行っている。

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録基準

入居者	①60歳以上の単身高齢者 ②60歳以上の高齢者＋同居者（一定の要件あり）
規模・設備等	①床面積は原則25㎡以上（共用部分に十分な面積を有する場合は18㎡以上） ②各戸に台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室を備えていること（共用部分に一定の基準以上の台所、収納設備、浴室がある場合は各戸に備えずとも可） ③バリアフリー構造（段差のない床、手すりの設置、廊下幅の確保）
サービス	①安否確認及び生活相談サービスの提供 ②社会福祉法人等の職員又は看護師・介護福祉士・ヘルパー2級以上の有資格者等の日中常駐 ③夜間緊急通報システムの対応（②が常駐しない時間帯）
契約関連	①書面による契約（居住部分の明示、入居者に不利な内容の有無、前払金について等） ②敷金、家賃、共益費以外の金銭を受領しない契約
計画等適合性	高齢者の居住の安定の確保に関する基本方針及び兵庫県高齢者居住安定確保計画との整合性

サービス付き高齢者向け住宅一覧表

住宅名	所在地	戸数	事業者	登録（更新）年月日
青山の郷	青山一丁目35-5-101	34	㈱ホープ	平成28年12月28日
ナーシングホーム東辻井	東辻井四丁目4-25	35	(有)ヤマト・RIN	平成29年 2月 2日
ケアホームぬくもり1号館	勝原区山戸83-1	8	(有)ヤマト・RIN	平成29年 2月14日
リリーフあがほ	飾磨区英賀春日町二丁目11	34	(医)松藤会	平成29年 3月 6日
サービス付き高齢者向け住宅ゆたかの里	網干区津市場493-2	10	㈱豊	平成29年 3月30日
ライフパートナー新在家	南新在家14-33	42	(有)ネクストライフ	平成29年 4月17日
ヴィラ陽の葉	網干区興浜907-488	47	(社福)あかね	平成29年 7月 3日
ヴィラ柚扇	書写31	66	(社福)あかね	平成29年 9月26日
エンシア白浜	白浜町宇佐崎中一丁目82	54	三木産業㈱	平成29年10月 4日
なぎさホーム	網干区新在家1382-2	21	㈱カナイCare	平成29年10月11日
フルーツガーデンさかい	飾西573	103	(医)みどりの会酒井病院	平成29年12月17日
サンホーム英賀保	苫編南二丁目27, 28	28	(社福)博愛福祉会	平成30年 1月15日
ハルナ・シルバーマゼン姫路	広畑区蒲田二丁目87	28	㈱プレジール	平成30年 2月27日
ナーシングホーム書写	書写2437-1	40	㈱やさしい手	平成25年 9月24日
まほろば	西今宿五丁目5-30	20	(医)恵風会	平成26年 1月17日
サンホーム西延末	西延末250	28	(社福)博愛福祉会	平成26年 1月24日
ナーシングホーム土山	土山三丁目349-2	50	馬場建物㈱	平成26年 8月11日
アガスティア姫路	四郷町明田826-1	26	富庄トラストパートナーズ㈱	平成26年 8月18日
ケアビレッジ飾磨高町	飾磨区高町二丁目254	25	㈱ウェルネス兵庫	平成26年10月23日
ナーシングホーム飾磨	飾磨区都倉三丁目27, 28, 29, 31	55	㈱やさしい手	平成26年10月24日
ナーシングホーム辻井	辻井二丁目1174他	40	㈱やさしい手	平成26年11月 4日
ぬくもりの家 香寺	香寺町香呂229-1	24	常次 佳丈	平成26年12月11日
ライフパートナー市之郷	市之郷町9番の一部, 10番	30	(有)ネクストライフ	平成26年12月16日
シルバーピア久保町	久保町166番地 他4筆	34	(有)ユニール	平成27年 1月 6日
サービス付き高齢者向け住宅ひだまり	白浜町甲402番地	45	妻鹿興商㈱	平成27年 1月16日

住 宅 名	所 在 地	戸 数	事 業 者	登 録（更新）年 月 日
しおさきケアコート	大塩町汐咲1-9	50	(医)汐咲会	平成27年 2月17日
アルファリビング姫路城西	琴岡町272番1	42	穴吹興産(株)	平成27年 2月19日
アムール姫路南	飾磨区中野田二丁目117, 118	30	㈱トーアコーポレーション	平成27年 2月23日
オーリョク青山	青山一丁目714-2	17	㈱応緑青山	平成27年 7月 2日
アビオしらさぎ	阿保甲628	43	(医)慶和しらさぎ会	平成27年 6月 5日
グリーン	飾磨区阿成渡場844-1	27	坂上興産(株)	平成27年 6月19日
サンホーム今在家	飾磨区今在家6丁目234	19	(社福)博愛福祉会	平成27年11月12日
サンホーム網干	網干区北新在家104	19	(社福)博愛福祉会	平成28年 2月22日
宝寿の郷	広畑区北野2丁目59	42	(社福)宝寿会	平成28年 3月31日
サービス付き高齢者向け住宅「コウセイケアホーム」	御立西1丁目1685番3	24	(医)網島会	平成28年 5月20日
アーバンリビング今宿	西今宿2丁目437番1 他3筆	50	㈱ライフアシスト	平成28年 8月 1日
トラスト介護ホーム飾西	実法寺765番地	27	㈱トラスト介護グループ	平成28年 8月25日
ライフヴィラ豊和	砥堀382-2	46	㈱リアルハウジング	平成28年 9月 8日
サービス付き高齢者向け住宅ケアホームぬくもり2号館	勝原区宮田190-1	8	(有)ヤマト・RIN	平成28年11月25日
アムール平松	大津区平松495-1	37	㈱トーアコーポレーション	平成29年 6月 9日
さわやかひめじ館	大津区勘兵衛町2丁目203-4	50	㈱さわやか倶楽部	平成29年 7月14日
ライフヴィラ龍宮	砥堀380-1	34	上野 豊光	平成29年 7月21日
ナーシングホーム東姫路	日出町3丁目39-4、39-17、他	50	㈱やさしい手	平成29年12月11日
アンジェス姫路	西延末225-1、225-6	28	㈱T. S. I	平成30年 1月31日
トラスト介護ホーム飾西Ⅱ	実法寺794-1	22	㈱トラスト介護グループ	平成30年 4月23日
オパール姫路別館	駅前町27-1	38	(医社) 青山会	平成30年 7月24日
アルファリビング姫路城北	西中島83-1	52	穴吹興産(株)	平成30年10月22日
メゾン・セラヴィー野里	野里199-1	41	金井 義則	平成30年11月20日
シルバーピア網干	余部区下余部358	30	(有)ユニール	令和 2年 2月26日
書写台カーサひまわり	書写台2丁目5-11	50	(社福)よい子の広場福祉会	令和 3年 1月27日
サクラス白浜	木場十八反町40-241-2	29	三木産業(株)	令和 3年 5月31日
ゆうゆう姫路	花田町勅旨330-1	64	㈱悠遊社	令和 3年 6月28日
城南の家	本町231	12	五葉会	令和 3年 8月31日
ココファン姫路	亀山383-2	73	㈱学研ココファン	令和 5年 5月31日
プレザンメゾン姫路広畑	広畑区夢前町3丁目1-1、1-14	80	㈱ケア21	令和 5年10月26日
ゆうゆう広畑	広畑区蒲田645	30	㈱悠遊社	令和 6年 2月28日
中浜別邸	飾磨区中浜町1丁目26	10	(株) シャイニー	令和 6年 6月18日
合 計 (57住宅) 2,101戸				

5 人生いきいき住宅改造助成事業

平成8年度から、高齢者が住み慣れた住宅で安心して生活ができる住環境を整備するため、高齢者に配慮した既存住宅の改造に要する経費を助成している。昭和56年5月以前に建築された戸建て住宅については、平成28年度から耐震診断を義務付けている。なお、一般型については令和3年度で事業を廃止した。

(1) 対象世帯

21戸以上の分譲共同住宅の管理組合

(平成5年10月1日以降に建築された共同住宅で51戸以上のものを除く。)

(2) 対象工事

既存共同住宅の共用部分の改造工事

(3) 助成条件

出入口、床面、廊下、階段において、必須工事を行うこと。

(4) 所得制限

共用型 なし

(5) 対象工事限度額（共用型）

助成対象工事費	助成金額
75千円以上から150千円未満	40千円
150千円以上から300千円未満	75千円
300千円以上から600千円未満	150千円
600千円以上から900千円未満	250千円
900千円以上	300千円

(6) 令和7年度助成予定（共用型のみ）

0件 0千円（予算額）

令和2～6年度の実績

年度	住宅改造		増改築		共同住宅	
	件数	助成額(千円)	件数	助成額(千円)	件数	助成額(千円)
R2	30	6,710	0	0	3	450
R3	28	6,126	1	498	0	0
R4	廃止				0	0
R5	廃止				0	0
R6	廃止				0	0

7 市営住宅の管理・整備

1 市営住宅の管理

市営住宅の管理戸数は、令和7年4月1日現在、5,780戸（71団地）で、その管理状況は次のとおりである。

(1) 種別・構造別管理戸数

(令和7年4月1日現在)

種別 構造		市営住宅													合計
		普通市営住宅								改良	特公質	再開発	コミュニティ		
		公営住宅													
		一般				地域改善								計	
		1種	2種	公営	小計	1種	2種	公営	小計						
木造		7	54		61	2	10		12	73		17			90
簡耐	平屋建	8	10		18					18					18
	2階建	30	28		58					58					58
	小計	38	38		76					76					76
中耐	2階建						4	10	14	14			11	6	31
	3階建	18	18	314	350		181	60	241	591		12			603
	4階建	152	136	45	333		275	26	301	634	176				810
	5階建	784	296	107	1,187		189		189	1,376	170	1			1,547
	小計	954	450	466	1,870		649	96	745	2,615	346	13	11	6	2,991
高層	6階建	180	246	583	1,009					1,009		10	30		1,049
	7階建	42		130	172			107	107	279		1			280
	8階建			297	297					297			57	26	380
	9階建							54	54	54					54
	10階建	160	168	458	786					786	20	54			860
	小計	382	414	1,468	2,264			161	161	2,425	20	65	87	26	2,623
合計		1,381	956	1,934	4,271	2	659	257	918	5,189	366	95	98	32	5,780

※ 平成8年の公営住宅法の改正により、1種、2種の区別はなくなっている。

(2) 地区別・構造別管理戸数

(令和7年4月1日現在)

地区別		北部	中部 第一	中部 第二	東部	灘	飾磨	広畑	網干	西部	家島	夢前	香寺	安富	計
構造	公営		6		17						4	3	9	34	73
	特公賃													17	17
木造	小計		6		17						4	3	9	51	90
	公営				76										76
簡耐	小計				76										76
	公営	343	280	279	815	21	115	110	329	238	20	65			2,615
中耐	改良	59	239	48											346
	特公賃							13							13
	再開発			11											11
	コミュ			6											6
	小計	402	519	344	815	21	115	123	329	238	20	65			2,991
	公営	231	298	527	106	290	151	446	60	316					2,425
高層	改良							20							20
	特公賃			54		1	10								65
	再開発			87											87
	コミュ			26											26
	小計	231	298	694	106	291	161	466	60	316					2,623
	公営	574	584	806	1,014	311	266	556	389	554	24	68	9	34	5,189
計	改良	59	239	48				20							366
	特公賃			54		1	10	13						17	95
	再開発			98											98
	コミュ			32											32
	合計	633	823	1,038	1,014	312	276	589	389	554	24	68	9	51	5,780

(3) 構造別管理戸数の推移

年月日	H28. 4. 1		H29. 4. 1		H30. 4. 1		H31. 4. 1		R2. 4. 1	
	戸数	比率	戸数	比率	戸数	比率	戸数	比率	戸数	比率
構造	戸数	比率	戸数	比率	戸数	比率	戸数	比率	戸数	比率
木造	118	1.9	112	1.8	109	1.8	108	1.8	104	1.7
簡耐	122	1.9	122	2.0	108	1.8	80	1.3	80	1.3
中耐	3,957	63.4	3,781	62.4	3,781	62.0	3,781	61.7	3,721	61.4
高層	2,044	32.8	2,044	33.8	2,104	34.5	2,158	35.2	2,158	35.6
合計	6,241	100.0	6,241	6,059	6,102	100.0	6,127	100.0	6,063	100.0
年月日	R3. 4. 1		R4. 4. 1		R5. 4. 1		R6. 4. 1		R7. 4. 1	
	戸数	比率	戸数	比率	戸数	比率	戸数	比率	戸数	比率
構造	戸数	比率	戸数	比率	戸数	比率	戸数	比率	戸数	比率
木造	101	1.7	97	1.6	96	1.7	96	1.7	90	1.6
簡耐	80	1.3	80	1.3	80	1.4	76	1.3	76	1.3
中耐	3,611	59.9	3,551	58.9	3,126	55.1	3,126	54.7	2,991	51.7
高層	2,237	37.1	2,297	38.1	2,367	41.8	2,419	42.3	2,623	45.4
合計	6,029	100.0	6,025	100.0	5,669	100.0	5,717	100.0	5,780	100.0

2 市営住宅の入居募集

(1) 募集形態

ア 定期募集

4、7、10、1月に入居者を募集し、抽選で決定する。

イ 受付順

募集している受付順住宅の入居者を申込順で決定する。

(2) 応募状況

年度	R2	R3	R4	R5	R6
募集戸数	192	159	109	116	137
応募件数	320	348	330	393	330
応募倍数	1.67	2.18	3.03	3.39	2.41

(3) 申込資格

市営住宅の申込みができる者は、次の全ての条件を備えていることを要する。

- ・姫路市内に住所又は勤務場所があること。
- ・現に同居し又は同居しようとする親族（夫婦又は親子を主体として独立の生計を営む家族の人数が2人以上）があること。
※例外として、満60歳以上などの条件を満たせば単身者も認めている。
- ・現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- ・入居しようとする者が暴力団員でないこと。
- ・入居しようとする家族全員の収入合計が、入居資格収入基準の範囲内であること。

(4) 入居者の遵守事項

- ・入居者は、住宅又は共同施設について必要な注意を払い、正常な状態で維持しなければならない。
- ・入居権の譲渡・転貸をしてはならない。
- ・居住の用以外に用途を変更してはならない。
- ・改造や増築をしてはならない。しかしながら、真にやむを得ない事情があると認められた場合はこの限りでない。
- ・当初の同居者以外の親族を同居させる場合は、市長の承認を得なければならない。ただし収入基準など一定の要件を満たしている必要がある。
- ・入居の承継（名義変更）は、名義人の死亡等があった場合に同居承認を受けていた同居者のみに限定されている。ただし、収入基準など一定の要件を満たしている必要がある。

3 市営住宅の家賃決定

市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該市営住宅の立地条件、規模、経過年数等の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令で定めるところにより決定される。

ただし、入居者からの収入の申告がない場合、当該市営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

(1) 家賃の算定式

家賃 = 家賃算定基礎額 × 市町村立地係数 × 規模係数 × 経過年数係数 × 利便性係数

- ・家賃は、入居者及び同居者の収入、住宅の便益に応じて算定する。（応能応益制度）
- ・近傍同種の住宅の家賃以下であること。
- ・入居者からの収入申告に基づくこと。
- ・家賃は、毎年度決定される。

(2) 家賃算定基礎額

家賃算定基礎額は、政令月収（入居者の収入）に応じて設定される応能部分で、政令月収に応じて決定される。

令和7年度用家賃算定基礎額

政令月収の区分	収入階層	家賃算定基礎額
104,000 円以下の場合	1	34,400 円
104,000 円を超え、123,000 円以下の場合	2	39,700 円
123,000 円を超え、139,000 円以下の場合	3	45,400 円
139,000 円を超え、158,000 円以下の場合	4	51,200 円
158,000 円を超え、186,000 円以下の場合	5	58,500 円
186,000 円を超え、214,000 円以下の場合	6	67,500 円
214,000 円を超え、259,000 円以下の場合	7	79,000 円
259,000 円を超える場合	8	91,100 円

・収入超過者に対する措置（家賃算定関係）

収入超過者の家賃 = 家賃 + (近傍同種の住宅の家賃 - 家賃) × 年度・収入に応じて設定される率

年度・収入に応じて設定される率

政令月収の区分 \ 年度	初年度	初年度の 翌年度	初年度の 翌々年度	初年度から 3 年度を経 過した年度	初年度から 4 年度を経 過した年度
158,000 円を超え、186,000 円以下の場合	1/5	2/5	3/5	4/5	1
186,000 円を超え、214,000 円以下の場合	1/4	2/4	3/4	1	1
214,000 円を超え、259,000 円以下の場合	1/2	1	1	1	1
259,000 円を超える場合	1	1	1	1	1

(3) 収入申告

市営住宅の家賃は、入居者の収入に応じて設定される。このため、入居者には収入の申告が義務付けられており、申告がない場合には近傍同種の住宅の家賃を課することになる。

4 市営住宅の家賃収納

(1) 家賃徴収状況（特公賃、再開発、コミュニティ住宅を除く。）

(単位: 円)

年度	管理戸数	調定額	収入済額	不納欠損	収入未済額	収入率 (%)
R2	5,838	1,290,956,261	1,241,075,262	3,109,129	46,771,870	96.14
R3	5,800	1,259,151,544	1,215,829,162	2,436,063	40,886,319	96.56
R4	5,444	1,207,818,117	1,164,181,103	3,212,488	40,424,526	96.39
R5	5,492	1,177,742,043	1,138,604,893	3,215,965	35,921,185	96.68
R6	5,555	1,153,059,384	1,112,768,778	1,445,650	38,844,956	96.51

(2) 家賃滞納による明渡訴訟の状況

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
訴訟件数	11	3	6	6	15	3	9	2	7	9
強制執行数	8	5	4	5	6	2	3	4	3	6

5 市営住宅等の修繕

本市の市営住宅は、昭和 40 年代後半から 50 年代にかけて大量に建設されており、かなり老朽化が進み、おのずと緊急修繕が増加している（年間 1,500～2,000 件程度）。なお、大規模改修については、計画的に実施している。

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度（予定）
外壁塗装	砥堀住宅 4 号棟 中鈴住宅 2 号棟 市之郷住宅 上鈴住宅 5 号棟 下構住宅 2 号棟	船越住宅 2 号棟 書写東住宅 1 号棟	保城住宅 1 号棟 白浜南住宅 1 号棟
屋根葺替	砥堀住宅 4 号棟	船越住宅 2 号棟	保城住宅 1 号棟
屋上防水	中鈴住宅 2 号棟 市之郷住宅 上鈴住宅 5 号棟 下構住宅 2 号棟		白浜南住宅 1 号棟
受水槽改修	中鈴住宅 1・2 号棟 上鈴住宅 3・4 号		保城住宅 1 号棟 白浜南住宅 1 号棟 砥堀住宅 2・3 号棟
耐震改修	中鈴住宅 2 号棟 下構住宅 2 号棟		
エレベーター更新工事	北条北住宅		

6 市営住宅の自動車保管場所

入居者の利便の確保及び良好な住環境の形成のために、平成 5 年度から自動車保管場所（駐車場）を整備している。

整備区画数及び整備率の推移

項目基準日	R3. 4. 1	R4. 4. 1	R5. 4. 1	R6. 4. 1	R7. 4. 1
(A)：管理戸数（全体）	6,029	6,025	5,669	5,717	5,780
(a)：管理戸数（整備住宅）	4,580	4,580	4,420	4,472	4,661
(B)：整備区画	4,357	4,367	4,421	4,460	4,559
(B)／(A)	72.3%	72.5	78.0	78.0	78.9
(B)／(a)	95.1%	95.3	100.0	99.7	97.8
(a)／(A)	76.0%	76.0	78.0	78.2	80.6

7 市営住宅の整備計画及び実績

整備実績（建設中も含む）及び整備計画

(戸数)

着工年度	R3	R4	R5	R6	R7
公営	52	204	0	0	0
改良	0	0	0	0	0
計	52	204	0	0	0

タイプ別住宅供給戸数

(戸数)

年度	R3	R4	R5	R6	合計
住宅名	中河原	市川	上野	庄田	
A	0	0	0	0	0
B	18	18	26	12	74
B (身障分)	2	2	2	1	7
C	20	30	18	42	110
D	20	20	6	0	46
合計	60	70	52	55	237

＊Aタイプ … 3LDK 専有面積 73 ㎡前後 おおむね 4 人以上世帯向け
 Bタイプ … 3DK 専有面積 65 ㎡前後 おおむね 3～4 人以上世帯向け
 Cタイプ … 2DK 専有面積 53 ㎡前後 おおむね 2～3 人以上世帯向け
 Dタイプ … 1LDK・2K 専有面積 43 ㎡前後 単身世帯向け

8 営 繕 事 業

1 概要

営繕課では、市有建築物の新築工事及び改修工事の設計、施工監理に関する業務を行っている。主管課の要望を適切に把握し、安全で安心して快適に利用できる公共建築の整備を推進する。

また、近年、公共建築を取りまく諸情勢は大きく変化している。地球環境や都市景観への配慮、シックハウス対策、アスベスト問題、ユニバーサルデザインの導入、耐震対策、ファシリティマネジメントなど様々な社会ニーズに加え、行政に対する市民の要望も多種多様化している中で、それらの需要に基づく施設整備を実現しながら、公共建築の抱える問題にも積極的に取り組んでいく。

2 工事の設計・施工・監理実施状況

(1) 令和6年度 工事・設計委託及び地質調査の状況（請負契約によるもの）

項目	工事						設計委託及び地質調査		合計	
	前年度継続		現年度		計		件数	請負金額 (円)	件数	請負金額 (円)
	件数	請負金額(円)	件数	請負金額(円)	件数	請負金額(円)				
合計	18	7,743,718,736	133	7,917,004,456	151	15,660,723,192	51	776,276,808	202	16,437,000,000

※ 合併施工の増加等により費目別件数の集計と合計件数が一致しないため、令和6年度分から費目別内訳は計上していない。

(2) 過去5か年の工事・設計委託及び地質調査の状況（請負契約によるもの）

年度	工事	設計委託	地質調査	合計
R2	137 件	36 件	0 件	173 件
R3	109 件	30 件	0 件	139 件
R4	113 件	24 件	0 件	137 件
R5	117 件	27 件	0 件	144 件
R6	151 件	51 件	0 件	202 件

(1) 令和 6 年度の工事・設計委託の主な事業

《工事》

- 旧姫路市中央卸売市場解体撤去工事（前年度継続）
- 姫路市立姫路球場ナイター照明設備新設及びスコアボード改修等工事（前年度継続）
- 姫路市立広畑第二小学校校舎長寿命化改修等（建築）工事（前年度継続）
- 姫路市立手柄小学校校舎長寿命化改修等（建築）工事（前年度継続）
- 姫路市立別所小学校屋内運動場改築等（建築）工事
- 姫路市文化センター解体撤去工事（前年度継続）
- 姫路市立飾磨小学校校舎長寿命化改修等（建築）工事
- 姫路市本庁舎照明器具改修工事
- 姫路市立琴陵中学校屋内運動場長寿命化改修等（建築）工事
- （仮称）手柄山駐輪場新築（建築）工事
- 姫路市立安室小学校屋内運動場長寿命化改修等（建築）工事
- 姫路市立大塩こども園大規模改修（建築）工事
- 姫路市立高岡小学校給食室改築（建築）工事
- 姫路市立東中学校屋内運動場長寿命化改修（建築）工事
- 姫路市立峰相小学校昇降機棟増築等（建築）工事
- （仮称）姫路市立家島交流センター新築（建築）工事（前年度継続）

その他 135 件

計 151 件

《設計委託》

- （仮称）姫路市立荒川南小学校新築工事設計委託
- 姫路市姫路東消防署新築工事設計委託
- 姫路市立中央体育館大規模改修等工事設計委託
- 姫路市立書写中学校外 9 校屋内運動場空調設備設置工事設計委託
- 姫路市立灘中学校外 7 校屋内運動場空調設備設置工事設計委託
- 姫路市立広畑中学校外 7 校屋内運動場空調設備設置工事設計委託
- 姫路市立広嶺中学校外 7 校屋内運動場空調設備設置工事設計委託
- 姫路市立東光中学校外 9 校屋内運動場空調設備設置工事設計委託（前年度継続）
- 姫路市立飾磨東中学校外 8 校屋内運動場空調設備設置工事設計委託（前年度継続）
- 姫路市立灘中学校校舎長寿命化改修等工事設計委託（前年度継続）

その他 41 件

計 51 件

9 区画整理事業等

1 概要

本市における土地区画整理事業は、昭和初期に着手した広土地区画整理事業（面積 952.5ha）に始まり、戦後にはいち早く、焼失した旧市域を中心に復興土地区画整理事業（面積 208.9ha）を施行し、昭和 59 年度末には換地処分を完了している。

また、市施行の土地区画整理事業は、「中部地区」、「別所地区」及び「飾磨拠点地区」が完了し、現在は、「姫路駅周辺地区」、「阿保地区」、「JR 網干駅前地区」及び「駅南（姫路駅南西地区）」の整備を進めている。

さらに、昭和 43 年の新都市計画法施行に伴い、組合施行土地区画整理事業の補助制度が確立されたのを機会に、本市もこれに対応して助成体制を整え、昭和 45 年度から積極的に組合施行の事業に取り組んできた。

また、平成 8 年 4 月に中核市に移行したことにより、県から組合の設立認可等の権限が移譲されており、この権限の活用と併せて、効果的な市街地整備を推進する。

2 土地区画整理事業一覧

地区名	施行者	面積 ha	地区名	施行者	面積 ha
大津地区	県知事	4.6	城南地区	組合	61.9
御立地区	県知事	2.0	飾磨中央地区	組合	5.6
広地区	県	952.5	思案橋地区	組合	2.2
復興（第 1 工区）	市長	77.5	今在家地区	組合	27.6
復興（第 2 工区）	市長	87.5	山崎西畑地区	組合	2.9
復興（第 3 工区）	市長	40.1	中島地区	組合	5.7
復興（飾磨工区）	市長	3.8	白浜地区	組合	30.5
下野田地区	市長	6.3	今在家棚田地区	組合	4.3
唐端地区	市長	7.4	水尾川東地区	組合	90.5
書写六角地区	市長	12.4	網干地区	組合	41.8
市川地区	市長	15.3	中地地区	組合	4.3
城陽地区	市	24.7	今在家東地区	組合	1.8
中部（第 1 工区）	市	71.1	興浜地区	組合	1.1
中部（第 2 工区）	市	75.6	灘南部地区	組合	102.8
駅南地区	市	59.5	天満地区	組合	5.3
別所地区	市	98.6	加茂地区	組合	1.7
飾磨拠点地区	市	24.6	白浜東地区	組合	38.8
野里地区	住宅営団	5.9	市川西地区	組合	42.8
安田地区	住宅営団	4.3	蒲田地区	組合	47.6
苦編地区	住宅営団	4.4	大塩第一地区	組合	18.3
町坪地区	住宅営団	2.8	西天満地区	組合	4.1
飾磨恵美酒地区	住宅営団	4.5	飾西地区	組合	2.8
中地地区	住宅営団	3.2	高田地区	組合	11.1
京見地区	富士製鉄	11.3	加茂南地区	組合	2.6
大津第一地区	富士製鉄	14.1	城陽地区	組合	40.1
大津第二地区	富士製鉄	15.7	船場川東地区	組合	34.6
大津第三地区	富士製鉄	17.1	大井川地区	組合	88.4
城山地区	富士製鉄	3.3	東天満地区	組合	7.4
今在家地区	富士製鉄	31.1	中島阿成地区	組合	31.2
山崎地区	富士製鉄	9.0	中島南地区	組合	24.9
大津町一丁目地区	新日鉄興和不動産	3.0	高浜東地区	組合	72.3
大津町二丁目地区	新日鉄都市開発	11.3	加茂西地区	組合	3.5
佐土地区	個人	10.5	阿保南地区	組合	6.6
北部副都心地区	土地開発公社	18.9	土師地区	組合	6.5
五軒邸地区	共同	1.7	西蒲田下野地区	組合	9.9
網干大江島地区	共同	0.7	飯田手柄地区	組合	6.1
農業センター跡地地区	共同	11.0	天満菅原地区	組合	2.1
東山地区	農住組合	1.0	垣内津市場地区	組合	28.1
			計 76 地区		2,668.1

3 施行中の土地区画整理事業

令和7年8月1日現在

区分／地区名		阿 保	J R網干駅前
施 行 者		姫路市	姫路市
区 域		北条 北条永良町 阿保 市之郷の各一部	網干区和久の一部
面 積		906,626 m ²	50,245 m ²
事 業 期 間		H8 年度～R14 年度	H25 年度～R12 年度
補 助 期 間		H8 年度～R9 年度	H25 年度～R12 年度
減 歩 率		24.68% (公 21.94% (保 2.74%	18.03% (公 18.03%
保 留 地 面 積		22,579 m ²	—
総 事 業 費		43,200,000 千円	4,650,000 千円
内 訳	補助基本事業費	23,310,000 千円	2,758,000 千円
	保留地処分金	1,684,208 千円	—
	市補助金(市単独費)	11,923,000 千円	1,718,500 千円
	公共施設管理者負担金	1,194,000 千円	—
	そ の 他	5,088,792 千円	173,500 千円
執 行 済	R5 年度まで	37,162,431 千円	3,583,900 千円
	R6 年度決算	917,702 千円	320,601 千円
	R6 年度まで	38,080,133 千円	3,904,501 千円
	進捗率	88.1%	84.0%
	R7 年度予算	974,900 千円	245,600 千円
R8 年度以降執行予定額		4,144,967 千円	499,899 千円
主な都市施設等		大日線(36M) 806m 妻鹿線(20M) 51m 南駅前線(20M) 628m 下寺町線(16M) 328m 阿保公園線(16M) 968m 阿保線(15M) 406m 市之郷線(15M) 540m 市川線(15M) 1,204m 区画道路 17,492m 特殊道路 897m 近隣公園 1 か所 11,000 m ² 街区公園 8 か所 17,500 m ² 河川・水路 4,340m	網干線(12-19M) 311m 網干駅北線(18M) 121m 駅前広場 2,564 m ² 区画道路 1,196m 特殊街路 69m 街区公園 1 か所 1,530 m ² 河川・水路 78m
都市計画決定		S 49 年 1 月 29 日	H25 年 3 月 5 日
事業認可公告		H 8 年 12 月 11 日	H25 年 9 月 26 日
実施計画変更(最新)		R 4 年 3 月 30 日	R 6 年 8 月 5 日
事業計画変更(最新)		R 4 年 3 月 10 日	R 6 年 8 月 7 日

令和7年8月1日現在

区分／地区名		英賀保駅周辺	姫路駅周辺	駅南(姫路駅南西地区)
施 行 者		組 合	姫路市	姫路市
区 域		町坪 井ノ口 玉手 苦編 飾磨区高町 同山崎 同付城 同富士見ヶ丘町の各一部	朝日町の全部・久保町・高尾町・豆腐町・南畝町・南畝町一丁目・西駅前町・駅前町・東駅前町・北条口一丁目・北条口三丁目・北条口五丁目・南駅前町・市之郷・市之郷四丁目・神屋町三丁目・神屋町六丁目・神屋町・北条・宮西町四丁目・日出町三丁目の各一部	南畝町・南畝町一丁目・延末・東延末の各一部
面 積		694,727 m ²	454,523 m ²	74,323 m ²
事 業 期 間		H11 年度～R9 年度	H 元年度～R11 年度	H19 年度～R9 年度
補 助 期 間		H11 年度～ R9 年度	S61 年度～R11 年度	H19 年度～R2 年度
減 歩 率		31.83% (公 23.47% (保 8.36%	26.98% (公 21.85% (保 5.13%	8.73% (公 7.76% (保 0.97%
保 留 地 面 積		49,791 m ²	20,114 m ²	637 m ²
総 事 業 費		23,900,000 千円	32,560,000 千円	1,230,000 千円
内 訳	補助基本事業費	16,305,913 千円	23,596,352 千円	787,066 千円
	保留地処分金	3,318,000 千円	2,395,000 千円	56,718 千円
	市補助金(市単独費)	2,092,000 千円	2,934,135 千円	386,216 千円
	公共施設管理者負担金	2,142,400 千円	—	—
	そ の 他	41,687 千円	3,634,513 千円	—
執行済	R5 年度まで	16,996,044 千円	31,052,055 千円	1,112,789 千円
	R6 年度決算	810,428 千円	279,308 千円	14,201 千円
	R6 年度まで	17,806,472 千円	31,331,363 千円	1,126,990 千円
	進捗率	74.5%	96.2%	91.6%
	R7 年度予算	1,200,000 千円	150,700 千円	44,410 千円
R8 年度以降執行予定額		4,893,528 千円	1,077,937 千円	58,600 千円
主な都市施設等		国道2号線 (33.5-50.7M) (姫路ハピネス跨線橋) 323m 四ツ池線(16M) 1,729m 荒川線(20-35.7M) 601m 手柄山線(15M) 916m 棚田線(14M) 167m 英賀北線(19M) 53m 区画道路 15,793m 特殊道路 385m 近隣公園1か所 11,009 m ² 街区公園7か所 13,001 m ² 河川・水路 7,063m	内環状東線(30M) 260m 内々環状東線(25M) 164m 内々環状西線(25M) 118m 東駅前線(25M) 391m 大日線(36M) 122m 十二所前線(20M) 763m 下寺町線(18・16M) 423m 阿保線(15M) 178m 市之郷線(15M) 80m 区画道路 5,004m 特殊道路 750m 駅前広場 16,100 m ² 街区公園3か所 16,943 m ² 河川・水路 2,218m	区画道路 1,581m 特殊道路 84m 街区公園2か所 2,253 m ²
都市計画決定		H11 年 3 月 26 日	S62 年 2 月 27 日	S49 年 1 月 29 日
事業認可公告		H11 年 11 月 2 日	H 元年 5 月 30 日	H19 年 7 月 4 日
実施計画変更(最新)		R3 年 11 月 17 日	R6 年 7 月 17 日	R2 年 2 月 25 日
事業計画変更(最新)		R3 年 11 月 5 日	R7 年 7 月 1 日	R7 年 7 月 1 日

10 総合交通体系

1 総合交通体系関係

(1) 総合的な交通体系の構築

クルマ中心の交通体系から人と環境に優しい公共交通を中心とした交通体系への移行を目指し、令和3年7月に策定した「姫路市総合交通計画」に基づき、公共交通の利便性向上に向けた施策を推進している。同計画の策定に当たっては、移動特性や公共交通需要などを把握するための市民アンケート調査を実施して、社会潮流の変化や新たに生じた課題・問題点の把握を行った。本市が目指すべきまちづくりとの連携を図りながら各施策の方向性を検討・整理を行い、持続可能な公共交通ネットワークの構築を目指す。

(2) コミュニティバス等地域公共交通の導入検討

公共交通空白地域等のうち優先検討地域について、コミュニティバス等地域公共交通の導入ガイドラインに基づき、社会実験運行に向けた運行計画の立案などに取り組む。

これまで4地域で、いずれも定時定路線型のコミュニティバス社会実験運行を実施、平成24年度に家島地域、平成26年度に坊勢地域において本格運行を開始している。

平成30年度には、デマンド型乗り合いタクシーによる社会実験運行を夢前町前之庄地区及び花田町高木地区において実施し、高木地区については、令和2年3月から本格運行を開始している。また、令和3年3月から、夢前町前之庄・山之内地区においてスクールバスを活用したコミュニティバスを運行している。加えて、令和6年10月から、当該コミュニティバスをJR溝口駅まで延伸し、JR溝口駅周辺の商業施設への移動手段とする社会実験運行を実施しており、令和7年10月から本格運行を予定している。

令和元年10月から令和3年3月まで福崎町と連携し、行政界を越えたコミュニティバスの社会実験運行を実施、令和3年度から本格運行を開始している。

その他の優先検討地域においても、地域の輸送資源の活用を含め、引き続き路線バスとの共存・相互補完を図り、持続性の高いコンパクトな地域公共交通の導入に向けて取り組む。

(3) 地方バス路線運行対策

バス事業は、路線沿線人口の減少やマイカー普及等による利用者の減少に加え、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化も影響し、コロナ前までの利用者数には回復していない。

また、物価高騰や燃料価格の高騰などバス事業者の経営努力だけでは路線の維持は困難となっている。

このような状況の中、市民の日常生活を支えているバス路線の維持確保を図るため、県及び関係市町と協調し、民営のバス事業者に補助金を交付し、市民生活の質の向上と社会参加の機会を確保していく。

(4) 離島航路運航維持対策

離島において必要不可欠な移動手段である離島航路は、利用者となる島民人口の減少に加え、物価高騰や燃料価格の高騰などにより、各航路事業者は非常に厳しい経営環境にある。

将来にわたり離島航路の確保維持を図るため、航路維持・改善に係る支援及び航路の利便性向上に関する事業等に取り組み、より安定的な定期航路を確保し、離島住民の生活の質の向上と社会参加の機会を確保していく。

(5) シェアサイクル事業

平成28年度から本格運用を開始し、令和5年11月からは、利用者のスマートフォンで貸出が可能なスマートロック方式を導入している。令和7年7月末現在で、姫路駅を中心にサイクルポートを50か所、250台の自転車を設置している。

(6) 福祉のまちづくり事業の推進

高齢者や障害者を含む全ての人が公共施設等を円滑に利用できるよう、乗り降りしやすいノンステップバスの導入を促進するとともに、鉄道駅舎のバリアフリー化を促進し、公共交通を容易に利用できる福祉のまちづくりを推進していく。

2 鉄道の利便性向上

(1) JR播但線の利便性向上

平成10年3月に、姫路駅から寺前駅間（延長約29.6km）の電化が実現した。現在、JR播但線と山陰本線の沿線市町等で構成する「日本海と瀬戸内海を結ぶ播但線鉄道整備・利用促進協議会」を中心に、利用促進イベントの実施や増便、車両の増結、接続改善等などの利便性向上を目指した活動に取り組んでいる。

平成 28 年 3 月に、京口駅から寺前駅間の各駅において「ＩＣＯＣＡ」の利用が開始された。

(2) J R 姫新線の利便性向上

兵庫県策定の J R 姫新線利便性向上対策アクションプログラム（平成 17 年 3 月策定）に基づき、平成 18 年度から J R 姫新線輸送改善事業に本市も積極的に取り組み、平成 22 年 3 月から平成 24 年 3 月までの 2 年間に、増便運行の試行を実施し、平成 27 年度に年間乗車人員 300 万人の目標を達成した。また、平成 28 年 3 月に、播磨高岡駅から播磨新宮駅間の各駅において「ＩＣＯＣＡ」の利用が開始され、平成 30 年度及び令和元年度には年間乗車人員が 322 万人に達していたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和 2 年度以降は、目標の 300 万人を下回った。令和 5 年度以降は年間 308 万人の利用があり、目標を達成している。

また、沿線市町、兵庫県等で構成する「姫新線利用促進・活性化同盟会」を中心に、車両基地ファミリー見学会など J R 西日本と連携し、幅広い利用促進活動を展開している。

【 J R 姫新線輸送改善事業の概要】

- ・姫路駅から上月駅間（50.9 km）の高速化（軌道改良、安全施設の整備、新型車両の導入）

事業期間 平成 18 年度～平成 22 年 9 月末

事業主体 J R 西日本、兵庫県、姫路市、たつの市、佐用町

事業費 約 80 億円

- ・増便運行の試行

試行期間 平成 22 年 3 月～平成 24 年 3 月

事業主体 J R 西日本、兵庫県、姫路市、たつの市、佐用町

(3) J R 山陽本線の利便性向上

沿線市町で構成する「山陽本線沿線市町連絡会」を中心に、姫路駅への新幹線「のぞみ」、「さくら」の停車本数増加、「みずほ」の姫路駅への停車、山陽本線各駅への停車本数増加等による利便性向上、播但線・姫新線との接続改善、駅舎のバリアフリー化等を目指して、要望活動に取り組んでいる。平成 26 年 3 月のダイヤ改正において「みずほ」の姫路駅への停車が実現した。また、平成 30 年 9 月から「ＩＣＯＣＡ」のエリアをまたぐ相互利用が可能となった。

J R 乗車人員の推移

(単位 日平均人)

駅 名	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
山陽本線	ひめじ別所	1,915	1,924	1,597	1,674	1,814	1,918
	御 着	2,892	2,900	2,430	2,451	2,548	2,653
	東 姫 路	1,256	1,413	1,243	1,320	1,542	1,670
	姫 路	51,802	51,763	38,030	40,279	45,787	48,539
	英 賀 保	4,618	4,623	3,754	3,903	4,262	4,367
	はりま勝原	5,347	5,507	4,517	4,781	5,230	5,348
播但線	網 干	7,897	7,759	6,140	6,308	6,735	6,815
	京 口	1,098	1,122	956	969	1,038	1,118
	野 里	1,828	1,956	1,637	1,760	1,827	1,874
	砥 堀	667	716	591	633	706	735
	仁 豊 野	1,045	1,057	867	920	964	976
	香 呂	1,576	1,568	1,258	1,337	1,461	1,562
姫新線	溝 口	1,726	1,747	1,402	1,505	1,569	1,564
	播磨高岡	1,666	1,731	1,449	1,525	1,597	1,720
	余 部	2,254	2,228	1,787	1,909	2,055	2,097
合計	太 市	397	398	304	327	371	387
	合 計	87,984	88,412	67,962	71,601	79,506	83,347

3 広域的な幹線道路網の整備

(1) 中国横断自動車道姫路鳥取線の建設促進

中国横断自動車道姫路鳥取線は、姫路市を中心とした播磨地域と鳥取市を中心とする山陰東部地域を結ぶ、経済、文化等の交流の骨格となる重要な路線である。

令和4年3月には、播磨新宮インターチェンジ～穴栗ジャンクション間（延長約11km）が供用開始されたことにより、中国横断自動車道姫路鳥取線が全線開通し、山陽地方と山陰地方を結ぶ、南北ネットワークが強化された。

引き続き、4車線化優先整備区間に指定されている、播磨ジャンクション～播磨新宮インターチェンジ間（延長約13km）の早期事業化に向け、「中国横断自動車道姫路鳥取線西播磨建設促進期成同盟会」を中心に要望活動に取り組んでいる。

(2) 国道29号改良及び姫路北バイパスの建設促進

平成8年12月に、姫路市域への流出入交通の円滑化と増大する交通量への対応を図るため、国道2号と山陽自動車道を南北に連結する姫路西バイパスが供用開始され、平成23年3月には姫路北バイパス相野ランプから下伊勢ランプ間約1.5kmが暫定供用された。

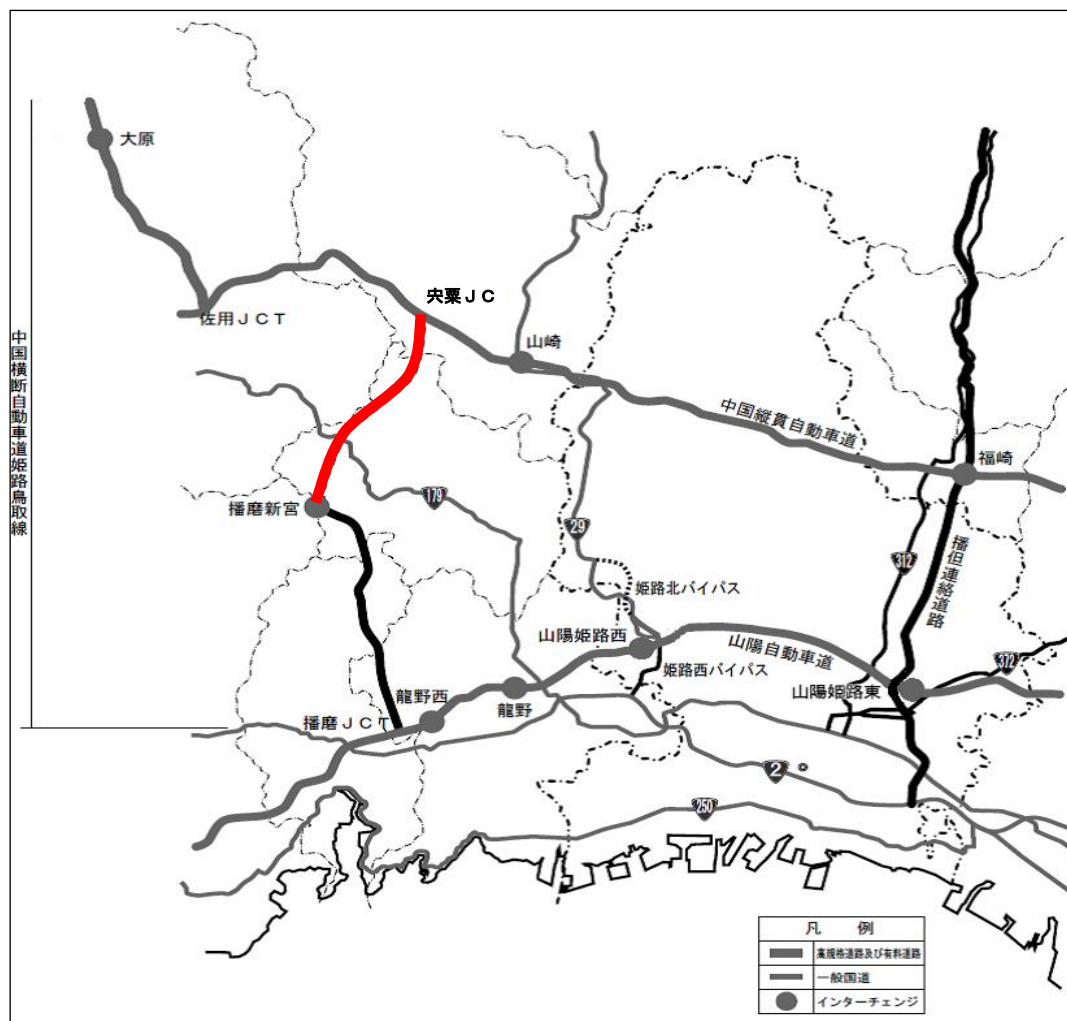
引き続き、姫路北バイパス（姫路市相野～姫路市林田町六九谷、延長約6km）全区間の早期完成及び姫路市～穴栗市波賀町間の現道改修等に向け、「国道29号改良及び姫路北バイパス建設促進協議会」を中心に要望活動に取り組んでいる。

(3) 国道312号改良及び播但連絡道路の建設促進

国道312号は、瀬戸内臨海地域と日本海沿岸地域を結ぶ重要な幹線であり、県北部の市町とも連携して結成した「国道312号改良及び播但連絡道路建設促進期成同盟会」を中心に、道路の拡幅、交差点改良、交通安全施設整備等に向けた要望活動に取り組んでいる。

(4) 国道2号等の交通形態検討

姫路駅周辺における道路網整備の進捗状況を踏まえ、交通面からの更なる課題検討を行う。



11 播磨臨海地域道路網構想の計画推進

1 概要

姫路市を中心とした播磨臨海地域（神戸市西区、明石市、稲美町、播磨町、加古川市、高砂市、姫路市、太子町）は、面積約 961 ㎢、人口 152 万人であり、市街地が連坦する一体的な生活・産業圏域を形成している地域である。

当地域は、これまで播磨臨海工業地帯の中心地域として発展してきており、日本を代表する多種多様な企業の製造拠点が集積し、多くの世界トップシェアを誇る部素材、製品を創り出す、世界有数のものづくり拠点である。

一方で、地域の東西幹線道路である国道 2 号バイパスは、一日約 11 万台、ピーク時約 7 千台の交通量があり、渋滞が常態化、物流効率の悪化や交通事故が多発している。

播磨臨海地域道路は、老朽化が進む国道 2 号バイパスの代替路として、地域にダブルネットワークを構築し、渋滞緩和や交通事故の抑制、さらには、拠点間における人・物・情報の円滑な流れを促すことで、国際競争力の強化が期待できる、日本の経済成長に欠かせない社会基盤である。また、災害時の緊急輸送路としても、救急医療への支援や迅速な復旧・復興を支えるものである。

2 計画推進に向けて

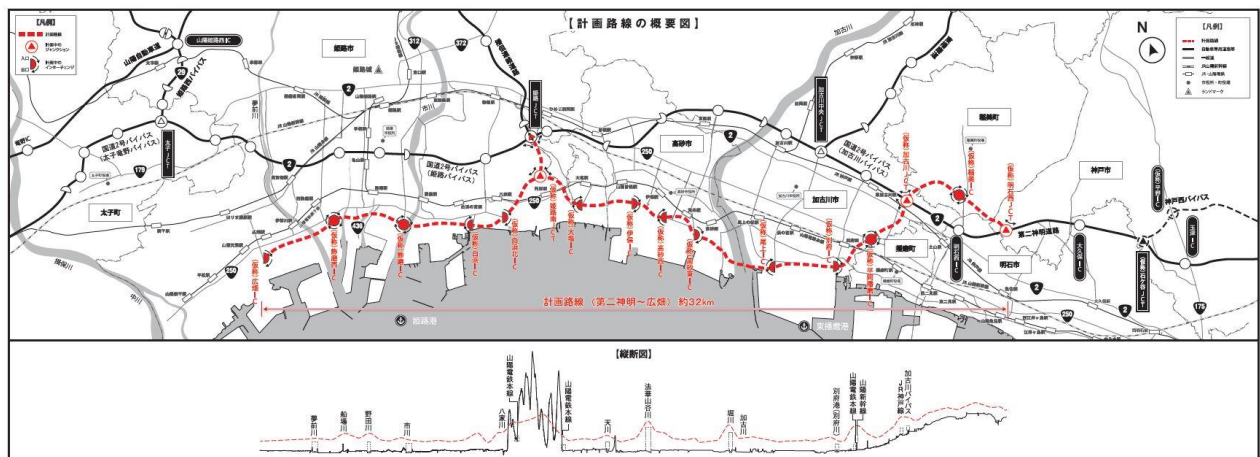
現在、姫路市など 5 市 3 町で構成する「播磨臨海地域道路網協議会」を中心に、要望活動をはじめ、地域住民や経済界との合意形成の推進など、本道路の早期実現に必要な活動を展開している。

令和 2 年 11 月に国において、計画段階評価の対応方針として「内陸・加古川ルート」が選定され、令和 3 年 7 月に兵庫県において、環境影響評価方法書が公告されている。さらに、令和 4 年 11 月には、国土交通省から兵庫県等へ「ルート計画案」が提示され、令和 5 年 11 月から 12 月までの間に、本線ルート及び構造の都市計画についての住民説明会が沿線市町で計 32 回開催、令和 6 年 7 月から 9 月までの間に、計画路線と同時に、一体として定めるアクセス道路等の都市計画についての住民説明会が計 30 回開催された。これらの手続を経て、令和 7 年度は 6 月 8 日と 6 月 15 日に公聴会が開催された。今後は「都市計画案」の作成、公告、縦覧、意見書の受付が実施され、あわせて事業が環境の保全に十分に配慮して行われるよう環境影響評価法に基づく手続も進められる。

本市では引き続き関係市町とともに、国や県の行う調査検討や手続に対し連携して取り組むとともに、国に対し早期実現を強く訴えていく。

(1) 計画概要

◇当面、都市計画・アセスを進める区間（第二神明～広畑）



上図：本線説明会配布資料から

(2) 播磨臨海地域道路網協議会（5 市 3 町）

設立：平成 10 年 3 月

正会員：姫路市長、加古川市長、神戸市長（R2 年度加入）、明石市長、高砂市長、
稲美町長、播磨町長、太子町長（H25 年度加入）

参 与：兵庫県東播磨県民局長、中播磨県民センター長、西播磨県民局長

(3) 要望活動状況等

毎年度地元選出国會議員及び国、県要望を実施している。

【要望活動】

- 令和7年5月28日（水）
西播磨市町長会・播磨地方拠点都市推進協議会合同要望会
要望先：地元選出国會議員
要望者：播磨臨海地域道路網協議会
- 令和7年5月29日（木）
西播磨市町長会・播磨地方拠点都市推進協議会合同要望会
要望先：国土交通省、財務省
要望者：播磨臨海地域道路網協議会

【進捗状況】

- 令和2年11月10日（火）
国土交通省において、計画段階評価の結果として、「内陸・加古川ルートを選定」を公表
- 令和3年7月26日（月）
兵庫県において、環境影響評価方法書を公告
- 令和4年11月28日（月）
国土交通省において、「播磨臨海地域道路（第二神明～広畑）ルート計画案手交式」を開催
- 令和5年11月11日（土）から令和5年12月22日（金）まで
本線ルート及び構造の「播磨臨海地域道路（第二神明から広畑）都市計画に係る住民説明会」を開催
- 令和6年7月18日（木）から令和6年9月10日（火）まで
アクセス道路等の「播磨臨海地域道路（第二神明から広畑）都市計画に係る住民説明会」を開催
- 令和7年6月8日（日）、令和7年6月15日（日）
「播磨臨海地域道路（第二神明～広畑）都市計画に係る公聴会」を開催

12 鉄道高架と都市拠点整備

1 概要

J R姫路駅を中心とする地区は、J R各線、山陽電鉄線、神姫バス、タクシー等各種交通機関が発着し、人的・物的流通の拠点であるとともに、各種官公庁、金融機関、百貨店、商店街、事業所などが集中し、播磨の社会・経済活動の中心地として発展してきた。

しかし、この地区はJ R各線が平面で貫通していた上、約 31 ヘクタールに及ぶ広大な貨物ヤード跡地等が市街地発展の大きな障壁となり、南北交通の流れを妨げていた。

このような状況を打開し、交通の円滑化、駅前広場の整備・拡充、南北市街地の一体化を図るため、山陽本線等連続立体交差事業を実施してきた。

さらに、21 世紀を展望した都心形成を図るため、鉄道高架事業と併せ、土地区画整理事業、関連道路事業等により都市基盤を整えとともにキャスティ 21 を推進するなど都心部の再生を図り、都市の活性化を促進する。

2 山陽本線等連続立体交差事業及び関連道路事業

昭和 48 年に樹立した鉄道高架構想は、昭和 59 年 6 月開催の姫路鉄道高架事業懇話会（建設省、国鉄本社、山陽電鉄、兵庫県、姫路市により構成）において山陽本線等連続立体交差事業の都市計画決定素案として最終合意され、関連道路及び姫路駅周辺土地区画整理事業とともに、昭和 62 年 2 月、3 点同時に都市計画決定を受けた。

その後、国鉄の民営分割化等の諸事情もあったが、平成元年 3 月に連続立体交差事業及び交差道路 2 路線の事業認可を得た。

平成 2 年 12 月には、J R西日本等の鉄道事業者と都市側間の工事協定等を締結し、平成 3 年に貨物基地、車両基地の移転工事に着手し、平成 6 年 3 月、貨物基地、車両基地とも工事が完了、稼働を始めた。平成 7 年 2 月からは本線高架橋工事に着手し、平成 9 年 6 月には先行して J R山陽本線の姫路駅東部高架区間（約 0.9 km）を完成させ、平成 18 年 3 月に J R山陽本線全線を、平成 20 年 12 月、J R播但線及び姫新線を高架に切り替え、J R姫路駅付近の鉄道高架化が完成した。

その後、旧鉄道施設等の撤去を行い、山陽本線等連続立体交差事業は平成 23 年 3 月に完了した。

(1) 山陽本線等連続立体交差事業

① 事業概要

・高架化区間

山陽本線	市川右岸～中央南北幹線	約 4.3 km
播但線	姫路駅部～市道城東 42 号線	約 1.0 km
	（朝日町～砥堀約 5.0 km	昭和 59 年 10 月高架開通）
姫新線	姫路駅部～市道手柄 30 号線	約 1.3 km

・駅部の規模

駅部延長	1.2 km	（1.2 km）
面積	59,400 m ²	（62,000 m ² ）
ホーム面数	3 面	（5 面）
線路数	7 線	（14 線）
留置線数	4 線	（12 線）

・貨物設備等の移設（平成 6 年 3 月完成）

貨物基地	約 7.4ha（別所地区へ移設）
車両基地	約 2.8ha（飾西地区へ移設）
播磨高岡駅に行き違い設備	一式

・山陽電鉄線の取扱い

山陽電鉄線は、旧山電線ルート of の西側にある旧飾磨港線のルートを利用し、J R との交差状況を逆転させ、延末公園付近で現線に取り付けた。

市道手柄 77 号線～山電姫路駅 約 0.9 km

② 施行・順序

実施段階 = 用地確保 → 一部仮線の設置 → 新線の建設 → 線路の切替 → 旧線の撤去 → 関連道路整備

③ 総事業費

約 632 億円（ただし、貨物・車両基地用地費を除く）

(2) 関連道路事業

・高架関連道路

立体交差道路

都市計画道路

9 路線 大日線・内環状東線・船場川線・内々環状西線・内々環状東線・市之郷線・阿保線・下寺町線・十二所前線

その他都市計画道路

2 路線 内々環状南線・東駅前線

高架関連側道

1 路線 本線高架側道 1 号線

除去される踏切

7 か所

(都市計画道路)

路線名	区分	幅員	車線数
① 大日線	幹線	36M	4
② 内環状東線	幹線	30M	4
③ 船場川線	幹線	30M	4
④ 内々環状西線	補助幹線	25M	2
⑤ 内々環状東線	補助幹線	25M	2
⑥ 内々環状南線	補助幹線	20M	2
⑦ 市之郷線	補助幹線	15M	2
⑧ 阿保線	補助幹線	15M	2
⑨ 下寺町線	補助幹線	16～18M	2
⑩ 東駅前線	補助幹線	25M	2
⑪ 十二所前線	補助幹線	20M	2
⑫ 本線高架側道 1 号線	高架側道	9M	2

3 姫路駅周辺土地区画整理事業

山陽本線等の高架化に伴って発生した広大な貨物ヤード跡地等の活用を図るため、山陽本線等連続立体交差事業に併せて土地区画整理事業により面的、総合的な都市基盤整備を推進する。本事業は平成元年 5 月から事業に着手し、平成 4 年度以降順次仮換地指定を行い、現在（令和 7 年 7 月時点）約 99%の仮換地指定を完了。平成 9 年 6 月の東部高架区間切替に併せ東部地域における 3 本の都市計画道路の整備を進め、平成 10 年 2 月に阿保線、大日線を、同年 3 月には市之郷線をそれぞれ鉄道と立体交差で開通した。平成 20 年 12 月連続立体交差事業の高架化の完了に伴い、平成 21 年 11 月には内々環状東線を供用開始し、平成 23 年 8 月には内々環状西線の双方向での車両通行、同年 11 月には内環状東線の暫定供用を開始している。平成 25 年 4 月にキャッスルガーデン、同年 6 月にはキャッスルビューや連絡デッキが完成した。平成 26 年 7 月にはキャッスルガーデン北広場（芝生広場）も利用できるようになり、平成 27 年 3 月に姫路駅北駅前広場の整備が完了した。平成 28 年 6 月に十二所前線・下寺町線の供用を開始し、引き続き道路整備を進めながら、地区全体は令和 11 年度完了を目指している。

(1) 施行者 姫路市

(4) 総事業費 325.6 億円

(2) 施行面積 45.5ha

(5) 事業施行期間 平成元年度～令和 11 年度

(3) 駅前広場計画 駅前広場面積 約 16,100 m²

（事業概要については、「都市 9 区画整理事業等」に記載）

4 駅南土地区画整理事業（姫路駅南西地区）

本地区は、地区中央部から西側に工場跡地、また、地区東では山陽本線等連続立体交差事業により移設された山陽電鉄線跡地が带状に残り、工場跡地とともに有効な土地利用が行われていない状況で、公共施設の整備も不十分なまま市街化していた。そこで、土地区画整理事業により、都市基盤施設の整備改善並びに宅地の利用増進を図り、また、山陽電鉄線移設に伴う用地処理を行い、姫路市の主核にふさわしい計画的な市街地として再生することを目的として平成19年7月に着手した。現在（令和7年7月時点）は仮換地指定が済み、引き続き、道路、公園など公共施設を整備し、令和9年度完了を目指している。

(1) 施行者	姫路市	(3) 総事業費	12.3 億円
(2) 施行面積	7.4ha	(4) 事業施行期間	平成19年度～令和9年度
- （事業概要については、「都市 9 区画整理事業等」に記載）

5 キャスティ 21

姫路駅周辺地区は昭和62年度に新都市拠点整備事業として総合整備計画の建設大臣承認を得ており、土地区画整理事業、街路事業、連続立体交差事業等の各種都市基盤整備事業と都市拠点施設の整備を総合的、重点的に行うことにより、播磨地域の中核都市にふさわしい、にぎわいとうるおいにあふれた都心地区の形成を図る。

平成元年度に事業のPR活動の一環として愛称募集を行い、「キャスティ 21」と命名した。

また、平成18年には社会経済情勢、社会的要請の変化や、「姫路市都心部まちづくり構想」（次頁参照）の策定を踏まえ、キャスティ 21における土地利用促進計画として「キャスティ 21 整備プログラム」を策定した。

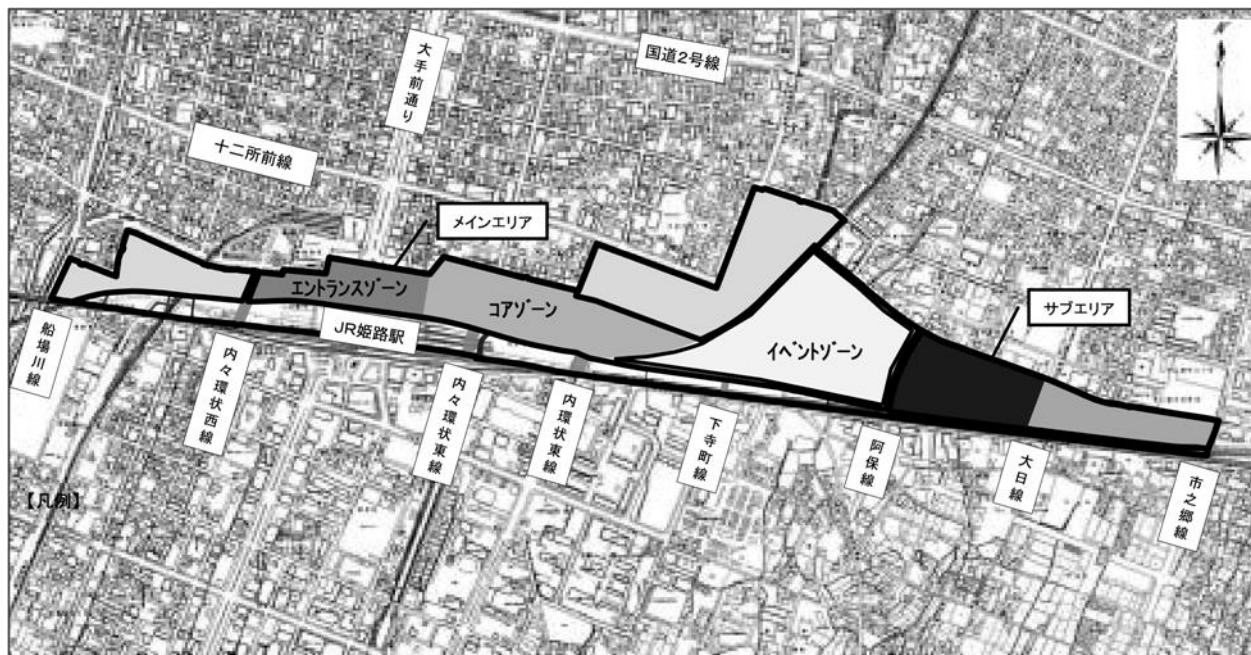
平成19年1月には、キャスティ 21 地区計画（約25.4ha）を都市計画決定し、同時にサブエリア（約7.4ha）について地区整備計画を、平成25年3月にエントランスゾーン（約2.5ha）について地区整備計画を定め、平成27年3月にエントランスゾーンの整備が完了した。

コアゾーンについては、良好な市街地の形成を図り、「姫路市都心部まちづくり構想」で期待する都市機能の立地を適切に促進するため、平成19年7月にA・Bブロックの用地を、さらに平成22年3月にCブロックの一部の用地を一時取得した。また、平成24年3月には、学識経験者、各種団体の代表者等で構成される「コアゾーン等整備検討懇話会」から受けた提言を踏まえた上で、「キャスティ 21 コアゾーン等まちづくり指針」を策定、その後民間事業者を対象に事業コンペを実施し、平成25年3月にA・B・Cブロックの優先交渉権者を決定した。その後各ブロックの優先交渉権者と基本協定を締結し、平成26年2月にコアゾーン全体で統一感ある望ましいまちづくりを進めるため、各ブロックの事業者で組織する「キャスティ 21 コアゾーンまちづくり協議会」を設立し、連絡調整及び協議・検討を行いながら順次整備を進め、平成30年7月にコアゾーンの整備が完了した。また、まちの愛称募集を行い、「キャスティタウン」と命名した。

イベントゾーンについては、学識経験者、各種団体の代表者等で構成される「イベントゾーン基本計画検討懇話会」における意見交換を基に基本計画を策定し、ゾーンを文化・コンベンションエリアと高等教育・研究エリアの二つに分けて段階的に整備することとした。文化・コンベンションエリアについては、文化芸術の拠点としての機能と、「ものづくり力の強化」「地域ブランドの育成」「交流人口の増加」を促進する機能を併せ持つ大規模複合施設としてアクリエひめじ（姫路市文化コンベンションセンター）の整備を進め、令和3年2月に竣工、同年9月に開館した。また、周辺施設の「キャスティ 21 公園」については令和3年3月に供用を開始した。

さらに、高等教育・研究エリアについては、兵庫県立大学先端医療工学研究所が令和4年4月に開設されるとともに、高度専門・急性期医療を提供する中核的な総合病院として、「県立はりま姫路総合医療センター」が令和4年5月に開院された。

キャスティ 21 区域



6 姫路市都心部まちづくり構想

現在、JR山陽本線等連続立体交差事業完了後、姫路駅周辺土地区画整理事業が進捗する中、キャスティ 21、特別史跡姫路城跡整備基本構想、中心市街地活性化基本計画、姫路市観光基本計画等、各種構想・計画に基づき施策・事業を推進しており、姫路駅から姫路城に至る都心部の基盤整備やにぎわいづくりを進めている。

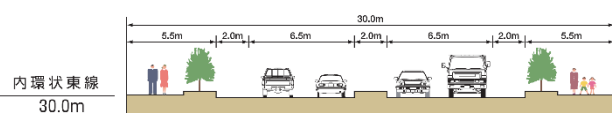
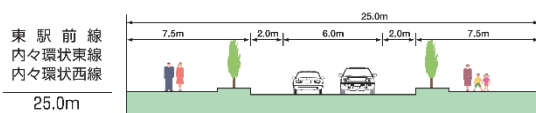
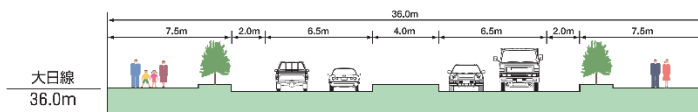
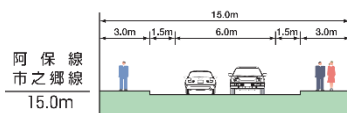
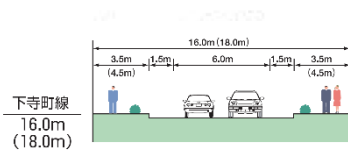
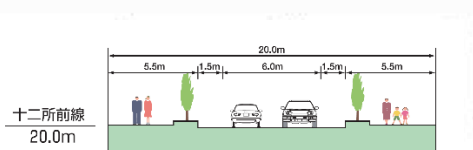
特に本線高架切替えを目前に控えた平成 18 年には、都心部の将来のあるべき姿を描き、市民と将来像を共有していくことが重要であることから、今後の都心部のまちづくりの指針となる「姫路市都心部まちづくり構想」を策定した。

本構想は、「歴史を育み、賑わいと感動あふれる都心の再生」をまちづくりの目標として掲げ、市民にとって、さらには播磨の中核都市、西播磨テクノポリスの母都市としての役割を踏まえ、重点的に取り組むべき事業について取りまとめている。

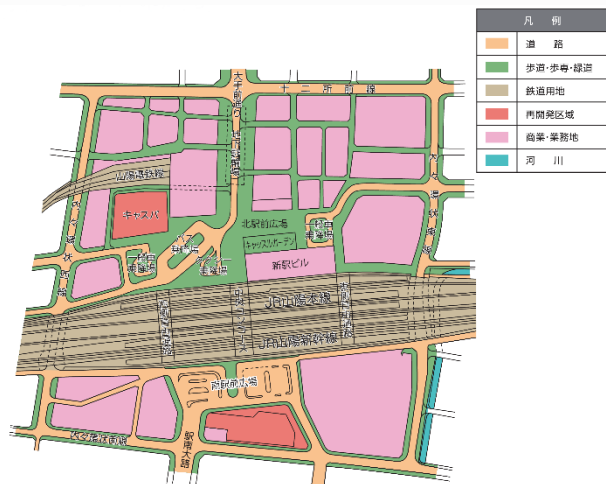
7 令和 7 年度事業概要

事業名及び事業内容	
北駅前広場等管理	32,700 千円
姫路駅周辺整備推進事務	490 千円
姫路駅周辺土地区画整理事業	150,700 千円
{ 審議会の運営 道路築造等 地下埋設物移設 建物及び工作物移転	
姫路駅南西地区土地区画整理事業	44,410 千円
姫路駅周辺整備関連事業	108,500 千円
キャスティ 21 計画推進事業	3,700 千円
合計	340,500 千円

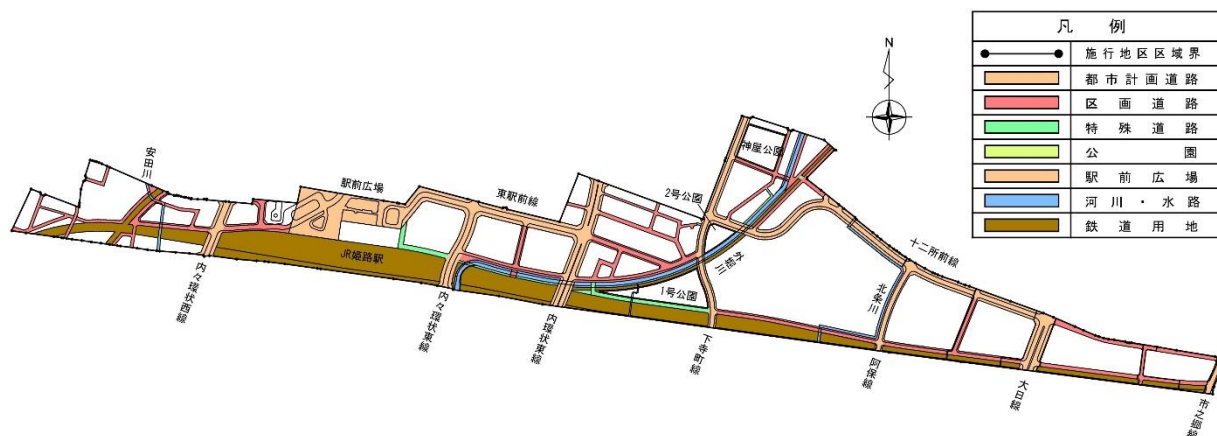
関連道路整備



姫路駅中心部



土地区画整理事業計画図



13 鉄 道 駅 周 辺 整 備

1 鉄道駅周辺整備の推進

(1) 英賀保駅周辺整備事業

駅北側からのアクセス改善と南北経路のバリアフリー化に向けて、北改札口と自由通路の整備を令和 3 年度から
め、令和 7 年 3 月に供用を開始した。

(2) 手柄山 J R 新駅周辺整備事業

平成 28 年 12 月に J R と新駅設置に向けて覚書を締結した。令和 4 年度に J R と工事協定を締結し、手柄山中央
公園整備基本計画と整合を図りながら、令和 8 年春の新駅開業を目指すとともに、南北自由通路及び駅前広場の整
備を進める。

(3) 仁豊野駅周辺整備事業

駅へのアクセス改善とバリアフリー化に向けて、J R と連携し、西改札口の新設と踏切拡幅、駅前広場の整備を進
める。

(4) 飾磨駅周辺整備事業

北改札口周辺道路における交通渋滞の改善や安全な送迎スペースの確保に向けて、駅前広場の再整備を進める。

(5) 的形駅周辺整備事業

駅舎のバリアフリー化と交通結節機能向上に向けて、山陽電鉄と連携し、北改札口の新設と駅前広場の整備を進
める。

(6) 西飾磨駅周辺整備事業

山陽電鉄による駅舎のバリアフリー化と合わせて駅前広場や駐輪場の整備を進める。

(7) 既存駅周辺整備事業

京口駅において、J R による駅舎のバリアフリー化と合わせて駅周辺整備を進める。

[illegible]

建

設

1	道路	430
2	公園	434
3	緩衝緑地造成事業	437
4	都市緑化	439
5	桜山公園	441
6	都市治水対策	442

1 道 路

1 概要

道路は市民生活や経済活動にとって、最も身近で重要な公共施設で、都市基盤の根幹をなすものである。本市の道路事業は、総合計画に基づき都市計画道路の建設や幹線生活道路の新設改良等による道路網の整備拡充及び電線共同溝整備事業等による道路環境整備など種々の事業を計画的に実施している。

2 市道の推移

各年度末道路台帳整備分

区分	路線数	延長 (m) (A)	面積 (㎡) (B)	舗装延長 (m) (C)	舗装率 (%)
					延長 C/A×100
令和2年度	10,649	2,540,944	15,603,015	2,511,149	98.8
令和3年度	10,707	2,547,771	15,663,179	2,518,091	98.8
令和4年度	10,758	2,552,623	15,711,096	2,523,393	98.9
令和5年度	10,805	2,558,488	15,756,487	2,529,475	98.9
令和6年度	10,843	2,565,267	15,798,154	2,536,287	98.9

3 都市計画道路の現況

令和7年3月31日現在

区分	車線の数	計画道路数	計画路線延長 (m)	改良済延長 (m)	改良済進捗率 (%)
自動車専用道路	4車線	1	2,900	2,900	100.0
幹線街路	8車線以上	0	0	0	0.0
	6車線	1	3,620	3,620	100.0
	4車線	16	90,020	64,070	71.2
	2車線	92	187,120	128,650	68.8
区画街路		20	10,390	9,780	94.1
特殊街路		9	3,310	3,250	98.2
合計	—	139	297,360	212,270	71.4

4 令和7年度主要事業計画

事業名	事業費（千円）	事業内容
都市計画道路事業	2,012,286	都市計画道路の建設整備 城北線（西工区）ほか14路線、国道線ほか2路線
幹線道路新設改良事業	716,400	幹線道路の建設整備 林田140号線ほか33路線
一般路線新設改良事業	622,200	一般生活道路の建設整備 網干17号線ほか44路線
道路舗装事業	914,829	舗装新設 舗装改良 舗装補修 私道舗装助成
交通安全施設整備事業	470,400	歩道新設改良事業（交差点改良含む） 交通安全施設新設改良事業 自転車レーン等整備 身体障害者安全対策事業 子どもの移動経路安全対策事業
道路交差点改良事業	313,800	交差点改良事業19箇所
道路維持事業	919,553	側溝、側壁の修繕等 交通安全施設の修繕、道路等の清掃
橋梁新設改良事業	37,200	橋梁の新設・架替 思出川側道橋ほか1橋
橋梁補修事業	502,710	橋梁の維持補修、橋梁長寿命化事業
合計	6,509,378	

5 電線類地中化

安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、都市景観の向上などを目的として、歩道の地下空間を活用した電線共同溝の整備等により、電線類地中化を実施している。また、歩道の舗装は周辺の景観に配慮して美装化を図るとともに、植樹帯を設けることにより、明るく緑豊かな歩行空間の整備を推進している。

市内電線類地中化完了実績

年度	路線数	道路延長（m）	地中化延長（m）
R1 以前	—	30,803	51,419
R2	（事業継続中）	—	—
R3	内々環状南線	165	330
R4	城南163号線ほか1線	118	236
R5	（事業継続中）	—	—
R6	（事業継続中）	—	—

6 私道舗装に対する補助金制度

一般公共の交通の用に供されている、公益性の高い私道について、生活環境の整備向上を図るため、私道の舗装工事（補修工事を含む。）及びこれに併せて行う側壁、又は側溝工事を行う者に対し、予算の範囲内において、基準工事仕様の標準工事費として市が算定する額の50%以内を補助している。

私道舗装実施状況

年度	申請件数	実施件数	実施面積	補助額（千円）
R2	2	2	176.0 m ² 側溝 0.0m	1,593
R3	2	2	155.0 m ² 側溝 0.0m	1,058
R4	5	5	770.0 m ² 側溝 0.0m	3,225
R5	0	0	—	0
R6	3	3	207 m ² 側溝 0m	1,815

7 直営処理事業

道路の舗装、道路の清掃及び緊急を要する道路・側溝等の応急補修などの多種多様な市民要望に対して、即時的・即物的に処理する事業を実施している。

事業内容

- ・道路整備関係事業
未舗装道・砂利道補修、舗装改良及び修繕など
- ・道路清掃関係事業
道路清掃（スィーパー）、側溝浚渫、管渠清掃など
- ・応急補修関係事業
側壁補修など

8 交通安全施設の整備拡充

市内の交通安全施設の実態を調査（市民からの要望を含む）するとともに、関係機関との連絡調整を密にし、市道の交通安全施設の整備拡充を図る。

令和7年度計画

区分	計画	区分	計画
歩道新設改良	638m	道路照明灯	40 基
交差点改良	1 カ所	道路標識	60 基
区画線	39,399m	道路反射鏡	125 基
防護柵	1,653m	点字ブロック	320m

9 自転車駐車対策

鉄道駅周辺を中心に発生する自転車・原動機付自転車の放置対策としては、地域の実情に即した駐輪場の確保を行っているほか、併せて「姫路市自転車等の駐輪秩序に関する条例（昭和63年9月施行）」に基づき自転車等放置禁止区域を設定するとともに、市道上の放置自転車等への警告及び撤去等を実施している。

通勤通学や買い物客等の自転車利用者が多く集まる姫路駅周辺では、市の整備した姫路駅前中央地下駐輪場、姫路駅西地下駐輪場、大手前地下駐輪場の3駐輪場に加え、公益財団法人自転車駐車場整備センターが運営する姫路駅東口自転車駐車場、姫路駅西自転車駐車場、姫路駅東口第2自転車駐車場が整備されており、6施設の合計自転車等収容能力は6,699台となっている。また、平成26年には、道路占用等により民間事業者が道路上に設置する路上駐輪場を約500台の規模で運営開始しており、その他民間駐輪場と合わせると、姫路駅周辺には8,000台以上の自転車・原動機付自転車の駐輪が可能となっている。

姫路駅を除く各鉄道駅についても、平成30年2月に仁豊野駅北駐輪場、平成30年3月に白浜の宮駅南駐輪場、平成30年4月に英賀保駅北駐輪場、令和2年1月に八家駅西駐輪場、令和5年3月に亀山駅駐輪場を整備するなど、民営駐輪場のない全ての鉄道駅に駐輪場を整備している。

自転車等放置禁止区域指定状況

指定年月	指定区域		指定状況
昭和 63 年 9 月	姫路駅周辺	大手前通・駅南等	放置禁止（終日）
		御幸通商店街等	放置準禁止区域（午後 8 時～翌日午前 10 時）
平成 20 年 3 月	はりま勝原駅周辺		放置禁止（終日）
平成 21 年 5 月	野里駅周辺		放置禁止（終日）
平成 22 年 12 月	J R 網干駅周辺		放置禁止（終日）
平成 23 年 9 月	英賀保駅周辺		放置禁止（終日）
平成 24 年 4 月	姫路駅周辺		放置禁止（終日）の拡大
平成 24 年 11 月	山電網干駅周辺		放置禁止（終日）
平成 27 年 5 月	姫路駅周辺		放置禁止（終日）の拡大
平成 28 年 3 月	東姫路駅周辺		放置禁止（終日）
平成 29 年 3 月	溝口駅周辺		放置禁止（終日）
令和 元年 6 月	英賀保駅周辺		放置禁止（終日）の拡大
令和 5 年 4 月	亀山駅周辺		放置禁止（終日）

2 公 園

1 概要

公園緑地は、人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災機能の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間など、多様な機能を有する都市の根幹的な施設である。本市では、姫路市総合計画に基づき都市計画公園を基本として整備を行っている。近年、社会情勢の変化に伴い、公園緑地の更なる量的な増加と質的充実が求められているため、公園緑地の良好な維持管理に努めるとともに、市民ニーズにも配慮し多様な地域の特性を生かした施設の整備を進めている。令和6年度末の開設公園緑地は959箇所、479.32haとなっている。

2 都市公園・緑地開設状況

令和7年3月31日現在

種類	種別	計画決定公園		うち開設公園(A)		開設率 (%)	計画決定外公園 (B)		現在開設計(A)+(B)	
		箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)		箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
住区基幹公園	街区公園	216	50.82	211	49.75	97.89	630	43.86	841	93.61
	近隣公園	26	50.00	21	37.80	75.60	9	8.47	30	46.27
	地区公園	7	28.50	7	26.53	93.09	7	21.46	14	47.99
都市基幹公園	総合公園	4	273.30	4	122.09	44.67	3	20.00	7	142.09
	運動公園	1	15.40	1	8.00	51.95	－	－	1	8.00
特殊公園	風致公園	－	－	－	－	－	1	0.45	1	0.45
緑地	緩衝緑地	－	－	－	－	－	1	72.43	1	72.43
	都市緑地	1	0.58	1	0.58	100	8	8.54	9	9.12
	河川敷緑地	－	－	－	－	－	49	48.09	49	48.09
	緑道	1	2.40	1	2.40	100	5	8.87	6	11.27
計		256	421.00	246	247.15	58.71	713	232.17	959	479.32

◎ 人口1人当たり公園面積

人口 530,495人

市域面積 53,443ha

公園面積 527.67ha

(含、都市公園以外の市立公園、遊びの広場)

人口1人当たり公園面積 9.95㎡

◎ 基準面積との比較

都市公園法基準(A) 10.00㎡

姫路市 (B) 9.95㎡

充足率 (B)／(A) 99.5%

3 公園緑地整備計画

この計画における整備方針は、各種公園、緑地を新設整備するほか、既設公園の改良整備を実施し、量・質両面の拡充を図るものとする。

令和7年度事業計画

種別		個所	面積 (ha)	事業費 (百万円)
住区基幹公園	街区公園等	17 (うち 新設 1、改良 16)	—	100
	近隣公園	6 (うち 新設 1、改良 5)	—	262
	地区公園	2 (うち 新設 2)	—	88
都市基幹公園	総合公園	4 (うち 改良 4)	—	33
特殊公園	河川公園	—	—	0
公園遊具更新改良		22 (うち 改良 22)	—	120
チビッコ広場		14 (うち 新設 5、改良 9)	—	18
スポーツ広場公園		11 (うち 新設 1、改良 10)	—	31
合計		76	—	652

4 遊びの広場

(1) チビッコ広場整備事業

自治会などの自主的な団体が当該地域内の適当な場所に一定の要件を満たす子どもの遊び場を設置しようとする場合に、市が広場の整備を助成している。

昭和43年度から着手し、令和6年度末で169か所(8.87ha)の整備を完了し、引き続き令和7年度においても改良整備を予定している。

助成内容

広場の整地工事、遊戯具など設置工事の施行 助成額は予算の範囲内

その他チビッコ広場設置に関する技術的な援助

(2) スポーツ広場公園整備事業

主に市民のスポーツの用に供するため、市内の空閑地等を利用して、市と当該土地所有者との間において5か年以上の期間無償使用貸借契約を締結し、市が広場として設置するものである。

昭和55年度から着手し、令和6年度末で126か所(25.99ha)を整備済である。令和7年度においても改良整備を予定している。

(3) 市民広場公園

市有地で土地利用計画が確定していないもののうち利用可能なものを暫定期間市民広場公園として整備し、市民に開放することを目的としている。

5 市川・夢前川環境整備事業

河川空間が、水と緑のオープンスペースとして市民の憩いの場となるよう、兵庫県と共同で河川の清掃除草を実施し、環境美化に努めている。

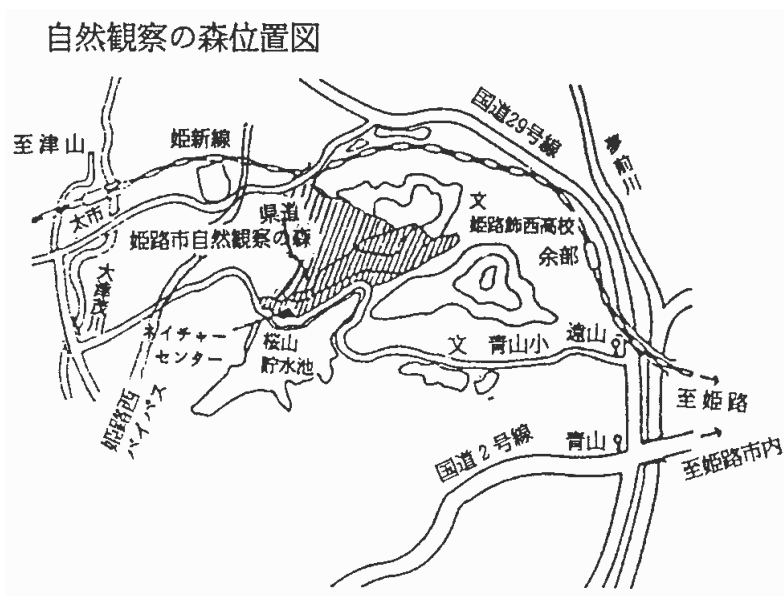
6 自然観察の森

昭和 59 年度から 3 か年計画でネイチャーセンター、観察小屋、観察路等施設整備を行い、62 年 4 月にオープンした自然観察の森では、訪れた人々に自然観察の解説と指導を行い、自然保護思想の普及と教育の推進を図っている。また平成 3 年度から 4 か年計画で、林野庁及び兵庫県的生活環境保全林整備事業により拡張整備された。

場所	太市中、相野、飾西			
面積	約 60ha			
竣工	昭和 62 年 4 月			
総事業費	4 億 9,931 万円			
施設概要	ネイチャーセンター	611 m ²	観察小屋	2 棟
	ネイチャートレイル	7,800m	駐車場	1,780 m ²
	芝生広場	4,000 m ²	管理用道路	1,280m
	四阿	6 棟	観察誘致施設環境造形	

施設内容

- ・ネイチャーセンター (611 m²)
展示室では、自然を写真や実物見本によって詳しく解説している。
- ・ネイチャートレイル (7,800m)
山の中を歩きながら、自然を身近に観察するための小道で、案内板を設置している。
- ・観察小屋 (2 棟)
野鳥などを観察することができる小屋を設置している。



3 緩衝緑地造成事業

1 概要

臨海工業地帯とその背後の住宅地を分断し、公害の防止とともに、緑化推進及び共同福利施設の機能を併せ持つ緑地づくりとして、昭和44年から実施しているものである。昭和48年には第一期事業（白浜・妻鹿地区）、昭和54年には第二期事業（中島・細江・構地区）、昭和56年には第三期事業（広畑東地区）、昭和60年には第四期事業（広畑西地区）、平成6年には第五期事業（広畑区鶴町地区）、平成13年には第六期事業（飾磨区中島地区）が完成し、開設した緑地は約72.8haとなった。長期にわたって建設した緑地は、都市林として環境に効用を発揮し、運動施設や園路広場等は、多くの市民に利用され、憩いの場として親しまれている。

- (1) 名称 中播都市計画緑地（姫路市）第1号浜手緑地
- (2) 事業実施の主体 姫路市
- (3) 当初開設面積 72.8ha

2 各期事業の概要

区分	第一期（完成）	第二期（完成）
所在地	白浜町・飾磨区妻鹿	飾磨区(中島・細江・構)
面積	22.13ha	21.02ha
工期	昭和44年7月～48年3月	昭和48年7月～54年3月
総事業費	1,839,988千円	9,227,363千円
主な施設	園路広場 園路 30,000 m ² 、芝生広場 7 か所 修景施設 植樹 140,000 本、張芝 18,700 m ² 休養施設 パーゴラ 4 か所、ベンチ 78 基、 あずまや 四阿1 棟 運動施設 野球場 3 面、テニスコート 2 面、 ゲートボールコート 1 面 便益施設 駐車場 5 か所、便所 7 棟、水飲場 4 か所 管理施設 管理棟 2 棟、ポンプ室 1 棟、 照明灯 47 灯	園路広場 園路 13,000 m ² 、芝生広場 6 か所 修景施設 植樹 86,500 本、張芝 34,500 m ² 休養施設 レストコーナー7 か所、ベンチ 67 基、 パーゴラ 2 か所 運動施設 野球場 2 面 便益施設 駐車場 6 か所、便所 7 棟、 水飲場 17 か所 管理施設 管理棟 2 棟、ポンプ室 3 棟、 照明灯 82 灯

区分	第三期（完成）	第四期（完成）
所在地	広畑区夢前町2・4丁目	広畑区大町1～3丁目
面積	7.54ha	4.97ha
工期	昭和53年6月～56年3月	昭和56年6月～60年12月
総事業費	4,217,070千円	5,788,810千円
主な施設	園路広場 園路 5,000 m ² 、芝生広場 2 か所 修景施設 植樹 48,000 本、張芝 17,800 m ² 噴水広場 1 か所、彫像広場 1 か所 休養施設 レストコーナー6 か所、 パーゴラ 4 か所、シェルター9 基、 ベンチ 78 基 便益施設 駐車場 1 か所、便所 3 棟、水飲場 1 か所 管理施設 ポンプ室兼倉庫 1 棟、照明灯 58 灯	園路広場 園路 3,400 m ² 、芝生広場 5 か所 修景施設 植樹 31,000 本、張芝 11,000 m ² 休養施設 パーゴラ 5 か所、ベンチ 40 基、 野外卓 3 基、レストコーナー3 か所 便益施設 便所 2 棟、駐車場 1 か所、 水飲場 4 か所 管理施設 管理棟 1 棟、ポンプ室 1 棟、 照明灯 36 灯

区分	第五期（完成）	第六期（完成）
所在地	広畑区鶴町1・2丁目	飾磨区中島
面積	5.97ha	11.20ha
工期	昭和61年1月～平成6年3月	平成6年7月～平成13年3月
総事業費	8,364,267千円	8,853,448千円
主な施設	園路広場 園路7,600㎡、芝生広場3か所 修景施設 植樹20,600本、張芝7,400㎡ 修景池1か所 休養施設 パーゴラ1か所、ベンチ61基 シェルター12基、四阿 ^{あずまや} 1棟 野外卓3基 運動施設 野球場1面、テニスコート10面 ゲートボールコート4面 便益施設 駐車場4か所、水飲場7か所 時計塔1基、便所2棟 遊戯施設 複合遊具1基 管理施設 管理棟2棟、ポンプ室1棟 照明灯37灯	園路広場 園路8,700㎡ 芝生広場5か所(健康広場 花見広場他) 修景施設 植樹50,000本、張芝11,700㎡ 修景池1か所 休養施設 レストコーナー2か所、パーゴラ2か所、 シェルター7基、野外卓9基、 ベンチ55基、四阿（あずまや）1棟 運動施設 多目的広場（夜間照明塔6基付）1面 （17,700㎡） ゲートボールコート3面 便益施設 駐車場2か所、便所3棟、水飲場6か所 時計塔3基 観察施設 野鳥観察小屋1棟、観察ハイド2か所、 ボードウォーク1か所 遊戯施設 総合遊具2基（難破船ホエール） 砂場1か所、擬木遊具2基、 健康遊具一式 管理施設 管理棟1棟、ポンプ室1棟 照明灯72灯

4 都 市 緑 化

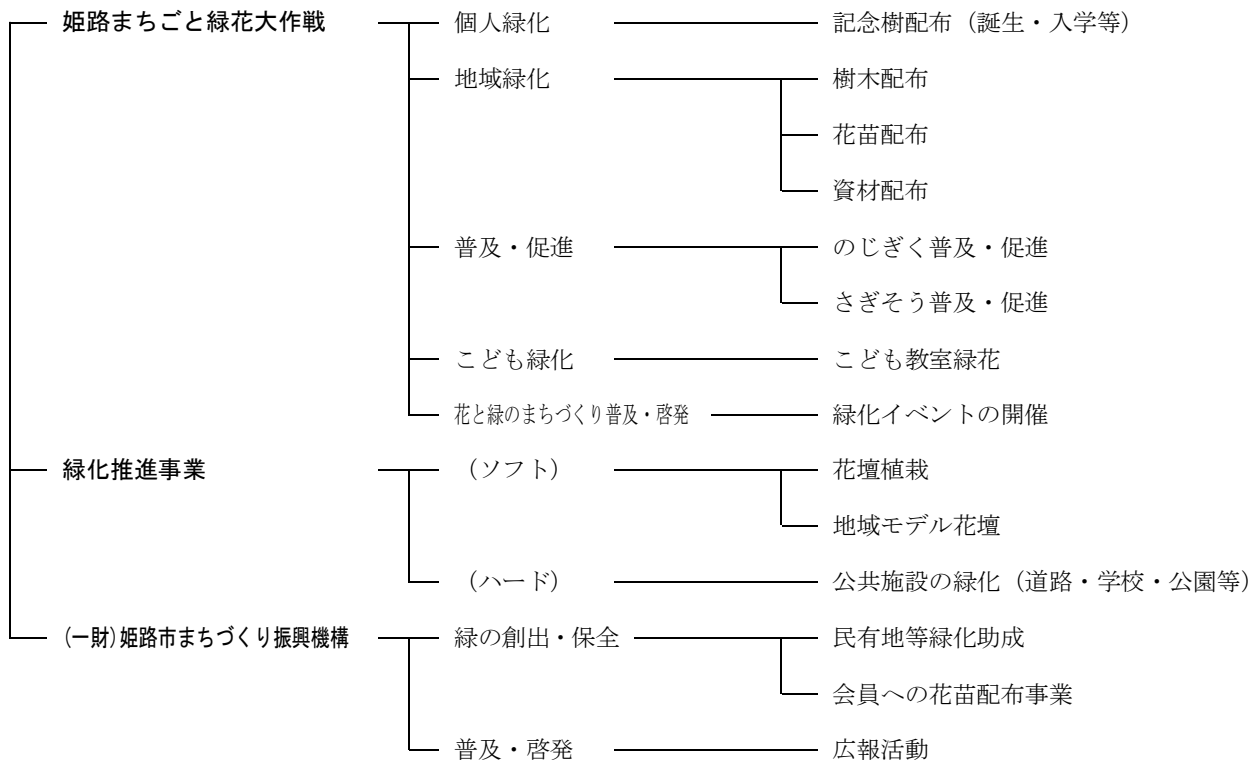
1 都市緑化の推進

姫路市の持つ、歴史や風格のある景観と近代的な景観が調和した、美しい街づくりを推進し、市民や本市を訪れる人々にやさしさ、やすらぎを感じさせる 21 世紀の緑豊かでゆとりと潤いのある都市環境を形成するため、緑化の推進を図る。

(1) 姫路まちごと緑花大作戦の推進

花と緑にあふれる潤いのあるまちづくりの実現を目指し、市民参加による緑化を推進するため、平成 18 年度まで 10 か年にわたり展開してきた「全市民緑化運動」の事業内容を見直し、従前の充実した事業は残しつつ、こども緑化等の新たな取組を加えて更なる緑化活動の推進を図っている。

「姫路市緑の事業」施策体系



(2) 姫路市緑化基金

姫路市の緑化を推進するとともに、市民の緑化に対する意識の高揚を図る事業の資金に充てるため、平成 4 年 4 月 1 日付けで 10 億円の基金を設置し、積立てを行っている。令和 6 年度末現在高は 11 億 3,704 万円である。

(3) (一財) 姫路市まちづくり振興機構

緑豊かで潤いあるまちづくりを推進するため、緑の創出及び保全を図り、緑化意識の普及啓発等を行うとともに、姫路市の緑化推進事業及び公園緑地等の管理運営に協力し、もって市民福祉の向上に寄与することを目的として、平成 4 年に設立された (財) 姫路市緑化協会が、他の市外郭団体と統合し、平成 22 年度から新たな財団法人となり、この目的を引き継いでいる。

2 自然環境の保全

市民総ぐるみで郷土の自然を愛護し豊かな緑を確保して、自然と市民生活の調和を図るため、昭和 46 年 12 月 23 日、姫路市自然保護条例を制定し、昭和 47 年 8 月 1 日、同条例施行規則を公布、これに基づいて自然保護行政を進めている。

(1) 保存樹

姫路市自然保護条例に基づき、市域に古くから自生し市民に親しまれている古木、あるいは貴重な樹木を姫路市保存樹として指定し、その所有者をはじめ市や市民みんなで保護育成していこうとするもので、保存樹は単独樹木、並み木、森、樹林に区別されており、現在指定されているものは単独樹木 175 本、並み木 4 か所、森 9 か所、樹林 1 か所である。

(2) 自然緑地保護地区

高層木による被度が極めて高く、都市環境上価値があり、あるいは、歴史的、社会的遺産となって熟成している自然的環境区域を自然緑地保護地区として指定し、その所有者をはじめ市、市民みんなでこれらを保護育成するもので、現在、青山の稲岡山周辺約 2.0ha と、飾西の大歳神社周辺の山林約 1.6ha を指定している。

(3) 動植物保護地区

安富町関の水尾神社のヒメハルゼミの生息地 8,143 m²と山田町多田の菊谷池のリンドウの自生地 12,806 m²を指定している。

(4) 保護動植物

オニバス、コヤスノキ

(5) 自然探勝会の開催

姫路市に自生するノジギク等の貴重な植物を観察し、自然の素晴らしさ、大切さを体験してもらう。

場所 姫路城周辺、書写山、大塩的形地区等

時期 11 月

3 野鳥観察所

渡り鳥が多く飛来する飾磨区中島の浜手緑地内ネイチャーズゾーンに野鳥観察所を設置し、野鳥の生態を観察するため、バードウォッチング等の行事を実施し、自然保護意識の高揚を図っている。

5 桜 山 公 園

1 全体整備計画

「自然環境の中での人間性回復」を基本理念に平成2年10月に面積154.2ha（うち太子町10.7ha）を計画決定し、現在、8.6 ha を供用中。

2 整備概要

当桜山公園は総合公園として、本市西部に位置し市街地からも近く、桜山貯水池を中心に周囲の尾根線は美しく、穏やかな稜線を描く非常に優れた自然的景観を有している。

また、当公園の北側には姫路市自然観察の森があり、この良好な自然環境の維持、促進を図ると共に自然環境と調和したレクリエーションの場として土地利用を図り、市民のレクリエーション活動の場としての公園整備をするものである。

平成2年度から、太市中地区（ダム下）の用地取得を開始し、平成9年度から同地区の施設整備に着手、平成19年度太市中地区ダム下広場の整備が完了した。

太市中地区（ダム下広場）主要施設概要

芝生広場・お弁当広場・展望広場・四阿^{あずまや}・便所・管理倉庫・園路・駐車場
遊具（複合遊具、大型すべり台、ロープクライマー）

6 都市治水対策

1 河川・排水路の整備

都市の防災と安全の確保および市民生活の改善を図るため、総合計画に基づき、河川改修・排水路整備等を計画的に実施することにより、自然豊かで快適な都市環境を形成することを治水対策の基本方針とする。

この計画においては、快適な都市基盤の整備を図り、安全で快適な市民生活の確保と憩いと潤いある親水空間を創出するとともに、減災対策を推進し、安全で安心して暮らせる都市空間を創出する。また、水辺空間を保全することにより、健全で豊かな自然環境の維持に努める。

2 令和7年度主要事業計画

事業名	事業内容	事業費（千円）
都市基盤河川改修事業	二級河川大井川の整備 橋梁工等	97,200
都市排水対策事業	準用河川、普通河川の整備・改修 29 河川、10 ポンプ場	1,774,600
排水路整備事業	排水路の整備・改修 30 か所	219,100
合計		2,090,900

3 法定河川一覧

種別	河川名	指定延長(m)	水系	種別	河川名	指定延長(m)	水系
一級河川	揖保川	69,736	揖保川水系	二級河川	矢田部川	3,690	市川水系
〃 派川	中川	3,664	〃	〃	坪川	5,180	夢前川水系
〃 支川	林田川	33,394	〃	〃	護持川	3,258	〃
〃 小支川	佐見川	3,100	〃	〃	明神川	3,483	〃
〃 支川	蟠洞川	1,148	〃	〃	西山川	2,443	〃
〃 小支川	安志川	600	〃	〃	寺河内川	3,796	〃
〃 小支川	三森川	1,500	〃	準用河川	地藏川	1,050	船場川水系
二級河川	天川	18,720	天川水系	〃	清住川	550	天川水系
〃	思出川	3,233	〃	〃	雑郷川	2,100	〃
〃	西浜川	1,941	西浜川水系	〃	大釜川	285	〃
〃	八家川	4,480	八家川水系	〃	八重畑川	1,390	〃
〃	市川	77,554	市川水系	〃	清水川	810	〃
〃	神谷川	5,295	〃	〃	北山川	2,020	〃
〃	平田川	7,840	〃	〃	明田川	1,400	八家川水系
〃	野田川	3,635	野田川水系	〃	藪田川	1,250	市川水系
〃	外堀川	2,663	〃	〃	中島川	640	野田川水系
〃	船場川	11,572	船場川水系	〃	書写川	1,520	夢前川水系
〃	大野川	3,948	〃	〃	広畑川	2,190	〃
〃	水尾川	8,850	夢前川水系	〃	笹川	1,520	〃
〃	大井川	4,000	〃	〃	太市川	1,250	大津茂川水系
〃	夢前川	39,667	〃	〃	穴部川	1,190	揖保川水系
〃	菅生川	24,738	〃	〃	松原川	1,571	独立水系
〃	汐入川	3,380	汐入川水系	〃	宮内川	700	大津茂川水系
〃	西汐入川 放水路	323	大津茂川水系	〃	上原田川	1,150	天川水系
〃	西汐入川	5,118	〃	〃	山田川	1,220	市川水系
〃	大津茂川	18,608	〃	〃	濠川	5,450	船場川水系
〃	網干川	1,566	〃	〃	辻井川	2,340	夢前川水系
〃	須加院川	5,160	市川水系	〃	辻井南川	1,710	〃
〃	恒屋川	9,190	〃	〃	堂崎川	152	独立水系
〃	恒屋川 放水路	533	〃	〃	古川	270	大津茂川水系

会 計

1	会計	445

1 会 計

1 令和6年度事務処理件数

区分	年間件数
支出命令件数	108,952
収 納 件 数	1,879,309

2 令和6年度資金運用（歳計現金）

預金種別	利子
自由金利型定期預金	6,149,999 円
大口定期預金	728,022 円
国庫短期証券	525,000 円

3 令和6年度検査実績

(1) 金融機関、収入事務受託者及び指定公金事務取扱者

区分	検査対象数	実地検査数	書面検査数
金 融 機 関	61	13	48
収入事務受託者	16	－	16
指定公金事務取扱者	8	－	8

※金融機関は、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関及び収納事務取扱金融機関を対象に実施
（令和7年4月1日現在、29行155店舗）

※収納事務受託者は、収納代行会社及びコンビニエンスストア本部を対象に隔年実施

(2) 出納員

区分	検査対象数	実地検査数	書面検査数
本 庁	13	4	1
出先機関	7	1	1

※令和7年4月1日現在、出納員を置く組織又は機関は158所属（本庁62、出先機関96）

デ ジ タ ル

1 調査統計	447
2 情報管理	448

1 調 査 統 計

1 概要

年々複雑・多様化する市民ニーズに対処するには、行政各分野での基礎資料作りが不可欠である。中でも統計情報は最も客観性があり信頼できる基礎資料の一つであり、本市では国や県の委託統計調査をはじめとして、あらゆる分野での統計資料の収集と整備に努めている。

2 委託統計調査

国・県の委託を受け実施する統計調査は次のとおり（※印は令和6年度実施）

統計調査名	実施者	調査周期	調査対象区分
国 勢 調 査	総 務 省	5 年 毎	悉 皆
経 済 セ ン サ ス	総務省・経済産業省	5 年 毎	悉 皆
※ 学 校 基 本 調 査	文 部 科 学 省	毎 年	悉 皆
住 宅 ・ 土 地 統 計 調 査	総 務 省	5 年 毎	抽 出
就 業 構 造 基 本 調 査	総 務 省	5 年 毎	抽 出
※ 全 国 家 計 構 造 調 査	総 務 省	5 年 毎	抽 出
※ 毎 月 人 口 推 計 調 査	兵 庫 県	毎 月	悉 皆

令和7年国勢調査の概要

①調査の目的

全国の人口・世帯の実態を全数調査により把握。各種行政施策やその他の基幹統計調査設計の基礎資料として活用（衆議院小選挙区の画定、地方交付税の算定など）

②調査の対象

令和7年10月1日午前零時に日本国内に居住する全ての人

③調査事項（簡易調査）

〈世帯員に関する事項13項目〉

氏名・性別・出生年月・世帯主との続柄・配偶関係・国籍・現住居での居住期間・5年前の居住地・就業状態・所属の事業所の名称及び事業の種類（産業分類）・仕事の種類（職業分類）・従業上の地位・従業地又は通学地

〈世帯に関する事項4項目〉

世帯の種類・世帯員の数・住居の種類・住宅の建て方

④回答方法

インターネット回答・郵送提出・調査員回収

3 町別・年齢別人口

住民基本台帳に基づき毎年3月末と9月末の人口・世帯数を町別・年齢別に把握し、行政はもとより広く一般の需要に資している。平成19年度からは、6月末と12月末も把握している。

2 情 報 管 理

1 基盤システムの整備

本市のコンピュータ利用は昭和 50 年に策定された「H E I M A T 計画」にはじまり、大型汎用機上に業務システムを開発し運用してきたが、住民情報関連業務等の多様化、情報システムの最適化及びセキュリティの確保等を実現するため、令和 3 年度に新たに統合基盤 2021 を整備し、各業務システムを運用している。

また、令和 3 年 9 月 1 日に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、対象となる住民情報システムについて、令和 4 年度から順次標準化対応を行うとともに、統合基盤 2021 からガバメントクラウドへシステムを移行している。

基盤システム一覧

システム名	主な処理内容	業務所管課
統合基盤 2021	住民情報関連業務、L G W A N 接続系業務、インターネット接続系業務用基盤	デジタル戦略室
認証基盤	P C ・各種システムへのログオン認証管理等（生体・カード・パスワード等）	

2 住民情報関連業務等の処理状況

庁内各課をはじめ出先機関の施設と通信回線で結び、住民票の写し、税証明書の発行等の窓口業務、福祉、民生、住宅管理、下水業務等の住民情報関連業務等を処理している。

住民情報関連業務等システム状況一覧

※デジタル戦略室以外の独自調達システムを除く。

システム名・機能名		主な処理内容	業務所管課
共通基盤	システム間連携基盤	サーバ間連携、情報アクセス管理	デジタル戦略室
	統合宛名	統合宛名管理（住民基本台帳連携、住登外住民情報管理）、D V 等取扱注意者情報管理、個人番号紐付け管理、特定個人情報等アクセス管理、送付先情報管理	
	統合データベース	地域情報プラットフォーム中間サーバデータ標準に基づくデータ管理	
	人口統計	人口統計	
文字管理		外字作成・管理・配信	デジタル戦略室
帳票管理		電子帳票管理	
申請管理		オンラインによる行政手続管理	
住基ネット C S		本人確認情報管理、住民基本台帳カード管理、個人番号カード管理、転出証明書情報管理、転入通知情報管理、戸籍附票通知情報管理、広域住民票処理、既存住基連携、戸籍連携、シリアル番号連携、個人番号連携、送付先情報連携、県サーバ連携、操作者管理	住民窓口センター
住民基本台帳		住民登録、異動、検索、住民票発行、除票管理、情報提供、統計、印鑑登録、証明、A I カード管理、個人番号管理、シリアル番号連携（証明書コンビニ交付用、申請管理用）、個人番号連携、送付先情報連携、C S 連携、広域住民票自動処理、法務省連携データ処理	住民窓口センター

システム名・機能名		主な処理内容	業務所管課
証明書等 コンビニ交付		住民票発行、印鑑登録証明発行、所得（課税） 証明書、戸籍（全部・個人）事項証明書、戸籍の附票の写し	住民窓口センター 主税課 デジタル戦略室
税総合		軽自動車税、事業所基本、事業所税、市たばこ税、入湯税、市県民税、森林環境税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税、市税収納	主税課 市民税課 資産税課
		滞納整理	納税課
福祉医療		高齢期移行、母子家庭等医療、乳幼児等医療、こども医療、障害者医療、高齢重度障害者医療	福祉総務課
国民健康保険		資格管理、保険料賦課、収納、給付管理、滞納管理、統計、特定健診	国民健康保険課
国民年金		資格管理、免除管理、給付管理、年金生活支援給付	
後期高齢者医療保険		所得・課税、帳票発行（納付書、督促、催告、受診券作成等）	後期高齢者 医療保険課
健康管理		健診（妊産婦、乳幼児）、健康教育・相談、計画・実績管理、特定不妊治療費助成、未熟児養育医療費給付、予防接種、小児慢性特定疾病、成人検診管理、感染症（結核）	保健所総務課 保健所予防課 保健所健康課
介護保険		資格異動、保険料賦課・収納、給付実績・管理、統計、総合事業対象者管理	介護保険課
		認定審査	高齢者支援課
生活保護		保護申請受付簿、保護費計算、保護決定調書、各種通知書、保護費支給明細書、医療券発行、介護券発行、統計	生活援護室
住宅管理		募集管理、入居者管理、収納管理、建物管理、家賃（住宅使用料）管理、管理人管理、統計、滞納管理	住宅課
選挙人名簿管理		選挙時登録、定時登録、異動管理、檢察審査会審査員候補者予定者名簿調製、裁判員候補者予定者名簿調製、期日前・不在者投票管理	選挙管理委員会 事務局
教育 （学齢簿、就学援助）		就学通知、就学前健康診断通知、児童生徒数推計、学齢簿管理	学校指導課 健康教育課
下水道		受益者負担金（賦課・収納）、使用料（一般・皮革排水使用料の賦課・収納）、水洗化促進（改造指導・改造資金の貸付け・償還）	上下水道サービス 課
消防団		団員検索、団員情報更新、費用弁償支払、団員報酬支払、表彰管理	消防局総務課
福祉総合	障害福祉	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別障害者手当、経過の福祉手当、日常生活用具、補装具、更生・育成医療、精神通院医療、地域生活支援事業、障害福祉サービス、障害児通所支援、心身障害者扶養共済、住宅改造、有料道路割引、軽中度難聴児補聴器補助、特別児童扶養手当、重度障害者（児）介護手当、障害者福祉金、自動車改造、自動車免許取得費助成	障害福祉課
	こども支援	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付、障害児福祉手当	こども支援課
	児童相談	家庭児童相談関連機能	子育て支援室
台汎 長用	運用管理	情報連携、汎用マスタメンテナンス、ユーザー管理、利用資格管理	デジタル戦略室

システム名・機能名		主な処理内容	業務所管課
	民生委員情報管理	民生委員情報管理	地域福祉課
	福祉医療	福祉医療に関する統計処理	福祉総務課
	D V相談	D V相談管理	
	要援護者支援	災害時要援護者、避難行動要支援者	地域福祉課
	障害福祉	障害者交通助成管理	障害福祉課
	高齢者支援	介護手当、債権管理、敬彰（百歳、最高齢者・最高齢夫婦）、高齢者交通助成管理、緊急通報システム管理	高齢者支援課
		在宅高齢者実態調査	高齢者政策課
		施設入所、債権管理	高齢者支援課
	健康管理	指定難病、特定疾患	保健所予防課
		精神保健事業	保健所健康課
	統計	離島、辺地対象地域の人口統計	ひめじ創生戦略室
		ホテル条例に係る住宅密集地算定	まちづくり指導課
		特別防災区域内の世帯数・人口集計	消防局予防課
	農地台帳管理	土地情報の取り込み、土地情報と農地台帳の突合、農業委員会向け提供データ作成	農政総務課
	農家世帯管理	農家世帯状況把握	農業委員会事務局
	住宅貸付	異動更新（入金データ作成・修正、還付・充当）、照会、納付書再発行、収納消込、統計	住宅課
	誕生記念樹	誕生記念樹案内はぎ出力	公園緑地課
	給食費世帯調査	給食費無償化に係る世帯状況調査補助	健康教育課
	成人式	成人式通知	生涯学習課
	住民窓口	地番検索	住民窓口センター
	出産子育て給付金	出産・子育て応援給付金及び妊婦支援給付金の支給管理、支払処理	こども支援課
統合ログ管理		各住民情報関連業務等システムのログの集約管理	デジタル戦略室

3 電子市役所の実現

姫路市官民データ活用推進計画に基づき行政事務の電子化、行政サービスの電子化、行政間の情報流通の電子化、行政の高度化を推進し、従来の市役所の機能に加えて、ICTの活用により、高度化、多様化する市民ニーズに対応した質の高い行政を提供する電子市役所の実現を目指す。

庁内通信ネットワークシステム（庁内LAN）上では、かしネット（グループウェア）、文書管理システム、財務会計システム、人事給与システム、庶務事務システム、庁内用GIS、ここみてネット（庁内イントラ）の運用を行い、インターネット接続系システム上では、インターネットメール、インターネット閲覧、大容量ファイル送受信の運用を行っている。

また、インターネットを利用して、市民に情報を提供するための行政情報提供システムや公開用GIS、市立施設の予約申請や空き状況の照会ができる施設予約システムの運用を行っている。さらに、県と県下市町共同で各種申請や届出を行うことができる電子申請システムやオンライン決済に対応した本市独自のオンライン手続ポータルサイトの運用を行っている。

（1）庁内通信ネットワークシステム一覧

システム名	主な処理内容	業務所管課
かしネット (グループウェア)	L G W A Nメール、掲示板、会議室予約、スケジュール、庁内W e b 会議	デジタル戦略室
ここみてネット	庁内イントラ(各課からの庁内向け情報発信)	
庁内用G I S	基本地形図、航空写真、住宅地図のほか各種主題図の閲覧	デジタル戦略室ほか
文書管理システム	文書の収受、起案、承認、決裁、保管、保存、廃棄の管理	行政管理課
財務会計システム	予算編成、予算管理	財政課
	歳入管理、歳出管理、歳計外管理、出納管理、決算管理、相手方管理、 資金予測管理、預金管理	会計課
	契約管理、業者管理、備品管理	契約課
	公有財産管理	管財課
	検査	工事技術検査室
人事給与システム	人事管理、給与管理、福利厚生、臨時嘱託、人事評価	人事課
	研修、健康管理	研修厚生センター
庶務事務システム	勤怠管理、明細照会、届出管理、旅費管理	人事課
防災情報システム	災害情報、避難情報、支援情報など	危機管理室

(2) インターネット接続系システム一覧

システム名	主な処理内容	業務所管課
メール	インターネットメール	デジタル戦略室
インターネット	インターネット閲覧	
ファイル送受信	大容量ファイル送受信	

(3) 情報提供システム一覧

システム名	主な処理内容	業務所管課
姫路市CMS	市公式ウェブサイト	広報課
市議会会議録	姫路市市議会会議録検索システム	議会事務局議事課
姫路市例規集	例規集検索システム(条例、規則等の検索)	法制課
行政情報提供システム	インターネット上にある行政情報の提供(ホームページ閲覧等)	デジタル戦略室
公開用G I S	インターネットを通じた公共施設、観光、福祉、医療施設などの他、 都市計画、文化財、市道、ハザードマップなど地図情報の提供	デジタル戦略室ほか
姫路市A I チャットボット	特定分野におけるA I (人工知能) による自動応答システム	デジタル戦略室
オープンデータカタログ サイト	オープンデータの提供	デジタル戦略室
生成A I	文書の校正や要約・翻訳、企画のアイデア出し、プログラムコード などの文書生成	デジタル戦略室
姫路市公式L I N E	イベント情報の発信、道路の破損状況の報告、ごみの日通知、フレ イルチェックなどの機能を用いて、L I N Eを通じた情報の提供・ 受付	デジタル戦略室

(4) 電子手続システム一覧

システム名	主な処理内容	業務所管課
電子申請	各種申請の受付(市県民税及び森林環境税特別徴収に係る給与所得者異動届、入札参加資格審査申請等)、講座の申込みの受付等	各課
	がん検診の予約、住民票の写しや戸籍の証明書交付請求等。電子決済(オンライン決済)にも対応	デジタル戦略室
電子入札	電子入札の公告、執行等	契約課
電子申告	個人市民税(給与支払報告書等)、法人市民税、固定資産税(償却資産)、事業所税の申告等	主税課 市民税課 資産税課
電子契約	電子契約の締結等	デジタル戦略室ほか
図書館情報	蔵書の検索、貸出の予約等	城内図書館
施設予約	施設の空き状況検索、予約等	各課 デジタル戦略室

4 デジタル社会の推進

(1) 姫路市官民データ活用推進計画による官民データ活用、デジタル施策の推進

官民データ活用、デジタル施策、推進体制の基本的な事項を定める「姫路市官民データ活用推進計画」において、五つの基本的政策を定めることにより、本市における官民データ利活用社会の実現に向けた取組を推進する。

- ・ 目指すべき姿 市民一人一人が暮らしに満足し、自分らしい生活を送ることができる姫路
- ・ 基本理念 さまざまな主体間の連携・交流を深め、地域の生産性と市民の暮らしを向上させるデジタル活用
- ・ 五つの基本的政策
 - ①行政サービスのデジタル化 ②暮らしのデジタル化 ③産業のデジタル化
 - ④デジタル社会を支えるシステム・技術 ⑤地域資源を豊かにするデジタル活用
- ・ 計画期間 令和5年度～令和7年度

(2) デジタル化・DXの推進

これまで姫路市官民データ活用推進計画に基づき、情報化施策を推進してきたが、令和22年(2040年)頃に本格的に到来する人口減少社会の進行と新型コロナウイルス感染症の教訓を踏まえ、新しい生活様式への対応が求められていることなどを背景に、令和12年(2030年)の姿の実現に向けて課題解決を積み上げていく「姫路ライフ・デジタル戦略」を策定し、本市のデジタル化・DXを加速させる。

また、課題解決を積み上げていく過程で、将来像の実現に向けて象徴となる事業を見定め、姫路版スマートシティ推進に係るデータ連携基盤の構築やスマートシティ推進体制の構築、付加価値の高いサービスの提供など官民と連携した新たな事業に取り組む。

①体系

- ・ 三つの視点からデジタル戦略を推進
 - ▶ 行政事務のデジタル化
 - ▶ 市民サービスのデジタル化
 - ▶ 地域のデジタル化
- ・ 市内のデジタル人材育成と意識改革、市民のデジタル・ディバイド(情報格差)対策の実施

②推進体制

- ・ 市長を議長とし、副市長、全局長等を構成員とする本市のデジタル戦略に関する意思決定機関として、姫路市デジタル戦略会議を設置
- ・ 姫路市デジタル戦略会議の実行組織として、同会議が選定した課題の解決に取り組むタスクフォースを設置
- ・ 姫路版スマートシティ事業の実施に当たり、スマートシティ実装プロジェクトチームを設置
- ・ デジタルに関する高度な知見と民間における豊富な実務経験を有する外部人材を活用

③姫路版スマートシティ事業

- ・子どもが生まれる前から就職するまでを「子育て」と捉え、様々なデジタルサービスの提供を通じて、保護者と子ども双方に対する一貫した切れ目のない子育て支援を行うことで、市民がさまざまなライフシーンで暮らしの豊かさを実感できるスマート都市を構築する。
- ・令和5年度実装サービス
 - ▶ マイナンバーカード等による受付チェックイン・認証ゲート入場機能
 - ▶ P H R型「姫路ライフ健康手帳アプリ」
 - ▶ 乳幼児健診等のデジタル化
 - ▶ デジタルによる妊産婦等健康サポート
 - ▶ 市民共創型子育て情報デジタルガイド
 - ▶ データ連携型の電子通知サービス
- ・令和6年度実装サービス
 - ▶ 姫路市学習プラットフォーム「魔法スクール姫路城」
 - ▶ 子育て・教育情報のパーソナライズ通知サービス
 - ▶ 小児予防接種のデジタル化

(3) E B P M（データに基づく政策立案）の推進

- ・行政情報分析基盤の運用・機能拡張を行い、住民基本台帳データを基軸として庁内業務データを連携させ、その利活用を推進する。
- ・オープンデータカタログサイトに市が保有する情報を広く掲載し、コンテンツを充実させ、市民、民間事業者によるデータ利活用を推進する。
- ・民間事業者が保有するビッグデータの利活用を推進し、市民・来訪者のニーズや滞在人口の動きを的確に捉え、観光、産業振興、地方創生等様々な行政課題解決に活用していく。

5 社会保障・税番号制度の推進

(1) マイナンバー制度の推進

市民の利便性向上や行政事務の効率化を図るため、マイナンバー(12桁)の適正な利用やマイナンバーを利用した情報連携の活用を推進。職員向けに制度概要や最新情報を含んだ研修を毎年実施。

(2) マイナンバーカードの多目的利用の推進

市民がマイナンバーカードの利便性を享受し、日常生活において快適性を実感できるようマイナンバーカードを活用した様々なサービスの導入を推進。

- ・主なサービス導入例
 - ▶ 証明書コンビニ交付サービス
 - ▶ 図書貸出サービス
 - ▶ ひめじポイント
 - ▶ オンライン手続ポータルサイト
 - ▶ 申請書等自動作成サービス
 - ▶ データ連携型電子通知サービス
 - ▶ 市民アプリ「ひめパス」(デジタル市民カード、子育てお役立ち情報投稿機能)
 - ▶ 市内施設への受付チェックイン(市内のどんぐりカード・高齢者福祉優待カード交付要件対象者限定)
 - ▶ 子育て応援アプリ「ひめっこ手帳」(マイナポータル連携機能)

(3) 広報

市ホームページや広報ひめじ、SNSへの掲載や制度周知用リーフレット、チラシ、ポスター等の作成、出前講座の開催など様々な媒体や機会を通じて、マイナンバー制度やマイナンバーカードの安全性、利便性の広報を実施。

6 地域公共ネットワークの運用・拡充

市役所本庁舎、市立学校、図書館、公民館、支所・出張所・サービスセンター、保健所、消防署、文教施設などの各種公共施設(415回線)を相互に接続する「情報通信ネットワーク」の運用を行う。

このネットワークを利用して、市民等に対して地域や市政に関する情報の提供を行う「行政情報提供システム」やその他の情報システムを運用し、様々な情報サービスを提供する。

7 安全対策の推進

情報化の進展に伴い、社会・経済・文化等における人々の活動の領域が広まり、住民生活に豊かさと便利さがもたらされ、コンピュータシステムも一つの社会システムとして定着している。そのシステムのダウンは住民生活に大きな影響を与えるまでになってきており、自然災害や犯罪からの安全対策の必要性が年々増している。

本市では、以下の対策を推進している。

① 物理的セキュリティ対策

- ・UPS(無停電電源装置)等による停電対策
- ・電算室内の耐震化の実施
- ・免震施設へのネットワーク基幹設備の設置
- ・外部データセンターを活用した業務継続及び住民情報データ等の保全対策

② 人的セキュリティ対策

- ・全庁的な情報セキュリティポリシーの運用、周知によるセキュリティ意識向上
- ・情報セキュリティ研修の実施
- ・情報セキュリティ監査の実施
- ・標的型メール訓練の実施
- ・ICT-BCP(ICT部門の業務継続計画)の運用

③ 技術的セキュリティ対策

- ・統合脅威管理装置(UTM)によるパケットフィルタリング、URLフィルタリング、侵入検知・防御、標的型攻撃対策等の総合的なセキュリティ対策の実施
- ・総合的なコンピュータウィルス対策の実施
- ・スパム・フィッシングメール対策、メール自動暗号化、誤送信防止システム等の導入
- ・回線、機器の二重化及びサーバ仮想化による冗長化対策
- ・生体認証システムの運用

④ 運用セキュリティ対策

- ・各種システムのバックアップ対策
- ・ソフトウェア及びデータの分散保管
- ・セキュリティオペレーションセンター(SOC)によるネットワーク監視
- ・資産管理システムの運用
- ・外部媒体の接続制限

上 下 水 道

1	上水道		456
2	下水道		464

1 上 水 道

1 概要

姫路市の上水道は、昭和2年に起工し、4年2月22日に給水を開始した。創設時の計画概要は、給水人口70,000人、1人1日平均給水量111.3ℓ、1人1日最大給水量166.9ℓで、給水開始時には、給水人口15,412人、1日最大給水量3,591m³であった。

その後、太平洋戦争で20年に2回の空爆を受け、給水施設の大半を失ったが、戦後の戦災復興事業と並行して、水道施設の復旧に努め、21年の周辺市町村との合併によって、飾磨、広畑地区の既認可事業区域をあわせ、新たに給水人口125,000人を対象とした基本計画で事業拡張に努めた。

しかしながら、25年以降、飛躍的な経済成長と生活水準の向上に伴って、逐年水需要は増加し、加えて周辺町村の合併によって未給水区域への給水の必要に迫られたため、31年以降、数次にわたる拡張事業を実施した。

42年には、第3期拡張事業が完了し、1日最大給水量83,600m³を確保したが、水の需要は増加の一途であったため、引き続き50年度を目標年次とする第4期拡張事業に着手し、龍野浄水場（26,400m³/日）、甲山浄水場（60,000m³/日）を新設し、目標年次を2年短縮して、48年度で、初期の目標であった給水人口400,000人、1日最大給水量160,000m³を確保した。

このようにして、市勢の発展につれて増大する水需要を見越し、常に需要に先がけて拡張工事を行ってきたが、さらに、将来の水需要に対処するため、48年度に第5期拡張事業を策定し、事業に着手した。この事業は、市民皆水道を目標に56年度までに計画人口515,000人、1日最大給水量320,000m³を確保しようという計画であったが、その後の経済成長の鈍化等により、人口並びに水需要が伸びなかったため、3次にわたる事業認可の変更を行い、平成15年度には、目標年次を21年度に延長変更した。さらに、平成18年3月の合併により目標年次を21年4月に、給水区域の拡張と浄水方法を変更する第6期拡張事業の認可を受けた。整備計画に基づき順次、施設の更新を行っていく。

6年度末の姫路市水道事業は給水人口519,225人、給水普及率99.6%、1日最大給水量177,758m³、市民1人当たり1日最大給水量342ℓとなっている。

2 令和7年度主要事業（建設改良費）

令和7年度予算額 7,387,983千円

（令和6年度補正予算609,140千円を含む。）

(1) 浄水場の整備

令和7年度予算額 273,103千円

- ・兼田浄水場二次受変電設備外更新工事ほか

(2) 配水施設の整備

令和7年度予算額 182,482千円

- ・城見台高区配水池外電気設備更新工事ほか

(3) 配水管の布設

令和7年度予算額 358,959千円

- ・支線 広畑幹線ほか 2,030m
- ・その他 J R 網干駅前土地区画整理ほか 1,350m

(4) 施設の更新・耐震化

令和7年度予算額 670,801千円

- ・甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業(R7～R12)1年目ほか

(5) 老朽管の更新等

令和7年度予算額 5,491,873千円

- ・基幹管路 甲山幹線ほか 6,761m
- ・配水支管 勝原区宮田地内外ほか 16,223m
- ・消火栓設置工事 7か所

(6) その他営業設備等

令和7年度予算額 410,765千円

- ・水質検査機器更新、生野ダム管理負担金等

3 財政状況の推移

科目		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度決算見込	R7 年度予算
収益的収支	収益的収入(A)	11,640,577,043	11,607,257,448	11,429,201,919	11,533,884,913	13,593,209,000
	給 水 収 益	9,987,585,647	9,922,730,881	9,819,887,224	9,936,509,550	11,834,850,000
	そ の 他	1,652,991,396	1,684,526,567	1,609,314,695	1,597,375,363	1,758,359,000
	収益的支出(B)	9,131,779,716	9,800,766,118	9,237,809,389	9,708,089,790	10,908,091,000
	人 件 費	868,964,148	852,859,684	867,310,938	854,602,206	1,082,725,000
	減価償却費等	3,169,887,351	3,391,630,009	3,273,578,687	3,418,151,384	3,418,269,000
	支 払 利 息	270,598,765	256,606,317	247,843,290	251,127,844	298,872,000
	受 水 費	2,523,623,375	2,533,427,790	2,533,787,413	2,486,915,888	2,752,495,000
	そ の 他	2,298,706,077	2,766,242,318	2,315,289,061	2,697,292,468	3,355,730,000
	(A) — (B)	2,508,797,327	1,806,491,330	2,191,392,530	1,825,795,123	2,685,118,000
資本的収支	資本的収入(C)	2,559,023,664	2,923,345,966	2,956,949,523	3,696,213,294	2,272,671,000
	企 業 債	1,500,000,000	1,200,000,000	1,800,000,000	2,500,000,000	1,000,000,000
	そ の 他	1,059,023,664	1,723,345,966	1,156,949,523	1,196,213,294	1,272,671,000
	資本的支出(D)	5,676,349,738	6,801,394,851	6,253,396,491	7,740,927,705	8,073,847,000
	建 設 改 良 費	4,506,403,304	4,582,334,845	5,035,743,325	6,546,317,931	6,778,843,000
	企業債償還金	1,169,639,242	1,211,541,332	1,216,509,242	1,180,443,906	1,251,559,000
	そ の 他	307,192	1,007,518,674	1,143,924	14,165,868	43,445,000
	(C) — (D)	△3,117,326,074	△3,878,048,885	△3,296,446,968	△4,044,714,411	△5,801,176,000
資金収支	当 年 度	1,663,507,931	587,656,743	1,270,048,400	247,482,293	△161,242,293
	累 計	6,989,112,888	7,576,769,631	8,846,818,031	9,094,300,324	8,933,058,031

(注) R3～R5 年度は決算額、R6 年度は決算見込額、R7 年度は予算額

※R7 年度予算額は税込み

4 水源施設の現況

(1) 自己水源の種類と送水能力
(水道事業)

浄水場名	送水能力 (m ³ /日)	種別	敷地面積 (m ²)	関連配水池
町 裏 浄 水 場	18,000	表流水 地下水	22,429	男 山 配 水 池
兼 田 浄 水 場	20,400	伏流水 地下水	9,678	光 大 寺 配 水 池 的 形 配 水 池
保 城 浄 水 場	17,700	表流水 地下水	14,767	高 木 配 水 池
甲 山 浄 水 場	60,000	表流水	29,793	甲 山 高 区 配 水 池 甲 山 低 区 第 1 配 水 池 甲 山 低 区 第 2 配 水 池 唐 端 配 水 池 城 見 台 高 区 配 水 池 城 見 台 中 区 配 水 池 城 見 台 低 区 配 水 池
山 崎 浄 水 場	16,400	伏流水 地下水	11,977	山 崎 配 水 池 No. 1 山 崎 配 水 池 No. 2
田 井 浄 水 場	7,000	地下水	6,891	美 濃 山 配 水 塔
龍 野 浄 水 場	7,200	地下水	(借地 4,368)	太 市 配 水 池
林 田 浄 水 場	(1,340)	予 備	1,679	上 構 配 水 池 八 幡 配 水 池 大 堤 配 水 池
文 殿 浄 水 場	2,400	表流水	4,090	文 殿 配 水 池 筋 野 配 水 池 峠 配 水 池 高 長 配 水 池 護 持 配 水 池
木 戸 浄 水 場	820	伏流水	776	木 戸 配 水 池
置 本 浄 水 場	2,000	地下水	225	置 本 配 水 池
岡 浄 水 場	1,350	地下水	690	又 坂 配 水 池 小 坪 配 水 池
塚 本 浄 水 場	1,000	地下水	578	バーズタウン配水池 宗 安 配 水 池
立船野浄水場	144	表流水	101	立 船 野 配 水 池
我孫子浄水場	120	表流水	266	我 孫 子 配 水 池
熊 部 浄 水 場	29	表流水	59	熊 部 配 水 池
馬 寺 浄 水 場	72	表流水	652	馬 寺 配 水 池
坂 根 浄 水 場	18	表流水	45	坂 根 配 水 池
小 畑 浄 水 場	53	表流水	82	小 畑 配 水 池
佐 中 浄 水 場	138	表流水	(借地 380)	佐 中 配 水 池
香 寺 浄 水 場	4,500	地下水	2,542	第 2 配 水 池 県 水 受 水 池

浄水場名	送水能力 (m ³ /日)	種別	敷地面積 (m ²)	関連配水池
安 志 浄 水 場	2,200	地下水	1,651	安 志 配 水 池 春(うすずく)配水池 安 志 北 配 水 池 名 坂 配 水 池 朽 原 配 水 池
植 木 野 浄 水 場	2,500	地下水	2,737	植 木 野 低 ・ 高 区 配 水 池 三 坂 配 水 池 安 志 西 配 水 池
関 浄 水 場	110	地下水	635	関 配 水 池

全姫路市水道合計	164,154 m ³ /日

※ 生野ダムにより表流水 75,000 m³/日を甲山、保城、町裏浄水場で取水する。

※ 龍野浄水場の敷地はたつの市から借り受けている。

(2) 兵庫県水道用水供給事業船津浄水場系からの受水施設

施設名	容量	種別
北 平 野 配 水 池	45,000 m ³	浄水
太 市 配 水 池	10,000 m ³	浄水
みどり丘受水池	1,700 m ³	浄水
香寺県水受水池	1,680 m ³	浄水
豊 富 供 給 点	—	浄水
御 蔭 供 給 点	—	浄水

兵庫県水道用水供給事業は、高度経済成長時代に逐年増加した水需要に対し、各々の市町が各自で水源開発をすることが、水利権の調整及び建設資金の調達等において困難な問題が多いので、県の事業として水源を開発し、将来1日最大給水量 480,400 m³の水を、阪神、播磨の 17 市 5 町 1 企業団に広域的に供給しようとするものである。

① 船津浄水場系

西播磨地域では、姫路市ほか1市2町に黒川ダム（昭和 49 年度完成）、神谷ダム（平成 12 年度供用開始）及び長池を水源として、船津浄水場から供給する計画であり、昭和 54 年度から、最初に完成した黒川ダムを水源として姫路市、加西市及び旧夢前町に給水開始、さらに 57 年度から旧香寺町へ、平成 4 年度から福崎町及び太子町へも給水を行っている。

② 供給条件

用水料金は県条例で基本料金と使用料金を合計した額となっている。

基本料金は計画給水量 1 m³につき 2,800 円/年、1 日最大受水量 1 m³につき 12,400 円/年。

使用料金は 1 m³につき 57 円。年間使用料金は年間当たり最大受水量の 70%の責任水量制をとっている。

③ 令和 7 年度の 1 日最大受水予定量は、77,750 m³/日の予定である。

(3) 西播磨水道企業団からの受水施設

施設名	容量	種別
網干配水場	1,500 m ³	浄水

西播磨水道企業団は、県南西部の給水需要に対処するため、水資源の効率的な利用を図り、また、水道事業の広域化を進めるため、昭和48年9月に設立され、現在は相生市とたつの市で構成されている。姫路市では、市南西部の水需要に対応するため、61年4月から給水を受けている。

① 供給条件

用水料金は、95.0 円／m³となっている。

② 令和7年度の1日最大受水予定量は3,000 m³／日の予定である。

(4) 赤穂市からの受水施設

施設名	容量	種別
家島第二配水池	2,000 m ³	浄水

旧家島町域において、水源として活用できるものがないため、赤穂市から給水を受けている。

① 供給条件

95.0 円／m³

② 令和7年度の1日最大受水予定量は4,000 m³／日の予定である。

5 給配水

(1) 業務実績

区分	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度決算見込	R7 年度予定
総人口(人)	529,450	527,088	524,149	521,074	518,295
給水人口(人)	527,572	525,218	522,289	519,225	516,222
普及率(%)	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6
給水件数(件)	259,927	261,860	263,089	264,758	266,750
総配水量(m ³)	59,892,784	59,246,277	59,315,098	59,987,140	57,155,000
有収水量(m ³)	54,495,817	53,952,404	53,385,041	53,722,670	52,011,195
無収水量(m ³)	1,280,367	1,266,551	1,252,256	1,301,171	1,068,402
無効水量(m ³)	4,116,600	4,027,322	4,677,801	4,963,299	4,075,403
1日配水能力(m ³)	250,684	250,684	250,904	250,904	250,904
1日平均配水量(m ³)	164,090	162,319	162,063	164,348	156,589
1日最大配水量(m ³)	182,014	179,718	175,251	177,758	177,758
1日平均有収水量(m ³)	149,304	147,815	145,861	147,185	142,496
有収率(%)	91.0	91.1	90.0	89.6	91.0
負荷率(%)	90.2	90.3	92.5	92.5	88.0
施設利用率(%)	65.5	64.8	64.6	65.5	62.4
最大稼働率(%)	72.6	71.7	69.8	70.8	70.8
配水管延長(m)	2,987,294	2,994,414	3,002,064	3,007,490	3,009,659
配水管使用効率(m ³ /m)	20.0	19.8	19.8	19.9	19.0
固定資産使用効率(m ³ /万円)	8.1	7.9	7.7	7.4	6.8
職員数(人)	118	117	115	118	118

備考 総人口、給水人口、給水件数は、いずれも年度末現在。総人口は、住民基本台帳人口から

$$\text{普及率} = \frac{\text{給水人口}}{\text{総人口}} \times 100 \quad \text{有収率} = \frac{\text{有収水量}}{\text{総配水量}} \times 100 \quad \text{負荷率} = \frac{\text{1日平均配水量}}{\text{1日最大配水量}} \times 100$$

$$\text{施設利用率} = \frac{\text{1日平均配水量}}{\text{1日配水能力}} \times 100 \quad \text{最大稼働率} = \frac{\text{1日最大配水量}}{\text{1日配水能力}} \times 100$$

配水管延長は、年度末現在の導送配水管延長を表す。

$$\text{配水管使用効率} = \frac{\text{年間総配水量}}{\text{導送配水管延長}} \quad \text{固定資産使用効率} = \frac{\text{年間総配水量}}{\text{有形固定資産}}$$

職員数は、年度末現在で管理者を含む。

(2) 給水収益及び給水原価

区分	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度決算見込	R7 年度予定
給水収益 A (円)	9,987,585,647	9,922,730,881	9,819,887,224	9,936,509,550	10,758,955,000
給水原価 B (円)	9,131,739,153	9,587,022,107	9,227,911,573	9,708,089,790	10,188,067,000
年間有収水量 C (m ³)	54,495,817	53,952,404	53,385,041	53,722,670	52,011,195
1 m ³ 当たり販売価格 $\frac{A}{C}$ (円)	183.27	183.92	183.94	184.96	206.86
1 m ³ 当たり給水原価 $\frac{B}{C}$ (円)	167.57	177.69	172.86	180.71	195.88

6 水道料金及び分担金

(1) 水道料金（令和7年4月1日改定）1戸（箇所）1月につき
（消費税及び地方消費税相当額を含まない）

	メーターの口径		料金
基本料金	13m/m		1,020 円
	20m/m		1,100 円
	25m/m		3,650 円
	30m/m		4,700 円
	40m/m		7,800 円
	50m/m		15,300 円
	75m/m		33,800 円
	100m/m		55,400 円
	150m/m		146,400 円
	200m/m		216,300 円
従量料金	一般用 1立方メートル につき	1～10 立方メートル	20 円
		11～20 立方メートル	166 円
		21～30 立方メートル	241 円
		31～50 立方メートル	295 円
		51 立方メートル以上	310 円
	湯屋用	1～10 立方メートル	20 円
		11 立方メートル以上	84 円

特 別 用	1 立方メートルにつき	720 円
私設消火栓用	消火栓 1 個 1 回につき 5 分以内	1,080 円

(2) 分担金 (単位 円)

メーター口径	(消費税及び地方消費税 相当額を含まない)
13 ミリメートル	51,400
20 ミリメートル	137,100
25 ミリメートル	238,000
30 ミリメートル	361,900
40 ミリメートル	742,800
50 ミリメートル	1,238,000
75 ミリメートル	3,428,500
100 ミリメートル	6,952,300
150 ミリメートル	19,047,600
200 ミリメートル	40,000,000

7 姫路市水道資料館・水の館

(1) 概要

人がどのように飲み水を確保してきたかという歴史の概説や、今日の私たちの生活を支えている浄水技術を紹介するとともに、姫路の水道の足跡や将来の在り方を考えてもらうことを目的として建設された。

① 所在地 豊富町豊富 1849 番地（甲山浄水場内）

② 開館 平成 8 年 4 月 1 日

③ 構造及び規模 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造

建物延床面積 597.30 m²（1 階 335.97 m²、2 階 261.33 m²）

（内訳）

○展示室総面積 256.58 m²

・第 1 展示室 51.46 m²

・第 2 展示室 94.64 m²

・第 3 展示室 110.48 m²

○会議会（88 名収容） 98.87 m²

○ロビー、廊下、便所等 241.85 m²

○池、駐車場等

④ 建設費 約 3 億 5 千万円

(2) 展示の内容

① 第 1 展示室

水のもつイメージ「命を育む」「動力」「やすらぎ」「水のもつ力」をテーマに美しいモニュメントをはじめ、特殊映像トリックで恐竜や妖精を映し出し、水から始まる神秘の世界を展開する。

② 第 2 展示室

姫路市の浄水の仕組みをファンタビュー（特殊映像装置）で紹介するとともに、市内の浄水場地図、その地図と連動したパソコンクイズで姫路市の水に関する内容を楽しく学習できる。

また、水道がなかった時代の様子や、今もし水道がなくなったらどうなるのかについても解説する。

③ 第 3 展示室

水道の歴史に始まり、上下水道局の仕事や事業、また、水の科学の面白さを紹介するとともに、親しまれてきた水の文化から暮らしに役立つ情報まで、水に関係したあらゆる情報を提供する。

(3) 入館料 無料

(4) 入館者数

（単位 人）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
大人	462	798	763	811	1,129
小人	618	899	957	1,134	1,546
計	1,080	1,697	1,720	1,945	2,675

2 下 水 道

1 下水道整備計画の概要

下水道は、汚水の排除と水洗化による生活環境の改善及び浸水の防除を図り、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質保全に資することを目的としている。

本市の汚水に係る下水道整備計画は、市域を七つの処理区に区分し、それぞれの処理区に終末処理場を設置し、都市計画区域及び都市計画区域外を含む全処理区で12,480haを整備することを目標としている。

処理区別計画面積、人口及び汚水量

(令和7年4月1日現在)

処理区	全体計画				現在 処理能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	摘要
	処理面積 (ha)	処理人口 (人)	汚水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	処理能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)		
大塩 (姫路市分)	619	19,600	11,400	16,500	16,500	処理能力は高砂市含む
東部	2,000	63,600	54,000	56,000	56,000	
中部	6,583	314,400	214,100	220,000	220,000	
揖保川 (姫路市分)	2,564	74,300	47,900	50,400	41,836	県営揖保川流域下水道 事業関連公共下水道
家島	78	1,500	800	1,430	2,860	
置塩北	—	—	—	—	1,500	全体計画上は中部処理区に統合
香寺	560	15,200	5,900	8,000	6,000	
上菅・勘野	76	2,100	1,100	3,360	3,360	
合計	12,480	490,700	335,200	355,690	348,056	

2 下水道普及状況

(令和7年4月1日現在)

全市人口（外国人を含む）（人）	処理人口（人）	水洗化人口（人）
521,074	486,594	478,188
	人口普及率（％）	水洗化率（％）
	93.3	98.3
全市面積（ha）	計画面積（ha）	処理面積（ha）
53,435	12,480	10,863

3 令和7年度主要事業計画

事業名	事業費 (千円)	概要
下水道管きょ等の整備	5,171,400	大日増補、船津、御立の幹線他 兼田、南大塩、林田東の準幹線他 大塩町、白浜町、区画整理（駅東、苅編、町坪、網干区和久）他の面 整備（延長6.5km、面整備0.7ha）
処理場の整備	1,692,564	中部析水苑、東部析水苑、大的析水苑、清水苑、家島浄化センター、 城山浄化センター、上菅処理場の整備
前処理場の整備	1,318,188	四郷前処理場、高木前処理場、高木川西前処理場、福井前処理場
ポンプ場の整備	2,140,600	大塩ポンプ場等の各ポンプ場の整備
事業事務費	413,701	整備事業の事務費
流域下水道	161,579	流域下水道事業の整備負担金
流域下水汚泥処理	266,851	流域下水汚泥処理事業の整備負担金
その他建設負担	149	大阪湾広域臨海環境整備センター建設負担金
水洗便所の普及奨励	4,500	水洗便所の普及奨励事業（資金貸付件数10件）
雨水貯留タンク設置助成	900	雨水貯留タンク設置に対する助成（補助率1/2、上限3万円/件）
合計	11,170,432	

4 施設の概要

（令和7年4月1日現在）

処理場名	所在地	運転開始 年 月	現在処理 面積(ha)	現在処理 人口(人)	処理能力 m ³ /日最大
大的析水苑	大塩町 2018 番地 27	H元.6	506	19,638	16,500
東部析水苑	白浜町丙 585 番地	S58.4	1,883	64,658	56,000
中部析水苑	飾磨区今在家 1351 番地 22	S54.4	5,796	307,597	220,000
家島浄化センター	家島町宮 2144 番地 85	H13.3	78	2,113	2,860
城山浄化センター	夢前町宮置 284 番地	H11.3	40	1,012	1,500
清水苑	香寺町犬飼 200 番地	H12.4	523	17,780	6,000
上菅処理場	夢前町護持 6 番地	H6.4	74	2,363	3,360
高木前処理場	花田町小川 1126 番地	S49.3	—	—	8,000
四郷前処理場	四郷町本郷 242 番地	S54.5	—	—	7,000
福井前処理場	網干区津市場 211 番地	S54.5	—	—	8,200
高木川西前処理場 （中継ポンプ場）	野里 951 番地 3	S61.2	—	—	3,200
実法寺混和槽	町田 111 番地	S43.10	—	—	5,700
県営揖保川浄化センター	網干区興浜 2093 番地 他	S63.6	1,963	71,433	41,836 (106,750)

その他 ポンプ場 39 か所

※ 大的析水苑は高砂市からの流入分を含む。県営揖保川浄化センターの（ ）内の数値はたつの市、太子町、宍粟市からの流水分を見込んだ処理能力である。

5 下水道使用料

[1戸(箇所) 1月につき]

区別	種別	基本使用料		従量使用料 (1 m ³ 増すごとにつき)	
		使用水量	金額	使用水量	金額
処理区域	一般汚水	—	1,030 円	10 m ³ まで	36 円
				10 m ³ を超え 20 m ³ まで	149 円
				20 m ³ を超え 30 m ³ まで	185 円
				30 m ³ を超え 50 m ³ まで	215 円
				50 m ³ を超え 100 m ³ まで	240 円
				100 m ³ を超え 200 m ³ まで	267 円
				200 m ³ を超え 500 m ³ まで	331 円
				500 m ³ を超え 1,000 m ³ まで	382 円
				1,000 m ³ を超えるもの	400 円
	公衆浴場汚水	100 m ³ まで	1,543 円	100 m ³ を超えるもの	15 円
区未処理域	前処理場処理汚水	10 m ³ まで	2,230 円	10 m ³ を超えるもの	223 円
	前処理場処理済汚水	10 m ³ まで	500 円	10 m ³ を超えるもの	50 円
	一般汚水	10 m ³ まで	166 円	10 m ³ を超えるもの	16 円
区未処理域	公衆浴場汚水	100 m ³ まで	1,028 円	100 m ³ を超えるもの	11 円

※ 上記で算出した額に 100 分の 110 を乗じる (1 円未満切捨て)

6 受益者負担金制度及び下水道事業分担金制度

(1) 受益者負担金制度

都市計画事業として施行する下水道事業に要する費用の一部に充てるため、下水道の整備により利益を受ける土地の所有者等に建設財源の一部負担を求めている。

① 1 m²当たりの負担金額

第1負担区	200 円	第1負担区…… 香寺町の編入の日の前日における姫路市の区域で、平成 13 年 4 月 1 日において市街化区域であった区域
第2負担区	600 円	第2負担区…… 香寺町の編入の日の前日における姫路市の区域で、平成 13 年 4 月 1 日において市街化調整区域であった区域
第3負担区	500 円	第3負担区…… 編入前の香寺町の区域

② 賦課対象の土地

第1負担区内は全ての土地、第2負担区内は現況が宅地である土地及び建築物の建築が可能な土地を対象としている。

第3負担区内の市街化区域内は全ての土地、市街化調整区域内は現況が宅地である土地及び建築物の建築が可能な土地を対象としている。

③ 賦課時期

管きよの整備年度等

④ 納付方法

年 2 回 (8 月又は 12 月と 2 月) の 3 年分割又は一括納付

⑤ 賦課猶予制度及び減免制度

賦課猶予 (第1負担区内の田、畑、山林等) 及び減免 (学校用地、老人ホーム、保育所、墓地、高圧線下の用地で建造物の築造が禁止されている土地、集会所等) を申請に基づき行っている。

(2) 都市計画区域外下水道事業分担金制度

都市計画区域外の下水道事業に要する費用の一部に充てるため、下水道の整備により利益を受ける土地の所有者等に建設財源の一部負担を求めている。

① 分担金の額

家島町区域 …… 公共ます一つにつき 122,000 円

夢前町区域 …… 公共ます一つにつき 240,000 円

② 賦課対象者

新たに公共ますを設置して、公共下水道に下水を排除しようとする者

③ 賦課時期

公共ますを設置するときなど

④ 納付方法

一括納付のみ

(3) 都市計画下水道事業区域外流入分担金制度

都市計画事業として施行する下水道事業に要する費用の一部に充てるため、姫路市公共下水道事業の事業計画で定める計画区域の外の区域から公共下水道の排水施設に汚水を排除しようとする土地の所有者等に建設財源の一部負担を求めている。

① 1㎡当たりの負担金額

第1負担区	200 円	第1負担区…… 香寺町の編入の日の前日における姫路市の区域で、平成13年4月1日において市街化区域であった区域
第2負担区	600 円	第2負担区…… 香寺町の編入の日の前日における姫路市の区域で、平成13年4月1日において市街化調整区域であった区域
第3負担区	500 円	第3負担区…… 編入前の香寺町の区域

② 賦課対象者

新たに公共ます等を設置して、公共下水道に下水を排除しようとする土地の所有者

③ 賦課時期

公共ますを設置するときなど

④ 納付方法

一括納付のみ

7 水洗化普及奨励事業の概要

下水道は、家庭が水洗化することによって生活が快適になり、初めてその効果が発揮されるものであり、下水道を整備することと一体をなすものである。そこで下水道法では処理区域になると、供用開始日から3年以内にくみ取便所を水洗便所に改造することを義務付けているので、これに対応するため本市では水洗化の促進策として、次の施策を実施している。

(1) 水洗便所改造資金貸付制度

くみ取便所を水洗便所に改造しようとする場合（浄化槽を撤去し、公共下水道、集落排水処理施設又はコミュニティ・プラントに放流するための改造を含む）に改造資金の貸付けを行う。

① 貸付金額 …… 1設備につき 450,000 円以内

② 利息 …………… 無利息

③ 返済方法 …… 貸付けを受けた月の翌月から30か月均等払い

(2) 私道への公共下水道敷設制度

公共下水道処理区域内で、幅員1.2m以上ある私道のうち、排水設備の改造及びくみ取便所を水洗化する家屋が2戸以上あり、土地所有者の敷設承諾が得られる場合、申請により市が下水道本管を敷設する。

（利用する家屋は、公道に面する家屋を除き、2戸以上で所有者が同一人でないこと。）

(3) 被保護世帯水洗化助成制度

公共下水道処理区域内の生活扶助受給者で、自己の居住する家屋を所有している者が、水洗便所に改造する場合に、予算の範囲内で市長が認める額を助成する

水洗化普及奨励事業の状況

区分 年度	水洗便所改造 資金貸付状況		私道への公共 下水道敷設決定状況		被保護世帯水洗化助成状況		
	件数	金額（千円）	件数	戸数	件数	戸数	金額（千円）
R4	2	700	0	0	0	0	0
R5	2	650	0	0	0	0	0
R6	0	0	0	0	0	0	0

8 揖保川流域下水道の概要

揖保川流域下水道は、姫路市、たつの市、宍粟市及び太子町の3市1町のうち、9,722.6haを計画処理区域としている。昭和53年度から兵庫県が事業に着手し、56年度からは管きょ工事に着手し、57年度からは処理場建設にも着手した。その後、事業は着実に進行し、63年6月から供用開始している。

排除方式		分流式（一部合流式）
行政区域（3市1町）		姫路市、たつの市、宍粟市、太子町
計画区域面積		9,722.6 ha
計画処理人口		162,940 人
全体計画年度		令和27年度
計画汚水量（日最大）		109 千 m^3 /日
処理場	名称	揖保川浄化センター
	位置	網干区興浜 2093 他

9 兵庫西流域下水汚泥処理事業

- ・事業目的 終末処理場、前処理場から発生する下水汚泥を1か所に集中し、効率的な汚泥処理処分を図る。
- ・事業主体 兵庫県

関連市町 (処理場名)	兵庫県（揖保川） 姫路市（中部、東部、大塩、高木前、福井前、四郷前） たつの市（松原前） 太子町（太子前）
処理場名及び所在地	兵庫西スラッジセンター 網干区網干浜 240-2（面積 約12.6ha）
処理フロー	<pre> graph LR A[受泥施設] --> B[濃縮施設] B --> C[遠心脱水機] C --> D[溶融炉] D --> E[資材化利用施設] E --> F[処分] E --> G[利用] </pre>
計画処理汚泥量	4,774 m^3 /日（生汚泥） 他に 13.52t/日（脱水ケーキ等）
処分方法	資源化有効利用および埋立処分
供用開始	平成元年11月（平成15年3月31日に流域下水汚泥処理事業に変更）

10 公共下水道事業（雨水）の概要

近年の降雨の集中化・局地化・激甚化に伴う浸水被害から市民の「命」と「くらし」を守る社会基盤の整備を強化する必要性が求められている。

下水道（雨水）事業は、内陸部に降った内水の排除という役割を担い、雨水幹線や雨水貯留施設、一、二級河川に放流する雨水ポンプ場等の施設整備など効率的な浸水対策に取り組んでいる。

(1) 下水道（雨水）計画

姫路市全域のうち市街化区域の 9,907ha を対象に下水道（雨水）計画を定めている。

(2) 雨水管理総合計画

気候変動による降雨量増加が危惧される背景から「姫路市雨水管理総合計画」を定め、計画の定める時間軸を持った施設整備計画、財政計画に従い、計画的に事業を進め、早期の浸水被害軽減の効果創出に努める。

「雨水管理総合計画」（令和 4 年度策定）

主旨：「再度災害防止」、「事前防災・減災」、「選択と集中」

目的：浸水対策施設整備を計画的に進める

定めること：地域…………… 地域ごとの対象降雨、対策目標、重点対策地区地域

リスク評価…………… 内水浸水想定区域図

対策事業…………… 雨水渠、雨水幹線、雨水貯留施設、雨水排水ポンプ場等

スケジュール…………… I 期、II 期、III 期

財源…………… 投資額（I 期）

(3) 内水ハザードマップ

想定最大規模降雨を対象に作成した内水ハザードマップを広報し、市民の防災意識の向上に努める。

11 コミュニティ・プラント整備概要

コミュニティ・プラントは、汚水の排除と水洗化による生活環境の改善を図り、地域の活性化・発展及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質保全に資することを目的とし、夢前区域において 5 地区、安富区域において 1 地区を供用している。

12 コミュニティ・プラント普及状況

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

全市人口（外国人を含む）（人）	処理人口（人）	水洗化人口（人）
521,074	13,505	13,058
	人口普及率（％）	水洗化率（％）
	2.6	96.7
全市面積（ha）	計画面積（ha）	処理面積（ha）
53,435	324	324

13 令和 7 年度建設改良事業の概要

施設整備 120,289 千円

前之庄コミュニティ・プラント真空ユニット改築工事等

14 コミュニティ・プラント施設の概要

(令和7年4月1日現在)

処理場名	所在地	運転開始 年 月	現在処理 面積(ha)	現在処理 人口(人)	処理能力 m ³ /日最大
菅生澗コミュニティ・プラント	夢前町菅生澗 296 番地	H 2. 4	49	2,791	4,372
寺コミュニティ・プラント	夢前町寺 1942 番地 3	H 4. 4	37	1,574	2,269
古知コミュニティ・プラント	夢前町糸田 198 番地 2	H11. 4	39	2,090	3,714
置塩南コミュニティ・プラント	夢前町置本 591 番地 6	H15. 4	27	1,534	3,236
前之庄コミュニティ・プラント	夢前町前之庄 3182 番地 6	H17. 4	117	3,617	5,847
安志・長野コミュニティ・プラント	安富町長野 234 番地 1	H16. 4	55	1,899	1,471

15 コミュニティ・プラント使用料

下水道使用料の料金体系と同じ

16 コミュニティ・プラント事業分担金制度

コミュニティ・プラント事業に要する費用の一部に充てるため、コミュニティ・プラントの整備により利益を受け
る土地の所有者等に建設財源の一部負担を求めている。

(1) 分担金の額

夢前町区域 …… 公共ます一つにつき 240,000 円

安富町区域 …… 公共ます一つにつき 300,000 円 (住宅等)

(建築物の用途につき 300,000 円から 1,500,000 円)

(2) 賦課対象者

新たに公共ますを設置して、コミュニティ・プラントに汚水を排除しようとする者

(3) 賦課時期

公共ますを設置するとき

(4) 納付方法

一括納付のみ

17 集落排水処理施設整備概要

集落排水事業は、農漁村の生活環境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質保全に寄与するため、農漁業集落に
おけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設の整備を行い、農水産業の振興を核とした農漁業集落の健全な
発展に資することを目的とし、10 地区の農業集落排水処理施設に 1 地区の漁業集落排水処理施設を合わせた 11 地区
を供用している。

18 集落排水普及状況

(令和7年4月1日現在)

全市人口 (外国人を含む) (人)	処理人口 (人)	水洗化人口 (人)
521,074	8,560	8,409
	人口普及率 (%)	水洗化率 (%)
	1.7	98.2
全市面積 (ha)	計画面積 (ha)	処理面積 (ha)
53,435	258	258

19 令和7年度建設改良事業の概要

施設整備 154,166 千円

坊勢浄化センター設備外改築工事等

20 集落排水処理施設使用料

下水道使用料の料金体系と同じ

21 集落排水事業分担金制度

集落排水事業に要する費用の一部に充てるため、集落排水処理施設に汚水を排除しようとする土地の所有者等に建設財源の一部負担を求めている。

(1) 分担金の額

旧姫路市の農業集落排水処理区域 … 1 m²当たり 600 円

香寺町の農業集落排水処理区域 …… 1 m²当たり 500 円

漁業集落排水処理区域 …………… 公共ます一つにつき 122,000 円

(2) 賦課対象者

平成 26 年 4 月 1 日以後に、新たに公共ますを利用して農業集落排水処理施設に汚水を排除しようとする土地の所有者等及び公共ますの新設をして漁業集落排水処理施設に汚水を排除しようとする者

(3) 賦課時期

公共ますを設置するときなど

(4) 納付方法

一括納付のみ

22 集落排水処理施設の概要

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

区分	処理施設地区名	所在地	運転開始 年 月	現在処理 面積 (ha)	現在処理 人口 (人)	処理能力 (m ³ /日平均)
農業	上野地区	船津町 5274 番地 4	S63. 4	13	517	217
	南山田地区	山田町南山田 1338 番地 22	H 7. 4	12	332	335
	北山田地区	山田町北山田 26 番地 4	H 7. 11	8	251	162
	太尾地区	豊富町豊富 187 番地 1	H 9. 4	12	402	222
	打越・毛野地区	打越 1347 番地 49	H10. 11	22	811	554
	牧野地区	山田町牧野 502 番地 3	H11. 6	9	326	208
	多田地区	山田町多田 518 番地	H13. 2	17	623	252
	西山田地区	山田町西山田 260 番地	H14. 3	13	437	330
	船津南部地区	船津町 4592 番地 1	H15. 3	37	1,193	681
	船津北部地区	船津町 1772 番地	H17. 4	52	1,829	994
漁業	坊勢地区	家島町坊勢 700 番地 20	H11. 4	63	1,839	1,079

23 下水道事業会計の財政状況

(注) 令和5年度は決算額(税込み)、令和6年度は決算見込額(税込み)、令和7年度は当初予算額(税込み)

科 目		令和5年度決算	令和6年度決算見込	令和7年度予算
収 益 的 収 支	収益の収入 (A)	19,349,696,110	19,725,619,356	20,975,497,000
	下水道事業収益	18,079,263,409	18,500,555,955	19,745,365,000
	下水道使用料	9,271,439,726	9,401,111,043	10,850,002,000
	他会計負担金	4,377,705,624	4,394,717,211	4,109,809,000
	他会計補助金	595,467,597	775,152,472	934,798,000
	長期前受金戻入	3,547,166,340	3,683,370,114	3,686,653,000
	そ の 他	287,484,122	246,205,115	164,103,000
	コミュニティ・プラント事業収益	802,011,829	756,519,830	743,415,000
	コミュニティ・プラント使用料	193,800,299	188,581,852	217,717,000
	他会計補助金	217,486,614	214,785,986	213,332,000
	長期前受金戻入	383,142,143	349,985,175	312,353,000
	そ の 他	7,582,773	3,166,817	13,000
	集落排水事業収益	468,420,872	468,543,571	486,717,000
	集落排水処理施設使用料	161,302,499	161,976,578	180,196,000
	他会計負担金	174,966,736	164,336,116	159,347,000
	他会計補助金	7,627,557	20,758,014	32,196,000
	長期前受金戻入	123,505,023	121,374,000	114,971,000
	そ の 他	1,019,057	98,863	7,000
	収益の支出 (B)	18,813,537,067	19,257,666,617	20,105,585,000
	下水道事業費用	17,555,086,992	18,038,440,905	18,847,453,000
	人 件 費	499,384,259	572,140,448	728,816,000
	維持管理費	6,152,700,927	6,387,336,875	6,696,475,000
	減価償却費等	9,622,734,131	9,919,521,655	10,059,046,000
	支 払 利 息	1,280,267,675	1,159,441,927	1,131,017,000
	そ の 他	0	0	232,099,000
	コミュニティ・プラント事業費用	792,872,560	752,220,818	741,415,000
	人 件 費	15,733,728	15,974,821	14,660,000
	維持管理費	192,698,797	195,700,437	235,877,000
	減価償却費等	574,990,997	529,055,572	477,308,000
	支 払 利 息	9,449,038	11,489,988	11,396,000
	そ の 他	0	0	2,174,000
	集落排水事業費用	465,577,515	467,004,894	484,717,000
	人 件 費	18,537,229	22,150,723	26,038,000
	維持管理費	147,519,864	158,425,909	181,650,000
	減価償却費等	258,922,753	252,182,172	245,487,000
	支 払 利 息	40,597,669	33,690,590	28,387,000
	そ の 他	0	555,500	3,155,000
	予 備 費	0	0	32,000,000
	(A) - (B)	536,159,043	467,952,739	869,912,000
資 本 的 収 支	資本的収入 (C)	12,074,623,875	10,617,914,611	12,650,583,000
	下水道事業資本的収入	11,719,854,120	10,349,757,931	12,164,459,000
	企 業 債	5,300,700,000	4,678,600,000	6,383,400,000
	国庫補助金	3,682,674,454	3,007,516,271	3,869,552,000
	他会計出資金	2,676,201,801	2,586,660,683	1,759,166,000
	そ の 他	60,277,865	76,980,977	152,341,000
	コミュニティ・プラント事業資本的収入	99,205,000	54,053,329	158,737,000
	企 業 債	61,500,000	33,200,000	88,300,000
	他会計出資金	32,941,000	19,171,329	66,235,000
	そ の 他	4,764,000	1,682,000	4,202,000
	集落排水事業資本的収入	255,564,755	214,103,351	327,387,000
	企 業 債	22,000,000	16,600,000	78,700,000
	国庫補助金	13,000,000	0	62,600,000
	他会計出資金	218,441,255	194,162,451	183,639,000
	そ の 他	2,123,500	3,340,900	2,448,000
	資本的支出 (D)	19,042,156,103	17,660,289,137	19,633,000,000
	下水道事業資本的支出	18,401,146,486	17,046,521,769	18,823,566,000
	建設改良費	9,705,062,914	8,441,415,552	11,165,032,000
	企業債償還金	8,695,433,572	8,605,106,217	7,654,034,000
	そ の 他	650,000	0	4,500,000
	コミュニティ・プラント事業資本的支出	247,183,775	265,075,168	346,531,000
	建設改良費	102,092,451	46,348,561	120,289,000
	企業債償還金	145,091,324	218,726,607	226,242,000
	集落排水事業資本的支出	393,825,842	348,692,200	455,903,000
	建設改良費	44,452,335	17,089,247	154,166,000
	企業債償還金	349,373,507	331,602,953	301,737,000
	予 備 費	0	0	7,000,000
	(C) - (D)	△ 6,967,532,228	△ 7,042,374,526	△ 6,982,417,000

消 防

1	概要	474
2	施設および人員	475
3	消防活動体制	478
4	予防業務	480
5	指令業務	484
6	消防団	486
7	自主防災組織・民間防火組織	488
8	消防防災活動における 消防相互応援体制	490
9	ひめじ防災プラザ	492

1 概 要

消防は、市民の生命、身体及び財産を水火災、地震、その他の災害から守ることを任務とし、市民が健康で文化的な生活を営むための基本的要素である安全を確保するという重要な責務を担っている。

本市の消防は、神崎郡 3 町（市川町・福崎町・神河町）の消防事務を受託し、管轄人口は約 56 万人、管轄面積は約 865 km²となっている。

また、非常備消防についても、現在 8 消防団 72 分団を有し、地域に密着した消防団として、常備消防とともに市民の負託に応えるべく地道な努力を重ねている。

2 施設および人員

1 消防庁舎の概要

名称		所在地	建築年月日	建物の構造及び面積	
姫路市防災センター (消防局)		三左衛門堀西の町 3 番地	平 19. 2. 15	鉄筋コンクリート造 6 階建 (基礎免震構造)	延 6, 614. 87 m ²
姫路東消防署	本 署	本町 68 番地 68	昭 50. 3. 31	鉄筋コンクリート造 3 階建	延 1, 580. 53 m ²
	御国野出張所	御国野町国分寺 65 番地 1	昭 57. 3. 27 (令 7. 6 改修)	鉄筋コンクリート造 2 階建	延 195. 45 m ²
	豊富出張所	豊富町御蔭 1112 番地	昭 55. 3. 19 (平 2. 11 増築) (平 27. 2 改修)	鉄筋コンクリート造平屋建	256. 53 m ²
	飾東出張所	飾東町山崎 608 番地 4	昭 52. 3. 31 (平 29. 1 改修)	鉄筋コンクリート造平屋建	175. 56 m ²
	増位出張所	増位新町一丁目 18 番地	昭 54. 3. 29 (平 28. 1 改修)	鉄筋コンクリート造平屋建	182. 94 m ²
姫路西消防署	本 署	西今宿三丁目 7 番 20 号	昭 56. 6. 12 (平 29. 3 増築)	鉄筋コンクリート造 2 階建	延 1, 292. 09 m ²
	飾西出張所	飾西 341 番地	平 30. 3. 22	鉄筋コンクリート造平屋建	394. 75 m ²
	林田出張所	林田町六九谷 136 番地 2	平 19. 3. 15	鉄筋コンクリート造平屋建	471. 08 m ²
飾磨消防署	本 署	飾磨区中島 1130 番地 8	昭 49. 3. 7 (平 29. 7 増築)	鉄筋コンクリート造 2 階建	延 1, 551. 19 m ²
	白浜分署	白浜町甲 840 番地 5	平 23. 2. 28	鉄筋コンクリート造平屋建	696. 93 m ²
	広畑分署	広畑区東新町二丁目 30 番地	昭 59. 3. 29 (昭 61. 10 増築) (令 2. 1 改修)	鉄筋コンクリート造 2 階建	延 584. 25 m ²
	大の出張所	的形町の形 1804 番地 4	平 25. 3. 15	鉄筋コンクリート造 2 階建	延 399. 43 m ²
	家島出張所	家島町真浦 2137 番地 1	平 24. 12. 25	鉄筋コンクリート造 4 階建	延 215. 83 m ²
	坊勢出張所	家島町坊勢 186 番地	昭 56. 6. 1 (平 23. 3 改修)	鉄筋コンクリート造 3 階建	延 247. 36 m ²
網干消防署	本 署	網干区大江島古川町 74 番地	昭 53. 6. 12	鉄筋コンクリート造 2 階建	延 990. 38 m ²
	勝原出張所	勝原区宮田 494 番地 1	昭 57. 3. 31 (令 3. 2 改修)	鉄筋コンクリート造平屋建	189. 45 m ²
中播消防署	本 署	神崎郡福崎町福崎新 404 番地 2	昭 52. 4. 1 (平 19. 3. 31 福崎町から 無償貸与)	鉄筋コンクリート造 3 階建	延 1, 618. 21 m ²
	夢前出張所	夢前町前之庄 3719 番地 6	昭 53. 2. 1 (平 19. 3. 31 中播消防事務 組合から譲渡)	鉄筋コンクリート造 2 階建	延 382. 73 m ²
	香寺出張所	香寺町香呂 204 番地 1	平 19. 3. 16	鉄筋コンクリート造平屋建	394. 97 m ²
	北部出張所	神崎郡市川町澤 98 番地	昭 53. 2. 1 (平 19. 3. 31 市川町から 無償貸与)	鉄筋コンクリート造 2 階建	延 379. 69 m ²

2 職員配置状況

令和7年4月1日現在

区分	消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	事務吏員	合計
消防局	1	1	6	34	37	27	2	19	10	137
姫路東消防署	—	1	3	19	38	23	14	8	—	106
姫路西消防署	—	1	3	16	35	21	12	10	—	98
飾磨消防署	—	1	3	23	45	27	14	9	—	122
網干消防署	—	1	1	10	16	11	5	3	—	47
中播消防署	—	1	1	14	35	27	5	5	—	88
合計	1	6	17	116	206	136	52	54	10	598

3 車両等配置状況

令和7年4月1日現在

	指揮隊車	指揮車	S T車 ※2	タンク車 ※3	梯子車	屈折梯子車	大型化学高所放水車	水槽車	化学車	救急自動車	軽救急車	多目的車	泡原液搬送車	救助工作車	水難救助車(B C車兼)	消防艇	救急艇	無線中継車	資材搬送車	人員搬送車	連絡車(緊急)	マイクロバス	査察車	連絡車	広報連絡車	原付自転車	合計
消防局	—	2	1	1(1)	—	—	—	—	—	6(4)	—	—	—	1	1	—	—	1	1	—	—	1	3	4	—	—	22(5)
姫路東消防署	1	—	5(1)	—	1	—	—	—	1	4	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	2	2	1	—	19(1)
姫路西消防署	1	—	3(1)	1	1	—	—	—	1	4	—	—	—	1	—	—	—	—	1	—	—	—	2	1	2	—	18(1)
飾磨消防署	1	—	2(1)	3	—	1	—	1	—	3	2	2	1	—	—	1	1	—	1	—	—	—	2	2	3	4	30(1)
網干消防署	—	1	1(1)	2	1	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	2	1	1	—	12(1)
中播消防署	—	1	4(1)	1	1	—	—	—	1	4	—	—	—	1	—	—	—	—	1	—	2	—	2	2	—	—	20(1)
合計 ※1	3	4	16(5)	8(1)	4	1	1	1	3	22(4)	2	2	1	3	1	1	1	1	6	1	2	1	13	12	7	4	121(10)

※1 ()の数字は、非常用消防車・非常用救急車を示す。(内数)

※2 S T車は水槽容量 800 リットル～1,300 リットルの小型水槽(スモールタンク)付消防ポンプ自動車

※3 タンク車は水槽容量 1,500 リットル又は 2,000 リットルの水槽付消防ポンプ自動車

4 消防水利

消防水利は、人員及び機械とともに消防力の三要素の一つであり、その基幹をなす。

姫路市消防局管内における消防水利の状況は、総数 23,348 (うち受託町 3,438) で、その内容は、消火栓 94.9%、防火水槽及び井戸 4.0%、その他の水利 1.1%の割合になっている。

令和7年4月1日現在

区分 署別		合計	消火栓			防火水槽及び防火井戸						その他	
			小計	公設	私設	小計		公設		私設		プール	その他
						水槽	井戸	水槽	井戸	水槽	井戸		
姫路東		4,819	4,539	4,414	125	197	45	159	45	38	－	37	1
姫路西		5,086	4,898	4,761	137	128	32	105	32	23	－	25	3
飾 磨		5,320	5,046	4,479	567	167	83	144	83	23	－	21	3
網 干		2,774	2,627	2,151	476	88	46	74	46	14	－	12	1
中 播	小計	5,349	5,051	5,020	31	152	－	131	－	21	－	36	110
	姫路市	1,911	1,879	1,871	8	14	－	6	－	8	－	16	2
	受託町	3,438	3,172	3,149	23	138	－	125	－	13	－	20	108
総 数		23,348	22,161	20,825	1,336	732	206	613	206	119	－	131	118
姫路市		19,910	18,989	17,676	1,313	594	206	488	206	106	－	111	10
受託町		3,438	3,172	3,149	23	138	－	125	－	13	－	20	108

(1) 消防水利の整備状況

消防水利は、国から示された「消防水利の基準」（昭和 39 年 12 月 10 日消防庁告示第 7 号）に基づき整備している。

消火栓は、水道法により水道事業管理者が設置し、年々充実されている。しかし、地震時には使用不可能となる場合もあるので、姫路市の公園を中心に 40 m³耐震性防火水槽も計画的に整備している。

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
消火栓	107	100	128	125	124
防火水槽	1	1	1	1	1

3 消 防 活 動 体 制

1 消防指揮体制

南海トラフ地震、大規模火災等に対し、隊員の安全を確保しつつ、迅速かつ効果的に活動するため、現場指揮を専門とする消防指揮隊を平成 28 年度から編成している。

現在、姫路東指揮隊、姫路西指揮隊、飾磨指揮隊の 3 隊で受託町を含む全域の災害に対応している。

消防指揮隊は、ドローンやタブレット端末等を活用した情報収集により、消防指令センターへ映像情報を送信し、緊密な連携を図りながら、消防活動を行っている。

2 火災活動体制

(1) 火災出動体制

消防指令センターの高機能消防指令システムが火災種別に応じて出動車両を自動編成し、これにより出動指令を受けた各消防隊等は、保有する消防力を有効に活用して、人命救助、火災の鎮圧などの活動を行っている。

現在は、1 本部、5 消防署、2 分署及び 13 出張所に指揮隊車 3 台、小型水槽付消防ポンプ自動車（S T 車）16 台、水槽付消防ポンプ自動車（タンク車）9 台、はしご車・救助工作車・救急車等の緊急車両 55 台、消防艇及び救急艇各 1 隻を配置し、出動体制を確保している。

(2) 年次別火災状況

年 度	R2		R3		R4		R5		R6	
		うち姫路市		うち姫路市		うち姫路市		うち姫路市		うち姫路市
発 生 件 数	197	175	164	142	167	154	181	161	158	139
建 物 火 災	101	88	98	87	86	82	100	91	82	74
建物焼損面積(㎡)	6,779.9	5,232.7	3,922.7	3,347.0	3799.8	3791.8	3,725.7	3,341.7	3,266.8	3,003.1
死 者(人)	8	5	7	5	8	8	4	3	5	4
傷 者(人)	38	34	25	24	25	24	23	22	25	24
損 害 額(千円)	493,507	450,755	255,762	182,709	324,418	315,463	454,728	414,122	361,445	341,559

3 救急活動体制

(1) 救急出場体制

消防指令センターは 119 番を受信し、原則、救急現場に最も近い救急隊を出場させることとしている。

出場指令を受けた各救急隊は、積載救急資器材を迅速・的確に活用して交通事故、労災事故、急病等あらゆる傷病者に応急処置を施しながら医療機関に搬送している。

救急隊は、19 隊（うち家島、坊勢は軽救急車）で活動し、年間約 3 万 5,500 件の救急要請に 24 時間体制で対応している。

(2) 救急業務

高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行等による環境や生活様式の変化等を背景として、救急需要は多様化し、令和 6 年の出場件数は昨年を過去最多出場件数をさらに更新した。そのため、令和 6 年度には、救急需要の多い昼間時間帯に日勤救急隊を創設し、増加し続ける救急需要に対応している。また、救急救命士の養成や処置の拡大、派遣型ワークステーション等の研修、高規格救急車等の整備を計画的に進め、多様・高度化する救急業務に対応している。

令和 3 年 10 月から救急隊と病院が患者の受入れ可能状況などをリアルタイムで共有する「播磨姫路救急搬送システム」を導入し、救急搬送時間の短縮に努めている。

(3) 年次別救急出場状況

区 分		令和 2 年		令和 3 年		令和 4 年		令和 5 年		令和 6 年	
					うち姫路市		うち姫路市		うち姫路市		うち姫路市
事故種別 (件)	火 災	256	224	225	206	198	186	255	237	191	171
	自然災害	5	5	1	-	4	4	0	0	-	-
	水 難	15	15	19	19	20	18	20	19	21	21
	交通事故	2,037	1,917	2,024	1,907	2,172	2,052	2,255	2,129	2,234	2,119
	労働災害	281	262	280	255	342	311	304	279	350	319
	運動競技	113	104	111	96	135	116	158	153	177	168
	一般負傷	4,177	3,900	4,146	3,827	4,998	4,644	5,314	4,947	5,683	5,318
	加 害	129	127	121	118	123	121	142	141	142	138
	自損行為	232	220	273	258	249	237	307	283	264	245
	急 病	16,531	15,471	16,680	15,540	21,162	19,717	22,398	20,914	22,776	21,354
	そ の 他	2,700	2,516	2,687	2,516	2,982	2,798	3,189	2,987	3,440	3,234
合 計		26,476	24,761	26,567	24,742	32,385	30,204	34,342	32,089	35,278	33,087
人口 1 万人当たり 出 場 件 数		459	-	463	-	568	-	609	-	626	-
1 日平均出場件数		72.3	-	72.8	-	88.7	-	94.1	-	96.4	-
救急告示病院数		22	21	21	20	20	19	21	20	22	21
搬 送 人 員		22,561	21,012	22,249	20,605	25,370	23,564	27,250	25,479	28,952	27,155

4 救助活動体制

(1) 救助出動体制

救助隊は、自力避難の困難な要救助者を確実、迅速に安全な場所へ救出することを任務とし、健全な社会復帰を目指して救急隊、医師及びヘリ航空隊との連携を図っている。

現在、高度救助隊 1 隊、特別救助隊 2 隊、署救助隊 3 隊を配備するとともに水難救助隊及び山岳救助隊を整備し、救助体制の充実強化を図っている。

(2) 救助出動・活動状況

令和 6 年中

区分 \ 事故別	総 数	火 災	交 通 事 故	水 難 事 故	風 水 害 自然災害	機 械 事 故	建物等 による事故	ガス及び 酸欠事故	その他
出動件数	636 (588)	65 (54)	125 (107)	16 (16)	- (-)	7 (6)	278 (269)	8 (7)	137 (129)
活動件数	400 (377)	11 (9)	62 (53)	15 (15)	- (-)	6 (5)	259 (253)	7 (6)	40 (36)
救助人員	267 (248)	4 (4)	69 (59)	15 (15)	- (-)	6 (5)	131 (127)	2 (2)	40 (36)

() 内は姫路市

4 予 防 業 務

1 防火対象物の現況

一定規模以上の建築物等（一般住宅を除く。）を指定防火対象物と定め、消防用設備等の設置を義務付けている。

また、火災予防の目的で、防火対象物の位置、構造、設備及び管理の状況を検査するため、立入検査を実施し、法令違反対象物に対しては違反是正指導を行っている。

防火対象物の種類	対 象 物 数 (令和6年度末現在)	立 入 検 査 数 (令和6年度中)
特 定 防 火 対 象 物 (百貨店・ホテル・病院等の不特定多数の者が出入りする建築物等)	5,698	1,279
非 特 定 防 火 対 象 物 (工場・倉庫・学校等の建築物等)	16,149	1,367
合 計	21,847	2,646

2 住宅防火対策

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
住 宅 火 災 件 数	43	37	41	41	42
住宅火災による死者数	5	4	7	4	2

(1) 住宅用火災警報器設置

令和7年6月現在、設置率95%、条例適合率87%

(2) 住宅用防災機器等の普及促進

安全装置が設置されている暖房器具・調理器具や消火のための住宅用消火器、感震ブレーカー等の普及促進、また寝具や衣類等の防災製品及びカーテン・カーペット等の防災物品の使用を推進している。

3 表示マーク制度（「適マーク制度」）

ホテル・旅館等の宿泊施設が消防法や建築基準法等に適合しているかどうか、利用者に情報提供するため、平成26年8月から表示マーク（「適マーク」）の掲出を開始している。

令和7年4月1日現在、消防局管内で、15対象に表示マーク（「適マーク」）を公布している（金…14対象、銀…1対象）。外国人宿泊客の増加を踏まえ、表示マーク（「適マーク」）には英語・中国語・韓国語を併記している。



4 違反公表制度

飲食店や病院、福祉施設等、不特定多数の方が利用する建物について、重大な消防法令違反があった場合、市のホームページで公表する。

これによって、利用者自らが、建物の危険性について、あらかじめ知ることができるようになる。

・重大な消防法令違反

建物に義務付けられた「屋内消火栓設備」、「スプリンクラー設備」又は「自動火災報知設備」の設置がない違反

5 危険物施設数

令和7年4月1日現在

区分 \ 署別	総数		姫路東	姫路西	飾磨	網干	中播	
		うち受託町						うち受託町
製 造 所	45	8	1	3	4	29	8	8
屋 内 貯 蔵 所	327	51	72	53	91	51	60	51
屋外タンク貯蔵所	461	62	10	23	172	191	65	62
屋内タンク貯蔵所	22	1	3	3	10	5	1	1
地下タンク貯蔵所	212	50	47	37	50	16	62	50
簡易タンク貯蔵所	3	－	－	－	1	－	2	－
移動タンク貯蔵所	314	19	50	30	141	65	28	19
屋 外 貯 蔵 所	60	16	5	15	12	12	16	16
給 油 取 扱 所	282	36	64	40	98	29	51	36
販 売 取 扱 所	17	－	5	11	1	－	－	－
移 送 取 扱 所	7	－	－	－	3	4	－	－
一 般 取 扱 所	339	39	30	30	150	84	45	39
合 計	2,089	285	287	245	733	486	338	282

(注) 総数及び中播の数値は受託町（市川町、福崎町、神河町）を含む。

6 姫路臨海地区特別防災区域

石油コンビナート等災害防止法では、石油又は高压ガスを大量に貯蔵・取り扱う事業所が所在し、防災上特別の措置を講じさせることが緊要であると認められる地域を特別防災区域としている。姫路市では、南部海岸線約 18.99 km²が「姫路臨海地区」として特別防災区域に指定（昭和 51 年 7 月 14 日）されている。

姫路臨海地区特別防災区域及び特定事業所は次のとおりである。



第 1 種事業所			第 2 種事業所	
事業所名			事業所名	
レイアウト規制事業所	1	住友精化(株)姫路工場	①	姫路タンクターミナル(株)
	2	日本製鉄(株)瀬戸内製鉄所 広畑地区	②	大阪ガス(株)姫路製造所
	3	(株)日本触媒姫路製造所	③	日本ポリマー工業(株)
	4	製鉄オキシトン(株)広畑工場	④	広畑ターミナル(株)
	5	(株)ダイセル 姫路製造所網干工場	⑤	(株)ダイセル 姫路製造所広畑工場
その他	6	東西オイルターミナル(株)姫路油槽所	⑥	関西電力(株)姫路第一発電所
			⑦	関西電力(株)姫路第二発電所
			⑧	プライムプラネットエナジー&ソリューションズ(株) [PPES]

※令和 7 年 4 月 1 日現在

第 1 種事業所

特別防災区域に所在する事業所で、石油の貯蔵・取扱量若しくは高圧ガスの処理量が基準量を超えるもの

第 2 種事業所

特別防災区域に所在する事業所のうち、第 1 種事業所以外の事業所で、都道府県知事が指定するもの

レイアウト規制事業所

第 1 種事業所であって、石油の貯蔵所等を設置し、かつ、高圧ガス保安法の許可に係る事業所で、事業所内の施設の配置（レイアウト）について規制を受けるもの

7 姫路臨海地区の防災体制

特別防災区域内の特定事業所は、石油コンビナート等災害防止法により、防災管理者・自衛防災組織の設置、防災規程の制定、防災資機材の整備等、種々の規制を課せられ自主保安体制を確立している。また、災害の発生及び拡大防止を図るため、防災関係機関等と災害防止協定を締結するほか、「姫路臨海地区特別防災協議会」を設け、防災に関する調査・研究や防災訓練等を実施し保安体制の確立を図っている。

名称	設置年月日	推進事項等
(1) 姫路化学消火薬剤共同備蓄事業会	昭和 43 年 4 月 9 日	油火災等特殊災害に備え、関係 22 事業所が共同して薬剤を備蓄し、有事に対処できる体制を確保している。 〔 備蓄タンク 3 万 L 1 基 (3 室)、5 千 L 1 基 (2 室) 〕 〔 ドラム備蓄等 備蓄保有量 27,900L 〕
(2) 災害防止協定	昭和 50 年 10 月 6 日	事業所の防災体制の整備促進、大規模災害の予防及び拡大防止、地域住民の安全確保を目的として、姫路市と関係事業所が個別に協定を締結、防災体制の確立を期している。 ・関西電力(株)〔姫路第一発電所、第二発電所〕 ・住友精化(株)姫路工場 ・日本製鉄(株)瀬戸内製鉄所 広畑地区 ・(株)ダイセル 姫路製造所網干工場 ・(株)日本触媒姫路製造所 ・(株)ダイセル 姫路製造所広畑工場
(3) LNG 基地建設に伴う災害防止協定	昭和 51 年 10 月 4 日 【関西電力(株)】 昭和 55 年 12 月 17 日 【大阪ガス(株)】	姫路液化天然ガス基地の建設及び操業に当たり災害の発生、拡大を防止するため、姫路市と基地事業所が災害防止協定を締結している。 関西電力(株)、大阪ガス(株)
(4) 姫路臨海地区防災協議会	昭和 52 年 4 月 1 日	姫路臨海地区特別防災区域に係る保安、防災に関し協議、連絡、研究等を行い、災害の発生及び拡大の防止を図るため、14 特定事業所が有事に対処している。
(5) 特定事業所間の相互応援協定	昭和 52 年 4 月 1 日	特別防災区域内に所在する特定事業所間で、消防業務等相互応援に関し協定を締結、消防連絡会議等によって協力体制を確立している。
(6) 大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会	平成 16 年 4 月 1 日	大阪湾・播磨灘において大量の油が排出した場合の防除活動に必要な事項を協議し、かつ、その実施を推進することを目的として設立され加入している。

8 特定事業所の危険物等貯蔵取扱量状況

令和 7 年 4 月 1 日現在

区 分	石油の貯蔵 取 扱 量 (kℓ)	高圧ガスの 処 理 量 (Nm ³)	第 4 類危険物 (石油以外) 貯蔵取扱量 (kℓ)	第 4 類以外の 危険物貯蔵 取扱量 (t, kℓ)
総数	255,458	111,241,264	115,265	5,061
第 1 種事業所	236,685	110,520,285	25,757	5,050
第 2 種事業所	18,773	720,979	89,508	11

5 指 令 業 務

1 概要

消防活動の中核的役割を果たすものが消防指令センターである。

市民等からの 119 番などの緊急通報の受付から災害活動終了までの、災害種別・災害地点の決定、出動隊の編成、出動指令及びこれに伴う有線・無線通信等のあらゆる指令業務を高機能消防指令システムによって制御する。

これにより、火災などの災害や救急要請に迅速かつ的確に対応し、地域の安全・安心を 24 時間 365 日守っている。

2 高機能消防指令システムの特長

(1) 指令時間の短縮

119 番通報を聞き取りながら、並行して音声合成装置により出動指令をかけることができ、出動指令までの時間が大幅に短縮できる。

(2) 効率的な車両運用

各車両にはGPS付車両運用管理装置（車載端末）が設置され、常に車両位置を把握しており自動出動指定装置と連携し、災害の場所や種別、規模から最適な車両を瞬時に選定し、署所や車両に対して出動指令を行う。

(3) 現場と消防指令センター及び署所の情報共有

車載端末や車載カメラ、タブレット端末などにより、現場の情報を消防指令センターや署所と共有し、的確な指令業務を行うことができる。また、消防救急デジタル無線により、現場活動に必要な情報をより安全に通信することができる。

(4) 防災情報システムとの連携

高機能消防指令システムの各種情報を、防災情報システムにリアルタイムに提供し、災害活動に必要な様々な情報を消防指令センターと災害対策本部で共有化、より一体的、効率的な災害活動を図ることができる。

3 総受信件数

年次	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
件数	44, 177	44, 475	51, 205	55, 372	52, 949

4 119 番受信状況

年次		令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
緊急	火 災	403	368	351	379	246
	救 急	25, 242	25, 247	30, 433	32, 553	33, 614
	その他の災害	625	723	777	886	951
問合せ	災 害	190	131	97	62	40
	病 院	4, 206	3, 901	4, 215	3, 973	2, 905
訓 練		1, 708	1, 905	1, 942	2, 069	2, 100
ま ち が い		4, 848	5, 145	6, 541	8, 596	6, 952
い た ず ら		739	716	302	602	171
その他（回線点検等）		1, 639	1, 692	1, 631	1, 715	1, 650
合 計		39, 600	39, 828	46, 299	50, 835	48, 629
1 日平均の受信件数		108. 2	109. 1	126. 8	139. 3	132. 9
1 時間平均の受信件数		4. 5	4. 5	5. 3	5. 8	5. 5

5 聴覚や言語の不自由な方、外国人への対応

・ N E T 119

聴覚や言語等が不自由な方のために、携帯電話やスマートフォンのインターネット機能を利用して、消防指令センターに通報するシステムである。

利用には、事前に消防指令センターへの申込みが必要

申込状況：207 人（令和 7 年 8 月 1 日現在）

＜利用状況＞ 令和 6 年中 10 件

・ 外国語同時通訳機能

外国人からの通報に対応する 32 か国語（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・フランス語等）の同時通訳サービスで、外国人通報者と消防職員、コールセンターの三者通話ができる。

＜利用状況＞ 令和 6 年中 9 件（英語 2、ベトナム語 7）

6 災害情報の発信

高性能消防指令システムと連携し、リアルタイムに災害情報を発信している。

・ テレホンガイド

火災や救助等の災害発生情報を自動音声で電話案内するサービスである。

＜電話番号＞ 050-1807-2119

＜利用状況＞ 令和 6 年中 56,238 件

・ 火災の発生状況（姫路市ホームページ）

現在発生中の火災情報及びその経過（鎮火や誤報など）を掲載している。また、過去の情報も確認できる。

・ LINE による火災情報の受信

姫路市 LINE 公式アカウントを事前登録し設定しておくことで、火災情報を受信することができる。

7 映像通報システム

音声による 119 番通報では伝えることが難しい状況であっても、通報者が簡単な操作でスマートフォンから現場の映像を消防指令センターに伝送するシステム。火災や事故の被害軽減及び傷病者の予後改善に寄与する。

6 消 防 団

本市消防団は、8 団制とし、区域の状況に応じて、火災、風水害その他の災害の防御に当たるとともに、平常時においては火災予防広報、防火指導等に従事しており、地域防災上重要な役割を果たしている。

1 組織

令和 7 年 8 月 1 日現在

団 名	分団数	定 員	実 員	充足率
姫路東	20	720	637	88.5
姫路西	16	557	508	91.2
飾 磨	14	560	537	95.9
網 干	6	259	256	98.8
家島町	4	170	142	83.5
夢前町	7	560	404	72.1
香寺町	3	240	233	97.1
安富町	2	160	86	53.8
計	72 分団	3,226 人	2,803 人	86.9%

2 ポンプ等保有状況

令和 7 年 8 月 1 日現在（台）

団 名	ポ ン プ 自 動 車	小型動力 ポンプ付 積 載 車	小型動力 ポ ン プ
姫路東	20	10	－
姫路西	16	3	2
飾 磨	14	2	－
網 干	6	1	－
家島町	3	17	－
夢前町	7	1	－
香寺町	3	1	－
安富町	2	3	－
計	71	38	2

3 火災等活動人員状況

令和 6 年度中（人）

区分 団名	火災	水防	訓練	警戒等
姫路東	351	－	450	1,477
姫路西	258	－	1,577	1,932
飾磨	371	29	1,243	1,710
網干	247	－	1,653	1,205
家島町	60	40	196	412
夢前町	120	－	391	781
香寺町	－	－	441	778
安富町	－	－	324	173
計	1,407	69	6,275	8,468

4 報酬及び出動手当等

令和 7 年 4 月 1 日現在（円）

報酬（年額）		出動手当
上段：姫路市消防団（家島町除く）		
下段：家島町消防団		
団長	88,400	◦水・火災出動（7 時間 45 分 を超えた場合 8,000） 1 人 1 回 4,000 〃 6,000(家島町) ◦年末火災特別警戒 1 人 1 回 2,000 ◦巡回広報 1 人 1 回 1,000 ◦訓練参加 1 人 1 回 1,000 ◦救急救助 1 人 1 回 1,000
	154,000	
副団長	69,000	
	126,000	
分団長	50,500	
	126,400	
副分団長	45,500	
	75,000	
部長	37,000	
	75,000	
班長	37,000	
	75,000	
団員	36,500	
	75,000	

5 消防団協力事業所表示制度

複数の従業員を消防団員として入団させている事業所や消防団の訓練場所、災害の発生時等に事業所の資機材等を提供するなど、消防団に積極的に協力している事業所等に対して、消防団協力事業所表示証を交付し、地域における当該事業所等の社会貢献を広く広報するとともに、地域住民、他の事業所からの理解を一層深め、消防団員の入団促進を図るための制度である。

令和7年4月1日現在

表示証交付事業所	70 事業所

7 自主防災組織・民間防火組織

各種災害に対処し、より安全な地域社会を作るためには、総合的な防災体制を確立しなければならない。

このために、消防防災上の行政の取組に加えて「自らの生命、自らのまちは自ら守る」という防災の原点に基づく地域ぐるみの自主防災体制の確立を推進している。

本市には、防火防災組織として自主防災組織と婦人防火クラブ・幼年消防クラブの民間防火組織があり、民間防火組織の活性化を図るために民間防火クラブ交流委員会を結成している。

1 自主防災組織

自主防災組織は、水害・地震等の災害から地域を守るため、自治会が主体となり自主的に結成された組織である。

消防局では、防火防災に関する知識や技術を習得し災害時に地域が一体となって、人命や財産等の被害の軽減に当たることができるよう育成指導している。

(1) 自主防災組織の結成状況（危機管理室所管）

令和7年4月1日現在、780組織（結成率100%、自治会数は924）が結成されている。

(2) 普及啓発及び訓練

自主防災組織の防火・防災に対する意識の高揚や知識の習得を図るため、下記のような研修会や講習等の市民参加型メニューにより自助、共助の気運醸成に努めている。

自主防災組織の訓練状況

令和6年度中

区分		訓練							研修	その他
		消火	消火栓 取扱	避難	心肺 蘇生	炊き 出し	避難所 運営	その他の 訓練		
実施 対象数	参加 人員	380	191	337	217	219	162	166	349	199
730	20,683	12,067	7,325	9,385	5,229	6,926	3,106	5,831	5,368	5,968

※訓練、研修及びその他欄について、上段は延べ実施回数、下段は延べ参加人員

2 民間防火組織

(1) 民間防火クラブ交流委員会

今後の人口減少社会を踏まえ、各消防署（5署）単位で、婦人防火クラブや幼年消防クラブの活性化を図り、消防団とも連携した組織を結成し、地域ぐるみで災害に強いまちづくりを目指している。

(2) 婦人防火クラブ

地域の安全や安心等の基盤づくりに女性の参画を促し、女性の視点や観点を生かした防災体制を確立するために結成された組織である。

女性が主体となった消防訓練や家庭防火に関する消防教室等を実施し、地域防災の要として活動している。

(3) 幼年消防クラブ

幼年期に正しい火の取扱いについて学び、消防の仕事を理解することにより、火遊び等による火災発生の減少を図ろうとするための組織である。

主に4、5歳児を対象に編成し、消防機関等の指導の下にクラブの育成を進めている。

民間防火組織の結成状況

令和7年4月1日現在

管内	区分	婦人防火クラブ	幼年消防クラブ	計
	姫路東消防署	9	20	29
	姫路西消防署	19	12	31
	飾磨消防署	3	15	18
	網干消防署	5	9	14
	中播消防署	—	8	8
	合計	36	64	100

8 消防防災活動における消防相互応援体制

市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たす責任を有するが、本市では、大規模災害等の発生時に消防力の不足を補うため、消防組織法第 39 条の規定に基づき、県下・隣接地域等における消防に関する相互応援を締結するとともに、同法第 45 条の規定に基づき、緊急消防援助隊に登録している。

1 他の消防本部との協定等

○ 大規模特殊災害時における広域航空消防応援

国内で発生した大規模特殊災害等において、全国の消防組織が保有する防災ヘリコプター等による広域航空消防応援が円滑かつ迅速に行われるよう、広域航空消防応援実施要綱が制定されている。

これにより、本市においても全国規模の航空消防応援を受けることが可能となっている。

○ 兵庫県広域消防相互応援協定

全県的な広域相互応援及び航空応援体制の確立を目的としている。

○ 消防業務の相互応援に関する協定

隣接の市（加古川市・高砂市）及び行政事務組合（北はりま消防組合・西はりま消防組合・南但広域行政事務組合）との協定で、境界付近の火災又は救急救助事故等に対処することを目的としている。

○ 中国自動車道のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定

中国自動車道上において災害が発生した場合、協定市等（姫路市、川西市、伊丹市、宝塚市、西宮市、三田市、神戸市、三木市、北はりま消防組合、西はりま消防組合）が相互に応援し、その応急対策活動に万全を期することを目的としている。

○ 山陽自動車道消防相互応援協定

山陽自動車道上において災害が発生した場合、協定市等（姫路市、西宮市、三田市、神戸市、三木市、小野市、加古川市、西はりま消防組合、赤穂市、東備消防組合（岡山県））が相互に応援し、その応急対策活動に万全を期することを目的としている。

○ 播但連絡有料道路における消防業務の相互応援に関する協定

播但連絡有料道路上において災害が発生した場合、兵庫県道路公社と姫路市、南但広域行政事務組合が相互に応援し、応急対策活動に万全を期することを目的としている。

○ 消防活動資機材及び支援物資等相互応援協定

和歌山市、堺市（同市に消防事務を委託している高石市を含む。）及び徳島市との協定で、大規模災害発生時に単独市等の消防活動資機材で対処できない場合に、これらの調達に関して相互に応援し、災害活動体制の補完を図ることを目的としている。

2 緊急消防援助隊（兵庫県大隊）への登録（消防組織法第 45 条関係）

国内で発生した大規模災害時における消防庁長官の応援措置による人命救助活動等を、より効果的かつ充実したものとするため、緊急消防援助隊要綱が法制化され、当市からも指揮隊 1 隊、救助小隊 1 隊、特殊災害小隊 2 隊、特殊装備小隊 2 隊、救急小隊 4 隊、消火小隊 9 隊、後方支援小隊 3 隊、通信支援小隊 1 隊及び水上小隊 1 隊を兵庫県大隊に登録している。

3 その他の協定等

- 船舶火災の消火等に関する業務協定

姫路市と姫路海上保安部が業務協定を締結、相互の協力体制を確立し、有事に備えている。

- 鉄道事故時の安全対策に関する覚書

消防機関（全国消防長会近畿支部の消防機関）と鉄道機関（西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、京阪電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、阪神電気鉄道株式会社、山陽電気鉄道株式会社、神戸電鉄株式会社及び大阪市高速電気軌道株式会社）との覚書で、鉄道事故災害が発生した場合の相互連絡・協力体制を定めることにより、安全で迅速な災害防除活動及び公共交通機関の早期運転再開を実施することを目的としている。

- 消防業務に係る燃料調達に関する覚書

横田石油株式会社との覚書で、大規模災害時等の燃料を確保することを目的としている。

9 ひめじ防災プラザ

1 概要

「ひめじ防災プラザ」は、総合的な体験を通して市民一人一人が防災の重要性を理解し、日頃から万一来臨すること
ができるよう、防火防災に関する知識や技術などを楽しく学ぶことができる施設である。

(1) 所在地 三左衛門堀西の町3番地〔姫路市防災センター1F〕

(2) 開館 平成19年4月3日

(3) 構造及び規模（姫路市防災センター）

鉄筋コンクリート造6階建（基礎免震構造）

延床面積 6,614.87 m²（うち1F プラザ占有面積 574 m²）

2 防災展示・体験施設の内容

(1) 防災情報ゾーン

開放的なエントランススペースで気軽に役立つ防災情報を紹介し、体験学習へのきっかけをつくる導入空間

ア 防災インフォメーションコーナー

3台のタッチパネル端末で、防災に関する情報や映像、消防局ホームページ等の閲覧ができ、専門的な防災知識を学習できる。

イ 家庭防火コーナー

住宅用消火器や住宅用火災警報器、感震ブレーカー、防災製品等を見て、触れることで家庭でもできる防火を学ぶ。

ウ 写真撮影コーナー

ミニ防火服・救助服や他都市の防火帽を着て記念撮影をすることもできる。

(2) 災害体感ゾーン

地震、風水害、火災の災害メカニズムを知るとともに、地震や気象など災害の要因となる現象を迫力ある3D映像・音響・ボディソニックなど特殊演出装置により体感できる。

※体験時間 メニューの組合せにより、10分～20分

◇ 風水害、火災、地震災害の3パターン

◇ 災害を3D・ボディソニック・音響により体感

◇ 児童用アニメ（10分）

(3) 防災体験ゾーン

消火、救急救命等の六つのコーナーで構成

ア 地震直後の街並み（多目的広場）

災害時の街並みを再現した臨場感のある空間の中で、復習映像を見たり、危険箇所を発見したり、ワークショップに参加することのできる空間

イ 災害直後の対応コーナー

地震に備えて、日頃からどのような準備をしておかなければならないか、また、地震により崩壊した部屋で、地震直後に何をしなければならぬかを学ぶ。

ウ 消火体験コーナー

火災発生時の初期消火の対応方法を学ぶ。大声で知らせる、模擬消火器による消火活動などが体験できる。

エ ちびっこ消防士消火体験コーナー

子どもたちが防火衣を着て「ミニ消防車」を操作し、大型スクリーンに映し出された炎上する建物に放水、消火するという臨場感のある消火体験ができる。

オ 避難体験コーナー

視界を遮る煙の中を避難する方法を学ぶ。

カ 救急救命体験コーナー

緊急時の応急処置を学ぶ。(心肺そ生法やAEDの講習)

3 入館料 無料

4 入館者数 (単位 人)

年 度	総 数	男 性	女 性	市 内	市 外
R2	9,291	6,051	3,240	8,953	338
R3	9,293	5,774	3,519	8,560	733
R4	11,522	7,145	4,377	10,120	1,402
R5	14,153	8,425	5,728	12,208	1,945
R6	16,337	9,826	6,511	13,272	3,065

教

育

1	概要	495
2	学校施設	496
3	学校教育	504
4	総合教育センター	508
5	道德教育・人権教育	512
6	生涯学習	514
7	文化財	515
8	青少年教育	520
9	城郭の研究	519
10	生涯学習関連施設	520

1 概 要

1 姫路市教育振興基本計画

(1) 策定の趣旨

教育基本法により、地方公共団体は、国の教育振興基本計画を参酌しながら、地域の実情に応じた教育の振興に関する基本的な計画を定めるよう求められている。

本市においては、令和2年3月に「第2期姫路市教育振興基本計画」（計画期間：令和2年度～令和6年度）を策定し、「ふるさと姫路の未来をひらく人づくり」を基本理念として、学校教育や社会教育に関する施策に取り組んできた。この計画の期間満了の時期に当たり、これまでの取組について検証するとともに、その検証結果を踏まえつつ、社会の変化を見据えて、国や兵庫県計画を参酌しながら、次の5年間ににおける本市教育の方向性を示すものとして、「第3期 姫路市教育振興基本計画」を策定した。

(2) 計画の位置付け

この計画は、本市の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、教育基本法第17条第2項に定める「教育振興基本計画」に位置付けるとともに、「姫路市総合計画」の分野別計画と位置付ける。

(3) 計画期間

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間の計画とする。

(4) 対象範囲

教育委員会所管の学校教育や社会教育に関する施策や事業を対象とする。

(5) 基本理念と目指す人間像

教育とは、「人格の完成」と「平和で民主的な社会の形成者の育成」を目指して行われる人づくりであることから、基本理念を次のように設定した。

「未来をひらく ふるさと姫路の人づくり～すべての人が自分らしく学び、つながる教育を目指して～」

この基本理念の実現に向けて、学校教育の充実や生涯学習社会の構築に取り組むことにより、次のような人間が育つことを目指していく。

- ・自身の可能性を信じ、学び続ける自立した人間
- ・ふるさとを愛し、互いの伝統や文化、生き方を尊重し、多様な人々と共生する人間
- ・持続可能な社会の創り手としてつながり、協働できる人間

(6) 計画の点検及び評価

計画に位置付けた事業の評価については、施策指標や事業評価を用いて検証し、その結果を次期教育振興基本計画の展開に活用する。

さらに、5年の計画期間内においても、各事業について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条により、毎年、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を行い、その結果報告書を姫路市ホームページ上に公表する。

2 高等学校授業料（令和7年度）

授業料	年額 118,800 円
入学考査料	2,200 円
入学料	5,650 円

2 学 校 施 設

1 学校数・児童生徒数

(1) 市立の学校

令和7年5月1日現在

区分	学校数	学級数	幼児・児童・生徒数（人）
小学校	66	877 [216]	25,127
中学校	33	360 [76]	12,837
義務教育学校	3	62 [18]	1,870
高等学校	3	53	2,098
特別支援学校	1	33	小 27
			中 26
			高 24
幼稚園	29	68	849
合計	135	1,453 [310]	42,858

※〔 〕内数字は特別支援学級数で外数

(2) 市立以外の学校

令和7年5月1日現在

区分	学校数	幼児・児童・生徒・学生数（人）
大学	県立 1	2,791
	私立 2	1,335
短期大学	私立 2	118
高等学校	県立 16	全 13 6,243
		定 1 355
		多 1 407
		通 1 747
	私立 5	2,827
中学校	私立 4	952
幼稚園	私立 1	63
特別支援学校	県立 3	717
合計	34	16,555

2 教職員数

令和7年5月1日現在

職種 校種	校 園 長		教 諭 主 幹 教 諭		実 習 助 手	養 護 教 諭 主 幹 教 諭		栄 養 教 諭 主 幹 教 諭	事 務 職 員		調 理 師	用 務 員	合 計	
	県	市	県	市	市	県	市	県	県	市	市	市	県	市
小学校	65 (1)		1,285 (22)			61		23	64		66 (4)	20 (11)	1,498 (23)	86 (15)
中学校	33		731 (27)			34 (1)		5	37			7 (8)	840 (28)	7 (8)
義務教育学校（前期）	3		73 (2)			2		1	3		6 (1)		82 (2)	6 (1)
（後期）			50 (2)			3			2 (1)			2 (1)	55 (3)	2 (1)
高等学校		2 (1)		79 (17)	3		3			8 (1)				95 (19)
特別支援学校	1		50 (1)			1		1	3		2	1	60 (1)	3
幼稚園		24 (2)		56										80 (2)
計	102 (1)	26 (3)	2,189 (54)	135 (17)	3	101 (1)	3	30	109 (1)	8 (1)	74 (5)	30 (20)	2,531 (57)	279 (46)

注1 本定員臨任除く

注2 再任用（ ）外数

(1) 校舎の整備状況

令和7年5月1日現在

区分	学校数	児童 生徒数 (人)	学級数	保有面積 (㎡)			
				鉄筋コンクリート造	鉄骨ブロック造	木造	計
小学校	66	25,127	1,093	352,255	9,231	257	361,563
中学校	33	12,837	436	185,743	9,271	45	195,059
義務教育学校	3	1,870	80	33,212	1,624	0	34,836

(2) 屋内運動場の整備状況

令和7年5月1日現在

区 分	学校数	保有面積(㎡)			
		鉄筋コンクリート造	鉄骨造他	木造	計
小学校	66	—	61,927	—	61,927
中学校	33	—	35,001	—	35,001
義務教育学校	3	—	5,888	—	5,888

4 市立学校一覧表

令和7年5月1日現在

小学校

学校名	児童数 (人)	学級数	教室数		教職員数 (人)	校地面積 (㎡)	校舎 延面積 (㎡)	屋内 運動場 (㎡)	プール 25m コース
			普通	特別					
砥堀	354	⑤ 12	18	6	20	15,417	3,946	1,108	6+低
水上	420	③ 14	20	18	22	18,983	7,116	1,108	7+低
増位	223	③ 8	13	18	16	23,261	6,456	840	6+低
広峰	539	⑤ 19	27	11	33	19,375	6,350	1,221	7+低
城北	297	② 12	16	24	22	18,978	6,877	1,097	6+低
野里	258	③ 11	16	11	18	15,197	4,560	948	5
城乾	347	④ 12	18	14	21	11,883	5,110	765	6
城西	451	③ 15	21	14	25	17,556	6,365	1,102	7
安室東	668	⑥ 20	30	14	35	16,570	6,697	1,099	7+低
安室	666	④ 22	30	10	34	17,064	5,977	772	6+低
高岡	484	④ 16	24	16	28	18,560	7,259	1,190	7
高岡西	352	③ 12	18	17	23	19,408	6,618	1,176	6+低
曾左	574	⑥ 19	28	14	34	29,114	8,005	1,177	7
峰相	157	② 7	10	20	12	22,784	5,993	947	6+低
白鳥	239	① 10	13	13	16	19,968	5,191	1,172	6+低
青山	410	② 13	18	20	23	23,050	6,984	1,040	7
太市	56	① 6	7	7	10	10,318	2,924	871	5+低
東	257	② 12	16	19	19	14,413	6,405	1,013	7
城東	276	③ 12	18	15	21	11,762	6,313	1,041	7
船場	383	③ 13	19	11	24	13,343	5,442	990	5+低
城陽	632	⑤ 19	25	10	32	19,180	5,654	795	6+低
手柄	498	④ 17	25	12	27	12,777	6,471	904	6+低
荒川	1,085	⑥ 33	24	9	50	17,642	7,556	1,095	6+低
八木	91	① 6	8	11	11	13,205	4,052	628	6+低
糸引	871	⑧ 27	36	7	45	19,406	6,923	999	6+低
白浜	631	⑤ 18	27	19	32	16,436	7,864	1,237	7+低
妻鹿	162	② 6	9	13	13	15,965	4,166	773	6+低
高浜	817	⑦ 24	36	12	43	25,285	7,944	824	6+低

小学校										
学校名	児童数 (人)	学級数		教室数		教職員数 (人)	校地面積 (㎡)	校舎 延面積 (㎡)	屋内 運動場 (㎡)	プール 25m コース
				普通	特別					
飾磨	683	④	21	26	12	35	23,013	9,559	1,306	7+低
津田	772	⑥	23	33	8	39	20,350	7,005	926	7+低
英賀保	872	⑤	26	35	10	41	17,488	7,453	1,201	7
八幡	913	⑧	29	40	9	49	23,152	7,457	1,362	7+低
広畑	328	④	12	19	10	21	17,460	5,911	972	6+低
広畑第二	908	⑥	28	35	9	46	23,907	7,018	1,191	6+低
大津	758	③	23	30	12	33	26,935	7,373	1,067	6+低
南大津	167	③	6	10	19	13	23,273	6,746	737	6+低
大津茂	669	③	23	28	12	32	19,075	7,424	972	6+低
網干	441	⑤	15	24	15	25	20,483	7,371	1,176	6+低
網干西	256	③	10	15	13	18	16,918	5,401	778	6+低
勝原	646	④	21	29	12	33	16,048	6,515	1,054	6+低
旭陽	440	④	14	21	12	29	14,908	5,567	887	7
余部	222	②	8	12	10	15	16,164	3,773	830	6+低
船津	168	②	6	9	12	11	11,425	3,762	612	6+低
山田	86	②	6	8	12	11	14,691	3,625	708	6+低
谷内	38		5	6	8	8	14,949	3,396	905	6+低
谷外	357	②	12	14	9	21	12,523	3,947	661	6+低
花田	502	③	17	24	11	30	14,537	5,886	807	7
御国野	488	④	17	25	12	28	20,458	6,132	771	6+低
別所	726	⑤	23	30	7	36	13,591	5,826	830	6+低
的形	223	②	8	12	11	16	18,036	4,371	796	6+低
大塩	332	⑤	12	19	11	22	20,507	5,229	943	6+低
林田	116	②	6	9	13	13	19,589	4,362	781	5
伊勢	56	①	6	7	6	9	18,689	2,546	719	5
家島	28	①	3	4	12	12	5,610	4,203	781	-
坊勢	64	①	6	8	12	12	5,329	3,083	720	-
置塩	101	①	6	8	8	11	15,206	2,631	911	6+低
古知	47	①	6	8	11	11	15,445	3,061	919	5+低
前之庄	158	②	6	9	13	13	16,414	3,318	919	6+低
勘野	55	①	6	7	7	9	11,321	2,246	800	5+低
上菅	49	①	4	6	9	9	12,930	2,300	800	5+低
菅生	229	③	9	14	13	18	14,837	4,437	919	6+低
香呂	405	④	12	16	19	21	20,783	6,393	1,123	8+低
中寺	343	⑤	12	19	9	21	18,951	4,823	631	5+低
香呂南	96	②	6	9	9	13	12,143	3,302	680	7+低
安富南	164	②	6	9	18	12	22,656	4,988	976	6+低
安富北	23	①	3	4	13	8	10,330	1,905	824	5+低
合計 66 校	25,127	②16	877	1,211	813	1,513	1,137,024	361,563	61,927	64 校

- (注) 1. 学級数の○印は特別支援学級外数
2. プールコースの「低」は低学年用プールを示す。

児童1人当たり 平均 校地面積 45.3 ㎡ 校舎面積 14.4 ㎡ 屋内運動場 2.5 ㎡
教職員数は本定員臨任除く

中学校										
学校名	生徒数 (人)	学級数		教室数		教職員数 (人)	校地面積 (㎡)	校舎 延面積 (㎡)	屋内 運動場 (㎡)	プール 25m コース
				普通	特別					
増位	514	③	13	19	21	32	21,611	6,755	1,053	7
広嶺	488	④	13	20	25	31	30,954	7,995	963	7
城乾	245	②	8	12	21	19	20,918	5,222	1,903	7
安室	654	③	17	26	29	38	21,769	7,922	1,118	7
高丘	430	③	12	18	25	29	38,649	7,477	1,057	7
書写	426	②	12	16	26	28	54,462	8,283	1,885	7
大白書	360	②	10	14	27	23	25,524	7,289	1,271	7
東光	256	②	8	12	29	26	15,725	5,992	1,074	7
琴陵	384	②	11	15	23	26	34,552	6,910	983	7
山陽	1,023	④	27	34	18	58	28,155	7,508	1,011	7
灘	947	⑤	24	33	19	47	27,351	9,353	1,056	7
飾磨東	587	⑤	16	22	16	35	24,880	6,061	827	7
飾磨中部	280	②	8	12	19	21	19,796	6,083	837	7
飾磨西	748	③	20	27	21	39	31,624	7,587	1,044	7
夢前	424	③	12	18	23	29	30,521	6,488	1,079	7
広畑	525	③	14	20	25	30	34,059	7,889	1,281	7
大津	631	③	17	24	15	36	28,971	8,614	1,266	7
網干	392	②	12	16	22	27	25,796	6,223	1,093	7
朝日	860	③	23	31	21	49	29,408	8,030	1,245	7
神南	179	①	6	8	14	17	23,759	4,180	984	7
城山	221	②	6	8	13	18	18,851	4,048	751	7
花田	234	②	7	10	20	21	30,790	4,277	1,054	5
林田	96	①	3	4	16	13	21,539	3,652	826	5
東	588	②	16	19	13	33	23,622	5,795	817	7
大的	299	②	9	13	19	22	26,553	5,439	816	7
家島	18		3	3	21	10	12,743	3,148	1,337	－
坊勢	53	①	3	5	13	11	4,566	2,132	643	－
置塩	105	①	3	4	21	13	19,302	4,328	1,168	5
鹿谷	75	①	3	4	16	14	17,780	3,677	1,190	7
菅野	193	③	6	10	18	20	21,166	4,946	958	7
香寺	462	②	12	16	31	29	33,751	7,620	1,015	8
安富	109	②	3	6	16	12	23,736	3,708	1,396	6
あかつき	31		3	3	0	12		428		
合計 33 校	12,837	⑦⑥	360	502	656	868	822,883	195,059	35,001	30 校

(注) 学級数の○印は特別支援学級外数

生徒 1 人当たり 平均 校地面積 64.1 ㎡ 校舎面積 15.2 ㎡ 屋内運動場 2.7 ㎡
教職員数は本定員臨任除く

義務教育学校

学校名	課程	児童 生徒数 (人)	学級数	教室数		教職員数 (人)	校地面積 (㎡)	校舎 延面積 (㎡)	屋内 運動場 (㎡)	プール 25m コース
				普通	特別					
白鷺 小中学校	前期課程	662	⑥ 21	30	9	36	24,407	6,389	1,099	6+低
	後期課程	223	③ 6	10	26	19	23,161	8,422	972	7
四郷学院	前期課程	278	③ 11	16	17	23	17,728	5,230	898	6+低
	後期課程	157	② 5	8	15	18	19,123	3,819	751	7
豊富 小中学校	前期課程	339	② 13	18	18	25	20,624	6,633	972	7
	後期課程	211	② 6	9	16	21	18,519	4,343	1,196	5
合計 3 校		1,870	⑮ 62	91	101	142	123,562	34,836	5,888	3 校

(注) 学級数の○印は特別支援学級外数

児童生徒 1 人当たり 平均 校地面積 66.1 ㎡ 校舎面積 18.6 ㎡ 屋内運動場 3.1 ㎡

高等学校

学校名	生徒数 (人)	学級数	教室数		教職員数 (人)	校地面積 (㎡)	校舎 延面積 (㎡)	屋内 運動場 (㎡)	プール 25m コース
			普通	特別					
姫路	674	17	21	27	40	46,018	12,985	2,391	-
琴丘	707	18	21	24	38	66,501	10,759	2,045	7
飾磨	717	18	21	29	36	39,309	9,948	3,485	-
合計 3 校	2,098	53	63	80	114	151,828	33,692	7,921	1 校

教職員数は本定員臨任除く

生徒 1 人当たり 平均 校地面積 72.4 ㎡ 校舎面積 16.1 ㎡ 屋内運動場 3.8 ㎡

特別支援学校

学校名	生徒数 (人)	学級数	教室数		教職員数 (人)	校地面積 (㎡)	校舎 延面積 (㎡)	屋内 運動場 (㎡)	プール 25m
			普通	特別					
書写養護	77	33	22	15	59	18,548	5,660	652	○

教職員数は本定員臨任除く

生徒 1 人当たり 平均 校地面積 240.9 ㎡ 校舎面積 73.5 ㎡ 屋内運動場 8.5 ㎡

幼稚園										
園名	園児数（人）		学級数		園舎面積 （㎡）	教室数		教職員数 （人）	園地面積 （㎡）	プール
						保育室	遊戯室			
水上	(2)	8	(1)	2	513	3	1	2	3,035	○（併設）
広峰	(11)	17	(1)	2	625	5	1	3	3,252	○
城乾	(7)	12	(1)	2	447	2	1	1	2,404	○
安室東	(23)	57	(1)	3	873	6	1	3	3,120	○
高岡	(9)	19	(1)	2	738	4	1	3	3,145	○
曾左	(4)	11	(1)	2	662	4	1	2	4,860	○
青山	(2)	5	(1)	2	802	4	1	3	5,401	○
城東	(1)	8	(1)	2	841	5	1	1	2,882	○
城陽	(9)	15	(1)	2	760	4	1	3	4,541	○
手柄	(18)	49	(1)	3	556	3	1	4	2,005	○（併設）
荒川	(7)	37	(1)	3	737	4	1	4	5,011	○
糸引	(22)	60	(1)	3	980	6	1	4	2,876	○（併設）
白浜	(11)	53	(1)	3	1,004	5	1	4	5,212	○
高浜	(5)	19	(1)	2	649	4	1	2	2,935	○（併設）
飾磨	(20)	64	(1)	3	1,108	8	1	4	4,564	○
津田	(7)	21	(1)	2	592	4	1	3	2,988	○（併設）
英賀保	(17)	52	(1)	3	835	5	1	3	2,964	○
八幡	(19)	61	(1)	3	730	7	1	4	5,866	○（併設）
広畑第二	(15)	29	(1)	2	641	4	1	3	3,368	○（併設）
大津	(24)	76	(1)	3	619	4	1	4	3,000	○（併設）
網干	(5)	10	(1)	2	792	4	1	2	3,740	○
勝原	(5)	9	(1)	2	671	4	1	2	2,615	○
旭陽	(1)	8	(1)	2	703	4	1	3	3,163	○
谷外	(0)	3	(0)	1	565	3	1	1	2,611	○（併設）
花田	(19)	54	(1)	3	601	4	1	3	2,749	○
御国野	(15)	49	(1)	3	623	5	1	4	3,307	○（併設）
別所	(4)	15	(1)	2	762	4	1	2	2,515	○（併設）
家島	(3)	6	(1)	2	1,060	4	2	2	4,907	
坊勢	(9)	22	(1)	2	982	5	1	3	2,226	
合計 29 園	(294)	849	(28)	68	21,471	128	30	82	101,262	27 園

() は 4 歳児内数

教職員数は本定員臨任除く

(注) 安室東幼稚園の園児数 57 には 3 歳児 13 が含まれ、学級数 3 には 3 歳児 1 が含まれる。

手柄幼稚園の園児数 49 には 3 歳児 14 が含まれ、学級数 3 には 3 歳児 1 が含まれる。

荒川幼稚園の園児数 37 には 3 歳児 13 が含まれ、学級数 3 には 3 歳児 1 が含まれる。

糸引幼稚園の園児数 60 には 3 歳児 15 が含まれ、学級数 3 には 3 歳児 1 が含まれる。

白浜幼稚園の園児数 53 には 3 歳児 20 が含まれ、学級数 3 には 3 歳児 1 が含まれる。

飾磨幼稚園の園児数 64 には 3 歳児 20 が含まれ、学級数 3 には 3 歳児 1 が含まれる。

英賀保幼稚園の園児数 52 には 3 歳児 14 が含まれ、学級数 3 には 3 歳児 1 が含まれる。

八幡幼稚園の園児数 61 には 3 歳児 18 が含まれ、学級数 3 には 3 歳児 1 が含まれる。

大津幼稚園の園児数 76 には 3 歳児 20 が含まれ、学級数 3 には 3 歳児 1 が含まれる。

花田幼稚園の園児数 54 には 3 歳児 18 が含まれ、学級数 3 には 3 歳児 1 が含まれる。

御国野幼稚園の園児数 49 には 3 歳児 16 が含まれ、学級数 3 には 3 歳児 1 が含まれる。

園児 1 人当たり

園地面積 119.3 ㎡

園舎面積 25.3 ㎡

5 姫路高等学校音楽ホール（愛称：パルナソスホール）

（1）設置の目的及び運営方針

- ① 豊かな情操を育み、創造的で人間性豊かな生徒の育成を目指し、特色ある学校づくり・文化的環境づくりに資する目的で、姫路市制 100 周年記念事業・姫路高等学校創立 50 周年記念事業として建設。
- ② 姫路市における音楽を中心とした文化・教育活動の振興と豊かな文化的市民生活の増進に寄与するため、積極的に他の学校教育機関や一般市民の利用に供する。

（2）所在地 辻井九丁目 1 番 10 号

（3）開館 平成元年 10 月

（4）構造及び規模 建築面積 2,338 m² 延床面積 3,868 m²

鉄筋コンクリート造 地下 1 階 地上 2 階

主要施設

主ホール 音楽専用ホール

客席数 804 席、車椅子スペース 7 席

ステージ 間口 20m 奥行 13m

パイプオルガン（平成 2 年 11 月設置）

控室 4 室

練習室 第 1 練習室 94 m²（完全遮音室）

第 2 練習室 89 m²（完全遮音室）

玄関ロビー 約 200 m²

ホワイエ 2 階 約 150 m²

その他 応接室、事務室、楽器庫、警備員室、主催者控室他

（5）事業費 約 12 億円（うち楽器、約 1 億円）

（6）管理運営 （公財）姫路市文化国際交流財団に委託

（7）基本使用料

区分		午前	午後	夜間	全日
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 10 時まで
主ホール	平日	20,000 円	30,000 円	38,000 円	88,000 円
	土曜日、日曜日 及び休日	25,000 円	37,500 円	47,500 円	110,000 円
練習室	第 1	1,900 円	2,800 円	3,300 円	8,000 円
	第 2	2,400 円	3,500 円	4,100 円	10,000 円

備考 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。

(8) 使用状況

区分	年度	使用件数	使用日数（日）	入場者人数（人）	使用料収入（円）
主ホール	R2	240	201	21,617	2,576,978
	R3	225	229	25,581	3,042,330
	R4	278	247	36,450	3,419,410
	R5	258	238	36,886	2,909,072
	R6	273	245	38,057	3,953,545
第1練習室	R2	78	77	1,895	149,325
	R3	110	102	1,622	180,050
	R4	127	122	2,475	267,155
	R5	124	124	2,480	355,600
	R6	125	357	2,864	282,120
第2練習室	R2	50	49	1,471	53,675
	R3	87	86	1,387	141,550
	R4	101	96	2,262	200,395
	R5	79	79	1,693	160,223
	R6	90	88	3,097	112,800

3 学 校 教 育

1 これからの時代を生き抜く力を育む教育の推進

(1) 「確かな学力」の育成

全ての子ども一人一人の興味・関心や適性を踏まえ、創意工夫した教育活動を通じて、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させる。それらを基盤とした思考力・判断力・表現力を育むとともに、探究的な学びの過程を重視し、主体的に学びに向かう力を育成する。

(2) 「豊かな心」の育成

教育活動全体を通じて子どもたちの豊かな情操や道徳性を養うとともに、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、より良い人間関係を築く力、自然を大切にできる態度等を養う。また、いじめを生まない土壌づくりとなる、自他の人権を守ろうとする意識や他者を思いやる心等を育成する。

(3) 「健やかな体」の育成

安全を確保しながら、体育やスポーツに親しみ、継続的に運動ができる資質・能力の育成を図る。また、生涯を通して健康で安全な生活を送るための基礎を培い、個人に応じた心身の調和的発達を図るとともに、望ましい食習慣を形成し、食に関する自己管理能力を育成する。

(4) グローバル化に対応する教育の推進

我が国の伝統や文化を深く理解するとともに自分が生まれ、育ち、暮らしている地域をふるさととして愛着や誇りを持つ。また、問題発見・解決能力、コミュニケーション能力、異なる文化の違いを理解し尊重しながら、多角的な視野をもって、多様な立場の者と協働的に議論し、納得解を生み出す力等を身に付け、グローバルな視野で活躍・行動するための資質・能力を育成する。

(5) 校種を越えた連携の推進

就学前から高等学校までの子どもの育ちと学びのつながりを大切にするために、就学前の子どものスムーズな小学校への接続、各中学校ブロックにおける「小中一貫教育の充実」を中心に、各校種間の積極的な連携を推進し、個々の子どもについての適時性・連続性を考慮した教育の充実を図る。

2 社会の変化や個に合わせた教育環境の充実

(1) 子どもたちが通いたくなる学校園づくり

教職員に必要な使命感や責任感、職能に応じた専門的知識・実践的指導力等に加え、キャリアステージに応じて求められる資質・能力を育成するとともに、教職員にとって働きがいのある学校園づくりを進める。全ての子どもが個性の伸長を図り、社会性や行動力を高め、集団や社会の中で自己実現を図ることができるよう、子ども一人一人に寄り添い向き合う時間を充実させる。

(2) 誰一人取り残されない教育の推進

多様性を認め合い、包摂性のある共生社会の実現に向け、子どもたちの発達や教育ニーズを踏まえつつ、一人一人の可能性を最大限に伸ばすために、個々が抱える困難や課題に向き合い、個性の発見とよさや可能性の伸長、社会的資質・能力の発達の支援を充実させることにより、自立と社会参加を促し、集団や社会の中での自己実現を図ることができるようにする。

(3) 教育DXの推進

新しい時代を創造していく力と意欲を育むために、1人1台端末活用の日常化を図る。また、教職員一人一人のICT活用指導力を向上させ、学習の基盤となる資質・能力の一つである「情報活用能力」や「情報モラル」を着実に育成する。働きがいのある学校園づくりを進めるために、校務のデジタル化を図り、教育活動全体を通じて情報化を推進、充実させる。

(4) 安全で安心して学べる修学環境の整備・充実

全ての子どもが安全で安心して集団や社会の中で自己実現を図ることができるよう、学校の安全対策を進め、質の高い修学環境の整備を図る。また、経済的理由で就学が困難な児童生徒等の保護者に対して、就学のための援助等を行い、全ての子どもの「学び」が、家庭の経済的事情に左右されることのないよう支援する。

(5) 持続可能な教育環境の整備

教育上望ましい集団活動ができる環境を確保するため、学校園の規模や配置の適正化を図るとともに、教職員の負担軽減につながる民間施設利用を推進するなど、学校教育環境の充実を図ることにより、子どもたちの豊かな学びを実現する。

(6) 家庭や地域と手を携え共に育む教育の推進

学校園・家庭・地域が目標を共有して手を携え、複雑化、多様化する学校の課題を解消し、子どもの成長を支援する。また、地域人材や専門機関等と連携した取組を進め、社会全体で子どもを育てる体制を構築するとともに、地域社会、家庭、学校園、職場を通じ、全ての年齢層に人権教育を行い、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図る。

3 学校給食の実施状況

令和7年4月1日現在

	南部エリア	北部エリア	林田	夢前・安富	家島
小学校 (1食290円)	単独校調理場方式(西・中・東) 58校(27,246食)		親子方式 1校(129食)	共同調理場方式 8校(969食)	共同調理場方式 2校(124食)
中学校 (1食320円)	共同調理場方式 12校(7,266食)	共同調理場方式 16校(6,249食)	親子方式 1校(115食)	共同調理場方式 4校(542食)	共同調理場方式 2校(95食)
特別支援学校 (1食290円)	単独校調理場方式 1校(135食)				

・あかつき中学校においては、弁当形式(選択制・1食320円)で給食を実施している。(22食)

4 卒業者の進路

(1) 県内公立全日制高等学校進学率対比表

(人)

区分		H31年3月末		R2年3月末		R3年3月末		R4年3月末		R5年3月末	
公立中学卒業生数		4,904	構成比(%)	4,691	構成比(%)	4,670	構成比(%)	4,623	構成比(%)	4,660	構成比(%)
公立 全日制 通学者	普通科	2,230	45.5	2,082	44.4	2,047	43.8	2,021	43.7	2,088	44.8
	専門学科	1,001	20.4	974	20.8	923	19.8	929	20.0	937	20.1
	総合学科	228	4.6	238	5.1	224	4.8	229	5.0	228	4.9
	高専	45	0.9	43	0.9	42	0.8	29	0.6	37	0.8
	計	3,504	71.5	3,337	71.1	3,236	69.2	3,208	69.3	3,290	70.6

(注) 専門学科＝農業、工業、商業、家庭、看護、福祉、水産、体育、美術、演劇、音楽、国際、理数科、総合科学、環境防災
高専＝高等専門学校

(2) 中学校卒業生数及び高等学校等進学率

各年3月末現在

区分		卒業生(人)			高等学校等進学者 (就職進学者を含む) (人)		高等学校 等進学率 (%)	卒業生に占 める就職者 の割合(%)
		計	男	女	男	女		
R2年	公立	4,554	2,303	2,251	2,255	2,217	98.2	0.3
	私立	310	172	138	172	138	100.0	—
R3年	公立	4,409	2,258	2,151	2,228	2,134	98.9	0.2
	私立	290	165	125	165	125	100.0	—
R4年	公立	4,472	2,257	2,215	2,223	2,180	98.5	0.2
	私立	281	170	111	169	111	99.6	—
R5年	公立	4,404	2,245	2,159	2,199	2,124	98.2	0.3
	私立	311	169	142	169	139	99.0	—
R6年	公立	4,432	2,212	2,220	2,166	2,181	98.1	0.3
	私立	320	179	141	179	139	99.4	—

資料：デジタル戦略室「学校基本調査」

(3) 高等学校卒業生数及び大学等進学率

各年３月末現在

区分		卒業生（人）			大学等進学者 (就職進学者を含む) (人)		大学等 進学率 (%)	卒業生に占 める就職者 の割合 (%)
		計	男	女	男	女		
R2 年	公立	3,346	1,697	1,649	846	1,041	56.4	20.7
	私立	1071	464	607	289	316	56.5	13.6
R3 年	公立	3,294	1,710	1,584	862	966	55.5	20.4
	私立	965	415	550	285	295	60.1	10.7
R4 年	公立	3,232	1,569	1,663	827	1,082	59.1	19.9
	私立	851	339	512	246	301	64.3	10.5
R5 年	公立	3,029	1,559	1,470	842	931	58.5	19.2
	私立	895	355	540	253	300	61.8	9.1
R6 年	公立	2,968	1,501	1,467	830	993	61.4	17.5
	私立	870	354	516	264	301	64.9	8.7

資料：兵庫県統計課「学校基本調査」

4 総合教育センター

1 概要

学校教育を支援する拠点施設として、教職員の研修や研究・カリキュラム開発支援の機能とともに、子供・保護者・教職員からの相談に一元的に対応できる相談機能や、関係機関や地域と連携した支援・健全育成機能を併せ持っている。

(1) 位置 北条口三丁目 29 番地

(2) 開設 平成 22 年 4 月 1 日

(3) 敷地面積 9,710 m²

(4) 建物の構造・規模

○本館

鉄筋コンクリート造・3 階建・延床面積 3,976 m²

増築部：エレベーター棟鉄骨造・3 階建・延床面積 50 m²、玄関庇鉄骨造・平屋建

主要施設

1 階 総合受付、ロビー、待合室、相談室、実習室（調理室、絵画室）、ふれあいの部屋（教育支援教室）、県警サポートセンター、事務室

2 階 会議室、実験・実習室、相談室、まなびの部屋（教育支援教室）、いこいの部屋（遊戯室）、事務室（分室）

3 階 講義室、情報研修室、研修室、教育図書・資料室、教材開発室・視聴覚ライブラリ、多目的室、談話コーナー

○プレイルーム棟

鉄骨造・平屋建・延床面積 185 m²

○ビオトープ棟

鉄筋コンクリート造・平屋建・延床面積 100 m²

○南館

鉄骨造・2 階建・延床面積 952 m²

(5) 整備事業費 537,310 千円（センター整備事業費）

189,710 千円（南館整備事業費）

(6) 開館時間 午前 8 時 35 分～午後 6 時（月曜日～金曜日、第 1・第 3 土曜日）

※第 2・第 4 金曜日は午後 9 時まで

(7) 休館日 第 1・第 3 土曜日以外の土曜日、日曜日、祝日

年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

会議室・研修室の利用状況

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
使用回数 (回)	1,869	1,122	1,524	1,600	1,947	1,584
使用人数 (人)	33,387	15,943	23,227	29,241	30,094	26,834

2 教育支援

魅力ある姫路の教育の創造に向けた学校園、教職員の教育活動を一体的に支援する。

(1) 独自の教職員研修体系の構築

令和7年度予算額 2,090 千円

姫路市における教職員研修を教職経験年数や職能に応じて体系化。教育現場で求められる教職員の資質・能力を総合的に高める。

指定研修	ライフステージ別研修	初任者研修・2年次研修・3年次研修・5年次相当研修・15年次相当研修・中堅教諭等資質向上研修・フォローアップセミナー・ブラッシュアップセミナー・臨時的任用教員研修・幼稚園教員研修
	職能研修	園長研修・校長研修・教頭研修・主幹教諭研修・特別支援教育コーディネーター研修・特別支援学級担任者研修・学校事務職員研修・養護教諭研修・栄養教諭研修・安全防災担当者研修
	課題研修	喫緊の教育課題に応える研修（「ICTと働き方改革」「不登校」「体罰・非違行為の防止」「部落差別（同和問題）」「特別支援教育」「食物アレルギー」）
選択研修	パワーアップ研修講座	教職員個々のニーズに応える研修（「特別支援教育」「専科教員」「アンガーマネジメント」「ICT活用」「教科学習における探究的な学び」「学級経営」「道徳科」「理科」「算数・数学科」「国語科」「音楽科」など）
特別研修	探究的な学びを実現する授業づくりの基本	授業や校内研修における探究的アプローチに関する研修

研修講座・受講者延人数

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
講座数	89	72	84	83	83	80
受講者数 (人)	5,588	4,894	5,486	6,178	5,978	5,837

(2) 教育研究への支援

令和7年度予算額 5,203 千円

校園内研修への支援や今日的な教育課題の解決に向けた研究活動、教育情報の収集や発信等を行うことで、本市教育の更なる充実を図る。

① わかる授業アクションプラン

- ・スペシャリスト派遣事業
- ・授業力向上推進校
- ・教育実践研究助成

② 教育研究員制度

－令和4年度・5年度の研究－

- ・「ICTを活用した新しい時代の学びに関する研究」（小学校1校）

－令和5年度の研究－

- ・「ICTを活用した新しい時代の学びに関する研究」（中学校2校）

－令和5年度・6年度の研究－

- ・「ICTを活用した新しい時代の学びに関する研究」（中学校1校）

- ー令和6年度・7年度の研究ー
・「教師力アップデート研究班」(教育研究員)
- ー令和7年度・8年度の研究ー
・「ワクワク授業づくり研究班」(教育研究員)

- ③ 自主研究会支援
- ④ 教育図書・資料室、教材開発室の整備
- ⑤ 視聴覚ライブラリの充実

教育図書・資料室利用状況

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
利用者数(人)	3,336	2,801	4,374	5,865	4,740	5,078
図書・資料貸出数 (冊)	463	295	378	394	370	350

- (3) 教育の情報化の推進 令和7年度予算額 1,021,021千円

先端技術を活用した質の高い教育環境を実現するため、ICT機器及びネットワークシステムの計画的整備・更新を図る。また、機器環境整備、研修・研究、授業支援等を総合的に推進することで、学校における授業改善や1人1台端末の活用推進に向けた支援を行う。加えて、統合型校務支援システムの安全で安定した管理を行うことで、校務の効率化を図る。

- ① 教育情報システムの運用
- ② ひめじe-教育プロジェクト
- ③ ICT機器環境整備

3 育成支援

保護者、学校園所、地域とともに、全ての子供たちの健やかな育ちと適切な教育を目指す。

- (1) 教育に関する相談の総合窓口 令和7年度予算額 81,866千円

不登校、問題行動など、複雑化する子供の教育や育ちに関する悩みに一元的に対応する教育相談総合窓口を設置し、専門的知識を有するスタッフによる相談を実施する。

※適切な相談活動を実施するため、スーパーバイザーを置く。

- ① 電話相談
- ② 来所相談
- ③ 訪問相談・支援
- ④ 専門医相談

教育相談の状況 (件)

年度	来所相談件数(延べ)	電話相談件数(延べ)	フリーダイヤル件数
R2	6,143	2,582	189
R3	8,048	2,493	178
R4	6,826	1,421	167
R5	8,215	1,783	138
R6	6,875	1,522	90

※ フリーダイヤル件数は、電話相談件数の外数

- (2) 子供の実態に応じた支援 令和7年度予算額 740千円

相談スタッフと連携し、児童生徒はもとより就学前の幼児も対象に、教育支援教室などにより、子供の成長、実態に応じた適切な指導と必要な支援を実施する。

- ① 不登校支援
- ② 発達障害等支援
- ③ 生活改善支援

(3) 特別支援教育の推進 令和7年度予算額 672,116 千円

- ① 姫路市教育支援委員会
- ② 特別支援推進事業 連携支援 地域支援 特別支援推進員会
- ③ 姫路市特別支援教育推進会議
- ④ 特別支援教育支援員配置事業
- ⑤ 医療的ケア

(4) 地域ぐるみの非行防止対策の推進 令和7年度予算額 11,502 千円

青少年問題を市民、地域社会全体の問題として課題の共有化を図り、地域や関係機関とのネットワークを一層充実するなど、青少年の健全育成に向けた地域ぐるみの非行防止活動を実施する。

- ① 補導活動
- ② 薬物乱用防止及びネットトラブル対策
- ③ 少年無職化防止対策
- ④ 万引防止対策
- ⑤ 地域啓発活動
- ⑥ 環境浄化活動

5 道徳教育・人権教育

1 学校教育振興事業の推進

令和7年度予算額 80,324千円

(1) 教職員研修の実施

校長・教頭並びに教職員に道徳教育・人権教育の重要性と今日的な課題の解決に向けて指導助言を行い、人間尊重・人権尊重の精神に徹した教職員としての資質の向上を図る。

(2) 学校園訪問による教職員研修の実施

道徳教育・人権教育の充実を図るため、各校園の教育課程や教育内容・方法を見直し、推進体制を強化するとともに校内研修の一環として毎年全市校園の3分の1を計画訪問として実施している。その他にも推進訪問や要請訪問を行い指導助言にあたる。計画訪問では、全教師授業公開をし、分科会にて課の方針を伝えるとともに授業実践についての指導助言を行う。要請訪問では、授業公開ののち主に授業についての指導助言を行う。

2 道徳教育振興事業の推進

生きる力の重要な要素である豊かな人間性を育む基盤となる道徳教育の推進

(1) 道徳教育推進事業

推進地域を指定し、「兵庫県版道徳教育副読本」等の効果的な活用による道徳教育の充実、他者や自己との対話により考えを深める道徳の授業づくりや評価の在り方などについての県教育委員会の考え方や推進地域の取組を普及・啓発することにより、道徳教育の一層の充実を図る。

3 人権教育振興事業の推進

自他の人権を守ろうとする意識、態度及び実践的な行動力を育てる人権教育の推進

(1) 姫路市中学校区群人権教育研修会(2023～2030)の実施(8年計画)

全市小・中・義務教育・特別支援学校を6群に分け、様々な人権課題について研修を深め、実践の成果を群ごとに自主発表する。

(2) いじめ防止人権学習事業

(3) 中・義務教育学校生徒を対象に、生徒の人権感覚や人間関係力を育むワークショップや講演会を実施し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、心のケアに努める。

(4) 児童生徒支援教員配置校の活動の推進

「人権教育基本方針」に基づき、指導上の困難度が高く、かつ、きめ細やかな指導が必要な学校において、特別の学習指導、生徒指導、進路指導の支援を行う。

(5) 性の多様性に係る対策懇話会の実施

性の多様性に関する正しい理解を広げ、学校園生活における当該幼児・児童・生徒及び当該学校園の子供たちの心と体の安定した成長への支援の方策及び、当該幼児・児童・生徒の保護者をはじめとする関係者への支援の方策を検討する。

4 外国人児童生徒等支援教育の推進

外国人児童生徒等の分散化、多言語化に対応した日本語指導の充実及び学校と外国人保護者との連絡調整等を行う際に必要となる母語が使えるバイリンガル支援員(スタディサポーター・通訳)、教員免許を有する日本語指導支援員等の配置・派遣による受入れ体制の整備を行う。また、在籍学級における教科指導型日本語指導の授業を実践する等、多文化共生教育の充実を図る。

5 男女平等教育の推進

幼児児童生徒の人権意識を高める教育を通して、男女共同参画社会の実現を目指す。

6 社会教育振興事業の推進

(1) 校区人権教育啓発活動の推進

全市69小・義務教育学校区に、自治会を中心に各種団体からなる校区人権教育推進委員会を設置し、住民相互の人権学習を実施している。交流活動を重視し、リーダーの育成を図る。

(2) 校区人権教育研修交流の推進

校区人権教育推進の一環として実施する。

7 人権啓発事業の推進

人権意識の高揚、人権文化をすすめる市民運動を推進するため、啓発DVD等の充実を図る。

8 人権啓発交流推進事業の推進

様々な人権課題を解決するために、学校・家庭・地域のあらゆる場において次代を担う子供たちが、地域に住む人々の協力を得ながら、啓発活動や交流活動等を実施することにより、身近な人権課題の解決への意欲と態度を育成する。

9 その他

道徳教育実践推進協議会、人権・同和教育各種団体の活動の支援

6 生涯学習

1 成人教育

- (1) 市民教養講座 令和7年度予算額 3,371 千円
- 歴史講座（4 コース）
歴史上活躍した人々の生涯やそれぞれの時代のテーマをたどり、今日に生きる私たちの指針とする。
 - 現代社会講座
現代の政治、社会、文化など様々な視点から「現代」を見つめ、現代社会に生きる指針とする。
- (2) 身体障害者社会人講座 令和7年度予算額 634 千円
- かしの木学級
聴力や言語に障害のある市民が、社会人としての幅広い教養と知識を得るための学習の場として、また障害のない人との交流を通してお互いに理解を深め生きる喜びを共有する場として設けている。
 - 姫路市青い鳥学級
視覚に障害のある市民が、社会人としての幅広い教養と知識を得るための学習の場として設けている。
- (3) 成人式典「はたちの集い」 令和7年度予算額 13,888 千円
- 大人としての自覚と責任ある行動を促し、ふるさと姫路への愛着を深めるために、毎年成人の日に式典を行っている。

2 子育て教育

- (1) 学校子育て教室 令和7年度予算額 1,266 千円
- 親が子供の育つ力を正しく理解しながら、子供の育つ環境・家庭教育等について学習し、健やかな子供の成長に役立てる。市立小・中・義・高・特別支援学校の保護者対象
- (2) 幼稚園子育て教室 令和7年度予算額 1,740 千円
- 親が子供の育つ力を正しく理解しながら、子供の育つ環境・家庭教育等について学習し、健やかな子供の成長に役立てる。市立幼稚園の保護者対象
- (3) こども園子育て教室 令和7年度予算額 908 千円
- 乳幼児期は、人間形成の基礎を培う大切な時期である。その時期の特性を踏まえ、親としての在り方や子供を取り巻く環境の重要性等を学習し、乳幼児の健全な育成に役立てる。市立認定こども園対象
- (4) 父親教室親子ふれあい活動事業 令和7年度予算額 1,318 千円
- 次代を担う子供たちを健やかに育てるため、父親も母親と共に積極的に子育てに参加し、親子が共に体験を通じた学習ができるよう父親教室親子ふれあい活動に対して補助金を交付する。
- (5) 家庭教育講演会 令和7年度予算額 1,875 千円
- 子育て教室等を実施していない学校園の保護者に対しても、家庭教育に関する意識向上を図るため、著名な講師による子育て講演会を実施する。

7 文 化 財

1 概要

現在本市においては、国・県・市指定等の文化財が、国宝「姫路城大天守」をはじめ 349 件ある。また、周知の埋蔵文化財包蔵地が 1,230 か所、その他伝統文化や民俗文化など多数の文化財が存在している。これらの文化財を市民共有のかけがえのない財産として積極的に保護し、市民の文化財に対する意識の啓発と愛護思想の高揚に努めている。

2 指定等文化財

(令和 7 年 8 月 1 日現在)

区分	建造物	絵画	彫刻	工芸品	書跡	考古資料	史跡	名勝	天然記念物	有形民俗	無形民俗	歴史資料	選定	選択	登録	計
国指定等	(5) 21	5	8	4	1	2	6	0	0	1	0	1	1	1	89	140
県指定	21	5	11	4	2	2	10	1	2	4	6	1	0	0	0	69
市指定	27	12	16	14	2	12	15	1	13	1	19	8	0	0	0	140
計	(5) 69	22	35	22	5	16	31	2	15	6	25	10	1	1	89	349

() 内は、内数で国宝指定数

3 文化財保存調査活動

令和 7 年度予算額 528 千円

各種文化財・歴史資料・民俗資料などの調査、研究及び収集並びに文化財見学シリーズ 95 号『西国三十三所巡礼道』その 3、96 号『西国三十三所巡礼道』その 4 の発行、その他文化財に関する普及を行う。

4 文化財散策ルートの整備

令和 7 年度予算額 1,168 千円

市内に点在する由緒ある神社、仏閣、埋もれた文化財を訪れる文化財散策マップ 49 号「広嶺山めぐり」を作成し、標柱、説明板、地区別案内板を設置する。

5 文化財保存修理助成

令和 7 年度予算額 17,398 千円

県、市指定文化財保存修理助成

- (1) 船場本徳寺表門修理
- (2) 亀山本徳寺大門扉修理工事

6 埋蔵文化財センター

市内における埋蔵文化財の発掘調査、出土品の整理保存を行うとともに、埋蔵文化財に関する情報の収集提供、調査成果の公開展示及び学習の拠点を目指す。

(1) 施設の概要

- ① 位置 四郷町坂元 414 番地 1
- ② 構造・規模 鉄筋コンクリート造 2 階建
敷地面積 8,951 m²、延床面積 5,360 m²
- ③ 開館 平成 17 年 11 月
- ④ 運営 開館時間 午前 10 時～午後 5 時まで（入館は午後 4 時半まで）
休館日 月曜日（休日を除く）、休日の翌日（土・日曜日、休日を除く）
年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日）
観覧料 無料
- ⑤ 建設費 2,120,168 千円
- ⑥ 主要施設

目的	施設名	用途
展示学習	展示室	発掘調査の成果を速報展、企画展により公開展示
	研修室・体験学習室	考古学をテーマにした講演会の開催や考古学に親しむための体験学習会等を開催
	体験学習広場（屋外）	古代米の栽培、土器づくり等を実体験できるスペース
収蔵	一般収蔵庫	出土した土器類を収蔵
	特別収蔵庫	国指定重要文化財クラスの金属器、木器を収蔵
調査研究	調査研究室	調査成果を総合的に研究する
	遺物整理室	出土品の復元作業を行う
	木器・金属器保存処理室	脆弱な出土品の保存処理を行う

(2) センター事業

令和7年度予算額 109,740千円

① 整理調査研究

市内の発掘調査で出土した資料等の整理・保存及び調査研究を行う。

② 普及啓発

◇企画展の開催

発掘調査の成果を広く市民に公開し、郷土の歴史に対する理解を深めるために開催。

(令和7年度開催予定)

開催期間	企画展名称
R7. 4. 27～R7. 8. 31	企画展「TSUBOHORI－発掘調査展 2025－」
R7. 7. 20～R7. 8. 31	夏休み企画展「みるみるつながる－れきしとわたしと－」
R7. 10. 5～R7. 12. 21	開館 20 周年記念展「綺羅、宮山古墳－煌めく副葬品にみる被葬者の姿－」
R8. 1. 25～R8. 4. 5	企画展「TSUBOHORI－発掘調査展 2026－」

◇体験学習等

埋蔵文化財に対する関心を育て、考古学を学ぶ機会とするため、石の勾玉づくりなどの体験学習、史跡見学会、講演会等を随時開催。

◇入館者数

(人)

区分	企画展		体験学習	合計
	団体	個人		
令和2年度	449	4,514	1,147	6,110
令和3年度	790	4,295	2,336	7,421
令和4年度	490	4,484	3,430	8,404
令和5年度	530	6,036	3,836	10,402
令和6年度	698	5,982	5,103	11,783

③ 埋蔵文化財発掘調査

国庫補助による遺跡分布調査、発掘（試堀・確認）調査を行うとともに、公共工事及び民間開発事業に伴う発掘調査を行う。また、発掘調査で出土した考古資料の整理を行う。

(3) 史跡等の保護顕彰・保存整備

令和7年度予算額

68,654 千円

① 史跡等の保存管理

重要な史跡等を次世代に継承するため保護顕彰を行う。

播磨国分寺跡、壇場山古墳、瓢塚古墳、置塩城跡、塩野六角古墳、坂本城跡、辻井廃寺の管理

② 史跡の保存整備

見野古墳群保存活用研究会を開催し、その成果に基づき、石室崩落の危険性が高い見野古墳群 10 号墳のき損防止のための応急対策を進める。

播磨国分寺跡に所在する民有地の公有化を図るとともに、第2次史跡整備事業の手法等を検討する。

8 青少年教育

1 概要

明日の時代を築く青少年には、何よりも青少年自身が自らの使命を自覚し、明日への希望に満ちてその生活を充実し、自己の身体の鍛錬、人格の陶冶に努めることが期待される。しかしながら今日の社会は、青少年にとって望ましい方向になっていない。このような状況のもとで、心豊かでたくましい青少年の育成をめざした施策に加え、市民ぐるみの「青少年健育運動」を展開する。

2 青少年健全育成事業

令和7年度予算額 6,160 千円

青少年団体活動の助成を図るとともに、指導者の養成並びに資質を高め活動内容の拡充に努める。また、その活動を通じ地域における子どもの保護・育成、青少年施策の浸透を図る。

青少年団体活動助成—— 姫路市子ども会連合会、姫路スカウト連合会、姫路市児童合唱団

3 青少年健育運動

令和7年度予算額 11,194 千円

姫路市の次代を担う、心豊かでたくましい人間性豊かな青少年を育成することを目的として、全市に青少年の健全育成と非行化防止の意識と実践を高揚し、学校・家庭と連携する地域ぐるみ、市民ぐるみの市民活動を展開する。

(1) 青少年健全育成実践活動事業 —— 「少年の主張」弁論大会、地域住民による啓発運動

(2) 健育委員会 —— 小学校健育委員会活動（委託）69 校区

(3) 地域愛護育成会 —— 中学校地域愛護育成活動（委託）35 校区

4 青少年問題協議会

令和7年度予算額 131 千円

青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき、必要な事項を調査、審議する。

9 城郭の研究

1 概要

世界文化遺産姫路城を中心に、国内の城郭研究とそれに関わる学術・歴史の情報拠点の一つとして、教育・文化の発展に寄与することを目指す。

2 城郭研究室

- (1) 位置 本町 68 番地 258
日本城郭研究センター2 階（一部地下 1 階）
- (2) 構造及び規模 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 1 階地上 2 階建（城内図書館との複合施設）
延床面積 7,500 m²（うち 城郭研究室 2,677.17 m²）
敷地面積 8,938.09 m²
- (3) 開館 平成 2 年（1990 年）4 月
- (4) 資料数 78,554 点（R7.4 現在）
書籍・古文書・絵図・写真・昭和の大修理工事抽出品など
- (5) 事業内容 令和 7 年度予算額 25,867 千円
①城郭市民セミナーの開催及び史料講座（初心者対象・中級）の開催 1,418 千円
②『城郭研究室年報』Vol.35 発行等 1,665 千円
③「姫路城漆喰塗り体験会」開催及び「匠の技」継承支援等 774 千円
④姫路城及び姫路地域に関わる歴史的資料の収集、調査 2,010 千円
⑤姫路城跡石垣の修理保存・調査等 20,000 千円

(6) 城郭市民セミナー年間計画

	日程	テーマ	講師
1	6 月 21 日（土）	江戸時代 姫路の本屋さん	石橋知之（神戸大学非常勤講師）
2	8 月 31 日（日）	描かれたお城と城下町 ー武家諸法度が作らせた木形ー	工藤茂博（姫路市立城郭研究室）
3	9 月 27 日（土）	城郭における木造復元について	金澤雄記（広島工業大学准教授）
4	10 月 25 日（土）	（現地見学）姫路城石垣を巡る	多田暢久（姫路市立城郭研究室）
5	11 月 15 日（土）	日本の文化財建造物保護の歴史と国宝姫路城の平成修理	豊城浩行（日本城郭研究センター名誉館長）
6	12 月 20 日（土）	姫路城の石垣修理について（仮）	小柴治子（姫路市埋蔵文化財センター）
7	2026 年 1 月 17 日（土）	江戸時代のロシアと日本（仮）	岩崎奈緒子（京都大学総合博物館教授）
8	2 月 14 日（土）	（現地見学）姫路城城下町をめぐる（仮）	姫路市立城郭研究室職員

10 生涯学習関連施設

1 図書館

(1) 施設概要

城内図書館 位置 本町 68 番地 258

※日本城郭研究センター内

区 分	地 下	1 階	2 階
構 造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造(地下1階・地上2階) ※城郭研究室との複合施設		
建 築 面 積	2,819 m ²		
延 床 面 積	7,500 m ²		
各階床面積	2,877 m ²	2,727 m ²	1,896 m ²
敷 地 面 積	8,938 m ²		
建 設 費	3,086,495 千円		
主 要 施 設	(城内図書館) 書庫、こども文庫書庫ほか (城郭研究室) 城郭資料保存庫、埋蔵文化 財出土品復元資料置場、城 郭資料撮影室、燻蒸室ほか (共通部分) 中央監視室、電気・機械 室、便所ほか	(城内図書館) 開架コーナー、子どもの調 べものコーナー、レファレ ンスコーナー、よみきかせ ルーム、おはなしのへや、 障害者サービス室、事務室 ほか (共通部分) エントランスホール、喫 茶、便所ほか	(城郭研究室) 城郭資料特別閲覧室、特別 会議室、大・中会議室、事 務室ほか (城内図書館史料整理担当) 事務室、作業室 (共通部分) ラウンジ、便所ほか

分館

名 称	網 干 分 館	花 北 分 館	飾 磨 分 館
位 置	網干区垣内南町 1429 番地 6	増位新町一丁目 24 番地 (「ミラキタシティ花北」内)	飾磨区下野田一丁目 1 番地
開 館	昭和 42 年 1 月 5 日 (移転新築平成 3 年 4 月 2 日)	平成 31 年 4 月 13 日	昭和 62 年 3 月 31 日
構 造	鉄骨・鉄筋コンクリート造 4 階 建	鉄骨造 2 階建	鉄骨・鉄筋コンクリート造 5 階 建
建築面積	1,016 m ²	2,838 m ²	581 m ²
延床面積	881 m ² (全延床面積 2,981 m ²)	687 m ²	566 m ² (全延床面積 2,371 m ²)
敷地面積	1,442 m ²	4,353 m ²	801 m ²
建 設 費	836,360 千円	352,172 千円	461,964 千円
主要施設	1F: エントランスホール、多目的 ホール、駐車場 2F: 一般開架コーナー、児童コー ナー、読書室、お話し室、会 議室 (2 室)、事務室 3F: ホール (客席 255)、楽屋、会 議室 4F: 映写室ほか	2F: 一般開架コーナー、児童コー ナー、お話し室、休憩室、事 務室	1F: 玄関ホール、機械・電気室、 駐車場ほか 2F: 一般開架コーナー、児童コー ナー、ブラウジングコー ナー、事務室、便所ほか 3F: 会議室 (3 室)、図書館会議 室、倉庫、便所ほか 4F: ホール (客席 269)、舞台、控 室、ロビー、便所ほか 5F: 映写室

名 称	東 光 分 館	白 浜 分 館	安 室 分 館
位 置	幸町 94 番地	白浜町甲 396 番地 8	田寺東二丁目 7 番 14 号
開 館	昭和 62 年 3 月 28 日	昭和 63 年 10 月 1 日	昭和 63 年 11 月 1 日
構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建 (東公民館との複合施設)	鉄筋コンクリート造 3 階建 (白浜支所との複合施設)	鉄筋コンクリート平屋建
建築面積	486 m ²	533 m ²	549 m ²
延床面積	450 m ² (全延床面積 809 m ²)	658 m ² (全延床面積 1,291 m ²)	546 m ²
敷地面積	784 m ²	1,894 m ²	1,383 m ²
建 設 費	83,977 千円	193,311 千円	125,200 千円
主要施設	1F: 図書館 玄関ホール、一般開架コー ナー、児童コーナー、お話し 室、事務室、倉庫、便所ほか 2F: 公民館	1F: 支所、玄関ホール 2F: 図書館 一般開架コーナー、児童コ ーナー、お話し室、事務室 3F: 大会議室、小会議室	一般開架コーナー、児童コー ナー、お話し室、事務室、読書室

名 称	青 山 分 館	広 畑 分 館	手 柄 分 館
位 置	青山五丁目2番1号	広畑区正門通三丁目7番地	延末149番地1
開 館	平成3年4月12日	平成6年4月1日	平成6年4月1日
構 造	鉄筋コンクリート造2階建 (青山公民館との複合施設)	鉄骨・鉄筋コンクリート造6階建 (広畑トレーニングルームとの複合施設)	鉄筋コンクリート造2階建 (手柄公民館との複合施設)
建築面積	528 m ²	1,409 m ²	589 m ²
延床面積	528 m ² (全延床面積901 m ²)	1,275 m ² (全延床面積4,851 m ²)	589 m ² (全延床面積966 m ²)
敷地面積	1,246 m ²	1,780 m ²	1,707 m ²
建 設 費	138,412 千円	1,496,181 千円	146,708 千円
主要施設	1F：図書館 玄関ホール、一般開架コーナー、児童コーナー、ブラウジングコーナー、お話し室、事務室、倉庫 2F：公民館	1F：管理事務室、喫茶レストラン、図書開架コーナー、駐車場、エントランスホール 2F：図書館、お話し室 3F：会議室、読書室、姫路南少年サポートセンター 4F：トレーニングルーム 5F：ホール(客席300) 6F：投光室	1F：図書館 玄関ホール、一般開架コーナー、児童コーナー、ブラウジングコーナー、お話し室、事務室、倉庫 2F：公民館

名 称	東 分 館	家 島 分 館	夢 前 分 館
位 置	御国野町御着283番地15	家島町真浦2137番地1	夢前町前之庄2160番地
開 館	平成9年4月10日	平成25年2月1日	平成27年3月24日
構 造	鉄筋コンクリート造2階建 (東保健福祉サービスセンターとの複合施設)	鉄筋コンクリート造4階建 (家島事務所他との複合施設)	鉄筋コンクリート造3階建 (夢前事務所他との複合施設)
建築面積	731 m ²	570 m ²	1688.66 m ²
延床面積	670 m ² (全延床面積1,251 m ²)	124 m ² (全延床面積1,803 m ²)	644 m ² (全延床面積2,951 m ²)
敷地面積	2,785 m ²	918 m ²	6,011 m ²
建 設 費	255,126 千円	498,750 千円 (含家島事務所他)	429,624 千円 (含夢前事務所他)
主要施設	1F：保健福祉サービスセンター、地域包括支援センター 2F：図書館 一般開架コーナー、児童コーナー、ブラウジングコーナー、お話し室、事務室、倉庫	1F：家島事務所、家島給食センター 2F：上下水道局水道整備課家島分室、飾磨消防署家島出張所、わくわく広場いえしま、会議室 3F：図書館（一般開架コーナー、新聞・雑誌コーナー、事務室）、家島公民館 4F：電気設備室	1F：図書館（一般開架コーナー、児童コーナー、お話し室、ブラウジングコーナー、事務室）、夢前事務所、保健福祉サービスセンター 2F：北部道路事務所、北部農林事務所、水道整備課 3F：社会福祉協議会、シルバー人材センター、地域包括センター

名 称	香 寺 分 館	安 富 分 館
位 置	香寺町香呂 239 番地 1	安富町安志 1151 番地
開 館	平成 4 年 7 月 7 日	平成 16 年 6 月 20 日
構 造	鉄筋コンクリート造平屋建	鉄筋コンクリート造 3 階建 (安富公民館事務室他との複合施設)
建築面積	1,269 m ²	1,984 m ²
延床面積	1,269 m ²	365 m ² (全延床面積 3,831 m ²)
敷地面積	5,220 m ²	5,757 m ²
建 設 費	457,108 千円	1,275,460 千円 (含安富公民館他)
主要施設	一般開架コーナー、児童コーナー、お話し室、ギャラリー、会議室、駐車場	1F：エントランスホール、公民館事務室、保健指導室、健康増進室、調理実習室、相談室、診療室、読書室 2F：図書館（一般開架コーナー、児童コーナー）、研修室、多目的ホール 3F：会議室（2 室）、研修室、資料室、音響映写機械室

(2) 館別蔵書数

令和 7 年 3 月 31 日現在 (冊)

城内図書館	網干分館	花北分館	飾磨分館	東光分館	白浜分館	安室分館	青山分館
538,601	65,480	56,867	50,566	48,471	48,505	54,892	51,329

広畑分館	手柄分館	東分館	家島分館	夢前分館	香寺分館	安富分館	合計
75,350	64,430	59,863	23,233	87,386	113,049	55,520	1,393,542

※ 城内図書館には、子ども文庫用図書及び坊勢図書コーナー分を含む。

(3) 利用状況

① 館外貸出冊数

(冊)

館名 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
城 内 図 書 館	250,453	402,164	493,666	515,494	506,082
網 干 分 館	108,113	121,832	123,375	119,868	115,435
花 北 分 館	113,269	123,643	107,424	116,923	102,025
飾 磨 分 館	120,441	189,216	171,639	171,895	147,152
東 光 分 館	82,379	135,413	109,477	118,508	95,719
白 浜 分 館	105,645	119,202	61,104	72,439	114,132
安 室 分 館	144,248	195,674	169,754	165,229	167,888
青 山 分 館	96,521	16,861	102,108	101,320	102,392
広 畑 分 館	193,830	255,968	235,827	232,173	226,612
手 柄 分 館	137,267	24,452	136,168	143,145	137,309

館名 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
東 分 館	87,134	95,807	89,544	17,935	87,037
家 島 分 館	3,034	3,961	5,736	5,628	5,248
夢 前 分 館	31,242	34,216	35,872	35,412	33,876
香 寺 分 館	96,353	102,117	106,541	95,482	90,079
安 富 分 館	24,018	29,799	31,230	32,114	32,966
自 動 車 文 庫	7,720	9,055	9,197	7,969	7,879
駅 前 市 役 所	30,938	39,759	36,451	37,242	33,559
坊勢図書コーナー	310	192	270	139	143
合 計	1,632,915	1,899,331	2,025,383	1,988,915	2,005,533

※ 城内図書館には、団体貸出・相互貸借を含む。

① 利用部門別人員 *開館日数は城内図書館の年間開館日数 (人)

年度	開館日数(日)	図書貸出	レファレンスサービス	諸集会等	見学	合計
R2	231	547,951	107,913	1,366	1,942	659,297
R3	205	641,662	125,539	2,239	1,926	771,474
R4	280	697,261	124,176	3,193	3,701	828,381
R5	285	689,942	119,220	3,696	4,162	817,020
R6	285	703,351	115,790	6,376	4,361	829,878

※R6より、諸集会等に図書館内で実施した全ての行事を含めて計上

(4) 図書館情報システム

令和7年度予算額 47,139千円

平成2年4月1日の城内図書館開館に合わせ図書館情報システムの運用を開始、貸出し・返却・予約・資料検索などの窓口業務をオンライン化することにより利用者サービスの向上を図るとともに、各種統計データ作成などの業務の合理化を行った。

平成4年1月には利用者端末を導入し、利用者によるオンライン検索サービスを開始した。また、平成6年9月に姫路獨協大学附属図書館との間でパソコン通信による蔵書の相互検索を開始した。

平成11年1月には姫路獨協大学附属図書館の蔵書検索をインターネットに変更するとともに、同年5月に図書館ホームページ開設、利用者への情報提供の窓口とし、さらに平成12年11月にインターネットによる蔵書公開をスタートするなど、情報システムの高度化と時代に即応した利用者サービスの向上に努めている。

平成15年4月に新設された「駅前市役所」内に「図書予約コーナー」を設け、予約図書の貸出し、返却、予約の受付等のサービスを行っている。

平成17年10月に、図書館情報システムを更新し、インターネットによる図書予約サービスを開始した。

平成18年3月末には既存の11館に加え、新たに合併した4町の図書館にもサービス網を拡大した。

合併時より順次実施してきた家島・香寺・夢前・安富分館とのシステム統合が平成21年度に完了し、全館でインターネットによる図書予約サービスが可能になった。

平成28年3月に、図書館情報システムを更新し、クラウドにシステムを移行。貸出延長システムを導入した。

平成28年11月に、マイナンバーカードを利用した図書館サービス（図書の貸出し）を開始した。

平成29年9月に、ICタグシステム導入により、盗難防止ゲート自動貸出機（一部分館を除く）を設置した。

令和 4 年 3 月に、マイナンバーカードを利用してウェブ上で貸出券等の申請が行えるシステムが稼働した。

令和 5 年 3 月に、図書館情報システムとの連携型電子図書館サービスを開始した。

(5) 主な図書館活動

① レファレンスサービス（調査・相談業務） 令和 7 年度予算額 951 千円

図書館窓口では、利用者の調査・研究を支援する目的でレファレンスサービスを行っている。

平成 20 年度からは、窓口だけでなく、メールによるレファレンスサービスの受付を開始した。平成 23 年度からは、国立国会図書館レファレンス協同データベース事業にも参加し、レファレンス事例の蓄積・公開による市民サービスの拡充に努めている。平成 28 年 4 月から、新聞記事や官報、判例等のデータベースの市民専用端末 2 台を設置した。

② 子ども読書活動推進 令和 7 年度予算額 1,871 千円

令和 2 年度に策定した「姫路市子ども読書活動推進計画（第 4 次）」に基づいて、図書館、学校、公民館等の関係機関、ボランティア団体が連携して子どもの読書環境の整備を進め、子どもの読書活動を推進していく。第 4 次計画の主な事業としては「中高生コーナー及び中高生向け行事の充実」「図書館フェスティバル」「学校図書館支援事業」「ひめじ子ども読書週間」がある。

乳幼児向けブックリスト「よちよち文庫」を配布し、全館に絵本コーナーを設け、乳幼児期から本に親しむきっかけづくりを支援する。また、3 歳から 5 歳児におすすめの絵本リスト「すくすく文庫」、小中学生向け推薦図書リスト、15 歳から 18 歳向け推薦図書リストを作成・配布し、蔵書を整備する。

「絵本講座」「ストーリーテリング講座」「児童文学講座」「わらべうたであそぼうの会」「おはなし会」「えほんのじかん」「一日図書館員」「夏休みブックトーク」「子どものための音読講座」を行うほか、各学校からの依頼により学校訪問による「おはなし会」を行っている。

令和 7 年度に「姫路市子ども読書活動推進計画（第 5 次）」を策定予定。

③ 自動車文庫 令和 7 年度予算額 2,342 千円

図書館を利用しにくい地区の市民に対して自動車文庫車 1 台（積載冊数：約 2,500 冊）により、市内 13 ステーションを 2 週間又は 1 か月周期で巡回し、図書の貸出し・返却・予約等の図書館サービスを行っている。

④ 読書普及事業 令和 7 年度予算額 1,219 千円

読書普及の一環として、朗読会や乳幼児・児童の親を対象にした市政出前講座を実施している。また、市民の読書活動の推進と普及を図る事業を実施する団体に補助金を交付し活動を助成している。広報としては月 1 回図書館だよりの発行を行うほか、図書館 HP や SNS による情報発信を積極的に行っている。

⑤ ビジネス支援サービス

平成 26 年 11 月から、城内図書館において、ビジネス支援コーナーを設置。地域のビジネス支援関連団体や産業振興課と連携し、ビジネスに役立つ情報を広く市民に提供している。

⑥ 医療健康情報サービス

平成 27 年 7 月から、医療健康情報図書コーナーを設置。関連書籍の収集・展示のほか、姫路市役所内の関連各課や市内の医療機関と連携し、医療・健康情報を市民に提供している。

⑦ 団体貸出しの充実

市民への読書支援の一環として、市内に活動拠点を置く社会教育関係機関、事業所及び地域の団体に対し、団体貸出しを行っている。また、民間の子ども文庫や学校園に対し、読書支援及び調べ学習支援を目的とした団体貸出しを行っている。

⑧ 図書館託児サービス 令和 7 年度予算額 303 千円

令和 6 年 6 月から、月 2 日の午前中、城内図書館において、保護者が読書や貸出等の図書館サービスを利用する間に限り、子供を短時間預かるサービスを開始し、子育て世代が安心して図書館を利用できる時間を提供している。

⑨ 電子図書館 令和 7 年度予算額 4,080 千円

幅広い利用者に対する多様な図書館サービスの一環として、姫路市立図書館の利用 ID・パスワードを登録している利用者（個人）に対し、電子書籍貸出しサービスを提供している。

令和 6 年 5 月から、電子図書館の学校利用を開始している。

(6) 姫路市史等の頒布及び史料の整理保存 令和 7 年度予算額 2,126 千円

姫路市の先史以来の歴史を地域史として集大成するため、昭和 56 年度に市史編集室を設置し、姫路市史の編さんを開始し、令和 4 年度（令和 5 年 3 月）に全 16 巻 23 冊の刊行を終えた。現在は、城内図書館史料整理担当において、市史等の頒布に努めている。また、史資料等の収集、整理、保存を行い、目録集としてまとめている。

（令和 6 年度「姫路市史編集資料目録集 74」発行）

姫路市史の巻構成と配本は次のとおり

①本編	第 1 巻上	（自然）	第 13 回配本（平成 13 年 9 月）
	第 1 巻下	（考古）	第 19 回配本（平成 25 年 3 月）
	第 2 巻	（古代中世）	第 21 回配本（平成 30 年 3 月）
	第 3 巻	（近世 1）	第 4 回配本（平成 3 年 3 月）
	第 4 巻	（近世 2）	第 16 回配本（平成 21 年 3 月）
	第 5 巻上	（近現代 1）	第 12 回配本（平成 12 年 3 月）
② 資料編	第 5 巻下	（近現代 2）	第 14 回配本（平成 14 年 9 月）
	第 6 巻	（近現代 3）	第 20 回配本（平成 28 年 3 月）
	第 7 巻上	（自然）	第 9 回配本（平成 10 年 3 月）
	第 7 巻下	（考古）	第 17 回配本（平成 22 年 3 月）
	第 8 巻	（古代中世 1）	第 15 回配本（平成 17 年 2 月）
	第 9 巻	（中世 2）	第 18 回配本（平成 24 年 3 月）
③ 史料編	第 10 巻	（近世 1）	第 1 回配本（昭和 61 年 3 月）
	第 11 巻上	（近世 2）	第 8 回配本（平成 8 年 3 月）
	第 11 巻下	（近世 3）	第 10 回配本（平成 11 年 3 月）
	第 12 巻	（近現代 1）	第 3 回配本（平成 元年 12 月）
	第 13 巻上	（近現代 2）	第 6 回配本（平成 6 年 3 月）
	第 13 巻下	（近現代 3）	第 22 回配本（令和 2 年 5 月）
④ 別編	第 14 巻	（姫路城）	第 2 回配本（昭和 63 年 7 月）
	第 15 巻上	（民俗編）	第 5 回配本（平成 4 年 7 月）
	第 15 巻中	（文化財編 1）	第 7 回配本（平成 7 年 3 月）
	第 15 巻下	（文化財編 2）	第 11 回配本（平成 11 年 3 月）
	第 16 巻	（年表・索引）	第 23 回配本（令和 5 年 3 月）

香寺町史の巻構成と配本は次のとおり

① 通史資料編	第 1 回配本（平成 21 年 3 月）
② 通史編	第 2 回配本（平成 23 年 8 月）

2 姫路科学館

(1) 概要

現代の科学を理解するための基本的な事柄を、印象的な体験を通じて理解することにより、市民特に次の時代を担う青少年の限らない夢を膨らませ、科学する心を育てることを目的として建設された。「科学の眼」をモチーフに「宇宙・地球・科学・郷土の自然」をテーマ構成とした常設展示と、我が国で有数のドーム直径 27m の宇宙型プラネタリウムを備えた理工系と自然系の総合的な機能を備えた科学館である。

開館後 15 年が経過したことを機に、常設展示の更新、エントランスホールのレイアウト替えなど館内設備をリフレッシュし、平成 21 年 8 月 1 日にリニューアルオープンした。また、光学式プラネタリウムの改修とプラネタリウム映像システムの更新を行い、平成 25 年 3 月 16 日に最新の統合型プラネタリウムとしてリニューアルオープンした。

平成 28 年 7 月 15 日には建物の大規模改修を終え、リフレッシュオープンした。

令和 4 年 8 月 27 日に開館以来の入館者数が 600 万人を超えた。

令和 5 年 4 月 29 日に開館 30 周年を迎えた。

① 位置	青山 1470 番地 15
② 開館	平成 5 年 4 月 29 日
③ 構造及び規模	敷地面積 13,843 m ²
	〈本館〉
	鉄骨鉄筋コンクリート造 4 階建 塔屋 2 階
	建築面積 3,097 m ²
	延床面積 7,812 m ²
	(内訳)
	＊展示・来館者サービス部門 3,400 m ²
	常設展示室 (2～4 階)、特別展示室 (1 階)
	エントランス、ミュージアムショップ、喫茶コーナー (1 階)
	展望室 (塔屋 2 階) など
	＊プラネタリウム部門 (1～2 階) 820 m ²
	プラネタリウム客席 (固定椅子約 284 席)、ホワイエ
	コンピューター室、プロジェクター室など
	＊教育普及部門 (4 階) 450 m ²
	講義室、実験室、工作室、準備室など
	＊収蔵部門 (2 階) 500 m ²
	収蔵室 (4 室)、展示準備室ほか
	＊事務・管理部門 (1 階) 2,642 m ²
	管理諸室、機械設備諸室、階段、便所など
	〈資料収蔵棟〉
	鉄骨造 2 階建 建築面積 232 m ² 延床面積 322 m ²
	収蔵室 (2 室)、資料整理室
	〈屋外休憩所〉
	アルミニウム合金造 建築面積 86.54 m ²
④ 建設費	5,345,541 千円

⑤ 大規模改修（平成 27 年 10 月から平成 28 年 6 月） 工事費 1,162,080 千円

(2) 展示内容

① テーマ構成 「宇宙、地球、科学、郷土の自然」

② 展示面積 2,500 m²

ア 常設展示室 2,250 m²

・ 私たちの宇宙 (4 階) 450 m²

私たちが知っている宇宙の姿と原理を、CG と実験装置で紹介する。隕石や古星図の展示に加え、口径 50 cm の太陽望遠鏡では、リアルタイムで太陽の姿をスケッチできる。

・ 身の回りの科学 (3 階) 1,000 m²

身の回りの現象を整理し、実験可能な展示装置で紹介する。ディスカバリーコーナーでは親子で科学の楽しさを発見できる。

・ 地球と郷土の自然 (2 階) 800 m²

地球と生命の歴史から身近な郷土の自然まで、標本とジオラマで紹介する。コレクションコーナーでは収蔵資料を定期的に入れ替えて展示している。

・ その他の展示

エントランス 地球の自転を証明するフーコー振り子

鏡に映る不思議な画像アナモルフォーシス

モロッコ産の直角石の化石を多数含む巨大な岩

黒い板とジルコニウムの輝きでビッグバンを表した壁面レリーフ

高さ 15m の吹き抜けを上下するジャンボ熱気球

屋外（進入路側壁）

世界各地から集められた岩石で、北米大陸の地層をモデルに、しゅう曲、断層、整合などが表されている。

イ 特別展示室 250 m²

企画展名	会期	内容
企画展 第 8 回生物多様性写真展 「ひめじのいきもの」	3/9～4/9 25 日間 (年度内 6 日間)	姫路とその周辺に見られる生物の記録を標本以外の形で残すために、広く写真を募集し展示します。
企画展 「くらべてわかる！ アンモナイト」	4/26～7/6 (開館 61 日間)	兵庫古生物研究会が集めたアンモナイト約 20 科 300 点を一挙に展示。ワークショップやギャラリートークなど、会期中もミニイベントを開催します。
桜山公園まつり 「科学の屋台村」	7/19、20 (2 日間)	科学実験や科学工作などを通して、科学の不思議さや楽しさが体験できるコーナーを多数設置します。
特別展 「はたらくドローン」	7/26～8/31 (33 日間)	姫路市や日本国内で活躍するドローンが勢ぞろいします！実機の操縦も体験できます。
第61回 児童生徒科学作品展	9/27～10/19 (20日間) 科学工作の部 11/1～11/24 (21日間) 調査研究の部	姫路科学館に砂漠の中の恐竜発掘地が出現！？恐竜たちの足跡をたどる発掘旅行を追体験！モンゴルの恐竜たちや、発掘に奮闘する研究者たちの姿を紹介します。
企画展 「科学館でカガク初め！展」	1/5～1/25 (18 日間)	お正月の華やいだ雰囲気を彩る新春に用いられる植物や十二支にまつわる標本、お正月遊びに関連した科学などを紹介します。
第40回 未来を描く科学絵画展	1/31～2/23 (20 日間)	姫路市及び近隣の児童・生徒が未来の科学技術進歩への夢や希望を描いた作品を展示します。
企画展 第9回生物多様性写真展 「ひめじのいきもの」	3/7～4/5 (26日間) (年度内 21 日間)	姫路とその周辺に見られる生物の記録を標本以外の形で残すために、広く写真を募集し展示します。

(3) プラネタリウム

① 投影機能型式	宇宙型
② ドーム直径・型式	27m・傾斜型
③ 座席数	固定席 284 席

番組名	期間	内容
（星空案内と宇宙の話題） ※テーマを月替りで変更	4/1 ～ 4/29	土星の環が消える
	5/1 ～ 5/31	プラネタリウム100周年
	6/1 ～ 6/30	太陽系の果て
	7/1 ～ 7/31	銀河鉄道沿線の星
	8/1 ～ 8/31	太陽
	9/1 ～ 9/29	海王星
	10/1 ～ 10/31	系外惑星
	11/1 ～ 11/30	流星群を見よう
	12/1 ～ 12/26	おうし座の魅力
	1/4 ～ 1/31	空駆ける馬
	2/1 ～ 2/28	皆既月食を見よう
	3/1 ～ 3/31	春分
（全天映画A） 宇宙の模型 ～プラネタリウム誕生物語	4/2 ～ 7/14	2025年は、2023年から始まったプラネタリウム100周年記念イベントの最後の年。「星空の再現」に情熱を注いだ人たちとともに、プラネタリウム100年の歴史を辿ります。
（全天映画B） 宇宙の中のオウムガイ	4/2 ～ 7/14	企画展「くらべてわかる!アンモナイト」と合わせて、地球の自然の中と宇宙の中に見られる様々な形の共通点を探ります。
（全天映画C） 幼児番組ローテーション	4/1 ～ 11/10 3/1 ～ 3/31	「たいようくんとおつきちゃん」、「サントムーン2 まいごのおほしさま」、「やどかりくん まんげつのひみつきち」を日曜の朝、週替わりで上映します。
（全天映画A） オーロラ～夜空に舞う光のペール～	7/16 ～ 10/13 2/3 ～ 5/11	2025年は太陽活動が活発な年。ドーム全体に広がる美しいオーロラ映像を中心に、オーロラの仕組みや見え方や宇宙から見たオーロラの映像などを満載してお届けします。
（全天映画） リビングワールド ～宇宙に生命を探して～	7/16 ～ 10/13:B 10/15 ～ 2/11:A 2/3 ～ 5/11:B	地球以外の恒星を巡る惑星・系外惑星が発見されて2025年で30年。地球と同じように生命を育むことができる世界は、宇宙のどこにあるのでしょうか？
（全天映画B） ゴッホが描いた宇宙	10/15 ～ 2/11	ゴッホは星や月、太陽などの天体をモチーフにした作品を残しています。ゴッホは果てしなく広がる空に何を想い、何を託したのでしょうか。
七夕特別投影 「たなばた星まつり」	6/25 ～ 7/7	天の川から林田川に落ちてきた河童の河太郎がヒコタとオリエに語る七夕の物語。姫路科学館の創作七夕物語です。
東日本大震災特別投影 「星よりも、遠くへ」	9/1・1/17・3/11 16:00の回	東日本大震災の発生した夜、被災地の空には満天の星が広がりました。被災者から寄せられた星と被災にまつわるエピソードを基に、仙台市天文台によって制作された番組です。

○ 「プラネタリウムコンサート」の開催 3回

(4) 観覧料及び特別展示室使用料

・観覧料

区分		金額	
		個人	20人以上の団体
常設展示観覧	一般	600 円	480 円
	高校生・中学生・小学生	210 円	160 円
プラネタリウム 観覧	一般	600 円	480 円
	高校生・中学生・小学生	210 円	160 円
特別展示観覧		1 人につき 2,000 円以内で教育委員会が定める額	

・特別展示室使用料

1 日	午前	午後
午前 9 時から 午後 5 時まで	午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで
8,030 円	3,440 円	4,590 円

(5) 運営状況

区分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
常設展	観覧者数	33,424 人	65,287 人	86,286	95,599	94,393 人
	観覧料収入	7,310,150 円	13,143,620 円	17,557,430	19,265,930	22,935,450 人
プラネタリウム	観覧者数	24,313 人	35,826 人	47,282	49,160	41,265 人
	観覧料収入	6,515,460 円	9,525,950 円	12,496,000	12,706,490	11,431,700 人
特別展等	観覧者数	30,272 人	35,397 人	56,351	51,529	73,860 人
	観覧料収入	1,661,660 円	867,690 円	2,550,820	3,382,020	725,980 人

(6) 普及・啓発活動（予定）

令和 7 年度予算額

2,263 千円

① 「親子で楽しむサイエンス」等各種教室の開催

・親子で楽しむサイエンス A	（対象：小学 1・2 年生）	4 回
・親子で楽しむサイエンス B	（対象：小学 3・4 年生）	2 回
・親子で楽しむサイエンス B C	（対象：小学 3～6 年生）	2 回
・親子で楽しむサイエンス A B C	（対象：小学年全学年）	4 回
・電子工作教室	（対象：小学 4 年生以上・中学生）	4 回
・夏休み自由研究相談室	（対象：小・中学生）	2 回
・顕微鏡基礎講座	（対象：小学 4 年生以上・中学生）	2 回
・少年少女発明クラブ	（対象：小学 4～6 年生）	12 回

② サイエンスエキスパート講座の開催

・昆虫の達人	（対象：小学 3 年生以上・中学生）	3 回
・岩石の達人	（対象：小学 5 年生以上・中学生）	3 回
・物理の達人	（対象：小学 5 年生以上・中学生）	3 回
・天文の達人	（対象：小学 4 年生以上）	3 回

・ロボットの達人	(対象：小学3年生以上・中学生)	3回	
・自然系ジュニア学芸員	(対象：小学5年生以上・高校2年まで)	12回	
③ ゴム・ワングランプリの開催		2回	
④ はりまユース研究発表交流会の開催		1回	
⑥ 「木曜サイエンスサロン」の開催 (対象：一般)		4回	
⑦ 「移動天文教室」の開催 (対象：一般)		3回	
⑧ 「移動科学館」の開催 (対象：小・中・義務教育・特別支援学校)		約10回	
⑨ 「科学講演会」の開催		2回	
⑩ おはなし会の実施		230回	
⑪ サイエンスショーの実施		約300回	
⑫ 化石タッチングの実施 → 「化石のおはなし会」に内容変更して再開※		約140回	
⑬ 「科学の眼」の発行		12回	
⑭ 年報・研究誌「わたしたちの探究と工夫」の発刊			
(7) 資料収集活動		令和7年度予算額	1,148千円
・鉱物、岩石、化石、鳥類、昆虫など展示標本等の収集			

(8) 「友の会」の活動

科学に目を向け、科学する心を高めるとともに、互いに楽しみながら科学に関する知識や教養を培うことを目的として「姫路科学館友の会」が結成され、科学教室の開催、科学施設の見学、ミュージアム・ショップや喫茶コーナー（営業日限定）の運営等の活動を実施。

3 青少年センター

令和7年度予算額 13,679千円

青少年の指導・健全育成の更なる充実のため、「居場所の提供」、「サークル活動の支援」、「交流と体験の支援」の三つの機能をもつ青少年活動の中心施設を整備。

① 施設の概要

位置 総社本町112（市民会館6、7階）

施設規模 延床面積 1,774.69㎡

6階 コミュニケーションルーム、情報ルーム

7階 音楽創作ルーム（大）、音楽創作ルーム（小）、創作活動ルーム

多目的ルーム（大）、多目的ルーム（小）

② 建設費 69,314千円

③ 開館 平成15年12月1日

④ 活動内容

- ・青少年の自主的活動の支援
- ・青少年のための教養講座
- ・青少年の交流場所の提供
- ・自主イベントの実施

⑤ 使用状況

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
使用日数（日）	264	330	346	347	346
使用人員（人）	14,764	18,610	21,465	25,543	26,416
使用料収入（円）	321,275	528,125	658,225	713,660	838,560

⑥ 使用料

区分	9時～12時	12時～17時	17時～22時
音楽創作ルーム（大）	1,010 円	2,540 円	2,540 円
音楽創作ルーム（小）	610 円	1,630 円	1,630 円
創作活動ルーム	1,130 円	1,700 円	1,700 円
多目的ルーム（大）	1,120 円	1,930 円	1,930 円
多目的ルーム（小）	500 円	1,010 円	1,010 円

4 野外活動センター

令和7年度予算額 32,977 千円

野外活動センターは、市内小学5年生の4泊5日の自然学校を中心に、青少年たちを美しい緑や空気の中で、大自然に親しませながら、自然探究やのびのびとした野外活動、規律ある集団宿泊生活等を実際に体験させることによって、心身ともにたくましい青少年の育成を図る目的で設置している。

藤ノ木山野外活動センター

① 施設の概要

位置	山田町南山田 1354 番地 4 （藤ノ木山自然公園内）
敷地面積	9,557.87 m ²
構造	管理棟 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨鉄筋コンクリート造 2階建 宿泊棟 鉄筋コンクリート造 2階建
屋外施設	飯ごう炊さん場

② 定員 216 人

③ 建設費 283,000 千円

④ しゅん工 昭和54年1月22日

⑤ 使用状況

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
使用日数（日）	14	39	94	108	100
使用実人員（人）	1,456	2,959	2,997	2,655	2,645
使用延人員（人）	1,456	3,525	12,420	12,352	12,102
使用料収入（円）	0	1,320	0	92,950	0

5 青少年キャンプ場

令和7年度予算額

6,500 千円

区 分		太尾キャンプ場
所在地		豊富町豊富
環境		池がある、静かな山間
開設期間		7月下旬～8月下旬
収容人員		160 人
施設概要		面積 約 10,000 m ² ロッジ、キャビン、炊事棟、便所、ファイヤー場
利用者数 (人)	R2 年度	0
	R3 年度	0
	R4 年度	153
	R5 年度	480
	R6 年度	299

委員会及び委員等

1 選挙	536
2 監査	538
3 公平委員会	540
4 農業委員会	541
5 附属機関	543
6 特別地方公共団体	548

1 選 挙

1 市議会議員選挙の記録

投票日 区分	H15. 4. 27	H18. 4. 30	H19. 4. 22	H23. 4. 24	H27. 4. 26	H31. 4. 21	R5. 4. 23
当 日 有 権 者 数	371, 104	合併に伴う 増員選挙	別表 2 の とおり	421, 172	422, 656	433, 604	429, 254
投 票 者 数	215, 410			201, 106	200, 598	198, 793	192, 026
棄 権 者 数	155, 694			220, 066	222, 058	234, 811	237, 228
投 票 率 (%)	58. 05			47. 75	47. 46	45. 85	44. 73
有 効 投 票	210, 317			196, 734	196, 320	194, 682	188, 199
立 候 補 者 数	48			55	57	57	63
定 数	43			47	47	47	45
最 高 得 票 数	8, 979			6, 650	6, 369	7, 240	10, 115. 565
当選者最低得票数	3, 148			2, 794	2, 717	2, 081	2, 432
最 低 得 票 数	971			350	184	205	100
当選者 1 人当たり 平 均 得 票 数	4, 652. 698			3, 876. 432	3, 877. 574	3, 921. 192	3, 592. 178

別表 1 (合併に伴う市議会議員増員選挙の記録)

投票日 区分	H18. 4. 30			
	家島選挙区	夢前選挙区	香寺選挙区	安富選挙区
当 日 有 権 者 数	5, 995	16, 615	15, 939	4, 566
投 票 者 数	4, 047	11, 014	9, 763	2, 896
棄 権 者 数	1, 948	5, 601	6, 176	1, 670
投 票 率 (%)	67. 51	66. 29	61. 25	63. 43
有 効 投 票	3, 928	10, 908	9, 632	2, 798
立 候 補 者 数	4	4	7	2
定 数	1	2	2	1
最 高 得 票 数	2, 059	5, 010	2, 097	2, 234
当選者最低得票数	2, 059	2, 799	1, 615	2, 234
最 低 得 票 数	364	563	563	564
当選者 1 人当たり 平 均 得 票 数	2, 059	3, 904. 5	1, 856	2, 234

別表 2

区分 \ 投票日	H19. 4. 22				
	姫路選挙区	家島選挙区	夢前選挙区	香寺選挙区	安富選挙区(無投票)
当日有権者数	375,708	5,915	16,606	15,952	4,573
投票者数	194,009	4,236	9,540	9,192	—
棄権者数	181,699	1,679	7,066	6,760	—
投票率(%)	51.64	71.61	57.45	57.62	—
有効投票	191,812	4,209	9,443	9,079	—
立候補者数	51	3	3	4	1
定数	43	1	2	2	1
最高得票数	7,063	2,003	4,730	3,179	—
当選者最低得票数	2,775	2,003	3,667	2,833	—
最低得票数	1,116	425	1,046	627	—
当選者1人当たり 平均得票数	4,081.059	2,003	4,198.5	3,006	—

2 市長選挙の記録

区分 \ 投票日	H15. 4. 27	H19. 4. 22 (無投票)	H23. 4. 24	H27. 4. 26	H31. 4. 21	R5. 4. 23
当日有権者数	371,104	418,754	421,172	422,656	433,604	429,254
投票者数	215,345	—	201,066	200,539	198,750	192,031
投票率(%)	58.03	—	47.74	47.45	45.84	44.74
最高得票数	120,285	—	129,137	121,838	109,365	111,790
立候補者数	3	1	4	2	2	2

3 最近の主な選挙の記録

区分	衆議院議員			参議院議員		県知事	県議会議員
	11区	12区	比例代表	選挙区	比例代表		
投票年月日	R6. 10. 27	R6. 10. 27	R6. 10. 27	R4. 7. 10	R4. 7. 10	R6. 11. 17	R5. 4. 9
当日有権者数	394,989	36,380	431,369	436,001	436,001	428,785	429,589
投票者数	190,850	18,988	209,814	203,411	203,389	218,002	158,573
有効投票	185,339	18,225	204,516	198,486	197,803	216,160	156,570
投票率(%)	48.32	52.19	48.64	46.65	46.65	50.84	36.91
最高得票数	89,943	8,772	50,701	55,723	—	103,588	24,320
立候補者数	4	4	10	13	—	7	10
定数	1	1	28	3	—	1	8

(注) 衆議院の比例代表における立候補者数は届出政党数

また、衆議院比例代表の定数は近畿ブロックの定数

2 監 査

1 監査委員による監査

(1) 監査実施要領

① 定期監査

毎年、実施する。その方法は、原則として課（課相当の組織を含む。）又は出先機関を対象に財務の執行について、その一部を抽出する方法で実施し、おおむね2年で一巡するものとする。

工事監査は、原則として1工事の契約金額が1,000万円以上のものの中から抽出して設計及び施工監理業務について行う。

② 財政援助団体等に関する監査

補助金等交付団体監査 年間100万円以上の補助金等を援助している団体の中から抽出して実施する。

出資団体監査 1/4以上を出資している団体等を実施し、おおむね2年で一巡するものとする。

③ 指定管理者に関する監査

「公の施設」の管理を行わせている指定管理者について実施し、指定期間内に1回は監査するものとする。

④ 例月現金出納検査

会計管理者所管会計及び企業会計とも現金出納、証書及び関係諸帳簿の検査は毎翌月に行う。

⑤ 決算及び基金の審査

企業会計 6月初旬～7月中旬

一般会計・特別会計 6月中旬～8月上旬

⑥ 財政健全化審査及び経営健全化審査

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率及びそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査する。

⑦ 内部統制評価報告書審査

市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを主眼として実施する。

⑧ その他の監査

・行政監査は、監査委員が必要と認めたとき、これを行う。

・直接請求、議会の請求、住民監査請求等については、事案発生の都度、これを行う。

(2) 監査手続

① 監査計画……………円滑な監査を実施するため、年間計画及び実施計画を定める。

② 資料請求……………実施計画に基づき監査対象の課（所）等に対して行う。

③ 予備監査……………担当書記による書類審査、現地検査、事情聴取等を行う（必要に応じ監査委員も出席する。）。

④ 復 命……………担当書記より監査委員に対し文書で行う。

⑤ 講 評……………監査委員が直接対象局部課長に対し、質疑、事情聴取又は指摘を行う。

⑥ 提出・公表……………ア 監査結果を決定し議会、市長等に提出するとともに公表（市の掲示場、ホームページに掲載）する。

イ 監査結果に基づき、又は監査結果を参考として議会、市長等から措置・対応状況の通知があれば、当該通知に係る事項を公表（ホームページに掲載）する。

なお、措置を講じた通知は、市の掲示場に掲示する。

2 外部監査

(1) 外部監査とは

市長が、市の組織に属さない公認会計士や弁護士等の第三者と契約を締結し、監査を受けるとともに、監査の結果に関する報告を受けるもの。

(2) 外部監査の種類

① 包括外部監査契約に基づく監査

- ・年度ごとに外部監査人と契約して、期間中に1テーマ以上の監査を受ける。
- ・監査対象……市又は市が財政的援助あるいは出資をしている団体など

(令和7年度包括外部監査契約の内容)

- ・契約の目的 契約に基づく監査及び監査結果に関する報告
- ・契約の始期 令和7年4月1日
- ・契約金額 14,900,000円を上限とする額
- ・契約の相手方 住所 姫路市田寺山手町11番18号
氏名 合田 幹孝
資格 公認会計士

② 個別外部監査契約に基づく監査

- ・外部監査によることの請求又は要求のあった都度、監査委員等が認めたときは、外部監査人と契約して、その請求等に係る監査を受ける。
- ・種類……住民監査請求による監査、事務監査請求による監査、議会の請求監査、市長の要求監査等。

3 公 平 委 員 会

1 公平委員会の設置

(1) 目的

公平委員会は、職員の利益の保護と人事行政の公正を期するため、任命権者から独立した合議制の人事機関として設置されたものである。すなわち地方自治法は、地方公共団体の執行機関として公選による長と並んで各種の委員会、委員を設置すべきことを定めているが、公平委員会もその一つであって、公務員制度を民主化するとともに、職員の勤務条件に関する措置要求審査及び不利益処分の審査等人事行政を確立することを目的としている。

(2) 根拠規定

ア 地方自治法第 180 条の 5 第 1 項

イ 地方公務員法第 7 条第 2 項

ウ 姫路市公平委員会設置条例

(3) 設置年月日

昭和 26 年 8 月 13 日

2 公平委員会の権限

公平委員会の権限は、任命権者の人事権が適正に行使されるよう審査、勧告等を行うことが主要なものであるが、その性格に応じ行政的権限、準立法的権限及び準司法的権限に区分することができる。

3 公平委員会の組織

(1) 委員 3 人（任期 4 年）

(2) 職員 3 人（兼務）

4 公平委員会の事務処理

(1) 措置要求等の取扱状況

年度	勤務条件に関する措置要求	不利益処分に対する審査請求	苦情相談
R2	0	0	1
R3	0	0	1
R4	0	0	1
R5	0	0	2
R6	0	0	1

(2) 職員団体の登録 0

登録団体

ア 兵庫県姫路市教職員組合（昭和 41 年 10 月 11 日 登録・法人の申出）

イ 姫路市職員組合（昭和 41 年 10 月 11 日 登録・法人の申出）

ウ 姫路教職員組合（平成 2 年 5 月 22 日 登録・法人の申出）

エ 姫路市立高等学校教職員組合（平成 15 年 10 月 24 日 登録）

4 農 業 委 員 会

農業行政の一機関として農地法等の適正な運用に当たるとともに、本市における農業生産力の増進と経営の合理化に努め、また、農業に関する調査や情報提供、農地等の利用の最適化の推進についての関係行政機関等への意見の提出等、幅広い活動を行っている。

1 構成

令和 7 年 8 月 1 日現在

農業委員			農地利用最適化推進委員			
19 人	※うち認定農業者	うち非農家	36 人	北西部地区	北東部地区	中南部地区
	7 人	1 人		12 人	14 人	10 人

※ 認定農業者の数は、認定農業者等又はこれに準ずる者の数

2 農家戸数・農地面積等

令和 7 年 8 月 1 日現在

農家世帯数	農家人口	農地面積	自作地	借地
8,798 世帯	20,219 人	3,785ha	2,729ha	1,056ha

(世帯数・人口は農家台帳 1,000 ㎡以上の数)

(面積は農家台帳登載の数)

* 端数処理の関係上、合計欄に誤差が生じることがある。

3 農地移動状況

(単位 件・ha)

条項	条項の説明		令和 2 年		令和 3 年		令和 4 年		令和 5 年		令和 6 年	
			件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
農地法第 3 条	農地の権利移動		189	32.71	181	24.56	225	31.8	202	24.23	226	24.89
〃 第 4 条	農地の転用	許可	25	1.92	13	0.91	23	2.45	23	1.89	20	0.97
		届出	131	5.44	149	5.91	108	5.14	113	5.51	111	4.90
〃 第 5 条	農地の転用のための権利移動	許可	64	3.75	68	6.31	95	9.12	141	14.68	95	8.97
		届出	426	31.79	400	27.89	456	32.49	394	27.21	365	26.76
〃 第 18 条	農地の賃貸借解約等の通知		142	23.73	134	23.19	188	58.62	156	34.94	206	29.78

4 農業者年金

農業者年金制度は、全国の農業者からの「農業者にもサラリーマン並みの年金を」という強い要請によって、農業者の老後生活の安定と、農業経営の若返りによる近代化や規模拡大を促進することを目的として、昭和 46 年 1 月に発足した。

平成 14 年 1 月から賦課方式から積立方式になり、農業者の老後の安定及び福祉の向上を図るとともに農業者の確保に資する制度となった。

令和 7 年 3 月末現在

被保険者	11 人
待期者	9 人
受給者	77 人

5 賃借料情報

令和6年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a・1反・1,000㎡当たりの年額）は、次のとおりである。

締結（公告） された地域名	地目	平均額	最高額	最低額	データ数	参考 （使用賃借）
市街化調整区域 都市計画区域外	田	3,300 円	6,000 円	2,000 円	129 筆	479 件
市街化調整区域 都市計画区域外	畑	データ数不足（5 件未満）のため 算出していません。			2 筆	67 件

- *1 データ数は、集計に用いた筆数である。
- *2 標準的な水準を算出するため、区分毎に、全賃借料データの平均値±（平均値×70％）を超えるものを除いている。
- *3 金額は、算出結果を四捨五入し、100 円単位としている。
- *4 「市街化区域」は、データ数なしのため算出していない。
- *5 農地法第3条許可申請及び農用地利用集積計画の賃借料を対象としている。

5 附 属 機 関

名称(姫路市は省略)	定数	構成	所管
政策局 指定管理者選定委員会	5 人以内	学識経験者、市民代表又は公の施設の利用者代表、団体経営及び財務管理に係る専門家、市職員	企画政策室
奨学学術振興事業運営委員会	10 人以内	関係団体の代表、大学等の代表、学識経験者	高等教育室
奨学生選考委員会	10 人以内	関係団体の代表、大学等の代表、寄附者代表	
産学協同研究助成選考委員会	10 人以内	関係団体の代表、大学等の代表、寄附者代表、学識経験者	
ひめじ創生戦略会議	20 人以内	関係団体の代表、学識経験者	ひめじ創生戦略室
交通安全対策会議	会長及び 20 人以内	市長、国の関係地方行政機関・県・市職員、警察官、教育長、消防長	危機管理室
防災会議	会長及び 60 人以内	市長、指定地方行政機関職員、自衛隊、県・市職員、警察官、教育長、消防長、消防団長、指定公共機関の役員又は職員等	
国民保護協議会	会長及び 60 人以内	市長、指定地方行政機関職員、自衛隊、県・市職員、教育長、消防長、指定公共機関の役員又は職員、知識又は経験を有する者	
安全安心推進協議会	15 人以内	学識経験者、民間諸団体代表者、関係行政機関	
行政不服審査会	5 人以内	審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者	行政管理課
行財政改革市民会議	13 人以内	学識経験のある者、市民、本市の市政について優れた識見を有すると市長が認める者	行政管理課
官民データ活用推進会議	10 人以内	学識経験のある者、市民、各種団体を代表する者又は各種団体から推薦された者	デジタル戦略室
特別職報酬等審議会	10 人以内	市域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要のつど市長が任命する	人事課
退職手当審査会	3 人	識見を有する者のうちから市長が任命する	
公務災害補償審査会	3 人	学識経験者	
政治倫理審査会	5 人以内	弁護士、公認会計士、税理士、大学教授その他市長が適任と認めた者	職員倫理課
職員倫理審査会	5 人以内	長が適任と認めた者	
事業評価監視委員会	9 人以内	地域の実情に精通した公平な立場にある有識者	工事技術検査室
男女共同参画審議会	20 人以内	学識経験のある者、関係団体が推薦する者、関係行政機関の職員、市民	男女共同参画推進センター
市民局 指定管理者選定委員会	15 人以内	学識経験者、市民代表又は公の施設の利用者代表、団体経営及び財務管理に係る専門家、市職員	市民活動推進課
公民館運営審議会	10 人以内	学識経験者、社会教育関係者、学校教育関係者	

名称(姫路市は省略)	定数	構成	所管
消費生活審議会	7 人以内	学識経験者、事業者団体代表者、消費者団体代表者、関係行政機関の職員	市民総合相談室
情報公開・個人情報保護審査会	7 人以内	弁護士、学識経験者等	市民総合相談室
総合センター運営委員会 (17 機関有)	11 人以内	識見を有する者	人権総務課
農林水産環境局 指定管理者選定委員会	15 人以内	学識経験者、市民代表又は公の施設の利用者代表、団体経営及び財務管理に係る専門家、市職員	美化業務課
姫路市新美化センター整備運営事業者選定委員会	7 人以内	学識経験を有する者、団体経営及び財務管理について専門的な知識を有する者	環境事業推進室
環境審議会	25 人以内	学識経験者、民間諸団体等代表者、市その他関係行政機関の職員	環境政策室
農業振興地域整備促進協議会	10 人以内	学識経験のある者、農業団体の代表者、市職員、その他市長が必要と認める者	農政総務課
農業委員会委員選考委員会	5 人以内	学識経験者、農業委員経験者、市職員、その他市長が必要と認める者	
中央卸売市場開設運営協議会	10 人	生産から流通消費に至る学識経験を有する者	中央卸売市場
社会福祉審議会	40 人以内	市議会議員、社会福祉事業従事者、学識経験者	福祉総務課
健康福祉局 指定管理者選定委員会	15 人以内	学識経験者、市民代表又は公の施設の利用者代表、団体経営及び財務管理に係る専門家、市職員	
民生委員推薦会	14 人以内	民生委員児童委員、社会福祉事業関係者、社会福祉関係団体代表者、教育関係者、関係行政機関職員、学識経験者、その他市長が必要と認める者	地域福祉課
障害認定審査会	36 人	障害者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者	障害福祉課
福祉有償運送運営協議会	14 人以内	学識経験者、公共交通事業者及びその組織する団体の代表、住民及び利用想定者の代表、関係行政機関職員	障害福祉課 高齢者政策課
国民健康保険運営協議会	21 人	被保険者代表、保険医又は保険薬剤師代表、公益代表	国民健康保険課
地域ケア推進協議会	10 人以内	学識経験者、保健医療福祉関係者、民生委員・児童委員、公募による市民の代表、介護サービスを提供する事業者の代表、地域包括支援センターの設置者、介護支援専門員の代表	高齢者政策課 高齢者支援課 介護保険課
介護予防事業施策評価委員会	5 人以内	第 1 号被保険者、保健医療福祉関係者、学識経験者	高齢者支援課
生活支援ハウス 入所判定委員会	12 人以内	医師、看護師、老人福祉施設の管理者、老人福祉施設の職員、介護支援専門員	

名称(姫路市は省略)	定数	構成	所管
福祉事務所老人ホーム 入所判定委員会	10 人以内	保健所長等、老人福祉施設の管理者、地域包括支援センターの管理者、医師	高齢者支援課
介護認定審査会	192 人	保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者	介護保険課
保健所運営協議会	20 人以内	各種団体を代表する者、医療等に関する学識経験者、関係行政機関の職員、その他市長が必要と認める者	保健所総務課
感染症診査協議会	11 人以内	感染症指定医療機関医師、感染症の患者の医療に関する学識経験者及び医療以外の学識経験者	保健所予防課
小児慢性特定疾病審査会	5 人以内	学識経験者、専門医、関係行政機関の職員	保健所予防課
食育推進会議	20 人以内	学識経験者、食育推進に係る団体の役員または職員、公募により選任された者	保健所健康課
こども未来局 指定管理者選定委員会	5 人以内	学識経験者、市民代表又は公の施設の利用者代表、団体経営及び財務管理に係る専門家、市職員	こども総務課
子ども・子育て会議	20 人以内	子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者、その他市長が必要と認める者	こども総務課
いじめ問題再調査委員会	5 人以内	弁護士、医師、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者、学校教育の関係者、学識経験を有する者	こども総務課
観光経済局 指定管理者選定委員会	15 人以内	学識経験者、市民代表又は公の施設の利用者代表、団体経営及び財務管理に係る専門家、市職員	観光コンベンション室
手柄山スポーツ施設整備運営 事業者選定委員会	8 人以内	P F I 識者、建築識者、スポーツ識者、福祉識者、財務識者、市職員	手柄山平和公園整備課
勤労福祉審議会	18 人以内	勤労者の代表、経営者の代表、学識経験者	労働政策課
(仮称)道の駅姫路整備運営事 業者審査委員会	12 人以内	学識経験を有する者、団体経営及び財務管理について専門的な知識を有する者、各種団体から推薦された者、市その他関係行政機関の職員、その他市長が必要と認める者	道の駅整備室
都市局 指定管理者選定委員会	5 人以内	学識経験者、市民代表又は公の施設の利用者代表、団体経営及び財務管理に係る専門家、市職員	都市計画課
都市計画審議会	20 人以内	学識経験者、市議会議員、関係行政機関職員、各種団体の代表者、公募により選任された者	
景観・広告物審議会	20 人以内	学識経験者、関係団体の代表、関係行政機関の職員、公募により選任された者	まちづくり指導課
建築紛争調停委員会	5 人以内	法律、建築又は生活環境の分野に関し優れた知識及び経験を有する者	
ホテル等建築審議会	5 人以内	法律、建築又は生活環境の分野に関し優れた知識及び経験を有する者	

名称(姫路市は省略)	定数	構成	所管
開発審査会	7 人	法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生又は行政に関し優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者	まちづくり指導課
建築審査会	7 人	法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政に関し優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者	建築指導課
市営住宅入居者選考委員会	14 人以内	副市長、市議会議員、市民代表者、市職員	住宅課
空家等対策協議会	15 人以内	市長、学識経験者、関係行政機関の職員、市議会議員、市民、その他市長が必要と認める者	
中播都市計画事業 J R網干駅前土地区画整理審議会	10 人	権利者 8 人、学識経験者 2 人	区画整理課
中播都市計画事業 阿保土地区画整理審議会	15 人	権利者 13 人、学識経験者 2 人	姫路駅周辺・阿保地区整備課
中播都市計画事業 姫路駅周辺土地区画整理審議会	10 人	権利者 8 人、学識経験者 2 人	
中播都市計画事業 駅南土地区画整理 (姫路駅南西地区) 審議会	10 人	権利者 8 人、学識経験者 2 人	
地域公共交通会議	22 人以内	学識経験者、交通事業者及びその組織する団体の職員、市民代表者、関係行政機関職員	地域公共交通課
自転車等駐車場等 整備・管理事業者選定委員会	5 人以内	学識経験者、市職員、市長が特に必要があると認める者	道路総務課
自転車等駐車場対策協議会	16 人以内	学識経験者、交通事業者及び市域を管轄する警察署の職員、その他市長が必要と認める者	
姫路市歩行者利便増進道路占用予定者選定等委員会	7 人以内	学識経験のある者、関係行政機関の職員、その他市長が必要と認める者	道路管理課
自然保護審議会	15 人以内	学識経験者、関係行政機関職員	公園緑地課
公募対象公園施設設置等予定者選定委員会	5 人以内	学識経験者、団体経営及び財務管理について専門的な知識を有する者、市長が特に必要があると認める者	
教育職員退職手当審査会	3 人	識見を有する者	教委総務課
教育委員会 指定管理者選定委員会	5 人以内	学識経験者、市民代表又は公の施設の利用者代表 団体経営及び財務管理に係る専門家、市職員	
社会教育施設等 指定管理者選定委員会	5 人以内	学識経験者、市民代表又は公の施設の利用者代表 団体経営及び財務管理に係る専門家、市職員	
教育振興基本計画審議会	15 人以内	学識経験のある者、関係団体を代表する者、その他教育委員会が必要と認める者	教育企画室

名称(姫路市は省略)	定数	構成	所管
学校校区審議会	8 人以内	関係諸団体代表者、市内の大学又は短期大学の学長が指命する者	学校指導課
学校運営協議会（3 機関有）	規定なし	地域住民、保護者、教職員、学識経験者、設置学校の運営に資する活動を行う者等	
いじめ問題調査委員会	7 人以内	弁護士、医師、学識経験者、心理又は福祉の専門家、その他教育委員会が適当であると認める者	学校指導課
総合教育センター運営協議会	15 人以内	教育に関する学識経験を有する者、関係諸団体の代表者、医療従事者、学校教育関係者	総合教育センター 教育研修課
教育支援委員会	20 人以内	教育学、医学、心理学に関する専門的な知識を有する者、保護者代表、学校代表	総合教育センター 育成支援課
学校給食運営審議会	15 人以内	学識経験者、児童生徒の保護者の代表、関係諸団体を代表する者、市その他関係行政機関の職員、その他教育委員会が必要と認める者	健康教育課
学校保健審議会	8 人以内	学校医、学校歯科医、学校薬剤師、学校園関係者	
市立学校結核対策委員会	10 人以内	医療関係者、学校関係者	
社会教育委員	10 人以内	学校教育関係者、社会教育関係者、学識経験者	生涯学習課
青少年問題協議会	会長及び 25 人以内	市長、市その他関係行政機関の職員、関係団体の代表、学識経験者	生涯学習課 (青少年センター)
文化財保護審議会	10 人以内	学識経験者、文化財に関し見識の高い者	文化財課
美術品購入等審議委員会	15 人以内	学識経験者	美術館
図書館協議会	15 人以内	学校教育関係者、社会教育関係者、学校教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者	城内図書館

6 特別地方公共団体

1 一部事務組合

名称	構成団体	設置年月日	共同処理の事務
兵庫県競馬組合	兵庫県、2市（姫路、尼崎）	S55.10.1	競馬事業に関する事務
市川町外三ヶ市町 共有財産事務組合	2市（姫路、加西）、2町（市川、福崎）	S34.11.24 (加入)	共有財産の維持管理
加古川市外2市共有 公会堂事務組合	3市（姫路、加古川、高砂）	T11.11.1	〃
姫路福崎斎苑施設 事務組合	1市（姫路）、1町（福崎）	S56.6.24 ※	斎苑施設の設置、管理 及び運営に関する事務
くれさか環境事務組合	1市（姫路）、1町（福崎）	H5.1.7 ※	廃棄物処理施設の設置 及び管理運営
中播衛生施設事務組合	1市（姫路）、3町（神河、市川、福崎）	S39.11.4 ※	し尿処理施設の設置及 び運営

※いずれも姫路市加入はH18.3.27

2 財産区

名称	財産区の財産		
飾東財産区	飾東町佐良和 1156 番地 1	山林	127,695 m ²
船山財産区	神崎郡市川町瀬加及び小畑地区の山林等 14,535,259 m ² のうち 持分 2,726,988 m ²		
伊勢財産区	林田町上伊勢 1136 番地 64 外	山林	57,154 m ²
姫路市置塩財産区	夢前町山富 28 番 10 外	山林等	1,891,919 m ²
姫路市鹿谷財産区	夢前町高長 34 番 1 外	山林等	15,490,112 m ²
姫路市中寺財産区	香寺町中村 89 番 6 外	山林等	2,228,968 m ²
姫路市香呂財産区	香寺町須加院 282 番 2 外	山林等	6,629,407 m ²

R7.4.1 現在

3 広域連合

名称	構成団体	設置年月日	共同処理の事務
兵庫県後期高齢者 医療広域連合	兵庫県下全市町	H19.2.1	後期高齢者医療制度に 関する事務

法

人

1	一般財団法人 姫路市まちづくり振興機構	550
2	公益財団法人 姫路市文化国際交流財団	558
3	社会福祉法人 姫路市社会福祉事業団	575
4	社会福祉法人 姫路市社会福祉協議会	576
5	公益財団法人 姫路市救急医療協会	580
6	公益財団法人 姫路市中小企業共済センター	581
7	公益社団法人 姫路市シルバー人材センター	583
8	公益社団法人 姫路観光コンベンションビューロー.....	585

1 一般財団法人 姫路市まちづくり振興機構

1 概要

姫路市の総合計画に基づき、都市機能の充実及び都市施設の整備、運営並びに潤いある都市環境の創出、保全に関する事業を行うとともに、緑化意識の普及啓発、スポーツの普及振興及びコミュニティ活動の促進に関する事業を行い、もって都市の健全な発展と市民が健康で心豊かに暮らすことができる地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(1) 事務所の位置 飾磨区三宅一丁目 196 番地

(2) 設立 昭和 45 年 4 月 28 日

平成 22 年 4 月 1 日、財団法人姫路市都市整備公社、財団法人姫路市スポーツ振興財団、財団法人姫路市緑化協会及び財団法人姫路市施設利用増進協会が統合し、存続法人である財団法人姫路市都市整備公社を財団法人姫路市まちづくり振興機構に商号変更。

平成 25 年 4 月 1 日、一般財団法人移行。

(3) 基本財産 80,000 千円

(4) 市の出資金 80,000 千円

(5) 役員等の氏名

① 評議員

令和 7 年 8 月 1 日現在

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
評 議 員	井 上 泰 利	評 議 員	松 浦 鉄 昭
〃	高 坂 誠	〃	三 輪 敏 之
〃	長 尾 真		

② 理事・監事

令和 7 年 8 月 1 日現在

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
理 事 長	甲 良 佳 司	理 事	伊勢田 祐 子	理 事	森 田 一 士
副理事長	本 庄 哲 郎	〃	米 谷 啓 和	〃	山 本 聡
専務理事	桑 原 秀 明	〃	合 田 勝 彦	監 事	平 田 朋 子
〃	東 田 隆 宏	〃	船 引 克次郎	〃	吉 川 達 也
〃	森 谷 典 夫	〃	松 本 直 子		
常務理事	三 木 慎 一	〃	宮 内 雄 治		

(6) 職員数 257 人（うち市職員派遣 6 人）

2 令和 7 年度予算額

（単位 千円）

区 分	収 益 （ A ）	費 用 （ B ）	（ A ） － （ B ）
経 常 増 減 の 部	2,427,774	2,418,696	9,078
経常外増減の部	0	0	0
法 人 税 等	0	1,000	△1,000

3 令和7年度事業計画

(1) 実施事業（公益目的支出計画に記載した実施事業をいう。）

① 緑化事業

ア 緑化推進事業

- ・緑化助成事業
生垣設置助成、共有地緑化助成、壁面緑化助成 等
- ・花苗配布事業
- ・記念樹配布事業
誕生、小学校入学、成人、結婚、転入及び一戸建住宅記念樹の配布
- ・緑化イベント開催事業
ひめじ緑いち、ひめじ花と緑のガーデンフェア、オープンガーデンなかはりま、市花「さぎ草」栽培展、ひめじ花と緑のコンクール及びひめじ花と緑のまちづくりポスター展の開催
- ・広報活動事業
「ひめじの緑」等啓発冊子の発行及びSNSを活用した情報発信
緑化に関する情報ラジオ放送
- ・調査研究事業
市花「さぎ草」の調査研究
市蝶「ジャコウアゲハ」（お菊虫）の食草「ウマノスズクサ」の育成研究
姫路の身近な植物の調査研究
手柄ザクラの保全及び増殖
- ・緑化講習会事業
園芸技術研修、庭木の手入れ体験講習会及び親子コケ玉づくり教室等の開催
- ・ボランティア育成、活動支援事業
キャッスルガーデン他植栽管理事業
大手前通り市民花壇管理運営事業
- ・地域への緑化指導、相談事業
市内の公民館、学校及び地域団体等への出前講座の実施

イ 管理運営事業

手柄山温室植物園、姫路城西御屋敷跡庭園好古園及び緑の相談所の管理運営

② スポーツ振興事業

ア 普及振興事業

- ・スポーツ教室事業
長期・短期スポーツ教室、テニス教室
- ・スポーツイベント開催事業
ひめじD o ! スポーツデイ、ミニクルージング、セールトレーニング、姫路市民ゴルフ大会の参加申込受付及び世界遺産姫路城マラソンファンランの部の開催
- ・ひめじスポーツコミッション事業
「スポーツ探検隊」の開催、スポーツイベント等の広報・PR、開催支援及び誘致事業

イ 管理運営事業

総合スポーツ会館、球技スポーツセンター、ヴィクトリーナ・ウイंक体育館、ウイंक陸上競技場、姫路

書写テニスコート、木場ヨットハーバー 等

③ コミュニティ活動促進事業

ア コミュニティ活動促進事業

市民講座等の地域活動事業の実施

イ 広報活動事業

施設パンフレットの発行

ウ 管理運営事業

市民会館、花の北市民広場、地区市民センター（3 か所） 等

(2) その他事業（実施事業以外の事業をいう。）

① 都市施設運営整備事業

管理運営事業

・ 駐車場管理運営事業

姫路城周辺駐車場（6 か所）、手柄山周辺駐車場（9 か所）、月極駐車場（9 か所）

・ 姫路シーサイドゴルフコース管理運営事業

姫路シーサイドゴルフコース施設の貸付け

・ ビル管理事業

じばさんびる 7・8 階区画の貸付け

・ サービス付き高齢者向け住宅管理事業

サービス付き高齢者向け住宅等の貸付け

② 商品販売提供事業

管理運営事業

・ 大手門茶屋運営事業

大手門茶屋での飲食物の販売及び売店の営業

・ 活水軒運営事業

レストラン「活水軒」での飲食物の販売

・ 呈茶サービス事業

茶室「双樹庵」での呈茶サービス

「潮音斎」での大茶の湯の開催

・ 好古園物品等販売事業

好古園改札窓口での土産品等の販売

好古園内での山野草の余剰苗の販売

・ スポーツ用品等販売事業

スポーツ施設でのスポーツ用品等の販売

・ 花卉^き等販売事業

手柄山温室植物園内「花の家」等での花卉等の販売

4 主な管理運営施設の状況

(1) 駐車場管理運営事業

① 施設概要

	施設名	所在地	収容台数	開設年月日	利用形態	利用料金
城 周 辺 駐 車 場	大手前公園地下駐車場	本町68番地	323 大型バイク 48	S46(1971). 10.1	一時 月極	<u>普通車</u> 200円/30分/最初の1h 以後150円/0.5h 1日最高1,200円 <u>大型バイク</u> 500円/回/日
	大手門駐車場	本町68番地	555 バス45	S45(1970). 5.1	一時 月極	<u>乗用車</u> 600円/3h以内 900円/3h~1日 <u>バス</u> 2,500円/回/日
	姫山駐車場	本町68番地56	246	S58(1983). 4.1	一時	600円/3h以内 900円/3h~1日
	城の北駐車場	本町68番地269	148	H8(1996). 4.1	一時 月極	無料/0.5h以内 200円/0.5~1h 600円/1h~3h 900円/3h~1日
	城見台臨時駐車場	本町68番地100 及び224	248	H22(2010). 3.26	一時	800円/回/日
	本町臨時駐車場	本町68番地64ほか	330	H26(2014). 3.30	一時	500円/回/日
手 柄 山 周 辺 駐 車 場	手柄山第1立体駐車場	延末130番地1	498	H13(2001). 4.17	一時	200円/回/日
	旧文化センター南駐車場	延末90番地	207 (バス可)	H13(2001). 4.17	一時	乗用車 200円/回/日 バス 800円/回/日
	手柄山山頂駐車場 (緑の相談所前)	西延末440番地3	43	H13(2001). 4.17	一時	200円/回/日
	手柄山山頂駐車場 (平和資料館前)	西延末475番地	20	H13(2001). 4.17	一時	200円/回/日
	武道館前駐車場	西延末492番地	196	H14(2002). 4.1	一時	200円/回/日
	温室植物園前駐車場	手柄93番地	26	H15(2003). 3.21	一時	200円/回/日
	野球場東駐車場	飯田587番地	246	H26(2014). 2.25	一時	200円/回/日

	施設名	所在地	収容台数	開設年月日	利用形態	利用料金
手柄山周辺駐車場	野球場西駐車場	飯田545番地1	324 バス 7	H17(2005). 7.5	一時	乗用車 200 円/回/日 バス 800 円/回/日
	みんなのさくら広場駐車場	延末181番地1	35	R6(2024). 4.8	一時	乗用車 200 円/回/日
月極専用駐車場	船丘駐車場	船丘町298番地5	9	S45(1970). 5.1	月極	1月 9,500 円 6月 48,300 円
	琴岡駐車場	琴岡町274番地6	42	S45(1970). 5.1	月極	1月 9,500 円 6月 48,300 円
	三条駐車場	三条町一丁目38	32	H10(1998). 10.1	月極	1月 6,800 円
	香呂駅前駐車場	香寺町香呂212番 16	普 49 軽 2	H18(2006). 4.1	月極	1月 5,000 円
	三宅駐車場	飾磨区三宅1-205	普 51 軽 5	H22(2010). 4.1	月極	1月 6,600 円 (軽四) 5,500 円 12月 76,000 円
	三宅第2駐車場	手柄1-162	15	H22(2010). 4.1	月極	1月 6,600 円 12月 76,000 円
	三宅第3駐車場	飾磨区三宅1-206	9	H22(2010). 4.1	月極	1月 6,600 円 (軽四) 5,500 円 12月 76,000 円
	手柄駐車場	手柄字堂ノ前198	35	H22(2010). 4.1	月極	1月 6,600 円 12月 76,000 円
	中地駐車場	飯田字正砂62-1	53	H22(2010). 4.1	月極	1月 6,600 円 12月 76,000 円

② 利用状況

施設名		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
姫路城周辺 駐車場 (7カ所)	じばさんびる駐車場	6,930	5,938	3,327	2,964	—
	大手前公園地下駐車場	88,296	61,976	85,294	89,460	85,543
	お城本町地下駐車場	52,976	—	—	—	—
	大手門駐車場	122,735	134,314	202,277	205,520	198,773
	姫山駐車場	84,338	92,288	118,143	135,503	121,302
	城の北駐車場	118,685	134,266	149,682	155,221	161,297
	城見台臨時駐車場	3,295	4,251	11,760	11,325	11,794
	本町臨時駐車場	0	0	1,817	4,165	2,589
手柄山周辺 駐車場 (9カ所)	手柄山第1立体駐車場	40,212	59,085	66,578	83,230	91,942
	旧文化センター南駐車場	24,998	58,568	32,460	22,873	39,825
	手柄山遊園前駐車場	5,553	—	—	—	—
	手柄山山頂駐車場 (緑の相談所前)	25,407	30,328	30,973	28,495	27,878
	手柄山山頂駐車場 (平和資料館前)	6,425	6,965	8,432	7,824	8,011
	武道館前駐車場	49,129	62,281	74,627	81,467	84,173
	温室植物園前	11,317	13,293	13,601	14,806	13,160
	野球場東駐車場	18,823	28,025	37,730	23,013	29,929
	野球場西駐車場	60,385	71,943	91,357	105,307	103,394
	みんなのさくら広場駐車場	—	—	—	—	25,762
計		719,504	763,521	928,058	971,173	1,005,372

(2) 姫路書写テニスコート

施設概要

施設名	所在地	竣工	事業費	施設内容
姫路書写テニスコート	書写634番地51	S58(1983).7	1.8億円	砂入り人工芝コート7面、ハードコート1面（ナイター設備完備）、練習コート1面（壁打ち面） 管理棟、駐車場、コミュニティサロン

(3) 木場ヨットハーバー

施設概要

ア ヨットハーバー

施設名	所在地	面積	開設	施設内容
木場ヨットハーバー	木場1390番地3	4,743.19 m ²	S50(1975).3	船艇の保管・保留及びクレーンを使用した船艇の揚降

イ 管理棟

施設名	規模	構造	竣工	事業費	施設内容
管理棟	建築面積 357.24 m ² 延床面積 517.56 m ²	鉄筋コンクリート造 3階建	S62(1987).4	1.13億円 うち市補助 1.0億円	1階 (332 m ²) 玄関ロビー、事務室、会議 室、シャワールーム 2階 (153 m ²) 喫茶室、屋上広場兼展望台 3階 (32 m ²) 監視室、サンデッキ

(4) じばさんびる

施設概要

施設名	所在地	構造	竣工	面積	事業費
じばさんびる (7・8階の所有)	南駅前町 123 番地	鉄骨鉄筋コンクリート造 9階建	S58(1983).4	857 m ²	184,303 千円

(5) レストハウス「大手門茶屋」

施設概要

施設名	所在地	構造	営業開始日	面積	施設内容
レストハウス 「大手門茶屋」	本町 68 番地 (大手門駐車場内)	鉄筋コンクリート造 平屋建	H18(2006). 10.30	223 m ²	売店・喫茶 観光案内 土産物販売

5 主な建設事業の実績

(1) 学校施設整備事業

- ① 事業年度 昭和 46 年度～昭和 57 年度
- ② 事業規模
 - 小学校 延 123 校 延 87,928 m²
 - 中学校 延 77 校 延 67,801 m²
 - 高等学校 延 3 校 延 5,093 m²
- ③ 事業費 145 億円

(2) 大塩ゴルフ場建設事業

- ① 事業年度 昭和 62 年度～平成 3 年度
- ② 事業規模
 - ゴルフ場面積 594,306.51 m²
 - コース内容 6,365 ヤード (5,800m) 18 ホール Par72 ベント芝 2 グリーン
 - クラブハウス 鉄筋コンクリート造 2 階建 延床面積 1,470 m²
 - 駐車場 収容台数 330 台
- ③ 事業費 約 29 億円 (用地取得費を除く)
- ④ その他
 - 児童公園 (大塩南公園) 7,129 m² 《平成元年度 姫路市へ寄付》
 - 遊歩道・緑地帯建設 《平成 2 年 6 月 姫路市へ譲渡》

事業費 204,966 千円

面積 47,827 m² (延長 3,250m)

2 公益財団法人 姫路市文化国際交流財団

1 概要

市民の文化活動事業の振興と地域ぐるみの国際交流事業を推進し、もって魅力ある地域文化の創造と国際社会の発展に寄与することを目的とする。

- (1) 所在地 神屋町 143 番地 2 姫路市文化コンベンションセンター内
- (2) 設立年月 平成元年 7 月 1 日
- (3) 基本財産 1, 152, 917, 500 円
- (4) 市の出資金 100, 000 千円
- (5) 評議員の氏名 令和 7 年 8 月現在

役 職 名	氏 名
評議員	阿 山 正 人
〃	長 田 秀 人
〃	沼 田 景 三
〃	村 角 伸 一
〃	山 田 基 靖

- (6) 役員の氏名 令和 7 年 8 月現在

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
理 事 長	和 田 達 也	理 事	尾 内 美智代	理 事	林 裕美子
副理事長	市 川 一 夫	〃	大 前 晋	〃	平 櫛 素 子
副理事長	國 光 敏 輝	〃	岡 田 兼 明	〃	柳 谷 郁 子
理 事	井 上 ニニィ	〃	白 井 智 子	監 事	立 花 紘一郎
〃	岩 田 稔 恵	〃	竹 尾 壽 敏	〃	濱 田 聡
〃	内 山 雅咲己	〃	橋 本 雅 年		

(7) 事業

- ① 文化の創造・育成及び文化活動に関する事業
 - ② 地域住民の文化・国際教養の普及啓発に関する事業
 - ③ 海外諸都市との友好交流に関する事業
 - ④ 文化・国際交流に関する調査資料及び情報の収集並びに刊行物の発行提供に関する事業
 - ⑤ 外国人の受入体制の整備及び在住外国人との交流に関する事業
 - ⑥ 文化関係団体及び国際交流関係団体の連携及び支援に関する事業
 - ⑦ 指定管理者制度に基づく公共施設及びそれに準ずる施設の管理運営に関する事業
 - ⑧ その他前条の目的を達成するために必要な事業
- (8) 職員数 35 人（法人職員 11 人、再雇用嘱託員 1 人、市派遣職員 5 人、嘱託員 16 人、非常勤嘱託員 1 人、臨時職員 1 人）

2 令和7年度予算額

事業活動収入 610,262 千円（うち市の委託料 115,882 千円、市の補助金 331,576 千円）

事業活動支出 642,073 千円

3 令和7年度事業計画

令和7年度は、これまでの事業実施の成果を踏まえつつ、舞台芸術公演や市民参加型事業等の文化振興事業を通して、芸術文化の振興、普及に努める。

開館5年目を迎えるアクリエひめじでは、NHK 交響楽団やウィーン・フィルハーモニー管弦楽団、ディズニー・オン・クラシック、池辺晋一郎芸術監督のオリジナル企画をはじめ、劇団四季ミュージカルや人形浄瑠璃文楽など多彩な公演を開催し、文化交流の拠点の一つとしてにぎわい創出の一翼を担っていく。また、姫路市ジュニアオーケストラ、演劇ワークショップ等、若いうちから創造的な体験に参加できる芸術文化活動の場を提供し、次世代の育成に寄与していく。施設管理業務においては、経費の節減を図りながら、来館者の安全性の確保と市民サービスの向上を行い、適切な運営を行う。また、指定管理者として施設を有効活用して文化事業を実施することにより、来館者増と施設のPRを図る。

姫路市書写の里・美術工芸館においては、工芸を通して郷土に根付く生活文化の再発見を促し感性を育む場として、幅広い世代を対象とした企画展示及び体験教室等の育成・普及事業を実施することにより、美術工芸の振興と継承を促進する。

国際交流事業においては、海外諸国との相互理解と友好的な親善を推進し、世界に開かれた魅力ある国際都市づくりを目指す。姫路市の人口の2.5%程度にまで増加している在住外国人に向け、適時性のある情報発信、日本語を習得するための講座や相談窓口の開設により、生活基盤の安定に寄与していく。また、地域社会全体が異なる文化をルーツに持つ人を受け入れる環境の醸成に向け、地域ぐるみで広い世代の市民に向けて講座やイベント、ボランティア活動などの機会を提供する交流事業を実施し、多文化理解を促進する。特に、姉妹都市派遣・受入れ、子ども国際交流スクール等の国際交流体験の機会を通して、若い世代が世界を広げる機会となる事業を行い、姫路市全体での多文化対応を推進する。

その他、時節を捉え柔軟に事業の形を整えて展開することにより、文化芸術・国際交流分野だけの振興にとどまらず、観光、まちづくり、教育その他関連分野との連携を深め、市民の活力ある文化的な生活の実現に寄与し、シティイメージの向上に努める。

(1) 舞台芸術等文化振興事業

「育成」「普及」「鑑賞」「交流」の4機能を事業の柱として設定し、優れた舞台芸術の提供、地域文化の育成と支援、郷土文化の伝承と保存、芸術文化活動の振興と奨励、文化情報の収集と提供、文化団体や文化人の交流等の文化振興事業を以下のとおり実施する。

① アクリエシリーズ

播磨地域の文化交流拠点として開館5年目を迎える姫路市文化コンベンションセンター(アクリエひめじ)において、大型舞台芸術公演を実施。文化の殿堂と姫路のにぎわい拠点としてのブランディングを促進し、プロモーションする。

No.	事業名	開催日	開催場所	事業内容
1	播磨国吹奏楽団 『広がる吹奏楽の世界』	R7. 5. 24(土) 【1回】	アクリエひめじ大ホール	新進気鋭の指揮者・原田慶太楼を始め、トップアーティストが姫路に集結し、地元姫路から阪神間で活躍するプロ奏者で構成された播磨国吹奏楽団と共演する。 【指揮】原田慶太楼 【独奏】松田華音（ピアノ） 篠崎史紀（ヴァイオリン）
2	NHK交響楽団 姫路特別演奏会	R7. 7. 27(日) 【1回】	アクリエひめじ大ホール	全国各地で約120回のコンサートを行い、世界一流の指揮者、ソリストと共演し、国内トップクラスの楽団であるNHK交響楽団の演奏会。 【指揮】ヴァレリー・ポリャンスキー 【独奏】エヴァ・ゲヴォルギャン（ピアノ）
3	クリスティアン・ティーレマン指揮 ウィーン・フィルハーモニー管弦楽団	R7. 11. 8（土） 【1回】	アクリエひめじ大ホール	圧倒的な技術力を持つ最高峰のオーケストラ、ウィーン・フィルハーモニー管弦楽団が、3年ぶりに姫路の地に再来
4	ディズニー・オン・クラシック まほうの夜の音楽会 2025	R7. 12. 28（日） 【1回】	アクリエひめじ大ホール	ディズニーの輝く名曲の数々を、オーケストラとボーカリストの生演奏でお贈りする。
5	大阪フィルハーモニー交響楽団メンバーによる 親子で楽しむ“わくわくクラシック”	R8. 1. 17(土) 【1回】	アクリエひめじ中ホール	0歳から参加可能な親子で楽しめるコンサート 【出演】大阪フィルハーモニー交響楽団 弦楽器メンバー
6	池辺晋一郎 P r e s e n t s ミュージカルコンサート (仮)	R8. 1. 31(土) 【1回】	アクリエひめじ大ホール	池辺芸術監督オリジナル企画。今回はミュージカル音楽をテーマに、歌手とオーケストラの演奏をお届けする。 【司会】池辺晋一郎 他

② 音楽のまち・ひめじ

姫路の街ににぎわいを創出すべく、特に音楽の分野において多彩かつ芸術性の高い鑑賞型の公演並びに参加型イベント等の開催を通して、音楽文化を振興すると共に、姫路市による「音楽のまち・ひめじ」プロジェクトを推進する。

No.	事業名	開催日	開催場所	事業内容
1	大阪フィルハーモニー交響楽団城下町ツアー2025 姫路特別演奏会	R7. 4. 6(日) 【1回】	アクリエひめじ大ホール	関西を代表するオーケストラが、国内屈指のマエストロ尾高忠明、ヴァイオリニスト三浦文彰とともにクラシックの名曲をお届けする。 【指揮】尾高忠明 【独奏】三浦文彰（ヴァイオリン）
2	第28回 姫路ジャズフェスティバル 地元ジャズ・バンド大集合	R7. 5. 5(月・祝) 【1回】	アクリエひめじ大ホール	地元アマチュアバンドが実行委員会形式により企画・立案、広報、チケット販売をする。 【出演】姫路市立灘中学校吹奏楽部、兵庫県立高砂高等学校ジャズバンド部、スイングキャッツ、サンデーサウンズジャズオーケストラ 他 全12団体 【司会】三浦紘朗
3	吹奏楽楽器講習会	R7. 5. 24(土)	山陽中学校	吹奏楽の楽器の基礎を学ぶ講習会を開催。姫路市中学校音楽部会、西播吹奏楽連盟の協力のもと中高生への育成普及事業として実施する。
4	懐かしの洋楽ヒットパレード（第29、30回）	R7. 5. 29(木) R7. 9. 25(木) 【年間2回】	キャスパホール	元ラジオ関西D Jの三浦紘朗が当時の世相などを織り込みながら進行する、オリジナル音源によるCDコンサート
5	創立5周年記念 姫路市ジュニアオーケストラ 第4回 定期演奏会	R7. 7. 6(日) 【1回】	アクリエひめじ大ホール	創立5周年を記念し、定期演奏会のプログラムに音楽物語「ペール・ギュント」を取り上げ、ジュニアオーケストラでは珍しい「語り付き」の演奏に挑戦する。 【指揮】鈴木優人
6	池辺晋一郎芸術監督シリーズ 「音楽をのぞいてみよう！」 第9回 メンデルスゾーン 第10回 ハイドン	R7. 7. 20(日) R7. 12. 6(土) 【2回】	パルナソスホール パルナソスホール	池辺芸術監督オリジナル企画による、作曲家を題材に音楽の楽しみ方や若手プロ演奏家育成を兼ね備えた演奏会 【出演】池辺晋一郎（お話） 第9回：渡辺紗蘭（ヴァイオリン）、北垣彩（チェロ）、阪田みゆき（ピアノ） 第10回：小曲俊之（トランペット）、佐渡春菜（ピアノ）、クワテュオール・エグレット（弦楽四重奏団）
7	せたがやジュニアオーケストラ×姫路市ジュニアオーケストラ合同演奏会	R7. 8. 10(日) 【1回】	せたがやイーグレットホール（東京都世田谷区民会館ホール）	姫路市ジュニアオーケストラ音楽監督の池辺晋一郎が同じく監督を務める“姉妹ジュニアオケ” せたがやジュニアオーケストラとの合同演奏会。演奏技術のレベルアップとともにお互いの演奏に向かう姿勢を学び、人材育成へつなげることを目的とする。

No.	事業名	開催日	開催場所	事業内容
8	ピアノシリーズV o 1.3 務川慧悟 ピアノリサイタル	R7. 11. 22(土) 【1 回】	パルナソス ホール	エリザベート王妃国際音楽コンクール、ロン＝ティボー＝クレスパン国際音楽コンクールの上位入賞で大きな注目を集め、協奏曲、ピアノソロ、室内楽と幅広く演奏活動を行う若手演奏家、務川慧悟が贈る演奏会。
9	パルナソス 朝のハーモニー	年間 【6 回】	パルナソス ホール	第2 土曜日の朝、家族揃って気軽に楽しめるコンサート。出演者は「姫路パルナソス音楽コンクール受賞者」や新進演奏家、地元音楽家などの申し込みにより決定。出演者独自の企画による舞台づくりにより、演奏家の育成を図る。
10	姫路市ジュニアオーケストラ（運営）	通年	アクリエひめじ 他市内公共施設等	池辺芸術監督の提唱により創設された。 若者を対象に、オーケストラへの参加と活動を通して社会性や協調性を養い、姫路市の未来の音楽文化を担う人材を育成する。アクリエひめじでの定期演奏会を始め、地域の様々な場所に向向いのコンサート実施など、音楽文化の振興につなげる。
11	文化情報広報発信	通年	市内	F M G e n k i 等を通じてPRを実施する。
12	音楽のまち・ひめじプロジェクト	通年	市内	市内各地において多彩な音楽事業を展開し、まちのにぎわいを創出するとともに、本市における次世代の音楽家を育成。また、音楽事業について、広く周知を図るため、ホームページ、SNSで発信を行い、音楽の力で姫路を元気にする。令和7年度は、姫路城周辺施設での「ふらっとお散歩コンサート」「まちかどコンサート」、ポジティブオルガンと共に市内の小学校をまわる「アウトリーチ事業」などを企画する。
13	ル・ポン国際音楽祭（姫路国際音楽祭）実行委員会関連業務	通年	市内	市民の間へのクラシック音楽を楽しむ土壌の醸成、芸術に触れることによる市民文化の振興、青少年の豊かな心の醸成を実現すると共に、姫路の魅力を世界に向けて発信することを目的として、平成24年から赤穂国際音楽祭と共同で開催するル・ポン国際音楽祭の実行委員会の一員として、市民への広報、公演の運営に参画する。

〔パルナソス育成普及事業〕

No.	事業名	開催日	開催場所	事業内容
1	第27回 姫路パルナソス音楽コンクール受賞記念 コンチェルトinパルナソス	R7. 5. 18(日) 【1回】	パルナソス ホール	前年度コンクール各部門の覇者と日本センチュリー交響楽団による演奏会を副賞として実施する。 【出演】廣畑きらり（サクソフォン） 小川葉奈（ソプラノ）
	第28回 姫路パルナソス音楽コンクール	R7. 6. 21(土) 弦楽器本選 R7. 6. 22 (日) ピアノ本選 【各1回】	パルナソス ホール	【指揮】西谷亮 【演奏】日本センチュリー交響楽団 「コンクール」は、将来性豊かな才能あるアーティストの発掘と、姫路とゆかりを持ちながら今後の音楽活動を支援することを目的とする。①ピアノ・弦楽器部門、②声楽・管楽器部門を隔年ごとに開催し、審査員長は芸術監督の池辺晋一郎が務める。受賞者には今後更なる活動の一助となるよう副賞の授与と演奏の機会を提供する。
	第28回 姫路パルナソス音楽コンクール受賞者演奏会	R7. 10. 19 (日) 【1回】	パルナソス ホール	
2	第25回 上田晴子ピアノスクール「マスタークラス」	R7. 7. 25(金) ～7. 28(月) 【4回】	パルナソス ホール	講師は、上田晴子（パリ国立高等音楽院室内楽科教授・ピアノ科准教授）。ピアノのソロとアンサンブルの公開レッスン、技術面だけでなく、演奏家としての心構え、音楽性にまで踏み込んだ密度の濃いクリニックを実施する。
3	バロック i n 姫路 声の魔力 バロックの歌物語	R8. 3. 15(日) 【1回】	パルナソス ホール	ホール特性、音響の良さを生かし、パルナソスホールが所蔵するチェンバロを活用したオリジナル企画。今回はバロックオペラの名場面集（字幕・演技付き）を中心とした、バロックの声楽作品のコンサート 【出演】鈴木美登里（ソプラノ）、波多野睦美（メゾソプラノ）、佐藤亜紀子（テオルボ）、大塚直哉（チェンバロ）

〔パルナソス楽器普及事業〕

No.	事業名	開催日	開催場所	事業内容
1	オルガン振興事業			ホールのシンボルであるパイプオルガンの振興を図り「オルガン講座（通年コース（5クラス）、1日体験）」等を実施する。
	オルガン講座・1日体験	通年	パルナソス ホール	【講師】長田真実（ホールオルガニスト） 「オルガンシリーズ」では、オルガンソロに限らず、オルガンと他楽器の共演によりオルガン・ファン層の拡大を目指し、オルガン音楽の魅力を周知する。
	オルガンシリーズVol. 20 オルガン協奏曲の祭典	R7. 4. 19（土）	パルナソス ホール	【出演】 Vol. 20長田真実（オルガン）、大平健介（オル
	オルガンシリーズVol. 21 バロックから現代へ、色彩のパイプ	R7. 9. 28（日）	パルナソス ホール	ガン、指揮）、弦楽アンサンブル Vol. 21山田由希子（オルガン）、山本英助（トランペット） Vol. 22 濱野芳純（オルガン）
	オルガンシリーズVol. 22 オルガン音楽の技法	R8. 1. 25（日） 【各1回】	パルナソス ホール	
2	0歳からのオルガン クリスマスコンサート	R7. 12. 14（日） 【1回】	パルナソス ホール	パイプオルガンの振興・活用・普及のため、ホールオルガニストの企画によるオリジナルクリスマスコンサート。ファミリーで楽しめるよう年齢制限を設けず、一般的なコンサートでは入場が難しい0歳児から参加できる。 【出演】長田真実（ホールオルガニスト）、牧野美沙（パーカッション）
3	チェンバロ講座	通年	パルナソス ホール	チェンバロの振興・活用・普及のため、大塚直哉（チェンバリスト、東京藝術大学教授）による「チェンバロ講座」、高橋千恵による入門コース、1日体験、佐久間朋子（調律師）による調律レッスン、湯浅宣子によるチェンバロ演奏に密接な関係のある「バロックダンス講習会」を実施する。

〔交響詩ひめじ普及事業〕

No.	事業名	開催日	開催場所	事業内容
1	第36回 「交響詩ひめじ」 合唱コンクール	R8. 2. 1(日) 【1回】	パルナソス ホール	市制100周年を記念して制作された「交響詩ひめじ」の振興・普及のため、合唱コンクールを通じ歌い継いでいくことを図る。 【審査員】池辺晋一郎（芸術監督、「交響詩ひめじ」作曲者）、矢田正一（兵庫県合唱連盟副会長）、林裕美子（声楽家）
	「交響詩ひめじ」 公開合唱ワークショップ	R7. 12. 7(日) 【1回】	パルナソス ホール	コンクールに先立ち、作曲者池辺晋一郎による公開合唱ワークショップも実施する。 【講師】池辺晋一郎
2	「交響詩ひめじ」演奏会	R8. 3. 8(日) 【1回】	パルナソス ホール	「交響詩ひめじ」の振興・普及を目的とした、2月の合唱コンクール受賞団体と演奏団体によるジョイントコンサート 【お話】池辺晋一郎 【指揮、演奏】調整中

③ 市民文化高揚事業

演劇、古典芸能等の分野において、芸術性の高い鑑賞型の舞台公演を開催するほか、各種の振興事業を実施する。

〔演劇、古典芸能、大衆芸能〕

No.	事業名	開催日	開催場所	事業内容
1	劇団四季ミュージカル 『赤毛のアン』	R7. 5. 6（火・祝） 【1回】	アクリエひめじ 大ホール	モンゴメリー生誕 150 周年に贈る、とっておきのミュージカル。時代を超えて愛され、世界で読み継がれている「赤毛のアン」を上演する。

No.	事業名	開催日	開催場所	事業内容
2	キャスパワークショップ シリーズ 高校生のための戯曲ワークショップ「LET'S WRITE!」 菅原直樹 「老いのワークショップ」 初心者のための演劇講座 「LET'S DO IT!」 ワークインプログレス (創作+発表)	R7.6.1 (日) R7.6.8 (日) R7.7.13 (日) R7.7.21 (月・祝) 【4回】 R8.1.24 (土) 【1回】 R8.2.7 (土) R8.2.8 (日) 【2回】	アクリエひめじ 会議室/姫路文学館/ 国際交流センター会 議室(イーグレひめ じ内) キャスパホール 姫路文学館	劇作家・演出家の角ひろみ氏を講師に迎え、全4回のプログラムで上演時間20分ほどの戯曲を創作するワークショップ。高校生を対象とし、戯曲創作の面白さを体験する。姫路文学館との連携企画。 「老人介護の現場に演劇の知恵を、演劇の現場に老人介護の深みを」という理念のもと、高齢者や介護者と共に作る演劇公演や、認知症ケアに演劇的手法を取り入れたワークショップを実施する、O i B o k k e S h i (オイ・ボッケ・シ)の菅原直樹氏(俳優・介護福祉士)を講師に迎え、超高齢社会の課題を「演劇」というユニークな切り口でアプローチする。 「LET'S WRITE!」で完成した作品を使った演劇創作ワークインプログレス(WP/制作過程)と発表会を実施する。
3	クラシック音楽謎解きミステリー 音楽探偵バッハの事件録 怪盗モーツァルトのたくらみ	R7.8.3 (日) 【1回】	キャスパホール	西宮フレンテホール発の参加型劇場公演。クラシックの作曲家や曲をテーマに、謎解き、音楽、演劇の要素を含んだクラシック音楽を違った角度で楽しめる。小学生中～高学年向け。
4	第53回 姫路落語会	R7.8.23 (土) 【1回】	アクリエひめじ 中ホール	文化センター開館から数えて今回 53 回目を迎える、桂米朝一門の豪華メンバーによる落語会

No.	事業名	開催日	開催場所	事業内容
5	生誕百年記念 桂米朝まつり 「特別展 噺家の原点 -100年のその先へ-」 【関連企画】 スペシャルトークショー 『米朝と私たち』 生誕百年記念 桂米朝まつり 落語ざん まい	R7. 8. 14（木）～ R7. 8. 24（日） ※8. 18（月）休 館 【10日間】 R7. 8. 14（木） 【1回】 R7. 11. 6（木） 【4回】	姫路市民プラザ特別 展示室 姫路市民プラザアー トホール キャスパホール	姫路市の名誉市民である桂米朝の生誕百年を 記念した特別企画展を実施する。 桂米團治、中川渉（桂米朝三男/学芸員）、 小澤紘司（市内在住米朝研究家）によるトー クショー 桂米朝の生誕百年を記念した落語会を実施。 米朝事務所の看板噺家や米朝氏の直弟子を中 心とした20名の噺家が出演する。 （各回5名×4回の入替制）
6	第34回 こころの祭 姫路	R7. 11. 11(火) 【1回】	市内各所	姫路の隠れた文化をさらに掘り下げるため、 自宅、神社、仏閣などを無料で開放していた だく全国でもユニークな催し。公募制
7	2026文化交流フェスティ バル	R8. 3. 19（木）	姫路キャッスルグラ ンヴィリオホテル	姫路市芸術文化賞授賞式及び交流パーティを 実施
8	ユネスコ無形文化遺産 人形浄瑠璃文楽	R8. 3. 22（日） 【1回】	アクリエひめじ中ホ ール	ユネスコの無形文化遺産である文楽を、世界 遺産のあるまち姫路で開催。今回は曾根崎心 中を上演する。公演前に鑑賞教室も開催
9	文化事業連絡会	年間	県内文化会館	近隣の文化会館との情報交換と交流や今後の 連携公演などを計画
10	友の会事業	通年		財団事業の入場券販売促進を目的として設立 した友の会の運営を行う。また、地域の文化 人、文化団体、市民等財団以外が主催となっ て行う公演チケットの受託販売を行う。

④ 総合文化雑誌「B a n C u l」（バンカル）の発行

「B a n C u l」を継続発行し、播磨の文化を全国へ向け発信する。127号から電子書籍も同時発行。季刊各
2,000部

- ・136号（夏号） 特集： はりまの公園
- ・137号（秋号） 特集： はりまの100年（仮）
- ・138号（冬号） 特集： 未定
- ・139号（春号） 特集： 未定

⑤ 「文化情報姫路」の制作

姫路市近隣における舞台、美術、文学等の催物案内、情報を掲載した「文化情報姫路」を毎月制作し、市民に
公開する。紙面とウェブサイトを通したデジタルデータでの提供を行う。発行部数毎月3,500部

⑥ 文化活動への後援名義等の使用許可、助成等

姫路市の文化向上に寄与すると認められる団体や個人が実施する芸術文化活動に対して、財団の後援名義の使用を許可するとともに、年間 2 回の公募を行い、審査のうえ、事業費用の一部を助成金として交付し、芸術文化活動の活発化を図る。

⑦ 播磨学研究助成

姫路市及び播磨地域の歴史、文化の学際的研究を推進するために、播磨学研究所が実施する各種の事業活動に対し、助成金を交付する。

⑧ 女流王位戦助成

女流棋士による将棋タイトル戦の 5 番勝負のうち 1 局を市内で開催し、市民を対象とした大盤解説等を実施することに対して助成し、市民文化の向上と姫路市の P R に努める。

開催日：4 月 24 日（木）

開催場所：夢乃井（大盤解説は姫路キャスパホール）

⑨ 芸術文化賞選考

姫路市を中心に活躍、若しくは姫路市の芸術文化の振興に貢献した個人又は団体を顕彰するために、姫路市芸術文化賞の選考を行う。

授賞式：3 月 19 日（木）

⑩ 姫路地方文化国際交流団体名簿発行

改訂版を発行し、文化団体・国際交流団体の活動情報収集及び連携を図る。

⑪ 姫路キャスパホール指定管理自主事業

姫路キャスパホールの指定管理に伴う文化事業を実施する。

No.	事業名	開催日	開催場所	事業内容
1	懐かしの名作映画 I n C A S P A	R7. 6. 12（木） R7. 10. 16（木） 【2 回】	キャスパホール	指定管理事業の一環として、利用者の少ない平日の午前・午後区分を有効に活用し懐かしい名作映画を市民に提供する。

⑫ 芸術文化観光専門職大学との連携

姫路市における芸術文化の振興を図るため、財団と「芸術文化観光専門職大学」の芸術文化分野における連携協定を締結。インターンシップによる学生の受入れや大学教員を講師として招聘し研修を行うなど、連携事業を実施する。

⑬ ひめじアートシーズン

姫路市で令和 7 年度から新たな文化芸術イベントを実施。オープニングを飾る「参加型 鍵盤ハーモニカ演奏」「ヴァイオリン、フルート、太鼓の楽器体験ワークショップ」を企画する。

【開催日】9 月 13 日（土）～11 月 30（日）予定 【会場】市内

⑭ 姫路国際ヴァイオリンコンクール

2027 年秋に予定する「姫路国際ヴァイオリンコンクール」の開催に向け、姫路市、商工会議所などとともに「姫路国際ヴァイオリンコンクール実行委員会」を組織し、その事務局を担う。

【開催日】2027 年 10 月予定 【会場】アクリエひめじ

(2) 博物館学芸振興事業

姫路市書写の里・美術工芸館において、企画展や体験教室などの学芸振興事業を実施する。

(ア) 企画展

No.	展示会名	会期	内容
1	〈テーマ展〉 郷土玩具生物図鑑	R7. 4. 12 (土) ～7. 27 (日) 107 日間	菊、虎、なまず、エイ、うさぎなど「いきもの」をかたどった郷土玩具約 50 点を実物画像等と併せて展示紹介
2	〈春季特別展〉 「日本陶芸美術協会 姫路展-第 12 回陶美展作品を中心に」	R7. 4. 19 (土) ～7. 13 (日) 86 日間	全国各地で活躍する陶芸家が集結して 2012 年に設立された「日本陶芸美術協会」による公募展。重要無形文化財保持者（人間国宝）を含む会員作品を中心に、公募審査による入選作など約 70 点を紹介。『「継承」から「創造」へ』をテーマに個性豊かな作品を展示する。
3	〈夏季特別展〉 「夏休み子どもミュージアム -アジアの布と楽しむ-」	R7. 7. 19 (土) ～8. 31 (日) 44 日間	夏休みの小中学生を対象にしたシリーズ 12 回目は「布」に注目し播磨の工芸品や清水公照作品とあわせて紹介。姫路市内で活動する「ギャラリーとーく」オーナーの大橋ひろ美氏がセレクトした、インドやラオス、トルコなどアジアの古布、日本三大原始布（科布、葛布、芭蕉布）の帯や着物で、飾る・包む・まとう楽しみを通じて、布の魅力を探る。
4	〈テーマ展〉 少々推シ展	R7. 7. 31 (木) ～11. 30 (日) 123 日間	紙のはりこ、土人形、木の動物など学芸員が推薦する郷土玩具約 50 点を、その「推シ」への熱意とともに紹介
5	〈特別展〉 「兵庫工芸展 姫路展」	R7. 9. 6 (土) ～10. 26 (日) 51 日間	県下で活躍する工芸作家団体の「兵庫県工芸美術作家協会」は、公募入選作品を合わせ例年 6 月に神戸市で兵庫工芸展を実施している。本展はその姫路展として陶芸、染織、ガラス、皮革、漆芸、人形などの約 50 点で県下現役工芸作家の新作を一堂に会する。
6	〈企画展〉 「書写の里・美術工芸館 イラストコンクール展」	R7. 9. 13 (土) ～9. 28 (日) 16 日間	展示作品や建物外観、当館から見た風景などを対象にした写生（イラスト）コンクール。応募作品は館内に展示、優秀作品には賞金を贈呈する。
7	〈秋季特別展〉 「昭和の歴史的プラモデル・松井康真の世界」	R7. 11. 1 (土) ～12. 24 (水) 54 日間	元テレビ朝日アナウンサーであり（株）タミヤ模型史研究顧問を務める松井康真（まついやすまさ）氏が半世紀にわたり収集した昭和の歴史的プラモデルや貴重な資料の数々と、番組等のために制作したジオラマ作品等を中心に約 800 点を展示
8	〈所蔵品展〉 「清水公照の世界」	R7. 11. 1 (土) ～R8. 3. 31 (火) 156 日間	奈良東大寺最高位の別当を務めた清水公照（1911-99）の「すみ・いろ・つち」と題した書や墨画、泥仏（どろぼとけ）と呼ばれる陶芸作品を紹介
9	〈テーマ展〉 全国めでたものづくし	R7. 12. 4 (木) ～R8. 3. 31 (火) 118 日間	天神や鯛 ^{たい} 、鯛 ^{たこ} 、ミニ祭屋台など、全国各地の「おめでたい」郷土玩具約 50 点を展示

No.	展示会名	会期	内容
10	＜新春特別展＞ 「掌の宇宙 根付展 -NETSUK E」	R8. 1. 6（火） ～3. 31（火） 85 日間	根付けとは、江戸時代に印籠などを帯に引っ掛けるために使われた小さな留め具のことで、素材に精巧な彫刻が施され、海外では日本の伝統文化、極小の美術工芸品として現在も人気がある。本展では「公益財団法人京都清宗根付館」の所蔵作品から、現代根付け約 200 点を展示し、手のひらほどの空間に広がる小宇宙の世界を紹介する。
11	私のいっぴんギャラリー	通年	公募により、工芸分野の作品・コレクションを最長 2 週間ごとに一品（いっぴん=逸品）ずつ展示

（イ）イベント・各種体験教室の実施

当館及び周辺施設への観光者の増加を図るため、自然豊かな書写山の魅力を発信し、関係団体と連携の上、季節を通じて各イベントを実施

（i）書写山新緑まつりイベント	4 月下旬～5 月上旬
（ii）開館記念日（31 周年）イベント	7 月 6 日（日）
（iii）秋季の観光促進イベント	10 月下旬～11 月上旬
（iv）書写山もみじまつりイベント	11 月中旬

また、陶芸、染織、革細工、版画、工作教室など、見るだけでなく体験できる教室を通年で実施

（ウ）伝統工芸の製作実演

姫路の各伝統工芸の魅力を紹介する目的で、職人による製作実演を館内で実施する。

実演：姫路はりこ、姫路こま、姫山人形、唐木指物、蒔絵・漆塗り、こま・おもちゃ等の製作

実演日：毎週土、日曜日、祝日（一部不定期）

（エ）常設展や企画展の附帯事業として、図録等関連商品の販売を行う。

（3）国際交流事業

地域ぐるみの国際交流を推進し、多文化共生社会の実現を図るため、地域住民への国際教養の普及啓発、海外都市との友好交流、国際交流情報の収集と提供、外国人受入態勢の整備及び在住外国人との交流などの事業を実施する。

① 地域住民への国際教養の普及啓発に関する事業

（ア）国際交流ふれあい教室

在住外国人を講師に招き、講演や料理等を通して異なる文化・習慣を持つ人々が地域に在住していることを知ってもらい、地域の国際化について考える機会を提供する。また、地域で暮らす外国人と市民の相互理解を図り、暮らしやすい地域づくりを促進する。4 回実施予定。

（イ）国際理解出前講座

在住外国人や海外生活経験者を市内の公立小中高等学校や公民館等へ派遣し、スライドなどを用いた講演を通して、市民に国際理解を深める機会を提供する。27 回実施予定。また、多文化共生マネージャーの資格を持つ財団職員が講師となり、学校や公民館等で多文化共生に関する講座を実施する。随時実施

（ウ）国際理解映画上映会

映画鑑賞を通じて、国際問題について考える機会や異文化理解を深める機会を市民に提供する。

② 海外諸都市との友好交流に関する事業

（ア）海外姉妹都市等友好親善事業

姉妹都市等との友好交流を通して、市民間の交流、市民の異文化理解を促進し、文化の多様性を尊重する地域

社会の発展を推進する。

- (i) 海外からの来姫者対応（随時）
- (ii) ヴァヴェル城からの姉妹城提携訪問団対応
- (iii) シェーンブルン宮殿からの姉妹城提携訪問団対応
- (iv) クリチバ市からの姉妹都市提携 40 周年記念訪問団対応
- (v) シャルルロア市姉妹都市提携 60 周年記念事業
 - (ア) シャルルロア市公式訪問団派遣・受入
 - (イ) 相互理解推進事業 関西万博ベルギーパビリオン訪問
 - (ウ) シャルルロア市青年訪問団派遣

- (vi) フェニックス市児童合唱団 市民交流事業

コンサートツアーで来日するフェニックス市の合唱団が姫路市で無料のコンサートを実施することに伴い、姫路市の合唱団や音楽家と演奏を通じた交流を行う。

- (vii) フェニックス市姉妹都市委員会 来姫

日本文化への理解を深めるべく姉妹都市である姫路を訪問し、灘のけんか祭り等の神事を視察する。

(イ) 青少年交流事業

姉妹都市でのホームステイや姉妹都市の青少年等とのオンラインでの交流等を通して異なる文化を理解し、お互いの違いを認めながら共生できる次代を担う青少年を育成する。

(i) 青少年派遣

姉妹都市名	派遣者	人数	時期及び期間
フェニックス市	高校生	2	7月～8月 2週間
アデレード市	高校生	5	7月～8月 2週間
昌原市	中学生	10	7月～8月 1週間
太原市	中・高校生	10	7月～8月 1週間

(ii) 青少年受入

姉妹都市名	受入者	人数	時期及び期間
フェニックス市	高校生	2	6月～7月 2週間
アデレード市	高校生	5	9月～10月 2週間
昌原市	中学生	10	12月～1月 1週間
太原市	中・高校生	10	8月 1週間

(iii) 青少年交流

(ア) 海外姉妹都市等オンライン交流

中・高校生が姉妹都市等の青少年等とオンラインで交流することにより、友好を深めるとともに異文化理解を促進する。

(イ) 子ども国際交流スクール

小学生が海外姉妹都市、多文化共生、姫路の文化等について学習する。またオンラインで海外姉妹都市等との交流を図る。海外諸都市との友好交流の担い手を育成することを目的として実施する。

(ウ) 留学生・高校生交流事業

兵庫県に留学している外国人を姫路に招き、姫路市の生徒との交流機会を提供し、青少年に多彩な国の文化との邂逅^{かいこう}を体感させ双方向での理解を推進し多文化共生の入り口とすることを目的として実施す

る。

(iv)派遣生OBへの活動支援（随時）

③ 国際交流に関する調査研究及び情報の収集並びに刊行物の発行提供に関する事業

(ア) 情報提供事業

日本語を読んだり話したりできないことによる在住外国人の情報のハンディキャップを補うため、外国語放送・新聞では得ることのできない地域の情報（行政、教育、経済、社会、生活等）を母国語等で提供し、暮らしやすい環境づくりを行う。

(i) 外国語生活情報誌「VIVA!ひめじ」発行（Vol.93～96）

在住外国人向け、6か国語（日・英・スペイン・ポルトガル・ベトナム・中国）で生活情報を提供。在住外国人希望者への郵送と市内公民館等へ配付を行い、ウェブサイトで公開する。また、編集ボランティアと翻訳ボランティアの意見交換、交流を行う「VIVAの集い」を1回開催する。なお日本語は、通常版とやさしい日本語版で発行する。

(ii) ウェブサイトの運営

日本語に不慣れな外国人へも速やかな情報提供を図るため、利用のしやすさに配慮したウェブサイトを通して、イベントの告知及び報告、在住外国人のための生活情報等を提供する。

(イ) 外国語放送による情報発信

FM Genkiでベトナム語により生活情報等を提供する。毎週1回5分程度。

(ウ) 機関紙等の発行

機関紙及び海外姉妹都市青少年交流事業報告書を発行し、事業実施状況を報告する。

種類	発行回数及び部数	内容
機関紙 「Hello! Himeji」	1回 1,500部	事業の紹介等。賛助会員等へ郵送する他、イベント開催時に配布
機関紙 「SHIRASAGI」	3回 各400部	最新のイベント情報及びイベントレポート。賛助会員等へ郵送
海外姉妹都市青少年交流事業報告書	1回 1,500部	青少年派遣・受入学生の体験報告書。賛助会員、派遣生及び各学校等へ配布

(エ) 賛助会員への通知

機関紙、イベントの案内等をダイレクトメールにより送付する。

④ 外国人受入体制の整備及び在住外国人との交流に関する事業

(ア) 在住外国人のための日本語講座の開催

(i) 在住外国人のための日本語講座

地域や職場で必要な会話や生活習慣を学ぶために日本語学習の機会を提供し、言葉の面から生活支援を行う。

初級6クラス、中級1クラス各20名。3期（5～7月、9～11月、12～3月）各10回開催予定。

(ii) 日本語ひろば・日本語ひろばキッズ・日本語ひろばキッズ+

日本語ボランティアに活動の場・機会を提供し、生活に必要な日本語学習を希望する在住外国人の細かなニーズ（時間、レベル、目的）に対応した日本語学習支援を行う。また、在住外国人児童・生徒の居場所づくりを行う。

(イ) 市民のための外国語講座

市民に外国語を学習する機会を提供し、市民の異文化理解を図る。姫路獨協大学との共催事業

(ウ) 日本語学習支援ボランティア養成講座

日本語ひろばや地域の日本語教室で活動する日本語学習支援ボランティア養成のため、日本語指導ボランティアとしての心得や日本語教授法についての基礎講座を開催する。

(エ) 日本語教育関係者連絡会議

日本語教育関係者連絡会議を開催し官民連携による日本語教育環境の整備と推進に努める。また、ボランティア養成講座等を通して、当該会議に参加しボランティア指導者を求めている教室を紹介する機会を設け、その活動を推進する。

(オ) ボランティアステップアップ学習会

市民及び登録ボランティアを対象に、ボランティア活動の更なるステップアップを目指すための学習会を開催する。2回実施予定

(カ) 外国人相談センター

多言語による生活相談を実施し、在住外国人の生活面での問題解決を支援する。相談員が話すことができない言語でも、翻訳機を使って相談に応じる。

開催場所	曜日	時 間	相談員が話せる言語
市民相談センター (市役所 1 階)	月～金曜日	9 時～12 時、13 時～17 時	日本語、英語
		13 時～17 時	ベトナム語
	火曜日	13 時～17 時	中国語
		13 時～16 時	ポルトガル語、スペイン語
城東町総合センター	火曜日	13 時～17 時	ベトナム語
高木総合センター	水曜日	13 時～17 時	ベトナム語
見野の郷交流館	木曜日	13 時～17 時	ベトナム語

※休日及び年末年始を除く

(キ) 国際交流フェスティバルの開催

各国料理模擬店、多文化共生を考えるワークショップ、各国の民族舞踊や音楽の紹介、世界の遊び、民族衣装やアボリジナルアート体験などのイベントの開催を通して、市民の異文化交流・理解を図る。

開催予定日：10 月 26 日(日) 会場：大手前公園

(ク) 日本語スピーチコンテストの開催

日本語を母語としない在住外国人に日本語学習の成果を発表する機会を提供するとともに、市民に多文化共生社会について考えるきっかけを提供する。

開催予定日：2 月下旬～3 月上旬 会場：イーグレひめじ あいめっせホール

⑤ 国際交流関係団体の連携及び支援に関する事業

在住外国人への多様な支援につなげるため、国際交流推進に係るボランティアを募り、活躍の場を提供すると共に交流連携を推進し、その活動を支援する。

(ア) 市民ボランティアの登録推進

広く一般市民を対象に、ホームステイ、通訳・翻訳、日本語指導のボランティア登録を随時受け付け、国際交流に関する情報と公益活動の機会を提供する。

(イ) 市民ボランティアによる事業の推進

登録ボランティアが在住外国人支援のために主体的に企画・運営する事業の、実施と活動の支援を行う。また、ボランティアは海外姉妹都市青少年交流事業において、青少年派遣時に研修アシスタント、受入時に財団プログラムに参画する。

【推進する事業の例】

(i) ボランティアによる日本語学習者支援

(ii) ボランティアによる在住外国人向け情報誌の制作（企画・取材・翻訳・編集）

(ウ) 地域交流助成事業

市内で国際交流・相互理解を図るための事業を実施する団体に助成金を交付する。また、姫路市内で実施される国際交流事業に対して後援名義の使用を許可する。

(4) 施設管理運営事業

指定管理者制度の導入に伴い、制度の趣旨や公立文化施設としての使命を理解し、運営経費の節減に努めるとともに、利用者へのサービスに徹し、使用率、収支比率の向上を目指す。また、管理施設内において、前述のようなすぐれた舞台芸術の提供、市民参加型の事業等を実施する。また、安全対策のノウハウを蓄積し、施設利用者に安全性の高い施設を提供することにつなげる。

① 姫路キャスパホール（指定管理施設）の管理運営

(ア) 貸館事業（使用許可、使用料徴収事務、減免、還付事務）

適正、迅速な事務処理を行い、広報活動により使用率のアップを図る。

(イ) 管理運営経費の節減

光熱水費等の管理運営経費の経費節減に努める。

(ウ) 広報活動の推進

ウェブサイトを定期的に更新し、利用者に配慮した身近な施設となるよう広報に努める。

② パルナソスホールの管理運営

(ア) 貸館事業（使用許可、使用料徴収事務、減免、還付事務）

適正、迅速な事務処理を行い、広報活動により使用率のアップを図る。

(イ) 管理運営経費の節減

光熱水費等の管理運営経費の経費節減に努める。

(ウ) 広報活動の推進

ウェブサイトを定期的に更新し、利用者に配慮した身近な施設となるよう広報に努める。

3 社会福祉法人 姫路市社会福祉事業団

1 概要

多様化している福祉行政の中で、福祉対象者本位の福祉サービスをより高めるため、市の設置した福祉施設を指定管理者として管理運営し、市と一体となって公益性を保持しながら、各施設の専門的な特性に基づき適正、効率的な事業を推進することにより、福祉施設経営の長期的安定を図り、市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(1) 事務所の位置 安田三丁目1番地 姫路市総合福祉会館4階

(2) 設立 昭和52年3月31日

(3) 資産 288,483,579円（令和7年3月31日現在）

(4) 市の出資金 5,000千円（基本財産）

(5) 役員等の氏名 令和7年8月1日現在

役職名	氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
理事長	段 守	評議員	萩原唯典	評議員	北山真次
常務理事	松本美樹	〃	伊藤恵介	監事	小林敏啓
理事	田中環	〃	白井久也	〃	上坪正人
〃	山田直恵	〃	山本記義	評議員選任・解任委員会外部委員	東影昭
〃	原田賢哲	〃	来栖昌朗	〃	岡本雅弘
〃	竹田公子	〃	福本裕丈		

2 令和7年度予算額および職員数

職員数は令和7年8月1日現在

区分	予算額 (千円)	うち市委託金 (千円)	職員数（人）		
			派遣	事業団	合計
事務局	95,905	—	2	5	7
障害児療育関係事業	82,986	82,986	—	12	12
在宅障害者デイ・サービスルーム	33,725	33,705	—	3	3
広畑障害者デイサービスセンター	94,847	94,814	—	15	15
書写障害者デイサービスセンター	137,411	137,386	—	20	20
かしのきの里	118,356	101,676	—	15	15
障害者支援センター	342,695	316,395	—	48	48
障害者体育館	7,612	7,609	—	—	—
障害者やすらぎルーム	11,920	11,920	—	2	2
ふれあいの郷養護老人ホーム	386,266	385,870	—	45	45
あぼしリサイクル事業所	66,715	34,966	—	6	6
職業自立センターひめじ	75,320	16,692	—	10	10
ぱっそ・あ・ぱっそ	66,572	23,045	—	6	6
児童センター（3）	102,726	102,443	—	15	15
姫路市移動児童センター事業	41,202	41,202	—	7	7
合計	1,664,258	1,390,709	2	209	211

4 社会福祉法人 姫路市社会福祉協議会

1 目的

地域社会において、住民が主体となり、住民組織、関係機関の参加・協力を得て、地域の実情に応じ、住民の福祉を増進することを目的とする。

2 概要

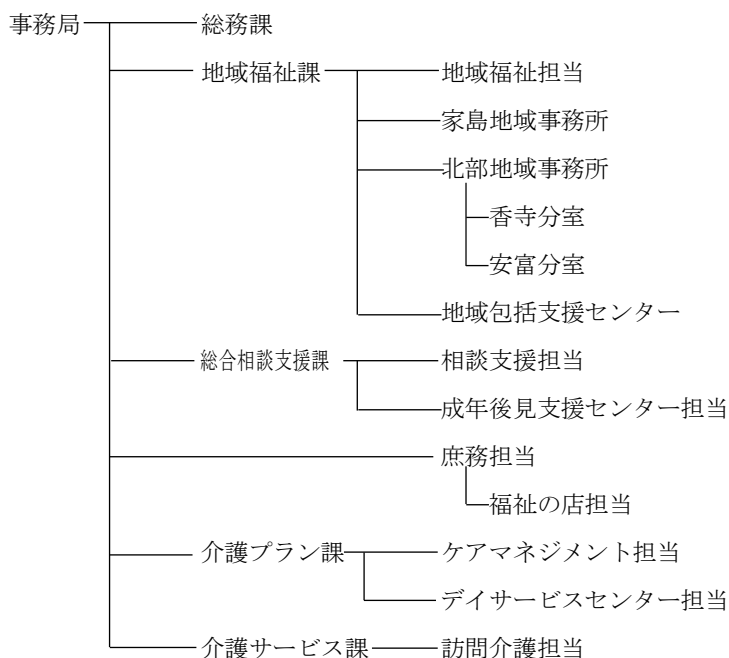
校区ごとにボランティアを組織しながら、市民の参加で触れ合い型の地域福祉活動を展開していくとともに、在宅で福祉ニーズを抱える人々に対して各種の福祉サービスを提供し、個々の福祉問題の解決に向けた事業を展開している。

- (1) 所在地 安田三丁目1番地 姫路市総合福祉会館4階
- (2) 設 立 昭和26年3月22日
- (3) 資 産 1,851,314,966円（令和7年3月31日現在）
- (4) 組 織
- | | |
|-----|-----|
| 理 事 | 14人 |
| 監 事 | 2人 |
| 評議員 | 33人 |

令和7年8月1日現在

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
理 事 長	竹 田 佑 一	理 事	岩 田 稔 恵	理 事	松 本 智
副理事長	北 川 博 康	〃	岡 本 雅 弘	〃	福 本 裕 丈
副理事長	福 間 章 代	〃	長 川 繁 生	監 事	阿 野 弥生子
常務理事	宮 長 毅 広	〃	富士原 智恵美	〃	井 上 正 人
理 事	松 浦 鉄 昭	〃	難 波 功		
〃	長 田 秀 人	〃	利 安 宏 文		

(5) 事務局



3 令和7年度予算額

(単位 千円)

収 入 合 計	うち市委託金及び市補助金	支 出 合 計
1,799,475	378,143	1,799,475
収 支 差 額		0

4 令和7年度事業大要

区分	事 業 名	担当課
社協支部	1 社協支部活動支援事業 社協支部組織の安定や事業を円滑に進めるための支援をする。	地域福祉課
	2 ふれあい食事サービス事業 65歳以上の一人暮らし高齢者等を対象に、ボランティア等により調理された昼食を会食したり宅配することで、触れ合いを高め、社会的孤立の解消を図る。また、会食の場や宅配時に、福祉情報の提供や福祉ニーズの把握に努める。	
	3 ふれあいネットワーク事業 おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者等で見守りが必要な方に対し、社協支部の協力者（ボランティア）が見守りや安否確認の活動を行い、地域住民とのつながりや触れ合いを高める。また、福祉ニーズの早期発見により福祉課題の重篤化を防ぐ。	
	4 子育て支援事業 小学校就学前の児童とその保護者を対象に、地域で触れ合い、地域で気軽に集える場を作ることで、育児のストレスや孤立感の解消を図る。	
	5 ふれあいサロン事業 子どもから高齢者まで、世代を問わず地域住民が公民館、集会所等に気軽に集まり、触れ合いを通して仲間づくりの輪を広げる。また、地域の情報交換の拠点として参加者の不安や悩みの解消を図り、住み慣れた地域の中で安心して暮らせる地域福祉を推進する。	
	6 社協支部選択事業 世代間交流事業、研修・相談事業、広報・情報発信事業、小地域福祉活動計画策定事業など、各社協支部の実状に合わせた事業を実施する。また、地域のニーズに合わせた活動ができるよう、事業内容の改善を検討する。	
相談支援	7 相談対応 市民からの福祉、介護に関する相談に応じ、解決に向けて取り組む。また、関係機関と連携し、必要な介護保険サービスや保健福祉サービスの利用促進を図る。	地域福祉課 総合相談支援課 介護プラン課
	8 生活困窮者自立相談支援事業 市内に居住している複合的な課題を抱えた生活困窮者の自立を促進するため、「包括的な支援」、「個別的な支援」及び「継続的な支援」を無料職業紹介所も活用しながら実施し、生活困窮者の自立と尊厳の確保を目指す。	総合相談支援課
	9 日常生活自立支援事業 認知症、知的障害、精神障害等の理由により、日常生活を営むのに支障がある方に対して、福祉サービスの利用の援助、日常的金銭管理、通帳等の預かり等のサービスを提供する。	
	10 生活福祉資金貸付制度の相談 低所得者世帯や高齢者世帯、障害者世帯等で生活に一時的に困窮している世帯に対し、その必要な費用の貸付相談と申込みの受付を行い、社会参加の促進を図る。	
	11 法人後見事業 認知症、知的障害、精神障害等により、意思決定が困難な人の判断能力を補うため、社協が法定後見制度に基づく成年後見人等となることにより、成年被後見人等の財産管理及び身上保護を行い、その権利を擁護することを目的に実施する。また、市民後見人の職務の監督や、指導及び助言を行う後見等監督業務を実施する。	

区分	事業名	担当課
相談支援	12 姫路市成年後見支援センターの運営 専門職とネットワークの構築を図り、連携しながら成年後見制度に関する相談に応じるとともに、権利擁護フォーラムや各種研修会の開催、パンフレット等の作成及び配布により制度の普及啓発を図り、権利擁護を推進する。また、市民後見人等養成研修を開催するとともに市民後見人の活動を支援する。	総合相談支援課
	13 居宅介護支援事業 要介護等の認定を受けた介護サービス利用者等に、介護支援専門員（ケアマネジャー）がケアプランを作成する。	介護プラン課
	14 地域包括支援センターの運営 介護保険法に基づき、市民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、市民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。 また、準基幹地域包括支援センターとして、民生委員、自治会、医療機関、介護サービス事業所等の関係機関との連携強化に取り組み、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域の中心機関の一つとしての機能を果たす。	地域福祉課
在宅福祉サービス	15 買物支援サービス事業 公共交通機関の利用が極めて不便な地域において、交通手段がない等食料品や生活用品の買物が困難な高齢者等に対して、送迎方式で買物支援を行う。また、地域の人のふれあいを持つことにより、孤独感の解消を図る。	地域福祉課
	16 車椅子の貸出 車椅子が必要な市民に貸出しを行い、生活の支援を行う。また、子ども用車椅子を学校に貸し出し、福祉教育の一環として児童に使用してもらうことによって、車椅子への理解を深めてもらう。	
	17 入退院等支援サービス事業 要介護状態にあり、一人暮らしで身寄りがいない、若しくは近くに頼れる親族等がいない高齢者等を対象に、事前に契約をして入退院の際に必要な支援を行う入院時支援サービス事業の開始に向けて、モデル事業を実施する。	
	18 訪問介護事業 訪問介護員（ホームヘルパー）を派遣して、身体介護、生活援助等を行う。	介護サービス課
	19 通所介護事業 高齢者の孤立感を解消するとともに、心身の機能を維持し、可能な限り自立した在宅生活が送れるよう、デイサービスセンターで入浴、食事、健康チェック等のサービスを行う。	介護プラン課
	20 福祉用具貸与・販売事業 福祉の店において、要介護等の認定を受けた介護サービス利用者、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に基づいて、心身の状況、希望、環境等を踏まえ、適切な福祉用具を選定し、在宅生活を支援する。	福祉の店担当
支援体制の整備	21 幅広い主体との連携・協働による地域支援 地域で様々な主体とつながりを持ちながら協働することにより、地域の課題に対応した取組を進めることを目的に実施する。	地域福祉課
	22 姫路市生活支援体制整備事業 姫路市が実施する生活支援体制整備事業について、地域住民、地域包括支援センター、保健センターと共に、生活支援・介護予防を主とした地域づくりを目的に行う。	
	23 レクリエーション用品貸出事業 地域住民の交流や地域のつながりづくりのため、地域行事等で使用するレクリエーション用品の貸出しを行う。	
	24 福祉ボランティア活動の支援 福祉ボランティア活動をする方に対し、活動室の貸出し、情報提供等の支援を行う。	

区分	事業名	担当課
福祉ボランティア	25 あんしんサポーター養成研修 高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、地域の介護保険施設や在宅の高齢者宅等において、ボランティア活動を行うあんしんサポーターを養成する。また、サポーターの活動を支援し、地域の助け合い活動の活性化及び社会参加活動を通じた高齢者自身の介護予防を推進する。	地域福祉課
	26 福祉教育の推進 地域の中学生等を対象に福祉教育を実施し、地域福祉活動の周知や理解を深め、次世代の地域福祉推進の担い手を育成する。また、様々なボランティアが地域で実践している福祉活動等を紹介し、単に知識を学ぶだけでなく、多面的に理解し、将来の地域づくりにつながるよう推進する。	
	27 高齢者疑似体験セットの貸出し 学校や各種団体に対して、加齢に伴う身体的機能の変化を体験し、高齢者への理解を深める高齢者疑似体験セットの貸出しを行う。	
研修	28 役員・職員研修 役員研修を通じて、制度改正や社会情勢の変化に伴う社協の現状把握と課題整理を行う。 職員に対しては、研修体系に基づき、勤務年数や身分（職階）に応じた研修を実施し、それぞれの立場に必要な資質の取得を目指す。	全課
	29 介護職員初任者研修の実施 資格を取得して介護職員として働きたい人、家族の中で介護が必要な人がいる、若しくは将来的に家族介護に備えたい人、高齢社会を生きる一員として教養を深めるために学びたいという人に対して必要な知識・技術を身につけていただき、在宅福祉の推進を図る。	介護事業 庶務担当
広報	30 広報活動の充実 福祉に関する情報や社協の事業内容を市民に広く紹介するために、広報紙「ひめじの社協」を発行、ホームページの運営をする。また、マスコットキャラクターを活用し、姫路市社会福祉協議会のPRに努める。	全課
災害支援	31 災害に対する備えの充実 昨今の災害時における災害ボランティアの重要性に鑑み、災害ボランティアとして登録している方を対象とした研修を行う。さらに、災害に備え、顔の見える関係づくりの大切さを地域住民に周知するため、広報資料を配布し、有事への備えとするとともに市民の防災への意識向上を図る。 また、姫路市と連携を図り、災害発生時には災害ボランティアセンターの運営、福祉避難所への職員派遣等、協働して迅速かつ円滑に復旧・復興活動を行うことができる体制を目指す。	地域福祉課 介護サービス課
その他	32 苦情解決体制の整備 サービスへの苦情に対して適切な対応を行うことにより、利用者の満足やサービスの質を高めるとともにサービスの適切な利用を支援することを目的として、苦情受付担当者、苦情解決責任者を配置する。また、第三者委員を1名配置し、苦情を円滑に解決する。	全課

5 公益財団法人 姫路市救急医療協会

1 概要

近年の増大する救急医療需要に対処するため、姫路市における救急医療体制の確保及び充実を図り、地域住民の健康の保持・増進と福祉の向上に寄与することを目的とする。

- (1) 事務所の位置 西今宿三丁目7番21号（姫路市休日・夜間急病センター内）
- (2) 設立 昭和53年3月31日
- (3) 基本金等 40,200千円
- (4) 出資金 姫路市 20,200千円 姫路市医師会 20,000千円
- (5) 役員等

① 評議員

令和7年8月1日現在

役職名	氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
評議員	八木 隆次郎	評議員	牛尾 光宏	評議員	菅野 夏子
〃	東 靖人	〃	長田 秀人		
〃	岡本 裕	〃	岩田 稔恵		

② 理事・監事

役職名	氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
理事長	國部 伸也	理事	泉 憲政	理事	巽 祥太郎
常務理事	吉川 誠之	〃	福本 裕丈	監事	平田 朋子
〃	井上大輔	〃	仲西 博子	〃	森 かおる
理事	清水 滋太	〃	伊藤 美紀子		
〃	中空 浩志	〃	柴田 克志		

- (6) 職員数 19人

2 令和7年度予算額

総額 914,882,017円（うち市の委託料 914,863,017円）

3 令和7年度事業計画

- (1) 姫路市休日・夜間急病センターの管理運営（指定管理）
 - 診療予定人員 23,000人（夜間）
 - 17,000人（休日）
- (2) 急病患者の第二次救急医療施設への後送事業
- (3) 急病患者の医療に関する知識の普及事業
- (4) 姫路市救急医療電話相談事業（小児科）

6 公益財団法人 姫路市中小企業共済センター

1 概要

中小企業勤労者の生涯にわたる総合的な福祉事業を行い、中小企業勤労者の福祉の増進を図るとともに、中小企業の振興・地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

- (1) 事務所の位置 飾磨区野田町 127 番地（高田姫路南ビル内）
 (2) 設立 昭和 49 年 10 月 25 日（平成 24 年 4 月 1 日公益財団法人となる）
 (3) 基本金等 100,000 千円（市の出資金）
 (4) 役員の氏名

令和 7 年 7 月 1 日現在

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
理 事 長	山 岡 史 郎	理 事	中 西 孝 幸	評 議 員	石 井 哲 人
副理事長	大 前 晋	〃	濱 田 崇 広	〃	伊 藤 克 也
専務理事	中 嶋 佳 彦	〃	東 影 昭	〃	井 上 敦 司
常務理事	入 江 知 賜	〃	福 本 博 之	〃	糴 川 英 毅
理 事	阿比野 剛	〃	本 丸 明 子	〃	高 岡 智香子
〃	天 野 治	〃	水 田 裕一郎	〃	富 永 充 治
〃	井 澤 竜 一	〃	山 口 俊 和	〃	人 見 嘉 伸
〃	倉 矢 貴 仁	監 事	白 井 久 也	〃	吉 田 眞 子
〃	多 田 正 彦	〃	濱 田 聡		

- (5) 加入資格 資本金 3 億円以下又は従業員 300 人以内の事業所を対象とし、従業員全員加入が原則
 (6) 掛金 全額事業主負担で入会者 1 人につき月額 500 円
 （ただし県外居住で県外の事業所勤務の入会者は 300 円）

- (7) 会員数（令和 7 年 3 月 31 日現在）

福利厚生制度 1,710 事業所 38,445 人

退職金共済制度 683 事業所 5,017 人

- (8) 職員数 10 名

2 令和 7 年度予算額

公益目的事業会計 1,087,578 千円
 収益事業等会計 181,995 千円
 法人会計 11,700 千円

3 令和 7 年度主要事業

- (1) 公益目的事業

① 福利厚生事業

ア 余暇活動……次の事業を行う。

(ア) 文化レクリエーション行事 年間 13 行事 35 回

(イ) 旅行 年間 12 回

(ウ) スポーツ大会 年間 8 行事 14 回

イ 保健事業……事業所の定期健康診断・人間ドック・脳ドックの助成、健康維持事業補助

インフルエンザ予防接種・新型コロナワクチン接種の補助、家庭常備薬のあっせん

ウ 貸付事業……次の生活資金に対し、貸付けあっせんを行う。

普通貸付 年利 1.5%、8 年以内返済

医療、出産、冠婚葬祭、住居借り上げ、住居の増改築、耐久消費財の購入、旅行、育児休業、自家用自動車の購入資金

特別貸付 年利 0.8%、10 年以内返済

教育資金

エ 余暇施設……スポーツ・文化・レクリエーション施設等の補助割引

の利用補助 プロ野球席（20 席）、保養所（97 か所）、映画館（12 館）、アクリエひめじ、
パルナソスホール、美術館、歴史博物館、好古園等

オ 指定割引施設……ゴルフ場・ホテル・旅行社等（42 か所）

カ 特約指定店……百貨店、自動車・自転車、スポーツ用品、墓石、葬祭等

キ きょうさい倶楽部……福利厚生全国型サービス（レジャー、グルメ、ショッピング等）の提供

② 退職金共済事業……所得税法施行令第 73 条第 1 項に基づく退職金共済事業

(2) 収益事業等

① 慶弔給付金事業……次の 11 種類の慶弔給付金で会費の約 50%を還元。

結婚祝金、出産祝金、入学祝金、二十歳祝金、銅・銀婚祝金、還暦祝金、永年勤続報
奨金、傷病見舞金、災害見舞金、死亡弔慰金

② 特別弔慰金等……入会者の死亡、重度障害に対する特別給付

給付共済事業 （掛金月額 1 人 100 円、 給付金 40 万円）

7 公益社団法人 姫路市シルバー人材センター

1 概要

姫路市シルバー人材センターは、高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供する等、その就業を援助して、生きがいの充実、社会参加の促進を図ることにより、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的に設立。

(1) 事務所の位置 本部 下寺町 43 姫路商工会議所新館 3 階

香寺連絡所 香寺町中屋 14

夢前連絡所 夢前町前之庄 2160

安富連絡所 安富町安志 1151

家島連絡所 家島町真浦 1333

(2) 設立 昭和 50 年 12 月 24 日 (財団法人 姫路市高齢者働くしあわせの会)

(3) 組織の変更 昭和 59 年 3 月 31 日 財団法人 姫路市高齢者働くしあわせの会シルバー人材センターから、社団法人 姫路市シルバー人材センターに改組。

平成 18 年 4 月 1 日、社団法人中播広域シルバー人材センターの一部(香寺町・夢前町)、安富町シルバー人材センター、家島町シルバー人材センターを統合。

平成 24 年 4 月 1 日、公益社団法人姫路市シルバー人材センターに移行。

(4) 役員の氏名

令和 7 年 8 月 1 日現在

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
理 事 長	高 島 隆三郎	理 事	和 泉 俊 員	理 事	宮 脇 三 幸
副理事長	伊 藤 恵 介	〃	大 前 晋	〃	森 下 貢
〃	舟 引 隆 文	〃	貞 廣 始	〃	山 口 福 夫
常務理事	福 永 安 洋	〃	佐 藤 千 草	監 事	堤 修
理 事	浅 田 敦 之	〃	高 寄 辰 則	〃	山 下 哲
〃	阿 部 映 子	〃	長 田 秀 人		

(5) 職員数 26 人

2 令和 7 年度予算額 1,596,779 千円

3 事業

(1) 姫路市、その他官公庁、民間企業、個人などから高齢者にふさわしい仕事を受託して、就業機会の提供を行う。

(2) センターの趣旨、事業内容について市民に啓蒙、啓発して、高齢者に適する仕事の開拓に努める。

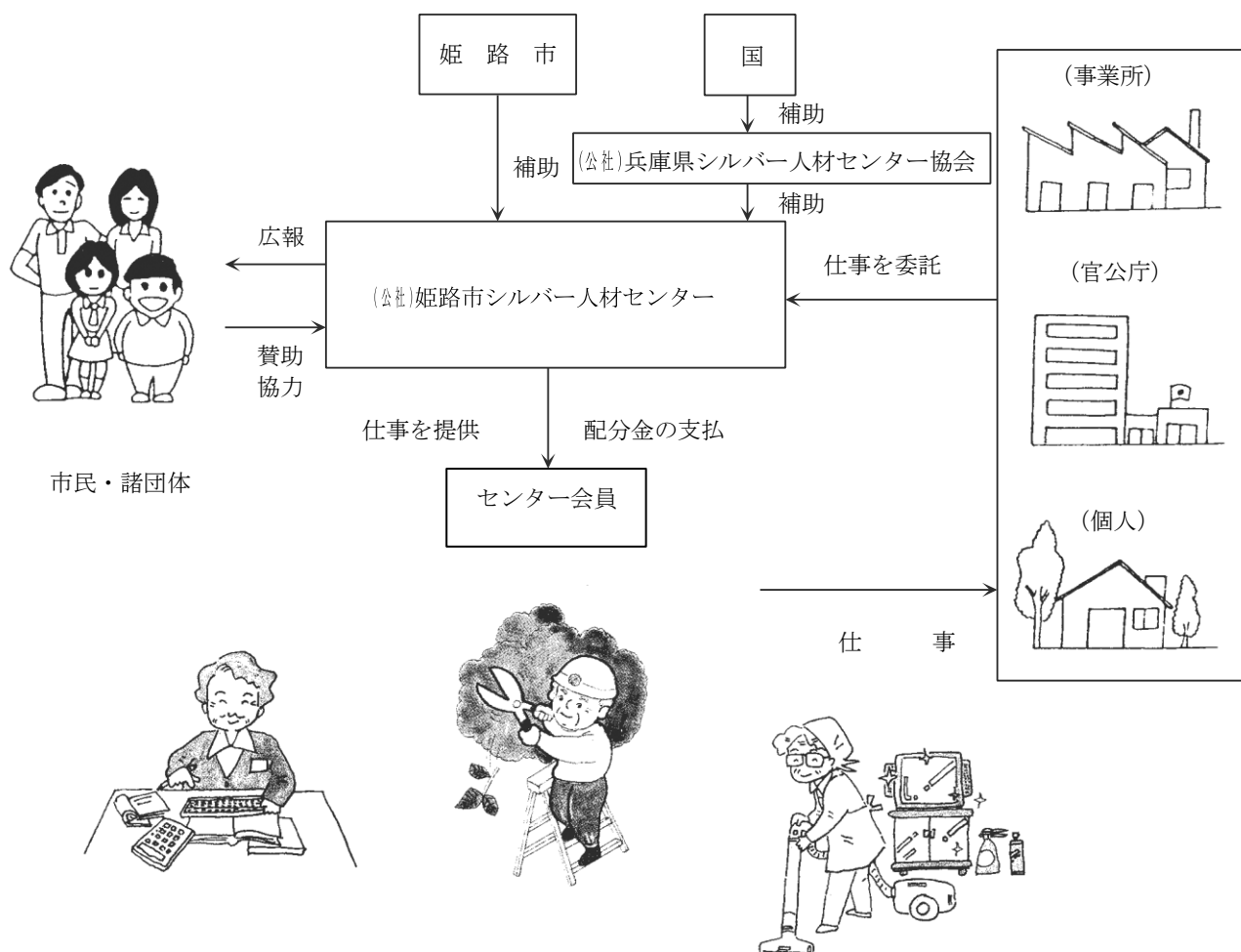
(3) 地区組織の育成、指導及び援助を行う。

(4) 市民、仕事の発注者の期待に応えるため、会員の能力開発、研修、相談を行う。

4 事業実績

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
契約件数(件)		16,980	16,485	16,250	15,582	14,751
契約金額(千円)		1,336,014	1,312,818	1,292,366	1,241,608	1,259,242
就業実人員(人)		1,970	1,883	1,867	1,779	1,750
就業延人員(人)		256,136	250,560	242,009	226,800	219,352
全員配分金額(千円)		1,188,956	1,170,223	1,148,442	1,103,893	1,091,992
1日1人平均配分金(円)		4,641	4,670	4,745	4,867	4,978
会員数	男(人)	1,402	1,308	1,253	1,211	1,220
	女(人)	963	903	860	825	869
	計(人)	2,365	2,211	2,113	2,036	2,089
会員平均年齢	男(歳)	72.4	72.9	73.3	73.5	73.8
	女(歳)	72.4	72.7	73.0	73.2	73.3

5 事業における関連図



8 公益社団法人 姫路観光コンベンションビューロー

1 概要

姫路市における観光事業の振興とコンベンションの誘致、開催支援及び国内外の映画、テレビ等のロケーション撮影の誘致に積極的に取組、地域経済の活性化、市民文化の向上を図り、国際観光都市・姫路の構築に寄与することを目的とする。

- (1) 事務所の位置 本町 68 番地
- (2) 沿革 昭和 22 年 4 月 姫路観光協会として設立
昭和 48 年 社団法人となる
平成 18 年 姫路コンベンションビューロー、姫路フィルムコミッションと統合
平成 25 年 公益社団法人となる
令和 3 年 11 月 4 日 観光庁の登録観光地域づくり法人（登録DMO）に登録

- (3) 役員の氏名 令和 7 年 8 月 1 日現在

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
理 事 長	齋 木 俊治郎	理 事	岡 部 賀 胤	理 事	樽 谷 篤 明
副理事長	長 尾 真	〃	岡 本 一	〃	名 田 知 由
〃	山 田 基 靖	〃	河 合 利 宜	〃	西 谷 美 貴
専務理事	高 月 和 義	〃	合 田 勝 彦	〃	濱 本 卓 弥
常務理事	西 井 健 滋	〃	小 谷 高 明	〃	早 柏 秀 樹
理 事	有 元 年 信	〃	坂 本 竜之介	〃	原 聡
〃	井 上 重 義	〃	四 宮 幹 人	〃	船 引 克次郎
〃	岩 田 稔 恵	〃	清 水 大 輔	〃	本 庄 哲 郎
〃	上 山 洋一郎	〃	高 野 勝	〃	吉 井 祥 二
〃	大 樹 玄 承	〃	竹 田 敏 美	監 事	濱 田 聡
〃	大 前 晋	〃	田 中 康 博	〃	高 谷 秀 二

- (4) 会員数 正会員 322 賛助会員 128（令和 7 年 8 月 1 日現在）

- (5) 職員数 47 名（出向職員含む）（令和 7 年 8 月 1 日現在）

2 令和 7 年度予算額

842, 449 千円（うち、市の補助金 459, 570 千円）

3 令和 7 年度事業計画

公益目的事業として、観光振興事業、コンベンション事業、フィルムコミッション事業、播産館運営事業に区分し、下記の内容を基本方針とし、事業を行う。

- (1) 国内観光プロモーション事業

① 国内旅行会社等へのプロモーション

ア 旅行会社への誘致セールス/商談会等の機会を活用したセールス

イ 広域連携による観光素材説明会等の実施や商談会への参加

ウ 旅行会社を中心とした F A トリップ等の実施・視察の受入れ

- ② 教育旅行誘致プロモーション
 - ア 「姫路市SDGs体験型キャリア教育プログラム」の利用促進による誘致
 - イ 「姫路市教育旅行貸切バス経費助成金」による誘致
- ③ 姫路ランドオペレーションセンターの運営
- ④ 大都市圏メディアプロモーション
- ⑤ 大型イベントや姉妹都市等での観光キャンペーン
- ⑥ デジタルプロモーション
 - ア 広告プロモーション
 - イ HP「ひめのみち」及びSNSを活用した情報発信
 - ウ 電子マップ「プラチナマップ」を活用したプロモーション
- ⑦ 姫路市キャラクター「しろまるひめ」を活用した観光PR
- (2) 大阪・関西万博/瀬戸内国際芸術祭を契機とした誘客促進事業
 - ① 大阪・関西万博/瀬戸芸に向けた観光プロモーション
 - ② 姫路城アーリーイン・レイトアウト（特別プラン）の企画・販売
 - ③ 〔宿泊促進施策〕万博期間中及びアフター万博の閑散期対策
 - ④ 神戸・姫路連携による観光誘客に向けた取り組み
- (3) 姫路城のDX化と高付加価値化推進事業
 - ① 姫路城縦覧券及び有料ガイド等セット販売に関するシステム構築
 - ② 姫路城企画縦覧券の商品開発と流通環境整備
- (4) 国内外の旅行者を惹きつける滞在型コンテンツ造成事業
 - ① 滞在型コンテンツ商品企画・造成（現地ツアー/体験プラン）
 - ② 姫路市内にお泊りいただくための食のプロモーション「おいしい姫路の旅」
 - ③ 将棋文化振興（食のプロモーション）事業
- (5) インバウンド事業
 - ① 訪日団体旅行誘致助成事業
 - ② インバウンドプロモーション
 - ア 市場別プロモーション
 - イ 観光REP（台湾・フランス）を活用したプロモーション
 - ウ 兵庫県外客誘致促進委員会への参画
 - ③ デジタルを活用したゲートウェイ戦略プロモーション
 - ア HP「Visit Himeji」及びInstagramによる情報発信・広告プロモーション
 - イ 海外メディアへの配信（プレスリリース）
 - ウ インフルエンサー等招聘事業
 - ④ インバウンド受入事業者活性化事業
- (6) 観光産業育成事業
 - ① 観光産業育成事業補助金
- (7) 受入体制整備事業
 - ① 姫路市観光案内所案内等業務/移住相談窓口業務
 - ② ユニバーサルツーリズムの推進
 - ③ 観光客へのおもてなし事業

- ア しろまるひめ登場
 - イ 観光ボランティア団体活動支援
- ④ 観光ガイドブック・ノベルティ等作成事業
- ⑤ 姫路観光コンシェルジュ事業（観光コンシェルジュ体制の整備）
 - ア 研修会の見直し
 - イ マニュアル等の策定
- (8) 地域魅力発信事業
 - ① 映画及び番組撮影サポート事業
 - ② 地域映画ロケ誘致サポート事業
 - ③ 海外映画誘致プロモーション事業
- (9) 観光イベント事業
 - ① 姫路城ライトアップイベント事業
 - ② 姫路市周遊型ナイトツアー事業
 - ③ 恋活・婚活イベント事業
 - ④ 大手前通りイルミネーションにぎわい創出事業
- (10) DMOを核とした観光地域づくり
 - ① 調査研究事業
 - ア 姫路市入込客数・観光動向調査
 - イ デジタルマーケティング（HP解析）
 - ウ データ分析及びデータの見える化のためのDMP構築及びデータ購入
 - エ ビーコンによる人流データの収集・分析
 - オ インバウンド定性調査分析
 - ② DMO推進事業
 - ア LINEを活用した情報発信「簡易版観光CRMによる姫路ファン及びリピーター創出事業
 - イ 観光事業者参入・育成事業
 - ウ 地域へのDMOの取組周知・広報活動・多様な関係者との合意形成
 - エ 専門人材の登用
 - オ 姫路市インターンシップ受入支援補助金
 - ③ まちなか課題解決・魅力創出支援事業
- (11) コンベンション事業
 - ① コンベンションプロモーション事業
 - ア コンベンション誘致プロモーション
 - イ コンベンション展示会・商談会等への出展
 - ウ コンベンション開催におけるキーマンの招聘
 - ② コンベンション開催支援事業
 - ア コンベンション開催補助金
 - イ ハイブリッド会議補助金
 - ウ ユニークベニュー利用促進補助金
 - エ 姫路を感じるおもてなし補助金
 - ③ コンベンション受入体制整備事業

ア コンベンショングッズの作成

イ 受入体制整備

ウ ステークホルダーを対象としたセミナー及び情報提供

④ コンベンション広報及び広告媒体による PR 事業

ア パンフレット・ポスター等の作成

イ 広報及び広告媒体による PR

⑤ コンベンション経済波及効果等調査事業

ア コンベンション経済波及効果等調査

(12) フィルムコミッション事業

① 映画・テレビ・CM等のロケ作品の積極的な誘致支援

② ロケ作品（ロケ地）を生かした、ロケ地ツーリズムの推進

③ HPを活用した情報発信

④ 映画上映会の開催

(13) 播産館運営事業

市 政 の 概 要

令和 7 年 版

発行年月日 令和 7 年 9 月

編集・発行 姫路市議会事務局調査課

〒670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地

T E L (079) 221-2035

F A X (079) 221-2028